

博士学位請求論文

「越中間のトンキン湾海洋境界画定交渉

—中国の唯一の海洋境界画定—」

Vietnam-China Demarcation of the Tonkin Gulf,

The Only Maritime Demarcation of China

令和4年1月

拓殖大学大学院

国際協力学研究科安全保障専攻 博士後期課程

7D7522017

内山美生

目次

序章-----	1
1. 問題の所在-----	2
2. 論文の課題-----	4
3. 先行研究-----	6
4. 論文の意義-----	8
第1章 ベトナムと中国の関係とトンキン湾-----	10
第1節 越中関係の歴史-----	11
1. 近代以前-----	11
2. フランスの保護国時代-----	18
3. トンキン湾の歴史-----	18
4. 第2次世界大戦後の冷戦時代-----	21
(1)第1次インドシナ戦争・第2次インドシナ戦争期(1946-1975)-----	22
(2)第3次インドシナ戦争期(1978-1989)-----	23
第2節 非対称のリアリズム-----	23
第2章 交渉当時の国際安全保障環境-----	26
第1節 国際情勢（冷戦終了から一極構造へ）-----	26
第2節 ベトナムをめぐる国際情勢-----	27
1. 冷戦終了とベトナム-----	27
2. 主な国際関係-----	29
(1) 米国との関係-----	29
(2) ソ連・ロシアとの関係-----	30
(3) 日本・ASEAN 等アジア諸国との関係-----	35
第3節 中国をめぐる国際情勢-----	38
1. 冷戦終了と中国-----	38
2. 主な国際関係-----	42
(1) 米国との関係-----	42
(2) ソ連・ロシアとの関係-----	50
(3) 日本・ASEAN などアジア諸国との関係-----	59
第4節 ベトナムと中国の関係-----	84
1. 国交正常化前夜-----	84
2. 外交関係「正常化」から「正常」へ向かって-----	88
3. 関係停滞から南シナ海問題で緊張-----	90
4. 中国は再び国際社会と対立-----	92

5. 「成熟した非対称関係」へ-----	97
第3章 ベトナムと中国の国境・海洋境界画定-----	102
第1節 ベトナムの国境・海洋境界-----	105
1. 陸上国境-----	105
(1) ラオスとの国境画定-----	106
(2) カンボジアとの国境画定-----	107
(3) 中国との国境画定-----	108
2. 海洋境界-----	110
(1) カンボジアとの歴史的な水域合意-----	110
(2) タイとの排他的経済水域 (EEZ)・大陸棚水域の境界画定-----	111
(3) マレーシアとの EEZ・大陸棚水域の境界画定-----	114
(4) インドネシアとの EEZ・大陸棚水域の境界画定-----	116
(5) 中国との海洋境界問題-----	117
3. 境界画定の政策決定の要因と境界画定を可能にした条件-----	119
第2節 中国の国境・海洋境界画定-----	122
1. 陸上国境-----	122
(1) ロシアとの国境画定-----	122
(2) ベトナムとの国境画定-----	131
(3) ラオスとの国境画定-----	131
(4) インドとの国境 (未画定)-----	132
(5) ミャンマーとの国境画定-----	137
(6) ネパールとの国境画定-----	138
(7) ブータンとの国境 (未画定)-----	138
(8) パキスタンとの国境画定-----	139
(9) アフガニスタンとの国境画定-----	139
(10) モンゴルとの国境画定-----	139
(11) 北朝鮮との国境画定-----	141
(12) カザフスタンとの国境画定-----	142
(13) キルギスとの国境画定-----	143
(14) タジキスタンとの国境画定-----	143
2. 海洋境界-----	143
(1) ベトナムとの海洋境界-----	143
(2) マレーシア、ブルネイ、フィリピンとの海洋境界-----	147
(3) インドネシアとの大陸棚水域境界-----	147
(4) 台湾との海洋境界 (台湾の南シナ海における主張)-----	148

(5) 日本との海洋境界-----	148
(6) 韓国との海洋境界-----	150
(7) 北朝鮮との海洋境界-----	152
3. 境界画定の政策決定の要因と境界画定を可能にした条件-----	153
第4章 トンキン湾海洋境界画定交渉-----	159
第1節 1970年代の交渉-----	159
第2節 1990年代の交渉-----	170
1. ベトナム・中国国交正常化と1990年代の陸上国境・海洋境界の交渉再開----	170
2. 交渉の進展と停滞-----	174
3. 交渉の基礎の変更とトップレベルの合意-----	178
4. 中国側の漁業問題への強い関心-----	181
5. 境界画定の法的・技術的問題点-----	184
(1) 湾口の定義-----	184
(2) 「島の効果」の扱い-----	184
(3) シングル・ラインによる境界画定-----	190
第3節 「海洋境界画定条約」及び「漁業協力協定」の調印・発効と内容の概要----	191
1. 署名-----	191
2. 批准・発効-----	192
3. 「境界画定条約」の概要-----	192
4. 「漁業協力協定」の概要-----	193
第5章 トンキン湾海洋境界画定の政策決定と交渉妥結の要因-----	196
第1節 海洋境界画定交渉を進める政策決定-----	196
1. 海洋境界画定により追求した政策目標-----	196
2. 国際システム・レベルとユニット・レベルの条件の変化による 政策目標の変動-----	197
(1) 1970年代の交渉の政策目標-----	202
(2) 1990年代の交渉の政策目標-----	204
3. 海洋境界画定交渉の政策目標と政策決定-----	212
(1) 1970年代の交渉-----	212
(2) 1990年代の交渉-----	219
4. 越中両国の政策目標の達成度-----	242
(1) ベトナム側の目的達成度-----	242
(2) 中国側の目的達成度-----	244
第2節 越中双方の交渉妥結の評価-----	246
1. ベトナムと中国の公式評価-----	246

(1) ベトナム側の公式評価-----	246
(2) 中国側の公式評価-----	248
(3) 越中公式評価に見る越中の認識の一致点と相違点-----	250
第3節 交渉妥結の要因-----	254
1. 政策目標の追求-----	254
(1) ベトナムが求めた政策目標-----	255
(2) 中国が求めた政策目標-----	255
2. 交渉妥結の要因-----	256
(1) ユニット（人間・国家）・レベル-----	256
(2) 国際システム・レベル-----	258
3. 交渉技術上の要因-----	258
(1) 交渉メカニズム-----	258
(2) 柔軟な国際法運用-----	259
(3) ベトナム側の有利な条件下での巧みな交渉-----	259
終章 トンキン湾海洋境界面定の持つ意義-----	261
第1節 越中両国にとっての意義-----	261
1. ベトナムにとっての意義-----	261
2. 中国にとっての意義-----	262
3. 越中関係にとっての意義-----	263
第2節 地域の未解決海洋紛争にとっての意義-----	264
1. 尖閣・東シナ海-----	266
2. 南シナ海-----	267
第3節 まとめ-----	268
付属資料-----	271
参考文献-----	334

序章

中国はすべての海洋隣接国・地域との間に海洋境界紛争を抱えており、解決できた唯一の事例が 2000 年 12 月のベトナムとの間のトンキン湾海洋境界画定である。本論文は越中間の境界画定交渉を分析し画定達成の要因を明らかにすることを目的とするものである。

中国は、南シナ海全域の約 9 割を占める海域とそれに包含されるすべての島礁を囲む「九段線」を持ち出して、歴史的なものとして主張するだけで、法的根拠を示すことなく、島礁の領有権と海域に対する主権的権利あるいは管轄権を主張しており、スプラトリー諸島海域で中国と重複する海域に島礁の領有や海域に対する権利を主張するベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、インドネシア、台湾と対立が続いている。フィリピンの訴えにより 2016 年 7 月 12 日に常設仲裁裁判所 (Permanent Court of Arbitration) が、中国の主張する「九段線」の海域への歴史的権利には根拠がないと裁定したにもかかわらず、中国は実効支配する 6 岩礁を埋め立てて軍事基地化し施設・装備の強化を続けている。ベトナムの間にはスプラトリー諸島の他に、パラセル諸島の領有権とトンキン湾湾口海域についても領有権と海洋境界問題を抱えている。

ベトナムの抱える海洋境界紛争は、二国間紛争では、中国とのトンキン湾湾口海域と南シナ海のパラセル諸島領有問題、タイ湾のカンボジアとの海洋境界問題（歴史的な水域合意は解決済み）があり、多国間紛争では、南シナ海のスプラトリー諸島領有問題である。中国とのトンキン湾、タイとのタイ湾海洋境界は解決済みで、多国間問題の南シナ海域でもインドネシア、マレーシアとは実質解決済みである。

中国は、海域が接する 9 か国・地域のすべてと海洋主権に関する紛争を抱えているが、ベトナムとの間のトンキン湾海洋境界だけは 1992 年から 2000 年にかけて行われた国際法に基づく平和的な交渉により、2000 年 12 月署名の「ベトナム社会主義共和国と中華人民共和国の間のトンキン湾の領海、排他的経済水域および大陸棚水域の境界画定に関する条約」により境界画定が行われている¹。

¹ トンキン湾海洋境界条約 (Agreement between the Socialist Republic of Viet Nam and the People's Republic of China on the Delimitation of the Territorial Sea, Exclusive Economic Zone and Continental Shelf between the Two Countries in the Tonkin Gulf) とトンキン湾漁業協力協定 (Agreement on Fishery Cooperation in the Tonkin Gulf between the Government of the People's Republic of China and the Government of the Socialist Republic of Vietnam) の名称は、原語ではどちらも Agreement にあたる語 (ベトナム語では「hiệp định」、中国語では「協定」) が使用されているが、国会承認条約であり、かつ領海・排他的経済水域・大陸棚水域という国家の領域を決定する重要な国際取決めに「協定」の語を使用するのは、日本語としてなじまず、我が国では英語で Agreement の語を使用した国際取決めでも重要なものは「条約」の語を使用するケースが多いので、本稿では、トンキン湾海洋境界画定条約については「条約」の語を使用した。漁業協力協定については、自動延長期間を含み期限 15 年の時限取決めであり、また、

トンキン湾は、ベトナム北部地域の海岸と中国の広西チワン族自治区、広東省雷州半島 (Leizhou Peninsula) と海南島の海岸に囲まれた面積 126,250 km²の海域である。南シナ海の水深は最深部では 1,000m 以上もあるのに比べトンキン湾の水深は平均 40~50m で、最深部でも約 100m の浅い海域である。ベトナムにとり、首都ハノイがある歴史、文化、また、政治、経済の中心である紅河デルタに面した海であり、ベトナムの海軍司令部、海上警察本部が所在する軍港でハノイの外港として重要な商業港でもあるハイフォン (Hải Phòng、海防) 港を擁するベトナムの国家安全保障上、最も重要な海域である。中国にとり、南部諸省の経済に重要であるとともに海南島はインド太平洋に戦力投射する南海艦隊の拠点である。海南島南端の三亚市にある海軍基地群を起点として南シナ海から太平洋、インド洋への海軍戦力投射能力の拡大を図る中国にとり安全保障戦略の上で非常に重要な海域である。南海艦隊司令部は中国大陸から南へ向かって突き出だし海南島への陸橋となっている雷州半島東岸の湛江市にあるが、海南島南端の三亚市には亜龍湾の地下潜水艦基地、大型バース 4 本を備えた榆林戦略ミサイル潜水艦基地、三亚海軍基地もあり、アジア最大の海軍基地群 (the largest naval complex of its kind in Asia) とも言われている²。

2019 年 12 月、中国国産第 1 号の 2 隻目の空母「山東」が三亚海軍基地で就役した。

1. 問題の所在

トンキン湾海洋境界画定交渉は、1973 年 1 月のベトナム和平合意実現後、北ベトナムが同年 12 月末に中国に提案したことにより開始された。中国は、1974 年 1 月 17 日~19 日のパラセル諸島全域を奪取した対南ベトナム軍攻撃作戦実施中の 1 月 18 日に北ベトナムに交渉開始の意向を回答した。北ベトナムは、隣国間の領土・国境紛争は交渉により良き隣人の精神で解決すべしと前例のない批判的声明を発出したが³、1974 年 8 月に交渉が開始された。1974 年 8 月~11 月と 1977 年 10 月~1978 年 6 月に交渉が行われたが、その後、越中はカンボジアのポル・ポト政権への対応をめぐる対立し、1979 年 2 月の中越戦争で国交が断絶した。1991 年 12 月の国交回復時に、陸上国境とトンキン湾海洋境界交渉再開を合意したが交渉は進まず、1993 年の「基本原則合意」後、定期的な会議が開催されるようになり、1996 年の中国の「海洋法に関する国際連合条約 (The United Nations Convention on the Law of the Sea)」(以下「国連海洋法条約 (UNCLOS)」) 批准後、越側はそれまでの 1887 年清仏条約の東経 108 度 3 分 13 秒の子午線により境界画定を行うとの立場から、

国家の根幹にかかわるものでもないので「協定」の語を使用した。

² Minnie Chan “First made-in-China aircraft carrier, the Shandong, officially enters service”, *South China Morning Post*, 17 Dec, 2019 (<https://www.scmp.com/news/china/military/article/3042469/chinas-second-aircraft-shandong-carrier-officially-enters>)

³ Chang Pao-min, *The Sino-Vietnamese territorial dispute*, The Washington Papers, CSIS, Praeger Publishers, 1986, p.25.

UNCLOS に基づき衡平な境界画定を行う立場に方針を変更し、1977 年の江沢民総書記・ドー・ムオイ書記長会談で「2000 年中に陸上国境とトンキン湾海洋境界を画定する」との交渉妥結のタイムリミットが設定され、交渉は急加速した。中国側が強く要求していた「中国漁民の転業準備」のための経過措置を設けるために漁業協力協定を境界画定条約と同時署名することを越側が 2000 年 2 月に受け入れ、境界画定条約と共同漁業水域などを設置する期限付の漁業協力協定を 2000 年 12 月 25 日に同時署名した。

土山實男は、近代主権国家体系の形成について「それらの組織や制度は、領土の獲得や国民の形成とともに成長した。特に領土の獲得は、時に国家の目的そのものとなり、領土は国民に自己犠牲を強いる特別なシンボリックな価値となった。国家形成と国際秩序形成をめぐる争いは、過去数百年にわたって領土獲得をめぐる争いでもあった⁴」と述べて、近代主権国家と領土の関係を定義している。国境・海洋境界画定交渉は、国家の存在に関わる、その領域を確保・保全するための戦いを、戦争以外の方法をもってする外交・国際政治の戦いの場である。

中国は、交渉が行われた 1990 年代は、冷戦終了後、ソ連・旧ソ連圏諸国の民主化により孤立したうえに 1989 年の天安門事件による西側諸国の制裁に遭い微笑外交により国際社会復帰に躍起になっていた。微笑が功を奏し、ようやく国際社会復帰したところで、自らの南シナ海での覇権主義的行為で東南アジア諸国の間では中国脅威論が生まれ、95 年、96 年の台湾危機と包括的核実験禁止条約前の駆け込み核実験で再び疑念を持たれ、97 年のアジア金融危機への対応が評価されたが、99 年 NATO 軍米軍機の在ユーゴスラビア中国大使館誤爆で、中国は米国に疑念と脅威感を抱いた。一方ベトナムは、第 3 次インドシナ戦争が終わり急速に国際社会から受け入れられていた。また、境界画定交渉とともに、中国側は「中国漁民の転業準備」のための経過措置、また、おそらく UNCLOS 他国際海洋法による通常の境界線の引き方以上に境界線を海南島から遠ざけることなど、本来の境界画定以外の措置をベトナム側に要請しなければならない立場にあった。そのため、ベトナム側の方が、交渉を優位な立場で進めることができたように見える。

トンキン湾海洋境界画定条約が署名された当時、世界での注目度は高くなかったようで、掘り下げた研究が行われた形跡がない。おそらく、関係国が 2 か国だけで島嶼の領有権問題もなく比較的容易な境界画定交渉であったという印象が強かったのであろう。また、当時、中国は、一般的に、近隣国に対し現在より融和的な姿勢をとっており、ロシアとの境界画定をはじめ、隣国との陸上国境問題を次々と解決して行き、2000 年の時点では国境を接する 14 の隣国のうちインドとブータンを除く 12 カ国との国境画定を終わっていた。陸上境界画定もほぼ終わり、努力を海洋境界画定に移して行くプロセスの手始めとして、当事国も 2 カ国だけで、問題が少なく比較的解決しやすいトンキン湾の海域から取りかかったに過ぎないといった見方が支配的であったようである。トンキン湾海洋境界画定がその

⁴ 土山實男『安全保障の国際政治学 焦りと傲り 第 2 版』有斐閣、2020 年、p.91。

後 20 年以上にもわたり「中国の唯一の海洋境界画定」であり続けることは誰も予想しなかった。

中国の唯一の海洋境界問題解決の事例であるトンキン湾境界画定には、将来の中国との境界画定への貴重な教訓や示唆があり得るにもかかわらず、外交交渉であるので当然と言えば当然であるが、交渉の内容は公表されず資料が乏しいこともあり、公式発表に基づく交渉の時系列的な経緯の概略や条約の内容を説明・解説した論文は一定数あり、仏軍事学校戦略研究所アフリカ・アジア・中東研究部長のベノワ・デ・トレグロードの越中の政策目標や海洋政策などに関し若干の分析を行った 2016 年の論文⁵があるが、越中の政策決定、交渉妥結の要因に踏み込んで分析・検証した論文は見当たらない。

本論文は、越中間の境界画定交渉を分析し、画定達成の要因を明らかにすることを試みたものである。わが国も尖閣諸島をめぐる中国と紛争を抱えているように中国と領海、排他的経済水域または大陸棚水域を接する 9 カ国・地域と中国との海洋主権紛争は、東アジア地域の不安定化要因として無視できない問題である。

2. 論文の課題

トンキン湾の海洋境界画定の交渉プロセスを考察・分析するための基礎として、越中両国間関係の長い歴史と地政学的な関係、そして、隣接する大国の中国による侵略を繰り返して受けてきたベトナムの戦略文化を理解することが必要である。また、交渉が行われた 20 世紀末の時期の国際情勢・地域情勢・越中二国間関係、さらに、越中両国が、他の隣国との領土・境界問題をどのように処理してきたのかを理解することが必要である。両国間関係の歴史的背景、また、20 世紀末の国際情勢の中で行われた交渉の経緯を時系列に見直し、交渉プロセスの流れを節目毎に分けた各フェーズでの交渉を検証・分析して、越中が、節目毎に行った政策決定により交渉が進捗し、停滞し、停止しながら最終的に妥結に至った要因を解明する。前述のとおり外交交渉のやりとりは公表されず、各局面での両国の主張、譲歩、駆け引きなどは正確には分からない。中国側責任者として 1992～2000 年に行われた交渉のほぼ全期間に関わった唐家璇元外相が交渉経緯を記している回顧録は、中国側からの視点としての貴重な資料である。越側視点で各局面の交渉経緯を詳細に記述した文献は存在しないので、本研究では、越側交渉当事者 2 名、越外務省関係者、研究者、ジャーナリストにヒアリングを行い唐家璇回顧録の記述に突き合せ可能な限り交渉の実像に近づくよう試みた。

本研究では、越中両国の交渉プロセスにおける政策目標と政策決定、交渉方法を理解し、

⁵ Benoit de Treglode, *Maritime Boundary Delimitation and Sino-Vietnamese Cooperation in the Gulf of Tonkin (1994-2016)*, Publisher Centre d'étude français sur la Chine contemporaine, Printed version Date of publication: Number of pages: 33-41, 1 September 2016, p.35.

海洋境界画定の要因と意義を解明することと、その、残存する他の海洋境界紛争に対する含意を検証するために次のような論文構成とした。

第 1 章では、米国の中国政治・外交研究者のブラントリー・ウォマック (Brantly Womack) バージニア大学教授が、越中関係 3 千年の歴史の中で始皇帝による統一帝国出現以来、関係が良好であれ、敵対的であれ、その中間であれ「非対称な関係」として管理されてきた⁶ とする越中の歴史的・戦略文化的背景を理解するため越中関係史を見直した。紀元前 5 世紀の中国の春秋時代末まで揚子江以南の地を占めた「百越」民族の諸国の一つとして红河デルタにあったベトナムは、古代においては広西・広東を含む大トンキン湾地域の中心的国家であった。漢・隋・唐帝国に支配されるが、唐滅亡後、中国に統一帝国誕生の度に侵攻を受け、抗戦・撃退後は和平交渉で自ら冊封を求め安定を担保する政策をとり独立を保って来た。第 2 章では、交渉当時の両国の政策決定に作用し影響した国際システムの安全保障環境、越中を囲む安全保障環境と越中関係を概観した。第 3 章では、ベトナムと中国が他の隣国との国境・境界問題をどのように処理してきたかを検証した。両国の近隣国との国境・境界画定努力をレビューした上で、第 4 章ではトンキン湾海洋境界画定交渉の 1974 年、1977~78 年と 1992~2000 年の交渉プロセスを検証した。第 5 章でトンキン湾海洋境界画定の政策決定と交渉妥結の要因を解明するために、交渉プロセスのフェーズ毎に越中の政策決定メカニズムを検証した。交渉を進展させ、停滞させ、中止させる交渉を行う越中政府の動機や影響した事象を考察した。分析の枠組みとしてウォルツの、人間、国家、国際システムのレベルの分析を念頭に置き「ユニット (人間・国家)・レベル」と「国際システム・レベル」の要因⁷ に分類し、外交政策決定における外的要因、社会的要因、政府の要因等が、インプットされながら重層的な政策決定プロセスの中で形成されていくとのローゼナウの政策決定過程理論⁸ を枠組みとして使用した。フェーズ毎に、越中の一連の政策目標のそれぞれについて、「ユニット (人間・国家)・レベル」と「国際システム・レベル」のインプットが変動し、それにより、推進、抑制、停止のいずれかのベクトルを生み、その総和が境界画定交渉を行うこと自体についての方向性を左右すると仮説の下に、M. テイラー・フレイヴェルマサチューセッツ工科大学教授⁹ が 3 つに分類

⁶ Brantly Womack, *China and Vietnam, The Politics of Asymmetry*, Cambridge University Press, NY, USA, 2006, p.1.

⁷ ケネス ウォルツ、渡邊昭夫他訳『人間・国家・戦争—国際政治の 3 つのイメージ』勁草書房、2013 年。

⁸ Eugene R. Wittkopf, Christopher M. Jones with Charles W. Kegley, Jr. Thomson/Wadsworth, *American Foreign Policy*, 2008, pp.17-23.

⁹ M. テイラー・フレイヴェル (M. Taylor Fravel) マサチューセッツ工科大学教授は、中国の戦略・国境・境界問題に詳しい対中エンゲージメント派の中国研究者で、J. Stapleton Roy、Michael D. Swaine、Susan A. Thornton、Ezra Vogel とともに、トランプ政権に対中敵視・デカップリング・封じ込め政策を改めるべきであるとの公開書簡 “Opinion: China is not an enemy”

する領土・境界紛争当事国の対外行動のうち、①協調戦略(cooperation strategy、妥協・譲歩により解決を目指す)、②引き延し戦略(delaying strategy、交渉を引き延ばす)、③エスカレーション戦略(escalation strategy、交渉を決裂させる)¹⁰のどれを選択したかを、同教授の領土・境界紛争において国家が「協調」、「エスカレーション」を選択する要因(source)の理論¹¹を参考にして分析した。終章では、トンキン湾海洋境界画定の、越中各国と越中二国間関係における意義と、地域の未解決の海洋境界問題についての意義を明らかにした。

3. 先行研究

先行研究には、下記に挙げるような書籍や論文があり参考にした。ただし、前述のとおり、特に1990年代の交渉についての研究については、両国政府の体制の問題以前に重要な国益を賭けた駆け引きである外交交渉という性質から越中両国政府発表には、分析的な研究に資するような種類の情報が少ないこともあり、また、当時、世界でトンキン湾海洋境界画定が注目されなかったこともあり、越中両国における論文は公式発表のラインを敷衍して説明・解説したものであり、欧米や我が国における研究も交渉の時系列的経緯と条約の内容を解説した論文が多く、両国、特に唯一の海洋境界画定を行った中国が、なぜトンキン湾で境界画定を求める政策を決定し交渉を進めたのか、また、なぜ交渉が妥結したのかという理由に踏み込んで分析を行った論文は見当たらない。

妥結に至らなかった1970年代の交渉についての考察には、チャン・パオミンの書籍、¹² ジョン・R・V・プレスコットの書籍、¹³ があり、前者は中越間の関係から説き起こしてトンキン湾境界画定交渉の意味を論じたもので興味深い。両研究はともに1887年の清仏条約の子午線の解釈や同子午線による境界画定を行う場合の意味など、かなり掘り下げた内容の研究であり参考になった。1990年代より、むしろ、ベトナム和平合意から間もない

(https://www.washingtonpost.com/opinions/making-china-a-us-enemy-is-counterproductive/2019/07/02/647d49d0-9bfa-11e9-b27f-ed2942f73d70_story.html) を共同執筆し、約100名の中国研究者、中国関係実務関係者の署名を集めて2019年7月3日のワシントンポスト紙に掲載した。

¹⁰ M. Taylor Fravel, "Regime Insecurity and International Cooperation: Explaining China's Compromises in Territorial Disputes", *International Security Vol. 30, No. 2*, Fall, 2005, pp.46-83, The MIT Press, pp.52-53.

¹¹ M. Taylor Fravel, *Strong Borders Secure Nation, Cooperation and Conflict in China's Territorial Disputes*, 2008, Princeton University Press, pp.37-39、同書の邦訳であるテイラー・フレイヴェル、松田康博監訳『中国の領土紛争 武力行使と妥協の論理』勁草書房、2019年、pp43-45。

¹² Chang Pao-min、前掲書。

¹³ John Robert Victor Prescott, "Maritime Jurisdiction in Southeast Asia: Commentary and Map", *Research Report No.2*, East-West Environment and Policy Institute, East-West Center, Honolulu, Hawaii, 1981.

1773 年末に境界画定交渉を提案した北ベトナムに対して、中国は、パラセル諸島西部の南ベトナム軍を攻撃し戦闘続行中に北ベトナムに交渉開始受諾の回答をした 1970 年代の交渉の方がトンキン湾境界画定の試みに対する世界の注目度が高かったものと思われる。

最終的に交渉が妥結し海洋境界画定に至った 1990 年代の交渉については、交渉を時系列に説明したリュウ・ヴァン・ロイ（元越外務省幹部）の書籍¹⁴、ともに条約の国際法的な解説であるゾウ・ケユアンの論文¹⁵とグエン・ホン・タオ（元越外務省幹部）の論文¹⁶、2016 年の両国の政策目標、海洋政策・経済政策にも触れたベノワ・デ・トレグロードの論文¹⁷、越側交渉当事者チャン・コン・チュック（法学者）の南シナ海シンポジウムでのプレゼン・テキスト¹⁸、ドー・ティエン・サム越社会科学院中国研究所長（当時）の論文¹⁹などがあり、交渉の過程について、これらの先行研究を参考にした。

その他に、1990 年代の交渉には、前掲の 1993 年から 1999 年まで中国の外務次官・中国側交渉代表団長として、2000 年からも外務大臣としてほぼ全期間交渉に携わった唐家璇の回顧録²⁰があり同氏はロシアとの陸上国境画定にも携わっているので示唆に富むものである。また、ゾウ・ケユアンの論文²¹には、国際法上の詳しい説明があり参考になった。

先行研究が豊富でないことを補うために、ベトナム側で専門家合同委員会のヘッドとして交渉に携わった法学者のチャン・コン・チュック博士、交渉に部分的に携わった越外務

¹⁴ Luu Van Loi, *The Essentials of Vietnamese Land, Sea and Sky*, Thế Giới Publishers, 2015.

¹⁵ Zou Keyuan, “Maritime Boundary Delimitation in the Gulf of Tonkin”, *Ocean Development and International Law* 30:325-224, East Asian Institute, National University of Singapore, 1999.

¹⁶ Nguyen Hong Thao, “Maritime Delimitation and Fishery Cooperation in the Tonkin Gulf”, *Ocean Development and International Law* 36:25-44, 2005.

¹⁷ Benoit de Treglode、前掲書。

¹⁸ Tran Cong Truc, “Measures for Maintenance for Peace, Stability and Enhancement of Cooperation on the South China Sea” presentation text of the Diplomatic Academy of Vietnam and Vietnam Lawyers’ Association’s *International Workshop on the South China Sea: Cooperation for Regional Security and development*, November, Hanoi, 2009.

¹⁹ Do Tien Sam, TS., “Y NGHIA LICH SU CUA VIEC KY KET HIEP UOC VE BIEN GIOI TREN DAT LIEN, HIEP DINH PHAN DINH VINH BAC BO VA HIEP DINH HOP TAC NGHE CA GIUA VIET NAM VA TRUNG QUOC”, Chu bien Do Tien Sam- Furuta Motoo, *Chinh Sach Doi Ngoai Rong Mo cua Viet Nam va Quan He Viet Nam-Trung Quoc*, Trung Tam Khoa Hoc Xa Hoi va Nhan Van Quic Gia, Trung Tam Nghiien Cuu Trung Quoc, Truong Dai Hoc Van Hoa Tong Hop, Dai Hoc Tokyo (Nhat Ban), Nhà Xuất Bản Khoa Hoc Xa Hoi, Ha Noi, 2003.

²⁰ 唐家璇、加藤千洋訳『唐家璇外交回顧録・頸雨煦風』岩波書店、2011 年。

²¹ Zou Keyuan, “The Sino-Vietnamese Agreement on Boundary Delimitation in the Gulf of Tonkin”, *Ocean Development and International Law* 36:13-24, 2005.

省幹部の他、外務省関係者、中国問題研究者、ジャーナリストなどへの筆者のベトナムでのヒアリングは非常に示唆に富むものであった。

また、両国の近隣国との境界画定については上記のリュウ・ヴァン・ロイの書籍、テイラー・フレイヴェルの論文²² および同書籍²³、井出敬二の書籍²⁴、李国強の論文²⁵ 吉田修の論文²⁶などを参考にした。

また、中越の非対称な関係のメカニズムの分析にはブラントリー・ウォマックの書籍²⁷、チャン・パオミンの論文²⁸も参考にした。

4. 本論文の意義

今日では、冷戦終了により世界システムが大きく変動していたトンキン湾海洋境界画定交渉が行われた1992年～2000年の時代から世界の安全保障環境も大きく変わり、中国は経済的にも軍事的にも巨大な存在となっている。中国政府の海洋政策も今日ではかなり異なるものとなっている。しかし、ベトナムと中国の間で行われたトンキン湾海洋境界画定は、今日も中国が行った唯一の海洋境界問題処理の事例であり、南シナ海や尖閣諸島など、他の中国との海洋境界問題解決のための手がかりを与えてくれる可能性のある唯一の研究対象であることから、本研究は重要な意味のあるものであると考える。

越中両国の関係で、特にウォマックのいう「非対称関係」の小国側として、常に中国の動向に全神経を集中しているベトナムが、同国にとって最も重要な海域の境界画定に死活的国益を賭けた交渉を展開したこの境界画定交渉から学べることは多いと考える。

現在の中国の海洋政策の下では、中国が国際法に基づく交渉を受け入れることは想定し難い。しかし、国際安全保障環境の大きな変化、また、共産党総書記兼国家主席として権力が集中している中国の最高指導者の交代により、中国の政策が大きく変化する例は過去にあったので、外交安全保障政策、海洋政策も大きく変化する可能性は存在する。ベトナムが中国との間でいかなる政策目標を持って、当時のいかなる国内の要請、越中二国間関

²² M. Taylor Fravel、前掲論文。

²³ M. Taylor Fravel、前掲書、同書の邦訳であるテイラー・フレイヴェル、松田康博監訳前掲書。

²⁴ 井出敬二『中露国境交渉史』作品社、2017年。

²⁵ 李国強「周辺国家の海上国境問題」『境界研究』No.1、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター、2010年。

²⁶ 吉田修「インドの対中関係と国境問題」『境界研究』No.1、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター、2010年。

²⁷ Brantly Womack 前掲書。

²⁸ Chang Pao-min, "New Opportunities and Challenges", *Contemporary Southeast Asia Vol.2*, September 1997, pp.136-151.

係、国際安全保障環境の諸条件下でどのように境界画定交渉を提案し、交渉を進めたか、また、中国がそれに対していかなる政策、いかなる方法をもって対応し、国際法に基づく平和的交渉により、境界画定を行ったのかを検証することは、領土・境界紛争は国家の根幹にかかわる重大事項であるので、現在得られる情報を集積して将来に備えるという意味で重要なことである。そこには、越中間のトンキン湾湾口海洋境界や、日中間の尖閣諸島問題、また、多国間紛争である南シナ海問題をはじめ中国との海洋境界問題の解決のための諸条件や方法を探る手がかりを示唆するものがあると考ええる。

中国が、フレイヴェル理論の言う「協調戦略」を採用して、海洋境界紛争を解決した唯一の事例であり、将来の中国との海洋紛争解決の手がかりとなり得る貴重な情報を得られる本論文の研究は今日的にも意義のあるものと考ええる。

第1章 ベトナムと中国の関係とトンキン湾

地政学また歴史におけるベトナムの中国との関係は、常に隣接する大国中国に対応してきたベトナムの戦略文化、対外政策形成のパターンに決定的な役割を果たしている。トンキン湾での海洋境界画定問題においても、ベトナムによる交渉提案、交渉過程、交渉妥結における政策決定プロセスにおいては、対中国戦略文化・政策決定パターンが反映されている。

ブラントリー・ウォマックは、非対称理論 (asymmetry theory) の分析的アプローチにより中国とベトナムの関係と国際関係における相対的なパワーの意義について分析し、中国とベトナムの3千年の歴史の中で、中国にBC211年の始皇帝による統一帝国が出現して以来、中越関係は、良好であれ、敵対的であれ、その中間であれ、非対称的なものであったとして、非対称な関係がどのように管理されてきたかを考察しており²⁹、越中関係史を見る上で重要な視点を提示している。

ウォマックは非対称な越中関係史を、①「中華帝国成立以前の時代 (Pre-imperial, ~221BC)」、②「ベトナムが中国の一部となった時代 (Vietnam as part of China, 111BC~AD968)」、③「不均衡な両帝国の時代 (Unequal empires, 968~1885)」、④「共に帝国主義の犠牲者の時代 (Fellow victims of imperialism, 1840~1949)」、⑤「革命の兄弟国の時代 (Revolutionary brotherhood, 1949~73)」、⑥「敵対の時代 (Hostility, 1978~90)」、⑦「正常化の時代 (Normalization, 1991~99)」、⑧「正常な関係の時代 (Normalcy, 1999~)」の8つの位相 (phase) に分類している³⁰。

ウォマックは、その「非対称理論」について、「非対称理論は、持続的な関係としての非対称でなく状態としての不均衡な非対称をいう西洋、特に米国における現代の国際関係論とは根本的に異なる」として以下のように説明している。非対称理論の基本的論点の第1は、能力の強い側と弱い側間に生じる利害と認識の違いに注目することで、非対称関係における相互認識と相互作用は、それぞれが直面する機会と脆弱性の違いによって生じ、非対称なA (強い側) とB (弱い側) の関係は一つの関係ではなく、『A⇒B (Aから見たBとの関係)』、と『B⇒A (Bから見たAとの関係)』という2つの関係のセットと見るのが最も適当である。第2は、非対称関係では問題が起こりやすいものの堅牢である傾向がある。AとBの間の利益と視点の違いは常に緊張関係を生むので安定的とは言えないが、多くの場合、強い側が弱い側を完全に排除できる可能性は低い。歴史上の越中関係のすべてのバリエーションで、中国はベトナム問題を『解決』できず、ベトナムも中国問題を『解決』できなかった。非対称関係における学習は、所与の関係を『普通のもの (normal)』として受け入れることを含み、非対称の『正常性 (normalcy)』とは、非対称のまま、

²⁹ Brantly Womack、前掲書、p.1.

³⁰ 同上、pp.23-30。

強い側は挑戦を受けず、弱い側は自律性を脅かされずと確信し、自信を持って両国間の関係の様々な問題を管理できる状態をいう³¹と説明している。

さらに、非対称理論の分析方法について、現代の諸国際関係理論に適合しないが、各理論と共通の要素もあるとして、「能力を重視し国家は自らの利益の最大化を試みると仮定する点はモーゲンソーの『古典的現実主義理論』と、システム全体でなく二国間関係のパターンを扱うが構造理論である点はウォルツやミアシャイマーの『ネオリアリズム理論』と、ユニット間の格差により生じる問題に注目する点は同様の形態の政府を持つ国家間では戦争が起こりにくいとするオーウェンの『民主的平和論』と、強い国家と弱い国家の異なる視点に重点を置く点は『従属理論』と共通しており、キンドルバーガーの『覇権安定論』のように力の格差に基づく関係の構造を重視し、コヘインの『相互依存論』のように成熟した関係は平和的であると考え、外交には有意な選択肢があり強い側の自制は賢明であると考える点はニーバーやアイケンベリーの『理想主義および立憲主義の国際関係理論』と共通し、認識と相互作用を強調する点はウェントの『構造主義理論』に近く、歴史的展開と関係の特定の内容に注意を払う点で『英国学派』にも近い。」と定義しつつ、「他の各理論から魅力的に見える諸説を混合したサンプリングではなく、根本的に異なる出発点からの国際関係の再解釈である」と説明している³²。

本章では、越中の歴史上の関係を、ウォマックの非対称理論の分析アプローチによる両国間の関係のパターンに着目して、越中関係史を見て行く。

第1節 越中関係の歴史

1. 近代以前

近代の「主権的領土国家」概念成立以前のベトナムの国家形成と中国をはじめ周辺諸国との関係や境界の変遷を見て行く。

現在、ベトナムには、9,620万8,984人（2019年4月1日時点の国勢調査結果）の人口の85.3%を占めるベト族（Viet=越またはKinh=京）の他に³³、人口100～150万人のタイ族（Tày）、タイー族（Thái）、ムオン族（Mường）、ヌン族（Nùng）、クメール族（Khơ Me、Khmer）のなど54民族が居住する³⁴。北部の紅河（Sông HồngまたはHồng

³¹ Brantly Womack、前掲書、pp.17-18。

³² 同上、pp.18-20。

³³ “4. Population by ethnic groups”, *Preliminary result of Vietnam population and housing census 2019*, GENERAL STATISTICS OFFICE of VIET NAM, p.32
(https://www.gso.gov.vn/default_en.aspx?tabid=515&idmid=5&ItemID=19281)

³⁴ PGS.TS Nguyen Van Huy, TS. Nguyen Quy Thao, TS. Le Duy Dai, Vu Xuan Thao, *Dai Gia Dinh Cac*

Hà) のデルタに旧石器時代以来居住するベト族が建てた諸王朝の他にも、中部地域にマレー系のチャム族 (Chăm) の建てたチャンパ王国 (Cham Pa) や多数の部族国家があった。チャンパ王国は 15 世紀後半に滅亡し、他の部族国家群もベト族の国家に吸収された。

ウォマックの分類した越中関係史の位相の、第 1 は「中華帝国成立以前の時代 (Pre-imperial, ~221BC)」である。考古学上の研究によれば、ベトナム北部には旧石器時代から人類が居住し、新石器時代末の 5~6 千年前頃にベトナム北部に巨大デルタを形成する紅河流域で稲作が始まり、河川の治水の共同作業のため共同体組織が発達し、紀元前 2 千年期後半に東南アジア全域と中国南部で出土する青銅製のドンソン鼓を生産していたフングエン (Phùng Nguyên) 文化が登場する³⁵。紅河デルタには古い時代から部族国家があり、伝説ではフート省 (Phú Thọ、富壽、ハノイの北西約 100km) を中心に、BC2,879 年からタイオー国 (Tay Âu、西甌) に滅ぼされる BC258 年まで、歴代フン・ヴオン (Hùng Vương、雄王) と呼ばれた 18 代の王が統治したヴァンラン (Văn Lang) 国があった³⁶。18 代の王による 2,622 年間の統治は不自然でヴァンラン国の成立は前 1 千年紀中頃との見方もある³⁷。

現在の中国領の地域から移動して定着、建国したチベット系ビルマ人を主とするミャンマー (11 世紀)、同じく現在の中国領から移動した百越 (Bách Việt) 民族のタイ (13 世紀) とラオス (14 世紀) などの比較的新しい国家と異なり、ベトナムは、マレー系のインドネシアと同様に現在の領域に原始共同体の時代から居住している土着の民族国家であり国土への愛着が非常に強い。

BC221 年、中国に秦の始皇帝による中原を越えた領域を支配する最初の帝国が誕生し、BC214 年、広東、広西 (広西チワン族自治区) を征服した後、ベトナムに侵攻した。トゥック・ファン (Thục Phán、蜀泮) 率いるオー・ベト (Âu Việt、甌越) 族とこれに協力したラック・ベト (Lạc Việt、雒越または貉越) 族は抵抗戦を続けて秦軍を退けた。トゥック・ファンはアン・ズオン (An Dương、安陽) 王と名乗り、BC208 年、ハノイ近郊コーロア (Cổ Loa、古螺) を首都としオーラック (Âu Lạc、甌雒) 国を建てた³⁸。支配領域は

Dan Toc Viet Nam (The Great Family of Ethnic Groups of Viet Nam), Nhà Xuất Bản Gioc Duc Cong Ty Co Phan Ban Do va Tranh Anh Giao, 2007 による。

³⁵ Nguyen Khac Vien, *Vietnam, a Long History, 7th revised and Expanded Edition*, Thế Giới Publishers, Hanoi, Vietnam, 2007, pp.12-17, p.20.

³⁶ 同上, pp.19-20、Luu Van Loi, *The Essentials of Vietnamese Land, Sea and Sky*, Thế Giới Publishers, 2015, p.7 および Brantly Womack、前掲書、p.97 TABLE5.1

³⁷ 小倉貞夫『物語ヴェトナムの歴史、一億人国家のダイナミズム』第 3 版、中公新書、2006 年、p.16。石井米雄・桜井由躬雄編『東南アジア史 I 大陸部、新版世界各国史』第 1 版第 3 刷、山川出版社、2008 年 p.37 は、ヴァンラン国の成立を前 1 千年紀中頃としている。

³⁸ Nguyen Khac Vien、前掲書、p.393。

北部国境から中部北端のタインホア省（Thanh Hóa、清化）あたりまでとされる。コーロア遺跡や大量の青銅製鍬の発見などから国家制度や軍隊が存在したとみられる³⁹。越中関係は、秦が中国を統一してベトナムと初めて領域を接したことにより始まった。秦の侵攻にオー・ベト族とラック・ベト族が共同で戦ったことにより北部全体を領域とする国家の形成が促された。

ウォマックは、秦の統一以前の越中関係を「中越は国家と認識できる形では存在せず、それぞれ石器文明、青銅器文明の展開した場所であった。中国文明のルーツは黄河地域にあり、ベトナム発祥の地の紅河デルタは遠く離れている。春秋（BC770～476）・戦国（BC475～221）時代に、国家が互いに戦い、相互に作用して広い文化的圏域が生まれた。ベトナムは、百越と呼ばれた越族国家群の最南端に位置し、政治・軍事的作用が展開した圏域の外縁軌道上にあり、中越は起源を相手に負うことなく、原初的な国家意識を持った状況で対面したことがないことに注意することが重要である。ベトナムは、後に中国帝国を形成する軍事・文化圏の外縁にあり、東南アジア文化圏の外縁にあった」と定義している⁴⁰。揚子江以南の百越につき、海老根量介は、BC5世紀に繁栄し「春秋の五覇」に数えられた「越」が最初に中国史に現れて来た王国であるが、「越」が湖北省の「楚」に滅ぼされて支配下に入った後も、浙江省南部以南の世界は、始皇帝による中国統一までは引き続き百越の世界であったとしている⁴¹。百越諸国家群の最南端に位置し、大穀倉地帯の紅河デルタを支配したベトナムの諸王国は、他の百越国家が黄河流域から揚子江以北の「中原」の支配をめぐる覇権争いに巻き込まれ、あるいは参入した中、秦による中国統一まで独自の発展を遂げた。

BC207年の秦滅亡時、秦の南海郡（広東省）以南の地の地方長官ナム・ガウの後継者の趙陀が自立し、BC179年、オーラック国を征服して広州を首都として広東、広西、ベトナム

³⁹ 同上、p.22、また、Brantly Womack、前掲書、p.97 TABLE5.1によれば、ナムベト国は Nam Yue 国（中国語発音）とされ、BC180年-111年に存在したとされている。

⁴⁰ Brantly Womack、前掲書、p.24.

⁴¹ 海老根量介「第7章 歴史の中の中国の南向政策－漢と南越の関係についてのケーススタディー」中居良文編著『中国の南向政策』学習院大学東洋文化研究叢書、御茶の水書房、2020年12月8日、pp.223-224。海老根は、「春秋戦国時代における政治・経済・文化の中心は『中原』と呼ばれる黄河流域の地域であり、南方地域は大部分がまだ中国の影響下に入っていなかった。長江以南は『百越』と呼ばれる人々が住んでいる地で、彼らは北方の人々とは異なる言語を話し、習慣も大きく異なっていた」、「その中で最初に歴史に現れてくるのが、会稽（現在の紹興）を都とし浙江省を中心として栄えた『越』である」、「戦国時代に入ると越は徐々に衰え、最後は湖北省を中心とする国である楚によって滅ぼされ、その土地はその支配下に置かれることとなった。しかし、今の浙江省南部から福建省・広東省にかけては楚の勢力が及ぶこともなく、引き続き百越の人々が居住する世界が広がっていた。この状況が一変するのは、始皇帝の登場を待たなければならぬ」としている。

ムを支配するナムベト国 (Nam Việt、南越) を建てた。ナムベトは歴史上唯一のベトナムと中国の領域を跨ぐ百越居住地域を統一した国家である⁴²。

第2は、ウォマックが「ベトナムが中国の一部となった時代 (Vietnam as part of China, 111BC~AD968)」とする位相で、BC111年、漢がナムベトを征服しベトナムに交趾郡を置いた。当時の漢の文書によれば人口は981,375人とされる⁴³。40~44年のチュン姉妹の反乱、248年のチエウ夫人の反乱の他137年、157年、178年の反乱などがあったが、漢の約400年間は独立を回復できず、中国の三国・南北朝時代には反乱を起こし短期間独立した時期もあった。544年にトーリック (Tô Lịch、現在のハノイ市内) を首都として独立したヴァン・スアン (Vạn Xuân) 国は、602年に隋に征服されるまで独立を保った。隋に続く唐は、679年、「安南都護府」を置いて支配した。度重なる反乱や一時的独立にもかかわらず、唐滅亡まで独立を回復できなかった。

ウォマックは、中国にとってのベトナムの意味を、キース・テイラーの説を引用し、①中国史の展開した地域の一つ、②重要な地域であるが主要な地域ではない、③統治の難しい地域であるが、北部の遊牧民地域のように中国への脅威ではないとしている⁴⁴。

第3は、ウォマックが「不均衡な両帝国の時代 (Unequal empires, 968~1885)」と分類する唐滅亡後に独立国家が成立した位相である。907年の唐滅亡後に広東と広西を支配した南漢はベトナムに侵攻したが、938年、ベトナム水軍は川底に杭を打っておいた紅河支流のバクダン (Bạch Đằng、白藤) 川河口に南漢艦隊を満潮時に誘い込み、干潮時に杭のため動けなくなった南漢の大型船を小舟で襲撃する戦術で撃破し、939年、ゴー・クエン (Ngô Quyền、呉権) がコーロアを都として独立を回復した⁴⁵。ゴー・クエンの死後、968年、ディン・ボーリン (Đinh Bộ Lĩnh、丁部領) が北部地方南端のホア・ルー (Hoa Lu) を都として、ダイ・コー・ヴィエト (Đại Cồ Việt、大瞿越) 国を興した⁴⁶。越・南漢のパワーはほぼ拮抗していたと考えられるが、「ベトナム戦域」では越が優位で、南漢が侵攻し

⁴² 岡田英弘『中国文明の歴史』講談社現代新書、2004年、p.69。岡田は「夏人と結びつく系譜を持つ越人は、後世、浙江省、福建省、広東省、広西チワン族自治区、ヴェトナムの方面に分布していたが、その故地に残存する上海語、福建語、広東語の基層はタイ系の言語である」として、百越の居住した範囲は浙江省、福建省、広東省、広西チワン族自治区、ベトナムと見ている。

⁴³ Nguyen Khac Vien、前掲書、p.35。Brantly Womack、前掲書、p.107。なお、Womack の、Charles Hucker (Charles Hucker, *China's Imperial Past*, Stanford University Press, 1975, p.172) と Keith Weller Taylor (Keith Weller Taylor, *Birth of Vietnam*, Berkeley, University of California Press, 1983, p.55) の研究を引用した記述によれば、漢のAD2年の人口調査によれば、紅河デルタ (交趾) の人口は1.4百万人で、当時の漢全体の人口6千万人の2.3%であるが、漢南部の旧百越の地域である広東・広西・ベトナムの3地域の総人口のうちでは78%を占めていた。

⁴⁴ Brantly Womack、前掲書、pp.107-108。

⁴⁵ Ed. Quang Minh, *Some Historic Battles in Viet Nam*, Thế Giới Publishers, 2013, pp.1-8.

⁴⁶ Nguyen Khac Vien、前掲書、p.399。

越に撃退された後には、共に相手に挑戦されず共存関係が成立した。

960年、宋が興り、越中部クアンナム省（Quảng Nam）にあったチャンパ王国と連合し981年に越に侵攻した。越の将軍レー・ホアン（Lê Hoan）が、陸は北部国境のランソン省（Lang Son）ソックソン（Soc Son）で、海はバクダン川河口で南漢艦隊撃破と同じ戦術で宋軍を撃破した。982年、レー・ホアンはチャンパの首都インドラプーラ（Indrapura）を制圧し中部まで支配地域を拡大した。チャンパは南部クイニョン省（Quy Nhơn）に逃れた。1009年に興ったリー（Ly、李）朝ダイ・ヴィエト（Đại Việt、大越）国は、宋の侵攻準備を知り機先を制して広西に侵攻し1075年南寧を占領した。1077年、宋は北部ランソン国境から侵攻したが、カウ川（Sông Cầu）北岸で食い止められ首都タンロン（Thăng Long、昇龍、ハノイ）に迫ることができず、1079年、リー朝の講和の提案を受け入れ撤退した⁴⁷。

宋と越の国力は「宋が優位な非対称関係」であるが、「ベトナム戦域」では「越が優位な非対称関係」で981年の侵攻では、宋はチャンパと同盟して対越バランスした上で侵攻した。越は宋を撃退後、チャンパを攻撃して無力化した。宋の侵攻準備を察知した越は先制して侵攻し南寧を占領して牽制したが、1077年宋は、越北部国境から侵攻し再び越に撃退された。越は敢えて自ら「形式上の冊封」を求め、「安定した非対称関係」を実現させた。

1226年リー朝は後継者がなく帝位をチャン・カイン（Trần Canh、陳暎）に譲りチャン（Trần、陳）朝が始まる。1257年に元は雲南の大理王国を征服し、チャンパ、クメール、ビルマに侵攻し、1258年、降伏を受け入れない越に3万の兵力で雲南から紅河沿いに侵攻した。チャン朝はタンロンから90km南のニンビンへ避難しタンロンを占領した元軍に食糧供給を断ちゲリラ戦を展開して撃退した。1261年、フビライハンは使者を派遣し、チャン朝は再侵攻を避けるため3年に1回の朝貢によりアンナン王に封ずるとの条件を受け入れたが、王自らの朝貢は断ったため、元は1285年と1287～88年の2度侵攻した⁴⁸。1283年、元は、フビライの子息トグハン（Toghan）の指揮下に50万の遠征軍を組織し、北部国境から侵入したトグハンの本隊の他に、分隊が雲南からラオスを通り南進しチャンパ王国の首都チャーバン（Trà Bản）を陥れ、北進して越中部に進出し、1285年1月、南北から攻撃した。越軍は首都タンロンから撤退し焦土作戦を取って後退しながらゲリラ戦を展開し、タンロンの元軍への食糧調達を断ち、5月、タンロンを包囲して攻撃しトグハン軍を北へ撤退させた。トグハン軍撤退を知らずに北進したゴゲツ（GogetuまたはSogetu）将軍の軍もタインホアで撃破した。7月、市民はタンロンに戻った。1287年10月、元は歩兵、騎兵と600隻の軍船と70万トンの食糧を積んだ貨物船を含む総兵力50万人で侵攻した。ランソン国境から侵攻した主力のトグハン軍と雲南から紅河沿いに侵入し

⁴⁷ Nguyen Khac Vien、前掲書、pp.51-52, pp.402-403 および Ed. Quang Minh、前掲書、pp.11-35。

⁴⁸ 同上、p. 406。

た分隊はタンロンまで進出、広東からの船舶による補給と増援部隊を待ったが、1288年2月、越水軍は、輸送船団をハロン（Hà Long）湾の北側の入り口のバンドン（Vân Đồn）港で待ち受け海上で撃滅し、増援部隊輸送の軍船団はバクダン川で、南漢艦隊、宋艦隊と同じ戦術で撃破した。トグハン軍は北部国境から撤退した。フビライは4度目の侵攻を計画したが1294年2月に死亡し中止された⁴⁹。元はその後ベトナムに侵攻しなかった。

元との関係は、総合的なパワーでは「元が圧倒的に優位な非対称関係」であったが、ベトナム戦域では非対称戦により戦力を拮抗させていた。越は、3年に1回の朝貢によりアンナン王に封ずる条件を受け入れたが、フビライが、越王自らによる朝貢を要求したため、「形式上の冊封関係」という「安定的な非対称関係」の設定は困難と判断し、1258年の最初の侵攻以来、1288年の最後の侵攻まで30年間のゲリラ戦という非対称な抵抗戦の継続を選択した。

1367年、中国で明が興り、越では、1399年ホー（Hò、胡）朝ダイグー（Đại Ngu、大虞）国が興る。1406年4月、明は10万の兵力により対越侵攻し越の反撃で撤退した。同年9月、80万の兵力により再度侵攻し1407年首都タンロンを陥落させた。同年4月、逃れたタインホアも陥落しホー朝は滅亡した。1416年、レー・ロイ（Lê Lợi、黎利）が、タインホアのラムソン（Lam Sơn、藍山）でレジスタンスを開始し1421年11月、タインホアで明軍と3万のアイ・ラオ（Ai Lao、ラオス）軍を撃破した。1423年に停戦するが、レジスタンス軍は南部地域から次第に支配地域を拡大して行き、1427年12月、明軍を降伏させ10万の明軍捕虜を送還した。1428年、レー・ロイがレー（Lê、黎）朝ダイ・ヴィエト（Đại Việt、大越）国を建て、1429年、首都をドンキン（Đông Kinh、東京、ハノイ）とした。レー朝ダイ・ヴィエトは1433年4月、明に朝貢するため使者を送っている⁵⁰。

越は、20年余りの明の支配を退けた後に、自ら明に朝貢を行う政策をとった。「ベトナム戦域」では「越が優位な非対称関係」であるが、国全体のパワーでは「明が優位な非対称関係」であり、越は自ら朝貢し「形式上の冊封関係」による「非対称な関係」の安定を求めた。

チャンパ王国は12～13世紀、カンボジアのクメール王国との抗争により衰退したが、越が明に占領されていた15世紀前半に勢力を盛り返し、1445年、越に侵攻した。1446年、レー朝ダイ・ヴィエトはチャンパを攻撃しビー・カイ（Bi Cai）王を捕らえた。

1460年に即位したレー・タイン・トン（Lê Thánh Tông、黎聖宗）は、政府を整え、史書編纂、地図作製を行い、1470年、陸・海軍を整備し、軍事作戦法規を定めた。同年11月、レー・タイン・トンは自ら26万の陸・海軍を率いてチャンパを攻撃し、1471年、首都チャーバンを占領しチャー・トアン（Tra Toan）王を捕らえた。チャンパは、越との戦

⁴⁹ Nguyen Khac Vien、前掲書、pp.52-58, pp.405-408、Ed. Quang Minh、前掲書、pp.37-64、小倉貞夫、前掲書、pp.80-88。

⁵⁰ 同上、pp.142-146。

いで次第に領土を失い、支配階層は18世紀までに滅び、チャム族は越国内の少数民族の一つとなった⁵¹。レー朝ダイ・ヴィエトの支配地域は南部に拡大し17世紀にはドンナイ川、メコン川に達した。この地域にはクメール族の小集落が点在しており、入植したベト族の集落と1679年の明滅亡時に亡命し越王の入植許可を得た明の遺臣の漢族の集落が共存した。18世紀、中部・南部を拠点としたタイソン・グエン（Tây Sơn Nguyễn、西山阮）朝ダイ・ヴィエトは運河建設や沼地埋め立てなどメコンデルタ開発を始め、ベト族の割合が増加して行った。カンボジアとラオスはシャムの属国となっていたが、シャムの支配を嫌い、1806年のグエン（Nguyễn、阮）朝成立後、安定した越にも朝貢したため、シャムとの紛争が続いた。クメール王国の支配地域の範囲をめぐるシャムは、ホーチミン市近くのミートー（Mỹ Tho）まで侵攻したこともある。越は清との関係で「非対称な関係」を維持していたが、サブシステムとしてラオスとカンボジアの越との関係も「非対称な関係」が成立していた。

ベトナムでは、1520年代からレー氏、マック氏、グエン氏、チン氏（Trịnh、鄭）、タイソン・グエン氏が勢力を争う時代が続いた。1644年、中国に清が興り、1651年明が滅ぼされ南寧に逃れた。越は南部へと支配地域を広げ、レー朝はタンロンを拠点に存続したが、南部、中部のグエン氏と争っていた。1646年6月レー朝の執政チン・チャン（Trịnh Tráng、鄭樞）が、中国に占領されているダイ・ヴィエト国の領土回復を唱えて広東を攻撃するが、清軍に反撃され撤退した⁵²。ベトナム史で、越側が国境を越えて中国を侵攻したのは、この広東攻撃と1075年の南寧占領だけである。

1785年1月、中部フエを拠点とするタイソン・グエン氏のグエン・ヴァン・フエ（Nguyễn Văn Huệ、阮文恵）の水軍は、中部フエ（Huế、順化）から逃れて南部ジャー・ディン（Gia Định、嘉定）を拠点とする広南グエン氏のグエン・フック・アイン（Nguyễn Phúc Ánh、阮福映）とシャムの連合水軍とメコン川支流のミー・トー川で決戦し、これを撃破した。グエン・ヴァン・フエは北部の平定に向かい、タンロンのレー朝レー・チェウ・トン（Lê Chiêu Thống、黎昭統）帝は救いを求め清に逃れ、1788年10月、29万の清軍が到着し12月タンロンに入城したが、1789年1月、グエン・ヴァン・フエは10万の兵と数百頭の象で攻撃し清軍は撤退した。グエン・フック・アインは、フランスなどの支援を受け英国人を雇いシンガポールで武器を調達し、1799年6月の南部クイニョン攻略から始めて北上し、1801年3月、中部クアンナムを占領した。1802年5月、グエン・フック・アインは、即位しザーロン（Gia Long、嘉隆）帝を名乗った。同年6月、ゲーアン（Nghệ An）、タインホア、タンロンを占領し、西山グエン氏を滅ぼし、広南グエン氏によるグエン朝を建て、ベトナム史上初めて北部から南部までほぼ現在のベトナムの全領域が統一された。ザーロン帝は、清に使者を送り冊封を請い、1804年1月、清の嘉慶帝

⁵¹ Nguyen Khac Vien、前掲書、pp.417-418、小倉貞夫、前掲書、pp.130-132、pp.152-153。

⁵² Nguyen Khac Vien、前掲書、p.425。

は使者をタンロンに送り、ザーロンに越南王の印綬を授け、国号をダイ・ヴィエト国 (Đại Việt、大越) からベトナム (Việt Nam、越南) に改めた⁵³。

清・越間の総合的なパワーバランスは清が「圧倒的に優位な非対称関係」である。清の対越侵攻は越の内戦によりレー朝の求めに応じて行われたものであるが、清軍はグエン・ヴァン・フエに撃退された。グエン・フック・アインが全国を統一して建てたグエン朝は「ベトナム戦域」においては、「対等、あるいは越が優位な関係」と考えられるが、越は清に対し冊封関係を求め、「成熟した安定的な非対称関係」を成立させた。

2. フランスの保護国時代

1858年のダナン侵攻に始まるフランスの侵略により、ベトナムは1862年、南部メコンデルタのコーチシナ東部3省を割譲させられた。仏清戦争後の1885年の「天津条約」により清は宗主権を放棄し仏は越を保護国化した。すでに1863年の「仏カンボジア保護条約」によりカンボジアを保護国化していた仏は、1893年の「仏シャム条約」によりラオスを保護国化し、1894年、仏直轄領の「コーチシナ」と「トンキン」、「アンナン」、「カンボジア」、「ラオス」の4保護国からなる「仏領インドシナ連邦」を成立させた⁵⁴。

ウォマックは、第4の位相として、中国史の尺度で1840年のアヘン戦争から1949年の中華人民共和国成立までの時代を「共に帝国主義の犠牲者の時代 (Fellow victims of imperialism, 1840~1949)」としているが、ベトナム史から見れば、年代は1885年の仏清戦争から1945年のベトナム独立宣言とする方が妥当である。

カンボジア、ラオスと共にフランスの保護国となったベトナムは外交権を失った。中国諸王朝との「形式的な冊封関係」とは異なり大幅に自治権が制限された。

3. トンキン湾の歴史

トンキン湾は、沿岸にベト族、チワン族 (Zhuang、壮族) などが居住し、古代から海上交易路として使われた。漢の記録では、紀元2世紀の交趾 (Jiaozhi、ベトナム北部) 地域の人口は100万人以上で、大トンキン圏の交趾：広西 (Guangxi)：広東 (Guangdong) の人口比率は58%：34%：8%であった⁵⁵。沿岸地域は手工業の中心地でガラス製品は越北

⁵³ Nguyen Khac Vien、前掲書、pp.429-434、小倉貞夫、前掲書、pp.183-205。

⁵⁴ 「1. (1) 近代「主権的領土国家」概念成立以前のベトナムの国家形成と境界の変遷」全般については、石井米雄・桜井由躬雄編、前掲書、小倉貞夫、前掲書、Nguyen Khac Vien、前掲書 および Luu Van Loi、*The Essentials of Vietnamese Land, Sea and Sky*, Thế Giới Publishers, 2015 を参考にした。

⁵⁵ Li Tana, "Introduction, The Tongking Gulf Through History: A Geopolitical Overview", Ed. By Nola Cooke, Li Tana & James A. Anderson, *The Tongking Gulf Through History*, University of Pennsylvania Press, 2011, pp.6-7 および Li Tana, "Chapter 2, Jiaozhi (Giao Chi) in the Han Period Tongking Gulf",

部から中国南部や南インドまで輸出された。チャンパ王国の担い手で航海民族のチャム人により交趾や中国南部からオケオ港（Oc Eo、越西部キエンザン省、当時クメール族の真臘国（Chenla）に属した）などを經由しインド、ローマと結ぶ南海貿易路が開かれていた。9世紀にはペルシャ人やアラブ人も南海貿易に進出した。真臘国内の混乱、唐滅亡後の越独立、チャンパ滅亡などによりマレー半島東岸の港を經由する航路が開かれ、中国明代には交趾や広西に代わり広東や福建からの航路がよく使用されトンキン湾の重要性は低下した⁵⁶。

中国統一帝国は、唐代まで広西地域に支配地域を広げたことはなく、唐も地域の族長に権限を委譲して間接支配した。唐滅亡以降は広東と広西の南部辺境地域では中央のコントロールが弱まりチワン族の族長たちが地域のコミュニティーを支配した⁵⁷。トンキン湾、南シナ海沿岸の海運は、沿岸航路と河川航路のネットワークにより、東南アジア諸王国と越北部や中国南部の港を経て陸路で東アジア内陸部の市場とを結ぶ役割を担った⁵⁸。

12世紀頃からトンキン湾岸のベトナムの主要港はバンドン（Vân Đồn）港で、中国の欽州（Qinzhou、広西）、福建、広東、海南島、越中部のチャンパやその他の東南アジアと航路で結ばれ陶器を盛んに輸出した。レー朝のレー・タイン・トンは農業重視政策で貿易・商業を軽視し、明の洪武帝は私貿易を禁止し（1371年、下海通蕃の禁）貿易や外国船来航を厳しく取り締まった。越の貿易はマック朝の16世紀末に再び盛んになるが、レー朝ダイ・ヴィエトは輸出入のコントロールに便利なハノイ近郊の紅河の河川港フォーヒエン港（Phố Hiến、現在のフンイエ（Hung Yên））の利用を薦めた。貿易の中心的役割を担うのはトンキン湾内の港ではなく、中部のホイアン（Hội An、会安）に移って行った⁵⁹。

17世紀半ばからの明末混乱期、中国の絹輸出が減少しベトナム、広西、雲南などの生糸がトンキンの絹として珍重され主に日本に輸出された。オランダ東インド会社と中国人貿易業者がトンキンの絹貿易を支配したが、マカオを拠点とするポルトガル、マニラを拠点とするスペインの他にオランダ、英国も参入しフォーヒエン港から盛んに輸出された。欧州諸国のトンキン絹貿易は徳川幕府の鎖国令で日本市場を諦め欧州に向けられた。清が1685年に広東を英国との貿易に開き、トンキン産より安い広東産の絹との競争に敗れて行

Ibid, pp. 40-42 を参考にした。

⁵⁶ Li Tana, “Chapter 2, Jiaozhi (Giao Chi) in the Han Period Tongking Gulf”, *Ibid*, pp.51-52.

⁵⁷ Michael Churchman, “Chapter 4, The People in Between: The Li and Lao from the Han to the Sui”, *Ibid*, pp.81-82 および James A. Anderson, “Chapter 5, ‘Slipping through Holes’: The Late Tenth-and Early Eleventh-Century Sino-Vietnamese Coastal Frontier as a Subaltern Trade Network”, *Ibid*, pp.94-95.

⁵⁸ James A. Anderson、前掲論文、p.99。

⁵⁹ John K. Whitmore, “Vân Đồn, the ‘Mạc Gap’, and the End of the Jiaozhi Ocean System: Trade and State in Đại Việt, Circa 1450-1550”, *Ibid*, pp.101-116.

った⁶⁰。

トンキン湾の中越国境地帯は両国の辺疆地域で王朝の権力が十分及ばず、地形が複雑な多島海で密貿易者や海賊が活動した。明衰退に伴い、浙江、台湾、福建の「倭寇」が広東、広西で活動した。広西の欽州港出口の湾口にある龍門 (Longmen) 諸島は海賊の拠点になり、明は広東省に海賊取り締まりの実力部隊「水寨 (Shuizhai)」を設置したが遠隔の龍門諸島は取り締りが困難であった。明時代の地図「広東沿岸地域地図 (Map of Coastal Guangdong)」は、龍門諸島を明越の国境と記している。明は欽州防衛のため 6 隻の軍船と 108 名の兵士の駐屯を命じていた。明滅亡後 (1644 年) の南明時代、トンキン湾では海賊化した明の遺臣と清軍が争い、ベトナムでも紅河デルタのレー朝、チン朝と北部山岳地帯のマック朝が争っており、各々の朝廷を支持する海賊が政治的色彩を持って抗争した。海賊の構成員の中にはレー朝やマック朝の元官吏や兵士もいた⁶¹。

東アジア・東南アジアとインド・中東・西欧を結ぶ長距離海運ルートの寄港地としては、フエやさらにザーディン (ホーチミン) が重要な地位を占めるようになり、トンキン湾では主として地域内貿易の沿岸海運が行われた。ハノイは、経済・消費の中心地であり、地域産品の輸出や他地域産品の輸入が、広東、広西、福建、海南島などの港との間で小型ジャンクを使う中国商人により盛んに行われた。ハノイなどに居住していた欧州人が、19 世紀初め、ナムディンには福建と広東の商人が多数居住していたこと、1820 年代、ハノイには約千人の中国人商人が居住していたこと、現在も続くハノイ旧市街の 36 街には、絹、薬草、砂糖、陶磁器など輸入商品を売る中国商人が溢れていたことを記録している。1820 年代、中部フエを都としたグエン朝の初代ザーロン帝は北部地域を好まず、第 2 代ミンマン帝 (Minh Mạng、明命) も北部トンキン湾への関心は低く、中国商人が紅河デルタの米輸出を中心に貿易のほとんどを担う状況になった⁶²。

トンキン湾では政府の課税や取り締まりが十分に行えず、密輸、海賊行為が横行した。1851 年の太平天国の乱後は、清の公権力が十分に及ばず、太平天国の残党も含めトンキン湾では多数の海賊が活動した。大型海賊船の中には、清や越の海軍の軍船より強力な火力を備えたものもありグループに分かれて抗争した。越の商船はグエン朝に一切の武器装備を禁止されたため最も被害に遭い易かった。グエン朝は度々、海賊討伐や密貿易取締りを試みたが効果はなく、海賊、密輸の横行はベトナム北部がアンナンとしてフランスの保護

⁶⁰ Ioka Naoko, “Chapter 7, The Trading Environment and the Failure of Tongking’s Mid-Seventeenth-Century Commercial Resurgence”, *Ibid*, pp.117-132.

⁶¹ Niu Junkai and Li Qingxi, “Chapter 8, Chinese ‘Political Pirates’ in the Seventeenth-Century Tongking Gulf”, *Ibid*, pp.133-135, p.142.

⁶² Vũ Đường Luân and Nola Cooke, “Chapter 9, Chinese Merchants and Mariners in Nineteenth-Century Tongking”, *Ibid*, pp.143-148.

国になり、1885年の仏清天津条約以後本格的な海賊掃討が行われるまで続いた⁶³。

1873年、仏人商人ジャン・デュピュイ (Jean Dupuis) が雲南と禁制品の武器弾薬・塩と米・錫の交易を行ってグエン朝政府と対立したことに端を発し、仏はハノイを占領した。1874年、平和条約を結んだが、仏はハイフォン、ハノイなどの開港と紅河の通行権を認めさせ、ハイフォン港を仏の管理下に置いた⁶⁴。

トンキン湾の港の交易相手港は香港を含め中国の港が大部分で、中国商人のジャンクによる輸送が主であったが、次第に中国商人がリースした欧州の蒸気船も使用されるようになった。1870～80年代のハイフォン港での主要交易商品は、輸出は、原綿、雲南産の錫、米、石炭、塩、豆、芋で、輸入は医薬材料、中国紙、磁器、銀、銅、鉄であった⁶⁵。

トンキン湾沿岸の住民には、リー朝ベトナムの独立以後、越中間の海洋管轄権につき、陸地の境界に面する一定の海域を勢力範囲と考える漠然とした考え方があったと考えられる。清朝はレー朝やグエン朝に、ベトナム沿岸諸島を根拠地とするか逃げ込んだ南明残党の海賊や水軍が海南島や広西の沿岸を荒らした際には、越側に海賊の捕縛と引き渡しや、共同取り締まり作戦を求めている⁶⁶。相互に一定の海域を勢力範囲とするコンセンサスがあったと思われる。湾内の島嶼については少なくとも人の居住する沿岸諸島は相互に管轄権を認めていたようである。

海洋の自由を主張し公海の制度の基礎を築いたのはグロチウス (Hugo Grotius、1583～1645) であるが、海岸に近い海については沿岸国の領有を認めた。17世紀後半には公海の自由がしだいに認められるようになり、18世紀にバインケルスフーク (Bynkershoek、1673～1742) が領海制度を明確に認めその幅を海岸から大砲の到達する距離とした。その後、着弾距離は3海里であるとされ、18世紀末から諸国の慣行で3海里の領海が次第に認められ、19世紀中頃から一般の慣行になったとされる⁶⁷。3海里以上の幅を主張する国もあったが、フランスは1930年のハーグ国際法典編纂会議で領海3海里を主張しているので、陸上国境とトンキン湾の分割線 (パリ・メリディアンの東経105度43分、グリニッジ子午線の東経108度3分13秒の子午線) を定めた1887年の清仏条約を締結した当时には領海は3海里と認識していたと考えられ、領海を越える海域の管轄権を求めていたとは考えにくい。

4. 第2次世界大戦後の冷戦時代

⁶³ 同上、pp.147-154。

⁶⁴ Vũ Đường Luân and Nola Cooke、前掲論文 および pp.157-158、小倉貞夫、前掲書、pp.251-253。

⁶⁵ Vũ Đường Luân and Nola Cooke、前掲論文、pp.156-157。

⁶⁶ Niu Junkai and Li Qingxi、前掲論文、pp.138-140。

⁶⁷ 横田喜三郎『国際法Ⅱ』新版、有斐閣、1972年、p.24。

ベトナムは、1945年のホーチミンによるベトナム民主共和国独立宣言以後、フランスからの独立戦争（第1次インドシナ戦争）に突入する。1954年のジュネーブ休戦協定により仏との戦争は終了するが、北緯17度線以南の地域では同地域に誕生した「ベトナム共和国」と「南ベトナム民族解放戦線」との内戦が、前者を支援する米国と後者を支援するベトナム民主共和国（北ベトナム）との戦争（第2次インドシナ戦争）に発展した。1973年1月のパリ協定を受け、同年3月に米軍が撤退し、1975年4月30日のサイゴン陥落によりベトナムは統一された。

ウォマックは、第5の位相を1949年の中華人民共和国成立から1973年の第2次インドシナ戦争（ベトナム戦争）終結までとし「革命の兄弟国の時代（Revolutionary brotherhood, 1949～73）」としている。第1次インドシナ戦争および第2次インドシナ戦争期には、中国は共産主義革命の兄弟国として多大な軍事援助を行い「唇と歯の関係」といわれた蜜月関係の時代が続き「安定的な非対称の関係」が成立していた。第1次インドシナ戦争中、中国人民解放軍はトンキン湾内最大のバック・ロン・ビー島に逃亡した国民党軍を駆逐して防衛し1957年に毛沢東がベトナムに引き渡したことは蜜月関係を象徴する出来事の一つである。この関係は、中ソ対立により中国がベトナムにソ連の援助を受けられないよう圧力をかけたことと1971年以降、中国が米国との関係改善を受け入れたことにより終焉した。

1976年4月にカンボジアに発足したポル・ポト（Pol Pot）首相の「民主カンプチア」が、ベトナム領メコンデルタの奪還を唱えて77年9月から国境地帯のベトナム村落への攻撃を開始したため、ベトナムはカンボジアとの戦争（第3次インドシナ戦争）に突入した。米中対ソ連の代理戦争でもあった第3次インドシナ戦争は東西冷戦終了まで続いた。

（1）第1次・第2次インドシナ戦争期（1946年～1975年）

1945年9月2日、ホーチミンは「ベトナム民主共和国」の独立を宣言した。フランス軍がハノイ、サイゴン他主要都市を再占領したため、「ベトミン」が一斉蜂起して、第1次インドシナ戦争が始まった。1949年7月2日、フランスはベトナム南部に「ベトナム国」を樹立した。同年、中華人民共和国が建国され、越中両国は当時の国境線を認めて尊重していた。1950年、中ソがベトナム民主共和国を承認し、米国がベトナム国を承認し、軍事援助を開始した。1954年、ディエンビエンフーで仏軍が降伏しジュネーブ休戦協定により北緯17度線を暫定軍事境界線として南北ベトナムが並存した。

1957年11月、「ベトナム労働党（後の共産党）」中央委員会は、「1887年と1895年の清仏条約」の国境線を維持することを提案し、1958年4月、中国共産党中央委員会は、現状（status quo）を維持することに同意する旨回答している。

1959年、ベトナム労働党は南ベトナムの武力解放を決定し、中ソは対北ベトナム援助を開始した。米国は対南ベトナム援助を強化し、韓国、豪州、ニュージーランド、フィリピ

ン、タイなどは部隊を派遣して参戦した。1972年の米中歩み寄りで、中国は、対越軍事支援を停止し、戦争末期の1974年1月には南ベトナムの管理下にあったパラセル諸島で南ベトナム軍を攻撃し同諸島全域を占領した。

(2) 第3次インドシナ戦争期 (1978年～1989年)

ベトナムとカンボジアのポル・ポト政権との関係は悪化し、1979年1月、ベトナム軍がカンボジアへ侵攻して、プノンペンを陥落させ、ヘン・サムリン政権が発足する。

1979年1月1日、中国は米国との国交正常化を果たし、2月17日、60万とされる中国軍がベトナム北部国境一帯に侵攻した。また、1988年3月、南シナ海・スプラトリー諸島で中国海軍艦は、越海軍輸送艦を攻撃しジョンソン礁を奪取した。

第2次世界大戦後、カンボジアは、第1次インドシナ戦争ではベトナムと共闘し、1953年独立を達成するが、1970年のロンノル (Lon Nol) 将軍のクーデターによるノロドム・シアヌーク (Norodom Sihanouk) 元首追放以後、国内は不安定化し、1976年に発足したポル・ポトの「民主カンプチア」政権は反越感情を煽り、クメール族は古くからメコンデルタに居住し当時も約67万人が居住しているとしてベトナム領のメコンデルタ地域の奪回を主張した。1977年、カンボジア共産党のポル・ポト派「クメール・ルージュ

(Khmers rouges)」はベトナムの村落を攻撃し始めた。1978年5月、カンボジアのヘン・サムリン (Heng Samrin) 将軍らの反ポル・ポト「カンプチア救国民族戦線」の反乱が失敗してベトナムに逃亡し、ベトナムとクメール・ルージュを支援する中国との対立も表面化した。1978年5月、中国は対越援助を打ち切った。クメール・ルージュは越境攻撃を続けたため、78年12月ベトナム軍は侵攻して79年1月、プノンペンを制圧し、ヘン・サムリンは「カンプチア人民革命評議会」を樹立した。1981年、第1回総選挙が行われて、「カンボジア人民共和国」国民議会が発足し、ヘン・サムリンが国家評議会議長、フンセンが首相に就任したが、中国・タイの支援を受けるクメール・ルージュ、北京に滞在するシアヌークの「カンボジア民族統一戦線 (フンシンベック)」および旧クメール共和国派の「クメール・セライ軍」の反政府・反ベトナムの3派連合はタイとの国境地域に「民主カンボジア連合政府」を樹立して長期の内戦に突入した。第3次インドシナ戦争は、冷戦終了の1989年7月のパリでのカンボジア和平会議まで続いた。

第2節 「非対称関係」のリアリズム

ウォマックの言うように3千年の越中関係史を通じて「非対称の関係」の中に生きてきたベトナムは、常に中国の内政、外交、軍事の動きに神経を集中し注意を払って来た。ベトナムは、約1,000年の漢、唐による支配の後に独立を回復し、その後、約1,000年にわたり中国に興隆した諸帝国と、国家・民族の存亡をかけた戦争と外交のパワーゲームを

続けて来た。中国に成立した新統一帝国は必ずベトナムを侵略し、ベトナムは厳しい抵抗戦を展開しながら侵略を撃退した後自ら冊封を求め、宋、明、清の時代には、越中は、成熟した二国間関係を維持した。鄧小平がカンボジア問題でベトナムを「膺懲」と宣言した1979年2月の60万の兵力によるベトナム侵攻と戦死者3万人ともいわれる大きな損害を受けての撤退も、ベトナム側から見れば、長い越中関係史の中で、中国新王朝成立のたびに繰り返されてきた「恒例の儀式」であったとも言える。これによって、中華人民共和国もベトナムを、少なくとも当面は完全に排除または屈服させることができないと学んだ。

近年では、約30年間にわたる対仏、対米の戦争中には、中国は、当初はベトナムを強力に援助していたが、中ソ対立の中で1972年のニクソン訪中後、米国と手を結んでベトナムを切り捨て、援助を停止したのみならず1973年には南ベトナムからパラセル諸島の西半分を奪取した。カンボジア問題では1979～89年の中越戦争を戦い、1988年にはスプラトリー諸島の一部を武力奪取した。

中華人民共和国は成立以来、「非対称の関係」にあり死活的に重要な対米国、対ソ連関係に神経を集中して外交・安全保障政策を展開していたのに対して、ベトナムにとり死活的に重要な「非対称の関係」にある最大の仮想敵は隣接する大国の中国であり、ハードパワーおよびソフトパワーを動員して中国の脅威へのヘッジングを行うことを最優先課題として、中国に対する友好的な姿勢も強硬な姿勢も、また、米国、ソ連との緊密な関係構築努力、さらにはアジア諸国、欧州その他の諸国との友好関係の模索も対中ヘッジングのための手段として行っていた面が大きい。

ベトナムの政府関係者、学者、ジャーナリストなど有識者が、重要な対外政策、国際情勢を論じる際には、まず大前提として、彼らが「difficult neighbor」、「大國小仁の国」と呼ぶ隣接する大国「中国」の反応を推定することが彼らの思考回路の中に組み込まれている。分析対象の国際情勢や検討対象の対外政策に対して、過去の類似の事例、状況において中国の取った行動パターンをレビューして予測した上で論理を展開する。何かを検討する際には、中国がどう反応するかを推定することが、ベトナムの知識層に常に共有されている認識である。

中国との関係を考える場合、ベトナムは中国との人口、領土、経済力、軍事力といったサイズに由来する国の総合的なパワーの「非対称性」から逃れることはできず、共同宣言などに必ず盛り込まれる「善隣・友好・協力・戦略的關係」などの美辞麗句とは裏腹に、常に理想論や感情論の入る余地のない、透徹した中国観察と徹底したリアリズムに基づいて論理を組み立てる。

ベトナムの国家、民族としてのサバイバルの根幹である安全保障政策は「非対称性」の認識を基礎として徹底したリアリズムにより政策が真剣に検討され策定され決定される。

土山實男は「今日の国際政治学を代表する3つのアプローチ」として、リアリズム、リベラリズム、コンストラクティヴィズム（構成主義）を挙げて、リアリストは、国際秩序

は戦争によって破壊されたり形成されたりものと考えているから、基本的に国家の生存、そして戦争を生き抜くためのパワーと安全の確保が安全保障の課題だと考えている」、「コンストラクティヴィストにとって守るべきものは自明でも不変でもないが、集団を集団（国家）たらしめる言語、アイデンティティ、理念、規範あるいは文化が重要である。これらは、守られるものが何であるかを定めるものと言ってもいい⁶⁸」と言っている。ベトナムという人間の集団への強い帰属意識をもって独立を守るために、侵略に対して国民総動員で、多くの場合焦土作戦をとり撤退しながらゲリラ戦を展開して自国の領土と文化を守ってきたベトナムの国のあり様とその外交・安全保障という国際政治を分析するには、リアリズムだけでは説明しきれず、リアリズムとコンストラクティヴィズムの両面からのアプローチが必要であろう。

越中陸上国境画定、トンキン湾海洋境界画定も、1990年代初頭の中国国内の体制危機というユニット・レベルの条件と国際的な厳しい孤立という国際システム・レベルの条件の下で、中国が、自国の安全に対する脅威に直面しているとの認識を持っていた状況において起った国際社会でのイメージにおける越側に有利な非対称関係の状況を見逃すことなく90年代初めに交渉を開始し、90年代後半から再び世界から猜疑の目で見られはじめた中国の対外イメージ改善政策を巧みに利用したことにより実現した側面も見逃すことは出来ない。

⁶⁸ 土山實男、前掲書、p.80。

第2章 交渉当時の国際安全保障環境

第1節 国際情勢（冷戦終了から一極構造へ）

1989年11月9日のベルリンの壁崩壊に始まったソ連、東ヨーロッパ諸国の共産党一党支配の政治体制の終焉により、世界の超大国は米国一国となり、世界は冷戦時代の二極体制から、一極体制へと移行した。

川上高司は、1995年、冷戦終了後の世界を分析してソ連の崩壊につき、一つの民族、一つの区域を乗り越えた帝国であったソ連およびソ連圏東欧諸国崩壊には、マルクス・レーニン主義の終焉と西欧的な主権国家概念ないし国民国家の理念を持つナショナリズムの開花であるとともに、世界の「解体ベクトル」として民族が活発化したことが作用したとし、多民族により構成されていたソ連の崩壊を、西ローマ帝国の崩壊に匹敵するもので、20世紀末の世界システムに巨大な変革をもたらすものであると指摘している⁶⁹。その後、まさに21世紀の20年が経過した今日、川上の指摘した世界システムの巨大な変革が未だ進行中で、世界システム変革は一層流動的なものとなっている。

ソ連圏が崩壊し、1990年代初頭、世界は米国一強の構造となったが、川上は、世界は、20世紀後半から、貿易、人・モノ・カネ・技術等の移動の増加とその拡大をめざす経済自由化の思想に基づくトランスナショナリズムが、世界規模の政治経済体制を求め、究極的には世界国家や世界連邦の出現を目指す「統合ベクトル」も活発化しており、欧州連合（EU）、東南アジア諸国連合（ASEAN）、北米自由貿易協定（NAFTA）などの地域統合もリージョナルな「統合ベクトル」として発展していたと評価し、グローバルな「統合ベクトル」の一つとして、「覇権ベクトル」については、米国内では冷戦後の米国の役割につき大論争が起り、米国は引き続き覇権を維持すべきだという「第二次アメリカ覇権論」が、米国は自国の利益だけを追求すべきだとする「モンロー主義」を凌駕しており、「第二次アメリカ覇権論者」の中では、冷戦に勝利してソ連を崩壊させた米国は一国で覇権を再構築すべきであるとする「単極構造」派と、米国主導による共同管理もしくは国際協調による国際秩序形成が可能で主に米国、EU、日本の三極が世界の秩序形成を行うとする「パックス・コンソルティス」派に分かれて論争を繰り広げたとしている⁷⁰。

その後、湾岸戦争、イラク戦争などを経て米国は「パックス・コンソルティス」に向かって行ったが、トンキン湾海洋境界面交渉が行われた1990年代においては、「単極構造」にせよ「パックス・コンソルティス」にせよ、米国の力が圧倒的で、また、米国の一極構造がその後しばらく持続することが予想されていた。

ソ連内に開放路線が生まれ1985年10月、ゴルバチョフ・ソ連書記長はペレストロイカ

⁶⁹ 川上高司『国際秩序の解体と統合』東洋経済新報社、1995年、p.23、pp.34-36。

⁷⁰ 同上、pp.i-ii、p.61、pp.91-92。

を開始した。ベトナムでも 1986 年 12 月第 6 回共産党大会で選出されたグエン・ヴァン・リン書記長は 87 年 12 月からドイモイ（改革）政策を進めたが、政治面では 89 年 8 月の共産党 7 中総会で複数政党制をとらず社会主義建設を堅持することを決定し、90 年 3 月の 8 中総会でも複数政党制を否定し、ベトナム共産党指導部はマルクス・レーニン主義堅持とホーチミンの開いた道による社会主義建設への意思とともに、国家が統制する市場経済を進めることを選択し、1991 年 6 月の第 7 回党大会もこれを再確認し、複数政党制をとらず共産党一党独裁体制を維持することを決定した。

1987 年 12 月のパリでのシアヌーク・フンセン会合からカンボジア和平への動きが始まり、ソ連の方針も受けベトナムは 89 年 9 月にカンボジア駐留軍の撤退を完了した。1991 年 10 月のパリ・カンボジア和平協定署名によるカンボジア和平実現後、ベトナムの行ったクメール・ルージュ排除のためのカンボジア侵攻についての事情への理解も進んだ。90 年 7 月 18 日、ベーカー米國務長官がベトナムとの対話を表明し、9 月 29 日、ニューヨークでベーカー國務長官とグエン・コー・タック越外相の会談が実現した。91 年 11 月の中国との国交正常化、92 年 11 月の日本の対ベトナム援助再開、94 年 2 月の米国の禁輸解除、95 年 7 月 12 日の米国との国交樹立と同年 7 月 28 日の ASEAN 正式加盟後は、ベトナムは急速に国際社会に受け入れられて行った。

一方、中国は、ベルリンの壁崩壊の 5 か月前に起った 1989 年 6 月 4 日の天安門事件により、民主化して行ったロシア、東欧諸国と対照的に、権威主義化、人権軽視が目立ち国際社会、特に欧米諸国から経済制裁を受けて孤立し、ロシアと旧ソ連の中央アジア諸国、ASEAN とわが国はじめアジア諸国に対して接近を試み微笑外交に力を注いでいた。これには唯一の超大国となった米国に対抗するための政治的な意味とともに経済的な意味もあった。また、ロシアからの兵器調達を進め防衛力の拡大に努めた。

第 2 節 ベトナムをめぐる国際情勢

1. 冷戦終了とベトナム

第 3 次インドシナ戦争終了後のベトナムの急速な国際社会復帰につき、チャン・バオミンは 1997 年の論文で「米国主導の西側諸国は、冷戦終結後、特にソヴィエト・ブロック崩壊により、経済的に繁栄する中国を地域安全保障への潜在的脅威の最も危険な源泉と見なす傾向があり、細心の注意を払って隠してもあらゆる手段により中国の成長を制御までしないにしても台頭する中国の力に対抗しようとした。2000 年までに香港・マカオが中国に復帰することは北京の軍事力の海上および南方への投射能力を一層高める。東南アジア全体の脆弱性を考慮し、ワシントンが最近の中越紛争とベトナムの強いナショナリズムを見て、対越援助は自国の国益と地域の安全保障に役立つと計算したことは明らかで、このようなアジア情勢評価は明らかに西側諸国の他のメンバーにも共有されていた。ワシントン

は 20 年近い停滞の後、1990 年代初めにベトナムの平和イニシアティブに迅速に対応し、国際社会全体によるベトナムの迅速な受け入れが起こった」と書き⁷¹、ベトナムの迅速な国際社会受け入れはベトナム側の努力だけでなく、経済力、軍事力の増す中国への、米国と西側諸国の強い警戒感と米国と国際社会全体の要請の結果でもあったと指摘している。

冷戦終了に際しベトナムは、89 年 8 月の第 7 期中央委総会で複数政党制否定と社会主義体制維持を決定したが、外交政策については 88 年 5 月の第 13 回中央委政治局決議に基づき、非同盟、経済開発重視の全方位外交維持を決定している。

グエン・ヴァー・トゥン・ベトナム外交学院院長（当時）は、2010 年のベトナムの安全保障・外交政策についての論文で「1988 年 5 月の第 13 回越共産党中央委員会政治局決議の安全保障に対する新政策では、対外政策全般の包括的変更と安全保障と開発、国益、国際的義務、国際勢力の同盟と競争に関する対外政策思考の根本的変更の導入を唱い、平和維持と経済開発が党と国民の最重要戦略目標であり国益であると強調して、『経済力の弱さ、政治的孤立、経済封鎖がベトナムの安全保障と独立に対する主要な脅威である』と 1980 年代後半の脅威認識を示しているのに対し、1994 年 1 月の越共産党第 9 回党大会では、国家安全保障に対する 4 つの脅威として、『(i) 貧困と他国と比べた経済的後進性、(ii) 社会主義の方向性からの逸脱、(iii) 腐敗、官僚制の行き過ぎと非効率性、(iv) 敵対勢力の平和的発展』を挙げており、この脅威リストは、1994 年までに越はもはや地域的、国際的に孤立しておらず、越指導部は、越の体制の外からの挑戦に対する脆弱性は減少していると感じていたことを示している」と書いている。さらに 1993 年ヴァー・コアン外務副大臣が「国の多くの現実が、国家安全保障、主権保持、領土保全への脅威は国境の内側にあることを示している。多くの場合、外国からの攻撃という要因がなくても、経済、文化、民族問題、宗教政策の失敗により安全と主権は挑戦を受け領土は分断される。開発の遅れは国民の信頼をなくし、社会問題を引き起こし、安全保障、公共秩序、そして体制の生き残りの脅威さえも導く」と書いていることを引用し、国内の経済・社会的脅威の方が外からの脅威より重要であるとの当時のベトナム指導部の認識を指摘している⁷²。

ベトナムは、1990 年 8 月 6 日に米国と外交関係樹立に向けた初の対話を行った。カンボジア和平後は、ベトナムの 89 年の共産党体制維持の決定にもかかわらず、地域諸国をはじめ国際社会との関係改善が進んだ。

⁷¹ Chang Pao-min、前掲論文、p.145.

⁷² Nguyen Vu Tung, “Chapter 8 Vietnam’s Security Challenges : Hanoi’s New Approach to National Security and Implications to Defense and Foreign Policies”, *Asia Pacific Countries’ Security Outlook and Its Implications for the Defense Sector*, The National Institute for Defense Studies, Tokyo, Japan, 2010, pp.108-110. Nguyen Vu Tung が引用した Vu Khoan 論文は、Vu Khoan, “Anh ninh, Phat trien va Anh huong tron Quan He Quoc Te (Security, Development, and Influence in Foreign Relations)”, *Integrating into the World and Preserving Our Characteristics*, MOFA, pp.209-210.

このような状況下で、急速に国際社会に受け入れられたベトナムには、中国の孤立の状況は、ベトナムにとり有利な状況の出現であり、この機会を活用して中国との関係安定のため国交正常化を行い、境界画定など国家主権にかかわる重大な懸案事項を可能な限り解決することを目指した。

2. 主な国際関係

(1) 米国との関係

イ. 外交関係樹立

ベトナム戦争終結を切望したニクソン・キッシンジャーの 1971～72 年の対中接近は、ベトナム戦争を終結させることと、ソ連と対立していた中国を西側に引き付けることによりソ連封じ込めを容易にする効果があったが、冷戦終了後の世界で中国の台頭を招いた。

73 年 1 月のベトナム和平に関するパリ協定後、日本や北大西洋条約機構 (NATO) 諸国、ASEAN を含むアジア諸国などの米国の同盟諸国・友好諸国の多くは北ベトナムとの国交を正常化した。日本は 73 年 9 月 21 日に外交関係を樹立した。米国でもベトナムとの外交関係樹立への動きが 76 年のフォード政権による対越禁輸一時停止の試みなどに始まり、77 年 1 月、カーター政権は越に關係正常化に向けた 3 項目を提案し、3 月のウッドコック上院議員率いる米政府代表団訪越を経て、5 月にはパリで外交関係樹立交渉が開始された。しかし、ベトナムの隣国カンボジアでは中国の支援を受けたポル・ポトのクメール・ルージュが台頭し、77 年 9 月にはベトナム領内の村落を攻撃し始めた。ベトナムは同年 12 月にカンボジアに侵攻しポル・ポト政権に攻撃を加えた。78 年 10 月、カーター大統領は対越国交正常化を棚上げし対越経済制裁を継続した。米国は 79 年 1 月 1 日、中国と外交関係を樹立した。米国カーター政権と中国はポル・ポト政権を支援して、ベトナムを侵略国家と非難し、ソ連圏諸国を除く世界中の大多数の国がベトナムを制裁した。のちにポル・ポト政権による 200 万人ともいわれる自国民大量虐殺などの事実により、第 3 次インドシナ戦争の真相が明らかになった。

ベトナムは、厳しい経済制裁を受け、多くのベトナムの人は「ベトナム戦争中より生活が厳しく、3 日に 1 度しかまともな食事にありつけなかった」と語る困難な生活を強いられた。この間、ベトナムを援助したのは、78 年 11 月に友好協力条約を結び 79 年からカムラン湾に海軍を駐留させたソ連と東欧諸国だけであった。

米国との関係は、85 年 2 月のハノイにおける行方不明米国兵 (MIA) に関する第 1 回米越専門家会議に始まり、87 年 8 月にはヴェッシー前統参議長がレーガン大統領特使として訪越し、MIA 搜索促進と枯れ葉剤のダイオキシン処理などの人道援助開始が合意された。89 年 9 月、ベトナムがカンボジアから完全撤兵して国際社会への復帰が進む中で、ジョー

ジ・H・W・ブッシュ政権下で対越外交関係樹立に向かう動きが本格化し、90年7月18日、ペーカー国務長官は対話を表明し、同年9月29日、ニューヨークでペーカー国務長官とグエン・コー・タック越外相の会談が実現した。91年、米国政府は、観光客、ジャーナリスト等のベトナムへの渡航を許可し、92年に米企業の対越投資が始まった。92年末に訪米したレー・ヴァン・バン外務次官に、ブッシュ大統領は一層の対越投資と通商関係の確立を表明した。

ロ. クリントン政権期の関係進展（1993年1月～2001年1月）

クリントン政権は外交関係樹立を実現し米越関係は大きく進展した。93年10月にファン・ヴァン・カイ副首相が訪米し、94年2月に対越禁輸が一部解除された。米国以外の西側諸国との関係では、93年2月にミッテラン仏大統領が訪越し、ヴォー・ヴァン・キエト越首相は3月、5月にそれぞれ日本、韓国を訪問した。米国が対越関係正常化を急いだことにつき、小牧輝夫は、ベトナム戦争中の行方不明米兵問題に対する越側の積極的対応、市場経済化が進む中で日欧の企業との競争での出遅れを危惧する米国経済界の意向などが作用したと分析している⁷³。

クリントン大統領は、93年7月に国際金融機関の対越融資を容認し、94年2月に対越禁輸措置を全面解除し、95年1月にワシントンとハノイに相互に開設された連絡事務所を通じる非公式接触の時期を経て95年7月11日（越時間12日）に国交樹立を発表した。8月6日にはクリストファー国務長官が訪越しハノイに米国大使館を開設した。97年5月、レー・ヴァン・バン駐米越大使とダグラス・パターソン駐越米大使がそれぞれワシントンとハノイに着任し、同年6月、オルブライト国務長官がハノイ、ホーチミンを訪問し、ホーチミンで旧米国大使館跡地に米国総領事館建設の定礎式を行った。ベトナムはサンフランシスコに総領事館を開設した。

国防省間の接触は、MIA 遺骨収集とダイオキシン処理の人道協力により進められてきたが、2000年3月、コーエン国防長官がベトナム戦争後初の米国防長官訪越を行った。2000年7月、バシェフスキー通商代表とヴァー・コアン商務相の間で「米越通商協定(BTA, Bilateral Trade Agreement)」が署名され、2001年11月発効した。

2000年11月、ベトナム戦争後初の米大統領訪越が実現し、クリントン大統領はハノイおよびホーチミンを訪問して歓迎された。

（2）ソ連・ロシアとの関係

⁷³ 小牧輝夫「経済発展で自信深まる:1993年のアジア」『アジア動向年報1994年版』アジア経済研究所、1994年、p.2。

ベトナムとソ連・ロシアとの関係は、第2次世界大戦前からのホーチミンのフランスとソ連での活動や、コミンテルンなどを通じて始まり、第1次、第2次、第3次のインドシナ戦争をベトナムが戦い抜き生き残るために必須の関係であった。現在も防衛装備調達約9割をロシアに依存しており、軍と軍の間の教育訓練、装備の保守などを通じて人的関係が緊密で、国防・安全保障面の関係は密接である。ベトナムにとりロシアとの関係と米国との関係は、中国との安全保障関係におけるバランスとして常に重要なファクターである。同時に、露越関係自体も、米露関係、露中関係、米中関係に大きく左右される。

中国によるカンボジアのポル・ポト政権支持のため中国との関係が緊張していた1978年11月3日、ベトナムはソ連との間に軍事同盟である「ベトナム・ソ連友好協力条約」を締結した。現在、ベトナムは、外務省が外交政策を述べるとき使用する常套句「独立・自律・平和・協力・開発の外交方針と開放的で、国際関係において多様化・多面化した外交政策」の言葉のとおり、非同盟政策、全方位外交政策を対外政策の基本としており、いかなる国とも軍事同盟を結ばない立場をとっている。豪国防大学ニューサウスウェールズ大学教授のカーライル・セイヤーによれば、ベトナムは経済発展を優先し「より多くの友人とより少ない敵を」という「多方位外交政策」をとっており、同政策は、1988年5月の13回越共産党第中央委員会政治局決議「新しい状況下での課題と外交について (On the Task and Foreign Policy in the New Situation)」にさかのぼる⁷⁴。

イ. 第1次インドシナ戦争以前

1917年、ホーチミンは、フランスによる植民地支配を脱することを模索して多くのベトナム人が活動していたフランスで生活をはじめ、19年6月にはヴェルサイユの第1次世界大戦講和会議で、ファン・チャウ・チンらと「ベトナム人民の諸要求一覧」を提出した。20年12月、トゥールの第18回フランス社会党大会でインドシナ代表として植民地支配糾弾のスピーチを行った。22年4月創刊の国際植民地連盟機関紙「ル・パリア」で執筆活動を続けた後モスクワに向かい、24年6月のコミンテルン第5回大会で「フランス共産党は植民地問題にあまり関心を払っていない」と批判した⁷⁵。ソ連に滞在したホーチミンは、19年に創設されたコミンテルンからアジア方面の革命推進の責任をゆだねられていた⁷⁶。24年～27年、コミンテルン中枢から孫文政権支援のため派遣されたボロジン顧問に随行して広州に派遣され、この間、ベトナムから亡命していた民族主義者たちの結集に着手し 25

⁷⁴ 2016年12月、ハノイでの第5回国際ベトナム学会議における豪国防大学ニューサウスウェールズ大学のカーライル・セイヤー (Carlyle A. Thayer) のプレゼンテーション資料。

⁷⁵ 小倉貞夫、前掲書、pp.318-326。

⁷⁶ 松岡完『ベトナム戦争 (第5版)』中公新書、2006年、p10。

年 6 月にベトナム青年革命同志会を設立した⁷⁷。27 年の蒋介石による共産党弾圧で香港に移り、30 年 2 月、香港で各共産主義組織を統合してベトナム共産党を設立した。同年 10 月にはインドシナ共産党と改称し、35 年マカオで第 1 回党大会を開いた。ソ連は 28 年から 35 年までコミンテルン中央にあった東方地域書記局とインドシナ共産党の指導・連絡回路を通じて文書・資金・人員往来を行い、モスクワの東方勤労者共産主義大学（クートゥフ、KUTV、または、クートヴェ、KYTB）への留学生受け入れを通じてチャン・フー（インドシナ共産党初代書記長）、レ・ホン・フォン（同第 2 代書記長）、ハ・ファイ・タップ（同第 3 代書記長）はじめ多数の指導的幹部を輩出した。ホーチミンは、41 年ベトナムに帰国し同年 5 月に、チュオン・チンらとインドシナ共産党の武力闘争戦力となるベトミン（ベトナム独立同盟）を結成しカオバン省北部国境のバクボに秘密拠点をつくって活動を開始した⁷⁸。

日本が連合国に無条件降伏し第 2 次世界大戦が終結した翌日の 45 年 8 月 16 日、ベトミンが蜂起し、9 月 2 日、ホーチミンがベトナム民主共和国独立宣言を行った。ソ連は、50 年 1 月 30 日にベトナム民主共和国を承認し外交関係を樹立した。階級闘争を重視するコミンテルンはホーチミンの民族主義的傾向に対する警戒感もあり⁷⁹、ホーチミンらの独立運動にソ連は一定の支援は行っていたとされるが、コミンテルンを通じた援助先の一つ以上のものでなく、ベトミンは日本軍のインドシナ進駐時代には反日抗争を行っており米国戦略活動局（OSS）からも武器や訓練の支援を受けていた⁸⁰。

ロ. 第 1 次インドシナ戦争期

第 2 次世界大戦後、クレムリンは 45 年 10 月の総選挙で共産党が第 1 党、社会党が第 2 党となったフランスに注目しており、ベトミン支援を本格化したのはフランスでの可能性が消えた 47 年以降であった⁸¹。54 年 5 月 7 日、仏軍がディエンビエンフーで降伏し、7 月 21 日、ジュネーブのインドシナ休戦協定により北緯 17 度線を暫定軍事境界線として和平が実現したが、この段階で国土の 4 分の 3 を支配していた北ベトナム指導部には、対米協調の周恩来ら中国に対して不信が高まっていた⁸²。ベトナム労働党は、59 年 1 月の第 15 回

⁷⁷ 栗原浩英『コミンテルンシステムとインドシナ共産党』東京大学出版会、2005 年、p.54、小倉貞夫、前掲書、p.370。

⁷⁸ 栗原浩英、前掲書、p.9、p.12、p.54、pp.74-75、松岡完、前掲書、pp.59-61。

⁷⁹ 松岡完、前掲書、p.59。

⁸⁰ 同上、p.61。

⁸¹ 同上、p.11。

⁸² 下斗米伸夫『アジア冷戦史』中央新書、2004 年、p.134。

中央委員、60年9月の第3回党大会で南部武力解放を決定した⁸³。61年1月6日、フルシチョフは、第三世界の民族解放戦線への支援を声明した。

ハ. 第2次インドシナ戦争期

1964年8月の北ベトナム魚雷艇に米軍駆逐艦が攻撃されたとするトンキン湾事件以降、米国はベトナムへの関与を強めた。北ベトナムでは、65年2月コスイギン首相のハノイ訪問以来ソ連の影響力が強まり、66年1月にシュレーピン・ソ連共産党中央委書記（元KGB議長）と軍関係者が北ベトナムを訪問して軍事協力を約束した。71年からの米中接近後、中国は北ベトナムに米国提案による和解を受け入れるよう圧力をかけたといわれる。中ソ対立の中、ソ連は北ベトナムへの支援を強めた。ブレジネフは「ベトナムはインドに次ぐアジアへの窓」と位置付けていた⁸⁴。65年7月11日～74年12月31日の期間にベトナムに派遣されたソ連軍将校・士官総数は6,359人で、地对空ミサイル（SAM2）と戦闘機関連人員がほとんどであったとされ、65年6月～68年3月の期間に派遣された中国人民解放軍兵士32万人に比べ限定的なものであったとされる。ソ連がベトナム民主共和国に対して供与した援助額は53～67年に総額約10億ルーブル、68年～70年に総額12億2,800万ルーブルとされる⁸⁵。中ソ対立、米中接近の中で60年代半ばから、ソ連とベトナムはともに対米、対中牽制のために相互に相手の戦略的重要性が高まり、ソ連の対ベトナム援助が増加して行き、ベトナムが世界から経済制裁を受ける中でもチェコスロバキアを対越援助責任国としてソ連圏のコメコン諸国から経済援助を行った。75年4月サイゴンが陥落し北ベトナムによりベトナムは統一された。

ニ. 第3次インドシナ戦争期

1977年9月、ポル・ポトのクメール・ルージュはベトナム領内の村落を攻撃し始め、ベトナムは同年12月16日にカンボジアに侵攻し78年1月6日に撤退した。ポル・ポト支持の中国は、5月30日、対越援助を打ち切り、カーター米大統領は、10月、予定されていた対越国交正常化を棚上げして対越経済制裁を継続した。カンボジアからの越境攻撃が続く中、11月3日、ベトナム・ソ連友好協力条約が署名され、12月23日、ベトナムはカンボジアへ本格侵攻し、79年1月7日、プノンペンを陥落させ、1月9日、ヘン・サムリンのカンプチア人民革命評議会を樹立させた。米国は79年1月1日、中国と外交関係を樹立

⁸³ Nguyen Khac Vien、前掲書、p482, p.485.

⁸⁴ 下斗米仲夫、前掲書、pp.135-136。

⁸⁵ 桐山昇・栗原浩英・根本敬、前掲書、pp.218-219。1960年代のルーブルの価値は、およそ1米ドル＝0.9ルーブルであった。

し、カーター政権と中国はベトナムを非難しソ連圏諸国を除く世界中の国がベトナムを制裁した。

79年2月17日、鄧小平は、ベトナムのカンボジア侵攻に対し教訓を与えるとして中国人民解放軍約60万の兵力をベトナム北部国境全域から侵攻させたが、3万人といわれる戦死者を出し3月18日に撤退した。下斗米が、モンゴルに派遣されたソ連の戦車部隊が示威活動に動員されたため中国は引き下がるしかなかったと書いているように⁸⁶、ソ連は、2月18日、ベトナムとの同盟条約順守を声明し、ソ連軍を極東に動かすことにより中国を威嚇してベトナムを間接支援した。第2次インドシナ戦争終了時に南ベトナム軍から接収した大量の米国製兵器で装備されたベトナム軍はカンボジア派遣軍の一部も迅速に動員しベトナム北部山岳地帯の地形を利用して中国軍に抗戦して中国軍を撃退したが、中国人民解放軍敗走にはソ連による対中威嚇行動も重要な役割を果たした。

85年10月、ゴルバチョフ・ソ連書記長がペレストロイカを開始し、87年12月、グエン・ヴァン・リン・ベトナム共産党書記長はドイモイ（改革）を開始した。

中国は、88年1月からスプラトリー諸島で無人の低潮高地ファイアリー・クロス礁、クアルテロン礁、ガヴェン礁およびケナン礁を占領して行き、3月14日にジョンソン礁、コリンズ礁、ランズドウ礁近傍で、5隻の海軍艦艇によりベトナム輸送艦3隻を攻撃し（ベトナム兵員74名戦死）、ジョンソン礁を占領した⁸⁷。1979年にモンゴルの戦車部隊を動かして対中威嚇したソ連は、中国の南シナ海での武力による島礁奪取に対しては、79年以来カムラン湾を母港としていたソ連太平洋艦隊インド洋戦隊を動かすことはなかった⁸⁸。

ゴルバチョフは中国との対立を終わらせるため、ソ連軍のモンゴルとアフガニスタンからの撤兵とカンボジアからのベトナム軍の撤兵を決意し、89年1月、ベトナムはカンボジアからの撤兵を表明し、9月、撤兵を完了した。91年10月のパリ和平協定でベトナムの西側諸国との経済関係が始まった⁸⁹。

ホ. 第3次インドシナ戦争以後今日まで

94年6月、ベトナムはロシアと、78年の「ソ越友好協力条約」に代わる軍事同盟ではない「友好関係基本原則条約」に署名してロシアと友好関係を保ちながら、95年には米国と国交を樹立し ASEAN にも加盟した。日本などとの関係を強めながら中国との関係も進め

⁸⁶ 下斗米伸夫、前掲書、p.137。

⁸⁷ “Bộ Ngoại Giao ta gửi công hàm phản đối trung quốc cho tàu chiến bắn vào tàu vận tải Việt Nam”, *Nhân Dân*, 16 tháng 3 năm 1988, “Phản đối hành động ngang ngược của phía Trung Quốc, Phía Trung Quốc không được ngăn cản lâu cứu hó của Việt Nam”, *Nhân Dân*, 17 tháng 3 năm 1988, “Lập trường chính nghĩa và thái độ thiện chí của chúng ta” *Nhân Dân*, 18 tháng 3 năm 1988。

⁸⁸ 下斗米伸夫、前掲書、pp.154-156。

⁸⁹ 同上、pp.166-169。

た⁹⁰。

2001年3月のプーチン大統領訪越時に、ベトナムはロシアと初の「戦略的パートナーシップ」を結んだ。両国の特別な関係を示すもので、防衛装備と技術を含む8分野での幅広い協力推進を表明し、越露年次防衛対話を次官レベルに引き上げた。防衛装備分野でも、2000年代以降の中国の急速な軍備拡張に対応し、潜水艦、フリゲート艦、戦闘機、ミサイルなど調達が増加している。79年以来カムラン湾に駐留していたソ連・ロシア艦隊は2002年に撤退したが、ロシア海軍艦船はカムラン港に頻繁に寄港しておりロシア空軍機もカムラン空港を利用している。ロシアのザルベジネフチとベトナムのペトロベトナムの合弁会社ベトソブペトロ（Vietsovpetro）は、南シナ海で海底油田の採掘を行っており、2013年の生産量はベトナムの全採掘量の40%を占めている。

（3）日本・ASEAN等アジア諸国との関係

1989年のカンボジア撤兵以降、ベトナムは国際社会への復帰を進めた。同年のベルリンの壁崩壊と91年のソ連崩壊後の東欧諸国の民主主義国化により、ベトナムは残された数少ない社会主義国となった。米国は経済制裁を継続していたが、ASEAN、西欧諸国、インドとの関係は石油関係始め対越投資を通じて大きく改善した⁹¹。1995年7月、ASEAN（東南アジア諸国連合）に正式加盟し、1998年には議長国を務め積極的に活動した。

イ. 日本との関係

日本は、1973年1月のベトナム和平合意後の9月21日に外交関係を樹立し、75年、戦後復興に対する大規模ODA供与を開始し、急速に経済・経済協力関係が回復したが、78年の第3次インドシナ戦争勃発で停止した。日本は、中国、タイなどが支援するカンボジアのポル・ポト政権を承認していた。79～82年度の間は、対越ODAはゼロであったが、83年に災害緊急援助など無償資金協力を再開し、人道的支援の小規模無償資金協力と文化・学術交流のための技術協力を供与したが、合計1億円に満たない規模であった。91年のカンボジア和平以降、92年11月に円借款再開を決定し（同年度は455億円の商品借款）、無償資金協力・技術協力も92年から急増し、96年の対越総計（有償、無償、技術協力の合計）は924億円であった⁹²。アジア通貨危機に際しては、99年度に特別円借款（213億円）お

⁹⁰ 下斗米伸夫、前掲書、p.186。（ただし、1995年7月の米国との外交関係樹立とベトナムのASEAN加盟前の1994年6月に、越露は軍事同盟条約である「ソ越友好協力条約」に代わる非軍事の「友好関係基本原則条約」に署名、1995年4月に批准書を交換している。）

⁹¹ Nguyen Khac Vien、前掲書、p.352。

⁹² 白石昌也「1990年代日本のインドシナ3国（カンボジア、ベトナム、ラオス）に対する援助政策：『ODA白書』の記述を中心に」『アジア太平洋討究 No11』2008年10月、pp.153-183、pp.154-156。

よび経済改革支援借款 200 億円を供与した⁹³。

93 年 3 月のヴォー・ヴァン・キエット首相と 5 月のファン・ヴァン・カイ副首相の来日を皮切りに、94 年 8 月の村山首相訪越、95 年 4 月のドー・ムオイ共産党書記長訪日、同年 12 月のノン・ドゥク・マイン国会議長訪日、97 年 1 月の橋本首相訪越、98 年 1 月の小淵首相の訪越(ASEAN+3 首脳会談出席)、99 年 3 月のファン・ヴァン・カイ首相訪日などが行われた。安全保障分野でも、98 年 1 月に久間防衛庁長官訪越、同年 11 月にファム・ヴァン・チャー国防大臣訪日、2000 年 5 月瓦防衛庁長官訪越が行われた⁹⁴。

90 年代、経済関係は急速に緊密化しベトナムにとり重要な経済パートナーの一つとなった。対越投資では、95 年頃から日本における円高による海外生産シフトのトレンドの中で、まず、家電、自動車、バイク、コンピュータ等の大手メーカーが、96 年頃から、機械部品、縫製、雑貨等の中小規模投資が行われるようになり、2000 年代に入り急激に増加して行く。1988～2000 年の日本の累計直接投資認可件数は 296 件(台湾、香港、韓国に次 4 位)、投資額は約 34.4 億ドル(シンガポール、香港、台湾に次ぎ 4 位)である⁹⁵。貿易では 1990 年代日本はベトナムの第 1 の輸出先となり、対日輸出は 94 年約 12 億ドル、96 年約 15 億ドル、98 年約 15 億ドル、2000 年約 26 億ドルで各年とも第 1 位である。対日輸入は 94 年約 6 億ドル(シンガポール、韓国に次 3 位)、96 年約 13 億ドル(シンガポール、韓国、台湾に次ぎ 4 位)、98 年約 15 億ドル(シンガポールに次ぎ 2 位)、2000 年約 23 億ドル(シンガポールに次ぎ 2 位)であった⁹⁶。

ロ. ASEAN 等との関係

第 1 次ベトナム戦争終結以前に北ベトナムと国交を樹立した東南アジア諸国は、1955 年のインドネシア、62 年のラオス、67 年のカンボジアの 3 か国であった。第 2 次ベトナム戦争終結に向けたバリ和平協定が署名された 73 年以後は、東南アジア各国とベトナムとの国交正常化が相次いで進められ、73 年にマレーシアとシンガポールが北ベトナムと国交を樹立した。ベトナム統一後の 76 年 7 月にフィリピンと国交を樹立し、8 月には、後に第 3 次インドシナ戦争でポル・ポト政権を支援してベトナムと対立するタイとも国交を樹立した。76 年にはベトナム政府代表団がタイを除く ASEAN の 4 カ国を歴訪し、78 年にはファン・バン・ドン首相がバンコクを訪問し ASEAN 諸国とベトナムの共存路線が定着す

⁹³ 同上、pp.170。

⁹⁴ 同上、pp.170-171。

⁹⁵ 『2000 年版越統計年鑑(Niên-giám-thống-kê-2000-dã-nén)』、p.366-367 による。

⁹⁶ 1994 年および 1996 年は『1997 年版越統計年鑑(Niên-giám-thống-kê-1997-dã-nén)』、p.272-273、1998 年および 2000 年は同『2000 年版越統計年鑑』、p.403-404 による。2000 年については未確定値。

る⁹⁷。藤原帰一は、このようなベトナムに対する和平のイニシアティブは、地域的緊張緩和におけるアメリカの役割を狭める可能性があったため、ワシントンは機会ある毎に牽制を試みたが失敗したと指摘している⁹⁸。中国とともにカンボジアのポル・ポト政権を支持したカーター政権はこの時点でベトナムの東南アジア諸国との関係強化を望まなかった。

古田元夫は、ベトナム戦争後、中国との関係は悪化しカンボジア問題に絡み 79 年には中越戦争が起ったが、カンボジア問題は「①孤立したベトナムが、ますますソ連圏との結合に向かった、②中国と対立したベトナムが、東南アジアを自らの立場への同情を獲得すべき地域と見なすようになった」という 2 つの意味を持っていたとして、カンボジア問題をめぐり ASEAN 諸国はベトナムを非難し、ベトナムを盟主とするインドシナ諸国と ASEAN 諸国の対立の図式が形成された反面、ベトナム・ASEAN 関係は深まり、ソ連崩壊・冷戦終結後、ベトナムは急速に ASEAN に接近し正式加盟したが、ベトナムが自らを東南アジアの一員とみなす体系的な外交政策を展開し、他の東南アジア諸国もそれを歓迎するようになったという点できわめて大きな歴史的転機であったと指摘している⁹⁹。

チャン・パオミンは 97 年の論文で、ベトナムの ASEAN 諸国との貿易は 80 年代半ばから拡大し、90 年には政治関係でも画期的成果が生まれ、ベトナム共産党書記長が ASEAN 諸国を歴訪し ASEAN 各国首脳も答礼訪問を行い、カンボジア撤退直後にマレーシアとインドネシアはハノイと対話を始め、ベトナムは 91 年 ASEAN 外相会議オブザーバー国、95 年フルメンバーとなったことを挙げ¹⁰⁰、ASEAN 諸国側のベトナム受け入れの要因を「①中国の経済大国化は経済力が政治力と軍事力を容易に生み出すため脅威であった、② 15 年近くカンボジア問題で中国と同盟していたが、同問題解決によりベトナムを封じ込める目的は達成された、③90 年以降 ASEAN 諸国はベトナムを中国のパワーとその東南アジアへの拡張の抑制のための前哨基地と見た、④ベトナムを自分の側に引き寄せることにより、南シナ海での領土紛争を含む政治的・経済的問題で中国に対する交渉力を強化できる」と考え、ベトナムは、軍事大国としてのロシアの衰退により、中国の南方拡大を抑制できる唯一のカウンターウェイトとなった米国との関係回復を 85 年に第一の優先外交課題としたが、フィリピン撤退による米国の東南アジアでのプレゼンス低下と過去数十年の

⁹⁷ Ministry of Foreign Affairs of Viet Nam, *General Information about Countries and Regions, List of countries which maintains diplomatic relations with the Socialist Republic of Vietnam (as April 2010)*, (http://www.mofa.gov.vn/en/cn_vakv/index_html/view, 2019 年 9 月 22 日アクセス) および藤原帰一「東南アジアにおける冷戦と国家形成」五百旗部真編著『アジア型リーダーシップと国家形成』TBS ブリタニカ、1998 年、p.29。

⁹⁸ 藤原帰一、前掲論文、p.29。

⁹⁹ 古田元夫「ドイモイ下ベトナムの意思決定」五百旗部真編著『アジア型リーダーシップと国家形成』TBS ブリタニカ、1998 年、pp.157-158。

¹⁰⁰ Chang Pao-min、前掲論文、pp.140-141。

米越間の敵対関係から米国の支援は期待できず、唯一同盟国となり得るのは、中国と領土問題を抱える東南アジアの近隣諸国であることに気付き、イデオロギー、政治、文化の相違にもかかわらず、ASEAN との友好関係と ASEAN 加入に熱意を示したと見ている¹⁰¹。

第3節 中国をめぐる国際情勢

1. 冷戦終了と中国

冷戦終了後の中国の国際社会での立場は、ロシアおよび東欧諸国の民主化の流れの中で、1989年に国内の民主化の動きに天安門事件の弾圧で答え、世界の動きに真っ向から逆らったため非常に厳しいものとなった。中国は立場の改善に努力し、中でも唯一の超大国となった米国との関係の回復のために全力を挙げた。手始めに近隣の東南アジア諸国やロシア、日本など、中国国内の人権問題を厳しく追及しない国々にソフトなイメージで接近して関係改善を図り、米国の外堀を埋めて行く方法をとった。

中国を取り巻く国際情勢は、トンキン湾海洋境界画定交渉が再開し交渉が進められた91年から2000年までの期間には頻繁な変動があった。変動を大きなトレンドで捉えると、次の3つの時期に分けることができると考える。

(1) 第1期 (1990年～1991年)

1989年6月の天安門事件での弾圧以後、中国は、民主化する他の社会主義国の動きに逆行し、強権的、人権弾圧的な国家として国際社会から厳しい評価を受けた。また、国内の民主化要求の高まりと米国の一極支配となった世界での国際社会からの孤立の状況を脱却しようと、ASEAN、日本などアジア諸国に対して微笑外交で接近を図り、世界の対中認識を徐々に改善していった。

銭其琛は回顧録で、外相を務めた10年間で中国外交が遭遇した最も困難な時期は80年代末から90年代初めだったとして、89年6月5日から7月15日までの1か月あまりで米国、日本、欧州と西側先進7か国首脳会議が次々と声明を発表し、中国指導者との相互訪問中止、兵器売却停止、国際金融機関の新規融資延期が起り、鄧小平の指導で果敢に闘い巧みな対応で機敏に西側の制裁を打ち破ったと書いている¹⁰²。

阿部純一は、東欧社会主義体制のドミノ的崩壊と米ソ冷戦の終結は、中国を孤立させ、91年末のソ連の解体は、冷戦後の世界で唯一の超大国となった米国に対し中国の戦略的価

¹⁰¹ Chang Pao-min、前掲論文、p.146。

¹⁰² 銭其琛、濱本良一訳『回顧録・中国外交20年の証言』東洋書店、2006年、p.158。

値を著しく低下させた」と指摘としている¹⁰³。ジョージタウン大学教授のロバート・サッターは「天安門事件での反体制派弾圧に対する激しい国際的反応に中国指導者は驚いた。報道によれば、数カ月もすれば先進工業国とも安定した関係に戻れると見ていた。東欧共産主義の急速な崩壊、ソ連構成諸共和国全体の自立と民主化、91年のソ連崩壊を予想しなかった。予期せぬ数年の出来事により先進国からの有利な投資、援助、経済交流は中国に戻らず、共産党政権の正統性は文化大革命以来最も深刻な挑戦を受けた」として、中国指導部は天安門事件の結果を十分予想できていなかったと評価している¹⁰⁴。

阿部は、窮地からの脱却を中国はアジアに求め、90年にインドネシアと国交を回復したのを皮切りに、シンガポール、ブルネイと国交を正常化し、全ASEANメンバーとの国交を完成させたのは、米国など西側先進国の人権圧力に東南アジア諸国が反発していた要素も中国にとっては好都合だったとしており¹⁰⁵、サッターは、国内外の懐疑的な聴衆の前で中国のイメージを強化するため、アジアをはじめ非西欧諸国へのハイレベル訪問が、貿易・安全保障とともに用いられたとしている¹⁰⁶。天児慧は、89年末から90年にかけての、対外イメージ回復と可能などところからの関係改善の試みは、アジア近隣諸国との関係改善の推進と西側先進国の「経済制裁」の間隙を縫う飛躍的な台湾・韓国との経済交流推進であったが、外交の重点をアジア近隣諸国においたことには、①アジアの多くの国は依然「開発独裁」を採っており「人権抑圧」に寛容であった、②アジア自身の経済発展がめざましく、関係強化は中国经济発展に有利であったという利点があったと指摘している¹⁰⁷。

90年8月のイラクのクウェート侵攻で始まり、湾岸危機に際する国連安保理決議で中国が拒否権発動を行わないことが必要で、米国は見返りとして天安門事件後の対中制裁解除を行ったことが、中国の国際的孤立からの脱却を可能にした最も重要な要因となった。その一方、中国は、湾岸戦争での米軍ハイテク兵器の圧倒的軍事能力に深刻な脅威を感じた。天児は、鄧小平は、江沢民、楊尚昆、李鵬、劉華清らを集めて、①財政的困難を伴っても軍隊に資金を拠出する、②ソ連をつなぎ止めてソ連を利用する、③兵器を盲信してはならないが兵器を重視しわが軍の有利な条件を発揮するの3点を指示したとされ、国防予算が大幅にアップするようになったのはこの年からで、ハイテク兵器開発は至上命題となったとしている¹⁰⁸。

¹⁰³ 阿部純一「四章 改革開放から建国60周年まで」浅野亮、河合悟編著『概説近現代中国政治史』ミネルヴァ書房、2012年、p.159。

¹⁰⁴ Robert G. Sutter, *China's Rise in Asia, Promises and Perils*, Rowman & Littlefield Publishers, INC, Lanham, Maryland, U.S.A., 2005, p.43.

¹⁰⁵ 阿部純一、前掲論文、p.159。

¹⁰⁶ Robert G. Sutter、前掲書、pp.43-44。

¹⁰⁷ 天児慧『現代アジアの肖像4 鄧小平、富強中国への模索』岩波書店、1996年、pp.121-122。

¹⁰⁸ 同上、pp.123-124。

(2) 第2期 (1991年～1995年)

湾岸戦争への協力的姿勢と、近隣諸国への微笑外交が効果を奏し西側諸国の制裁が解除され、ASEANは中国を対話国とし、中国はASEAN友好条約を結んだ。国際社会で、中国が政治体制は異なるが国際ルールを守り穏健な行動をとるアクターになることが可能であるとの認識が広まった。ただし、92年の「領海法」制定やスプラトリー諸島のガヴェン礁への領土標識設置などにより、南シナ海をめぐるASEAN諸国との関係が緊張した。

中国は、日本、東南アジアなどアジア諸国とソ連・ロシアに焦点を当ててソフトな態度で接近する努力を継続し、ASEANとの関係緊密化、日本との関係改善、ベトナムとの国交正常化、韓国との国交樹立、ロシアと中央アジアの旧ソ連諸国をはじめ多数の近隣諸国と国境画定を行うなど、国際社会に復帰して行った。

(3) 第3期 (1995年～2000年)

中国の急速な経済成長と急速な軍備拡張から、アジア太平洋地域諸国が中国に脅威感を抱くようになっていたことに加え、95年1月10日のフィリピンが実効支配していたミスチーフ礁占領の発見¹⁰⁹、94年の「愛国主義教育実施綱要」発表や「南京大虐殺」などの主張を持ち出す反日教育・宣伝キャンペーンの開始、95年の李登輝台湾総統訪米と96年の台湾総統直接選挙に対する弾道ミサイル発射による2度の台湾危機、96年の「上海ファイブ」や98年の「ASEAN+3」などを使ったアジア諸国のフォーラムから米国を排除する動きなどにより国際社会に再び中国脅威論が浮上した。中国側も、95年の米国による李登輝訪米容認、99年のコソボ紛争へのNATO介入の中で起った米軍機による在ユーゴスラビア中国大使館誤爆事件などにより米国に対する反感を強めた。

この時期の中国の国際情勢認識につき、高木誠一郎は、中国現代国際関係研究所の閻学通の書籍を引用して、96年の中ロ共同声明による戦略的パートナーシップ確立、「日米安保共同宣言」による同盟の範囲拡大、NATO東方拡大の明確化により、米日、中ロ、米欧の3大戦略パートナー関係が形成され、冷戦終焉により国際権力構造が二極構造から多極構造へ転換するとの期待が湾岸戦争により打撃を受け「一超多強」の国際権力構造が相対的に安定し長期に渡り維持されるという考え方が92年始めに確立したかに思われたが、アジアの急速な経済成長を背景に95年頃から多極化は加速しており21世紀初めの10年間に

¹⁰⁹ 斎藤道彦「南シナ海問題総論」『中央大学学術図書 97』中央大学出版部、2019年、p.280：「1995年1月10日漁に出たフィリピンの漁船アナリータ号は満潮時には海面下に没する馬蹄形の岩礁が中華人民共和国軍に占拠されているのを発見した。ミスチーフ礁(フィリピン名：パンガニバン)だった」、フィリピンによる占領発見は、1995年1月であるが、中国が占領したのは1994年末と考えられている。

多極構造が成立するとの考え方が出てきて論争が展開されたが、97年4月の「新しい普遍的意義を持つ安全保障観」を提唱した中ロ共同声明とその際の「多極化の趨勢は加速的に発展しているが、多極化の権力構造形成は長期の過程である」との江沢民演説は、政府首脳レベルでは多極化の早期実現の考え方を採らなかったことを示しているとしている¹¹⁰。サッターは、中国の公式論評や専門家は「米国のアジアにおける略奪的覇権」を想定し、90年代前半には米国支配は短期間と見ていたが、90年代半ばまでには、世界は急速には多極化へ移行しないことが明らかになり、世界の権力構造を「一超多強」と規定することが多くなったと見ている¹¹¹。

中国は、「一超多強」の国際システムが当面継続するとの安全保障認識の下で、経済成長とロシア・アジア近隣諸国との関係緊密化により地域のリーダーシップを掌握すべく、ASEAN、上海協力機構などから米国を閉め出す、あるいは米国を含まない地域協力機構を推進する努力を続けた。経済成長を背景に軍備増強の継続、南シナ海や台湾危機での強硬な行動により、再び米国やアジア地域で中国脅威論が顕在化した。

97年、中国は冷戦思考や覇権主義に反対し、多極構造こそ最も安定的な世界権力構造であると唱えて「一超」の米国に対抗するため、「新安全保障観」を打ち出した。高木によれば、97年4月の中ロ共同声明で最初に言及し、7月の錢其琛外相のARF会議演説で抽象的原則に言及し、12月の錢其琛のASEAN成立30周年祝賀会演説で初めて「①内政不干渉等のいわゆる平和5原則が世界および地域の安全保障の『政治的基盤』、②経済分野での互惠協力強化等による国家間格差縮小、共同繁栄が安全保障の『経済的基礎』、③対話と協力による相互理解増進と平和的方式による国家間の不一致や紛争解決が平和と安全保障確保の『現実的方途』である」との3つの側面を明らかにした¹¹²。

阿部は、相互信頼、相互利益、平等、協力を重視する「新安全保障観」は、信頼醸成や紛争予防による協調的安全保障を意味するものと解され、94年に発足したASEAN地域フォーラム（ARF）や、中国が中心となり96年に形成した上海ファイブ（2001年に上海協力機構に発展）を冷戦後の望ましい多国間安全保障の枠組みとして「新安全保障観」を唱え、「日米同盟」のような対立的二国間同盟を排し、協調的安全保障に移るべきであると主張したものの、中国自身が軍近代化、軍事力強化を推進していたため、中国脅威論の払拭には中国が意図した成果を上げなかったと見ている¹¹³。

チャン・パオミンは、97年に、90年代末に中国が直面する課題を「①97年2月に鄧小

¹¹⁰ 高木誠一郎「中国の『新安全保障観』」『防衛研究所紀要 防衛研究所創立50年記念特別号』2002年3月、pp.81-82。高木誠一郎による、閻学通等からの引用は、『中国与亚太安全：冷戦後亚太国家的安全戦略走向』時事出版社、1999年、p.9、pp.20-21。

¹¹¹ Robert G. Sutter、前掲書、p.30。

¹¹² 高木誠一郎、前掲論文、p.72。

¹¹³ 阿部純一、前掲論文、p.172。

平が死去し初の文民指導の時代に入ったが、江沢民の指導者としての立場の安全は当然のこととは言えず党指導部強化はあらゆる問題に優先される、②中国の重要政治アジェンダは、97年7月の香港、99年12月のマカオの返還であり、資本主義経済と自由な社会を管理する困難さは、北京だけでなく香港新政府にも巨大な課題であり、2つの繁栄した地域の統治権を引き継ぐことは中国史で未曾有の現象で、5年以内に問題が起これば、世界の注目を集め批判を招き国際的威信は傷つけられる、③2000年までに、台湾との統一が中国の政治アジェンダで最重要問題になり、他の国際問題は二次的なものになる可能性が高く、中国は少なくとも今後10年間、経済的にも政治的にも内向きに留まるであろう」と予想した¹¹⁴。文民統治への移行、香港・マカオの返還について大きな問題はなく実施されたが、台湾については、95年、96年の台湾危機での中国の強硬な姿勢は台湾での独立志向を高めた。台湾との関係につき、チャン・パオミンは、台湾政府は90年代まで約40年間「一つの中国政策」を支持し、87年以降約10年間、台北は中国との関係正常化のために接触を促進したが、95年の李登輝訪米と96年の初の大統領選挙での李登輝再選後、すべてが変化したようで96年3月のミサイルテストを含む中国の軍事演習は独立の気運を抑えるためであったが、東南アジアで恐怖心を再燃させ、台湾威圧も統一を支持させる結果にはならず、台湾は中国から遠ざかったと指摘している¹¹⁵。

米国、日本などに対し、また、台湾問題、南シナ海問題で強硬な姿勢をとる一方、ロシア、旧ソ連諸国、ASEAN諸国に対しては微笑外交を継続した。91年に開始されたベトナムとの陸上国境とトンキン湾海洋境界の画定交渉は、97年7月の江沢民総書記・ドー・ムオイ書記長会談で2000年中の妥結という交渉のデットラインを設定し、国際法に従う平和的方法で交渉を推進し、それぞれ1999年と2000年に条約署名を達成したことは、「新安全保障観」の3つの柱の1つ「対話と協力による相互理解の増進と平和的な方式による国家間の不一致や紛争の解決」の方針に沿うもので、90年代後半に高まった中国脅威論払拭のために中国が国際法を尊重して行動する姿をASEAN諸国に見せるプロパガンダ効果を目指したことも両条約交渉妥結の要因の一つと考えられる。

2. 主な国際関係

(1) 米国との関係

米国はソ連と対立していた中国に接近しベトナム戦争を終結しソ連との冷戦に勝利した。冷戦末期、米中関係は良好であったが、冷戦終了後、中国は「一超多強」の状況の長期化を認識し、冷戦思考脱却、一極主義反対を唱えて米国の脅威とアジア地域における影響力

¹¹⁴ Chang Pao-min、前掲論文、pp.143-144。

¹¹⁵ 同上、p.150。

の極小化に努力した。

冷戦終了後の米中の国際政治・安全保障分野における関係は、湾岸戦争、北朝鮮核開発、アフガン戦争・イラク戦争などで米国が中国の協力を求め緊張が緩和した時期もあるが、中国の民主化運動弾圧、少数民族弾圧、台湾問題、軍拡、南シナ海・東シナ海での強硬な行動などは米国が容認できないものであった。中国は東アジアでの米国の影響力を排除すべく行動し、米中関係は緊張、緊張緩和を繰り返した。

米国経済界では、不公正貿易慣行、知的所有権窃取などの問題が指摘されていたはが、中国の豊富で安価な労働力と巨大市場をビジネスチャンスと見て良好な米中関係維持を望む雰囲気優勢であった。

ジョージ・ワシントン大学教授のマイク・モチズキは 2004 年の論文で、80 年代初頭以後の米大統領選挙で、レーガンはカーター政権を関係正常化への意欲により台湾を裏切った、クリントンは H・W・ブッシュ政権を天安門大虐殺に責任を負う独裁者を甘やかした、ジョージ・W・ブッシュはクリントン政権を戦略的競争相手を戦略的パートナーと見なす過ちを犯したとして、野党候補は与党の対中政策を弱腰過ぎると批判したが、大統領就任後は現実に直面してより融和的な政策を追求したと指摘し¹¹⁶、当時、政府や専門家の中で中国を「①急速に経済成長しているが未だ明確な脅威ではない、②将来、深刻な軍事的脅威になる可能性があるが、封じ込めにより回避したい結果を招くより関与政策により強化する前に協力的な国にして脅威を軽減する方が良い、③多くの経済上・安全保障上の利益が絡むため無視は合理的でない、④関与政策の将来の政治的持続可能性は同アプローチの結果に依る」と認識し対中政策は封じ込めや無視より関与政策が望ましいとのコンセンサスがあり、ヘッジング政策を主張する強硬派でさえも関与政策を否定せず、関与政策が失敗した場合のために抑制、封じ込めを用意しておくことを考えていたとしている¹¹⁷。

ジョージ・H・W・ブッシュ政権（89～93 年）は、天安門事件後、最悪となった関係の改善に努力し湾岸戦争での中国の協力的姿勢により関係を改善したが、再選キャンペーン中にクリントン陣営からの批判と国内世論に押され台湾に武器供与し関係が悪化した。クリントン政権（93～01 年）は、当初の人権問題などでの厳しい立場から経済関係を重視して立場を変更したが、2 度の台湾危機、中国の南シナ海での拡張主義的政策、在ユーゴ中国大使館誤爆事件で関係は悪化した。ジョージ・W・ブッシュ政権（01～09 年）は、中国を「戦略的競争相手」と規定し厳しい立場をとり発足間もない 01 年 4 月の海南島沖の中国軍戦闘機 J-811 の米軍偵察機 EP3-E への接触事件で関係は緊迫したが、同年 9 月 11 日の同時多発テロ後のテロとの戦争で中国の協力を必要とし関係を修復した。

¹¹⁶ Mike M. Mochizuki, "Chapter 4, Terms of Engagement, The U.S.-Japan Alliance and the Rise of China", Ed. By Ellis S. Krauss and T.J. Pempel, *Beyond Bilateralism: U.S.-Japan relations in the new Asia-Pacific*, Stanford University Press, 2004, p. 93.

¹¹⁷ 同上、p.95。

中国は米国を除外する地域機構を模索し、中国・ASEAN、ASEAN+3（中、日、韓）、東アジア・サミット（EAS）、上海協力機構（SCO）などの米国が参加しない場を利用してアジア地域で指導力を発揮しようとした¹¹⁸。サッターは、中国は南シナ海の主権主張国との交渉や「南シナ海における行動規範」起草会議なども、米海軍の演習を制限する手段として利用しようとし、ASEAN との自由貿易協定イニシティブにより米国、日本、韓国、インドに対する中国の立場を強化し、SCO を米国を中央アジアから除外するツールにしたと分析している¹¹⁹。

米国との関係は中国の国際関係全般に影響するため、一国主義反対、多極主義推進の言説に反し、実際には米国との関係を、協調の意味でも対抗の意味でも、外交・安全保障上の最優先事項として対処した。

1990年代の米国との関係は下記の3つの時期に分けられる。

イ. 第1期（1989年～1991年）

中国は、天安門事件により西側諸国の経済制裁、武器禁輸など各種制裁により国際的に孤立した。ジョージ・H・W・ブッシュ大統領は対中制裁を行う一方、天安門事件直後に秘密裏に派遣したスコウクロフト・ミッションにより中国の人権状況改善と制裁解除の交渉を行った。モチズキによれば、ブッシュ政権は北京との連絡経路維持のため、抑制的制裁措置をとり、事件から1か月経たないうちにスコウクロフト国家安全保障担当補佐官とイーグルバーガー国務次官を密かに北京に派遣したが、これが明るみに出て国民の批判が強まり関係回復を遅らせた¹²⁰。米国議会は通商上の最恵国待遇（MFN）付与を停止した。中国外相であった銭其琛によれば、ブッシュ大統領は天安門事件直後の6月21日に鄧小平宛秘密親書を送り、7月2日にスコウクロフトが訪中し関係改善の方法を探った¹²¹。ブッシュ・鄧の親書往復は継続し、12月9日、スコウクロフトが公式訪問し、人権状況改善と経済制裁緩和を探り接触を続けた。銭は12月25日のルーマニア政権崩壊とチャウシェスク銃殺など東欧の変化により米国は関係改善を急がなくなり、ソ連国内の動乱により米国内にはもはや中国の協力は必要としないとみて中国封じ込めを主張する者も登場し関係は再び膠着状態に陥ったと書いている¹²²。ソ連・東欧の共産主義政権が崩壊し、米国はじめ西側諸国では中国で一党独裁が存続するか見極めようとの立場、中国が民主化する機会で

¹¹⁸ ただし、EASについては、2010年の議長国であったベトナムのイニシアティブで、2011年から米国とロシアがメンバー国となった。

¹¹⁹ Robert G. Sutter、前掲書、pp.81-83。

¹²⁰ Mike M. Mochizuki、前掲論文、pp.96-98。

¹²¹ 銭其琛、前掲書、pp.162-170。

¹²² 同上、pp.177-179。

あるので封じ込めるべきとの雰囲気が強まった。90年6月、中国は在中米国大使館に保護中の民主化運動家の方励之と家族の出国を許可し米国は中国にMFNを付与して状況は若干改善した。

ロ. 第2期 (1991年～1995年)

90年8月のイラクのクウェート併合に際し米国は湾岸戦争への中国の協力を求め、米中間の緊張は緩和された。国連安保理がイラクに即時撤退を求め11月29日に武力行使を容認する決議第678号を可決した際に中国は拒否権発動せず決議に棄権した。銭其琛は「米国はこの地域の危機を処理するには、中国とのつき合いを避けることができないだけでなく、中国との協力が不可決であることにすぐさま気づいた。米国が武力行使によってイラク軍をクウェートから駆逐する権限を国連安保理から受けるには、中国の支持が必要だった」、「方向転換し、道が開けてきた」と書いている¹²³。91年11月15日、ベーカー国務長官が訪中し銭其琛外相と交渉し、衛星などの対中禁輸と対中スーパー301条適用の解除に同意し、貿易・経済制裁解除を合意した。銭其琛によれば、激論の末、米国は中国のGATT加盟支持、人口、科学技術協力の3合同委員会を設置し、閣僚級会談再開の検討を約束し、中国はミサイル技術管理レジーム(MTCR)を遵守、知的財産権遵守の強化を受け入れ、人権問題で内政干渉しない条件で米国側が関心を寄せる事案に回答した¹²⁴。米中関係は回復に向かったが、大統領選キャンペーン中のブッシュ大統領が台湾へのF-16戦闘機150機の輸出を承認し米中関係は再び悪化した¹²⁵。

92年の選挙運動中、クリントンは中国の人権状況改善と民主化促進のために外交的レバレッジを使用すると公約し大統領就任後の93年5月、中国へのMFN付与を人権状況にリンクさせ米中関係は悪化した。クリントン政権は93年秋の対中政策見直しにより「包括的関与 (comprehensive engagement)」政策を開始し指導者レベル・政府ハイレベルと軍の交流を再開した。モチズキはこの主たる動機は北朝鮮核計画対応への北京の支持を得ることであったと分析している¹²⁶。94年5月、クリントンはMFN付与の条件付けが所期の結果を生まず、米国の中国でのビジネスチャンスを損なう可能性があると考え人権と貿易のリンクを切り離した。米中関係はわずかに改善し、93年11月、江沢民はシアトルでの「アジア太平洋経済協力会議 (APEC)」に出席しクリントンと初の首脳会談が行われた。

北朝鮮核計画と中国の急速な軍備拡張という東アジア安全保障環境の変化に対応し、ペンタゴンが94年秋に日本との対話を開始し (ナイ・イニシアティブ)、日米安保条約に基

¹²³ 銭其琛、前掲書、p.179。

¹²⁴ 同上、pp.183-184。

¹²⁵ Mike M. Mochizuki、前掲論文、pp.100-101。

¹²⁶ 同上、pp.101-102。

づく地域安全保障における同盟の再定義に取り組む中で米中関係は悪化しはじめた。

ハ. 第3期 (1995年～2000年)

中国は急速な経済成長とロシア、中央アジア、東南アジア諸国との関係緊密化で自信をつけ、アジアの各種フォーラムから米国を閉め出す動きを強化した。

クリントン政権の東アジア安全保障戦略の基本文書の一つである95年2月27日の「東アジア太平洋安全保障戦略 (ナイ・レポート)」は、中国を物理的パワーの急速な伸長によりアジアの安全保障方程式において重要性を高めている核兵器国・主要地域軍事大国・国連安保理常任理事国である世界的大国で、90年代初頭インドネシア、シンガポール、ベトナム、韓国と関係を正常化し、日本の天皇陛下の初訪問を実現し、APEC、ARFなど多国間組織に積極的に参加するようになったと認識し、その軍事力を、①米、日、露の防衛費が横ばいか減少する中、公表予算だけでも実質成長率約40%で過去5年間に倍増し、ロシア製SU-27戦闘機など新世代兵器に投資し外洋型海軍能力 (blue water naval capabilities) を拡大し空母調達を目指すと見られるが予算の多くは旧式装備換装、新国際安全保障環境に対応するドクトリン変更、320万の兵力のプロ意識向上に当てられた模様、②戦略兵器近代化の一環で核実験を継続するが96年署名予定の包括的核実験禁止条約 (CTBT) には関心、③中国は、地域諸国の戦略見積と行動に大きな影響を与える中国の軍事力増強を防衛的で経済成長に見合うものと主張するが意図不明、④近代化は初期段階で長期的目標は不明、⑤計画、能力、意図が不明で、領土紛争を抱えるアジアの近隣諸国は中国の軍事力増大、特に戦略兵器、海軍力などの戦力投射兵器近代化に対応の必要性を感じる可能性ありと評価し、米国は、相互理解、透明性、信頼性向上のために中国との定期的ハイレベル訪問、専門家会議、軍事対話を強化しているとしている¹²⁷。「東アジア太平洋安全保障戦略」公表1ヶ月後の95年3月、同文書をまとめたジョセフ・ナイ米国国防次官補は、米国の東アジア安全保障戦略と日米同盟についてのシンポジウムで、中国の国防政策と軍事活動の不透明性による疑問に不安を感じながらも、クリントン政権の推進する「包括的関与政策」により「世界の大国として好ましい影響を及ぼす中国の出現」という目的を達成し得るとの期待を表明している¹²⁸。

¹²⁷ U.S. Department of Defense, *United States Security Strategy for the East Asia-Pacific Region*, February 27, 1995、同文書はジョセフ・ナイ (Joseph S. Nye Jr.) 国防副長官がとりまとめたものとされナイ・レポート (Nye Report) と呼ばれる。

¹²⁸ ジョセフ・ナイ「米国の東アジア安全保障戦略と日米安保同盟ーサンフランシスコ会議講演録 (抄訳・仮訳・外務省日米安全保障課、日本国際問題研究所及びパシフィック・フォーラム共催のシンポジウム「変化と再生ー21世紀に向けた日米安全保障関係」講演録)」『外交フォーラム』1995年7月号、都市出版株式会社、編集協力外務省、p.28。ナイは、中国の急速な軍拡に対するクリントン政権の「包括的関与政策」による対応を、「われわれが中国と短期的にどのような関係を持つかが地域の将来を長期的に方向

サッターは、クリントン政権が「東アジア太平洋安全保障戦略」で中国の激しい主張と軍事力増強の透明性欠如を暗に批判し、不確実性に直面して改めて日本を米国の関心の中心とする安全保障アプローチを明らかにしたことを、中国は疑いの目で見たとしている¹²⁹。ジョン・アイケンベリーは、クリントン政権の対中関与政策を、冷戦終結以来、米国は東アジアで様々なリアリズムとリベラルな政策を追求して、地域リーダーシップと関与のコミットメントの継続性を確固たるものにし完全に形成された大戦略は持たなかったかもしれないが、政策は伝統的リアリズムの安全保障上の目標とリベラルな願望の双方から推測できるもので、政権当局者は対中政策を「建設的関与(constructive engagement)」と説明したが、台湾の安全保障へのコミットメントを弱めることのない中国との関係緊密化は、台湾沖への空母 2 隻の派遣を妨げず、人権と貿易問題による対中圧力の議論を厭わなかったとし、リアリズムとリベラルな政策の併存するものと評価した¹³⁰。

95 年 6 月の李登輝台湾総統訪米と 96 年 3 月の初の台湾総統直接選挙に対し中国は台湾近海への弾道ミサイル発射演習と台湾海峡の澎湖諸島近隣での陸海軍演習による武力威嚇を行った。弾道ミサイル発射は李登輝訪米に対し 95 年 7 月 21～26 日と 8 月 15～25 日に、総統選挙に対し 96 年 3 月 8～15 日に行われた。クリントン政権は 96 年 3 月、ニミッツとインデペンデンスの 2 個空母戦闘群の台湾近海派遣という強いメッセージを送り米中関係は緊張した。モチズキは、李登輝訪米につき米国当局者がビザを発給しないと保証したにもかかわらず、議会圧力の下、クリントン大統領は李登輝総統の母校コーネル大学訪問を認め、「一つの中国」政策の変更を意味しないとの説明に北京は満足しなかったとしており、台湾総統選挙中の軍事演習とミサイル実験の頃には日米両国で潜在的な軍事的脅威になりつつあるとの否定的対中評価が広がり、米国人や日本人でクリントン政権の空母 2 隻の派遣という軍事力による示威行動に疑問を呈した者はほとんどなかったとしている¹³¹。96 年 4 月、クリントン大統領と橋本首相は「日米安全保障共同宣言」を発表し、日米同盟に基づく安全保障協力強化と日米安保条約再定義のための新ガイドライン「日米防衛協力

づけるであろう。急激な物質的成長はアジアの安全保障環境における中国の重要性を増大させた。中国は核兵器国・国連安保理常任理事国で経済大国となることが運命づけられている。われわれが望む最善の姿は世界の大国として好ましい影響を及ぼす中国の出現であるが、すでに市場経済への移行と国際経済システムへの参加増大といった勇気づけられる傾向が現れている。軍事交流を含むわれわれの中国への包括的関与政策は、この目標達成を確実にする最善の機会となりうる。中国の経済的台頭による軍の近代化を伴った中国の軍事態勢と軍事開発は他の地域諸国の将来予想とその行動に重大な影響を与えている。われわれは、地域の友好国ならびに同盟国とともに、中国の国防政策と軍事活動に関する透明性の増大を求めて努力している」と説明している。

¹²⁹ Robert G. Sutter、前掲書、p.31。

¹³⁰ G. John Ikenberry, “Chapter 2, America in East Asia, Power, markets, and Grand Strategy”, Ed. By Ellis S. Krauss and T.J. Pempel, *Beyond Bilateralism: U.S.-Japan relations in the new Asia-Pacific*, Stanford University Press, 2004, p.45.

¹³¹ Mike M. Mochizuki、前掲論文、pp.103-104。

のための指針」作成を約束した。モチズキは、台湾海峡危機直後に日米同盟が再確認されたことにより、中国が、日米安保協力が中国に向けられたのでは、台湾が独立に向かうことを奨励するのではと恐れたことは驚くに値せず、97年9月に発表された新ガイドラインは中国の不安を一層強め、自衛隊が日本自体の防衛を超えて地域の安全保障における不測の事態で米軍を後方支援できるようになったことは台湾危機において日本が米国に軍事的に協力する可能性を暗示するものであったとしている¹³²。

中国は、東南アジア諸国に対し拡張主義の意図がないことを示す目的で、97年7月のARF会議で銭其琛外相が「新安全保障観」を打ち出し、12月のASEAN設立30周年祝賀会で銭外相が具体的内容を発表して東南アジア諸国に対する柔軟なアプローチを強調したが、サッターは、「新安全保障観」に対米政策は含まれず、緊張緩和効果は米国のパワー、影響力、政策に反対する中国の立場により相殺されたと分析している¹³³。

97年からの第2期クリントン政権では中露との関係改善が試みられ、97年10月の江沢民訪米と98年6月のクリントン訪中が実現し、米中関係に小康状態が訪れた。

モチズキは、97年の首脳会議で達成された唯一の具体的合意は米国製原子力機器・技術の対中輸出許可と引き換えの中国の対イラン核協力終了の約束であり、共同記者会見でのクリントンの「中国は歴史の間違った側にいる」との民主主義と人権状況を暗示する厳しい言葉にもかかわらず、中国は天安門虐殺の遺産を克服してワシントンへの国賓訪問を実現し、米中間のより広範な関与への道を明らかにしたことに、また、98年の首脳会談でクリントンが「台湾の独立を支持せず、『2つの中国』あるいは『1つの台湾・1つの中国』を支持せず、国家であることが加盟要件の組織への台湾の加盟を必須とは考えず」という「3つのノー」を公式に表明し、台湾の民主化と李登輝訪米にもかかわらず、米国が「1つの中国」政策維持を中国に保障し、米国衛星の中国のロケットによる打ち上げ制限を解除し、ハイレベルの軍交流を開始したことに注目している¹³⁴。

97～98年にはクリントン政権の歩み寄りにより米中関係に一定の改善が見られたが、99年に再び関係が悪化した。99年の米軍機による在ユーゴスラビア中国大使館誤爆事件に対して、中国全国で反米デモが起こり、中国は米国とNATOが人権や少数民族問題を理由として国連決議を求めず軍事作戦を実行したことで米軍の圧倒的ハイテク攻撃能力に脅威を抱いた。この事件を契機に中国は戦力の近代化と軍備拡張に一層邁進した。

モチズキは、クリントン政権はジュネーブ国連人権委での中国人権状況非難決議の試み、WTO加盟交渉での中国の譲歩の拒絶、コソボ紛争での国連を（したがって中国を）迂回して行った米国主導のNATO軍事作戦での在ユーゴスラビア中国大使館誤爆が重なり中国で強い反米感情を引き起こし江沢民政権のアメリカを最優先する外交戦略（strategy of

¹³² Mike M. Mochizuki、前掲論文、p.104。

¹³³ Robert G. Sutter、前掲書、p.81。

¹³⁴ Mike M. Mochizuki、前掲論文、pp.105-107。

putting America first) は機能しなかったと評価する¹³⁵。錢其琛は、江沢民とクリントンの相互訪問で関係が順調に発展していた 99 年 5 月 7 日、在ユーゴスラビア中国大使館が、突然米国ミサイル攻撃を受け中国人記者 3 人が死亡し 20 数人が負傷して国中が激怒し世界は驚きにあふれたが、米国機が米本土から飛来し正確に 5 発のミサイルを命中させたことを「誤爆」といえようかと書いている¹³⁶。坂口賀朗と間山克彦は、コソボ戦争は中露両国の戦略的パートナーシップ強化のきっかけとなった点で東アジア戦略環境にも大きな影響を及ぼし、中国全軍は兵士に対する 3 能力訓練（体力、技能、知能）強化と幹部と機関の長に 4 つの新たな訓練（新知識、新技能、新装備、新戦法）を強化する科技練兵に取り組んだと指摘している¹³⁷。

クリントン政権の 98 年国防省報告書「東アジア・太平洋地域における安全保障戦略 (1998 EASR: East Asian Strategy Report)」について、アイケンベリーは、冷戦終結後も米国外交政策関係者の間に米国は東アジアで前方展開した軍事プレゼンスにより恒久的に関与しなければならないとの考えが広く支持されており、海外軍事プレゼンス維持を米国国家安全保障戦略の基礎(cornerstone)として強調し、二国間同盟と「地域安全保障」への貢献を結びつけるもので、米国が地域の政治的・軍事的課題に取り組むための重要な柱である同盟国との戦略的パートナーシップの強化を続け、今後数年で米国の全同盟関係が安全保障協力の一層包括的な概念をカバーできるよう対象範囲と強さの双方を拡大するとの約束を表明していると評価した¹³⁸。

トンキン湾境界画定交渉締結直前の 2000 年 11 月の大統領選挙でジョージ・W・ブッシュが当選し、人権問題や政治的自由に厳しい新保守主義者 (Neo-Conservatives) が政権中核を占めることが予想され、中国は閣僚の人選を注視していたと考えられる。

2000 年 10 月 11 日に発表された「米国と日本：成熟したパートナーシップに向けての前進 (The United States and Japan: Advancing Toward a Mature Partnership、いわゆるアーミテージ・レポート)」は超党派安全保障問題研究者グループが共同で作成・提案したもので、アジア政策において日米同盟を中心に据え日本の役割の強化、日米同盟関係の改善・再活性化、日米の共通の認識とアプローチの策定、日本の集団的自衛権禁止の解除、英米関係をモデルにする情報・技術の共有、地域安全保障環境を反映する戦力構成変更と日本における戦力プレゼンス再構築、ミサイル防衛の範囲拡大などを唱えている。アーミテージ・レポート共同提案者の何人かのブッシュ政権中枢入りを取り沙汰されていたため、トンキン湾境界画定交渉が大詰めとなった 2000 年 11 月、12 月の時点には、ブッシュ政権

¹³⁵ Mike M. Mochizuki、前掲論文、p.111。

¹³⁶ 錢其琛、前掲書、p.193。

¹³⁷ 坂口賀朗・間山克彦「中露の国防政策に与えたコソボ戦争の影響」『防衛研究所紀要』第 4 巻第 1 号、2001 年 8 月、pp.1-21。

¹³⁸ G. John Ikenberry、前掲論文、pp.49-50。

の対中政策が中国に厳しいものになる可能性が予想され中国を警戒させていた。

モチズキは、2000年に中国と戦略的パートナーシップ構築について話すのではなく、中国を「戦略的競争相手」と呼ぶジョージ・W・ブッシュが米国大統領に選出されたことで、米中関係は問題の多いものになったとし¹³⁹、アイケンベリーは、ブッシュ政権はまだアジア地域戦略を策定中で、2000年10月のいわゆるアーミテージ・レポートは政権の政策がどのようになるかを示すおそらく最良の指標であるが、同レポートは地域におけるアメリカの中核の戦略パートナーとして日本を建て直し、中国との戦略的パートナーシップの概念を放棄する試みで日本に重点を置き、軍事パートナーとしての機能拡大、情報共有、地域における日本の役割拡大を望むものであると分析している¹⁴⁰。

2000年12月のトンキン湾海洋境界画定以後であるが、ブッシュ大統領は、就任間もない2001年4月1日に海南島沖で米海軍EP-3E偵察機に中国J-8II戦闘機が空中衝突して墜落し、EP-3Eも機体を損傷し海南島に緊急着陸して、機体、乗員が中国に拘束される事件に遭遇し、米中関係は緊迫した。その後9月11日の同時多発テロによりテロとの戦争に忙殺されたブッシュ政権の米中関係につき、サッターは、海南島事件により米中関係は険悪化した。9月11日の同時多発テロ事件後、米国のテロとの戦争により米中関係が修復され、2000年代半ばまでは概して平穏な関係が続いたとしている¹⁴¹。

(2) ソ連・ロシアとの関係

1949年に建国した中華人民共和国にとりソ連の政治的、軍事的、経済的援助は死活的問題であったので、中国建国から90年代の中ソ・中露関係に至るまでの両国関係を含めて見て行く。中ソは、50年代後半から共産主義思想の路線とアジアにおける国際共産主義運動の指導的役割、中国の核兵器保有、領土問題などで対立し関係を悪化させ、60年代には領土問題で軍事衝突に至り、ソ連を最大の脅威「主敵」と見なした。70年代、ベトナム戦争終結を模索した米国ニクソン政権は中国と手を組みソ連と対抗する。第3次インドシナ戦争、アフガン戦争では、米国と協調してソ連と対決姿勢をとり、西側諸国との良好な関係により経済発展に重点を置き、日本の援助、西側諸国の投資を利用し経済に一定の自由を認める政策をとり著しい経済発展を遂げたが、80年代後半のソ連・東欧諸国の政治・社会の自由化に同調せず、国内の民主化運動を弾圧し89年6月の天安門事件に至り、世界から孤立した。82年のブレジネフの呼びかけに始まった中ソ関係正常化をゴルバチョフ時代に進め関係正常化を果たした。91年のソ連崩壊後のエリツィン時代、プーチン時代を通じロシアと良好な関係を維持し、国境画定交渉を通じてロシアと旧ソ連中央アジア諸国との関係を

¹³⁹ Mike M. Mochizuki、前掲論文、p.112。

¹⁴⁰ G. John Ikenberry、前掲論文、pp.45-46。

¹⁴¹ Robert G. Sutter、前掲書、p.83。

緊密化し上海協力機構を誕生させた。90年代ロシアは先進的な兵器と技術の取得先として対米はじめ対西側諸国へのレバレッジとして利用できる重要な国になった。

イ. 蜜月期

第2次世界大戦後、スターリンは大戦中に国民党政府を支援していたため中国共産党に国民党との和解を勧めた。第2次国共内戦で共産党が優勢となりミコヤンの中国派遣、劉少奇らの訪ソなどによる調整を経て中国共産党を支援し、49年10月1日の中華人民共和国建国の翌2日にソ連は国家承認した。49年12月から3ヶ月間、毛沢東と周恩来が訪ソし50年2月に締結した「中ソ友好同盟条約」は中国に安全保障と軍事・経済・社会的発展を保障し、ソ連の援助、技術、政治顧問、技術者などは近代国家建設に不可欠であった。

ロ. 中ソ対立期

中ソ関係は50年代後半に国際共産主義運動の路線対立、核開発問題、領土問題などにより冷戦終了まで「中ソ友好同盟条約」で結ばれた政治体制を同じくする国でありながら友好的であった期間は少ない。53年3月のスターリン死後、フルシチョフが開始したスターリン批判と平和共存路線に毛沢東は反発した。54年9～10月のフルシチョフ訪中時に、中国側はモンゴルの中国帰属を要求するがソ連は受け入れなかった。サッターは、毛沢東は49年にスターリンとの同盟を模索し50年に「中ソ友好同盟条約」を結び軍事・経済・技術援助を受けたが、毛とフルシチョフの間で対米戦略・国際戦略・開発政策のイデオロギー、世界共産主義運動での役割に関する考え方の違いがエスカレートしたとして¹⁴²、戦略・イデオロギー対立を中ソ対立の原因と見ている。下斗米は中ソ対立のきっかけは核兵器技術提供問題であったとして、54年のフルシチョフ訪中時に毛沢東が核爆弾と潜水艦隊の技術提供を求め、フルシチョフはソ連が中国に提供すれば米国が西ドイツに提供するとして断わり核の傘提供を提案したことに毛が不信を高めたことが対立の萌芽と見ている¹⁴³。56年2月のソ連共産党第20回大会でフルシチョフは公式にスターリンを批判し平和共存路線を打ち出した。58年、中国はソ連に事前連絡せず金門・馬祖事件を起こしソ連の核の傘を誇示して台湾問題に利用する構えを見せ米国との対決姿勢を示したため、米国との対立を避けようとしていたソ連との関係悪化が頂点に達した¹⁴⁴。65年3月、中国共産党はソ連共産党第23回大会へ代表団を送らず、党関係と政府関係は断絶した。天児は、中国はソ連に限

¹⁴² Robert Sutter、前掲書、p.108。

¹⁴³ 下斗米伸夫、前掲書、pp.107-108。引用は「シェピロフの回想」『歴史の諸問題』1998年、10号、p.28。

¹⁴⁴ 同上、pp.110-111。

らず実質的な同盟関係を持ったことがないとし、毛沢東が文革期以降「自力更生路線」と呼んだ中国外交の特徴を、50年代初の台湾、朝鮮をめぐる米国との攻防、一枚岩を誇る社会主義陣営の一員としてはいささか違和感のある「平和共存五原則」堅持、58年のソ連の中ソ連合艦隊提案拒否や中ソ論争などに代表される独立自主外交であるとしている¹⁴⁵。

ソ連は、第3次インドシナ戦争ではベトナムと78年11月にソ越友好協力条約を締結してベトナムを支援した。中国はポル・ポトを支持し、79年1月1日の米国との国交樹立と鄧小平の1月28日～2月5日の訪米後の2月17日、60万の兵力でベトナムに侵攻し、大損害を受けて3月18日に撤退した。79年4月、中国は中ソ友好同盟条約を破棄しソ連と対立し、79年12月のソ連のアフガン侵攻ではソ連を強く非難した。

82年3月24日、ブレジネフは、ウズベキスタンのタシケントでの演説の中で、中国に関係改善を呼びかけた。銭其琛によれば、鄧小平は関係改善の原則としてソ連に対し「3つの障害（①中ソ国境地帯とモンゴルからのソ連軍撤退、②アフガニスタンからのソ連軍撤退、③ハノイにカンボジア撤兵を説得）解消」を要求することにし、8月にソ連側に伝え、ソ連側との10月の第1回に始まる6回の協議では進展がなかったが関係正常化に向けて動き出したとしている¹⁴⁶。ブレジネフは82年11月に死去し、ゴルバチョフが、85年3月共産党書記長就任し、防衛負担軽減のために中ソ関係改善を優先課題としたため大きく進展した。銭其琛によれば、85年10月、鄧小平は訪中したチャウシェスク・ルーマニア大統領に中ソ首脳会談に臨む考えをゴルバチョフへの伝達を依頼し、11月、ソ連側からソ連極東か中国での会談を提案する回答があり、86年7月28日、ゴルバチョフはウラジオストク演説で、ソ連はいつどのようなレベルでも話し合う用意があり、86年末までにアフガニスタンからソ連軍6個連隊撤兵、モンゴルから「相当数」の撤兵検討、中国側と中ソ国境の陸軍削減協議希望、カンボジア問題解決のかかっている中越正常化の対話と和解を希望と表明したとしている¹⁴⁷。サッターは、72年以降の中国の対米・対日国交回復によりソ連は戦略的に日米中に対応せねばならず防衛負担が増大して長大・遠隔・人口希薄な東部の安全保障環境は悪化し、ブレジネフが82年の死去前、経済・政府・党関係改善を呼びかけ、80年代半ば、ゴルバチョフは中国の「アフガン駐留ソ軍撤退、国境ソ連軍削減、カンボジア駐留ベトナム軍撤退」の要求を受け入れて関係修復と防衛負担軽減を目指し、82～86年の中国の400万人から295万人への兵力削減に対応して87年にモンゴル駐留ソ連軍約6万5000人の92年までの段階的撤退、88年に対中国展開部隊12万を含む通常軍50万人削減を発表し、91年のソ連崩壊までに5回の兵力削減交渉を行ったが、中国にとり最も脅威が削減されたのは87年の米ソ中距離核戦力（INF）全廃条約によるソ連のアジア地

¹⁴⁵ 天児慧、前掲書、pp.109-110。

¹⁴⁶ 銭其琛、前掲書、pp.18-25。

¹⁴⁷ 同上、pp.35-36。

域配備可動式 SS-20 ミサイル 180 基を含む全中距離核戦力廃棄であったとしている¹⁴⁸。銭其琛によれば、88 年 12 月 1～3 日のソ連における銭・シェワルナゼの交渉での重点はカンボジア問題で、ソ連は、ベトナム軍の早期全面撤退に同意したが、国際的監視システムと保証、カンボジアが以前の政策を繰り返さないこと、同国各派とインドシナ各国・東南アジア諸国との対話の同時並行的継続、同国各派による政治解決合意後はすべての関係国の各派への軍事支援即時停止が必要とし、また、ソ連がカンボジア撤兵期限につきベトナムは中国と直接話したい意向としたことに対し中国は中越が直接対話し政治解決プロセスを促進したいと表明して撤退スケジュールを 89 年 6～12 月にするよう双方は合意して、その後、89 年 2 月、中露はカンボジア問題に関する中ソ共同声明とゴルバチョフ訪中日程を発表した¹⁴⁹。ソ連は 88 年 4 月のジュネーブ合意に基づき、89 年 2 月、アフガニスタンから撤兵し、ベトナムにカンボジア撤兵を推奨し、ベトナムは 89 年 7 月のカンボジア和平パリ会議後の 9 月にカンボジアから兵力撤退を完了した。

鄧小平は 70 年代から経済面の改革開放路線を進めたが、阿部によれば、80 年代にソ連でゴルバチョフが進めた政治面の改革も含めた「ペレストロイカ」には抵抗があり、政治面の民主化要求運動は抑制し、87 年 1 月、共産党政治局拡大会議で胡耀邦総書記を民主化運動への対応の弱さを理由に辞任・降格させ、趙紫陽首相を総書記、李鵬を首相としたが、89 年 4 月 15 日、人気の高かった胡耀邦死亡に際し「名誉回復」を訴える知識人・学生デモが共産党・鄧小平批判にエスカレートし学生の民主化要求デモは天安門広場を占拠した¹⁵⁰。

そのさなかの 89 年 5 月 15～18 日、ゴルバチョフは、59 年のフルシチョフ訪中以来 30 年ぶりのソ連国家元首としての訪中を行った。5 月 15 日正午、ゴルバチョフはライサ夫人、シェワルナゼ外相と特別機で北京空港に到着したが、学生運動のため行事予定は次々と変更され天安門広場で行う予定の歓迎式典は空港で行われた¹⁵¹。阿部によれば、学生による天安門占拠の様子は、ゴルバチョフ訪中という歴史的な中ソ「和解」を報じるために北京に取材団を送り込んでいた世界各国のマスコミが、ゴルバチョフ訪中後も残留して取材し、5 月 20 日の戒厳令公布から 6 月 4 日の人民解放軍の武力排除による流血の惨状が世界中に映像が配信され、民主化運動を軍事力で圧殺した中国に世界の非難が集中した¹⁵²。

銭其琛は、5 月 16 日のゴルバチョフ・鄧会談につき、鄧は、中ソ関係は平和共存五原則を基礎としなければならないと強調し、ゴルバチョフは記者会見で「自分と鄧氏ら中国指

¹⁴⁸ Robert Sutter、前掲書、pp.109-110。

¹⁴⁹ 銭其琛、前掲書、pp.41-45。

¹⁵⁰ 阿部純一、前掲論文、p.156。

¹⁵¹ 加藤千洋「天安門クロニクル (10) ゴルバチョフ訪中 (下) 首脳会談での機密暴露」『JCAST ニュース』2018 年 10 月 6 日 (<https://www.j-cast.com/2018/10/06338497.html>) による。

¹⁵² 阿部純一、前掲論文、p.156。

導者はソ中首脳会談により両国関係は新たな段階に入ったと考えており、両国関係は国家間往来に関する普遍的な原則と、平和共存の原則の基礎の上に築かれる。われわれの出発点は、ソ中関係の正常化が第三国に向けられたものでなく、第三国の利益を害することなく、現代世界の発展の趨勢と有機的に固く結びついている」と表明したと書いている¹⁵³。

ソ連、東欧の民主化への動きの中、鄧小平は共産党一党支配を堅持しながら、ゴルバチョフ訪中でソ連との関係を正常化した。直後の6月4日天安門事件により国際社会から厳しく批判されて孤立する。11月のベルリンの壁崩壊、12月のマルタ会談でのジョージ・H・W・ブッシュとゴルバチョフによる冷戦終結宣言に衝撃を受け、人権問題に厳しい立場をとらないソ連と国境画定交渉を通じて関係緊密化に努力した。90年4月に中ソ国境地域相互兵力削減・軍事分野信頼醸成原則協定が、91年5月の江沢民総書記訪ソの際に「中ソ東部国境協定」が署名された。

天児は、91年1月開戦の湾岸戦争での米軍ハイテク兵器の圧倒的攻撃力に接し、前述のとおり鄧小平は江沢民らに、軍隊に資金を拠出して兵器を近代化することを指示すると同時に「ソ連をつなぎ止めてソ連を利用する」ことを指示したが、91年2月上旬の江沢民訪ソ前には、「①外交カードをもてあそばさず、②ソ連と結んで米国と対抗せず、③米国に接近してソ連に圧力をかけず」と談話したとしている¹⁵⁴。この「指示」と「談話」は、当時の鄧小平の国際安全保障環境認識と対米、対ソ政策をよく表している。

ハ．ソ連解体とロシアとの関係

(イ) ソ連解体

ゴルバチョフは90年3月、共産党一党制放棄を決定し大統領制を導入してソ連大統領となり、91年6月、エリツィンがロシア連邦共和国大統領に選出された。8月のヤナーエフ副大統領らのクーデター失敗後、ゴルバチョフは党書記長を辞任し共産党を解散した。12月、エリツィン・ロシア大統領、クラフチュク・ウクライナ大統領、シュシケビッチ・ベラルーシ最高会議議長はベラルーシでソヴィエト社会主義共和国連邦消滅と独立国家共同体(CIS)創立を宣言した。12月21日のカザフスタンでの首脳会議にはジョージアを除く、アルメニア、アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギス、モルドバ、ウズベキスタン、タジキスタン、トルクメニスタンの8か国も参加しアルマトイ宣言に合意し、ソ連は加盟国のほとんどを失い、12月25日、ゴルバチョフ大統領は辞任しソ連は解体した。

中国はロシア政府を速やかに承認した。銭其琛は、自分は12月27日、ロシアのコズイレフ外相に電報を打ち、中国政府がロシア連邦共和国政府を承認し、中国は平和共存五原

¹⁵³ 銭其琛、前掲書、p.48。

¹⁵⁴ 天児慧、前掲書、p.124。

則に基づきロシアと友好協力関係を保持・発展させる意向を通報したと書いている¹⁵⁵。サッターは、ソ連崩壊は60年代以来の北京の戦略計画の中心的課題であったソ連の軍事的脅威を取り除いたが、中国指導部は、89年の天安門事件のため国内のまた国際的な厳しい批判に包囲され、また、生き残った数少ない共産主義政権として共産党による権力独占維持を決意しており、エリツィンの民主改革はおぞましいことで猜疑心を抱いたが、中露の国益をプラグマティックに計算し、80年代に始まった中露関係改善プロセスをエリツィンと継続したと分析している¹⁵⁶。

(ロ) ロシアとの関係

天安門事件後、孤立した中国は、国境画定交渉を利用してロシアと旧ソ連諸国との接触を強化した。91年5月の江沢民総書記訪ソの際に署名した「中ソ東部国境協定」が92年2月に発効し現場での具体的な線引き作業は94年まで続けられた。中ソ（中露）間の西部国境交渉は、92年9月、ミンスクで開催されたCIS外相会合で、国境を中国と接するロシア、カザフスタン、キルギス、タジキスタンの4か国が合同代表団を組織して交渉することが合意され、合同代表団と中国の交渉は92～96年に作業部会レベルで続けられ、このうち中露間では「中露西部国境条約」が94年9月の江沢民訪露時に署名された¹⁵⁷。

サッターは、ロシアは中国の劣悪な人権状況と天安門デモ抑圧での武力行使を批判したが、両国関係の主要問題にはならず、ロシアの台湾との経済関係拡大も北京を怒らせず、中露国境紛争解決に向けたプロセスを継続し、冷戦後の双方の置かれた環境と利益を関係維持の動機として国境画定交渉を通じて関係を維持したと分析している。両国の大統領と首相は平均2年に1回、相手国を訪問し、外務大臣、国防大臣、経済関係官僚の間で多数の会合を開き、政治的接触のモーメンタムを最高レベルに維持したとして¹⁵⁸、頻繁な首脳・政府指導者間の直接接触による外交の果たした役割に注目している。国境条約交渉と現場の国境線引き作業などで接触を継続した中国とロシア、カザフスタン、キルギス、タジキスタンの5か国は、96年4月26日、上海で「国境地域における軍事領域の信頼醸成に関する協定（上海協定）」に署名した。「上海ファイブ」と呼ばれた5か国のグループは、後にウズベキスタンも加わり「上海協力機構」に発展した。

92年12月18日、北京訪問中のエリツィン大統領と楊尚昆国家主席は「中露の相互関係の基礎に関する共同声明」に署名した。サッターは、同共同声明が、中露が国境展開兵力を「最低限レベル」に削減し、軍同志の接触の増加を求め、第三国領域も含む相手国への武力行使回避を約束し、相手国に向けられた軍事的・政治的同盟に加入せず、相手国の主

¹⁵⁵ 銭其琛、前掲書、p.214。

¹⁵⁶ Robert G. Sutter、前掲書、p.110。

¹⁵⁷ 井出敬二、前掲書、pp.175-176。

¹⁵⁸ Robert G. Sutter、前掲書、p.111。

権および安全保障上の利益に有害な第三国との条約または協定を締結しないと約束をしたことを重視している¹⁵⁹。銭其琛は、同共同声明で中露は互いに友好国家とみなすと宣言し、中露関係が中ソ関係正常化の成果を全面継承した基礎の上にさらに前進することを意味すると評価している¹⁶⁰。

中露間の貿易は95年に70億ドルに達し、ロシアにとり中国はドイツに次ぐ第2番目の貿易相手国になった。¹⁶¹

中露の90年代前半における安全保障関係の緊密化につき、サッターは、94年7月の両国国防相間の「望まざる軍事的エスカレーション (inadvertent military escalation) の危険削減合意 (偶発的ミサイル発射防止、通信ジャミング停止、航空機・船舶の相手国領域侵入防止の警告信号確立など)」、同年9月の「核兵器先制不使用 (no-first-use) 合意」、「核ミサイル・リターゲット合意」などの取決め、94年5月の中国北海艦隊艦船のウラジオストク訪問、同年8月のロシア太平洋艦隊艦船の青島訪問などの軍の交流や中国のロシア製兵器大量調達 (エリツィン時代の主要な調達: Su-27 戦闘・地上攻撃機 200 機 (ライセンス生産含む)、T-72 戦車 50 両、S-300 艦対空ミサイル 100 基、Il-76 輸送機 10 機、キロ級潜水艦数隻、ソブレメンヌイ級駆逐艦 2 隻など)、ロシアによる艦対艦・空対空ミサイル精度向上技術提供、ロシアでの兵器操作人員訓練を挙げている。¹⁶² 高橋邦夫は、92年に Su-27 戦闘機 26 機、S-300 地対空ミサイル 4 セット、93年に Il-76 輸送機 10 機、95年にキロ級潜水艦 2 隻、96年に Su-27 戦闘機 22 機を導入したとしている¹⁶³。サッターは、大量の兵器輸出が行われた理由を、両国間のニーズによるプラグマティックな結びつきを反映するものと評価し、ロシアにとりハードカレンシーと消費財を中国から得られ、苦境にあったロシア防衛産業に輸出先を提供するものであり、中国にとりロシア製兵器は比較的安価で既存の中国軍装備と互換性があり、政治的前提条件なしで入手できるものであったことの他に、兵器調達が可能になったのは、当時のロシアの政治的混乱でモスクワの統制が弱まり防衛産業が取引を行う独立性が高まっていた状況があったことを指摘している¹⁶⁴。高橋も、中国の軍備近代化努力は、鄧小平の提案で華国鋒が表明した78年11月の「4つの近代化」にも謳われていたが、79年の中越紛争でベトナム軍の反撃に大きな衝撃を受け、91年の湾岸戦争で米国のハイテク兵器の威力を目の当たりにして軍近代化の必要性を痛感しながら、天安門事件後、西側諸国から武器取引を停止されていた中国政府と、ソ連崩壊

¹⁵⁹ Robert G. Sutter、前掲書、pp.111-112。

¹⁶⁰ 銭其琛、前掲書、p.227。

¹⁶¹ Robert G. Sutter、前掲書、p.113。

¹⁶² 同上、p.112。

¹⁶³ 高橋邦夫「第8章 90年代の中露関係」高木誠一郎編『脱冷戦期の中国外交とアジア・太平洋』国際問題研究所、2000年、p.201。

¹⁶⁴ Robert G. Sutter、前掲書、p.112。

後、経済運営に苦しむロシアと国内兵器調達が激減したロシア防衛産業にとり利益が一致したものであったと指摘している¹⁶⁵。中国のロシア製兵器の大量調達は、90年代前半の中露のおかれた国際安全保障環境の中で実現したものであった。

錢其琛は、94年9月、江沢民主席訪露時にエリツィン大統領と署名した「中露共同声明」により、両国は新たなタイプの建設的パートナーシップを備え、平和共存の各原則の基礎に立ち完全に平等な善隣友好と互恵協力関係を打ち立て、同盟を結ばず第三国に敵対しないと宣言したと書いている¹⁶⁶。高橋によれば、パートナーシップの用語が中露関係で使用されたのはこれが最初で95年6月の李鵬訪露の際の共同発表に受け継がれた¹⁶⁷。

96年4月のエリツィン大統領訪中時にも両国首脳は「共同声明」に署名し「21世紀に向けた戦略的な協力パートナーシップ関係」構築を合意した。錢其琛は「戦略的協力パートナーシップ宣言」につき、エリツィン大統領自身が訪中の専用機内で、両国関係を「平等に信頼し、21世紀に向かう戦略的協力関係」にしたいと提案し、江主席がこれに同意したと書いている¹⁶⁸。高木も、96年4月のエリツィン訪中時の中露共同声明で戦略的パートナーシップを確立したと見ている¹⁶⁹。高橋は、かつての同盟関係を彷彿とさせる「戦略的」という形容詞の使用により国際社会の関心が高まって様々な憶測を呼び、両国関係者が必要に応じ説明を加えたところによれば、冷戦後の国際社会で同盟関係ではないが相互に重要な意味を持つ関係が「パートナーシップ」で、「戦略的」の語は重要な二国間関係を長期安定的に発展させるとの意味であるとのことで、「戦略的パートナーシップ」の語は、90年代に中露が目指した関係を反映した言葉と捉えるべきであろうと見ている¹⁷⁰。

97年4月江沢民国家主席はロシアを訪問した。サッターによれば、江沢民訪露を当時の中国メディアは「著しい成功」で「誠実で友好的」な雰囲気の中で行われたと報道した¹⁷¹。高木によれば、江沢民訪露中の4月23日に発表した「世界の多極化と国際新序構築に関する共同宣言」で、中国は初めて「新安全保障観」を公式文書で提唱し、江沢民は、同日のロシア国会(Duma)での演説で、翌日、中露と中央アジア3カ国の5カ国で署名予定の「国境地区軍火力削減協定」を「冷戦思考とは全く異なる一種の新しい安全保障観」を体現するものと評価した¹⁷²。

¹⁶⁵ 高橋邦夫、前掲論文、pp.200-201。

¹⁶⁶ 錢其琛、前掲書、pp.227-228。

¹⁶⁷ 高橋邦夫、前掲論文、pp.204-205。

¹⁶⁸ 錢其琛、前掲書、p.228。

¹⁶⁹ 高木誠一郎「中国の『新安全保障観』」『防衛研究所紀要 防衛研究所創立50年記念特別号』2002年3月、p.72。

¹⁷⁰ 高橋邦夫、前掲論文、p.205。

¹⁷¹ Robert G. Sutter、前掲書、p.114。

¹⁷² 高木誠一郎、前掲論文、p.72。

97年11月の3度目のエリツィン大統領訪中も中露の良好な関係を示すもので、サッターは、中国メディア報道よりは、それまでの中露首脳会談の扱い同様、ロシアとの関係を米国の世界的影響力へのカウンターウェイトとして利用する北京の意図を示すもので、継続的關係改善のプロセスにおける最新の一步として描かれたとして、この時点の中国にとり良好な中露関係誇示は対米バランスのツールであったと指摘している¹⁷³。高橋も、中露関係を規定する要因としての米国の重要性が浮かび上がってくるとして、天安門事件による外交的「傷」が次第に癒えて国際舞台の中心へと向かおうとする中国と、かつて占めていた2超大国の一方の地位から滑り落ち復権を目指すロシアにとり、米国は経済発展のための資金と技術の供給元であると同時に中露の外交目標の前に立ちはだかっているという深刻なジレンマを内包する存在となり、そうした米国との関係をカウンターバランスさせるものとして、中露それぞれが相手との関係を利用して来た指摘している¹⁷⁴。このエリツィン訪問中に上海で開催された CIS 諸国・中国首脳会議において署名された4つの取決めには、兵力削減、軍事演習の事前通告と締約国の演習へのオブザーバー参加のガイドラインも含まれており、これら取決めにより「上海ファイブ」が形成された。中露間の共同声明につき、サッターは、二国間関係の「積極的發展」を強調し、パートナーシップ「実施」におけるこれまでの4つの中露共同声明が果たした「重要な役割」を強調し、それら声明に含まれていた特に重要な原則、①主権に対する「信頼と相互尊重」および「内政不干渉」の強化、②ハイレベル訪問の定期化と「協議メカニズム」の設定、③「主要国際問題に関する相互調整の強化」を「再確認」し、最も重要な国境問題を「解決」し、軍事技術、エネルギー探査・生産協力、金融・投資、科学・技術、運輸・通信など広範な分野での協力を合意したとしている¹⁷⁵。また、サッターは、共同声明は中露の「友好と協力」関係に関する部分で、「第三国」に対する「国家間の同盟」または「戦略的連合」は「過去のもの」で、「大国」は「多極」世界へのトレンドを支持すべきで、中露は利他主義的動機によりこの目標を求めており、両国とも「拡張主義」または「覇権主義」を追求していないとして、暗に米国がそうであるとのめかしたと指摘し、江沢民は首脳会談で、さらに踏み出して「新世界秩序」の概念につき、「世界の問題はすべての国によって決定されるべきである」と主張し、「大国（複数）は冷戦思考を棄て多様化した世界の現実を尊重し世界の多極化傾向に従うべきである」と表明したことに注目している¹⁷⁶。

エリツィン大統領は99年12月9～10日の最後の訪中後の12月31日に大統領を辞任し大統領職をプーチン首相に譲った。2000年3月の大統領選挙で当選し5月に就任したプーチン大統領は、7月に訪中し「北京宣言」に署名して中露が平等に信頼し21世紀の戦略的

¹⁷³ Robert G. Sutter、前掲書、pp.113-114。

¹⁷⁴ 高橋邦夫、前掲論文、pp.196-197。

¹⁷⁵ Robert G. Sutter、前掲書、p.114。

¹⁷⁶ 同上、pp.115-116。

協力パートナーシップが両国人民の根本的利益に合致すると強調した。同年、両国首脳は国連ミレニアム・サミットなど計3回にわたり会談した¹⁷⁷。

1990年代の中国の外交攻勢とロシアの反応につき、マイク・モチヅキは、①日米共同の封じ込め戦略を恐れ、中国はロシア、インド、ベトナム、ASEAN、中央アジアに対し目を見張るばかりの外交イニシアティブで対抗したが、特にロシアは、中国がロシア製武器を熱心に調達しただけでなくワシントンのNATO拡大支持を恐れて中国の接近を受け入れ、②96年4月の日米安全保障共同宣言とほぼ同時に、中露は「戦略的パートナーシップ」を発表し、1年後のモスクワでのサミットで、江沢民とエリツィンは、米国の支配を制限することを意味する決まり文句である「世界の多極化」を促進するための協力を強調したことが、米日を一方の陣営とし中露を他方の陣営とする競争的二極主義が新たな冷戦分裂をアジアに出現させる可能性を高めたと分析している。モチヅキによれば、クリントン政権は中露の永続的同盟関係は困難と見て、大国間関係を米国に有利な方向にシフトさせようと中露双方に働きかけ、ロシアに対しては「NATO・ロシア基本議定書（Founding Act on Mutual Relations, Cooperation and Security between NATO and the Russian Federation、97年5月27日署名）」を結び、エリツィン大統領を97年6月のデンバーG7サミットに招待してモスクワのNATO拡大についての懸念を払拭するよう動き、G7のG8への転換はロシアの西側民主国家共同体への加盟を象徴した。中国に対しては、クリントン政権は大統領相互訪問の基礎を確立し最初は江沢民が訪米、次いでクリントンが訪中した¹⁷⁸。

しかし、中露の地政学的な結びつきは永続しており、1990年代後半に現れた二極構造の萌芽は、その後のアフガン戦争、イラク戦争、北朝鮮核開発問題、イラン核開発問題、中国の台湾・南シナ海・東シナ海などでの覇権主義的行動などを経て今日のアジアにおける明確な中露（+北朝鮮・イラン）対米日豪印の二極構造に収斂している。

（3）日本・ASEAN などアジア諸国との関係

1989年の天安門事件後の国際社会からの孤立を脱却するため、中国は積極的に微笑外交を展開した。中国国内の人権問題につき欧米諸国に比べて厳しい態度をとらなかったロシア、アジア諸国、特に経済協力や投資資金の源泉であった日本、国境や海洋境界を接する東南アジア諸国を手始めに展開した微笑外交が功を奏し、92年には、中国は周辺のアジア諸国だけでなく米国はじめ西側諸国との関係もほぼ修復した。

日本は、中国が、歴史問題を持ち出し国民に反日教育を行い、尖閣諸島領有を強く主張

¹⁷⁷ 錢其琛、前掲書、pp.228-229。

¹⁷⁸ Mike M. Mochizuki、前掲論文、p.105。

し始めた対日姿勢、90～96年の間の11回の核実験¹⁷⁹、台湾に対する95年および96年の武力を用いた威嚇などにより、中国の軍事力行使の可能性を具体的脅威と認識するようになり、米国との同盟関係を強化して行った。

中国は、東南アジア諸国に対し経済関係と経済協力を梃子に、特にカンボジア、ラオス、ミャンマーとの協力関係を深めるが、フィリピン、ベトナム、インドネシア、マレーシアなどとは南シナ海をめぐる中国の強硬な主張と行動により対立を内包した複雑な関係が継続した。

イ. 日本との関係：

(イ) 冷戦終了と日中関係

90年代の日中関係につき、サッターは「良好な関係の3年間」と「困難な数年間」、その後の「二国間関係を支えるためのプラグマティックで控えめな努力の期間」であったが、日中関係の近代史では珍しいものではなく、それ以前の数十年間にも同様の浮き沈みがあったとして「そのパターンが示しているのは、完全かつ永続的な協力関係を妨げる深く根ざした対立を持つ二国間関係であるが、両国のニーズを満たすために大きな対立や紛争を避けて管理されてきた関係である」としている¹⁸⁰。

89年の天安門事件後の西側諸国の対制裁の中で日本は対中エンゲージメント政策を進め、欧米諸国の厳しい制裁を緩和するよう動き、無償援助の停止のみで借款は継続し中国の経済発展への支援を続け、中国を国際社会に復帰させるよう働きかけた。

サッターは、日本の最初の対応は沈黙であり、東京はG7の対中制裁措置に沿った措置をとったが、90年7月、東京は他のG7諸国と袂を分かち対中借款を再開し、中国は日本の動きを強く支持して協力と友好関係の3年間をもたらしたとしている¹⁸¹。天安門事件直後も日本は沈黙しただけでなく米国とともに、西側諸国の対中非難を緩和すべく動いていた。銭其琛は、89年7月28日、ジョージ・H・W・ブッシュ大統領は鄧小平宛て秘密親書で「最近行われた先進7か国首脳会議の席上、米国と日本は、中国非難のコミュニケから人を激怒させるような表現を削除した」と通告してきたこと¹⁸²、8月1日のパリでのカンボジア問題国際会議で三塚博外相が銭其琛に対し「先進7か国首脳会議で、日本は中国のため

¹⁷⁹ SIPRI(Stockholm International Peace Research Institute)およびFAS(Federation of American Scientists)による。FAS：<https://fas.org/nuke/guide/china/nuke/tests.htm>

¹⁸⁰ Robert G. Sutter、前掲書、p.131: “What the pattern showed was a bilateral relationship with deeply rooted differences that prevent full and lasting cooperation, but are relationship that was being managed without major confrontation or conflict in order to meet the needs of the two sides.”

¹⁸¹ Robert G. Sutter、前掲書、p.130。

¹⁸² 銭其琛、前掲書、p.170。

に釈明し、西側の対中制裁をエスカレートしないよう説得した」と語ったと書いている¹⁸³。

日本は91年8月の海部俊樹首相訪中とODA供与再開、92年4月の江沢民総書記訪日、同年10月の天皇陛下訪中を通じて中国の国際社会復帰を支援し、92年には日中関係は友好的雰囲気の中で頂点を迎えた。中国も91年3月の核兵器不拡散条約(NPT)加入など日本側の希望に応えた。

中居良文によれば、海部首相は91年1月の施政方針演説で「中国との関係については、中国が諸外国との協力関係を維持、発展させていくことが重要であります」と表明し、8月の訪中の際に対中ODAを再開し第3次対中円借款91年度分1,300億円の一括供与と水害被災者救援のための150万米ドルの追加緊急援助を約束し、李鵬首相はNPTへの加入を表明した¹⁸⁴。銭其琛は再開した円借款を91年度分の22項目1,296億円としている¹⁸⁵。

海部訪中は、天安門事件以後最初の西側首脳訪中でODAも再開し、日中関係は天安門以前の状態に復した。銭其琛は「日本は名実ともに対中制裁を解除し、両国関係の修復作業が完了したことを表していた」と表現している¹⁸⁶。サッターは、海部訪中により天安門は友好関係の障害ではなくなったことが確認され、日本のビジネスリーダーたちは中国の政権が安定性を維持できると判断し対中投資を急増したと見ている¹⁸⁷。中居は、天安門事件後初の西側諸国からの政府首脳訪問を行った海部首相を「超級待遇」で迎え、不法移民強制送還に同意し、NPT加入、武器輸出制限、人権問題改善に積極的に取り組む姿勢を見せたと指摘し、海部訪中の意義を中国の国際的孤立を望まず、対中援助継続が重要と考えた日本と、経済的苦境にありながら核保有国として外部世界に関与(engage)する手段をもっていた中国の利害が一致したものと分析している¹⁸⁸。

92年4月の江沢民総書記訪日時の宮沢喜一首相との会談につき4月6日、共同通信は、江沢民は改めて天皇・皇后両陛下訪中を要請し、宮沢は国交回復20周年の92年に実現すれば有意義であり真剣に検討していると応じ、尖閣諸島領有権問題につき江沢民は78年10月に鄧小平副首相(当時)が表明した「棚上げ論」を強調し、宮沢はこれに反論せず、この問題は事実上収束することが確実になった¹⁸⁹と当時の楽観的雰囲気を報道している。江沢民は、7日の天皇陛下拝謁の機会にも訪中を要請した¹⁹⁰。江沢民は4月7日、天安門事件以降、中国首脳が西側で行う初の講演をNHKホールで行い、二極体制の歴史に終止符

¹⁸³ 銭其琛、前掲書、pp.184-185。

¹⁸⁴ 中居良文、前掲論文、p.108。

¹⁸⁵ 銭其琛、前掲書、p.187。

¹⁸⁶ 同上、p.186

¹⁸⁷ Robert G. Sutter、前掲書、p.130。

¹⁸⁸ 中居良文、前掲論文、p.108、p.111。

¹⁸⁹ 「宮沢喜一首相、中国・江沢民総書記と会談」『共同通信』1992年4月6日。

¹⁹⁰ 「天皇陛下、中国・江沢民総書記と会見」『共同通信』1992年4月7日。

が打たれ、世界が多極化に進む転換期に入ったとの認識を示し、①多極化世界では自国の意思とモデルを他国に押しつけてはいけない、②各国は開かれた態度で他国の長所を取り入れて短所を補い平等互惠の基礎の上で協力を強化すべきであるとの新国際秩序構築の二大原則を提案し、中国は永遠に覇権を求めず、中国の改革・開放路線は百年間動揺しないと表明し¹⁹¹、政治面では内政不干涉、米国一極主義反対と覇権を求めず多極化世界を追求すべしと主張し、経済面では日本の財界への対中投資勧誘のために改革開放路線堅持を表明した。7日、療養中の田中元首相を私邸に訪ねて日中国交正常化実現を称え、8日、日本記者クラブで記者会見し訪問の成果に満足していると表明し「激動する国際社会の中で中日関係の発展は不可欠な安定要因だ」と意義を強調し、経済協力強化を日本側に求め、21世紀に向かう中日関係を楽観していると述べた¹⁹²。中居は、宮沢・江会談で宮沢が、日中関係はすでに「世界のなかの日中関係」という新たな時代を迎えていると言及したが、この時点で日中間には「世界のなかの日中関係」の理解にズレが生じ、日本は中国が「過去の歴史」への拘泥をやめ、将来の日中関係の平和的発展に向けて歩みだすことを期待し、江沢民訪日、天皇陛下訪中をその方向への前進と捉えたが、中国は宮沢首相が演説で「日中関係は日米関係と同等に重要である」と述べたことを捉え、日本が中国を大国と認めるとともに自らをも大国であると認識したと受け取ったとして、海部首相時代に唱えた「世界のなかの日中関係」の概念をめぐる、日中間に決定的な考え方の違いが生じていたと指摘している。中居は、中国側の日中関係についての考え方の根底には、あくまでもアジア・太平洋地域における勢力均衡（Balance of Power）の一環として見る認識が反映されており、「政治大国」化した日本が、外部世界の激動を受け止める緩衝地帯、あるいは冷戦後唯一の超大国となった米国の「強権政治」に対する歯止めとなることを期待したと見ている¹⁹³。

92年10月、天皇皇后両陛下が日本の天皇として初めて訪中した。両国内に反対もあったが、中国政府は日本による認知を世界に対する国際社会復帰のためのアピールとして利用した。日本側は経済的利益追求という経済原理と、東アジア地域の安全・安定にイニシアティブを發揮しようとの思惑があった。銭其琛は、中国が西側諸国の対中制裁と中国指導者との交流禁止打破の戦略的意図をもって天皇訪中実現に努力したことを「われわれは日本がこの方面で一步先んじていくように仕向けていた。西側の対中制裁を打ち破るだけではなく、さらに多くの戦略的な配慮があった。すなわち双方のハイレベル往来を通じて、日本の天皇の初めての訪中を実現させるよう促し、中日関係の発展を新たな段階に推し進めることだった。中日2000年の往来の中で、日本の天皇が中国を訪れたことはなく、天皇訪中が実現すれば、西側各国が科した中国指導者との交流禁止令を打破できることになる」

¹⁹¹ 「中国・江沢民総書記、NHK ホールで講演」『読売新聞』1992年4月7日。

¹⁹² 「中国共産党・江沢民総書記、訪日に満足」『共同通信』1992年4月8日。

¹⁹³ 中居良文、前掲論文、p.112。

と中国側の意図を明らかにしている¹⁹⁴。中国側の天皇訪中実現への熱意は国際社会復帰のための外交努力の重要項目の一つであった。

天皇皇后両陛下は 92 年 10 月 23～28 日に訪中した。銭其琛は「楊尚昆国家主席が主催した歓迎宴で、明仁天皇は談話を発表した。歴史問題に言及した際、天皇は『この両国関係の永きにわたる歴史において、わが国が中国国民に対し多大の苦難を与えた不幸な一時期がありました。これは私の深く悲しみとするところであります。戦争が終わったとき、わが国民は、このような戦争を再び繰り返してはならないとの深い反省にたち、平和国家としての道を歩むことを固く決意しました』と語った」とし、「明仁天皇は今回、歴史的問題に関する態度表明では、これまでの日本の指導者と比べて、『謝罪』の言葉はなかったものの、比較的強い反省の気持ちがあり、明らかに進歩がみられた。日本の天皇による訪中は、2000 年に及ぶ両国間の往来の歴史で初めてのことであり、これによって中日関係は、新たな水準へと押し上げられたのである」と天皇陛下訪中による日中関係推進を評価し「日本の天皇がこの時期に訪中したことは、西側の対中制裁を打破するうえで、積極的な作用を発揮したのであり、その意義は明らかに中日の二国間関係の範囲を超えたものだった。中日関係の修復と大きな進展につれて、西側の対中制裁のもうひとつの部分である欧州共同体（EC）の立場にも、やや軟化の兆しが見え始めた¹⁹⁵」と中国の国際社会復帰に果たした役割を評価している。サッターは「92 年の日本の天皇による中国訪問の成功は少なくとも当面の間、両国が過去を背後に退けてどれだけ前進できるかを示した¹⁹⁶」とし、中居は「天皇訪中を迎えた 92 年秋には友好ムードが日中関係を支配した¹⁹⁷」、また「この時点で、日中両国は過去の歴史的問題－戦争責任と補償の問題－に一応の終止符を打ち、友好と協調の新たな段階に入った。天皇訪中は 4 月の江沢民訪日とともに、日中の友好善隣関係の一つの完成を象徴するものであった¹⁹⁸」とし、サッター、中居ともに、この時点での天皇陛下訪中の日中関係改善に果たした役割を肯定的に評価している。

日本は、92 年 9 月、初めての自衛隊海外派遣として国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）に施設部隊等約 600 名を派遣した。91 年 1 月の湾岸戦争の際に、日本の湾岸多国籍軍支援や海上自衛隊の掃海艇派遣を批判した中国は、自衛隊の PKO 初参加には慎重な態度をとるようにと表明はしたが、中国自身がカンボジア和平早期実現を強く望んでいたこと、天皇陛下訪中を 10 月に控えていたこともあり、自衛隊の PKO 参加に反対しなかった。

中居は、92 年夏～秋に、中国で、日本の唱えた「世界のなかの日中関係」を日本の政治

¹⁹⁴ 銭其琛、前掲書、pp.185-186。

¹⁹⁵ 同上、p.187。

¹⁹⁶ Robert G. Sutter、前掲書、p.130。

¹⁹⁷ 中居良文、前掲論文、p.113。

¹⁹⁸ 同上、p.129。

大国化への意思の表れと見る議論が起ったとして、杜攻中国国際問題研究所所長の「日本が経済的地位にふさわしい政治的役割を發揮することは日本の戦後の歴史的発展の趨勢であり、日中が二国間関係だけでなく、アジア・太平洋地域や全世界の平和と発展のために積極的に貢献すべきである」との主張から、「日本はアジアで、重要な役割を果たすために中国の力を借りようとしている」との説や「日本は地域的な政治大国になろうとしており、そのために中国の協力を必要とし、対中経済援助や友好関係の強調はそのための手段である」との説まで出て「日本大国化」論に弾みがついたことを紹介している¹⁹⁹。

中国は、ロシアとの関係と同様、日本との関係も対米カウンターバランスとしての利用を目標としていた。また、米国と日本の対中経済制裁解除を欧州に対するプレッシャーとして利用した。銭其琛は「中国が安定を回復するのにともない、日本は90年には第3次対中円借款を開始した。当然、日本のこのような態度は自らの利益のためだった。ただし、日本は西側の対中制裁の連合戦線の最も弱い輪であり、中国が西側の制裁を打破する際におのずと最もよい突破口となった」と書いている²⁰⁰。

92年末の友好ムードから関係は急速に冷却に向かう。中居が、天安門事件後の関係修復が完成した92年末は日中関係の転機となった時期で、香港経由でアジア・太平洋地域からの外資導入に成功し体制危機を乗り切り自信を深めた中国は、米国を冷戦後の唯一の超大国と認識し対米関係打開に向けて動き出すが、対米関係を最重要と考える中国の戦略的思考において日中関係の相対的重要性は低下したと書いているように²⁰¹、天皇陛下訪中やODA再開による日中関係改善は中国の対米関係、対欧州関係改善に大きく寄与したが、そのことが中国にとっての対日関係の重要性を低下させ、日中関係の悪化をもたらした。

(ロ) 90年代半ばからの日中対立の時代

天安門事件から3年後の92年には、中国のロシア、日本、東南アジア諸国などへの「微笑外交」が功を奏して西側諸国との関係も改善すると、中国にとり日本の重要性は低下し、中国は専ら、米国との関係に努力を注ぐようになる。

中国は、国連安保理常任理事国を目指していた日本の政治的発言力が高まることを嫌い、対日警戒論を唱え始める。すでに92年2月25日、中国は「領海法および接続水域法（領海法）」を制定して南シナ海での強引な主張とともに、初めて明示的に尖閣諸島を中国の領土と法的に規定し²⁰²、日本政府は強く抗議したが、同年4月6日、江沢民訪日の際

¹⁹⁹ 中居良文、前掲論文、pp.112-113。

²⁰⁰ 銭其琛、前掲書、p.185。

²⁰¹ 銭其琛、前掲書、p.108。

²⁰² 中国はわが国の「尖閣諸島」を同法第2条第2項「中華人民共和国の陸地領土には、中華人民共和国の大陸およびその沿海の島嶼、台湾および釣魚島を含むその附属諸島、澎湖列島、東沙群島、西沙群島、中沙群島、南沙群島その他のすべての中華人民共和国に属する島嶼が含まれる」で、「釣魚島を含むその附属諸島」として中国の領土として明示した。

の宮沢首相との会談で、江沢民が尖閣諸島問題について「棚上げ」論を強調したのに対し宮沢首相は反論しなかった。96年7月、日本の政治団体が尖閣諸島の北小島に灯台を建設したことに対し、台湾、香港等で「保釣運動」と称する抗議運動が高まり、同年9月の香港の活動家を乗せた船舶が尖閣諸島の領海に侵入し活動家数人が海に飛び込み1人が死亡する事故、97年10月の台湾・香港等の活動家が乗船する49隻の小型船舶が尖閣諸島に接近し41隻が領海に侵入し4人が魚釣島に上陸する事態など尖閣諸島付近での実力行使による示威行動が度々行われた²⁰³。更に中国は98年6月26日に「排他的経済水域および大陸棚法」を制定した。

94年10月の広島アジア競技大会開会式への台湾の李登輝総統の招待をめぐり対立が起った。李登輝総統が参加希望を表明し、主催組織のアジア競技大会運営委員会が出席を許可したので日本はビザを発行する予定であったが、中国は、日本による中国の主権侵害として激しく抗議し「日本政府の歴史的責任」を持ち出し日本政府に対し遺憾の意と大会ボイコットの意向を表明した。李登輝出席招待は取り消された。激しい中国の反応につき、中居は、日本が台湾と文化・経済関係をもつことは日中共同声明でも容認されているが、何が文化・経済関係なのかの解釈をめぐって対立が表面化したものと分析し、中国が考える日本のアジア・太平洋地域での活動と、日本が考える活動には大きな開きがあることが判明したと分析している²⁰⁴。

国連改革の機会に伴い日本は、インド、ドイツ、ブラジル、南アフリカとともに国連安保理常任理事国入りを目指した。既存の常任理事国中、米国、英国は拡大に賛成であったが、中国は、日本、インドを含む拡大に対し陰に陽に反対運動を展開した。中居は、日本の大国化牽制に最も有効なのは中国の国連安保理常任理事国としての影響力行使であり、中国政府は公式見解としては、安保理常任理事国選定には国連改組も含めた広いオプションの考慮を主張したが、非公式な場では日本がアジア・太平洋地域での過去の侵略行為から、アジアの国々に信頼されるようになるまで安保理常任理事国入りを考えるべきではないと述べていたと書いている²⁰⁵。日本の国連安保理常任理事国入り問題での中国の非常にネガティブな態度は、日中間にわだかまりを醸成した。

包括的核実験禁止条約（CTBT、96年9月10日、国連総会採択）の交渉が進展し合意が間近となっていた時期に中仏両国は相次いで核兵器の性能向上のため駆け込み核実験を行った。中国は90～96年に11回の核実験を行ったが、日本は95年5月の核実験後、中国への経済援助の一部（無償援助のみ）を停止した。中国は、日本は過去の侵略の歴史に適切に対処していないと「歴史問題」を持ち出し、韓国と共同歩調で日本を非難し日本国

²⁰³ 中内康夫「尖閣諸島をめぐる問題と日中関係—日本の領土編入から今日までの経緯と今後の課題—」『立法と調査 No.334』参議院事務局企画調整室編集・発行、2012年11月、pp.75-76。

²⁰⁴ 中居良文、前掲論文、p.114。

²⁰⁵ 同上、pp.114-115。

民の対中感情に大きな変化をもたらした。モチズキは「95年の中国の核実験は日本国民の対中イメージを傷つけた。5月の核実験に対し日本政府は対中無償資金協力を縮小したが、8月中旬、広島と長崎の原爆50周年の直後に行った核実験への日本の反応はより厳しく、多くの国会議員は政府に無償資金協力一時停止から円借款削減に進むよう呼びかけた」、
「核実験問題は日本の対中政策の政治的ダイナミクスを変え、北京との関係拡大に前向きであった政治勢力は中国に批判的になり、右翼ナショナリストと左翼平和主義者は、厳しい対中政策を支持し暗黙の連合を形成した」として、中国の核実験は、①日本における対中感情を大きく変化させ、②日本政府は政経分離の立場から援助削減の政経リンケージの立場を取り始め、③日本の官民の対中認識と立場の変化に対し李鵬中国首相が「歴史問題」を持ち出して批判し始めたため、対中感情のさらなる悪化をもたらしたと分析している²⁰⁶。

天安門事件以後、中国は、国内では共産党一党支配への批判を回避するため、経済活動自由化と対中投資促進による経済発展で国民に右肩上がりの生活を実感させる一方、政治面では愛国主義教育を徹底した。愛国主義教育推進にあたり、「外敵」を想定して国民の団結を促し共産党の求心力を回復する方法をとり、日本を外なる敵と想定し、第2次世界大戦時の日中戦争の「歴史」を利用した。江沢民政権はこれを制度化し、94年9月に「愛国主義教育実施綱要」を発表し、幼稚園から大学まで全教育課程で反日教育を実施した。95年、96年の中国核実験に対し、日本国内での反中感情の高まりと日本政府による抗議やODA一部凍結が起ったため、江沢民政権は、多くの不正確、また、事実と異なる資料に基づくいわゆる「歴史問題」を持ち出し、第2次世界大戦中の日本の行動を厳しく批判するキャンペーンを、国内のみならず、日本、世界に向けて展開した。

サッターは、95年の中国核実験への日本の抗議と無償援助の一部停止に対し北京は怒って対応し、日本に中国への侵略の記録を再度注意喚起し太平洋戦争終結50周年をメディアによる日本軍の過去についての広範な見直しの機会として利用し、95年11月、中国国家主席と韓国大統領はソウルでの共同記者会見で、日本は過去の侵略の歴史に適切に対処していないと非難したため、日本の政治家と各界の指導者はこれにネガティブに反応し、中韓の動きを政治的マニピュレーションと認識したが、95年の日本の反応を対中認識悪化への転機と見ている²⁰⁷。

95年6月の李登輝台湾総統訪米と96年3月の初の台湾総統直接選挙に対する中国のミサイル発射による威嚇に対する米国の2個空母戦闘群の台湾近海派遣については、本節「(1) 米国との関係」で述べた通り、日本国民の反応もモチズキが「アメリカ人や日本人で、この軍事力による示威行動に疑問を呈した者はほとんどいなかった」²⁰⁸としたとおりで、新たな脅威認識が96年4月のクリントン大統領と橋本首相による「米安全保障共同宣

²⁰⁶ Mike M. Mochizuki、前掲論文、p.103。

²⁰⁷ Robert G. Sutter、前掲書、p.130。

²⁰⁸ Mike M. Mochizuki、前掲論文、pp.103-104。

言」97年9月の「新日米防衛協力新ガイドライン」による日米同盟強化へと繋がった。サッターは、95年と96年の台湾威嚇を目的とした中国の軍事演習は、日本の多くの政府関係者とオピニオンリーダーを驚かせ、地域における中国の野望に対する日本の警戒心を強めたと見ている²⁰⁹。モチズキは、日本は、中国の天安門虐殺や96年の台湾海峡での軍事演習と、台湾の民主化成功により中国より台湾に対し共感を持つようになり、台湾が日本の軍国主義的過去の問題を超えて先に進むことを歓迎していると高く評価したと見ており²¹⁰、96年3月、中国が総統選挙中の台湾を軍事演習とミサイル実験で威嚇した頃には、否定的な対中認識が日米両国に広がり、中国が潜在的な軍事的脅威になりつつあるという評価が両国で一層頻繁に現れ、中国の演習に対してクリントン政権が空母2隻を台湾近海に派遣したとき、日本が横須賀を母港とする米国空母の派遣に兵站面で協力したため、これを分水嶺的事象と呼んだ日本の安全保障アナリストもいたと指摘している²¹¹。

96年4月のクリントン米大統領訪日の際に橋本首相との間で発表された「日米安保共同宣言」は冷戦後の世界においても日米安保体制が引き続き21世紀に向けてのアジア太平洋地域の安定と繁栄を維持するための基礎であることを再確認して78年の日米防衛協力ガイドラインを見直すことを合意し、地域の安定と繁栄にとり中国の肯定的かつ建設的な役割が重要であるとして、日米両国は、中国への働きかけを深化させるとしている。

97年9月の「新日米防衛協力ガイドライン」は「平素から行う協力」、「日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等」、「日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力」について「日米安保条約」に基づく日米間の協力を定めたもので、日本は米軍の後方支援を行うものではあるが、「周辺事態の協力」の「日本周辺地域」がどの範囲を想定しているのかにつき、中国は疑念を持った。国会などでの日本政府答弁は「『日本周辺地域』とは地理的な範囲を言うものではなく、その範囲は『日本の平和と安全に重要な影響を与える』日本の周辺の地域である」とされ、日米は、地理的な範囲を明確にしないことで、実際に「周辺事態」の生じた場合の対応に柔軟性を持たせたものであるが、中国は台湾有事の事態が含まれるかどうかに関心を持った。モチズキは中国側の関心に対し日本の当局者は「日本周辺地域」における日米協力の概念は地理的なものではなく、中国は台湾問題の平和的解決を追求しているので、台湾の不測事態は想定し得ず、台湾を含めるか除外するかという問題とは無関係であるとの曖昧な立場を守り、中国は満足しなかったと書いている²¹²。中国は「日米安保共同宣言」と「新日米防衛協力ガイドライン」に対応して97年4月の中ロ共同声明の中で「新安全保障観」を打ち出した。

²⁰⁹ Robert G. Sutter、前掲書、pp.130-131。

²¹⁰ Mike M. Mochizuki、前掲論文、p. 93。

²¹¹ 同上、pp.103-104。

²¹² Mike M. Mochizuki、前掲論文、pp.104-105。

97年7月にタイで起った同国通貨バーツの暴落で始まったアジア通貨危機は東南アジアと韓国の経済に甚大な損害を与えた。中国は為替の完全な自由化をしていなかったため通貨の暴落は起らず人民元高となり輸出に不利となるので人民元の為替レート切り下げを行うとの見方もあったが切り下げを行わず、通貨危機後、欧米や日本の投資は一層中国へ向かった。モチズキが、97年のアジア通貨危機後、中国の製造業への投資は劇的に増加し、日本人は初めて大規模な対中開発援助プログラムを継続する必要があるのか公に疑問を呈し始めたとしているように²¹³、日本において対中 ODA 卒業論が議論され始めた。

第2次クリントン政権は、積極的に対中関与政策を進めた。アジア通貨危機の中、中国は通貨切り下げを行わず通貨危機の更なる激化を食い止めていると、米国内に中国に対する肯定的な評価があった97年10月に江沢民国家主席は米国を公式訪問し、クリントン米大統領と「建設的な戦略パートナーシップ」を合意した。ワシントン訪問前にホノルルの真珠湾に立ち寄り、米国民に日本は旧敵国であることを想起させた。翌98年6月にクリントン大統領は中国を訪問した。

日中関係にも小康状態があり、96年11月のAPECマニラ会合における橋本・江沢民会談、97年9月の橋本訪中、同年11月の李鵬訪日、98年4月の胡錦濤国家副主席訪日、同年11月の江沢民訪日と頻繁なトップレベルの会談が行われた。96年11月のマニラでの橋本・江沢民会談で、橋本は「①中国のWTO加盟は香港返還前が望ましく早期加盟を強く支持、②歴史認識につき橋本内閣は村山首相談話²¹⁴を踏襲、③日米安保条約指針見直しは専守防衛の範囲内の日米協力体制強化の努力で条約目的の変更・拡大ではない、④台湾については日中共同声明・日中平和友好条約に基づき非政府の実務関係を維持し『2つの中国政策をとらず』、『台湾独立を支持せず』、平和的解決を希望、⑤尖閣諸島につき日中の立場の相違が日中関係全体の発展を損うべきではなく96年7月以来の事態の再発が日中関係に影響しないよう努力」すると表明した。江沢民は「①歴史認識につき、最近100年、中国は日本の軍国主義により損害を受けたが日本国民も被害者であり72年の国交正常化後は全体として関係は良好で双方に利益をもたらしており、日中共同声明と日中平和友好条約を遵守し歴史を直視し未来を切り開くべきで、村山首相談話堅持を評価し日本が平和的発展の道を追求め軍事大国とならないよう希望、②日米安保条約指針見直しは日米二国間関係を越えないことを期待、③尖閣諸島問題では一部の人の挑発による両国関係悪化を憂慮しており、日本の努力に留意しており努力継続を希望」すると発言した²¹⁵。97年9月、橋本首相は訪中し、江沢民主席、李鵬首相との会談で、双方は最近の関係改善の傾向と首

²¹³ Mike M. Mochizuki、前掲論文、p.91。

²¹⁴ 村山談話（1995年8月）の趣旨は「我が国が過去の一時期に植民地支配と侵略により多くの国々に損害と苦痛を与えた事実を謙虚に受け止め痛切な反省の意を表し心からお詫びの気持ちを表明する」である。

²¹⁵ 外務省『APEC フィリピン会合、APEC の際の日中首脳会談（概要）』平成8年11月24日による。

脳外交の一層の推進で一致を見たが、中国側は歴史認識、台湾問題、日米同盟に強い関心を示し、橋本は日本政府の立場を説明した²¹⁶。サッターは、日中関係改善を、90年代半ばに見られた強い対立と摩擦から、97年以降のアジアにおける中国の協力的で柔軟なアプローチに起因する穏やかで協力的な状況へと関係が動き始めた明確な兆候は、97年と98年のトップレベルのリーダーによる北京と東京への訪問に見られ、全体として肯定的なものを強調し、少なくとも表向きは紛争に注目しないようにしたとして²¹⁷、中国には、日本を含むアジア諸国との関係改善の意図があったと見ている。95年と96年の台湾危機などで中国の意図をめぐる国際社会の厳しい批判があったため、中国はイメージ改善を求めている。橋本は、円借款再開を行い、台湾について一步踏み込んで発言し中国側に歩み寄りしており、サッターは「橋本は、台湾問題に関する中国の立場を理解し、平和的解決を期待するとのそれまでの日本の声明を拡大し、東京は『2つの中国』や『台湾独立』を支持しないと約束し、台湾は中国の一部として『国連加盟の資格がない』と表明した。これにより、北京は97年の江沢民訪米と98年のクリントン訪中時に、ワシントンがハイレベルの同様の発言をすることを期待したに違いない」と橋本発言を分析し、中国は米国からも同様の歩みよりを期待したであろうと分析している²¹⁸。

日中平和友好条約締結20周年の98年の江沢民訪日で、小淵首相は歴史問題、台湾問題、日米安保などの事項に関して橋本政権時の理解を踏襲した。中国国家主席の初の公式訪日であり「平和と発展のための友好協力パートナーシップ」の名の下に「日中共同宣言」をとりまとめ、具体的協力案件として、小淵から、第4次対中円借款の後2年分（1999～2000年）28案件約3900億円の協力を表明し、江沢民は日本の円借款は中国の近代化に積極的な役割を果たしてきたとし、2年分の申し出を評価したいと述べ、小淵は北京・上海高速鉄道につき官民挙げて協力したい意向を示し、江はWTO早期加盟を果たしたくサービス分野につき日本の柔軟な対応を要請し、小淵はサービス分野では中国の更なる自由化が不可欠と指摘した。江は小淵に「日本の軍国主義が中国人民に災難をもたらした侵略戦争を起こした。日本政府が真剣に総括し国民を啓蒙して欲しい。台湾は内戦で分裂しているが中国の内政問題であることは間違いない。日米安保協力で台湾を含めることは内政干渉で『ガイドラインが特定の国に向けたものでない』と日本政府指導者が発言してきたことを守って欲しい」と厳しく注文を付けた²¹⁹。

江沢民は訪日中、一貫して歴史と台湾の問題の重要性を強調し、首脳会談後、率直な意見交換ができ有意義であったと強調しているが²²⁰、歴史と台湾の問題につき日中間に何ら

²¹⁶ 外務省『橋本総理の中国訪問の概要と評価』平成9年9月9日による。

²¹⁷ Robert G. Sutter、前掲書、p.140。

²¹⁸ 同上、p.140。

²¹⁹ 外務省『日中首脳会談（概要）』平成10年11月26日による。

²²⁰ 外務省『江沢民国家主席訪日（訪日全体の概要）』平成10年12月による。

合意や考え方の一致があるわけではなく、立場の違いへの理解が深まっただけであり、尖閣諸島問題はほとんどまたは全く議論されなかったようである。表面上、両国指導者間の交流・対話が頻繁に行われたこの時期において、経済・経済協力分野での関係緊密化とは大きく異なり、政治、安全保障分野では、歴史問題、台湾問題、尖閣諸島問題は解決できず、協力的関係を築けたわけではない。中居は「江沢民国家主席が『歴史問題』について日本側の予想を越える厳しい発言を繰り返したため、日中間には気まずさが残った。江主席は日本政府に『軍国主義』を抑えるよう要求し、台湾問題に関して日本には『依然として一部の間違った認識がある』と指摘した。これらの議論は20数年前の日中国交回復時に見られたものである。江訪日が21世紀に向けての日中協力の突破口になるのではないかという期待は裏切られた」としている²²¹。恒川潤は、モチズキの「江主席訪日により日中間の友好的枠組みは終焉した」との見方を引用して江沢民訪日を境に日中関係が、真に良好な関係を取り戻すことはなかったと指摘している²²²。

99年7月の中国共産党指導部による中南海包囲事件（4月）を起こした法輪功指導者の一斉検挙に対し西側諸国は言論の自由、信教の自由に反するものとして中国を批判した。台湾関係でも、7月の李登輝台湾総統の大陸との関係は「特殊な国家関係」との発言に中国が激しく反応したため、米国、日本はじめ各国は台湾に対する立場は不変であると表明したもののわだかまりが残った。前年の江沢民訪日時の「歴史問題」の過剰な強調により日本国内に対中不信感が高まったことや、中国による尖閣諸島海域で日中中間線の中国側にある平湖ガス田で天然ガスの生産を開始したことも、日本の世論における対中不審を招いた。中国側は日本における対中感情の悪化を日本側の右傾化により対中感情が悪化していると主張した。

2000年には、中国は、1月末に尖閣諸島海域の日中中間線付近で中国が海底油田試掘に成功し、4～7月にノルウェー船籍の地質調査船をチャーターして中間線を越えて海底資源調査を行った。5月末～6月には中国海軍艦が対馬から津軽海峡を経て日本列島を一周する航行を行い、日本で中国の意図につき一層の疑念が広がった。中国の防衛予算の急速な拡大や、日本からの経済援助を自国民に伝えず、中国自身第三国に経済援助を行っていることにつき与党内を含め日本国内で中国への援助は打ち切るべきであるとの主張が強まった。10月に朱鎔基首相が訪日し、森首相との会談で安全保障分野での対話強化、艦艇相互訪問、情報技術協力などを合意し、歴史問題、台湾問題への言及を極力避け、ソフトな

²²¹ 中居良文・今井健一「1998年の中国」『アジア動向年報1999年版』アジア経済研究所、p.133。

²²² 恒川潤「第5章 日中関係安定化に向けて—二国間アプローチから多国間アプローチへ」飯田将史編『転換する中国—台頭する大国の国際戦略—国際共同研究シリーズ3』防衛省防衛研究所、平成21年7月、p.104。マイク・モチズキの見方の引用は、Mike M. Mochizuki, "China Japan Relations," David Shambaugh, ed., *Power Shift: China and Asia's New Dynamics*, University of California Press, California, 2005, p.138。

イメージを振りまいた²²³。

90年代をとおり、日中の政治関係、国民感情にかかわらず、経済関係は、98年にアジア金融危機の影響と思われる輸出入の減少があった以外は総体的には徐々に増加した。93年には、天皇陛下訪中を含む日中関係の回復を反映して輸出入に増加が見られる。90年代における中国の対日貿易額の推移以下の通りである。

【表-1 中国の日本との貿易額】

単位：億ドル

	1889	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
輸出	83.95	90.11	102.19	116.79	157.77	215.79	284.63	308.74	318.20	296.92	323.99	416.54
輸入	105.34	75.88	100.32	136.82	232.89	263.27	290.05	291.83	289.93	282.08	337.98	415.12

出典：日本貿易振興会アジア経済研究所「アジア動向年報」、1991年版～2001年版に基づき筆者がまとめたもの

恒川が、「巨額の直接投資（FDI）が世界各国から中国に流入し始めた 92 年以降、中国の経済成長には目を見張るものがある。一方、日本経済は 90 年代初頭からバブル経済の崩壊によって長期の停滞に陥った。東アジアにおける中国の経済的影響力が増大した一方、日本の経済力は国内需要の低迷により停滞し、直接投資の大幅な減少によって日本の対外的な経済的影響力が低下した」と指摘するとおり²²⁴、中国が、天安門事件後の国際的孤立から回復するにつれて、中国にとっての日本の重要性は低下していった。

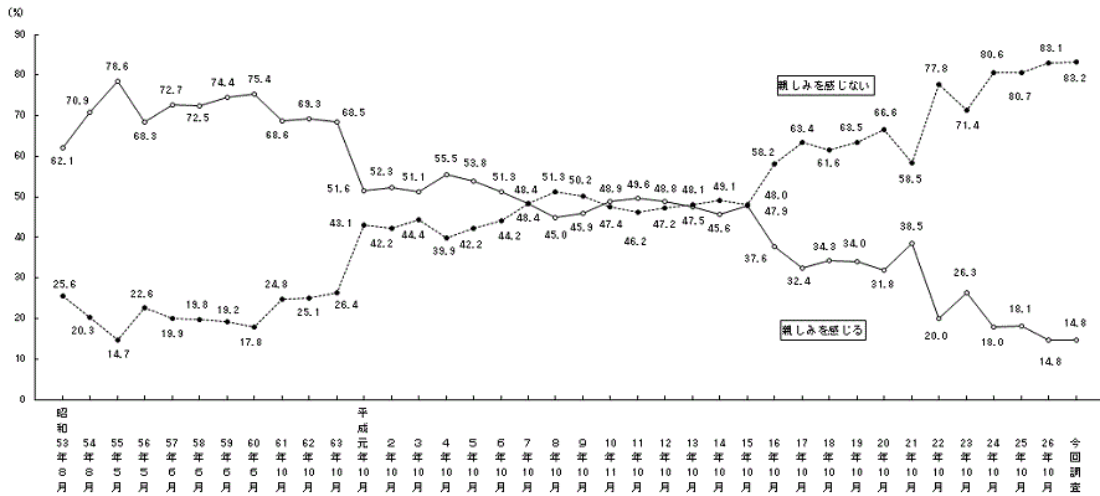
日本における対中感情は、89年の天安門事件以後悪化し、92年の天皇陛下訪中で若干持ち直すが、それ以降は、好感と反感が90年代をとおして相半ばする状況であった。内閣府の世論調査（「世論調査報告概要」、平成 27 年 10 月調査、「中国に対する親近感」）による日本における対中感情の変化は、図-1 のとおりである。

図-1 わが国における中国に対する親近感

²²³ 佐々木智弘・今井健一「2000年の中国」『アジア動向年報 2001年版』アジア経済研究所、pp.135-136 による。

²²⁴ 恒川潤、前掲論文、平成 21 年 7 月、p.102。

図10 中国に対する親近感



出典：内閣府「世論調査報告概要」、平成27年10月調査、「中国に対する親近感」

ロ. 東南アジア諸国との関係

中国に出現した諸帝国（王朝）と東南アジアの諸国家との接触の歴史は、国境を接し中国に統一帝国が成立する度に侵略を受けたベトナム、現在中華人民共和国領となっている領域から12世紀末に移動したタイ族の国であるタイ、元と清の侵略を受けたミャンマー以外では、近代まで、国家としての中国との関係は希薄で、東南アジア諸国に移住・定着した華人が中国と東南アジア各国とを結びつける役割を果たしてきた。華人の移民集団には、①後漢の時代から隋唐、宋、元代にも記録がある交易の過程の難破などによる移住、②中国の支配帝国交代期の戦乱を逃れたベトナム、ビルマへの移住、③ベトナム、ビルマに侵入した中国諸帝国軍兵士が捕虜となり残留・定住、④中国で耕地が不足した明・清時代に最初に福建次いで広東からベトナム、タイ、ジャワ、マレーシアなどへの移住の概ね4つのケースがあったとされる²²⁵。華人は中華人民共和国成立当初、共産主義政権に警戒感が強かったが、70年代の鄧小平の開放政策以後は、対中投資、貿易など自らのビジネスの対中展開だけでなく、欧米・日本企業の対中進出の仲介役も務めた。

90年代の中国にとり東南アジア諸国は、89年の天安門事件後の孤立の中で、ロシアと旧ソ連の中央アジア諸国、北東アジア諸国と同様、国際社会復帰への突破口として重要なターゲットであり、また、中小国家とも国際ルールを守って行動する中国のイメージ作りのプロパガンダのためにも重要であった。さらに欧米諸国が一時停止した対中投資の代替源泉として東南アジアの華人系企業からの対中投資は重要であった。

²²⁵ 桐山昇・栗原浩英・根本敬、前掲書、pp.37-40。

中国と国境を接するベトナム、ミャンマー、ラオスをはじめ東南アジア諸国は、中国の歴代統一帝国の巨大なサイズに脅威を抱いて来た。佐藤考一は 97 年の論文で、67～96 年の期間における東南アジア諸国の中華人民共和国に対する脅威を構成する要因として、互いにリンクする「歴史」、「軍事」、「政治」、「経済」、「その他」の 5 つの要因を挙げ、①「歴史的要因」は中国系の国内共産勢力との内戦の経験、②「軍事的要因」は中国の国防費増大・軍備近代化と 80 年代末以降の南シナ海への進出と関係国との主権係争における軍事力行使、③「政治的要因」は中国と近隣諸国との領土・領海紛争と華僑・華人の居住国への忠誠心と中国への政治的統合、④「経済的要因」は華人の中国への経済的統合と中国の食糧・エネルギー資源危機問題に絡む南シナ海の島礁と海域の主権主張等、⑤「その他の要因」はこれら全体と関わる中国の巨大な規模の問題と規定している²²⁶。佐藤はこれら「要因」を尺度として、ASEAN 設立の 67 年から 96 年までの期間における ASEAN 諸国の対中認識の変遷を 3 つの時期に分けて検証し、①「67 年（ASEAN 設立）～78 年」は、60 年代後半以降、ASEAN 諸国内共産勢力への中国の支援という「歴史的要因」と「その他の要因（巨大な中国の規模）」、富裕な華人の居住国に対する忠誠心への疑問に起因する「政治的・経済的要因」の顕在化から「中国脅威論」が台頭したが、域内での英米の軍事力削減と中ソ対立から中国と国交を持つ必要に迫られやや緩和されたとし、②「78 年末～88 年初」は、ソ連が支援するベトナムのカンボジア侵攻で中国と ASEAN 諸国に「共通の敵」が出現し、文化大革命収束後の改革開放路線の中国が ASEAN 諸国内共産勢力への支援停止の約束により「歴史的要因」は潜在化し「中国脅威論」は退潮したとし、③「88 年 3 月中旬～96 年末」は、88 年 3 月に中国海軍がスプラトリー諸島海域でベトナム海軍と交戦したことと、米ソの撤退・兵力削減により東南アジアの「冷戦構造」が崩れる中で、突出した軍備の近代化に努める中国が米ソ退出後の「力の真空」を埋めて南シナ海に進出する懸念を生み「軍事的・政治的要因」の顕在化で「中国脅威論」が再現し、膨脹する中国経済への脅威感と対中ビジネスに従事する華人に関わる「政治的・経済的要因」も浮上し、さらに、フィリピンの実効支配下にあったミスチーフ礁の中国による占拠、核実験実施、台湾危機などが「政治的・軍事的要因」を顕在化させたと分析している²²⁷。

ファム・クアン・ミン・ハノイ国家大学社会人文科学大学長は、90 年代以降の中国・ASEAN 関係を「一般に、91～97 年、97～2000 年、2000 以降に分けられる」として、「91～97 年」の特徴は、中国の影響力拡大に直面した東南アジア諸国側からの中国に対する疑念であるとし、「97～2000 年」は中国の対 ASEAN 政策の転換点で、アジア金融危機により中国と ASEAN は新しいメカニズムに基づく新たな協力の段階に入ったとし、「2000 年以降」は 02 年には中国と ASEAN は「南シナ海行動宣言」に署名し、経済・経済協力面で

²²⁶ 佐藤考一「ASEAN 諸国の対中認識－『中国脅威論』の虚と実－」『国際政治 第 116 号「ASEAN 全体像の検証』』日本国際政治学会編、1997 年 10 月、pp.130-132。

²²⁷ 同上、pp.132-140。

協力関係が進んだとしている²²⁸。

本論文では、中国と東南アジア諸国の関係推移をトンキン湾海洋境界画定交渉に関わりの深い時期の「1988年～1997年」、「1997年～2000年」の2つの時期に分けて見て行く。

(イ)「1988年～1997年」

サッターが「冷戦後の中国・東南アジア関係の根底にある問題の焦点は引き続き、市場と外国投資を求める経済競争、南シナ海の海洋紛争と地域の安全保障に関する懸念、特に中国の軍備近代化の影響であった」としているように²²⁹、中国と東南アジア諸国の関係は、貿易・投資の競合と協力の経済関係と南シナ海問題・中国の軍備拡張による安全保障関係の変動によって規定されながら推移した。天安門事件から90年代初頭の孤立脱却のための微笑外交の時期を除き、中国・東南アジア関係を特徴付けるのは経済関係より南シナ海問題での中国の強硬姿勢に起因する「中国脅威論」が変動しながらも顕在化していたことである。

88年3月の中国海軍によるスプラトリー諸島のベトナム実効支配下の島礁の武力奪取は、ソ連海軍のカムラン湾からの引き上げ、在フィリピン米軍縮小の見通しがあった中で、ASEAN諸国に衝撃を与え、89年4月のタイのASEAN共同兵器生産の提案、5月のマレーシアの防衛共同体（defense community）結成の提案、5月のフィリピンのASEAN諸国間の軍事協力緊密化の提案などがあった。佐藤は、インドネシアは海軍が88年9月に自国領海内のスダ・ロンボック両海峡閉鎖演習を行い、90年1月に「南シナ海の潜在的紛争の制御に関するワークショップ（以下、南シナ海紛争ワークショップ）」を設立し他のASEAN諸国と共に南シナ海問題の政治的解決の道を検討し始め、タイは、88～90年にスペイン製軽空母導入を決定し、90年5月タイを訪問した石川要三防衛庁長官にチャチャーイ首相は日・タイ合同海軍演習と海軍力整備への日本の協力を求めたことを指摘している²³⁰。

チャン・パオミンは「ASEAN諸国は何十年も東南アジアの安全と安定に対する脅威の源泉として中国を見ている。米ソが去った後、東南アジアの『力の空白』を予想した東南アジア諸国は中国の台頭の抑制に緊急性を感じていた。79年以降、北京は多くの点で資本主義を受け入れてきたが、東南アジアにおける中国への不信は、歴史、文化、イデオロギーに深く根差すもので、特にマレーシアとインドネシアでは容易に取り除くことはできない」と指摘し²³¹、佐藤が、実情は詳らかでないものの、60年代、70年代に中国はタイ共産党、マラヤ共産党、インドネシア共産党に対して、物質面の支援も行っていたとしている

²²⁸ Pham Quang Minh, *Vietnam's Foreign Policy and External Relations*, Thế Giới Publishers, Hanoi, 2018, pp.129-135.

²²⁹ Robert G. Sutter, 前掲書、p.178。

²³⁰ 佐藤考一、前掲論文、p.137-138。

²³¹ Chang Pao-min, 前掲論文、p.145。

ように²³²、ASEAN 諸国に潜在する「歴史的要因」に、88 年 3 月のスプラトリー諸島での武力行使による「軍事的・政治的要因」も加わり「中国脅威論」が再び顕在化した。

90 年 1 月のソ連海軍のカムラン湾からの撤収開始、同年 4 月の米国ブッシュ政権の段階的戦力削減計画「アジア太平洋地域の戦略的枠組み、A Strategic Framework for the Asian Pacific Rim: Looking Toward the 21st Century」の発表およびフィリピンとの米軍駐留協定交渉の不調から在比米軍縮小・撤退の見通しによる「力の真空」が予感された中での、中国、ベトナムへの警戒感、特に軍備を拡張し南シナ海問題で強硬な姿勢をとる中国に対する警戒感から東南アジア各国は防衛力増強へ向かった²³³。

74 年に中国海軍のパラセル諸島西部の南ベトナム軍攻撃による同諸島全島武力占領後に南ベトナムおよび統一ベトナムがスプラトリー諸島実効支配を進めていた時期にマレーシアは 81 年に実効支配したスプラトリー諸島 3 礁のうちスワロー礁（マレーシア名 Terumbu Layang Layang）での建設工事を 91 年 4 月にマハティール首相が視察し、宿泊施設をホテルに拡張し 1300 メートル級滑走路建設に着手した。

中国の南シナ海での強硬な態度が東南アジア諸国に「中国脅威論」を再燃させ始めていた中で 89 年 6 月の天安門事件が起った。中国は天安門事件後の国内の共産党支配体制の危機と国際的な孤立の危機的状況の中で、国際包囲網の比較的弱い部分と見た日本、東南アジアなどアジア諸国とソ連・ロシアをターゲットとして微笑外交を展開した。東南アジア諸国との関係でまず取りかかったのは、国交と国境画定を通じた関係緊密化の努力であり、国交断絶していたインドネシア（67 年 10 月から）、ベトナム（79 年 2 月から）との国交正常化と、シンガポール、ブルネイとの国交樹立である。ASEAN の盟主と自認するインドネシアとの国交正常化交渉のプロセスにつき、銭其琛元中国外相は天安門事件以前の 88 年 3 月、スハルト大統領は対中関係の改善に言及した際に、従来から主張してきた「中国は 9・30 事件に関与したことを公開謝罪せよ」との要求を取り下げ、89 年初めアラタス外相は国連ルートで中国外相との会談希望を伝え、銭は 89 年 2 月の昭和天皇葬儀の際に東京でスハルト大統領、ムルディオノ国務相と国交正常化交渉開始を合意し国連ルートでの交渉開始準備を行っていた矢先に天安門事件が起き、インドネシアは様子見の態度に出たと

²³² 佐藤考一、前掲論文、p.133。

²³³ 木村陸男「ASEAN 地域フォーラムと東南アジアの『軍拡競争』」『アジア動向年報 2005 年版』アジア経済研究所、p.37。木村によれば、各国の調達した装備は、インドネシアは 90 年代初めに F-16 戦闘機 12 機と 93 年に F-16 追加調達とホーク軽攻撃機 28 機、旧東ドイツ中古艦艇 39 隻調達を決定した。マレーシアは 92 年にホーク軽攻撃機 28 機、ミグ 29 戦闘機 18 機、F/A-18 ホーネット戦闘攻撃機 8 機、93 年に英国製フリゲート艦 2 隻調達、哨戒艇 27 隻建造を決定し、2000 年までに潜水艦導入も計画した。タイは 91 年から中国製フリゲート艦 4 隻を調達し、93 年に F-16 戦闘機を 14 機から 32 機に増強し、94 年にスペイン製軽空母と同空母で運用するハリアー戦闘機 10 機（97 年）調達を決定した。シンガポールは 91 年からドイツ製コルベット艦 6 隻を調達し、93 年に F-16 戦闘機を 8 機から 18 機に増強、94 年に 18 機追加した。

書いている²³⁴。銭は、天安門事件後、アラタス・インドネシア外相と 89 年 8 月のパリでのカンボジア問題会議、10 月のニューヨーク国連総会の機会を利用して国交正常化準備会合開催を合意し、12 月にジャカルタで外務省局長クラス実務会議を開催し正常化を決定したとしており、二重国籍問題、華僑問題、対中債務問題などがあったが、ASEAN のリーダー格として域内で重要な地位を占めているインドネシアとの関係正常化がシンガポール、ブルネイとの国交樹立を促進し ASEAN 諸国との関係強化の上で有利で、台湾当局が「柔軟外交」に打って出るのを抑え、西側の対中制裁を打破するにも有効と考え、実務問題交渉で原則を合意した後に正常化後に交渉を継続することにしたとしている。アラタス外相が訪中し、90 年 7 月 3 日、北京で国交回復に関するコミュニケとインドネシアの対中債務問題関連協定に署名した²³⁵。銭の説明は、当時の国際社会復帰を急ぐ中国が対 ASEAN 関係改善のための外交努力でインドネシアを重要視したことをよく表すものである。90 年 10 月にシンガポールと、91 年 9 月にブルネイと国交樹立し、91 年 11 月にベトナムと国交正常化を行い、国交はあったが対立していたラオスとは 90 年 10 月に政府および党関係の修復を行い 91 年 10 月に国境画定条約に署名した。ASEAN との緊密化を目指し、91 年 4 月 6 日のインドネシアによる、米、日などに続く 7 番目の ASEAN 対話パートナーになることへの賛意表明直後の 4 月 10～26 日に中国外務次官が ASEAN 諸国を歴訪して希望を表明し、5 月の ASEAN 高級事務レベル会合合意で、ASEAN はソ連、中国を対話パートナーとして迎えることを決定した。7 月 15 日からのクアラルンプールの「第 24 回 ASEAN 外相会議関連会合」に、中国はソ連とともに初参加した。

浜勝彦が、中国とインドネシアの関係悪化は 60 年代後半の中国の革命輸出外交による 65 年の 9.30 事件にさかのぼり、中国外交の修正は 70 年代から徐々に進められ、80 年代に至り独立自主・平和共存外交への転換が果たされ、中国の革命輸出の最後の拠点であったマラヤ共産党は 89 年に活動停止して事実上投降し、インドネシアにとり中国の平和共存外交が信ずるに足るものとなったため国交正常化が実現したとしているように²³⁶、インドネシアが中国との国交正常化へ舵を切ったのは、ASEAN 内の共産主義勢力への援助停止が要因の一つである。

中国の微笑外交は功を奏し、90 年、91 年に ASEAN とも関係正常化を完成し、92 年中にほぼ国際社会への復帰を果たした。

90 年代半ばからは、中国の海洋境界問題をめぐる姿勢の強硬化や急速な軍備増強などにより、対中警戒心が強まって行った。ASEAN は東南アジアからのソ連軍プレゼンス消滅と米軍プレゼンスの大幅縮小による「力の真空」に共同で対処すべく、93 年 7 月のタイに

²³⁴ 銭其琛、前掲書、p.124。

²³⁵ 同上、pp.124-130。

²³⁶ 浜勝彦「I 冷戦後の新国際関係への模索－1990 年のアジア」『アジア動向年報 1991 年版』アジア経済研究所、p.2。

における ASEAN 外相会議の際に、加盟国（インドネシア、フィリピン、タイ、シンガポール、マレーシア、ブルネイ）に、ASEAN 拡大外相会議メンバー（オーストラリア、日本、カナダ、ニュージーランド、米国、韓国、EU）、ASEAN 対話パートナー国（ロシア、中国）、オブザーバー国（パプアニューギニア、ベトナム、ラオス）を加えて ASEAN 地域フォーラム（ASEAN Regional Forum, ARF）の設立を決定し、第 1 回会合が 94 年 7 月 25 日にバンコクで開催された。

添谷芳秀は、冷戦後の東南アジアの安全保障環境の変化により米ソ対立が解消し特定の脅威の存在あるいは友敵関係が不明確になり勢力均衡の構図が流動化したことにより協調的安全保障の気運が高まったとして、山本吉宣の協調的安全保障についての理論を援用しつつ、信頼醸成や予防外交に優先的に取り組み「域外大国」をも取り込もうとする ASEAN 主導の ARF は協調的安全保障体制を目指す試みとして理論的に把握でき、ARF における中国の位置づけもこの理論的観点から、ARF の中心的存在である ASEAN 諸国から見た場合、中国は潜在的脅威として認識されてはいるが脅威は必ずしも顕在化したわけではなく、その脅威を前提に安全保障秩序が構築されたわけでもなく、ARF 参加国は中国に対する脅威感を漫然と持ちながらも中国を ARF の試みに可能な限り取り込むことを主要な目的としていたと見ている。また、添谷は中国側の認識について、米国主導の「一超多強」の枠組みへの対抗の文脈で、「大国」重視の外交という勢力均衡的脈絡において ARF の効用を考えていたように見えると分析している²³⁷。ASEAN 側が、中国を ARF に取り込んで脅威となる行動を抑制し防止しようとしたのに対し、中国側は対米バランスに ASEAN を利用しようとして ARF に加入したということで、ARF について、それぞれ異なる認識により、異なる外交・安全保障戦略の手段として利用しているということである。ASEAN 側の目的を、佐藤の「中国の脅威」認識の枠組みで言い換えれば、中国を協調的安全保障体制である ARF に取り込むことにより「軍事的要因」、「政治的要因」および「その他の要因（『中国の巨大な規模の問題』）による「脅威の顕在化」を避ける努力である。同時に、ASEAN 諸国の中には、ベトナム、ロシア、米国を「軍事的要因」として、日・米を「経済的要因」として、米国の「民主化・人権外交」を「政治的要因」として潜在的

²³⁷ 添谷芳秀「第 3 章 ASEAN 地域フォーラムと中国」高木誠一郎編『脱冷戦期の中国外交とアジア・太平洋』国際問題研究所、2000 年、pp.56-57。添谷が引用している山本の研究は、山本吉宣「協調的安全保障の可能性」『国際問題』、1995 年 8 月および山本吉宣「安全保障レジーム」『国際政治第 117 号』1998 年 3 月：「勢力均衡の世界は、当該グループにとって特定の脅威が存在し、その脅威がグループの外部に位置する安全保障体制である。それに対して、協調的安全保障は、脅威の対象が不特定であり、脅威となり得る構成単位が当該グループに内部化されている安全保障体制として定義される。この体制では、体制内に明示的な、敵や脅威は存在せず、潜在的脅威が内部に不特定に存在するとの前提で、不特定な脅威の発生を予防し、抑止することが目的となる。したがって、体制の原理として、潜在的に脅威となり得ると判断される対象は、積極的に体制に加わることを奨励される。」

脅威と認識していた国もあったであろう。ASEAN の広範な外部諸国取り込みには、これらの潜在的脅威の顕在化を抑止したいとの思惑もあったであろう。

中国は、この時点で ASEAN 非加盟国であったベトナム、ラオス、カンボジアおよびミャンマーに対しても関係の修復・緊密化を図る努力を継続した。サッターが、中国は、カンボジアでクメール・ルージュからそれまで敵対していたフンセンに乗り換え、中国の寛大な軍事的、経済的、政治的支援によりフンセン政権は東南アジアで最も中国と緊密な関係を持つようになり、また、ビルマでは軍事政権の主要な支援者としての地位を固めたため、東南アジア各国政府は中国の意図に疑念を持ったが、中国の経済的、政治的、軍事的影響力の急速な伸長により中国との関係拡大を歓迎したと書いているとおり²³⁸、中国は、和平交渉の過程にあったカンボジアと軍事政権下で世界から孤立していたミャンマーに対し積極的に接近した。

中国は、東南アジア諸国との関係改善に努める一方、南シナ海での島礁や海域では、89年8月にスプラトリー諸島の6島礁に領土標識設置、92年2月にパラセル諸島、スプラトリー諸島、尖閣諸島などを中国領とする「領海法」公布、92年5月に米国クレストン・エナジー社（Crestone Energy Corp.）とベトナム大陸棚海域での石油探査・開発契約署名（94年4月に石油探査開始）、92年7月にスプラトリー諸島のガヴェン礁（中国名 南薫礁）に領土標識設置、93年5月に中国石油探査船のベトナム大陸棚鉦区第6区と第12区侵犯、93年8月の衛星画像による中国が占拠するパラセル諸島永興島の港湾設備拡充確認、95年1月のフィリピン実効支配下のミスチーフ礁（中国名 美濟礁）占領など実力行使により支配の実績を積み重ねた。92年2月の中国の「領海法」制定と7月のガヴェン礁上陸・領土標識設置事件をうけて ASEAN は7月21～22日にマニラで開催された外相会議で、南シナ海をめぐるすべての主権と領有権の問題を平和的手段によって解決する必要性を強調し、すべての関係当事者に自制を呼びかけ、協力の可能性を探る決意を表明し、東南アジア友好協力条約（TAC）を、南シナ海をめぐる「行動規範」確立の基礎とする趣旨の「南シナ海に関する宣言」を採択した。佐藤は、「領海法」にはスプラトリー諸島や尖閣列島（中国名：釣魚島）等、南シナ海・東シナ海の島礁の領有を明記しているが、法案審査の段階で他国も領有を主張している島礁の名前を明記することを主張した軍部の意志が反対する外交部の意志を抑えたためと言われていること、また、南シナ海紛争ワークショップのシンガポール代表によれば、6月末の会合で中国外交部の代表が ASEAN 側に対し、南シナ海で「問題を起こさない」と請け合った4日後の7月4日に中国海軍がガヴェン礁に領土標識を立てたことにつき、後に同中国外交部代表は「軍の主導権でそうなった」と弁明したことを書いている²³⁹。

²³⁸ Robert G. Sutter、前掲書、pp.178-179。

²³⁹ 佐藤考一、前掲論文、p.139。ガヴェン礁事件についての南シナ海紛争ワークショップ中国代表からの話は、リー・ライト・シンガポール国際問題研究所所長・同ワークショップ・シンガポール代表からの佐

インドネシアが推進した南シナ海紛争ワークショップはじめ、南シナ海での中国との対立の平和的解決を図ろうとする ASEAN の取り組みに対する中国側の対応について、サッターは「ASEAN の当局者の中には、中国に対し、緊張を軽減し共通基盤を見つけ領有問題の現状維持を目指す ASEAN の漸進的取り組みと密接な関係を保って連携するアプローチこそが中国のより幅広い利益に最も役立つとの説得が進んでいると慎重ながら楽観的であったものもいれば、中国の定期的に繰り返す領土問題での激しい主張、空・海軍力強化、中国のエリートと一般国民の強烈なナショナリズムを指摘して、中国のデュアルトラック・アプローチの疑いを警告するものもいた。中国の外交官は南シナ海に関するさまざまな場で ASEAN のカウンターパートを懐柔し、中国軍は利益がコストを上回るたびに地域での足場を拡大する行動のために待機していた」と中国政府内に意見不一致があるのではなく、意図的なデュアルトラック・アプローチを疑う見方もあることを紹介している²⁴⁰。

佐藤が、ASEAN 諸国との関係悪化を恐れた中国は 92 年後半以降 ASEAN 首脳・閣僚との交流の際に貿易・投資等の経済協力を強化し改革開放政策推進に伴う自国の経済ブームを利用して ASEAN 側の歓心を買ひ、94 年以降は ARF に参加・協力して「中国脅威論」の払拭に努め、経済協力についての具体的な数字は 92～94 年に中国と ASEAN 全体の総貿易額は 56%増、ASEAN 諸国の対中投資は 145%増となり、中国海軍がしばらく南シナ海での行動を自制したこともあり、一時期、ASEAN 側の「中国脅威論」は後退して行った²⁴¹ としているように、92 年後半以降は、中国の南シナ海での行動は 93 年 5 月の中国石油探査船のベトナム大陸棚鉦区侵犯、94 年 4 月の中国が契約した米国クレストン・エナジー社のベトナム大陸棚での石油探査開始、93 年 8 月のパラセル諸島永興島港湾設備拡充とベトナム以外には影響の及ばないものであった。

95 年 2 月 8 日、ラモス・フィリピン大統領は、同国が実効支配していた、スプラトリー諸島のミスチーフ礁（中国名 美濟礁）を中国海軍が占領し、建造物を構築したことを発表し、フィリピンは中国に対して嚴重抗議したが、中国側は、建物は漁船避難所と弁解した。

ビル・ヘイトン英チャタムハウス研究員は「それが転機となった。1995 年 1 月までは、南シナ海における中国の勢力伸長に、真に影響を受けていたのはベトナムだけだったし、しかも当時のベトナムは国際的に孤立していた。中国が確保した場所はすべて、パラセル諸島またはスプラトリー諸島の西側であって、他国が領有権を主張する場所から遠く離れていた。しかし東側のミスチーフ礁に手を出したことによって、中国は初めて ASEAN 諸国が領有権を主張する海域に侵入したのだ。この動きを受けて、フィリピンだけでなくマレーシアもブルネイもインドネシアも、直接的に主権を脅かされていると感じていた。来る 7 月に ASEAN に加盟することになっていたベトナムも断固たる態度をとるよう根回し

藤の 1996 年 3 月 6 日のヒアリング。

²⁴⁰ Robert G. Sutter, 前掲書、p.194。

²⁴¹ 佐藤考一、前掲論文、p.139。

をしていた。シンガポールはふだんなら、なんとしても北京の肩を持つとするのだが、そのシンガポールですら懸念を表明した」と書いている²⁴²。ヘイトンの指摘するように、中国が初めてスプラトリー諸島東部のフィリピンが実効支配していたミスチーフ礁を占領したことは、中国がベトナムとだけでなく ASEAN 諸国全体との対立も覚悟の上で、大きな戦略目標のために断固として南シナ海を支配下に置いて行こうと決断したということ、中国の南シナ海政策における「転機」であった。

チャン・パオミンは、中国はスプラトリー諸島の占有島礁数で最もシェアが小さく交渉上弱い立場にあったため、まず島礁の支配を強めなければ広大な海域への主権の主張を裏付ける方法がなく、その方向への一つの小さなステップであった 95 年 1 月のミスチーフ礁のケースは、直ちに東南アジアで騒動となり、東南アジア側の中国に対する長期にわたる恐怖と疑念を再確認し、米国を招かないまでも、東南アジア諸国を反中同盟へと導いたとして²⁴³、中国の意図したものは、占有島礁数を増加して交渉ポジションを強化するための小さなステップであったと見ている。中国は、その後、2022 年現在まで、占領済みの島礁の埋め立てと軍事基地化を進めているが、スプラトリー諸島で新たな島礁占領は行っていないので、その見方が当たっていたかどうかは分からない。

佐藤は、ミスチーフ礁占拠事件を ASEAN 諸国での「中国脅威論」が再現したな要因の一つと見ており、ミスチーフ礁に建造物を構築、占拠したことがフィリピン政府から明らかにされると、ASEAN 各国外相は直ちにシンガポールに集まり、ミスチーフ礁事件の早期解決を求める声明を出したことを指摘している。また、佐藤は、95 年からの中・ASEAN 関係悪化の要因として、中国が繰り返し行った地下核実験、近代的兵器の調達、南シナ海の島礁の主権の維持が中国国内で高まった愛国主義の主張や、将来の人口増加に備えるための食糧・エネルギー資源の確保といった側面からも重視され出したことも挙げて新たな「政治的・経済的要因」が加えられたとしている²⁴⁴。さらに、台湾危機での中国の武力による威嚇は、東南アジア諸国で「対中脅威論」を高める要因となったとして「シンガポール等では中国は領土主権の確保のために手段を選ばないのではないかと疑惑を呼んだようである」との 96 年 3 月 7 日のシンガポール中華総商会関係者からのヒアリングを紹介している²⁴⁵。サッターも、ミスチーフ礁事件を中国・ASEAN 関係の転機と見ており「南シナ海の係争中の小島での中国軍支援による領土支配拡大は、95 年の台湾総統の米国訪問に対する中国の軍事力による攻撃的反応への米国の軍事対応を東南アジアの多くの指導者が歓迎したことと相まって、95 年、ASEAN は中国の南シナ海の紛争地域における軍事力による拡張主義に対して外交的に対決する異例の団結を示し、シンガポール、フィリピンな

²⁴² ビル・ヘイトン、安原和見訳『南シナ海』河出書房新社、2015 年、pp.127-128。

²⁴³ Chang Pao-min、前掲論文、p.147。

²⁴⁴ 佐藤考一、前掲論文、pp.139-140。

²⁴⁵ 同上、p.140。

ど ASEAN の一部は、中国の拡張主義による状況認識の不確実性に鑑み米国との安全保障関係強化の措置を講じた」ことに注目している²⁴⁶。チャン・パオミンは「北京は、近年スプラトリー諸島や台湾海峡の双方で行ってきたような軍事力の誇示は控えるべきである。実際に、中国は、南シナ海での広大で主張の維持できない管轄権要求で少なくともいくつかの譲歩をしなければならない。同主張は実用的価値がないものであるが、主張それ自体が帝国主義的な含意を持つことを避けられない。スプラトリー諸島の主要な島礁は東南アジア諸国に占領されており、軍事力の大量使用によらず、中国が既成事実を逆転できる見通しはほとんどない。北京は、領土紛争を平和的方法で海洋法に従って解決すると繰り返し約束しているが、現状に基づく具体的な提案はまだ出ていない」と書いている²⁴⁷。ミスター礁事件を境として 95 年以降、ASEAN 諸国内で「軍事的要因」による「対中脅威論」が高まって行った。

(ロ) 「1997 年～2000 年」

1997 年夏のタイ通貨下落に始まったアジア通貨危機は東南アジア諸国と韓国に波及した。タイは輸出志向型の経済開発を進めアジア N I E s (韓国、台湾、香港、シンガポール) に続く新興工業経済群の一つとして、輸出は 95 年には GDP 比 34.5% を占めるに至ったが、賃金上昇、94 年 1 月の人民元切り下げ (33.3%) で競争力をつけた中国と後発のベトナムなどによる繊維・アパレル・履物などの輸出での追い上げ、96 年後半の半導体・IC (集積回路) 製品価格の急落が原因で GDP 比 30.5% へと激減し、96 年来動揺したタイ・パーツ相場は 97 年 9 月末の対米ドルレートは 6 月末比 29.1% 下落した。これをきっかけに ASEAN 諸国の為替相場が急落し、続いて株価が暴落した²⁴⁸。ASEAN 諸国の他、G7 はじめ世界は対応に尽力した。7 月、クアラルンプールでの ASEAN 外相会議で、域内貿易促進、通貨安定協力、東アジア経済共同体 (EAEC) 構想への期待などが合意された。9 月、香港での G7 蔵相会議で、ASEAN の「ASEAN 通貨基金」案、日本の「アジア通貨基金」案は賛成が得られず、従来の世銀と IMF の枠組みでタイに 172 億ドルの緊急融資を行った。11 月にマニラで先進国・東アジア・ASEAN など 14 カ国と IMF・世銀・アジア開発銀行により開かれた閣僚・中央銀行総裁会議で、米国主導で IMF 融資を補完する形でアジア各国からも貸付枠をつくることが合意された。98 年 2 月、マハティール・マレーシア首相はチュアン・タイ首相と会談し ASEAN 域内貿易の各国通貨決済を提案しチュアン首相は賛同した。G7、世銀、IMF も援助計画を検討し、タイ、インドネシア、韓国は、IMF と構造改革を含む政策調整パッケージの条件 (コンディショナリティー) を受け入れ、3 国に対し

²⁴⁶ Robert G. Sutter、前掲書、p.179。

²⁴⁷ Chang Pao-min、前掲論文、p.150。

²⁴⁸ 飯島健「アジア通貨危機の背景とその影響」『日本総研 RIM 環太平洋ビジネス情報 No.39』1997 年 10 月 01 日。 <https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=15914>

合計 350 億ドルの融資を行い、他のバイ・マルチのドナーの支援を加え未曾有の大型の金融支援パッケージが組まれた²⁴⁹。IMF のタイ、インドネシア、韓国への支援額は各 39 億ドル、101 億ドル、210 億ドルとされ、世銀等国際金融機関と各国政府から各 172 億ドル、330 億ドル、570 億ドルの公的支援枠を取り付けた²⁵⁰。

アジア通貨危機に際し、中国が ASEAN 諸国に対して行った支援について、サッターによれば「中国と ASEAN はアジア通貨危機の影響に対処するために力を注いだ。中国の経済成長維持、中国通貨切り下げ回避、IMF の救援への支持、タイへの 10 億ドルと数十億ドルと報道されたインドネシアへの追加支援など、危機に対する北京の注意深い対応は歓迎された。最初の 2 つの中国の措置は主に中国国内向けのものであり、IMF の救済に対する中国の支持は実際には北京にほとんど費用がかからず、タイとインドネシアへの追加支援は、北京が自国の財政の健全性を懸念するにつれて実行が遅れたことは広く知られている」としている²⁵¹。ファン・クアン・ミンはアジア金融危機により、中国と ASEAN は新しいメカニズムに基づく新たな協力の段階に入ったとして、97 年には最初の中国・ASEAN 首脳会議が開催され、97 年 2 月、これまでに設置された各種の協力組織を傘下に入れ、人材開発、人と文化の交流に重点を置いて対話と協力を調整する ASEAN・中国合同協力委員会 (ACJCC) が設置され、中国は ACJCC の活動を支援するため 97 年に 70 万ドル、2000 年に 500 万ドルを拠出したことを挙げて、アジア金融危機に際する中国の支援が行われた 97 年は中国の対 ASEAN 政策の転換点であったと評価している²⁵²。サッターも、中国が金融支援の他に、ASEAN と中国が既に行われている ASEAN・中国間の政治、経済、安全保障、科学技術の交流のアンブレラ組織として ACJCC を設立したことと、97 年 12 月に江沢民が ASEAN30 周年記念式典と非公式サミットに出席し、初の中国・ASEAN 共同声明に署名したことに注目している²⁵³。

日本は 40 億ドルの融資を約束し、オーストラリア、インドネシア、マレーシア、世界銀行、アジア開発銀行、シンガポール、香港も具体的な支援額を約束して支援総額は 172 億ドルにのぼり必要とされていた支援額 140 億ドルを上回ったが、バーツ危機はさらに悪化した。日本は、アジア通貨危機はタイなどの通貨バランスの悪化や金融制度上の後進性のみならず世銀などの性急な金融自由化推進にも原因があると主張して、7 月末～8 月にかけて大蔵省の榊原財務官と黒田国際金融局長が、詳細は公表されていないが、IMF のコンディショナリティー付きの援助を補完する、為替市場介入や一時的な外貨不足を補うための

²⁴⁹ 齊藤国雄「アジア通貨危機への対処—その真相」『外交フォーラム』1998 年 11 月号。

²⁵⁰ 金堅敏『アジア通貨危機における IMF 等の緊急支援とその評価』富士通総研経済研究所、1998 年 5 月。
<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/research/1998/report-32.html>

²⁵¹ Robert G. Sutter、前掲書、p.178。

²⁵² Pham Quang Minh、前掲書、pp.129-130。

²⁵³ Robert G. Sutter、前掲書、p.177。

1000億ドル規模（日本が半額出資）のアジア通貨基金（AMF）設立を構想し、中国、香港、日本、韓国、オーストラリア、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、フィリピンの10カ国・地域に対し調整を試みたとされ、ASEAN諸国、韓国は賛成したがオーストラリア、香港、中国は態度を明らかにせず、参加を招請しなかった米国の強い反対により9月半ばに構想は頓挫した²⁵⁴。中国の態度についてサッターは「アジア通貨基金を設立するという日本政府のイニシアティブに反対した」としており²⁵⁵、ウィリアム・W・グライムズは「日本政府はAMFの設立を提案したが、IMF、米国、中国の反対により提案を取り下げた」、「多くの学者、専門家は、IMFは縄張りを守ろうとし、米国と中国は日本の地域リーダーシップが高まることを心配したと分析した」としている²⁵⁶。

欧米からの投資は、通貨危機で大きな打撃を受けたASEAN諸国向けは激減して中国に向かい、ASEAN諸国の製造業は大きく立ち後れ、中国に追い越された。

安全保障面では、中国とASEAN諸国は、南シナ海の領有権・海洋主権問題をめぐり、97年5月の中国によるフィリピンのルソン島沖120海里のスカーボロ礁（Scarborough Shoal）領有権主張に対する激しい反論、98年11月のフィリピンによる中国に対する南シナ海に設置した建造物の撤去要求、同年11月のフィリピン海軍による領海侵犯容疑の中国人漁民20人の拘留、99年5月のフィリピン海軍艦艇によるスプラトリー諸島海域での中国漁船撃沈、同年6月のスワロー礁におけるマレーシアの施設建設に対する中国・フィリピンによる非難、同年7月のフィリピン海軍警備艇と中国漁船の衝突と中国漁船沈没など紛争は継続したが、95年の中国のミスチーフ礁占拠事件の際のようなASEAN全体としての強い反応はなかったが、マレーシアによるスワロー礁の基地化、98年2月の米・フィリピン間の「米軍訪問に関する地位協定（VFA）」の署名や同年8月のスプラトリー諸島海域での米比合同軍事演習などASEAN諸国側の対中警戒感による緊張は継続した。

中国はASEAN諸国との関係改善に努め、米国や日本のASEANに対する影響力が拡大しないよう、できれば排除していくよう地道な外交努力を続けていた。サッターは、中国が「新安全保障観」を発表した97年頃までに、中国の指導者は近隣諸国との領土問題に柔軟に対応するようになり、領土問題はじめ地域の問題に関する多国間フォーラムに積極的に参加して「中国の脅威」のイメージは幻想であると東南アジアの近隣諸国はじめ他の

²⁵⁴ 奥田宏司「ワシントン・コンセンサスに対する日本政府の対応－アジア通貨危機の中で－」『立命館国際研究 17-2』October 2004、pp.12-15（http://www.ritsumei.ac.jp/ir/isaru/assets/file/journal/17-2_okuda.pdf）、William W. Grimes, “The Asian Monetary Fund Reborn? Implications of Chiang Mai Initiative Multilateralization”, *NBR Asia Policy No.11*, January, 2011, p.86、東京三菱UFJ銀行「グローバル金融危機下で進展するアジアの金融協力強化」『経済レビュー』平成21年(2009年)4月28日 No.2009.11（<https://www.bk.mufg.jp/report/ecorevi2009/review20090428.pdf>）などによる。

²⁵⁵ Robert G. Sutter、前掲書、p.82。

²⁵⁶ William. W. Grimes、前掲論文、pp.86-87。

国々を説得するために、外交・経済・軍事の接触を積極的に展開したとしている²⁵⁷。また、サッターが、90年代後半にアジア経済協力促進のために設計された ASEAN+3 は米国など外部の国を排除する地域グループの最も重要なものとして浮上し、中国は域内協力を促進するためのさまざまなイニシアティブで主導的役割を發揮したと指摘しているように²⁵⁸、ASEAN への接近と東アジア地域における日米のリーダーシップ排除に努力した。

97年8月、李鵬首相がマレーシア、シンガポールを訪問し、10月末から11月初めに呉邦国副首相が東南アジアなど5カ国を訪問し、ミャンマーでポンロン・ダム水力発電計画2億～2億5000万ドルの低利借款供与を合意し、12月中・ASEAN 首脳会議で、江沢民国家主席は「善隣・相互信頼パートナーシップ」を提唱した。サッターは、江沢民は、ASEAN 内の国際的評判が低い権威主義体制の小国との関係を育むことに強い個人的な関心を持っていたとしており、2000年11月、ラオス、カンボジアを歴訪し、政治・経済交流の拡大、国境を越えた犯罪への取り組みなどの協力を合意した。カンボジアでは優遇融資延長、道路建設と農業関係の1,200万ドルの新規融資パッケージに署名した²⁵⁹。

ASEAN と中国の経済的パワーバランスが逆転した97年のアジア金融危機以降、中国・ASEAN 諸国関係は、中国の関係維持・強化のための努力もあり概ね平穏に推移し、その間、サッターによれば、中国の政策と行動は、巧妙に米国や他の大国を犠牲にして東南アジアにおける中国の影響力を構築するために作用し続けた²⁶⁰。

第4節 ベトナムと中国の関係

1. 国交正常化前夜

1988年時点、越中間では3月のスプラトリー諸島での交戦、また、3月、4月までは中国軍による国境地帯への侵入や砲撃が断続的に続いていたが、中越国境に展開していた両国の軍の撤退が88年6、7月に行われたとの報道もあり、88年中には兵力引き離しが終わったと見られている²⁶¹。

カンボジア和平協議が進み、ベトナムは89年9月までにカンボジア撤兵を完了し、越中

²⁵⁷ Robert G. Sutter、前掲書、p.81。

²⁵⁸ 同上、p.81：サッターが、中国が支持した「最近のアジア通貨基金イニシアティブ」といっているのは2000年のASEAN+3合意で進めた、二国間のスワップ取決めを張りめぐらせて外貨の融通体制をつくるチェンマイ・イニシアティブを指しているものと思われる。

²⁵⁹ Robert G. Sutter、前掲書、p.188。

²⁶⁰ 同上、p.81。

²⁶¹ 村野勉「経済界改革で前進、政治は引き締めへ：1989年のベトナム」『アジア動向年報1990年版』アジア経済研究所、1990年、p.240。

関係は緊張緩和に向かった。89年1月および5月に北京で行われた9年振りの外務次官協議では、中国がカンボジア問題解決を国交正常化の条件とし、和平後の暫定政権へのポル・ポト派の参加を要求していたため進展はなかった。

90年1月17日、銭其琛外相はグエン・コー・タック外相に宛てた国交樹立40周年の祝電で早期国交正常化を表明した。8月、シンガポール訪問中の李鵬首相が国交正常化と南シナ海問題解決の交渉の用意があると発言し、ドー・ムオイ首相が歓迎の意を表明し、李鵬が協議を希望すると発言した。これを受け90年9月、グエン・ヴァン・リン書記長、ドー・ムオイ首相らが中国の成都（南寧の説もある）を極秘訪問し協議が行われた。しかし、カンボジア和平問題をめぐる意見の相違を解決できなかった模様で、訪問自体が公式発表されることはなかった²⁶²。

91年6月の第7回ベトナム共産党大会で、ドー・ムオイが党書記長に選出され、対中強硬派のグエン・コー・タック外相が退任した。中国がタック外相ら対中強硬派の退陣を要求したとの見方もある²⁶³。そうであれば、中国は、天安門事件の傷が未だ癒えず国際社会に対して微笑外交を展開していた90年9月当時においてさえ、ベトナムに対して内政干渉ともいえる強硬な要求を国交正常化の条件として出していたということで、それにもかかわらず、対中関係の安定を望んでいたベトナムはこれを受け入れたということである。同年7月にレー・ドゥック・アイン国防相が訪中し、軍・軍間の協議を行い、8月にグエン・ジー・ニエン外務次官が訪中して徐敦信外務次官と協議し、9月にはグエン・マイン・カム新外相が十数年ぶりの外相訪中を行い、銭其琛外相らとカンボジア問題解決と国交正常化につき協議した。

10月23日のカンボジア和平協定署名を経て、11月5日にドー・ムオイ書記長、ヴォー・ヴァン・キエト首相らが訪中して江沢民総書記、李鵬首相らと会談して、国交正常化を宣言した。同時に、貿易協定、国境管理に関する暫定協定に署名した。11月10日に発表された共同コミュニケの主な内容は、①主権と領土の相互尊重と不可侵、内政不干涉、平等互惠、平和共存の原則に基づき善隣友好関係を発展させる、②経済・貿易・科学技

²⁶² 小高泰「中国の攻勢に戸惑うベトナム」『海外事情』拓殖大学海外事情研究所、2017年10月、p.21。

小高は、非公開とされてきたグエン・ヴァン・リン書記長らの極秘訪中について、2012年にベトナム社会科学院中国研究所が出版した「21世紀初頭の10年間における中国関係の傑出した諸問題と2020年までの展望」と題する文献に1行だけ同会議の存在に触れていることが判明したとして、これをベトナム共産党内で「一部」公開に踏み切る何らかのコンセンサスが得られた結果と見るができるとしている。

²⁶³ 小高泰、前掲論文、p.22 および村野勉「対外環境が激変：1991年のベトナム」『アジア動向年報1992年版』アジア経済研究所、1992年、p.203。小高は、1990年9月の成都会議にベトナム側が「外交の重要案件に外相なしで会議に臨んだ理由」として、「予め中国が要求した対中強硬派とみなした『グエン・コー・タック外相外し』にもベトナムは同意していた」と書いており、村野勉は、正常化の条件として「その条件がタック外相など、ベトナム指導部の中の対中強硬派の更迭であるという説が首脳会談当時からあった」としている。

術・文化の分野における協力を進める、③国境地帯の平和と安全を維持し伝統的友好関係を回復し推進する、④国境などの領土問題を平和的交渉により解決する、⑤ベトナムは中華人民共和国が中国を代表する唯一の政府であり台湾は中国の領土の一部であると認めることなどである。

両国間で国交正常化への動きが進み緊張が緩和するにつれ、公式国交正常化前の88年末から89年初ころには国境地帯では、国境をまたいで居住する少数民族の住民を中心に事実上の人の往来や商品の流通が開始されており、ベトナム側では88年末に国家評議会令により往来が解禁され、89年2月、海岸部のクアンニン省モンカイの国境が再開された²⁶⁴。

ウォマックは、越中関係は91年の公式な正常化より前の85年からすでに正常化に向かって動き始めていたと見ているが²⁶⁵、正常化プロセスの開始の契機となった事象を直接具体的に示していないが、85年に、ベトナムがカンボジアからの軍の無条件引き上げをコミットしたことを「ベトナムの政策は『中国からの脅威がなくなったときにベトナム軍の撤退を検討する』というものであったことを考えると、90年までの一方的な撤退の約束は安全保障に関する「除外条項」によって条件付けされてはいたが、ベトナムの政策の大きな変化であった」としていることから²⁶⁶、ウォマックは、これが越中の敵対関係から正常化へ向かっての動きの契機であったと考えていると見るのが妥当であろう。

しかし、中国は79年の大規模侵攻の後にも、89年まで大小の侵攻やベトナム側への砲撃を繰り返しており、ウォマックの言う、85年から正常化に向かって動き始めていたとの見方は、若干時期が早いように思われる。中でも84年4月、84年7月、87年1月にはベトナム北部国境のハーザン省へ大規模な攻勢をかけている²⁶⁷。88年になっても3月、4月にはランソン省に頻繁に侵入しており、4月には9日、21日に侵入、14日、15日に砲撃を行っている²⁶⁸。88年には、まだ、ハノイーランソン間の国道1号線沿いに茅がけの屋根

²⁶⁴ 1989年後半から1991年の越中国交正常化に至る両国間の交渉の経緯は、村野勉「経済界改革で前進、政治は引き締めへ：1989年のベトナム」『アジア動向年報 1990年版』アジア経済研究所、1990年、p.240；村野勉「『脱ソ連・東欧』路線を模索：1990年のベトナム」『アジア動向年報 1991年版』アジア経済研究所、1991年、p.225；村野勉「対外環境が激変：1991年のベトナム」『アジア動向年報 1992年版』アジア経済研究所、1992年、pp.203-204；大西康雄、小林昌之「改革・解放の全面復活を模索：1991年の中国」『アジア動向年鑑 1992年版』アジア経済研究所、1992年、p.138、Carlyle A. Thayer, “VIETNAM AND RISING CHINA: The Structural Dynamics of Mature Asymmetry”, *Southeast Asian Affairs*, ISEAS - Yusof Ishak Institute, 2010, pp. 392-409、Brantly Womack 前掲書、Chang Pao-min 前掲論文などによる。

²⁶⁵ Brantly Womack、前掲書、p.212。

²⁶⁶ 同上、p.205。

²⁶⁷ 小高泰、前掲論文、pp.29-30。

²⁶⁸ 村野勉「『ドイモイ』路線の定着：1988年のベトナム」『アジア経済動向年報 1989年版』アジア経済

の下にベトナム軍の戦車が並んでいたとのことである²⁶⁹。

また、88年3月14日には、中国海軍艦隊によるスプラトリー諸島でのベトナム軍輸送艦攻撃の軍事衝突も発生している²⁷⁰。この海戦の際、カムラン湾を母港としていた同盟国ソ連の太平洋艦隊は、中国軍への報復あるいは威嚇など対越支援行動を全く起こさず、ソ連のパワーの減退を実感することとなった。ベトナムは最早ソ連のパワーを借りて対中バラシニングができず、単独で中国と対峙せざるを得なくなったことを実感した。

ベトナムのカンボジア撤兵完了は89年9月26日である。銭其琛外相の国交正常化の呼びかけは90年1月17日、李鵬首相の国交正常化の呼びかけは90年8月12日である。チャン・パオミンは、国交正常化は「北京がクメール・ルージュへの支持を公式に停止した90年8月以降、円滑かつ迅速に進展した」としている²⁷¹。ベトナム外交の慎重さから見て、国交正常化へ舵を切ったのは90年8月前後ではないかと考える。ウォマックの言う85年から動き始めていたとするのは早すぎると考えるが、85年の「ベトナムのカンボジアからの無条件撤兵」のコミットの後、88年中に中越国境展開部隊の引き離しが終了したことや、89年1月および5月には北京で9年振りに越中の外務次官協議が行われたことからすれば、85年には確定的ではなかったが、後に不可逆的になっていく正常化への流れが、85年から始まっていたとの見方も出来るかも知れない。

チャン・パオミンが「ベトナムは、90年代初め、米国と近隣 ASEAN 諸国に接近した。80年代半ばの突然かつ急速な冷戦終了と、その後の89年から91年にかけて起こった東側ブロックとソ連の急速な崩壊のためハノイは政策優先順位の再調整を行い、中国を含むすべての近隣諸国との和解と協力に重点を置いた」としているように²⁷²、冷戦終結により、ソ連のパワーを頼れなくなったベトナムは中国との非対称な関係の弱者として、中国との関係を正常化し法的に安定したものにしておきたいと考えたであろう。中国は冷戦終結に加えて天安門事件後の孤立から、周辺諸国との関係正常化と国境の画定を進めており、同じ社会主義国であるベトナムとの国交正常化を望んではいたが、カンボジア問題解決をめぐる自国に有利な形で和平合意が行われるよう条件闘争を行っていたため、和平交渉の推移を見ながら、ベトナムが中国に有利な立場をとるよう駆け引きを行い、中国もメンバーである国連 5 安保理常任理事国が主導したカンボジア和平交渉の帰趨を見守り、91年10

研究所、1989年、p.241。

²⁶⁹ 30年以上にわたりほぼ毎年、越中国境地帯を訪問している栗原浩英東京外国語大学教授への筆者ヒアリング（2008年8月22日、ハノイ）。

²⁷⁰ “Bộ Ngoại Giáo ta gửi công hàm phản đối trung quốc cho tàu chiến bắn vào tàu vận tải Việt Nam”, *Nhân Dân*, 16 tháng 3 năm 1988, “Phản đối hành động ngang ngược của phía Trung Quốc, Phía Trung Quốc không được ngăn cản lâu cứu hó của Việt Nam”, *Nhân Dân*, 17 tháng 3 năm 1988, “Lập trường chính nghĩa và thái độ thiện chí của chúng ta” *Nhân Dân*, 18 tháng 3 năm 1988.

²⁷¹ Chang Pao-min、前掲論文、p.14

²⁷² 同上、pp.138-139。

月 23 日のカンボジア和平協定署名直後の 11 月 5 日に越中国交正常化が行われたということであろう。

ウォマックは、中国にとり「ベトナムとの新たな関係は、新たに正常化された中国の東南アジア地域全体に対する関係の文脈の中において見られた」とし、新華社が「ベトナムとの外交関係正常化」を 1991 年 12 月 27 日付の記事で 91 年の中国のニュース記事トップ 10 のうち「豊作による穀物価格の再調整」の 1 つ上の 8 番目にランク付けしたことを挙げて「要するに、中国とベトナムは新しい関係を望んでいたが、特別な関係ということではなかった」としているが²⁷³、生き残った数少ない社会主義国である両国の関係とはいえ、2000 年にわたり、武力紛争を含む敵対関係にあった期間以外でも、表面上の平和的關係を保ちながらも真に友好的関係を持ったことがない両国間に「特別な関係」が生まれることを期待するのは現実的でないことは明らかである。新華社報道については、越中外交関係正常化を 1991 年の中国の国内ニュースも含む同年のニュースのトップ 10 に入れたこと自体が、むしろ、新華社が、中国の一般国民の受け止め方以上に政治的配慮から相当に高い注目度を付与したと評価すべきであろうと考える。

90 年代の海洋における越中関係は、漁業、石油探査関係などによる日常的な衝突は続いたが、中国のフィリピンとの南シナ海における確執やインドネシアとの同国での反華人暴動といったマグニチュードの危機はなく、国境・海洋境界交渉という建設的な関係、また、緩慢ではあるが徐々に進展して行った経済関係を中心に比較的平穩に推移し、ウォマックのいうように「敵対的な非対称関係」から「成熟した非対称関係」に向かって緩やかに進んで行く「正常化 (Normalization, 1991~99)」のプロセスの時代を経験したといえる。

2. 外交関係「正常化」から「正常」へ向かって

国境地域の経済・社会交流は、ベトナム側からの 91 年 10 月初めのランソン省、カオバン省など国境 4 省代表の広西チワン族自治区訪問、11 月のハイフォン市代表団の広西チワン族自治区訪問、中国側からの広西チワン族自治区科学技術代表団のベトナム東北部地域訪問などが、11 月の公式な国交正常化に先立って始まっていた²⁷⁴。

国交正常化後も越中両国とも、両国間の海洋境界が画定していない状況の下で、水産資源、石油ガス資源の開発などをめぐり、当然、それぞれ自国の主張に基づいて行動するので、相手方の主張する権益を侵害する行為が行われた。特に、中国による、国際海洋法からみてベトナムの水域と考えられる水域での石油資源探査のみならず、ベトナムだけでなく他の ASEAN 諸国、日本など隣接諸国の主権を侵害する「領海法」の制定、フィリピン

²⁷³ Brantly Womack, 前掲書, p.214.

²⁷⁴ 村野勉「対外環境が激変：1991 年のベトナム」『アジア動向年報 1992 年版』アジア経済研究所、1992 年、p.204.

が実効支配していたミスチーフ礁占拠、南シナ海における一方的な禁漁期設定、他国の漁船の拿捕やハラメント行為などが継続し、その度にベトナムを含む南シナ海沿岸諸国と中国との間で厳しい非難の応酬が繰り返されたが、90年代において越中間では、両国ともに国内の政治的・経済的・社会的諸集団の利益から国際情勢、国内事情考慮して対立と正常化の場合の利益・不利益を比較考量して、対立よりも正常化に利益を見出していたので、小規模な摩擦が、両国関係に決定的な影響を与えるような事態に至ることはなかった。しかし、ウォマックも「ベトナムは、敵対関係から正常化への移行については得るものが多かったのでリードしたが、正常化から正常な関係への移行については、ベトナムの方が危険を感じていたため、ためらいがちであった」としているように、第1次、第2次インドシナ戦争における中国の支援の他は、歴史を通じて、中国に成立した諸帝国の侵略に対する抵抗戦を繰り返してきたベトナムは、中国との政治、経済、安全保障などの分野での関係を早急に進めることにも、深い関係を持つことにも消極的であった。しかし、中国側は非常に積極的であり、各分野で緩慢ながら徐々に関係を深めて行った。

チャン・パオミンは、ベトナム側が中国との関係緊密化に警戒的であった理由として、①ベトナムは、古くからの地理的近接性・頻繁な中国の介入・両国の大きさと力のコントラストから、過度の中国の影響自体が軍事的・政治的な完全支配に繋がる可能性があるとして常に警戒してきた、②ベトナムのナショナリズムの出現・高揚に伴い、ベトナム指導者の大半は中国文明との親和性は新しいベトナムのアイデンティティの育成・発展に有害と見なした、③第1次・第2次インドシナ戦争で開花したベトナムのナショナリズムは、戦争終了後、ハノイに北京から遠ざかるよう命じた、④過去数十年、米ソが、歴史上前例のない介入を行い、中国の影響力への牽制・拡張主義への対抗のために外部のはるかに強力な勢力の参入による対中勢力均衡ゲームを行う機会が与えられたことを挙げている。また、中国側がベトナムとの関係緊密化を強く望んでいた理由として、①ベトナムは多くの文化を共有し、他の東南アジア諸国より中国をよく知っている、②両国は「第1にナショナリズム、そして共産主義」という共通の言語で話すことができる、③世界で今日も存続する4つ共産主義国家のうちの2つであり、経済発展のモデル・戦略も実質的に同じである、④ベトナム自体は中国の脅威となったことはなく、その意思・能力もないので、文化的・歴史的な理由から中国の永続的な友人であるべきで、友人として容易に取り戻せる、⑤中国と国境を共有し南シナ海の主要海路を見下ろす長い海岸線を持つベトナムは、東南アジア海洋部・西アジアへの中国の玄関口であり無視できないことを挙げている²⁷⁵。ベトナム側の警戒的あるいは消極的姿勢の理由には、越中両国間の非対称なパワーという構造的な問題や歴史的な問題の他に、中国が第2次インドシナ戦争の最中に、突然、敵であった米国と手を結び、第3次インドシナ戦争では敵のポル・ポト政権を支え、さらには89年までベトナム北部国境で戦闘を続けていた敵対国であったという直近の経験も加えるべきであ

²⁷⁵ Chang Pao-min、前掲論文、pp.137-139。

ろう。

ウォマックは「1991年の公式な関係正常化の主な利点は、敵対行為の停止であった。ベトナムにとって、軍のさらなる動員解除と国境地域の復興開始を可能にした」としている²⁷⁶。ベトナムは、88年6月にカンボジア駐留ベトナム軍の半数の約5万人を撤退させて残りの約5万人をカンボジア人民共和国の指揮下に移し、89年9月にベトナム軍をカンボジアから完全撤退させた。89年3月のベトナム共産党6中総会は正規軍の縮小を評価しており、同年4月ベトナム人民軍スポークスマンは、同時点での兵力を75万人と公表している²⁷⁷。同年7月、ベトナム人民軍機関紙「クアンドイ・ニャンザン」編集長は、10年間で50万人規模まで縮小することを公表した。カンボジア情勢が収拾へ向かう中で、国交正常化前からすでに軍備縮小が始まっていたことを示しているが、カンボジア完全撤退後、カンボジア駐留の約10万の兵力が削減可能になり、さらに、98年まで、越中国境やスプラトリー諸島でベトナム軍を攻撃していた中国も、冷戦終了と天安門事件でベトナムに対してそれまでの対決的姿勢から融和的な姿勢をとるようになったので兵力を削減する可能性が高まった。ミリタリーバランスによれば、95年のベトナム軍の兵力は57.2万人（陸軍50万人、海軍4.2万人、空軍1.5万人、防空軍1.5万人）、97年は、49.2万人（陸軍49.2万人、海軍4.2万人、空軍1.5万人、防空軍1.5万人）、99年は48.4万人（陸41.2万人、海4.2万人、空1.5万人、防空軍1.5万人）であり²⁷⁸、最大時には170万人であったとされるベトナム軍の兵力は、89年の計画どおり、89年の75万人から10年後の99年には目標の50万人以下の48.4万人に縮小された。

3. 関係停滞から南シナ海問題で緊張へ

91年末の公式な国交正常化後、要人往来や、各種の協力協定の締結は進み、海路、空路は再開されたが、国境や海洋主権問題では、双方はそれぞれ主張を取り下げず、妥協を見いだす方向に向かう兆候は見られなかった。トンキン湾、南シナ海では海洋問題について中国の一方的な行動が目立ち、これにベトナムが対抗措置をとり、衝突には至らなかったが、関係は停滞した。経済関係でも国境地域での交易の進展を除きほぼ意味ある進展は見られなかった。

92年2月、銭其琛外相が訪越し、経済協力協定、査証免除協定などに署名し、国境・トンキン湾海洋境界問題の正式協議（政府レベル協議）準備のための専門家会議開催を合意

²⁷⁶ Brantly Womack、前掲書、p.214。

²⁷⁷ 村野勉「経済界改革で前進、政治は引き締めへ：1989年のベトナム」『アジア動向年報1990年版』アジア経済研究所、1990年、p.237。

²⁷⁸ 1995年は、“The Military Balance”, IISS, 1995/1996版, pp.197-198、1997年は、同1997/1998版 pp.197-198、1999年は同1999/2000版 pp.208-209による。

した。11月、李鵬首相が中国首相として21年振りに訪越し、投資促進保護協定、経済技術協力協定、科学技術協力協定、文化協力協定の署名が行われた。12月にはドアン・クエン越国防相が訪中した。

両国間の交通・通信の再開は、92年3月に、越中両国間で国境鉄道協定、郵便協力協定、民間航空運輸協定、海運協定の署名が行われ、ハノイの外港のハイフォン港と広西チワン族自治区の北海港の航路が3月に再開し、ホーチミン-広州の航空路が3月に、ハノイ-北京の航空路が6月に開設された。鉄道については、国境線についての両国間の対立から接続には至らなかった。

海洋主権問題では、91年11月の国交正常化早々の92年2月に中国は自国の主張に基づきパラセル諸島、スプラトリー諸島を自国領とする「領海法」を公布し、5月に中国海洋石油会社が米国クレストン・エナジー社と、ベトナムの領海基線から160kmの海域で石油探査・開発を行う契約に署名したことを発表した。7月にスプラトリー諸島のガヴェン礁に領土標識を設置した。ベトナムは中国の行為を強く非難するとともに、同年7月、東南アジア友好協力条約加入して7月のASEAN外相会議にオブザーバーとして出席し、中国の強引な行動に反対する他の南シナ海における主権を主張している諸国と共同歩調をとった。中国は9月にはトンキン湾の越中の海洋主権主張の重複している地域でも海洋調査を行った。93年5月には、中国の石油探査船が、ベトナムが同国に近い大陸棚海域に設定している石油鉱区第6区および第12区(ホーチミン市の南南東)に侵入した。ベトナムも、中国の行為に対抗して実効支配する島礁への調査団派遣、灯台建設などを行い実効支配の実績を積み重ねる努力を続けた²⁷⁹。

国境・海洋境界問題については、92年2月の銭其琛-グエン・マイン・カムの両国外相合意に基づき同年10月に北京で第1回の専門家協議が開催され、93年8月の外務次官級の第1回政府レベル協議で、陸上国境とトンキン湾海洋境界問題の解決を南シナ海の海洋境界問題に先行して進めることなど「国境・領土問題解決の基本原則」を合意し、これをまとめた文書に10月に署名した。同年11月のレー・ドゥック・アイン国家主席の国家主席としての34年振りの訪中の際にも同主席と江沢民国家主席は、基本合意を高く評価すると表明したが、具体的進展は見られなかった。

94年4月、中国が契約した米国クレストン・エナジー社が、スプラトリー諸島のヴァンガード礁(Vanguard Bank)で石油試掘を開始し、ベトナムはこれを強く非難し関係は緊張した。6月、フィリピンは米国バールコ社にスプラトリー諸島の海域で石油探査許可し合弁会社アルコーン社を設立した。6月、ベトナムとロシアの合弁会社ベトソブベトロはクレストン・エナジー社の試掘する海域と同じ海域で石油探査を開始した。6月、ベトナム国会は、自らの海洋主権の主張に正統性を与える200海里の排他的経済水域や大陸棚水

²⁷⁹ 村野勉「国際的経済支援再開へ：1993年のベトナム」『アジア動向年報1994年版』アジア経済研究所、1994年、p.207による。

域を定めた国連海洋法条約（UNCLOS）を批准し、7月に批准書を国連に寄託した。同条約は11月16日に、署名国の60カ国の批准または加入の1年後という条件を満たし発効した。

94年11月、江沢民国家主席がベトナムを訪問した。63年の劉少奇国家主席以来31年振りの中国国家主席の訪越であったが、特に関係改善に資することはなかった。

4. 中国は再び国際社会と対立

95年は、ベトナムにとり7月の米国との国交樹立とASEAN正式加盟という国際社会復帰の意味で画期的な年であった。ロシアとも4月に、1978年の「友好条約」に代る94年6月署名の「友好関係基本原則条約」の批准書を交換した。

中国は、ミスターフ礁事件でフィリピンと激しく対立し、5月と8月の地下核実験もあり、7月末のバンドルスリブガワンでのASEAN外相会議では南シナ海問題での対中対策が議論され、8月のARFでも中仏の核実験即時停止を求める議長声明を中国以外の参加国・機構が支持し、ミスターフ礁事件では中国の進出で緊張を高めたことに過半数の諸国から懸念が表明されて中国対その他参加国の対立の構図となった。ベトナムは、南シナ海での行動などの中国の強硬な行為に対しASEAN諸国と共同歩調をとったが、ウォマックは、ベトナムが95年にASEANに加盟し欧米との関係も改善したことは、中国との二国間関係の緊張の一部を吸収できる重要な緩衝材を提供したとして²⁸⁰、ベトナムはASEAN加盟により、中国との直接対立をかなり軽減できるようになった点に注目している。

中国は、95年6月の李登輝台湾総統が訪米につき米国に抗議のため駐米大使を召還し7月、台湾沖にミサイル発射演習を実施し9月のクリントン大統領の訪米したダライ・ラマとの会談にも強く抗議し米国との関係が緊張した。国内情勢も平穏ではなく、4月に新疆ウイグル自治区で分離独立を求める集会・デモが起こり、武装警察や人民解放軍が出動して鎮圧し、700人以上が死傷したとされる。

国境問題についての越中間の専門家協議は継続したが進展は見られていない。11月28日から12月2日にかけて、江沢民中国共産党総書記の招待によりドー・ムオイ越共産党書記長が訪中して首脳会談が行われ、国境・領土問題については、国際法・国際慣行に基づいて平和的協議による適切な解決を図るとの従来原則を確認した。また、中国側が推進したがっていたが、ベトナム側が消極的であった両国間の鉄道再開について原則合意が行われた。この会談で中国はベトナムと台湾との投資・貿易関係の進展につき懸念を表明し、経済関係進展により台湾を国家として扱うことのないよう申し入れ、ベトナムは中国の主張する「一つの中国」を受け入れることを再確認した。90年代、台湾との貿易、投資関係はベトナムにとりかなり重要なものとなって行った。中国からの投資は、ベトナムの警戒

²⁸⁰ Brantly Womack、前掲書、p.213。

感により有意なレベルではなかった。貿易では輸出産品が競合し、ベトナムから中国への輸出品は一次産品に偏ることになり、ベトナム側は貿易の推進に熱心でなく、他の国との貿易の進展と比べ90年代においては重要性のある規模ではなかった。チャン・パオミンは「ベトナムの経済成長が中国のインプットとはまったく無関係であることは注目に値する。過去10年間、ハノイは、偶然にせよ意図的にせよ、ベトナムの開発プロジェクトに資本、援助、専門知識を中国に求めたことはなく、北京もベトナムに提供したことがない。ベトナム経済の新たな原動力は、ヨーロッパ、アメリカ、日本、そして東南アジア諸国からのものである。特に顕著なのは、ベトナムとASEANの隣国との貿易と投資の急速な拡大である。96年末現在、ベトナムへの海外投資の40%と、貿易の48%がASEAN諸国とのものであった。ベトナムと西側諸国および東南アジア諸国との間の経済連携の一層の強化は、中国をベトナムから一層遠ざけ、政治面にも影響する可能性がある。北京にとりさらに悪いことに、中越の経済連携の停滞と対照的に、過去10年間にベトナムと台湾の間では強い経済関係が確立された。96年までに台湾は対越主要投資国の一つとなり、対越海外投資の20%を占めた」²⁸¹とベトナムのASEAN諸国と台湾との経済関係の発展と中越間の経済関係の発展の遅さとベトナムと台湾の経済関係の深化を指摘している。

90年代の越中間の貿易は下記の表の通り94年には総輸出入額の4.5%、96年3.6%、98年4.6%で、日本、シンガポール、台湾など主要貿易相手との貿易額を相当下回っていた。

【表-2 1990年代における越中貿易の推移とベトナムの主要貿易相手国との比較】

(単位：100万ドル)

年		1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000年
ベトナムの 貿易総額	輸出	4,054.3	5,448.9	7,225.9	9,185.0	9,360.3	11,540.0	14,308.0
	輸入	5,825.8	8,155.4	11,143.6	11,592.3	11,499.6	11,622.0	15,200.0
	合計	9,880.1	13,604.3	18,369.5	20,777.3	20,859.9	23,162.0	29,508.0
中国	輸出	295.7	361.9	340.2	474.1	440.1	858.9	1,534.0
	輸入	144.2	329.7	329.0	404.4	515.0	683.4	1,423.2
	合計	439.9	691.3	669.2	878.5	955.1	1,542.3	2,957.2
	構成比	4.5%	5.1%	3.6%	4.2%	4.6%	5.4%	10.0%
日本	輸出	1,179.3	1,461.0	1,546.4	1,675.4	1,514.5	1,786.3	2,621.7
	輸入	585.7	915.7	1,260.3	1,509.3	1,481.7	1,476.7	2,250.6
	合計	1,765.0	2,376.7	2,806.7	3,184.7	2,996.2	3,263.0	4,872.3
	構成比	17.9%	17.5%	15.3%	15.3%	14.4%	14.1%	16.5%
	輸出	593.5	689.8	1,290.0	1,215.9	740.9	822.1	885.7

²⁸¹ Chang Pao-min、前掲論文、pp.147-148。

シンガポール	輸入	1,145.9	1,425.2	2,032.6	2,128.0	1,964.0	1,883.3	2,760.4
	合計	1,739.4	2115.0	3,322.6	3,343.9	2,704.9	2,705.4	3,646.1
	構成比	17.6%	15.5%	18.1%	16.1%	13.0%	11.7%	12.4%
台湾	輸出	220.0	439.4	539.9	814.5	670.2	682.2	756.1
	輸入	396.1	901.3	1,263.2	1,484.7	1,377.6	1,496.9	1,896.1
	合計	616.1	1,340.7	1,803.1	2,299.2	2,047.8	2,179.1	2,652.2
	構成比	6.2%	9.9%	9.8%	11.1%	9.8%	9.4%	9.0%

出典：1997年版越統計年鑑(Niên-giám-thống-kê-1997-dã-nén)pp.272～273 および 2000年版越統計年鑑(Niên-giám-thống-kê-2000-dã-nén)pp.403～404 に基づき筆者が作成。2000年の数字は未確定値。

2000年代に入ると貿易は中国の急速な経済成長とともに伸長し、04年にはベトナムにとり中国は最大の貿易相手国となり、例えば09年の中国との貿易額は149億ドル（輸出48億ドル、輸入161億ドル）で全輸出入額の11.2%（輸入の8.5%、輸出の23.4%）を占めたが²⁸²、中国から工業製品が大量に入ってくるのに対してベトナムからの輸出品は原油、石炭と農産物などの第1次産品以外はあまりなく大幅な輸入超過が常態化して行く。

ベトナムへの直接投資も、ベトナム側の強い警戒感から90年代、2000年代を通じて重要な額ではなかった。下記の表のとおり98年～2000年の中国の対越累計投資認可額（累計登録資本額）は1.51億ドルで対越累積投資認可額の0.4%に過ぎない。2000年時点での累積投資認可額の上位の国はシンガポール、台湾、香港、日本、韓国、英領バージン諸島、ロシア、米国である。中国の2000年代末の2009年の累積投資認可額（10月時点）も22.3億ドルで、対越累積総認可額（11月時点）の1,750億ドルの1.3%であり、2000年と比較すれば約15倍であるが、他の国の増加に比べれば多くない。因みに2009年時点の累積投資認可額の上位の国・地域は、台湾（213億ドル）、韓国（205億ドル）、マレーシア（181億ドル）、日本（178億ドル）、シンガポール（170億ドル）、英領バージン諸島（132億ドル）、米国（128億ドル）、香港（77億ドル）、ケイマン諸島（66億ドル）、タイ（58億ドル）であった。²⁸³英領バージン諸島およびケイマン諸島からの投資は大部分が米国からの迂回投資であり、シンガポール、香港からの投資もかなりの部分は、米国、日本、欧州諸国の現地子会社を通じた迂回投資である。これら数字は認可額であり実際の投資実行額（ディスバースメント額）の割合は、国により異なるが、ベトナム当局（計画投資省）が投資実行額の正確な把握は不可能であるとして公表を止める前の2000年代半ばまでの傾向では、日本、米国などの実行額の割合は認可額の5～7割であり、韓国、台湾、中国などの

²⁸² “Vietnam, China set to tighten trade, investment ties”, *Nhan Dan*, 21 October, 2009 および在ベトナム日本国大使館経済班「2009年ベトナム経済事情」2010年による。

²⁸³ 同上。

割合は3～4割であった。一般に、実際の最大の投資国は、90年代後半から2000年代を通して日本であり、2010年頃からは米国になったとみられている。

【表-3 中国の1988年～2000年の累計対越外国直接投資認可件数・投資額と主要対越投資国の比較】

(単位：100万ドル)

	件数	累積登録資本	構成比
対越投資件数・額合計	3,170	39,100.8	
中国	105	151.0	0.4%
シンガポール	252	5,886.1	15.1%
台湾	605	4,884.6	12.5%
香港	319	3,634.3	9.3%
日本	296	3,441.2	8.8%
韓国	309	3,224.7	8.2%
英領バージン諸島	106	1,845.6	4.7%
ロシア	66	1,577.5	4.0%
米国	120	1,339.3	3.4%

出典：2000年版越統計年鑑(Niên giám thống kê, 2000-dã-nén) p.366～367に基づき筆者が作成。

非対称関係の大国である中国にとり、ベトナムとの経済関係は、広西チワン族自治区、雲南省といったベトナムに隣接している地域の経済にとっての意味を除き、国全体としては大きな意味のあるものではなかった。ウォマックは、経済関係の具体的利点は、中国側は国境地帯にとってのみの重要性であったが、ベトナムにとっては重要であり「①中国から入ってくる消費財と軽工業製品に対して見返りに輸出する工業製品がなく輸出品のほとんどが原材料と農産物で貿易赤字が急激に増加した。②中国製品と競合する多数のベトナムの生産業者が破綻した。③正規の貿易と同等額に相当する密輸により国境貿易の管理ができなくなった。」という問題があったと指摘している。また、中国統計年鑑(1993年版、1996年版、1998年版、2004年版)による中越間の公式貿易額と中国の総貿易における構成比を、92年：558百万ドル(0.4%)、95年：1,052百万ドル(0.38%)、97年：1,436百万ドル(同0.44%)、03年：4,639百万ドル(0.54%)で、中越貿易は中国全体の貿易の1%以下で南アフリカやスイスとの貿易の水準であったとして「国家レベルでは相対的に重要性がない状態が続いたことを示している」としつつも「ベトナムとの貿易は広西チワン族自治区と雲南省にはかなり重要で、国境の町や郡の経済を変えた」としている²⁸⁴。90年代、

²⁸⁴ Brantly Womack、前掲書、pp.215-216。ウォマックの挙げた中国統計年鑑の中越貿易額の数字は、ベトナム統計年鑑の数字より30-40%多い。理由は不明であるが、FOBとCIFの違いである可能性がある。越中いずれの統計からもそれぞれの国の総貿易額において越中貿易額の占める割合と増減の傾向は、ほぼ同様であることを知る事ができる。

中国にとりベトナムとの貿易は、全体の0.4~0.5%程度、ベトナムにとり中国との貿易は4~5%程度のものであり、双方にとり重要な貿易相手国ではなかった。

また、前述のベトナム統計年鑑に基づく投資額の推移で見たとおり90年代を通して非常に低調であった中国の対越投資につき、ウォマックは「予想通り90年代の二国間の投資は重要なものではなかった。発展途上国として、そしてアジア経済の雁行陣に加わる新参加者として、中国、ベトナムともにアジアと世界からの投資の大量かつ意欲的な受け入れ国であった。香港と台湾が対越トップ投資国であったにもかかわらず、ベトナムは当初、中国からの小規模な投資さえもかなり躊躇していたことには留意すべきである。ベトナムは一般的にほとんどのセクターへの投資を歓迎したが、中国からの投資は例外であった。中国の投資に対するベトナムのためらいは国境地帯で特に顕著で、国境の中国側の発展はベトナム側の復興と開発をはるかに上回った。一般に、貿易を促進するための国境地域の開発と協力に関して、中国は押し進めようとし、ベトナムは抵抗した。」と書いている。筆者自身、2000年代後半にランソン省と広西チワン族自治区の友誼関などの国境を数回訪れたが、中国側とベトナム側の国境の町の繁栄振りには大きな格差があり、ベトナム側では道路整備も行われておらず、意図的にそのままにしておきたいかのように見えた。道路や鉄道などのインフラ整備について中国側は繰り返し、借款や、無償援助を提案したが、ベトナムはあれこれ理由をつけて受け入れなかった。

96年2月14日、越中間の鉄道がようやく再開した。ハノイー南寧線のドンダン（ランソン省）・憑祥（広西チワン族自治区）国境とハノイー昆明線のラオカイ（ラオカイ省）・河口（雲南省）国境が再開された。チャン・パオミンは、「96年2月中旬、17年にわたり中断されていたハノイー南寧の国境を跨ぐ鉄道サービスが、新時代の開始を告げるファンファーレとともに再開された」²⁸⁵として、両国関係の進展を象徴する出来事として見ているが、車両がそれぞれ相手国に乗り入れできるようになったわけではなく、中国の幅1,435mmの標準軌の軌道とベトナムの幅1,000mmの違いはそのままであり、国境で車両を変更するため乗客は乗り換え、貨物は積み替えの必要があった。後にレールを3本引いて貨物列車のみ相互に乗り入れを開始した。客車の乗り入れを開始するのは2009年1月であるが、ベトナム側は直通列車の運行をハノイ駅までとせず、紅河の対岸のザーラム（Gia Lam）駅までとした。安全保障上の考慮から鉄道連結においても、ベトナムは非常に慎重である。越中間では車両の相互乗り入れも認めず、貨物トラックは国境ゲートの税関で貨物検査とともに貨物の積み換えを行うシステムになっている。

南シナ海関係では、中国は96年5月のUNCLOS批准の際に、パラセル諸島海域を領海とすると発表し、これに対しベトナムは強く抗議した。

96年6月末に訪越した李鵬首相は、6月28日~7月1日の第8回越共産党大会に中国首相として初めて出席した。台湾をめぐる米中関係、南シナ海関係では中国にとり波乱の年

285 Chang Pao-min、前掲論文、p.140。

であったが、越中関係では、トンキン湾や南シナ海では資源探査や漁船の操業に関する紛争は続いていたが、陸上国境、トンキン湾海洋境界の交渉は粛々と続けられた。

97年2月には、日本における評価と正反対でベトナムにおいて近代中国で最も狡猾かつ攻撃的な指導者と評価される鄧小平が死去した。3月には中国の石油探査船がベトナム中部沖合で石油探査を開始したため、ベトナムは強く抗議し探査船の退去を要求した。ASEAN 諸国のベトナム支持表明もあり中国は掘削船を退去させた。同年後半から関係が好転し、7月、ドー・ムオイ書記長が訪中し、江沢民総書記と会談し、経済協力につき協議するとともに、陸上国境とトンキン湾海洋境界問題についての主張の相違は早期に解決すべきであるとの合意を行い、非公式に2000年までに取決めに署名するとの目標を設定した。11月には、越中国境に敷設された地雷の撤去作業を開始した。

97～98年のアジア金融危機でベトナムの受けた影響は他のASEAN 諸国に比して小さかったが、ウォマックが「アジア金融危機における中国の行動と米国、日本、国際金融機関との対比は、東南アジアの台頭する地域大国としての中国に対する態度を変えるのに役立った」と言うように²⁸⁶、中国が人民元の切り下げを行わなかったことが、ASEAN 諸国および西側諸国からも評価され、中国の国際社会における立場は改善した。

98年5月には、ベトナムは、スプラトリー諸島海域で中国の武装漁船がベトナム領海に侵入したと抗議した事件があり、9月には、中国が南シナ海のベトナムが同国の大陸棚水域と主張する海域で米国石油会社と共同石油探査契約を締結したとの報道があり、ベトナムは石油調査契約を無効と表明した。10月、北京を訪問したファン・ヴァン・カイ越首相は、江沢民国家主席、朱鎔基首相と会談して国境貿易協定、司法協力条約、領事条約に署名し、陸上国境、トンキン湾海洋境界を2000年までに解決する決意を公式に発表した。この訪問の日に合わせて10月19日の越共産党機関紙「ニャンザン」は、「21世紀に向け越中関係を強化する」との社説を掲載した。さらに12月には、ASEAN 首脳会議出席のため胡錦濤国家副主席がハノイを訪問した。99年2月、レー・カー・フュー書記長が訪中し、江沢民書記長と会談。越中共同声明で、独立、自主、内政不干渉の原則に基づく、両国共産党間の友好協力関係の発展、両国間の関係の発展を謳い、陸上国境画定は1999年内に画定と1年前倒しし、トンキン湾海洋境界画定は2000年に画定のスケジュールを再確認した。経済技術協力協定が結ばれ、中国はベトナムに2000万人民元の無償援助を約束した。陸上国境、トンキン湾海洋境界の問題のそれぞれ99年内、2000年内解決の合意を受け、国境、海洋境界画定交渉、特に国境交渉がスピードアップした。

5. 「成熟した非対称関係」へ

ウォマックの設定した非対称な越中関係の8つの位相中、国境画定とトンキン湾海洋境

²⁸⁶ Brantly Womack、前掲書、p.213。

界画定の交渉が行われた 1992 年～2000 年の期間は、⑥「敵対の時代 (Hostility, 1978～90)」が終わり、⑦「正常化の時代 (Normalization, 1991～99)」から、⑧「正常な関係の時代 (Normalcy, 1999～)」に向かう時代で大部分の期間は⑦「正常化の時代」に含まれる。

70 年代末から敵対関係にあった越中間の国交が正常化したのは、公式には 1991 年 11 月であるが、ウォマックは 99 年頃までは正常な国と国との関係へ移行して行くプロセスであり、その後、正常な非対称な二国間関係になったと見ている。越中の関係は長い歴史を通して真に友好的な関係であった時期はほとんどなく、武力衝突も含め敵対的であるか、または、常に問題を抱えながらも微妙なバランスを保つ非対称な関係において、敵対と平和の間を揺れ動く関係であった。

中国は、1989 年 6 月の天安門事件以後、経済面では改革開放政策を推進するが共産党独裁の政治体制は強化した。ベトナムも、89 年 8 月の共産党 7 中総会で、社会主義建設堅持、複数政党制不採用を決定した。89 年 12 月のベルリンの壁崩壊に象徴される東欧諸国の民主化と 91 年のソ連崩壊は、88 年まで軍事衝突を含む敵対関係にあったベトナムと中国はともに世界において孤立しているという不安を抱いていた。カンボジア和平後に起った国際社会へのベトナムの急速な受け入れと天安門事件後の中国の国際社会での孤立という状況は、非対称関係における強国である中国の優位性のある程度減殺する状況を作り出し、敵対関係にあった越中を和解させ接近させた。90 年代をとおし、ベトナムは米国との国交樹立や ASEAN 加盟を通じ順調に国際社会受け入れられたが、中国は、不透明な軍備拡張、南シナ海問題、台湾危機、核実験などでしばしば国際社会から孤立した。

ウォマックは、『『正常化』から『正常』への重要な転換点は、99 年 2 月 25 日～3 月 3 日のレー・カー・フュー書記長訪中であった。ベトナム側にとり、新たな段階は、残存する主権に関する紛争を解決するか、または主要課題から外し、他の諸国との関係と同じ条件で中国との経済関係の推進を受け入れる決定により特徴付けられる。中国側は、中国の判断基準における対東南アジア関係の重要性のグレードを引き上げて、ベトナムや東南アジアの自治を尊重するよう注意を払うようになった²⁸⁷として、特に 99 年のレー・カー・フュー書記長訪中を重視しており、同書記長自身がこの首脳会談を「江沢民との首脳会談は 97 年のドー・ムオイ書記長の首脳会談（江沢民総書記と）の帰結であり、さらには、1990 年 9 月の秘密首脳会談で開始されたプロセスから継続するものである」と見ていたことと、中国外務省も「江沢民総書記とフュー書記長は、新世紀に向けての両国関係の一層の発展のための枠組みを定義した。つまり、『長期安定、未来志向、善隣友好、全面協力』関係を建設するもので、中越関係発展の新しい段階を画すものである」と重視していることを指摘している。²⁸⁸ ウォマックは、この会談の成果を、①将来の中越関係の指針

287 Brantly Womack, 前掲書、p.213。

288 同上、p.223：ウォマックは、ここで述べている評価の根拠の出典として Le Kha Phieu, *Party Leaders View Results of China Visit* と Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China, *China and*

として「長期安定、未来志向、善隣友好、全面協力」の「16語のガイドライン」を合意したこと、②陸上国境条約は署名を1999年の9月か10月までに行うことに合意したこと（実際には12月30日に署名）であったと評価している。また、ウォマックが、この「16語のガイドライン」は、2000年12月のチャン・ドゥック・ルオン国家主席と江沢民国家主席の首脳会談でも「21世紀における両国関係の指導方針」として引用され、その後のあらゆる首脳会談で引用されたと指摘しているように中越の友好協力関係を強調する場合のスローガンとして、頻繁に使われた。ウォマックは、「16語のガイドライン」は、中国語テキストでは、「長期安定、面向未来、睦邻友好、全面合作」の順であるが、ベトナム語テキストでは、「láng giềng hữu nghị, Hợp tác toàn diện, ổn định lâu dài, hướng tới tương lai」で「善隣友好、全面協力、長期安定、未来志向」の順になっていることに注目して「正常な関係においてさえも、視点と優先順位は異なっている」と指摘しているが²⁸⁹、中越それぞれにとり、両国間の関係の進め方につき優先順位が異なっていたということである。常に中国の侵略の脅威に晒されて来たベトナム側が「善隣友好（láng giềng hữu nghị：逐語訳すれば「隣人間の友誼」）を最初に掲げたのは興味深い。

3月末には、中国が6～7月の期間に南シナ海の自国の海域であると主張する海域で禁漁期を設定すると初めて発表しベトナムは抗議した。南シナ海周辺諸国の抗議にもかかわらず、中国は、この後今日まで水産資源保護のためとして毎年一方的に禁漁期を設定して違反する近隣国漁船を中国公船が拿捕して罰金を課し、漁獲物・漁具・機材を押収するなどの行為を行っている。これに対しベトナム、インドネシア、フィリピンなども自国の管轄海域に侵入して操業する中国漁船に対し対抗措置をとっている。ベトナムの場合は、通常は侵入した漁船を拿捕せず、責任者にベトナムの海域への侵入を認める署名をさせるだけであるが²⁹⁰、フィリピンとインドネシアは拿捕を行っている

1999年には越中間の陸上国境交渉はペースを上げて進められ、8月に中国は国境地域の中国側の地雷撤去を完了したことを発表した。12月1～3日、朱鎔基首相が訪越し、中越首相会談で国境問題および貿易問題が協議された。12月30日、ハノイでグエン・マイン・カム副首相兼外相と唐家璇外相の間で国境条約が署名された。

2000年2月に北京で越中間の第7回政府級国境交渉が行われ、2000年内のトンキン湾海洋境界画定実現の合意を再確認した。99年12月に署名された陸上国境画定条約は、7月6日の批准書交換で発効し、現場での国境線の線引きと国境標識設置のための協議に入った。トンキン湾海洋境界画定交渉は2000年中の妥結を目指して進められた。4月にはノ

Vietnam, revised April 2003 を挙げている。

²⁸⁹ Brantly Womack、前掲書、p.223。

²⁹⁰ ベトナムの対応の理由について、複数のベトナムの政府関係者や研究者に筆者が聞いたところでは、中国船を拿捕してベトナムの港まで連行するのは大変な手間がかかるし、中国側が抗議して来て複雑な問題が起り、その対応にも手間がかかるので、ベトナム海域への侵入の事実を認める書面に署名させた上で退去させているとのことである。

ン・ドゥック・マイン国会議長、10月にはファン・ヴァン・カイ首相、12月にはチャン・ドゥック・ルオン国家主席が訪中した。12月25日、チャン・ドゥック・ルオン国家主席訪中の際に、トンキン湾海洋境界画定条約およびトンキン湾における漁業協力協定が署名され、同時に原子力平和利用協定とベトナム通信社・新華社通信社間の協力取り決めも署名され「新世紀における全面的協力に関する共同声明」が発表された。

ウォマックは、2000年の共同声明を1991年の国交正常化の際のコミュニケと比較し、1991年コミュニケの要点は正常化の確立、協力推進の約束、残存する紛争における武力行使回避の誓約であったが、2000年共同声明は、「両国の若い世代に相互の友好訪問の増加を通じる両国間の伝統的友好関係の喚起により相互信頼と友好関係を強化し、長期にわたるきずな・信頼・協力を両国の未来の世代に引き継ぐ」との文言が入れられ、経済など全ての分野での協力の他、軍事関係の交流も含まれ、残存する両国の主張の相違点が、両国関係の正常な発展を妨げることにならないよう強調しているとして「2000年共同声明は、1991年コミュニケと矛盾するものではないが2つの根本的な違いがある。第1に、コミュニケは疎遠で限定的な関係のルールを定義するものであったのに対し、共同声明は緊密で包括的な関係を容易にするもので、明らかに関係の深化を期待するものであった。第2に、コミュニケは平和的な協力という新たな行動様式的环境を定義するものであったが、2000年の中越関係はすでにコミュニケによって可能になった進化の中にあり、協力の流れへの自信により主権問題についての対立は脇に置いておくことができた。両国は9年間の関係改善を経験して安定的・平和的な関係を望んでいたため、共同声明は包括的な協力を促進するものであった。正常化は成功した」と評価し²⁹¹、2000年の共同声明を両国関係の「正常化」の過程から「正常」への移行を画すものであったと見ている。また、ウォマックは、2001年4月の第9回党大会で書記長に選ばれたノン・ドゥック・マインも対中政策に関して最初に言及した際に、ベトナムは、これまで同様「16語のガイドライン」の原則に則り、両国の利益および地域と世界の平和・安定・発展のために、21世紀の越中の伝統的友好・協力関係をより強固なものとし発展させるよう最善を尽くすと表明したことを指摘し、新書記長の下でも「16語のガイドライン」に基づき引き続き「正常な関係」の維持を目指したと評価している²⁹²。

経済協力関係も進み、6月、中国による5500万ドル（3分の1が無償援助、3分の2が無利子の借款）の経済協力合意が行われた。越中間の往復貿易額も本節4.の【表-2】のとおり、1999年の15億4,230万ドルから2000年の29億5,729万ドルと大きく増加し、ベトナムの貿易総額において占める割合が、日本（16.5%）、シンガポール（12.4%）に次ぐ第3位となり10%を占めるまでに成長し、台湾（9.0%）を追い越した。

²⁹¹ Brantly Womack、前掲書、pp.225-226。

²⁹² 同上、p.226：Womackは、ノン・ドゥック・マイン書記長の表明を、ベトナム通信社（VNA）2001年4月23日記事から引用している。

2000年代、トンキン湾での摩擦は大幅に減少したものの消滅はせず、南シナ海での石油・ガス探査や漁業をめぐる摩擦は継続し、非難の応酬や、ベトナムにおける政府が許可する範囲内の反中デモは継続したが、両国関係は比較的平穏に推移する。

1990年代ベトナムは、米国から国内の反体制派や宗教団体をめぐる人権問題を指摘されてはいたが、米越関係は急速に改善し、ASEANや西側諸国からも急速に受け入れられ、国際社会にインテグレートして行ったため、これを梃子に中国との関係を安定的なものにするという、ベトナム史を通じる命題を追求する好機が訪れたものと認識して積極的に行動したように見える。

一方、中国は、6.3天安門事件後も、ミステーフ礁占拠事件、台湾危機、NATO軍の在ユーゴ中国大使館誤爆事件などにより、国際社会やASEANとの関係は変動しており、国際社会との関係という独立変数の不安定性が、ベトナムとの関係という従属変数を変動させ、非対称関係における大国たる中国の小国たるベトナムに対するアテンションを強め、好意的・疎遠・無関心・対立的などのポジションのうちで「好意的」の方向へのベクトルを強めていた。

ナイとコヘインの「パワーと相互依存」の理論の視点で考えると、この時期に越中間は、経済的、軍事的な相互依存関係は見られないが、政治の分野においては、対立的でありながら相互依存の関係にあったと見ることができよう。この時期、冷戦終了と旧ソ連と東欧の民主化により、取り残された共産党一党独裁国家同志として、ともに党と国家体制の存続に不安を感じており、政治面では共産主義イデオロギーと政治体制を維持するために協力して行かなければならない関係にあったため反目できない状況であった。特に1980年代末～2000年代初頭において、国際社会から孤立した中国にとってはそうであった。

筆者は、2007年から2012年までのベトナム在住中に、ベトナムの政府関係者や国際問題研究者、ジャーナリストなどの知識人が、一様に、「鄧小平はベトナムにとり史上最悪の中国指導者であったが、江沢民とベトナムの指導者の関係はうまく行っていた。このことが越中間の関係改善に結びついた」と評価するのを何度となく聞かされた。日本に対しては比較的ソフトな対応をとった鄧小平であるが、1979年に60万の大軍をもってベトナムを侵略した同氏への評価が最悪であるのは頷けるが、反日教育を推進し、日本に対しては厳しい対応をした江沢民がベトナムでは最も評価が高いのは興味深い。当時、両国はともに共産主義体制の存続のために協力することが必要であったという条件の下に置かれていたので関係改善は必然的であったかも知れないが、「敵対的非対称関係」から「成熟した非対称関係」に向かって90年代を通して越中の関係が改善したことには、トップリーダー間の個人的な関係・相性と特に江沢民の融和的な対越政策も無視できない要素の一つであった。

第3章 ベトナムと中国の国境・海洋境界画定

ベトナムが陸上で隣接する国はラオス、カンボジア、中国の3カ国ですべて国境画定済みである。海洋境界の接する国・地域は、二国間では中国、カンボジア、タイで、その他は、南シナ海で排他的経済水域や大陸棚水域が多国間で境界を接する国・地域でありマレーシア、フィリピン、ブルネイ、中国、台湾、インドネシアである。タイとの海洋境界、中国とのトンキン湾境界は解決済みで、カンボジアとは歴史的水域合意のみ行われており、マレーシアとインドネシアとは二国間交渉で実質的に境界問題は解決済みである。中国、台湾、フィリピン、ブルネイとの交渉は行われていない。

中国が陸上で隣接する国はロシア、ベトナム、ラオス、インド、ミャンマー、ネパール、ブータン、パキスタン、アフガニスタン、モンゴル、北朝鮮、カザフスタン、キルギス、タジキスタンで、インドと国交のないブータンを除き国境は画定済みである。海洋境界の接する国・地域は、二国間では、北朝鮮、韓国、日本、ベトナム（トンキン湾とパラセル諸島近傍海域のトンキン湾湾口海域）であり、多国間では、南シナ海でのベトナム、マレーシア、ブルネイ、インドネシア、フィリピン、台湾である。海洋境界については、ベトナムとのトンキン湾海洋境界以外は未画定である。

ベトナムと中国の陸上・海洋の境界画定の状況について見て行きたい。境界画定の状況についての評価にはウォルツのユニット（人間・国家）・レベルと国際システム・レベルの分析と、テイラー・フレイヴェルの提示する領土・境界紛争において国家が選択する3つの対外行動とそれらの行動を規定する3つの変数を念頭に置いて見て行く。

フレイヴェルは、2005年の論文で、ポール・K・ハスの1950～1990年間の世界の129の領土紛争を検証して紛争当事国間の力関係、国際情勢、紛争地の経済的・政治的・戦略的重要性(価値)などを数値化して分析して紛争当時国の対外行動を経験論的に導き出した研究²⁹³などを基に、領土紛争処理のために当事国指導者が採用することのできる政策として3つの対外行動を提示している²⁹⁴。:

- ①「引き延し戦略 (delaying strategy)」: 公的な宣言を通じて国家の主張を維持する以外に何もしない、または、交渉を続けながら妥協しない。
- ②「エスカレーション戦略 (escalation strategy)」: 紛争地域に関して威嚇または武力行使を行う。
- ③「協調戦略 (cooperation strategy)」: 威嚇や武力行使を排除し、紛争地区の支配権を分割することにより妥協を提案するか重要な主張を取り下げる。

また、フレイヴェルは、国家はどのような状況において、①「引き延し戦略」、②「エ

²⁹³ Paul H. Huth, *Standing Your Ground, Territorial Disputes and International Conflict*, University of Michigan Press, 1996.

²⁹⁴ M. Taylor Fravel, 前掲論文、p.52。

スカレーション戦略」、③「協調戦略」のうちどの戦略を選択するか政策決定について、(a)「係争地域の価値や重要性 (underlying value or salience of the contested land)」、(b)「主張維持力の強さ (claim strength defined as bargaining power)」、(c)「紛争当事国を取り巻く安全保障環境 (overall security environment in which a state maintains territorial claim against another state)」の3つの変数(valuable)を提示して、これらの変数により国家がどの選択を行う傾向があるかについて、2008年の著書で次のように述べている²⁹⁵。

【表-4 領土紛争における協調とエスカレーション】

	係争地域の価値 (a) (Value of contested land)	主張維持力の強さ (b) (Claim strength in a dispute)	安全保障環境 (c) (Security environment)	理論の適用範囲に関する重要な条件 (Scope conditions)
協調の要因 (Source of cooperation)	国家は、より価値の低い領土が問題となっている場合に、妥協しやすい。	国家は、領土紛争における相対的な立場が安定、強い、あるいは強まっているときに、妥協しやすい。	国家は、自国の安全に対する国内もしくは外部の脅威に直面しているときに、妥協しやすい。	(〔自国に〕軍事的、経済的、あるいは外交的支援を提供するための能力を相手国が持っている。)
エスカレーションの要因 (Source of escalation)	国家は、より価値の高い領土が問題となっている場合に、威嚇あるいは武力行使をしやすい。	国家は、領土紛争における相対的な立場が低下しているときに、威嚇あるいは武力行使をし易い。 主張維持力の脆弱な国家は、相対的な立場が突然かつ一時的に向上したときに、軍事力を行使しやすい。	国家は、支配力の低下が、自国の安全に対する国内もしくは外部の脅威と同時に生じているときには、威嚇や武力行使はさらに行いやすくなる。	(自国の軍隊を壊滅させることなく、限定的な目的の作業を実行するための能力を持っている。)

注、協調とエスカレーションに関する主要な仮説については、**太字**で示している。

- (a) 係争地の戦略的、経済的、あるいは象徴的重要性
- (b) 係争地において国家が支配している割合、および係争地全体に軍事力を投射する国家の能力
- (c) 国家の生存や領土、あるいはパワーに対する国内もしくは外部の脅威からの安全

出典：Fravel, M. Taylor, “Strong Borders, Secure Nation: Cooperation and Conflict in China’s Territorial Disputes”, Princeton University Press, 2008, p.38 Table1.2; テイラー・フレイヴェル、松田康博監訳「中国の領土紛争」勁草書房、2019年表1-2

「変数(a)」は、係争地域の価値や重要性が低いほど妥協によって失うものが少なく譲歩を行いやすく、価値や重要性が高いほど不利な解決法によって失うものが大きいのでエス

²⁹⁵ M. Taylor Fravel、前掲書、pp.37-39 および フレイヴェル、松田康博監訳、前掲書、pp.43-45。

カレーションを選びやすい。「変数(b)」は、主張の正統性が強い国ほど交渉の場で有利な結果を期待できるので、妥協路線を選びやすいが、ある国の主張の正統性が相手国と比べて減少あるいは低下する場合は、武力行使を行いやすい。「変数(c)」は、係争当事国を取り巻く全般的な安全保障環境で、国家は自国の安全に対する国内または外部の脅威に直面している場合は妥協しやすく、協調を選びやすいとしている。

そして、フレイヴェルによれば、これら変数の組み合わせで、①「引き延し戦略」を最も選びやすいのは、(a)係争地域の重要性がきわめて高く、(b)主張維持力が安定的または、強い、強まりつつある、(c)安全に対する脅威が厳しくない場合である。②「エスカレーション戦略」を最も選びやすいのは、(a)係争地域の重要性が高く、(b)主張維持力が弱まりつつあり、(c)国内か外からの脅威に直面している場合である。③「協調戦略」を最も選びやすいのは、(a)係争地域の重要性が低く、(b)主張維持力が安定的もしくは強い、強まっていて、(c)国内または外部からの脅威が生じていて紛争相手国との関係の改善が脅威対処に役立つ場合である。

また、筆者は、紛争当事国が境界画定によって進めようとする一連の政策目標の実現に対し作用するユニット・レベルや国際システム・レベルの条件が、各政策目標の実現に対する有利または不利な環境や見通しを生み、各政策目標を推進するか、抑制するか、停止するかというベクトルを形成し、それら各ベクトルの総和が、境界画定交渉そのものを進めるか引き延ばすかという国家の政策決定に作用すると考える。ベトナムおよび中国の行った近隣国との境界画定の例をみると、各国とも自国にとり境界画定は安定した国際関係のために必要であることは自明のことではあるが、ある特定の時点で画定交渉を行うことが、境界画定に伴って達成される政策目標の実現という国益に照らして有利であるか、不利であるかを検討して境界画定交渉を進めるかどうかの政策決定を行うことになる。その政策決定の際に考慮する要因は、国際情勢や国内情勢、更には交渉見通しなどであろうが、これらを整理して考えると以下の4つに集約できると考える。

- (I) その国をめぐる国際環境による境界画定の必要性 [国際システム・レベルの条件]
- (II) 自国内または相手国との関係での政治・経済・社会的な理由による境界画定の必要性 [ユニット・レベルの条件]
- (III) 有利または衡平な境界画定の可能性 (見通し) [国際システム・レベルの条件] / [ユニット・レベルの条件]
- (IV) 受け入れ可能な共通ルールの存在 [国際システム・レベルの条件] / [ユニット・レベルの条件]

上記の (I)、(II)、(III) および (IV) の政策決定の要因のうち、(I) は国際情勢という国際システム・レベルの条件である。また、(II) は、国内政治・経済・社会上の国益や相手国との関係を踏まえた政治的意思というユニット・レベルの条件である。(III) は、相手国との二国間関係というユニット・レベルの条件の場合と自国と相手国をめぐる

国際情勢という国際システム・レベルの条件の場合がある。(IV) は、相手国との国際約束の存在など二国間関係によるユニット・レベルの条件の場合と世界の情勢・世界的なルールが存在という国際システム・レベルの条件の場合がある。

当該当事国が、上記の4つの要因の重要性・緊急性の程度を、ある時点でどのように認識するかによって、境界の画定交渉を積極的に進めるか、相手の出方を見ながら進めるか、消極的に進めるか、あるいはその時点では進めず有利な環境が整うのを待つかといった政策決定が行われるが、4つの要因それぞれの影響力の強さと組み合わせも交渉のスピードや結果に影響を与える。

第1節 ベトナムの国境・海洋境界画定

19世紀半ばにフランス、英国など西欧諸国の植民地となった東南アジア諸国は、第2次世界大戦後、人民・領土・政府・主権を持つ「主権的領土国家」²⁹⁶として独立した。ベトナムの場合も、1945年8月14日の日本のポツダム宣言受諾を受け、8月16日、ベトミン(ベトナム独立同盟)は、国民会議を開催して独立を決議し、主要地域を席卷して行き、9月2日、ホーチミンは「ベトナム民主共和国」の独立を宣言した²⁹⁷。

その後、ベトナムは「第1次インドシナ戦争(抗仏戦争)」、「第2次インドシナ戦争(抗米戦争)」、「第3次インドシナ戦争(カンボジア・ポル・ポト政権等との戦争)」に突入して行くが、その戦乱の中でも、ラオス、カンボジアおよび中国との国境、タイ、中国、カンボジア、マレーシアおよびインドネシアとの海洋境界の画定のため努力している。

新独立国ベトナムが近隣諸国との間で行った境界画定について、どのような国際システム・レベルの条件、ユニット・レベル)の条件下で政策決定が行われ、どのような方法で進められたか、画定を可能にした条件を分析する。

1. 陸上国境

19世紀後半、英国、フランス、オランダなどの侵略と植民地支配によって、東南アジア諸国は、世界史の近代に突入した。それまでは、1648年のウエストファリア講和条約によって欧州で成立した「主権的領土国家」の概念は存在せず、「冊封体制」と「朝貢体制」により国と国の関係が規定されていた。国の外辺は、各時代におけるそれぞれの国の勢力の及ぶ範囲であり、勢力の変化により国の境界は変動するものであるとの概念が広く共有

²⁹⁶ J. フランケル、田中治男訳『国際関係論』東京大学出版会、1972年、pp.12-19によるL. オッペンハイムの定義(L. Oppenheim, *International Law, vol. I, 7th ed.*, 1952)に基づく。

²⁹⁷ Nguyen Khac Vien、前掲書、pp.208-217。

されていた。

現在のベトナムと周辺諸国の陸上国境および海洋境界は古代以来のベトナムの国家としての発展にともなう地理的な国の外辺の変動によって形成されてきたもので、ベトナムの支配領域の形成の歴史とフランス植民地時代に設定された近代的な意味での「仏領インドシナ連邦」の外辺の境界と同連邦内のベトナム（トンキン、アンナン、コーチシナ）、ラオス、カンボジアの境界が、各国の独立後の境界画定の基礎となった。

(1) ラオスとの国境画定

ベトナムとラオスの間にはプーサンサオ（Pu Sam Sao）、チュオンソン（Truong Son）両山脈があり、自然の境界となっている。現在のラオスの領域には高地タイ族の小王朝が興亡していた。14世紀、ほぼ現在のラオスの領域を支配地域とする「ランサーン王国」の成立後も、自然の境界のチュオンソン山脈を越えた地域にもそれぞれの民族が居住していたため、ベトナムの勢力が強い時代には、山脈を越えた西側の地域に国境が引かれていた時代もあった。また、ランサーン王国は、ベトナムが不安定な時代には同じタイ（Thai）族の国であるシャムにも朝貢したが、ベトナムに朝貢していた時代が多かった。

近代的な意味でのベトナムとラオスの国境の認識が確立したのは、フランス植民地となりトンキンおよびアンナンとラオスの境界が画定された後である。仏領インドシナ時代に設けられた境界が、20世紀初までに多少の修正がされつつ、ベトナムとラオスの境界として認識されてきた。

第2次世界大戦後、ベトナムとラオスは共にフランスから独立するために協力し、共に独立を宣言したため、両国の関係は独立以来緊密で、1954年のジュネーブ休戦協定後、国境画定の必要性を認識したが、スワンナ・プーマ（Souvanna Phouma）ラオス首相は、ラオスは南北両ベトナムと境を接するため、国境画定は困難と考えた。

1956年、プーマ首相は、北ベトナムにランエト（Lamg Et）とマウンエト（Muang Et）地域の返還と、ノンヘット（Nong Het）、ケンズー（Keng Du）およびナムカム（Nam Cam）地域の共同調査を要請した。北ベトナムは、ケンズー・ナムカムからの双方の軍撤退とその後の交渉を提案し、ラオス側はこれに同意して交渉が行われたが中断した。

第2次インドシナ戦争中、国境地域の「ホーチミンルート」へのアクセスはラオス政府も「ラオス愛国戦線（LPF）」も認めており、北ベトナムがラオス国内の道路を輸送路として使用することを黙認していた。ラオスと北ベトナムの17度線以北の国境画定の試みもあった。1974年、ベトナム民主共和国・LPF・「パテトラオ」の3者で交渉を開始し、1975年のベトナム統一後の1976年2月10日、ベトナムと75年末に成立した「ラオス人民民主共和国」は、ハノイでの会合で、「①両国がともに独立宣言を行った年の1945年の仏の10万分の1地図の境界線を国境線とする。②ベトナムが借用している地域はラオス

に返還する。③相手国内にある飛び地の地域などについては、①の境界線に修正を加えた上で決定する。」ことを合意した。

この合意に基づいて合同国境委員会は、現地調査を重ね、1977年7月18日、ベトナムの最初の国境画定として「ベトナム・ラオス国境画定条約 (Treaty on Delimitation of National Boundaries)」の署名が行われ、2,300kmの国境が画定した。この時、同時に「ベトナム・ラオス友好協力条約」も署名された。その後、両国は、現場での国境線確認作業を終え、1986年1月24日に「補足条約 (Complementary Treaty)」に署名した。現場の国境線確認作業と標識設置作業は1990年に終了し、同年3月1日に追加議定書と国境管理協定に署名した。2007年11月27日には「国境条約補足条約 (Supplementary Treaty to the Border Treaty)」に署名し、2008年9月から2014年にかけて、約800基の国境標識のアップグレードと追加設置の作業を行った²⁹⁸。

(2) カンボジアとの国境画定

トンレサップ湖から海までのメコン下流域は、17世紀まで、広大な沼地からなる形成途上のデルタで、人口は希薄であった。現在のカンボジアの地域はジャワ人の影響下にあったが、9世紀にクメール王ジャヤバルマン2世がジャワ人を駆逐して「アンコール王国」を建てた。10世紀から13世紀にかけ繁栄し、東は1145年にベトナム中部のチャンパ王国を征服したこともあり、西はメナム・チャオブラヤー川流域まで、北は現在のラオスとの境界を越えてラオスの南部地域まで勢力を伸ばしこともあった。しかし壮大な寺院や記念碑建設事業、また、近隣諸国との度重なる戦争で次第に国力を消耗した。更に、モンゴルの侵入により現在の中国雲南の地から逃れて南下したタイ人の大移動によりクメール王国は支配地域の多くを失った。1863年、カンボジアのノロドム王はフランスと保護条約に署名し、自らフランスの保護国になった。フランスの保護国となったカンボジアとフランス直轄領コーチシナの境界は、1873年のコーチシナ総督のデュブレ少将とノロドム王が署名した協定により定められ、カンボジアと現在のベトナム南部タイニン (Tay Ninh) 省からハーティエン (Ha Tien) 省までの国境画定の基礎となった。カンボジアと現在のベトナムのビンフォック (Binh Phuoc) からコントゥーム (Kon Tum) までの境界はカンボジアとアンナンの境界としてフランス植民地行政府が定めた。仏領時代のコーチシナ・アンナンとカンボジアの境界は、1873年、1912年、1932年、の3回に分けて設定された。

第2次世界大戦後、カンボジアは、第1次インドシナ戦争ではベトナムと共闘し、1953年独立を達成する。フランスからの独立後、ノロドム・シアヌーク (Norodom

²⁹⁸ Luu Van Loi, *The Essentials of Vietnamese Land, Sea and Sky*, Thế Giới Publishers, 2015, pp.76-84、Nguyen Khac Vien、前掲書、青山利勝『ラオス、インドシナ緩衝国の肖像』中公新書、中央公論新社、1995年、石井米雄・桜井由躬雄編、前掲書および小倉貞夫、前掲書を参考にした。

Sihanouk) 元首は、1962年～64年、南ベトナムに対し、国境交渉とカンボジアの独立・中立・領土保全とをからめて取決めを行おうと試みたが、南ベトナムは受け入れなかった。1964年～66年には、北ベトナムに交渉を持ちかけたが、北ベトナムは、交渉権は南ベトナム解放戦線 (NFLSV) にあるとし、1964年10月、北京でカンボジアとNFLSVの代表が会議し、その後北ベトナム代表も加わって交渉したが合意に至らなかった。

1970年にシアヌーク元首がロンノル (Lon Nol) 将軍に追放され、76年4月にカンボジアに発足したポル・ポト (Pol Pot) 首相の「クメール・ルージュ (Khmers rouges)」はベトナムの村落を攻撃し始め、1978年12月、ベトナムとカンボジアは戦争 (第3次インドシナ戦争) に突入する。ポル・ポトのベトナムへの越境攻撃が激化し、1979年、ベトナムは、ヘン・サムリン将軍を支援してプノンペンを制圧し、ヘン・サムリンの「カンボジア人民共和国」政府が成立する。1983年7月20日、ベトナムとヘン・サムリンのカンボジア人民共和国政府は、「①1954年以前の Geographic Service of Indochina の10万分の1地図の境界を基本に交渉する。②不適当な部分は平等・相互尊重・両国の特別な関係・国際法と慣習の精神に基づいて議論する」との交渉の原則を合意する「国境問題解決条約 (Treaty on the Principle for Border Issues Resolution)」に署名した。国境問題解決条約と同時に、国境管理協定にも署名し、国境画定交渉を進めて1985年12月27日、「国境画定条約 (Treaty on the Delimitation of National Boundaries)」に署名した。

しかし、カンボジア紛争が終了後、カンボジア側は1985年の国境条約のステータスに疑問を呈し1990年代末に至り国境問題について交渉が再開され、双方は1985条約を交渉の基礎とすることを受け入れて交渉し、2005年10月10日、「補足条約 (Supplementary Treaty to the 1985 Treaty)」が合意され、同年12月6日の批准書交換により国境条約は発効した。両国は、現場で国境線確認作業と国境標識設置作業を続け、2011年4月23日、未画定地区についての合意議事録 (Memorandum of Understanding (MoU) on land border adjustment) を結び、2015年末には1,137kmの国境線の画定をほぼ完了した²⁹⁹。

(3) 中国との国境画定

ベトナムと中国に興った諸帝国の境界は、双方に国家が形成されて国の境を接するようになって以降は、上述の1.(1)の中にも書いたとおり、趙陀が、BC179年、現在の広州を首都として現在の広東省、同広西チワン族自治区、ベトナム北部にまたがる地域を版図とする「南越国」を建てた時代を除き、ほぼ現在のベトナムと中国の間の山岳地帯が境界と認識されてきた。

²⁹⁹ Luu Van Loi, *The Essentials of Vietnamese Land, Sea and Sky*, Thế Giới Publishers, 2015, pp84-94。その他、Nguyen Khac Vien、前掲書、石井米雄・桜井由躬雄編、前掲書および小倉貞夫、前掲書を参考にした。

仏清戦争後の1885年の「天津条約」により清は宗主権を放棄し、フランスはベトナムを保護国化し、1887年と1895年の「清仏条約」によりトンキン・清境界とラオス・清境界を画定した。

1945年9月2日、ホーチミンはベトナム民主共和国の独立を宣言した。フランス軍はサイゴン他主要都市を再占領し、1946年末、「ベトミン」が一齐蜂起して、第1次インドシナ戦争が始まった。1949年フランスはベトナム南部に「ベトナム国」を樹立した。同年、中華人民共和国が建国され、越中両国は当時の国境線を認めて尊重していた。1950年、中ソがベトナム民主共和国を承認した。

1957年11月のベトナム労働党（後の共産党）中央委員会の1887年と1895年の清仏条約境界線維持の提案に対し、1958年4月、中国共産党中央委員会は、現状維持に同意した。1977年10月、両国は北京で次官級の境界問題協議を行い、双方ともに1887年と1895年の清仏条約の境界線については認めたが、ベトナムが1957年と58年の両党間の合意の尊重を主張したのに対し、中国は、現状の占有状況に則して境界線を引き直すべきであると主張し、10か月以上の交渉の末、合意には至らなかった。1979年2月には、カンボジア問題をめぐる中国のベトナム侵攻が起こって国交が断絶し、国境画定交渉再開は1991年の国交正常化を待たねばならなかった。

ベトナム側は、ボル・ポト政権の越境攻撃から戦争に引きずり込まれた経験や国境を越える麻薬、密輸、人身売買などの犯罪取り締まりのために境界画定を切望していた³⁰⁰。

中国側は、89年の天安門事件と91年のソ連崩壊以後の国際的孤立脱却のため外交攻勢に全力を挙げていた。中国は、国際法・人権などルールを守る国とのイメージ作りを必要としていた。

1991年11月、中国側の招請により、ドー・ムオイ（Do Muoi）書記長とヴォー・ヴァン・キエト（Vo Van Kiet）首相が訪中し、江沢民主席と李鵬首相と会談して国交を正常化し、その際に両者は「解決すべき第一の問題として国境・境界の問題がある」として境界画定を挙げた。1993年10月19日、国境問題解決の原則（1887年および1895年の清仏条約に基づいて交渉を行う）を合意した。しかし、約100年前に341の標識が設置された1,350kmの国境線には、両国の国民の居住や土地利用の実態に多くの変化が生じていた。1994年に合同協力グループを設置し、越側はヴー・コアン（Vu Khoan）、中国側は唐家璇とそれぞれ外務次官を交渉チームのヘッドとして、清仏条約の境界線と国民の居住の実態の変化を勘案して交渉を開始した³⁰¹。1,350kmの国境線のうち約900kmは両国の見解が一致したが、約450kmについては相違した。主張の異なる地域は164か所あり、総面積

³⁰⁰ ドー・ティエン・サム越社会科学院中国研究所長（当時）への筆者ヒアリング（2010年5月26日、ハノイ）。

³⁰¹ チャン・コン・チュック博士（元ベトナム側専門家レベル交渉団長）への筆者ヒアリング（2017年8月5日、ハノイ）。

は約 227 km²で、約 127 km²が中国の支配下、約 100 km²がベトナムの支配下にあった。1993 年～1999 年の間に両国は政府レベル交渉を 8 回、専門家レベル交渉を 16 回、条約起草グループ交渉を 3 回行った。その結果、係争地域 227 km²のうち 114 km²が中国に、113 km²がベトナムに帰属することが合意された。解決が最も困難であったのはバンゾック滝 (Ban Gioc、カオバン省) と友誼関 (Huu Nghi Quan、ランソン省) の地域であった。1999 年 12 月 30 日、ハノイで、両国代表は「ベトナム社会主義共和国と中華人民共和国の間の国境画定条約 (Land Border Treaty between the Socialist Republic of Vietnam and the People's Republic of China)」に署名した。批准書交換後、2000 年 7 月 6 日に同条約は発効し、現地での国境線確認作業は 2008 年末に終了し 2009 年 3 月に国境標識設置も完了した³⁰²。

2. 海洋境界

海洋の境界については、東アジアに限らず近代以前には、大多数の国において、人の居住できる島、政治的・軍事的・経済的に利用価値のある島以外は、島の防衛のための政治的・軍事的・経済的負担を担ってまで島を近代以降の意味における実効支配を行う考えはなかった。南シナ海については、ベトナム (越南国) はグエン朝時代の 19 世紀初頭からパラセル、スプラトリー諸島への毎年 1 回 7 ヶ月間の巡察を行っており、当時の島の領有の認識においては少なくとも巡察の対象となっていた島嶼は自他ともにベトナム領と考えられていたと推定するのが妥当であろう。

(1) カンボジアとの歴史的な水域合意

海洋境界については、18 世紀初頭までにタイ湾のいくつかの島嶼はベトナムに属していたが、1874 年、コーチシナ総督はタイ湾の全島嶼をコーチシナのハーティエン県 (Ha Tien) に統合する総督令を公布した。しかし、カンボジアとコーチシナの行政当局の徴税や警察権の行使などの都合についての見解を聞いて、ブレビエ (Brevie) 総督は、カンボジアとコーチシナの境界の海岸線に垂直な直線 (子午線に対し 140°) を引いてコーチシナに所属するフーコック (Phu Quoc) 島とぶつかった地点で島の周囲を回って元の直線に戻り再び直線を延長する「ブレビエ・ライン」を定め、その線の北の島嶼をカンボジア帰属、南の島嶼をコーチシナ帰属と定めた。

カンボジアとのタイ湾における領海・排他的経済水域 (EEZ)・大陸棚水域境界は未画定

³⁰² Luu Van Loi, *The Essentials of Vietnamese Land, Sea and Sky*, Thế Giới Publishers, 2015, pp.45-62、唐家璇の前掲書、pp.182-193 およびドー・ティエン・サム・ベトナム社会科学院中国研究所長 (当時) への筆者ヒアリング (2010 年 5 月 26 日、ハノイ)。

であるが、1982年7月7日、ベトナムとカンボジアのヘン・サムリン政権は「歴史水域に関する条約 (Treaty on the historical waters of Vietnam and Cambodia)」に署名した。同条約の要点は以下のとおりである。

- ①領海幅を定める2つの基線の接点は、トーチュウ (Tho Chu) 諸島とポウロワイ (Poulo Wai) 諸島を結ぶ直線上の後に定める点である。
- ②両国は「ブレビエ・ライン (Brevie line)」が、同海域を定義するとの考えを維持した。
- ③両国は同海域をパトロールし、管理する。
- ④同海域では漁業は伝統的方法で行う。両国は資源開発の原則を討議する。

1983年7月20日、両国は適当な時期に、平等の精神・相互尊重・両国の特別な関係・国際法と国際慣行の精神に基づいて議論された「歴史的水域」について交渉するとの交渉の原則を合意した³⁰³。

(2) タイとの排他的経済水域 (EEZ)・大陸棚水域の境界画定

ベトナムとタイの間には、領海・接続水域の重複する海域はないが、タイ湾でEEZと大陸棚水域に主張が重複する海域があった。1997年のタイとのEEZ・大陸棚水域画定条約は、ベトナムにとり最初の海洋境界画定である。

タイ湾は、タイ (1,560km)、ベトナム (230km)、マレーシア (150km)、カンボジア (460km) の海岸に囲まれた約30万km²の半閉鎖海である。南シナ海とはカーマウ岬 (Point Ca Mau、ベトナム) とトレングラヌ岬 (Point Trenggranu、マレーシア) の間の幅400km (215海里) の湾口でつながっている。湾は細長く平均幅員は385km (208海里) である。各国の主張するEEZ・大陸棚水域が6,704 km²にわたり重複していた。

タイは、1958年の大陸棚に関するジュネーブ条約批准の5カ月後の1968年1月23日、石油・ガスの探査・開発権の入札を開始し、同国が1971年3月26日に石油に関する法律第2514号を公布した後、大規模なオフショア石油開発を開始した。そのため、南ベトナムとタイは、それぞれ一方的に中間線を宣言した。

1971年の南ベトナムの主張は、タイのコークラ (Ko Kra) 岩礁とコーロシン (Ko Losin) 岩礁を考慮せず、ベトナムのトーチュウ (Tho Chu) 諸島 (面積10 km²、人口500~600人) とタイの海岸の中間線を引くものであった。

1973年のタイの主張は、タイの海岸およびコーファンゲン (Ko Phangun)、コーサムイ (Ko Samui) 等の島嶼と、カンボジア海岸とロン (Rong)、サレム (Salem) 等の島嶼、また、ベトナム海岸とフーコック (Phu Quoc) 島、カーマウ (Ca Mau) 岬との間の中間

³⁰³ Luu Van Loi, *The Essentials of Vietnamese Land, Sea and Sky*, Thế Giới Publishers, 2015, pp.94-95, Nguyen Khac Vien, 前掲書、石井米雄・桜井由躬雄編、前掲書および小倉貞夫、前掲書を参考にした。

線であった。タイのコークラ岩礁とコーロシン岩礁は考慮に入れず、それに合わせベトナムのトーチュウ諸島、カンボジアのポウロワイ（Poulo Wai）島など沖合の島嶼も考慮に入れない自国海域を最大限にするものであった。

タイは統一ベトナムに交渉を提案し、1978年1月12日、両国は共同コミュニケにより海洋境界問題交渉合意を発表したが、第3次インドシナ戦争により交渉は中断した。ベトナムは、1977年に領海・接続水域・EEZ・大陸棚水域に関する声明を行い、1982年に領海基線を宣言した。また、1982年7月にはカンボジアと歴史的な水域合意を行った。これに対して、1982年、タイ外務省はベトナムの領海基線に異議を唱え、自国の「紛争海域と上空の空域に関する国際法上のすべての権利」を留保すると宣言した。

1990年6月、タイは、タイ湾の鉦区の採掘権をCFP-Totalに付与したが、同時期にベトナムがPetrofinaにオファーした鉦区と一部重複していた。この紛争により両国は再び交渉のテーブルに着くこととなった。

1992年、タイは、1970年に公表していた領海基線にコークラ岩礁とコーロシン岩礁を追加した。

1991年10月、越・タイ間の経済・科学・技術協力合同委員会の第1回会合が開かれ、「①両国が主張する海域の境界画定のために協力する、②両国間の主張が重複する海域における海洋境界画定の試みを行う、③同境界画定には、第三国の主張が重複する海域は含まない」との内容の議定書を採択した。また、両国は、境界画定まで重複海域で開発・開発権付与を控えることにも合意した。

1992年9月7日～10日、両国はバンコクで、タイ湾大陸棚境界画定に関する最初の専門家レベル会合を開催した。ベトナム側は、衡平な解決を達成するために、1982年のUNCLOS第74条と第83条、国際法と慣習に基づいて1971年の南ベトナムの主張と1973年のタイの主張の線の重複海域境界を画定することを提案した。タイ側は、1971年の南ベトナムの主張が中間線の線引きにトーチュウ諸島を含んだことで歪みが引き起こされたと主張した。1993年5月のハノイでの第2回会合では、交渉のデッドロックを解消するため、ベトナム代表は1971年と1973年のベトナムとタイの主張する境界線による重複海域を半分に分ける案を提案したが、タイ側は硬い姿勢を崩さなかった。1995年1月の第3回会合で、タイ代表団は、ベトナムが提案した衡平による解決のルールを受け入れ、1971年の南ベトナム主張の中間線と1973年のタイ主張の中間線を出発点として用いることに同意したものの、衡平原則の適用方法、境界画定に用いる要素、海岸または島礁からの中間線の引き方について合意できなかった。1995年6月の第4回会合、1995年8月の第5回会合でも進展はなく、1995年12月の第6回会合では、トーチュウ諸島の効果の計算方法等につきタイ側の柔軟性は更に低下した。1996年4月の第7回会合の主眼はタイ政府内に安定した環境が出てくるのを待つ間も交渉を維持することにあった。

チャワリット首相が内閣を編成し、1997年3月にベトナムを正式訪問して両国関係が緊密化し、1997年5月～6月の第8回会合で、タイ側が「単一の境界線（single line）」で境

界画定することを提案して合意が達成された。1992年～1997年の5年間に9回の交渉が行われた後、1997年8月8日の第9回会合で以下の合意が達成された。

- ① Tho Chu 諸島の効果はタイ海岸とタイ最大の島に比し 70%とする。
- ② 境界線は、1979年のタイ・マレーシア共同開発協定の海域の最北点で1979年のマレーシアの大陸棚水域限界線の Point 43 と一致する C 地点（北緯 7° 49'00"、東経 103° 2'30"）から、1991年のベトナム・カンボジア合意による Tho Chu 諸島と Poulo Wai 島に等距離の「ワーキングアレンジメント」ライン上の K 地点（北緯 8° 46'54"、東経 102° 12'12"）までの直線とする。（図 1 参照）
- ③ 重複海域の 2/3 をタイ、1/3 をベトナムの海域とする。
- ④ 境界線は EEZ・大陸棚水域の双方を画定する。
- ⑤ 境界線上に石油・ガス・鉱物資源を発見した場合、両国は情報を共有し、共同開発し、経費・利益は均等に配分する。
- ⑥ 協定の対象海域は、カンボジアおよびマレーシアの権利を害することなく決定され、締約国は、タイ、ベトナム、マレーシアの主張が重複する大陸棚海域境界画定を解決するためマレーシアと交渉を開始する。

1997年8月9日、両国外相はバンコクで、「タイ王国とベトナム社会主義共和国の間のタイ湾における海洋境界画定条約(Agreement between the Government of the Kingdom of Thailand and the Government of the Socialist Republic of Viet Nam on the delimitation of the maritime boundary between the two countries in the Gulf of Thailand)」に署名した。

同協定はベトナムにとって初めての海洋境界画定協定であるだけでなく、UNCLOS 発効以後、東南アジアにおける初の海洋境界画定であり、タイ湾沿岸国の間で最初のすべての海洋境界を一度に画定した協定でもある。この協定に基づき、タイ税務当局と越海洋警察は合同パトロールも実施している³⁰⁴。

【図-2 越・タイ海洋境界】

³⁰⁴ Nguyen Hong Thao, "Vietnam's First Maritime Boundary Agreement", *Boundary and Security Bulletin, Autumn 1997*, IBRU (Centre for Borders Research, Durham University, Durham, UK), 1997 および Luu Van Loi, *The Essentials of Vietnamese Land, Sea and Sky*, Thế Giới Publishers, 2015, pp.118-120.



出典：Nguyen Hong Thao “Vietnam’s First Maritime Boundary Agreement”, *Boundary and Security Bulletin*, IBRU(Centre for Borders Research, Durham University, Durham, UK), Autumn 1997

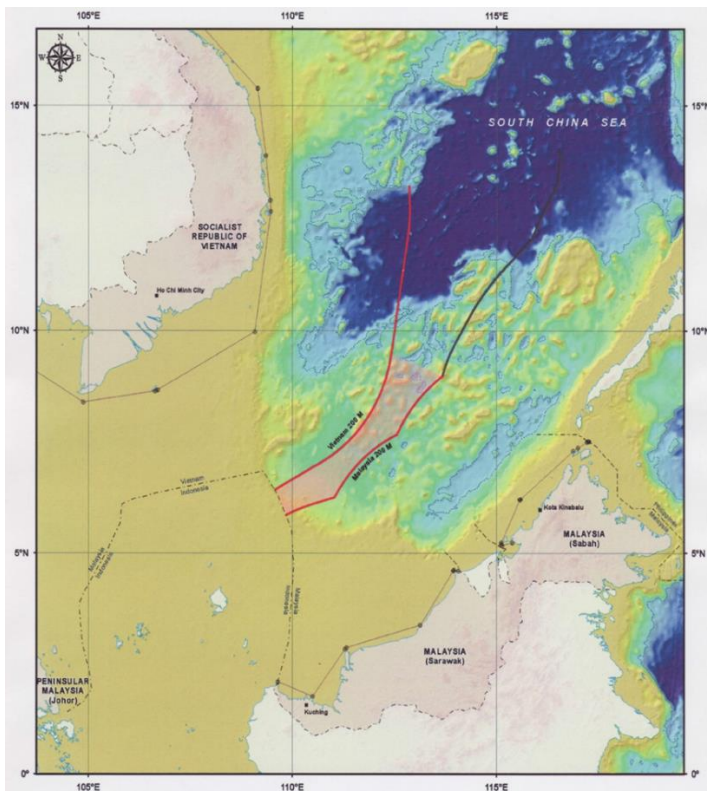
(3) マレーシアとの EEZ・大陸棚水域の境界画定

マレーシアとの EEZ・大陸棚水域境界は未画定であるが、2009 年、国連大陸棚委員会に越・マレーシアは、両国の大陸棚水域に関する主張を共同で提出しており、ベトナムとマレーシアの間では大陸棚水域の境界につき実質的には合意がなされているが、フィリピンの主張する海域と重複している部分があるため、その調整が行われるまで、境界画定条約ができない状況である。

1971 年に南ベトナムが公表したベトナムの大陸棚水域と 1979 年にマレーシアが公表した地図によるマレーシアの大陸棚水域の重複海域は 2,800 km²であった³⁰⁵。

【図-3 越・マレーシア海洋境界】

³⁰⁵ Luu Van Loi, *The Essentials of Vietnamese Land, Sea and Sky*, Thế Giới Publishers, 2015, pp.120-124。



出典：越外務省国境委員会（2009年5月にベトナムとマレーシアが国連大陸棚委員会に共同提出した両国の大陸棚水域主張の口上書付属地図）

1992年6月5日のクアラルンプールでの外務次官クラスの交渉により、両国は、重複海域において、石油探査開発協力を行うために大陸棚水域の境界画定は一時的に棚上げすることを合意し、「共同開発協定（Joint Development Agreement）」に署名した。同協定の要点は以下のとおりである。

- ①開発の費用は均等に負担し、利益は均等に分けられる。
- ②ペトロベトナム（Petro Vietnam）とペトロナス（Petronas）間の契約により開発が行われる。
- ③この協定は、両国の立場および海洋境界に関する主張に影響を及ぼさない。
- ④石油鉱脈がこの協定の海域とベトナムの大陸棚水域又はマレーシアの大陸棚水域に跨って存在する場合は、両国は開発・採掘のために交渉を行う。
- ⑤本件重複海域での国家の管理業務についてこの協定では詳述しないが、ベトナムについては、税関、石油輸出港、海洋構造物、課税、海岸線防衛の国としての管理を行う権利を保持する。しかし、当該海域はベトナム本土から離れているため、上述のすべての権利を執行することは適当でなく、ベトナムは石油関連の活動についての管理権をマレーシアに移譲することができる。

(4) インドネシアとの EEZ・大陸棚水域の境界画定

インドネシアとの大陸棚水域については境界画定が終了しており、EEZ についての交渉もこれまで 10 回の交渉が行われており、2018 年 9 月にベトナムを訪問したジョコ・ウィドド・インドネシア大統領は、ハノイでの記者会見で交渉を強化する合意をしており、早期締結を希望する旨述べた。交渉は順調に進んでおり近く署名できる可能性もある。

ベトナムとインドネシアの大陸棚水域の主張はスダ海盆のベトナムの海岸線から約 90km 南にあるコンダオ (Con Dao) 島とインドネシアのボルネオ島から約 320km にあるナツナ (Natuna) 諸島間の海域で重複していた。1969 年、インドネシア政府は、大陸棚水域の境界は自国の列島基線と相手国の領海基線の間線であると宣言した。1971 年、南ベトナムは、ベトナムの海岸線とインドネシアのボルネオ島の海岸線の間線を境界と宣言した。この場合重複する海域は約 40,000 km²であった。1972 年インドネシアと南ベトナムは交渉を行ったが、立場の相違から合意は達成できなかった。

統一後のベトナム政府は、1977 年、越の大陸棚水域は大陸棚の限界又は領海基線から 200 海里の線と宣言した。1978 年 6 月の交渉でベトナム側はナツナ諸島の北にある海溝を境界線とすることを提案し、インドネシア側は中間線を提案したため、重複海域は 98,000 km²となり合意はできなかった。1978 年～91 年にかけて交渉は続けられ、その間、1982 年、ベトナムは直線領海基線方式採用を宣言しコンダオ島も領海基線の基点とした。次第に双方の譲歩により、重複海域は 40,000 km²まで縮小した。1991 年のヴォー・ヴァン・キエト (Vo Van Kiet) ベトナム首相のインドネシア訪問の際に重複海域を 50 対 50 で分割することが合意されたが、その後の交渉で双方の考える重複海域が一致していないことが分かり交渉は再び挫折した。1994 年、UNCLOS が発効し群島国家の制度が締約国に適用された。同年、両国は交渉を再開したが、インドネシア側は島の間線、ベトナム側は大陸棚の自然延長の外縁線との主張を維持したため合意できなかった。両国は両国の立場の相違を縮めることに努力し、1999 年以降の交渉では、「①双方は考え方を議論するのを止めて、双方の考え方に基いて主張している境界線について議論する。②双方に受け入れ可能な合意を得るために歩み寄る。」との原則を定めて交渉し、双方がそれぞれ異なった考え方に基いて主張する 2 本の境界線の間で妥協できるラインを求め、6 地点を結ぶ直線を境界とすることで合意した。

2003 年 6 月 26 日、メガワティ大統領訪越の際に「ベトナム社会主義共和国とインドネシア共和国の間の大陸棚海域境界画定協定 (Agreement between the Government of the Socialist Republic of Vietnam and the Government of the Republic of Indonesia concerning the delimitation of the continental shelf boundary)」が署名された³⁰⁶。

³⁰⁶ Luu Van Loi, *The Essentials of Vietnamese Land, Sea and Sky*, Thế Giới Publishers, 2015, pp.124-

(5) 中国との海洋境界問題

中国との海洋境界については、トンキン湾の海洋境界画定については解決しているが、トンキン湾湾口部分、南シナ海（パラセル諸島海域およびスプラトリー諸島海域）については、中国の「九段線」の主張のため、島礁の領有権も含め解決の見通しは立っていない。

イ. トンキン湾

本論文の主題であるトンキン湾の境界画定については、画定の決定、交渉、合意に至る過程を本論文の第4章以下で論じる。

ロ. トンキン湾湾口

トンキン湾湾口海域については、南シナ海全体から切り離して、越中間で2019年12月までに行われた12回の交渉では境界画定に向けた進展していない。

越中間では、陸上国境・トンキン湾境界画定交渉が行われていた1995年7月の北京における第3回越中領土・海洋境界に関する次官級会議で、海上問題に関する実務者協議（トンキン湾以外の海域を扱う）の開催が合意され、同年11月に第1回越中海洋問題に関する実務者協議が開催され、南沙諸島の領有権問題などに関して意見を交換した。その後、トンキン湾湾口海域境界画定交渉の専門家会議と南シナ海問題を扱う海洋協力・開発専門家協議会が別々に設けられ、近年は年2回のペースで会議が開催されているが、直近では、2019年12月に、第12回トンキン湾湾口についての交渉会議（12th round of negotiations regarding the seas beyond the mouth of the Gulf of Tonkin）、と第9回南シナ海問題協力協議会（9th round of talks for consultation on co-operation for mutual development at sea）が、2020年9月9日に第13回トンキン湾湾口についての交渉会議と第10回南シナ海問題協力協議会がオンラインで開催され、率直友好的かつ建設的な雰囲気意見交換が行われているとされているが³⁰⁷、双方の会議とも境界画定についてはほと

128。

³⁰⁷ “Việt Nam, China hold negotiations on sea-related issues”, *Viet Nam News*, December, 27/2019, (<https://vietnamnews.vn/politics-laws/570464/viet-nam-china-hold-negotiations-on-sea-related-issues.html>) および Bo Ngoại Giao Viet Nam (Ministry of Foreign Affairs of Vietnam), *Vietnam, China hold negotiations on sea-related issues*, Saturday, September 12, 2020.

(<http://www.mofa.gov.vn/en/nr040807104143/nr040807105001/ns191231085527>)

んど進展が見られないが、漁業関係のトラブル防止など日常的な紛争防止の話し合いにしても継続して連絡経路が保たれているだけでも意味のあることである。

ベトナム側当局者によれば、ベトナム側は、トンキン湾湾口部分の海上境界問題も解決を望んでいるが、中国側が進めたがっていない³⁰⁸。

ハ．南シナ海

ベトナム政府の南シナ海の島礁の領有についての立場は、古くからのベトナムの漁民などによる島礁の利用、17世紀からのグエン朝政府による地図の作成と、兵士60名をもって行った毎年1回7ヶ月間にわたるパラセル諸島への巡察、これより少しのちに開始されたスプラトリー諸島への同様の巡察など、また、1858年からの仏の統治時代、仏は、両諸島をグエン朝から継承して支配し、パラセル諸島を安南に、スプラトリー諸島をコーチシナに編入した、特に1933年にはパラセル、スプラトリー両諸島を占領し、実際に常時兵士を駐屯させていたことなどである³⁰⁹。フランスによる兵士の常駐化までの状況は、現在の国際法の想定する実効支配があったとみなすことが出来るかかどうかが明らかでないが、少なくとも1933年には実効支配を確立していたと言える。第2次世界大戦中に、両諸島の支配が日本に移り、1951年のサンフランシスコ平和条約による日本の領有権放棄から、いったんフランスに領有権がもどり南ベトナムおよび北ベトナム、統一ベトナムに継承されたかということも、1951年の日本の領有権放棄以前にすでに各国が領有権を主張して一部の島礁の占拠を開始したこともあり、判断が困難な面もある。

中国は2016年7月に常設仲裁裁判所に根拠なしとの判定がなされた「九段線」に固執し、歴史的なものであるとの主張以外に法的な根拠を示さず、武力奪取した島礁の軍事基地化を進めており、UNCLOSはじめ国際法に基づく平和的な交渉を主張する中国以外の諸当事国との交渉の基礎となる共通認識がなく、現在も交渉が開始される見通しは立っていない。中国は、他の当事国が実効支配しているものも含め、「9段線」内のすべての島礁は中国領であると主張しており、海洋境界だけでなく、南シナ海の島嶼・岩礁の領有についても話し合いの目途はたっていない。また、中国は、ベトナムに対しては、スプラトリー諸島については話し合うが、パラセル諸島については交渉の余地はないとしている。

1995年11月に第1回越中海上問題に関する実務者協議が開催されて以来、2019年12月の第9回南シナ海問題協力協議会(9th round of talks for consultation on co-operation for mutual development at sea)まで9回の会議が開催されたが、境界画定についての具体的交渉は行われていない。

スプラトリー諸島におけるベトナムが実効支配する島礁は以下のとおりである。

³⁰⁸ 越外務省幹部への筆者ヒアリング(2017年8月3日、ハノイ)

³⁰⁹ 越外務省幹部への筆者ヒアリング(2010年6月9日、ハノイ)

スプラトリー諸島には、167の島礁があるとされる、このうち、ベトナムは、3島と18礁（低潮高地を含み暗礁は除く）、合計21島礁を実効支配している（括弧内は越語名）³¹⁰。

【島：3】

①Sin Cowe Island(Đảo Sinh Tồn)、②Namyit Island(Đảo Nam Yết)、③Spratly Island(Đảo Trường Sa)

【岩礁：18】

①Alison Reef(Đá Tốc Tan/Bãi Tốc Tan)、②Amboyna Reef/Amboyna Cay(Đảo An Bang)、③Barque Canada Reef(Đá Thuyền Chài/Bãi Thuyền Chài)、④Central London Reef/Central Reef(Đảo Trường Sa Đông)、⑤Collins Reef(Đá Cô Lin)、⑥Cornwallis South Reef(Đá Núi Le)、⑦Grierson Reef/Sin Cowe East Island(Đảo Sinh Tồn)、⑧East London Reef/East Reef(Đảo Đông/Đá Đông/Con Đông)、⑨Discovery Great Reef(Đá Lớn)、⑩Ladd Reef(Đá Lát)、⑪Landsdowne Reef(Đá Len Dao)、⑫Pearson Reef(Đảo Phan Vinh)、⑬Petley Reef(Đảo Đá Thị/Đá Núi Thị)、⑭South Reef(Đá Nam)、⑮Tennent Reef/Pigeon Reef(Đá Tiên Nữ)、⑯West London Reef/West Reef(Đá Tây/Con Tây)、⑰Sand Cay(Đảo Sơn Ca / Đá Sơn Ca)、⑱Southwest Cay(Đảo Song Tử Tây)の

3. 境界画定の政策決定の要因と境界画定を可能にした条件

ベトナムが、8件の国境・境界紛争事案を解決した20世紀末から今世紀初頭の時期の、ベトナムと相手国をめぐる国際システム・レベルとベトナムと相手国のユニット・レベル（人間・国家）の条件に分けて整理し、上記の（Ⅰ）その国をめぐる国際環境による境界画定の必要性[国際システム・レベルの条件]、（Ⅱ）自国内または相手国との関係での政治・経済・社会的な理由による境界画定の必要性[ユニット・レベルの条件]、（Ⅲ）有利または衡平な境界画定の可能性（見通し）[国際システム・レベルの条件]／[ユニット・レベルの条件]、（Ⅳ）受け入れ可能な共通ルールが存在[国際システム・レベルの条件]／[ユニット・レベルの条件]の4つの政策決定の要因のうちどの要因が作用したかを考察すると次の表のようになる。

³¹⁰ Hoc Vien Ngoai Giao, *Tim Kiem Giai Phap vi Hoa Binh va Cong Ly o Bien Dong*, Nhà Xuất Bản Thế Giới, 2015, p.466-470, CSIS/AMTI, *Island Features of South China Sea* (<https://amti.csis.org/scs-features-map/>), Global Security, *Territorial claims in the Spratly and Paracel Islands*. (<https://www.globalsecurity.org/military/world/war/spratly-claims.htm>.)等を参考に筆者がとりまとめたもの。

【表-5 ベトナムの国境・海洋境界画定】(筆者作成)

画定・合意	条件の分類	合意を可能にした条件
ラオスとの国境画定 (条約署名 1977 年 7 月 18 日)	国際システム・レベルの条件	①冷戦終了による社会主義陣営の崩壊、世界から孤立の危惧：(I) ②新たな独立国として境界画定の必要性：(I)
	ユニット・レベルの条件	①両国：新たな独立国として境界画定の必要性：(II) ②両国：国境地域の経済社会活動の安定、密輸・麻薬等取り締まり上の必要性：(II) ③交渉のベースとしての仏の保護国時代の境界線の存在：(IV)、(III) ④両国：相手国との信頼・友好関係：(III)
カンボジア(ヘンサムリン政権)との国境画定 (条約署名 1985 年、補足条約署名 2005 年 10 月 10 日)	国際システム・レベルの条件	①中ソ対立下で共に親ソ連陣営：(I)、(III) ②冷戦終了による社会主義陣営の崩壊、世界から孤立の危惧：(I)
	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	①両国：新たな独立国として境界画定の必要性：(II) ②ベトナム：過去のクメール・ルージュからの侵略・越境攻撃事態再発回避のため国境明確化を希望：(II) ③両国：国境地域の経済社会活動の安定、密輸・麻薬取り締まり上の必要性：(II) ④両国：交渉のベースとしての仏の保護国時代の境界線の存在：(IV)、(III) ⑤両国：相手国との一定の友好関係の存在：(III)
中国との国境画定 (条約署名 1999 年 12 月 30 日)	国際システム・レベルの条件	①両国：冷戦終了による社会主義陣営の崩壊、世界から孤立への危惧：(I) ②中国：天安門事件による国際社会の中国への経済制裁：(I)、(III) ③中国：国際的孤立・制裁脱却のため国際ルールを守るビヘービアによりイメージ改善の必要性：(I)、(III) ④新たな独立国として境界画定の必要性：(I)
	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	①ベトナム：過去の中国・クメール・ルージュからの侵略・越境攻撃のような事態の再発回避のため国境画定を希求：(II) ②両国：国境地域の経済社会活動の安定、密輸・麻薬・人身売買等取り締まり上の必要性：(II) ③交渉のベースとしての清仏条約の国境線の存在：(IV)、(III) ④両国：新たな独立国として境界画定の必要性：(II)
カンボジア(ヘンサムリン政権)との歴史水域合意 (条約署名 1982)	国際システム・レベルの条件	①中ソ対立下で共に親ソ連陣営：(I)、(III) ②冷戦終了による社会主義陣営の崩壊、世界から孤立への危惧：(I)
	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	①両国：新たな独立国として境界画定の必要性：(II) ②ベトナム：過去のクメール・ルージュからの侵略・越境攻

年7月7日)		<p>撃事態再発回避のため国境明確化を希望：(II)</p> <p>③両国：境界付近住民の漁業等経済活動の安定：(II)</p> <p>④両国：交渉のベースとしての仏の保護国時代の境界線の存在：(IV)、(III)</p> <p>⑤両国：相手国との一定の友好信頼関係の存在：(III)</p>
タイとのEEZ・大陸棚境界画定 (条約署名1997年8月9日)	国際システム・レベルの条件	<p>①冷戦・第3次インドシナ戦争終了によるインドシナ諸国間の関係好転：(II)</p> <p>②インドシナ地域の安全保障環境安定による資源開発への期待：(II)</p> <p>③UNCLOSの成立：(IV)、(III)</p>
	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	<p>①タイ：石油・ガス開発の希望：(II)</p> <p>②ベトナム：タイによる一方的な石油・ガス開発への危惧：(II)</p> <p>③両国：相手国との一定の友好信頼関係の存在：(III)</p>
マレーシアとの大陸棚共同開発合意 (協定署名1992年6月5日)	国際システム・レベルの条件	<p>①ベトナム：冷戦終了による社会主義陣営の崩壊、世界から孤立への危惧：(I)</p> <p>②冷戦・第3次インドシナ戦争終了によるインドシナ諸国間の関係好転：(II)</p> <p>③UNCLOSの成立：(IV)、(III)</p>
	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	<p>①両国：石油・ガス開発を希望：(II)</p> <p>②両国：相手国との友好信頼関係の存在：(III)</p> <p>③両国：大陸棚水域画定を棚上げにした共同開発の意志：(II)</p>
インドネシアとの大陸棚境界画定 (条約署名2003年6月26日)	国際システム・レベルの条件	<p>①冷戦・第3次インドシナ戦争終了によるインドシナ諸国間の関係好転：(II)</p> <p>②インドシナ地域の安全保障環境安定による資源開発への期待：(II)</p> <p>③UNCLOSの成立：(IV)、(III)</p>
	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	<p>①インドネシア：漁業活動の安定と外国漁船取り締まりの必要性：(II)</p> <p>②インドネシア：ナツナ諸島大陸棚水域のインドネシア主権海域へのベトナム側の認知確保：(II)</p> <p>③ベトナム：南シナ海南部での漁業活動の安定：(II)</p> <p>④両国：相手国との友好信頼関係の存在：(III)</p>
中国とのトンキン湾海洋境界画定 (条約署名2000年12月25日)	国際システム・レベルの条件	<p>①両国：冷戦終了による社会主義陣営の崩壊、世界から孤立への危惧：(I)</p> <p>②中国：天安門事件による国際社会の中国への経済制裁：(I)、(III)</p> <p>③UNCLOSの成立：(IV)、(III)</p> <p>④中国：国際的孤立・制裁脱却のため国際ルールを守るベヘービアによりイメージ改善の必要性：(I)、(III)</p>
	ユニット(人間・国	①両国：自国漁船操業の安全確保：(II)

	家)・レベルの条件	②ベトナム：自国の水産資源保護：(Ⅱ) ③両国：石油・ガス探査・開発の可能性確保：(Ⅱ) ④両国：交渉のベースとしての清仏条約の境界線の存在： (Ⅳ)、(Ⅲ) ⑤両国：新たな独立国として境界画定の必要性：(Ⅱ) ⑥両国：安全保障上重要な海域を法的に曖昧な状態で放置することは両国間の関係の安定に危険：(Ⅱ)
--	-----------	--

第2節 中国の国境・海洋境界画定

1. 陸上国境

中華人民共和国は、ロシア、ベトナム、ラオス、インド、ミャンマー、ネパール、ブータン、パキスタン、モンゴル、北朝鮮、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、アフガニスタンの15カ国と陸上国境を接している。このうち、インド、ブータン以外の13カ国とは境界が画定されている。

(1) ロシアとの国境画定

17世紀のロシア人のシベリア、極東進出により、清と帝政ロシアは接触が始まり、1689年、初の国境条約のネルチンスク条約により、アルグン川（額爾古納河）－スタノボイ山脈（外興安嶺）の線を境界とした。その後、1727年のキャフタ条約は中部国境のロシアと外モンゴル（清が藩部として間接統治）の国境を定めた。北京条約に、内モンゴル以西の西部国境は清露両国が協議するとの合意があり、1862年末から交渉が開始され、1864年のチュグチャク（タルバガタイ）議定書によって境界が画定された。

清は1912年の中華民国、1949年の中華人民共和国へ、ロシアは1917年のソヴィエト社会主義共和国連邦、1991年のロシア連邦へと政府が変更したが、国境・境界画定交渉は断続的に継続し、1991年6月16日に中華人民共和国とソ連の間で「東部国境協定」が、1994年9月3日に中華人民共和国とロシアとの間で「西部国境協定」が署名された。その後、未画定地域の境界を画定し、2004年に4,300kmの国境全域の線引きを終了した。

イ. 東部国境

最初の国境条約である清とロシアとの1689年のネルチンスク条約はアルグン川－スタノボイ山脈の線を境界とした。19世紀、ロシアは清にカムチャッカへの輸送路としてアムール川の河川航行を認めさせ、1865年の愛琿条約でアルグン川・シルカ川合流点からウス

リー川（烏蘇里江）までのアムール川左岸をロシア領、右岸を清領とした。ネルチンスク条約で国境としたスタノボイ山脈の線からアムール川の線までの地域が清領からロシア領になり、1858年の天津条約、1860年の北京条約により境界線の詳細を合意した。北京条約は、ハバロフスク市近郊のアムール川・ウスリー川合流点にある大ウスリー島（黒瞎子島）とタラバロフ島（銀龍島）他約90の小島からなる中州につき取り決めたが、条文中で帰属を明確に記述せず、条約付属ロシア語地図の境界線では黒瞎子島などがロシア領となっていたため後に紛争の原因となる。1911年、清露両国はアルグン川沿いの具体的国境を画定するチチハル議定書に署名した。中国側はこれにより1,000 km²がロシア領になったとしている。清露ともに、外モンゴルの北、バイカル湖の南西のタンヌ・トゥバ地方を自国領と主張していたが、1914年、ロシアは保護国と宣言し、中華民国の抗議に応じず、1921年8月、トゥバ人民共和国が成立した³¹¹。

1911年10月～12年2月の辛亥革命後、袁世凱が臨時総統に就任し中華民国北京政府が成立した。1917年11月のロシア革命でソヴィエト政府が発足し、帝政ロシアが締結した不平等条約を廃棄し新条約に替えると中国に伝え、中国を含む9か国に外交関係再開を打診したが中国は受け入れなかった³¹²。北京政府とソ連政府は、24年5月、「中ソ間の諸懸案の解決に関する一般原則についての協定」に署名し、外交関係再樹立、ソ連による中国の外モンゴルに対する主権の尊重、諸合意成立時のソ連軍撤退、国境画定まで現行の国境維持などを合意した。孫文はソ連と提携する方針で23年8月、蒋介石らをソ連に派遣した。24年6月、北京政府は外交部に「中ソ会議担当室」を設置し24～26年の合同委員会の交渉で新国境画定を期待したが、ソ連側は既存の国境線回復を考えていたため交渉は進まず、26年国民革命軍の北伐開始により交渉は停止した。軍閥政権、国民党政権、共産党政権が割拠していたが、29年5月、奉天軍閥の張学良の東北辺防軍はハルビンなどのソ連領事館、中東鉄道関係機関などを強制捜査し、7月、中東鉄道を実力接収した。10月、ソ連軍と衝突し、ソ連軍はアムール川支流の松花江をさかのぼり、沿岸の同江、密山、満州里、ハイラルなどを占領、アムール川とウスリー川の合流点にある大ウスリー島も占領した。12月のハバロフスクでの和議の後、中東鉄道はソ連に返還された³¹³。唐家璇は、29年ソ連は中東鉄道事件を口実に出兵し大ウスリー島を占領しその後80年近くソ連の実効支配下に置いたため、中国人居住者は退去し、ロシア極東最大の都市ハバロフスクを望める距離のため、ロシアは島の中国に面する沿岸に約40 kmにわたり鉄条網を設け、カサケヴィッチ水道（撫遠水道、大ウスリー島とタラバロフ島の間にある水路）の両端の出口に小型艦艇を常駐させたとしている³¹⁴。

³¹¹ 井出敬二、前掲書、pp.25-42による。

³¹² 同上、p.47。

³¹³ 同上、pp.51-61。

³¹⁴ 唐家璇、前掲書、p.124。

外モンゴルに24年、親ソ連のモンゴル人民共和国が成立したが、48年1月、毛沢東は訪中したミコヤン副首相に内外モンゴルを中国領とすることを提案した。49年10月1日、中華人民共和国が成立し、10月3日、ソ連は中華人民共和国と外交関係を樹立し、10月16日、モンゴルも外交関係を樹立した。50年2月、中ソ友好同盟相互援助条約が締結された³¹⁵。

50年頃から中国では近隣諸国領土を歴史的な中国領とする地図が発行され、51年上海で出版された「中国地方地図」はハバロフスク付近の国境を水路の北側とし黒瞎子島を中国領としていた。周恩来は57年1月の訪ソ時に領土問題を持ち出している。58年7月、周恩来首相と陳毅外相の指示で、外交部、国防部、社会科学院歴史研究所、国家測定総局、民族事務委員会、地図出版社、軍総参謀軍事測定局、総参謀部警備局の責任者により構成される「国境（辺界）委員会」が国務院に設置された。7月16日の第1回会議報告書は、ソ連、北朝鮮、モンゴル、ベトナムなど社会主義国との国境地域で紛争が発生し、双方の国境住民の生産、生活と友情に悪影響を与えているとして協議を通じて58年中にモンゴルと、59年中にソ連、ベトナム、北朝鮮との国境問題解決を目標とした³¹⁶。

60年4月に中ソ論争が始まり、6月、新疆・キルギス・ソヴィエト国境のズズ・アイギルで最初の国境事件が発生した。井出は、ソ連側研究者によれば、61～62年に数千件の国境侵犯が記録され、63～64年に侵犯事件は4,000件以上、関係者数は10万人以上としている。63年3月8日の人民日報は愛琿条約、北京条約などを「不平等条約」とする記事を初めて掲載した³¹⁷。

64年2～8月の北京での「第1段階」（第1回）中ソ国境交渉では、団長、副団長会議の他、全体会議8回、作業会合22回、専門家会合18回が行われた。ソ連側は過去の条約で国境線は画定しており、実際の線引きを現場の状況をみながら行うことを考えていたが、中国側は新たな国境画定条約を考えていた。中国は過去の「不平等条約」により失われた領土154万km²は要求せず過去の諸条約を土台として交渉することを提案した。4月18日、双方が理解する国境線を示す地形図が交換され、双方の主張の食い違う係争地域は17カ所で、東部国境では5カ所の相違があり面積は987km²であった。5月はじめ、モスクワは北京のソ連代表団に既存の条約を土台とした新条約の締結に同意するよう指示した。中国が、引き渡すよう要求していた大ウスリー島、タラバロフ島（中国は両島併せて黒瞎子島と呼んでいる場合がある）とカサケヴィッチ水道の問題を残し事実上合意に達し、6月末、ソ連代表団はモスクワに同地区を棚上げして合意すべきと進言したが、フルシチョフは同意せず、8月22日、交渉は中断した。69年3月に武力衝突が起るウスリー川のダマンスキー島（珍宝島）はこの交渉で、中国側への引き渡しが決まっていた。65年3月のモ

³¹⁵ 井出敬二、前掲書、pp.65-68。

³¹⁶ 同上、pp.69-76。

³¹⁷ 同上、pp.77-83。

スクワでの国際共産党大会で中ソの共産党の関係は完全に決裂した。中ソ国境では中国側のロシア国境内への越境事件が頻発した。66年8月から文化大革命が始まり、中ソ対立は一層激化した。67年、中国側の国境侵犯事件は2,000件以上になり、アムール川、ウスリー川の島への上陸を企てる事件も発生した³¹⁸。

下斗米によれば、1960年代から中ソ間に国境紛争が生じて65年以降激化し69年3月はじめウスリー川のダマンスキー島で生じた紛争で、中国軍人約30名が上陸、ソ連国境警備隊と衝突しソ連側は31名の犠牲者を出した。15日にも同様の事件が発生した³¹⁹。井出によれば、3月2日と15日の中国人民解放軍国境守備隊とソ連国境警備隊の衝突事件については中ソの説明に大きな開きがあるが、双方合せて100名以上が死亡したとしている。69年には、東部国境のアムール川の島と西部国境で国境紛争が多発した³²⁰。

中国共産党は、中国統一達成に当たり、支配地域を拡大に熱心で、内戦に勝利し中華人民共和国政府を樹立する前後から、毛沢東や周恩来が、ソ連に対し外モンゴルを中華人民共和国に統合したいと何度も表明している。1950年頃から過去の中国の王朝に朝貢したことがある近隣諸国の領土を中国の失地であるとする地図を発行させる努力を開始した。

「第1段階」(第1回)中ソ国境交渉が開かれた64年2~8月にはすでに中ソ論争が開始していたが、過去の諸取決を基礎にして交渉を行うことに同意し、双方の考える境界線を交換して、一部地域を除き考え方の一致を見たが、フルシチョフが一部棚上げによる合意を認めず合意が出来なかったが、最初の交渉であり、互いに相手の立場を探り、理解するプロセスであった。当時の国際システム・レベルの情勢は、米国は第2次インドシナ戦争に手を縛られており、両国ともに自国に対する差し迫った安全保障脅威はなかった。ユニット・レベルの条件では、中ソ論争が始まっていた。ソ連では、「第1段階」交渉が終了した64年8月の2ヶ月後の10月に、主に国内の権力闘争でフルシチョフは失脚する。双方とも国内情勢が不安定な状態であった。領土問題という重要事項で相手国に妥協して国境線を合意するか「協調戦略 (cooperation strategy)」、あるいは、武力を用いても自国の立場を通すか「エスカレーション戦略 (escalation strategy)」を、国内の関係各部門の合意を形成して政策決定出来る状況ではなかったと考えられる。採りうる外交政策は、フレイヴェルの設定した紛争当事国の取り得る政策オプションのうち、可能であったのは、政府にとって最もコストのかからない政策である「引き延し戦略 (delaying strategy)」であっ

³¹⁸ 井出敬二、前掲書、pp.99-114。

³¹⁹ 下斗米伸夫、前掲書、pp.138-139。

³²⁰ 井出敬二、前掲書、pp.115-124。井出によれば、1969年には、①カザフ共和国タストゥイ地区・新疆ウイグル自治区での武力衝突(4月)、②アムール川カルトゥク島へ軍隊の援護下で中国人多数の上陸・侵入(4月)、③アムール川主要航路中国側の呉八老島へのソ連軍の川岸からの射撃(5月12日から2ヶ月以上)、④新疆ウイグル自治区裕民県・ソ連カザフ共和国セミパラチンスク州での軍事衝突(6月10日と8月13日)、⑤アムール川のゴルジンスキー島(八岔島)での衝突(7月8日)など、国境紛争が頻発した。

たと考えられる。

69年10月～1978年6月の10年間、北京で、中ソとも外務次官級を主席代表として「第2段階」（第2回）の国境交渉が断続的に行われ、交渉15回、全体会議40回、首席代表者会談156回が開かれた。69年10月～71年9月の2年間、国境における「現状（status quo）維持」が議論され、各4本ずつ協定案を提示したが合意に至らず、70年後半の交渉はほとんどが「現状維持」に関する中ソの案文の条文毎の議論に費やされ、78年6月27日の会合を最後に会合は開かれなくなった³²¹。

黒瞎子島では、ソ連側は69年からの「第二段階」交渉期間中も実効支配の実績を積み上げており、唐家璇によれば、74年、ソ連側はウスリー川のハバロフスクから26km地点に浮橋を築き、道路、工場、住宅など建設し、ロシア市民はレジャーを楽しみ、島の開発・建設をハバロフスクの発展計画に組み込んで自然保護区、禁猟区、郊外避暑区を作り、観光、農業など経済開発と利用を進めていた³²²。

第2段階交渉の終了に関連し、井出は、この時期には、中国の79年1月の米国との国交樹立、78年11月の「ソ連・ベトナム友好協力条約」署名と同年12月のベトナムのカンボジア侵攻などがあり、銭其琛が、回顧録で79年末のソ連のアフガニスタン侵攻と交渉終了とが関連があるように書いていることやキッシンジャーが、ソ連と結びついたインドシナ国家ブロックの阻止が、鄧小平時代の中国外交の最大の関心だったと書いていることを紹介し、第2段階の交渉が進展しなかった理由は、中国の、「係争地区」からのソ連軍撤退要求にソ連が応じなかったことを指摘し、中国はソ連との国境問題の解決を急がず国内政策に利用し、米国を意識してソ連を牽制し続け、武力紛争が再発しないよう現状維持を目標として解決を急がないことが中国にとりメリットがあったと言える指摘し、米日との関係改善によりソ連に対する交渉ポジションの強化を中国側は狙い、ソ連との交渉は時間稼ぎとも言えるかも知れないと評価している³²³。唐家璇は、10年の交渉は国境問題を何一つ解決しなかったが、収穫もあったとして、双方は交渉のメカニズムを作り、国境問題に波及しないよう、共に自制を保ち、少なくとも珍宝島事件のような武装衝突は起こさないようにしたと書いている³²⁴。

中ソ第2段階交渉の時期は、中越関係が緊張していた時期であり、国境地域での小規模な衝突事件が本格的な武力衝突に発展しないよう、「現状維持」が最大の目的であった。領土・境界紛争当事国の中ソは、フレイヴェルのいう、交渉を続けながら妥協をしない

³²¹ 井出敬二、前掲書、pp.133-151。

³²² 唐家璇、前掲書、pp.124-125。

³²³ 井出敬二、前掲書、pp.153-154。井出が引用しているのは銭其琛『回顧録』p.39：「第2ラウンドは9年間続いたが、双方は国境の現状維持協定の草案を協議した際、紛争地域の問題で激しくやり合った。しかし、79年にソ連がアフガニスタンに侵攻し、第2ラウンドは中断してしまった」 およびキッシンジャー、塚越敏他訳『中国-キッシンジャー回想録』下巻、岩波書店、2012、p.379。

³²⁴ 唐家璇、前掲書、p.125。

「引き延し戦略」を採っていたということである。また、国内外からの自国の安全保障上の脅威がある場合、国家は「協調戦略」を採用し、妥協により境界画定を急ぐ傾向があるとの説は、国境地域で多数の衝突事件が発生していることや、中ソ間の厳しい対立と中国国内における文化大革命の体制危機という脅威に直面していても、当事国の脅威の源泉が主として相手国である場合は機能せず、むしろ相手国を武力により威嚇する「エスカレーション戦略 (escalation strategy)」をミックスした「引き延し戦略」に向かったことを示している。脅威の源泉が相手国であるとき、中ソ（露）の場合は、双方の総合的なパワーが均衡している状況であるが、領土・境界紛争当事国のパワーが非対称である場合には、非対称関係の弱い側の国が、脅威の源泉が相手国の場合であっても、紛争解決により相手国との関係を安定化させ脅威を除去しようとする場合であれば、「協調戦略」により妥協・譲歩しても領土問題を解決しようとすることも考えられ、その場合、譲歩という外交政策の意志決定には、権威主義体制国家であっても、ローゼナウの理論に類似した国内の諸要因（党内諸勢力、党・党関係諸組織、諸団体）のフィルターを通過し、国内の合意形成を行う必要がある。

鄧小平指導下の中国はカンボジアのポル・ポト政権を支持することによりインドシナ半島への足がかりを求めており、ベトナムがソ連の支持を得てヘン・サムリンを支持し1979年1月にポル・ポト政権を倒したに対し、79年1月1日に国交樹立したカーター政権との関係緊密化を梃子に、2月に60万の兵力によりベトナムに侵攻した。ソ連はモンゴル国境に軍を移動して中国を威嚇した。銭其琛は、79年にソ連がアフガニスタンに侵攻し、第2ラウンドは中断してしまったとしているが、キッシンジャーが、ソ連と結びついたインドシナ国家ブロックの阻止が、鄧小平時代の中国外交の最大の関心だったと指摘しているように、国境交渉中断の要因はアフガンの問題もあるが、ソ連・ベトナムとの対立が主たる要因であったと考える方が妥当である。第2段階の中ソ国境交渉が中断した78年6月にはベトナムとの国境交渉とトンキン湾海洋境界交渉も中断している。

ブレジネフ書記長が、82年3月24日のタシケント演説で、国境交渉に触れ、ソ連は中国に対し「①いかなる脅威も与えず、②領土要求はなく、③相互に受け入れ可能な解決を達成するために国境問題に関する交渉を継続する用意と中ソ国境地域の相互信頼を強化する用意がある」と述べたことに対し、鄧小平は「①中ソ国境地帯とモンゴルからのソ連軍撤退、②アフガニスタンからのソ連軍撤退、③カンボジアからのベトナム軍撤退」の要求をソ連に伝えた。11月、ブレジネフが死亡し、アンドロポフ書記長時代の83年秋の政治協議第3回会合でソ連は国境協議再開を提案した。86年7月、ゴルバチョフはウラジオストック演説で、駐モンゴルと駐アフガニスタンのソ連軍撤退を表明し、中ソ国境の兵力削減交渉、国境問題調整などを中国に呼びかけた³²⁵。唐家璇は、ゴルバチョフのウラジオストック演説の中ソ国境問題解決への言及に中国側は素早く反応し、交渉再開に同意したと

³²⁵ 井出敬二、前掲書、pp.155-158。

書いている³²⁶。

中ソ第3段階（第3回）国境交渉が87年2月～91年5月に行われた。87年2月9～23日のモスクワでの第1回会合で、中国側は黒瞎子島問題を最重要問題として提案した。同年8月7～21日の北京での第2回会合で、銭其琛は国境地帯の正確な地図作成のために航空写真撮影を提案しソ連も同意した。中国側が第2段階交渉から提起し始めたアルゲン川のポリショイ島（中国語では、阿巴該図島、アバガイト島）、ムートナヤ水路の土地、メンケセリ島の帰属問題を除き、88年2月1日、東部陸上国境についての合意が仮署名された。これらの島の近隣住民利用のために97年11月10日、有効期限10年の「国境河川の島々とその水域での共同経済利用の指導原則に関する協定」が北京で署名された。第3回会合は88年10月下旬、モスクワで開催され、東部国境線はほとんど合意に達し、合意できなかった問題は交渉継続として、西部国境問題の議論も開始した³²⁷。

89年6月4日の天安門事件後の10月に行われた第4回会合では、直前にゴルバチョフはソ連代表団に、ハバロフスク近郊の島の問題とパミール高原の問題で中国が譲歩しないなら次のステップをとれないと発言するよう訓示し、中国側はそれまで主張していた全体をパッケージとして合意する立場を放棄し、東部国境の3地域を分けて交渉することと、国境河川の2島の帰属の決着を残して境界条約を締結することに同意した。フレイヴェルは、ソ連崩壊に繋がった91年8月の同国でのクーデターより前に起きた天安門事件により国内の体制危機と国際的孤立により立場が弱くなった中国が行った譲歩であったと解釈している³²⁸。フレイヴェルの自国の安全が脅かされている国は妥協によって領土・境界紛争の解決を急ぐ傾向があるとの理論からすれば、ソ連側が、この時点で対中強硬姿勢に転じたということは、91年12月に崩壊することになる自国の国内情勢も厳しい状況であったソ連が、中国を天安門事件によりソ連以上に国内体制危機と国際社会からの孤立の状況にあると認識していたということであり、中国側が自国の安全が脅かされていることを痛感していたことを示す。

1990年4月24日の李鵬訪ソ時に、4月25日の外相会談でシェヴァルナゼは銭其琛にアムール川・ウスリー川合流点とパミール高原につき2本の協定案を提示し、未解決地区を「現状維持」で協定締結を提案し、作業部会での作業継続に合意した。90年7月末～8月初の作業部会会合でキルギスとの国境テンシャン山脈のハン・テングリ山の国境線が合意され、約450km²の係争地区のうち中国は3分の1を得た。第2回作業部会会合は90年12月6日に開催され、中国側は、東部国境ではザバイカルの陸上国境、アルゲン川・アムール川・ウスリー川の河川国境、沿海地方の陸上国境の3本の条約を提案したが、ソ連側は

³²⁶ 唐家璇、前掲書、p.125。

³²⁷ 井出敬二、前掲書、pp.159-164。

³²⁸ 同上、p.168 および M. Taylor Flavel, *Strong Borders, Secure Nation: Cooperation and Conflict in China's Territorial Disputes*, Princeton University Press, 2008, pp.140-141。

1本にすることを提案し「東部国境協定」という包括的文書にすることになった。91年5月15日～19日の江沢民国家主席の訪ソ時に、黒瞎子島などの問題は国境線線引きの確認作業に残して、5月16日、銭其琛外相とベスマルトヌィフ外相が「中ソ東部国境協定」に署名した。同国境条約はソ連解体後の92年2月、ロシア連邦最高会議が批准した³²⁹。

1986年のゴルバチョフのウラジオストック演説を契機に87年2月から開始された中ソ第3段階（第3回）国境交渉により91年の「中ソ東部国境協定」と94年の「中露西部国境協定」が署名され、大部分の国境は画定したが、黒瞎子島の境界問題は解決されなかった。銭其琛の後任の外相として98年から中ロ国境交渉に携わった唐家璇は、膠着状態が続いた黒瞎子島境界交渉については何度も行われた交渉で、中国側は60年の「北京条約」はアムール川とウスリー川を国境としており、国際法の準則に基づき主要航路の中心線を境界とすべきで、黒瞎子島は主要航路中心線より中国側にあるので中国に属すと主張し、ロシア側は「北京条約」付属地図の境界線はカザケッチ（カザケヴィッチ）水道上に引かれているので、同水道を国境線とすべきで、黒瞎子島はロシアに属すと主張し、1964年の第1回（1段階）交渉開始から断続的に40年近く話し合う中で、双方は一貫して黒瞎子島の帰属については引き下らず交渉は進まなかったとしている。ロシアは1861年に帝政ロシアと清朝政府が北京条約に伴い東部国境線画定のために締結した興凱湖国境協定に基づいて、双方はかつて撫遠水道とウスリー川が交わる地点の中国側の岸辺に国境碑を建てていたと指摘し、同国境碑が黒瞎子島のロシア帰属を示す証拠であるとみなしたと書いている³³⁰。

「中ソ東部国境協定」で定めた具体的線引き作業は1992年に開始され1997年に終了し、1997年11月のエリツィン大統領訪中の際に江沢民国家主席との間で署名した11月10日の中露共同声明で、東部国境の線引き作業はすべて終了したと発表した³³¹。

サッターは、この1997年のエリツィン訪中に際し、中国メディアは、「国境紛争は過去のものである」と主張して残存する国境画定問題を軽視し、共同声明は中露の「東部国境」の境界に関する「すべての問題は解決」され、東部国境の境界線が線引きされたと表明して、アムール川とウスリー川の小島をめぐる対立の残存には触れていないが、AFP通信は、中国外務省スポークスマンは同問題につき「和解は全く可能である」と述べたとしている。サッターは、新華社報道を引用し、江沢民は残存する国境紛争には触れず、国境画定に関する協定を含む中露間の合意文書の署名は「『平等な協議』、『相互理解』および『妥協』による両国間の問題解決の歴史的成功例」とであると強調したとしている³³²。

1986年7月のゴルバチョフのウラジオストック演説を契機に中ソの和解の中で再開され

³²⁹ 井出敬二、前掲書、pp.168-172。

³³⁰ 唐家璇、前掲書、pp.125-126。

³³¹ 井出敬二、前掲書、p.178。

³³² Robert G. Sutter、前掲書、pp.114-115。

た中ソ国境交渉の第3段階（第3回）の時期は、米国一極構造に向かう国際システムの中でソ連は解体に向かって進む過程にあり、中国は天安門事件後の国際的孤立の状況にあった。中ソ共に将来に向けて自国の安全について国内また国外からの脅威を感じていたため、双方共に「協調戦略」をとり妥協により境界を画定して中露間の関係安定化を選択する力学が強く働いていたことが、東部国境と西部国境を画定させたといえる。

ロ. 西部国境

西部国境は、清露間で1860年の北京条約に基づく交渉の結果、1864年のチュグチャク（タルバガタイ）議定書によって、具体的に画定された。

1862年に陝西、甘肅、新疆でイスラム教徒の反乱が起こり、1865年西トルキスタンのコーカンド・ハン国武将ヤクブ・ベクが新疆に進出しカシュガルに根拠をおき独立したイスラム国家を建てた。19世紀後半、ロシアは西トルキスタン（ほぼ現在のキルギス、タジキスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタン、カザフスタンの領域にあたる）のトルコ系のウズベク人の建てたコーカンド、ブハラ、ヒヴァの3国を併合し、インドから北上する英国と衝突した。清は1877年までに陝西、甘肅、新疆を平定し、1879年のロシアとのリヴァディア条約で、イリ地方は清に帰属、ボルゴス川以西とテケス川流域はロシアに帰属としたが、清はこの条約を批准せず、1881年のペテルブルグ条約で、テケス川流域とイリ地方の大部分を清領とした。現在の中国新疆とタジキスタンとの国境のパミール高原は清露間で境界画定できず、1894年に双方の軍が占拠していたサリコソスキー峰が事実上の境とされた。1985年、露英間で締結したパミール地域の勢力範囲に関する協定により清は8つの山脈の内1つのみ領有することになった³³³。

清朝を倒して近代的な国家を目指す革命リーダーの中でも、1907年に章炳麟などは漢民族だけの新国家を想定し、モンゴル、チベット、新疆を含めることは求めなかったが、孫文は非漢民族地域を含む中華民国を目指すようになった³³⁴。新疆の西部国境地域については、1911年の辛亥革命により成立した中華民国の直接の支配が及んでいたと言いがたく、ソ連との本格的な交渉は行われていない。33年4月～44年8月、新疆を支配した盛世才は、当初、ソ連との協力により国民党の影響を新疆から排除して完全な自治を図ったと見られ、ソ連が新疆に安定した親ソ政権を存続させようとソ連人顧問をウルムチ政権の各官庁に配置し強い影響力を持っていたことに、34年2月、蒋介石は強い警戒心と不快感を示していたとしている³³⁵。

井出は、51年上海で出版された「中国地方地図」でパミール高原全体が中国領とされて

³³³ 井出敬二、前掲書、pp.38-41。

³³⁴ 同上、p.44。

³³⁵ 同上、p.62。

いることは、50年代に毛沢東、周恩来がソ連に領土問題を提起したいと考えはじめたと見られていることとは関連があるだろうと分析している³³⁶。

60年の中ソ論争開始後、60年6月、新疆・キルギス・ソヴィエト国境のブズ・アイギルで最初の国境事件が発生し、61～62年に数千件の国境侵犯が記録され、62年の新疆・イリ地区の事件では数万人が新疆からソ連に不法出国した。63～64年には、ソ連側によれば侵犯事件は4,000件以上、関係者数は10万人以上とされる。文化大革命開始後の69年4月には、西部国境で、カザフ共和国タストゥイ地区・新疆ウイグル自治区での武力衝突、6月と8月に新疆ウイグル自治区裕民県・ソ連カザフ共和国セミパラチンスク州での軍事衝突など国境紛争が発生している³³⁷。

64年2～8月の北京での「第1段階」（第1回）中ソ国境交渉で、4月18日、交換された双方の理解する国境線を示す地図が、双方の主張の食い違う係争地域は17カ所であり、うち西部国境分は12カ所であり、面積はパミール高原分が28,000km²でそれ以外が6,177km²で合計約35,000km²であった。西部国境での係争地はすべて現在のカザフスタン、キルギス、タジキスタンとの境界でロシアとの54kmの境界には問題はなかった。

87年2月～91年5月の中ソ「第3段階」（第3回）国境交渉の第2回作業部会には91年初の交渉から、カザフスタン、キルギス、タジキスタン各共和国の代表もソ連代表団に含められた。国境線の90%以上につき共通の理解が達成されたが、カザフスタン国境2カ所、キルギス国境1カ所、タジキスタン国境3カ所について合意できなかった。91年のソ連解体で、カザフスタン、キルギス、タジキスタンは独立し、92年9月8日、ミンスクの独立国家共同体（CIS）外相会合でロシア、カザフスタン、キルギス、タジキスタンが合同代表団を組織して中国と国境交渉することが決められ、合同代表団と中国の交渉は92～96年にかけて作業部会レベルで続けられた。中露間では、93年4月～94年6月の法律問題に関する作業部会で条約案文が作成され、94年の江沢民訪露時の9月3日、銭其琛外相とコズイレフ外相が「中露西部国境協定」に署名した。同条約は中国で94年12月、ロシアで95年7月に批准され、95年10月17日発効し、西部国境の線引き作業は97年に終了した³³⁸。

（2）ベトナムとの国境画定

「本章第3節3. 中国との国境画定」の項に書いたとおり。

（3）ラオスとの国境画定

³³⁶ 同上、pp.69-70。

³³⁷ 同上、pp.82-85、pp.120-122。

³³⁸ 同上、p.171、pp.175-179。

ラオスがフランスの保護領であった1895年にフランスと清は「清仏条約」によりトンキン・清境界とラオス・清境界を画定した。中国は1961年にラオスと国交を樹立したが、第3次インドシナ戦争が終結するまで国境画定が行われなかった。90年に国境画定交渉が開始され、95年の清仏条約以後の状況変化による両国間の主張の相違による係争地域を調整する合意が達成され、91年10月22日に国境画定条約が署名された。フレイヴェルによれば、係争地域をほぼ均等に分ける形で妥協が成立した³³⁹。

(4) インドとの国境（未画定）

中印国境は、中国・ブータン国境とともに、中国にとり未画定の陸上国境である。中印国境にはミャンマーとブータンの間のアルナチャル・プラデーシの東部係争地域、ネパールの西の地域の中部係争地域、アクサイ・チンの西部係争地域があり、フレイヴェルによれば、係争地域の総面積は125,000 km²である³⁴⁰。

1907年、英国とロシアは、チベットを両国の勢力圏の干渉地帯にしようとしており、英国はインド・チベット間の境界を定めるために会議を招集し、1913年10月～14年7月までインド北西部のヒマチャル・プラデーシュ州の州都シムラ(Simla)で開催された会議で、インド・チベット間の境界を画定した。インド政府外務長官のマクマホンが英国代表として参加した。1914年3月に英国とチベット代表の間でインド・アッサムとチベットの間境界線が合意され、この境界線がマクマホン・ラインと呼ばれている。この会議に中華民国の代表は参加していない。

54年4月に、中印両国は北京で「中印両国の中国チベット地方とインドの間の通商、交通に関する協定」を結び、その前文に「①領土・主権の相互尊重、②相互不可侵、③相互内政不干渉、④平等互惠、⑤平和共存」の五原則が明記され、1954年6月に中華人民共和国の周恩来首相が訪印し、ネルー・インド首相と会談した際に発出された共同声明のなかでも同五原則に合意したことが記されている。

井出は、54年6月の訪印の際、周はネルーとの会談で両国国境問題に言及し、「マクマホン・ライン」は中印国境だけでなく、中国・ビルマ国境にもあり、イギリス植民地主義者が作ったもので中国政府は認めることはできないが、現在の現状を維持し双方ともこのラインを超えないようにしようとしており、また、74年にソ連で出版された本によれば、中国政府は58年に中印国境見直しを始め領土要求を行ったが、インド政府に拒否されたとしている³⁴¹。フレイヴェルは、周とネルーは会談で国境問題に触れたが、話を

³³⁹ M. Taylor Fravel、前掲論文、pp.56-57のTable 1. China's Territorial Disputes, 1949-2005.

³⁴⁰ 同上。

³⁴¹ 井出敬二、前掲書、p.94。

進めないことを合意したとしている³⁴²。

吉田によれば、ネルーは、54年の中印平和共存5原則が、中国との国境画定協定であるとの認識をもっており、中印国境をすべて「画定」した協議の余地のない国境として、新地図を作成させている³⁴³。さらに、吉田は、ネルーはその著作集において「わが政策の流れとして、かつ中国との協定の帰結として、この国境（frontier）は誰との議論の余地もない確固とした明確なものと考えられるべきである」とし、「わが国境はこの協定の含意によってのみ最終的に決定（finalize）したのではない、言及されている特定の峠がそこにおけるわが国境の直接の承認である」と言って平和共存五原則が国境画定協定であるという認識を示していたとしている³⁴⁴。

1959年8月、チベット動乱鎮圧の軍事行動の一環としてチベットに展開した中国人民解放軍とインド軍が衝突した。井出は、ガーヴァーは中国が起こしたか、少なくとも中国側がエスカレートさせたと見ているが、中国側はインド軍が東部係争地のマクマホン・ラインを超えてチベットにいた中国国境守備隊を攻撃し、中国側が反撃したと書いているとしている³⁴⁵。フレイヴェルは「59年8月25日、人民解放軍部隊がチベットで南に向かって逃走する反乱勢力を追跡中に、ロンジェ（Longju）の近くでインド軍部隊と遭遇し激しく衝突した。この頃中国の指導者たちは、インドは反乱勢力を擁護しており反乱勢力はインド内の基地から作戦行動していると考えていた。この衝突を受けて、周はすぐに調査を命じ、9月8日、毛沢東は中国共産党政治局会議を開催し、中国はインドとの国境紛争のあらゆる局面において交渉による解決を追求すべきであると決定した」としている³⁴⁶。

ソ連は中立の立場をとっていたが、井出は「フルシチョフは全インド平和評議会のサンダー・ラル会長を通じて、インドに次のような提案を行った。中国との『係争地区』のうち、アクサイ・チンの1万2,500平方マイルは中国のものとし、同等の領土をインドは中国から受け取る。また残りの3万7,500平方マイルはインドが保持する。しかし、ネルーはこの提案を受け入れなかった。中国の反応は知られていない」とのレイの記述を引用して、中国から見れば、この提案はインドに有利な提案と受け止められたであろうと指摘し

³⁴² M. Taylor Fravel、前掲論文、p.65。

³⁴³ 吉田修、前掲論文、p.59。

³⁴⁴ 同上、p.60。吉田が引用しているネルー著作集は、“Note to the Secretary General and the Foreign Secretary”, July 1, 1954, *JN Collection, as '2 Trade and Frontier with China,' in Selected Works of Jawaharlal Nehru, Second Series, vol.26, June 1-September 30, 1954*, New Delhi: Oxford University Press, 2000, p.482。

³⁴⁵ 井出敬二、前掲書、pp. 94-96。井出が引用しているガーヴァーの著書は Garver, J.W., *China's Decision for War with India in 1962*, p.105、金沖及主編の著書は、金沖及主編『周恩来伝 1949～1976』上巻 p.387。

³⁴⁶ M. Taylor Fravel、前掲論文、p.66。

ている³⁴⁷。

59年10月の2回目の武力衝突後、周はネルーと会談を提案したが、12月ネルーは断った。60年1月、中国共産党政治局常務委員会は杭州での10日間の作業会合で中印紛争について討議し「ギブ・アンド・テイク」の原則に基づき、交渉により速やかに解決すべきであると決議した³⁴⁸。

60年4月、周恩来は訪印しネルーと会談した。中印両国首相共同コミュニケが発出され、同コミュニケに基づき3回の中印国境問題に関する実務レベル協議が開催された。

フレイヴェルによれば、60年2月、中国のビルマとの国境画定合意（60年1月28日）によって動かされたのであろうか、ネルーは周との会談を受け入れ（2月初めネパールとも予備的な合意に至った）、周はネルーとの会談に備え、自らインドとの合意案を作成し、うまくいけば、ビルマとネパールとの交渉と同様に妥協により合意に達するのではないかと期待していた³⁴⁹。訪印した周恩来は、東部地区（アルナーチャル・プラデッシュ州）において、中国側はマクマホン・ラインを境界線として承認し、他方西部地区においてはインド側がアクサイ・チンに対する要求を放棄し、現在の状況（西部地区は中国が占拠していた）を承認するという内容の提案を行った。周はニューデリー訪問直前に、ラングーンを訪問しビルマ政府と国境協定を署名したが、そこでもマクマホン・ラインを国境線として認めていた。また61年の中国・ネパール国境協定の国境線もマクマホン・ラインと一致するものであった。この周恩来の提案はインド側に受け入れられなかった³⁵⁰。

60年4月の周・ネルー会談につき、フレイヴェルは「周・ネルー会談は全くの失敗であったが、中国のインドとの妥協の試みは体制不安定性の理論（logic of regime insecurity）の根拠となるものである。チベットでの反乱の発生は、ビルマ、ネパールおよびインドとの紛争のコストを劇的に増大した。チベットにおける権力の強化と国境の確保に集中するために中国はヒマラヤの隣国に対して圧力をかけたであろう全ての大きなあるいは柔軟性のなかった領土要求を取り下げた。チベットの安定という国内的な優先事項が領土問題に勝った。59年のチベット反乱がなかったら、おそらく、これら諸国と交渉に入ることはなかったであろうし、領土に関する意味のある譲歩を提案した可能性はさらに低かったであろう」としている³⁵¹。

1962年の中印国境戦争につき、井出は、ヘメン・レイの「ネルーが『前進政策』をとり、マクマホン・ライン地区に橋頭堡を築いたため中印関係は再び緊張し、62年10月、

³⁴⁷ 井出敬二、前掲書、pp.96-97。井出が引用しているヘメン・レイの著書は、Hemen Ray, *Sino-Soviet Conflict over India*, Abhinav Publications, 1986, p.47。

³⁴⁸ M. Taylor Fravel、前掲論文、pp.66-67。

³⁴⁹ 同上、pp.67-68。

³⁵⁰ 井出敬二、前掲論文、p.97。

³⁵¹ M. Taylor Fravel、前掲論文、p.68。

中国はインドを攻撃し敗北させた。10月25日のプラウダは、マクマホン・ラインの有効性に疑問を投げかけた。これはソ連がキューバ・ミサイル問題について中国の支持を得たかったため、暗に中国を支持する立場をとったが、キューバ・ミサイル問題解決後は、ソ連は中印国境問題での中国支持の立場を翻した」とのソ連の立場についての見方を紹介している³⁵²。

71年のインドがバングラデッシュのパキスタンからの独立を支持した第3次印パ戦争では、中国はパキスタンを支援し中印対立が続いた。75年のインドによるシッキム（ネパールとブータンの間の王国）併合に際し中国はインドを激しく非難した。

80年代には中国側のイニシアティブで国境に関する対話を8回実施したが、後半には、東側国境地帯をめぐる暗礁に乗り上げ、中国がタワン地域近郊で軍事力を強化し、インドが北東辺境地域をアルナチャル・プラデーシ州へと格上げしたため、結果は生まれなかった³⁵³。

88年、ラジーブ・ガンディー首相訪中時に、国境問題に関する合同ワーキング・グループ設置が合意され、93年までに6回の会合が行われた。国境における兵力削減も行われ、92年には国境貿易が再開された。93年のナラシンハ・ラオ首相訪中で、両国は実効支配線に言及し国境問題を棚上げする協定が合意され、その後2年間、実効支配線画定の努力が行われたが、98年のインドの核実験により関係は悪化した。一方、中国は天安門事件により世界から孤立した。

2003年6月のアタル・バジパイ首相訪中時に、シッキムを通じた両国の国境交易ルート開設合意を含む「中印関係の原則と全面協力の宣言」に署名し、中国はインドによるシッキムの領有を協定の条文の形で認めた。同協定条文は、チベット自治区にも言及しているが、インドは中国のチベットに対する主権を平和五原則ですでに承認している³⁵⁴。

吉田は中印国境問題の行方につき、中国は、60年代にパキスタン、ビルマ、モンゴル、アフガニスタンなどとの国境画定を終え、冷戦終結後はロシア、カザフスタン、ベトナムなどとの国境画定に取りかかり、90年代～21世紀初頭に協定化することに成功したので、インドとの国境画定にも積極的であると考えことは十分に可能であり、冷戦終焉期の80年代の国境対話での東西紛争地の交換の再提案、2003年協定によるシッキムに対するインドの主権承認は、国境画定への熱意を示すための譲歩と考えてよいのではないかと見ている³⁵⁵。吉田論文は2010年に執筆されたものであり、越中のトンキン湾境界画定が

³⁵² 井出敬二、前掲書、p.97。井出が引用しているヘメン・レイの著書は、Ray, H., *Sino-Soviet Conflict over India*, Abhinav Publications, 1986, pp.69-71、p.75、p.77。

³⁵³ 吉田修、前掲論文、p.65。

³⁵⁴ 同上 p.66 および 佐々木智弘・今井健一「2003年の中国」『新政権一波乱の船出: 2003年の中国』アジア経済研究所、2004年、p.146。

³⁵⁵ 吉田修、前掲論文、p.66。

完了したのは2000年末であるが、中国の1990年代～2000年代の近隣国との比較的融和的な姿勢の時代における中国の対インド外交関係の見通しも、おそらくこうした楽観論が支配的であったものと思われる。

しかし、中国は、1990年代～2000年代前半の近隣国への融和的な姿勢とは異なり、2010年代以降は、経済力・軍事力の伸長につれて海洋覇権を目指す姿勢が強めたことに伴い、陸上国境・海洋境界問題においても解決のために協調路線を採ることは見られなくなってきている。中印国境でも、2017年（東部国境シッキム）、20年（西部国境ラダック）、21年（東部国境シッキム）と国境守備隊間の衝突事件が起っており、近い将来における中印国境問題の解決は困難なように見える。

吉田は、中国が近隣諸国との国境画定に見せる熱意の背後には国境を通じた貿易により工業製品輸出を拡大する思惑があると思われるが、インド側にとり政治的にも経済的にもメリットがなく消極的であったと分析し、(1) 政治的理由として、①実効支配線ではなく国境画定となれば、1954年のネルーの考え方以来インド政府の立場としてきた主張を変更し西部国境が未画定であったことを認めることになる、②インド領と主張していた領域を中国に割譲することは政治的コストを要する、(2) 経済的理由として、①インドの生産者は国内市場志向で中国市場開拓に積極的でない、②中国向け輸出は鉱物や農産物など一次产品中心でヒマラヤを越える陸路に向かない、③中印貿易ではインドの入超が拡大しており貿易不均衡を拡大しかねないとの理由を挙げている³⁵⁶。インド側は、国境交易ルート強化のメリットを感じないため、実効支配線が相互に一応尊重され安定している限り、国内の政治的コストをかけてまで、「平和5原則」合意で国境は画定済みとの立場を変更して国境画定を推進する必要はないと考えていたとの吉田の分析は妥当であり、画定による政治的・経済的メリット見込めず、政治的リスクがともなう以上、フレイヴェルが提示する国境紛争において国家がとる行動の「①引き延し戦略 (delaying strategy)、②エスカレーション戦略 (escalation strategy)、③協調的戦略 (cooperation strategy)」の3つのオプション³⁵⁷のうち、インドは、領土主張を掲げつつ、時折交渉も行いながら妥協することなく現状を維持する「引き延し戦略」というコストの最も少ない戦略を選択していたであろう。

中国側にとっては、59年のチベット動乱の時期、89年の天安門事件後の孤立した時期など、国境地域の安定のため妥協を行う協調戦略の方が妥当であった時期もあった。チベット動乱の時期の場合は、インドがチベットの独立派を支持していると考えたため中印両国軍の衝突が起っており、「協調的戦略」によりインドとの妥協によって国境を画定して

³⁵⁶ 吉田修、前掲論文、pp.66- 67。

³⁵⁷ M. Taylor Fravel、前掲論文、p.52。フレイヴェルが引用しているハスの著書は、Paul H. Huth, *Standing Your Ground: Territorial Disputes and International Conflict*, Ann Arbor, University of Michigan Press, 1996。

も、独立派の取り締まりにインドから協力を得られるとは考えなかったであろう。89年の天安門事件後に中国が孤立した90年代には、中国はロシアと旧ソ連諸国、ベトナムとの国境画定を行い、インドとブータン以外の近隣国との陸上国境画定をすべて完了した。インドに対しても、合同ワーキング・グループの会合、国境兵力削減、国境貿易再開、国境問題を棚上げにして実効支配線を確定する努力などが行われた。2003年には、インドによるシッキム領有を事実上承認するなど、「協調的戦略」の姿勢を見せていたが、インド側が、「協調的戦略」に利益を見いだせず、「引き延し戦略」を選択したため、国境画定ができないまま今日に至ったということであろう。

(5) ミャンマーとの国境画定

ミャンマーと中国の諸帝国の関係では、13世紀後半のパガン朝時代に、元による4度にわたる雲南からのルートを通じた侵略を受け、すでに衰退していたパガン朝が1299年に滅亡した歴史がある。

井出によれば、1949年に中華人民共和国が成立した時点ですでに2160kmの国境の大部分は英国とチベット、中華民国との間で画定されており3カ所の係争地域を残すのみであった³⁵⁸。係争地域数については、フレイヴェルは4カ所としている³⁵⁹。中国とミャンマーの国境線は、1941年ラインと呼ばれる41年に中華民国と英国の間の合意による境界と、マクマホン・ラインと呼ばれる1913年に英国とチベットの間で合意されたインドのアッサム地方とチベットの間境界線からなっていた。中国・ビルマ両国首相は54年12月の共同声明で、国境問題解決の必要性を表明し、両国政府は56年初から協議を開始し、60年1月28日に中国の周恩来とビルマのネ・ウィン両首相間で国境問題に関する協定を締結し、同年10月1日、周恩来・ウー・ヌー両首相間で国境条約に署名した。同条約は、中国が近隣諸国と締結した最初の国境画定条約であり、周恩来首相は、ビルマとの国境問題解決は「アジア諸国へのモデルを示した」と述べている。また、周恩来は72年2月のニクソン米大統領との会談で、中国・ビルマ国境線の解決は相互の妥協によるもので、妥当な線であり、ビルマは中国より小さい国だから疑わしいときは中国側が譲ったとの趣旨を述べている³⁶⁰。

フレイヴェルは、56年に交渉を開始したが、57年の両国の国境警備隊間の衝突後、交渉は失速し、この時期、中国は4係争地域について譲歩することはなかったであろうが、58～59年のチベット動乱後、中国にとりインド、ネパール、ビルマと国境紛争を続けるコストが高くなったため、妥協を模索したとしている。59年9月8日、毛沢東主席は共産党

³⁵⁸ 井出敬二、前掲書、pp.88-90。

³⁵⁹ M. Taylor Fravel、前掲論文、p.65。

³⁶⁰ 井出敬二、前掲書、pp.88-90。

政治局会議を招集し、インドとの交渉による国境紛争解決の準備を進めることを決議し、その前にネパールとビルマに交渉開始のため接触することにし、ビルマには、同月 24 日、周恩来首相がネ・ウィン首相に国境交渉を再開したい旨の書簡を送ったとしている。中国は、61 年 1 月 4 日発効した国境条約で係争地域の 18%を得、残余をビルマに譲歩したとしている³⁶¹。

(6) ネパールとの国境画定

中国とネパールとの国境の中国側は全域がチベットである。

井手によれば、1959 年のチベット動乱後、同年 9 月ネパール側より国境問題解決を要望し、60 年 3 月 21 日、中国はネパールと国境問題協定(伝統的な国境ラインを基礎として国境を定める)と経済援助協定を締結し、61 年 10 月 5 日、劉少奇とマヘンドゥラ国王が国境条約に署名した³⁶²。

フレイヴェルによれば、56 年、ネパールは国境について中国との協議の開始を求めたが中国は応じなかった。59 年 9 月 8 日の中国共産党政治局会議後の 10 月 9 日、周恩来は中国訪問中のネパールの大臣に中国は国境問題協議を開始したい旨述べたとしている。61 年の国境条約で中国は係争地域の 6%とエベレスト山の半分を獲得したとしている³⁶³。

(7) ブータンとの国境 (未確定)

中国とブータンの間には国交が開かれていない。中国とブータンの国境線 1,128km の中国側は全域がチベットに接している。

フレイヴェルによれば、1998 年に平和維持協定が締結されているが、交渉は 1984 年から行われており、中国は係争地域のうち 24%のみを得ることを提案していると報道されているが、国境問題は解決していない³⁶⁴。2020 年 6 月初旬、国際機関「地球環境ファシリテーター (GEF)」のオンライン会議で中国代表は、1984 年から 2016 年までの 24 回の国境画定交渉で一度も議論されなかったブータン国土の 1 割以上を占める同国東部の「サクテン野生生物保護区」の領有権を主張した。同会議で、ブータンが助成を申請した同保護区につき、中国代表が「同保護区は中国とブータンの国境画定協議で議題になっている紛争地域だ」と異議を訴え、会議でブータンの利益を代弁する南アジア諸国代表は、保護区はブ

³⁶¹ M. Taylor Fravel、前掲論文、pp.65-68、pp.56-57 の Table 1. China's Territorial Disputes, 1949-2005。

³⁶² 井出敬二、前掲書、p.90。

³⁶³ M. Taylor Fravel、前掲論文、pp.65-68、pp.56-57 の Table 1。

³⁶⁴ M. Taylor Fravel、前掲論文、pp.56-57 の Table 1。

ータン固有の領土であり、過去に中国側が領有権を主張したことはないと反論した³⁶⁵。

中国は、2020年頃から、ブータンのドグラム地区に一方的に自国民を入植させはじめており、紛争は今後一層困難なものとなることが予想される。

(8) パキスタンとの国境画定

井出によれば、1961年初めにパキスタンは、中国に国境画定を議論することを提案し、62年5月、交渉開始に合意し同年10月交渉が開始され、12月26日、合意達成の発表があり、63年3月2日に「中国新疆とパキスタンが実際にコントロールしている国境についての中国政府とパキスタン政府の協定」が署名された。中国はこの協定を暫定的と位置づけたが、65年には最終的なものと見なすようになった³⁶⁶。

フレイヴェルによれば、中国は、パキスタンの59年と61年の交渉の提案を断ったが、62年2月28日、交渉を考慮することに同意し、その旨を同年5月に公表した。同年9月から10月初に交渉が開始され、同年末までには合意草案か最終合意に至った。同合意で、中国側は、8,806 km²の係争地域のうち60%を獲得し、パキスタン側に対し1,942 km²の土地を譲った³⁶⁷。

(9) アフガニスタンとの国境画定

井出によれば、19世紀中葉以前は、中国とアフガニスタンは国境を接していなかったが、アフガニスタンをコントロールした英国勢力の進出により国境を接するようになった。1963年6月～8月の交渉の後、同年11月23日、両国は国境条約に署名した。95年に定められた英国・ロシア・アフガニスタンの勢力範囲の交点としてコクラシュ・コール（ククラ去考勒峰）が再確認された³⁶⁸。フレイヴェルによれば、1963年4月に交渉を開始し、同年国境画定条約が署名され、中国は、最大7,381 km²のワクハン（Wakhan）回廊の係争地域を全てアフガニスタンに譲った³⁶⁹。

(10) モンゴルとの国境画定

³⁶⁵ 「中国、ブータンで新たな領有権主張…インドに揺さぶりか」『読売新聞』2020年7月13日および「中国、ブータン東部の領有主張 新たな争点化、インドけん制」『時事通信』2020年7月26日などによる。

³⁶⁶ 井出敬二、前掲書、pp.93-94。

³⁶⁷ M. Taylor Fravel、前掲論文、pp.71-72、pp.56-57のTable 1。

³⁶⁸ 井出敬二、前掲書、p.93。

³⁶⁹ M. Taylor Fravel、前掲論文、p.73、pp.56-57のTable 1。

1911年の辛亥革命後、外モンゴルは独立宣言を行った。13年、中華民国とロシアは、中国が外モンゴルの自治権を、ロシアが外モンゴルに対する中国の宗主権を承認する宣言が発し、15年にキャフタでこれを認める「中露モンゴル協約」が締結されたが、17年のロシア革命後のソヴィエトの混乱期の19年、中国はモンゴルに自治権を撤回させた。21年3月、モンゴルではソ連の協力の下で臨時人民政府が樹立され、ソヴィエト軍がモンゴルに入り、21年7月、モンゴルに人民政府が樹立され³⁷⁰、24年11月24日、モンゴル人民共和国が樹立された。36年ソ連はモンゴル人民共和国と「相互援助条約」を結びソ連軍をモンゴルに正式に駐留させた。40年9月、ソ連は日本に対して相互不可侵条約交渉で外モンゴルと新疆をソ連の勢力圏に置くことを持ちかけている³⁷¹。45年2月の「ヤルタ協定」では、「外モンゴル（モンゴル人民共和国）の現状を維持する」と書かれているが、出席していなかった蒋介石総統の同意を要することが付記されていた。45年8月14日に締結された「中華民国・ソ連邦友好同盟条約」の交渉過程でスターリンは中華民国に対し、外モンゴルの独立を認めることを強く求め、住民投票によって意思決定することとなった。45年10月20日の国民投票により改めてモンゴルの独立は決定され、中華民国は、46年1月5日、外モンゴルの独立を承認し、同年2月13日外交関係を樹立した³⁷²。46年にはモンゴル軍が新疆省北東部に侵入した北塔山事件が発生し、47年6月、新疆の中華民国軍とモンゴル軍が衝突した³⁷³。

中華人民共和国成立後、モンゴル人民共和国は国境画定を提案したが、中国はその提案を無視して来ており、54年、フルシチョフの第1回の訪中時に、中国は外モンゴル帰属問題を提起しフルシチョフは拒否した。中華人民共和国は58年、国境交渉開始に同意し、61年10月のモンゴルの国連加盟後の62年4月、中国は交渉開始準備ができたとモンゴルに通知し、同年6月、国境線の中国案をモンゴルに提示した。10月に交渉が開始され、中国は、当初、27カ所、16,000 km²の土地をモンゴルに要求したが、5,000 km²に要求を引き下げ、11月17日に合意に達した。同年12月26日に「国境条約」が署名され、63年3月25日に発効した。ステパノフは、国境問題で中国が妥協する用意があることを示す必要があったのであろうと分析しており、吉田金一は、中印国境紛争などがあり、国境問題の安定に必要な迫られたと分析している。フレイヴェルも中国が16,329 km²の係争地域のうち、モンゴルは10,709 km²、中国は5,620 km²を得たとしている³⁷⁴。

³⁷⁰ 井出敬二、前掲書、p.46。

³⁷¹ 下斗米伸夫、前掲書、p.115。

³⁷² 井出敬二、前掲書、pp.63-64。

³⁷³ 井出敬二、前掲書、p.91。

³⁷⁴ 同上、pp.91-92。井出が引用しているステパノフの著書は、Stepanov, Ye.D., *Politika nachinaetsya s granitsy- nekotorye voprosy pograničnoj politiki, KNR vtoroj poloviny XX v.*, IDV RAN, 2007, pp.145-146。同じく吉田金一の著書は、吉田金一「中国とソ連の国境について」外務省調査部編『中ソ国境問題資料集』

さらに、フレイヴェルは、中国は1958～61年の大躍進政策の失敗による国内の飢饉と59年のチベット動乱、新疆からのカザフ人、ウイグル人のソ連への大量亡命などの結果による国内不安定化のため、国境問題を抱えるコストが上がり、北朝鮮、モンゴル、インド、パキスタン、アフガニスタンおよびソ連との妥協を模索したと分析している。また、57年と60年にモンゴルの国境画定交渉開始の提案を拒絶していた中国が、62年4月13日、国交画定交渉提案に動き国境地域の安定化対策を提案した。モンゴルが返答しなかったため、周恩来は駐中モンゴル大使に会って交渉開始の圧力をかけたとしている。フレイヴェルは、中国は北朝鮮、モンゴル、パキスタンとの国境画定の成功をもって、62年春に決定したソ連との交渉の準備として、ソ連に対して北朝鮮、モンゴルという社会主義の兄弟諸国との国境画定はある意味でソ連に対し国境画定を説得するために行われたとの見方を示し、62年12月、人民日報が「モンゴルとの合意達成は社会主義諸国間の相互の関係を処理するよき模範を示した」と評論したことを紹介している³⁷⁵。

中国は、国境画定交渉を開始するまで、外モンゴルの独立自体を、繰り返し覆そうとしており、下斗米が、紹介している49年にミコヤンが密かに訪中した際、毛沢東は内外モンゴルの統一の考えを示したのに対し、ミコヤンが中国は領土のかなりの部分を失うことになるという反対したところ、毛は、統一モンゴルは中国に属するという考えはどうかと切り返したとの話や、49年7月の劉少奇代表団のソ連共産党政治局での演説では、モンゴル人民共和国が併合を希望すれば認めると言ったとの話、また、朝鮮戦争後の54年秋に訪問したフルシチョフ代表団に、毛はモンゴルが中国国家の一部であったと問題を再度提起していたとの話は、中国がモンゴルの独立自体に強い不満を持っていたことを裏付けている³⁷⁶。

(11) 北朝鮮との国境画定

井出が、中朝国境交渉については公表されていないことが多いとして、沈志華の著作「最後の『天朝』」に依拠するとして、書いているところは次の通りである。中国と朝鮮の国境は、1909年の間島協約で画定されていたが、1962年2月に北朝鮮から中国に対し国境調整をしたいとの提案があり、中国側はこれを受けるとし、周恩来は、関係部門の責任者を集めて、北朝鮮、モンゴルとの国境問題について協議し、4月に中朝国境交渉が始まった。6ヶ月の交渉を経て、10月12日、周恩来と金日成が平壤で中朝国境条約に署名した。同条約全文は公表されていない。沈志華は、北朝鮮を味方に引きつけたい中国は、大いに譲歩し、長白山（朝鮮語では白頭山）の頂上の池の半分以上および石乙水以

中ソ問題研究会、1974年、p.69。

³⁷⁵ M. Taylor Fravel、前掲論文、pp.46-83、pp.69-73。

³⁷⁶ 下斗米伸夫、前掲書、pp.115-116。

北の広い領土を朝鮮に引き渡した³⁷⁷。

フレイヴェルは、北朝鮮とモンゴルという、社会主義の兄弟諸国との国境画定はある意味でソ連に対し国境画定を説得するために行われたものとの見方を示している。また、2002年6月のフレイヴェル自身の北京におけるヒアリングによるとして、中国は1950年代初頭と60年に拒絶していた北朝鮮との交渉を、モンゴルに対してと同じ時期（62年5月）に、北朝鮮に対して求めたとしている。また、「周恩来年譜」を引用して、62年6月、周は、国境問題協議のために北朝鮮大使に会ったとしている。上述の沈志華の「62年2月に北朝鮮から中国に対し国境調整をしたいとの提案があり、中国側はこれを受けることとし」という、北朝鮮側から協議を求めたとの記述とは異なっている。フレイヴェルによれば、中国は、白頭山（中国語では長白山）地域の紛争地域の大部分を北朝鮮に譲る提案を行ったとしている。中国は、係争地域のうち白頭山の火口湖の40%を獲得し、北朝鮮はその他の係争地域全てを獲得した³⁷⁸。

（12）カザフスタンとの国境画定

ソ連からの新独立国のうち、中国と国境を接するカザフスタン、キルギス、タジキスタンとの国境画定は、中国とロシア・ソ連との西部国境として、ほぼ、画定されていた。井出によれば、ほとんどをカザフスタンがコントロールしていた合計約2,240 km²のソ中間の15か所の係争地区を引き継ぎ、1993年4月と7月の会合で暫定的な合意に達し、94年4月26日、ナザルバエフ大統領・李鵬首相間で署名した³⁷⁹。

フレイヴェルによれば、1990年代初頭、天安門事件による体制の正統性の危機に加え、新疆では民族問題が噴火し、チベット暴動ほどのスケールではなかったものの、90年代を通してウイグル族はじめその他の少数民族の中央政府に対するデモ、爆破、暗殺、治安部隊との武装衝突が前例のない発生を見たため、天安門事件後の中国指導部にとり、かなり大きな懸念材料であった。中国指導部は、国の中核的構成員中における不安定化と不満に直面していた時期に新疆における民族紛争は、国境地域における体制への不満の広がりとして特に重要なものであると考えた。汎イスラム勢力、汎トルコ勢力の新疆での拡大を防ぐためには、近隣諸国の協力が必要で、中央アジアの新独立国にエンゲージする包括的取り組みの中で、国境画定が進められた。中国にとって、ソ連の崩壊は、中国がソ連との国境で要求していた中央アジアの34,000 km²の土地を取り返す絶好の機会であったが、新疆の

³⁷⁷ 井出敬二、前掲書、pp.90-91。井出が引用している著書は、沈志華、朱健栄訳『最後の「天朝」毛沢東 金日成時代の中国と北朝鮮』上下、岩波書店、2016年、pp.132-147。

³⁷⁸ M. Taylor Fravel、前掲論文、pp.71-73、pp.56-57のTable 1。

³⁷⁹ 井出敬二、前掲書、p.185。

分離主義者への外部からの支援を断ち切るため、新独立国との関係改善を選択した³⁸⁰。

フレイヴェルによれば、カザフスタンとは、ソ連崩壊後1年以内に交渉を開始し、中国はかなりの譲歩をして、1994年の国境協定、1997年の補足協定および1998年の補足協定により、係争地域3,656 km²のうち中国が22%を獲得して国境を画定した。³⁸¹

(13) キルギスとの国境画定

ソ連中国間の7カ所の係争地域(面積3,656 km²)を引き継ぎ、1996年7月4日、江沢民主席とアカエフ大統領の間で国境条約を署名した。フレイヴェルによれば、カザフスタンと同様の理由で、中国は、96年の国境協定と99年の補足協定によりかなりの譲歩をし、係争地域のうち、32%の土地を獲得して境界を画定した³⁸²。

(14) タジキスタンとの国境画定

ソ連・中国間の3カ所の係争地域(面積28,430 km²)の交渉を引き継ぎ、99年8月13日、江沢民主席とラフモノフ大統領の間で国境条約を署名した。フレイヴェルによれば、中国はこの境界画定合意で19世紀末以来領有を主張して来たパミール高原分の係争地域28,000 km²の土地の要求の大部分を取り下げた。交渉は途中タジキスタンで起こった内戦により中断したが、97年に再開し、99年の国境協定で、係争地域のうち、中国は4%を獲得して合意を達成した³⁸³。

第2節 海洋境界

中国は、ベトナム、マレーシア、ブルネイ、フィリピン、インドネシア、日本、韓国、北朝鮮(および台湾)と海洋境界を持つが、このうち唯一境界が画定しているのは、本論文の研究対象であるベトナムとの間のトンキンにおける海洋境界であり、その他の海洋境界は画定されておらず、すべて係争中である。

(1) ベトナムとの海洋境界

ベトナムとの海洋境界は、トンキン湾、トンキン湾湾口海域および南シナ海において主

³⁸⁰ M. Taylor Fravel、前掲論文、pp.78-79、pp.56-57のTable 1。

³⁸¹ 同上、pp.78-79、pp.56-57のTable 1。

³⁸² 同上、p.79、pp.56-57のTable 1および井出敬二前掲書、pp.188-189。

³⁸³ M. Taylor Fravel前掲論文、p.79、pp.56-57のTable 1および井出敬二、前掲書、pp.187-181。

権を主張する海域が接している。

本論文で論じる、既に境界画定済みのトンキン湾の他にもトンキン湾湾口海域および南シナ海についての境界が未画定である。トンキン湾湾口については、中越間で2019年12月までに、交渉のためのワーキング・グループ会合が12回開かれているが、湾口海域の範囲の定義についての合意が出来ず、進展は見られていない。

南シナ海については、中国、ベトナムともに全域について島礁の領有を主張している。

ベトナムは、グエン朝時代のスプラトリー諸島およびパラセル諸島への毎年1回7ヶ月間にわたる巡察、フランス保護領時代の仏軍による兵士駐屯を領有の根拠として主張しており、中国は、何ら国際法上有意な根拠を示すことなく、中華民国時代の地図に示された「9段線」を中国の歴史的領有の根拠であると主張している。

第2次世界大戦期以降に誕生した中華人民共和国、中華民国（台湾）、北ベトナム、南ベトナム、統一ベトナムおよびフランスは、南シナ海のスプラトリー諸島およびパラセル諸島に対する主権主張、主権行使にかかる様々な行為をとってきた。第2次世界大戦中の1942年、フランスはパラセル諸島の領有を宣言し、同諸島のバトル島（Pattle Island、Đảo Hoàng Sa、珊瑚島）に気象観測所を設置した。日本の降伏を受け中華民国は、1946年末までに、パラセル諸島のウッディー島（Woody Island、Đảo Phú Lâm、永興島）を接收し、1947年初にスプラトリー諸島最大の島であるイツアーバ島（Itu Aba Island、Đảo Ba Bình、太平島）を接收した³⁸⁴。

1949年に誕生した中華人民共和国は、建国後速やかにパラセル諸島およびスプラトリー諸島に対する主権を宣言した³⁸⁵。同年、パラセル諸島では中華民国はウッディー島の守備隊を撤収したが、フランスはパラセル諸島への駐屯を維持した。1951年8月15日、周恩来中華人民共和国外相は、南シナ海島嶼の領有権を声明した。

1951年9月4～8日のサンフランシスコ講和会議で、ソ連のグルムイコ外相が提案した、日本はパラセル諸島以南の諸島を中華人民共和国に引き渡すこととする講和条約修正案は、9月5日、賛成3、反対48で否決され、9月8日に署名されたサンフランシスコ講和条約は、日本の南シナ海島嶼の領有権放棄のみ決定した。会議期間中の9月7日、バオダイ帝政府は、パラセル諸島およびスプラトリー諸島はベトナム領であると宣言し、10月14日、フランスは、パラセル諸島の管理と防衛をバオダイ帝に返還した³⁸⁶。

1956年4月、フランス軍のパラセル諸島からの撤退に伴い、ベトナム共和国（南ベトナム）軍兵士40名がバトル島を含むパラセル諸島西半分に駐屯した。このころ、中華人民

³⁸⁴ Dr. Tran Cong Truc Ed., *Evidences of Vietnamese Sovereignty on the Bien Dong Sea*, Information and Communications Publishing House, Hanoi, 2014, p.119.

³⁸⁵ 呉士存『南沙争端的起源』中国経済出版社、2010年1月、p.1。ただし、「宣示対西沙和南沙群島的主権」としており、中沙諸島（Macclesfield Bank）には言及していない。

³⁸⁶ Dr. Tran Cong Truc Ed., 前掲書、pp.118-119。

共和国は、ウッディー島とリンカーン島（Lincoln Island、Đảo Linh Côn、東島）を含むパラセル諸島の東半分を密かに占拠した³⁸⁷。同年5月24日、南ベトナムは、主にフィリピンの主権主張に対抗して、パラセルおよびスプラトリー両諸島は常にベトナムの一部であったとの声明を公表し、6月8日、南ベトナム外務大臣は、両諸島に対する主権を宣言した³⁸⁸。ベトナム民主共和国（北ベトナム）も、6月1日に南シナ海島嶼の領有権を主張するコミュニケを発表している。同年7月11日、中華民国軍は、スプラトリー諸島イツァーバ島に上陸し、小規模な海軍基地を設けて海軍部隊一個大隊を駐屯させた。1966年8月、南ベトナムは、パトル島を除くパラセル諸島から撤退した。

1974年1月11日、中華人民共和国は、声明により中沙・東沙・西沙の領有権を再確認し、1月17～20日、人民解放軍はパラセル諸島パトル島の南ベトナム政府軍を攻撃し、パラセル諸島全域を占領した。パラセル諸島を奪われた南ベトナム政府軍は、2月22日、スプラトリー諸島主要15島のうち6島を占領した。

1975年9月28日、中華人民共和国と北ベトナムは、パラセルおよびスプラトリー両諸島問題を両国間の懸案事項と確認した。76年6月15日、南ベトナム臨時革命政府は、中華人民共和国のスプラトリー領有の主張を拡張主義と非難したが、南ベトナム臨時革命政府は、7月2日にベトナム民主共和国と統合しベトナム社会主義共和国となった。同年10月、ヴォー・グエン・ザップ統一ベトナム副首相はパラセルおよびスプラトリー両諸島の主権防衛を訴えた。82年12月11日、ベトナム政府はクアンナム省ダナン市にパラセル地区を設置し、12月28日、スプラトリー地区をフーカイン省（Phu Khanh）に併合した。

中華人民共和国は、1988年初から気象観測所建設のためとして、スプラトリー諸島のファイアリー・クロス礁（Fiery Cross Reef、Đá Chũr Thập、永暑礁）方面に進出し、1月中に抵抗を受けることなくファイアリー・クロス礁、クアルテロン礁（Quarteron Reef、Đá Châu Viên、華陽礁）、ガヴェン礁（Gaven Reefまたは Gaven North Reef、Đá Ga Ven、南薰礁）、ヒューズ礁（Hughes Reef、Đá Tư Nghĩa、東門礁）、スービ礁（Subi Reef、Đá Xu Bi、渚碧礁）を占領した。3月14日、中国海軍艦6隻が、スプラトリー諸島ジョンソン礁（Johnson Reefまたは Johnson South Reef、Đá Gạc Ma、赤瓜礁）、コリンズ礁（Collins Reef、Đá Cô Lin、鬼喊礁）、ランズドウ礁（Lansdowne Reef、Đá Len Đao、琼礁）でベトナム海軍輸送艦3隻を攻撃し、ベトナム艦艇3隻中2隻を撃沈し、越兵は小銃で応戦したが74名が死亡した³⁸⁹。中国はジョンソン礁を奪取し、これにより4月6日までに、ファイアリー・クロス礁、クアルテロン礁、ガヴェン礁、ヒューズ礁、スービ礁、ジョンソン礁の6岩礁を占領した³⁹⁰。中国は、その後フィリピンが実効支配していたスプ

³⁸⁷ 同上、p.120。

³⁸⁸ 同上、p.121。

³⁸⁹ 「Nhan Dan（ベトナム共産党機関紙）」1988年3月16日、17日、18日、19日および20日付記事。

³⁹⁰ Dr. Tran Cong Truc Ed.、前掲書、p.135。

ラトリー諸島東部のミスチーフ礁 (Mischief Reef、比語 Panganiban Reef、美濟礁) を 1994 年末に占領した。さらに、2012 年には、ルソン島の 120 海里沖合のスカーボロ礁 (Scarborough Shoal、比語 Panatag Shoal、黄岩島) を実効支配下に置いた。

スプラトリー諸島には、167 の島礁があるとされ、ベトナムは 3 島と 18 礁 (低潮高地を含み暗礁は除く) の合計 21 島礁を実効支配している³⁹¹。

海域については、ベトナムは沿岸に海岸線、海岸沿いの島岩礁の線を結んで引いた直線領海基線を基点とした領海・排他的経済水域・大陸棚水域の主権を主張し、南シナ海の島礁については 12 海里的領海のみ主権を主張している。中国は、法的根拠を示すことなく歴史的な中国の海域であるとして、南シナ海の約 80% を占める「9 段線」内の島礁の領有権および全海域の主権を主張している。2016 年フィリピンの提訴による常設仲裁裁判所の裁定では、中国の主張に根拠はないとの判断が出されたが、中国は同裁定を無視する立場を取っている。

中国の主張する「9 段線」について、中国政府は、公式には、その性質や国際法上の根拠を示していないが、李国強中国社会科学院中国边疆研究所党委書記兼中国边疆歴史系主任が、2010 年に以下の通り書いていることは、世界で広く行われている国際法の解釈とは乖離したものではあるが、李国強氏は中国社会科学院中国边疆研究所の組織上は所長に次ぐ第 2 番目の責任者であるが、党委書記であるので研究所の政策面では実質的な最高責任者であり同氏の主張は中国政府の考え方をよく反映するものと考えられる。

①1947 年 12 月 1 日、中華国内政省地域局が作成し、国民政府が議決・公布した「南シナ海諸島新旧名称対照表」および「南シナ海諸島位置図」には 11 段の U 字線が描かれていた。②法的解釈は多く存在するが概ね 4 つある。(a)「島嶼帰属の線」であり、線内の島礁等と周辺海域は中国に属し中国が管轄・統制する。島礁等は中国の主権下にあり、その周辺水域は島礁の法的地位による。(b)「歴史的な権利の範囲」であり、線内の島礁は中国領土で、内水以外の水域は排他的経済水域と大陸棚である。中国は島礁等と海域内の自然資源への主権的権利を求める。海域は排他的経済水域に相当し他国による航行、上空通過、海底ケーブル・パイプライン敷設などの自由は認められる。(c)「歴史的な水域線」であり、中国は線内の島礁等と周辺海域の歴史的権利を有し、全海域は中国の歴史的な水域で外国船舶は許可なく航行・通過できない。(d)「伝統疆界線 (国境線)」であり、線内の島礁と周辺海域は中国に属し線外は公海または他国に属す。

③「断続線」による中国の権利は、40 年前、すなわち、国連海洋法条約成立前に形成され

³⁹¹ Hoc Vien Ngoai Giao, *Tim Kiem Giai Phap vi vi Hoa Binh va Cong Ly o Bien Dong*, Nhà Xuất Bản Thế Giới, 2015, p.466-470, CSIS/AMTI, *Island Features of South China Sea* (<https://amti.csis.org/scs-features-map/>), Global Security, *Territorial claims in the Spratly and Paracel Islands* (<https://www.globalsecurity.org/military/world/war/spratly-claims.htm>)等を参考にした。

公認されたもので、新海洋法制度の確立は一国の旧来の権利を否定できない³⁹²。

中越間では、1995年から2019年までに、トンキン湾湾口と南シナ海についての協力協議（consultation on co-operation for mutual development at sea）が9回開催されているが、境界画定のための実質的交渉は行われていない。

（2）マレーシア、ブルネイ、フィリピンとの海洋境界

南シナ海については、中国は「9段線」の海域内の主権を主張して、妥協する姿勢を全く見せていないため、ベトナムとの海洋境界同様、南シナ海におけるマレーシア、ブルネイ、フィリピンとの島嶼領有権および領海・排他的経済水域・大陸棚水域の境界は未画定で、漁業、石油ガス資源をめぐる、しばしば衝突が起っている。中国とこれら各国は、ASEAN関係のマルチの場を中心に、二国間でも紛争回避や開発・環境協力などの協議は行っているが、具体的な画定交渉は行っていない。

南シナ海スプラトリー諸島において、フィリピンは、①Loaita Island(Kota Island)、②Nanshan Island(Lawak Island)、③West York Island(Likas Island)、④Thitu Island (Pagasa Island)、⑤Flat Island(Patag Island)の5島と①Commodore Reef(Rizal Reef)、②Loaita Cay(Melchora Aquino Cay/Panata Island)、③Northeast Cay(Parola Island)の3礁（暗礁は除く）の合計8島礁を実効支配している（括弧内はフィリピン語名）。

マレーシアは、①Swallow Reef (Pulau Layang-Layang/Terumbu Layang-Layang)、②Erica Reef(Terumbu Siput)の2島と、①Ardasier Reef(Terumbu Ubi)、②Mariveles Reef(Terumbu Mantanani)、Investigator Shoal(Terumbu Peninjau)の3礁の合計5島礁（括弧内はマレーシア語名）を実効支配している³⁹³。

（3）インドネシアとの大陸棚水域境界

インドネシアとは島礁の領有権主張の重複はないが、中国の「9段線」とインドネシアのナツナ諸島海域の大陸棚水域が重複しており、中国漁船のインドネシア海域での操業から、しばしば衝突が起っている。他のASEAN諸国との場合同様、ASEAN関係の場を中心に、紛争回避や開発・環境協力などの協議は行っているが、境界画定の交渉は行っていない。

³⁹² 李国強「中国と周辺諸国の海上国境問題」『境界研究』No.1、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター、2010年、pp. 51-52。

³⁹³ CSIS/AMTI, *Island Features of South China Sea* (<https://amti.csis.org/scs-features-map/>)等を参考に筆者がとりまとめた。

(4) 台湾との海洋境界（台湾の南シナ海における主張）

南シナ海の台湾は、中国、ベトナム同様すべての島礁の領有権と、海洋の主権を主張している。面積 0.5 km² のスプラトリー諸島で最大の島 Itu Aba Island（太平島、Dao Ba Binh）を 1956 年に占拠し、港、滑走路、守備兵等の駐屯用建物等を建設している。

台湾はスプラトリー諸島の Itu Aba Island と台湾の西、香港の南東にあるプラタス諸島の Pratas Island（東沙島）の合計 2 島を実効支配している（括弧内は台湾語名）。

(5) 日本との海洋境界

日中間には、東シナ海の尖閣諸島の領有権と東シナ海の海洋境界線画定の問題がともに未解決である。

中国は、1970 年代から、東シナ海において、尖閣諸島および海洋境界線について、日本と異なった主張をはじめ、尖閣諸島は古くからの中国の領土であり、海洋境界線は、尖閣諸島より南東にある「沖繩トラフ（沖繩海溝）」の線であると主張している。

中国は、近年では、2010 年に中国漁船による日本の海上保安庁巡視船への衝突事件を起こし、2016 年には、数百隻の漁船を尖閣海域に送り込み、最近では、自国の主権行使の実績を作るかのように中国海警局の公船は、ほぼ毎日、尖閣諸島周辺の接続水域内を航行させており、しばしば、日本の領海内にも侵入させている。さらに、日本漁船を追尾するなど、日本の主権を侵害する危険な行動を行う場合もあり、海上保安庁の巡視船と緊迫した状況が継続している。

日本側は、日本の尖閣諸島の領有権に何ら問題はなく、海洋境界は、尖閣諸島と中国沿岸の中間線であると主張している。尖閣諸島は、南西諸島西端に位置する魚釣島、北小島、南小島、久場島、大正島、沖ノ北岩、沖ノ南岩、飛瀬などから成る島々の総称で、日本の沖縄県石垣市に属する。日本政府は、尖閣諸島に他国の支配が及ぶ痕跡がないことを慎重に検討した上で、1895 年 1 月、国際法上正当な手段で尖閣諸島を日本の領土に編入した。編入後、日本の民間人が日本政府の許可の下、尖閣諸島に移住し、鰹節工場や羽毛の採集などの事業を展開した。一時は、200 名以上の住人が尖閣諸島で暮らし、税徴収も行われていた。また、第 2 次世界大戦後、サンフランシスコ平和条約においても、尖閣諸島は日本の領土として扱われた上で、沖縄の一部として米国の施政下におかれ、1972 年の沖縄返還協定によって日本に施政権を返還した対象地域に含まれているなど、尖閣諸島は戦後秩序と国際法の体系の中で一貫して日本領土として扱われてきた。中国政府は、1895 年の日本領への編入から、東シナ海に石油埋蔵の可能性が指摘された 1970 年代まで、約 75 年の間、日本の尖閣諸島に対する支配につき一切異議を唱えたこともなく、サンフランシスコ平和条約で尖閣諸島が日本領として確認され、米国施政下では同諸島の一部が米軍の射撃場として使用されていた間も、中国共産党機関紙や中国の地図で、尖閣諸島は日本

の領土として扱われていた³⁹⁴。

中国側の主張は、李国強中国社会科学院中国边疆史地研究中心副主任によれば、「島嶼の帰属問題としては釣魚島（尖閣諸島）および蘇岩礁（離於島）がある。釣魚島とその付属島嶼の問題について、中国はこれが古くからの領土であり、諸島および周辺海域に主権を有することに争いはないと主張している。一方、日本は領土問題の存在を認めず、実効支配を続けている」とのものであるが³⁹⁵、「古くからの領土」とする国際法上の根拠は挙げられていない。

中国側は、海洋境界については、李国強が「東シナ海の海底の地形および地質構造は、中国大陸とつながる大陸棚が沖縄トラフに地理的に延伸していることを示しており、沖縄トラフを中国大陸の自然延長である大陸棚と日本の琉球群島の島棚との自然な境界線と見ることができる。従って、東シナ海の大陸棚の境界画定の原則に関して、中国政府は1970年代から、沿岸国の領土自然延長の原則をもとに大陸棚の境界を画定することを主張するとともに、中国の大陸棚が沖縄トラフの中間線まで自然に延伸していることから、大陸棚の中間線原則の適用に対して明確に反対してきた」としているように³⁹⁶、尖閣諸島と沖縄本島、宮古島、石垣島などとの間にある「沖縄トラフ（沖縄海溝）」が境界であると主張している。

日本側は「沖縄トラフ（沖縄海溝）」より中国大陸側にある尖閣諸島を日本領と認識し、実効支配しているので、当然のことながら、海洋境界は、尖閣諸島の領海基線と中国の海岸の領海基線との中間線であると主張している。また、「沖縄トラフ（沖縄海溝）」について、村瀬信也が「中国はいわゆる「自然延長論」に基づき、中国の大陸棚が沖縄海溝まで延びていると主張している。しかるに、東シナ海の大陸棚は「琉球海溝」（沖縄の東側、6000m級の深い海溝）に至る「一枚の大陸棚」である。沖縄列島もこの大陸棚の上に乗っているのである。列島の西側に位置する「沖縄海溝」（2000m級）は、その大陸棚のなかの窪みにすぎず、この大陸棚は、沖縄海溝で終わるわけではない。したがって日本は、このような「一枚の大陸棚」の場合、自然延長を持ち出すのは意味がないし、国連海洋法条約上も、沿岸から200海里の大陸棚を認めている以上、向かい合う国との距離が400海里未満の海域では自然延長論が認められる余地はありえないと主張している」としているように³⁹⁷、ユーラシア大陸東岸の大陸棚は「沖縄トラフ（沖縄海溝）」で終わるものではなく琉球諸島の東に位置する「琉球海溝（南西諸島海溝）」まで、延長しているも

³⁹⁴ 外務省 HP「尖閣諸島」『日本の領土をめぐる情勢』、

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/qa_1010.html#q5) による。

³⁹⁵ 李国強、前掲論文、p.47。

³⁹⁶ 同上、p.47。

³⁹⁷ 村瀬信也「巻頭エッセイ 日中大陸棚境界画定問題」『国際問題 No. 565』国際問題研究所、2007年10月、p.3。

のであるとの立場をとっている。

そもそも、日中間の画定方法の考え方に「中間線論」、「大陸棚自然延長論」の違いがある以前に、尖閣諸島の日本の領有権を中国が認めない立場を取っている限り、海洋境界画定問題の解決の可能性は低いと言わざるを得ない。

(6) 韓国との海洋境界

中国と韓国との間には、黄海および東シナ海における海洋境界があるが、共に画定は未解決である。

海域面積約 40 万平方 km の黄海については、全域において東西の幅が 400 海里ないため、中韓の排他的経済水域の海域が重複する。また、東シナ海の双方が主張する排他的経済水域の重複する海域にある韓国が観測施設を建設している蘇岩礁（韓国では「離於島」、英語では Socotra Rock）の帰属問題がある。蘇岩礁は、韓国済州島から約 80 海里、中国本土から約 155 海里の位置にあり、干潮時でも海面下 4～5m の暗礁である。

排他的経済水域の境界画定のために、韓国側は中間線による画定を主張しているのに対し、中国側は、中国は海岸線の長さや沿岸の人口などを考慮して公平の原則により境界を画定すべきだと主張している。1996 年から 2014 年までの間に、中韓両国政府の間で海洋境界画定のために 14 回ないし 16 回の交渉が行われてきたとされるが³⁹⁸、双方の立場の違いは大きく、ともに妥協することもなく、交渉に進展は見られなかった。2014 年、良好な関係にあった習近平・朴槿恵両政権間に、海洋境界画定交渉再開の機運が高まり、14 年 7 月の習近平訪韓を前に 6 月 12 日の中韓の外務省局長クラス協議が行われた。韓国紙は、「韓国は、米中対立の間立つ自国の戦略的価値は高く、今が交渉を開始する絶好の時期だとみている」とのコメントを掲載している³⁹⁹。7 月 3 日の両国首脳共同声明に、海洋境界画定交渉開始が盛り込まれた。15 年 1 月第 1 回正式交渉のための予備会議（局長級、上海）が開かれ、同年 12 月 22 日に第 1 回正式会議（外務次官級、ソウル）が開催された。12 月 21 日、遼寧社会科学院の呂超研究員は、正式交渉の開始につき、中韓間では両国間の海洋境界における溝が両国の感情を傷つけることも起きたが、現在協力、交流共に最良の時期にあり、この時期に海洋境界確定交渉を始動することは双方にとりプラスであり、

³⁹⁸ 2015 年 12 月 22 日の人民網の聯合ニュースを引用した記事は「1996 年から 2008 年まで局長級の海洋境界会議を 14 回」としているのに対し、2014 年 7 月 9 日および 15 年 1 月 30 日の Record China 記事では「1996 年から 2014 年まで 14 回にわたる交渉」としている。また、海洋安全保障情報週報 2012 年 3 月 8 日～3 月 14 日が邦訳して紹介している 2012 年 3 月 14 日の The Wall Street Journal 記事では「これまで 16 回の海洋境界画定交渉を行ってきた」としている。会議のレベルや準備会合なども数えているかどうかによる違いと思われる。

³⁹⁹ 2014 年 7 月 7 日の中央日報記事を引用した同年 7 月 9 日の Record China 記事による。

国際的慣例に従い、中韓が溝の比較的大きな問題について協議し、海洋境界画定における誠意を示すことは、両国の漁業協力などの環境を整えることになると指摘している⁴⁰⁰。

その後、16年12月に第2回正式会議（局長級、釜山）、17年8月に第3回正式会議（局長級、北京）、18年7月に第4回正式会議（局長級、慶州）が開催されたとされるが、会議の内容・結果について公表されておらず、交渉に大きな進展があったようには見えない。

ソク・ウー・リー韓国仁荷大学教授とクライブ・スコフィールド世界海事大学（World Maritime University, WMU）研究員は、最近の米国アジア研究所の共同執筆の分析記事で、境界画定交渉が進展しない理由を「第1に、おそらく最も重要なことは、境界交渉成功の決定的要素である双方の政治的意志が不確実であるように見える。両政府とも、この問題を緊急な解決を要するものと考えておらず、海洋境界画定合意達成のために必要な妥協を行う政治的動機が欠如しているようである。第2に、両者は黄海におけるそれぞれの海洋主権の基礎として根本的に異なる対立的な見解を採用しており、そのことが、海洋境界画定に対する根本的に相容れないアプローチにつながっている。第3に、両国はそれぞれの海岸に沿った疑わしい領海基線を主張していることである。さらに、蘇岩礁（韓国では「離於島」、英語では Socotra Rock）として知られる海面下の岩礁の問題も境界画定問題を複雑にする可能性がある」と指摘している⁴⁰¹。また、リーとスコフィールドは、両国の使用する領海直線基線について、米国はじめ国際的に注目されているように、国連海洋法条約（UNCLOS）第7条の直線基線についての規定から見てかなり拡大解釈と思われる部分があり、特に中国の場合、海面下の地形を結んだ線による設定など UNCLOS の規定からかなり逸脱した直線基線の設定が行われている点も指摘している⁴⁰²。

中韓の主張する排他的経済水域の重複の問題について、李国強は「中国と韓国が黄海南部のそれぞれ西と東に位置し、その地理的特徴により、中韓の主張水域は7.3万平方キロほど重複する。中韓両国は、黄海の排他的経済水域と大陸棚の限界について異なる主張をしており、中国が大陸棚の自然延長と衡平原則を主張するのに対し、韓国が『中間線』の原則を主張している」としており⁴⁰³、また「もし中間線をもって画定を行うならば、韓国

⁴⁰⁰ 2015年12月22日人民網記事による。

⁴⁰¹ Seokwoo Lee & Clive Schofield, "The Law of the Sea and South Korea: The Challenges of Maritime Boundary Delimitation in the Yellow Sea", *Analysis from the Maritime Awareness Project*, National Bureau of Asian Research, U.S.A., April 23, 2020, p.1. 蘇岩礁は、済州島の南西80海里にあり、黄海と南シナ海の境界近くに位置し、LeeとSchofieldは、黄海の海洋境界問題を複雑化させる可能性のある要因として指摘しているが、黄海の問題とは書いていない。また李国強は、明確に蘇岩礁は東シナ海の問題として扱っている。

⁴⁰² Seokwoo Lee & Clive Schofield, 前掲論文、p.4。

⁴⁰³ 李国強、前掲論文、p.45。

は18万平方キロほど多くの海を獲得することになるため、中国政府はこれを容認できない。画定原則をめぐる重大な対立があるため、海をめぐる中韓の境界画定交渉は停滞しがちである」と述べている⁴⁰⁴。

また、東シナ海については、李国強は「近年、中国と韓国との間で東シナ海における蘇岩礁について帰属問題が起きている。蘇岩礁（韓国では『離於島』と呼ぶ）は東シナ海北部の1つの暗礁であり島ではない。この暗礁は東シナ海の大陸棚の中国の排他的経済水域に位置しており、周辺海域は中国の伝統の漁場であるので、中国と韓国との間にはこの暗礁に関する領土問題は存在しない。蘇岩礁の周辺海域は中韓両国の排他的経済水域の重複部分となる。2000年および2002年、韓国がこの暗礁に海洋観測所を建設するなど重複海域において一方的行動をとったことに関し、中国は韓国政府に対して厳正な申し入れを2度も行った。しかし韓国は「離於島」は両国の排他的経済水域の境界画定には影響を与えないとの見解を示した」、また、「韓国側は『離於島』が韓国の大陸棚に位置し、地理学的に見れば韓国領に最も近いので、自国の排他的経済水域に属していると主張するが、根拠は乏しい。蘇岩礁は中韓両国の排他的経済水域の重複部分に位置しており、その帰属は外交交渉で解決されるべきで、韓国による一方的な行動はいかなる国際法上の意味も持たない」と主張している⁴⁰⁵。

（7）北朝鮮との海洋境界

北朝鮮との、黄海における中朝間の海域に関しては、現在まで海洋境界は画定されていない。中国と北朝鮮の海洋境界については、双方がともに200海里の排他的経済水域の設定を主張しており、全域で幅が400海里以下の黄海では、双方の主張する海域が重複しているが、中国の国境・海洋境界画定を扱った書籍、論文などにも、北朝鮮との海洋境界問題の存在についての言及はあるものの、両国の主張や交渉についての記述はなく、両国の海洋境界の状況は明らかではない。

国連法務事務局海洋問題・海洋法部（United Nations Office of Legal Affairs, Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea）の掲載している1977年6月21日付の北朝鮮中央委員会政令（同年8月1日発効）の要旨は「①海洋資源の保護、開発、利用の目的で経済水域を設定、②経済水域は領海基線から200海里まで及び、200海里まで延長できない海域では分割線によって区切る、③経済水域内（水域、海底および地下）のすべての生物・無生物資源に主権を行使、④経済水域では、外国の人、船、航空機に対し、北朝鮮当局の事前承認のない漁業、施設設置、写真撮影、調査、観測、観察、利用ほか有害な経済活動を禁止、⑤漁業許可を得た船舶は北朝鮮の漁業・海事秩序を厳守しなければならず、本政

⁴⁰⁴ 同上、p.46。

⁴⁰⁵ 同上、p.48。

令・関連法令違反は、北朝鮮の法律に従って取り扱う」とのものである⁴⁰⁶。

3. 境界画定の政策決定の要因と境界画定を可能にした条件

「本章 第1節 ベトナムの国境得・海洋境界 3. 境界画定の政策決定の要因と境界画定を可能にした条件」で論じたベトナムの場合と同様、中国が行った、13件の国境・海洋境界の画定は、国際情勢・地域情勢という国際システム・レベルの条件および中国と相手国の国益・国内情勢のユニット・レベルの条件が両国にとり境界を画定することが望ましい状況になったことにより実現したものである。

中国が達成したこれまでにを行った13件の境界画定の事例について、境界確定の実現が、1960年代から今世紀初頭の時期の中国と相手国をめぐる国際システム・レベルと中国と相手国のユニット（人間・国家）・レベルの条件の下で、「第3章 ベトナムと中国の国境・海洋境界画定 第1節 ベトナムの国境・海洋境界 3. 境界画定の政策決定の要因と境界画定を可能にした条件」でも使った、交渉当事国が、境界画定交渉を進めるかどうかの政策決定にあたり考慮する「(I) その国をめぐる国際環境による境界画定の必要性 [国際システム・レベルの条件]、(II) 自国内または相手国との関係での政治・経済・社会的な理由による境界画定の必要性 [ユニット(人間・国家)・レベルの条件]、(III) 有利または衡平な境界画定の可能性 [国際システム・レベルの条件] / [ユニット(人間・国家)レベルの条件]、(IV) 受け入れ可能な共通ルールが存在 [国際システム・レベルの条件] / [ユニット(人間・国家)・レベルの条件]」の4つの要因のうちどの要因が作用したかを考察すると次の表のようになる。

【表-6 中国の国境・海洋境界画定】

画定・合意	条件の分類	合意を可能にした条件
ロシアとの国境画定 (東部国境条約署名 1991年5月16日、西部国境条約署名 1994年9月3日)	国際システム・レベルの条件	①冷戦終了による社会主義陣営の崩壊（中国の世界からの孤立への危惧）：(I) ②ロシア：国際システムにおけるソ連／ロシアのパワーの減少：(I)、(III) ③中国：新たな独立国として境界画定の必要性：(I) ④中国：天安門事件による国際社会の中国への経済制裁：(I)、(III)
	ユニット(人間・国)	①中ソ対立の終了：(II)

⁴⁰⁶ “Decree by the Central People's Committee establishing the Economic Zone of the People's Democratic Republic of Korea, 21 June 1977”, *National legislation*, DOALOS/OLA - United Nations.

(https://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/PDFFILES/PRK_1977_Decree.pdf

2020年8月20日アクセス。)

	家)・レベルの条件	<p>②国境地域の住民の経済社会活動の安定：(Ⅱ)</p> <p>③交渉のベースとしての露清間の諸国境条約による国境線の存在：(Ⅳ)</p> <p>④中国：新たな独立国として境界画定の必要性：(Ⅱ)</p> <p>⑤中国：孤立の中で国境交渉を通じたロシアと中央アジアの旧ソ連諸国との友好関係構築：(Ⅱ)</p> <p>⑥ソ連／ロシア：国境地域への中国住民の浸透の状況下での露清間の諸国境条約による国境線の維持：(Ⅱ)</p>
ベトナムとの国境画定 (条約署名 1999年 12月 31日)	国際システム・レベルの条件	<p>①冷戦終了による社会主義陣営の崩壊、世界から孤立への危惧：(Ⅰ)</p> <p>②中国：天安門事件による国際社会の中国への経済制裁：(Ⅰ)、(Ⅲ)</p> <p>③中国：国際的孤立・制裁脱却のため国際ルールを守るビヘービアによりイメージ改善の必要性：(Ⅰ)、(Ⅲ)</p> <p>④新たな独立国として境界画定の必要性：(Ⅰ)</p>
	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	<p>①ベトナム：過去の中国・クメール・ルージュからの侵略・越境攻撃のような事態の再発回避のため国境画定を希求：(Ⅱ)</p> <p>②両国：国境地域の経済社会活動の安定、密輸・麻薬・人身売買等取り締まり上の必要性：(Ⅱ)</p> <p>③交渉のベースとしての清仏条約の国境線の存在：(Ⅳ)、(Ⅲ)</p> <p>④両国：新たな独立国として境界画定の必要性：(Ⅱ)</p>
ラオスとの国境画定(条約署名 1991年 10月 22日)	国際システム・レベルの条件	<p>①冷戦終了による社会主義陣営の崩壊世界からの孤立への危惧：(Ⅰ)</p> <p>②中国：天安門事件による国際社会の中国への経済制裁：(Ⅰ)、(Ⅲ)</p> <p>③中国：国際的孤立・制裁脱却のため国際ルールを守るビヘービアによりイメージ改善の必要性：(Ⅰ)、(Ⅲ)</p>
	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	<p>①両国：新たな独立国として境界画定の必要性：(Ⅱ)</p> <p>②両国：国境地域住民の生活の安定：(Ⅱ)</p> <p>③中国：国際的孤立・制裁脱却のため国際ルールを守るビヘービアによりイメージ改善の必要性：(Ⅱ)、(Ⅲ)</p> <p>④交渉のベースとしての清仏条約の国境線の存在：(Ⅳ)、(Ⅲ)</p> <p>⑤両国：国境地域の経済社会活動の安定、密輸・麻薬・人身売買等取り締まり上の必要性：(Ⅱ)</p>
ミャンマーとの国境画定(条約署名 1960年 10月 1日、中国が確定した最初の国境)	国際システム・レベルの条件	<p>②1959年のチベット動乱後の中印対立：(Ⅰ)、(Ⅲ)</p> <p>③1956年からの中ソ対立：(Ⅰ)、(Ⅲ)</p>
	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	<p>①両国：新たな独立国として境界画定の必要性：(Ⅱ)</p> <p>②中国：1958～61年の大躍進政策の失敗による飢饉と1959年のチベット動乱による国内不安定：(Ⅱ)、(Ⅲ)</p> <p>③交渉のパワーとしての1941年の英国・中華民国合意によ</p>

		る境界と、1913年の英国・チベット合意による境界線（マクマホン・ライン）の存在：(IV)、(III)
ネパールとの国境画定（条約署名1961年10月5日）	国際システム・レベルの条件	①中国：1956年からの中ソ対立：(I)、(III) ②中国：1959年のチベット動乱後の中印対立：(I)、(III)
	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	①両国：新たな独立国として境界画定の必要性：(II) ②中国：1958～61年の大躍進政策の失敗による飢饉と1959年のチベット動乱による国内不安定：(II)、(III)
パキスタンとの国境画定（条約署名1963年3月2日）	国際システム・レベルの条件	①1956年からの中ソ対立：(I)、(III) ②1959年のチベット動乱後の中印対立：(I)、(III)
	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	①両国：新たな独立国として境界画定の必要性：(II) ②中国：1958～61年の大躍進政策の失敗による飢饉と1959年のチベット動乱による国内不安定：(II)
アフガニスタンとの国境画定（条約署名1963年11月23日）	国際システム・レベルの条件	①1956年からの中ソ対立：(I)、(III) ②1959年のチベット動乱後の中印対立：(I)、(III)
	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	①両国：新たな独立国として境界画定の必要性：(II) ②中国：1958～61年の大躍進政策の失敗による飢饉と1959年のチベット動乱による国内不安定：(II)、(III)
モンゴルとの国境画定（条約署名1962年12月26日）	国際システム・レベルの条件	①1956年からの中ソ対立：(I)、(III) ②1959年のチベット動乱後の中印対立：(I)、(III)
	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	①両国：新たな独立国として境界画定の必要性：(II) ②中国：1958～61年の大躍進政策の失敗による飢饉と1959年のチベット動乱による国内不安定：(II)、(III) ③中国：社会主義国同志の国境画定を進めソ連に対し国境画定を促す：(II)
北朝鮮との国境画定（条約署名1962年10月12日）	国際システム・レベルの条件	①1956年からの中ソ対立：(I)、(III) ②1959年のチベット動乱後の中印対立：(I)、(III)
	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	①両国：新たな独立国として境界画定の必要性：(II) ②両国：国境地域の経済社会活動の安定：(II) ③中国：社会主義国同志の国境画定を進めソ連に対し国境画定を促す：(II)、(III)
カザフスタンとの国境画定（条約署名1994年4月26日）	国際システム・レベルの条件	①中ソ対立の終了：(I)、(II)、(III) ②冷戦終了による社会主義陣営の崩壊（中国の世界からの孤立への危惧）：(I)、(II)、(III) ③天安門事件による国際社会の中国への経済制裁：(I)、(III)
	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	①両国：国境地域の経済社会活動の安定：(II) ②中国：孤立の中で国境交渉を通じたロシアと中央アジアの旧ソ連諸国との友好関係構築：(I)、(II)、(III) ③カザフスタン：中国とロシア・カザフスタン・キルギス・タジキスタンの合同交渉実施：(I)、(II)、(III)

キルギスとの国境画定 (条約署名 1996年 7月 4日)	国際システム・レベルの条件	①中ソ対立の終了：(I)、(II)、(III) ②冷戦終了による社会主義陣営の崩壊（中国の世界からの孤立への危惧）：(I)、(II)、(III) ③天安門事件による国際社会の中国への経済制裁：(I)、(III)
	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	①両国：国境地域の経済社会活動の安定：(II) ②中国：孤立の中で国境交渉を通じたロシアと中央アジアの旧ソ連諸国との友好関係構築：(I)、(II)、(III) ③キルギス：中国とロシア・カザフスタン・キルギス・タジキスタンの合同交渉実施：(I)、(II)、(III)
タジキスタンとの国境画定 (条約署名 1999年 8月 13日)	国際システム・レベルの条件	①中ソ対立の終了：(I)、(II)、(III) ②冷戦終了による社会主義陣営の崩壊（中国の世界からの孤立への危惧）：(I)、(II)、(III) ③天安門事件による国際社会の中国への経済制裁：(I)、(III)
	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	①両国：国境地域の経済社会活動の安定：(II) ②中国：孤立の中で国境交渉を通じたロシアと中央アジアの旧ソ連諸国との友好関係構築：(I)、(II)、(III) ③キルギス：中国とロシア・カザフスタン・キルギス・タジキスタンの合同交渉実施：(I)、(II)、(III)
ベトナムとのトンキン湾海洋境界画定 (条約署名 2000年 12月 25日)	国際システム・レベルの条件	①冷戦終了による社会主義陣営の崩壊、世界から孤立への危惧：(I) ②中国：天安門事件による国際社会の中国への経済制裁：(I)、(III) ③UNCLOS の成立：(IV)、(III) ④中国：国際的孤立・制裁脱却のため国際ルールを守るビヘービアによりイメージ改善の必要性：(I)、(III)
	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	①両国：自国漁船操業の安全確保：(II) ②ベトナム：自国の水産資源保護：(II) ③両国：石油・ガス探査・開発の可能性確保：(II) ④両国：交渉のベースとしての清仏条約の境界線の存在：(IV)、(III) ⑤両国：新たな独立国として境界画定の必要性：(II) ⑥両国：安全保障上重要な海域を法的に曖昧な状態で放置することは両国間の関係の安定に危険：(II)

(筆者作成)

フレイヴェルは、境界画定において、「国家は、自国の安全に対する国内もしくは外部の脅威に直面しているときに、妥協しやすい」として、安全保障環境(Security environment)が協調の要因(Source of cooperation)となる（本章冒頭の表4）との説を唱えている。

中華人民共和国がこれまでに行った13件の国境・海洋境界画定は、全て1960年代初頭

(6件)または1990年代(7件、トンキン湾境界画定のみ妥結は2000年であるが91年の交渉再開合意から交渉が続いているので90年代の画定の例に加えた)に集中している。

この両時期はともに中国が、国際システム・レベルまたはユニット・レベルの情勢により国家あるいは共産党支配体制の危機に直面した時期である。60年代は、1958～61年の大躍進政策の失敗による飢饉と1959年のチベット動乱による国内不安定というユニット・レベルの脅威と1956年からの中ソ対立、1959年のチベット動乱後の中印対立という近隣国との対立というユニット・レベルの脅威に直面していた。また、90年代は、天安門事件による国際社会の中国への経済制裁と冷戦終了による社会主義陣営の崩壊による世界からの孤立というシステム・レベルの脅威に直面していた。13件の境界画定には、もちろんそれぞれの境界画定事案には、これ以外にも、ユニット・レベルや国際システム・レベルの「境界画定の必要性」や「共通のルールが存在」等境界画定を促進するあるいは容易にする要因も作用しているが、すべての境界画定に共通しているのは、中国が何らかの理由で危機に直面し、強い脅威を感じていたことである。

ただし、国内的な最大級の危機であった1966～76年の文化大革命期には対外的な交渉の余裕もなく国境画定交渉は全く行われていない。ソ連との東部国境交渉は1964年8月に中断し、65年からの中ソ対立の本格化もあり、69年のダマンスキー島での軍事衝突を含め、67年から中国側の国境侵犯事件が相次ぎ、東部国境・西部国境で紛争が相次いだ。

フレイヴェルは前掲論文で、中国の行ってきた領土・境界紛争解決についての一般的な傾向として、中国は、1949年以来23件の領土紛争のうち17件を解決し、その特徴的なパターンとして、①解決のほとんどで実質的妥協を行い係争地域の50%以下の面積を取得している場合が多く、②係争地域をめぐり中国は優位なパワーを弱小な近隣国との交渉に利用せず、③パワーが増大しても譲歩を拒む傾向を示さず、逆に、1990年代にパワーが急速に増大した時期に8つの紛争で妥協しており、④多くの場合、19世紀に外国勢力に領土を割譲した『不平等条約』が設定した境界線を基本的に受け入れたと分析している⁴⁰⁷。そし

⁴⁰⁷ M. Taylor Fravel、前掲論文、pp.46-47。フレイヴェルが、この論文で中国の領土紛争(China's Territorial Disputes)として分析の対象としたのは、(1)領土紛争(Homeland Dispute)として、①香港、②マカオ、③台湾を、(2)国境紛争(Frontier Disputes)として、①ビルマとの国境、②ネパールとの国境、③インドとの国境、④北朝鮮との国境、⑤モンゴルとの国境、⑥パキスタンとの国境、⑦アフガニスタンとの国境、⑧ロシアとの東部国境、⑨ブータンとの国境、⑩ラオスとの国境、⑪ベトナムとの国境、⑫ロシアとの西部国境、⑬カザフスタンとの国境、⑭キルギスタンとの国境、⑮タジキスタンとの国境、⑯ロシアとの国境の戦略的中洲(黒カッシ島)をめぐる境界、(3)海洋の島礁の領有権紛争として、①バック・ロン・ビー(白龍尾)島、②パラセル諸島、③スプラトリー諸島、④尖閣諸島の23の紛争であり、トンキン湾、南シナ海(海域)、東シナ海、黄海における海洋境界については論じていない。また、フレイヴェルが、領有権紛争があったと認識しているバック・ロン・ビー島については、筆者は、本稿で後述するように(p.189-190)ベトナムと中華人民共和国の間では紛争は存在しなかったと考える。

て、これを踏まえて、「領土問題における行動様式 (behavior) は、ある国家が現状維持 (status quo) を追求しているか、修正主義外交政策 (revisionist foreign policy) を追求しているかを測る基本的指針である」と評価している⁴⁰⁸。

フレイヴェルが同論文で分析したのは、陸上の領土・境界と島礁の領有権交渉であり、予めその領域が定まっているトンキン湾、南シナ海、東シナ海、黄海のような海洋の境界については扱っていない。陸上の領土や島礁の領有権紛争での紛争地域とされるのは、多くの場合、各紛争当事国が自国領であると主張する地域の重なった部分である。それぞれの国の領有の認識とその根拠の基準が一致していないため、それぞれ異なった認識で主張しあう領域を分割する交渉が妥結した結果、各当事国がそれぞれ何パーセントの土地を取得したかは、各当事国が交渉当初に、どのような根拠・認識で陸地領土の領有権を主張したかに大きく依存する。また、紛争地域の中に重要性の高い地域と低い地域が混在する。従って、どの当事国が紛争地域面積の何パーセントを取得したかは一つの指針ではあるが、これにより、当事国のどちらがより妥協的で、より多く譲歩したかを測るのは困難である。

フレイヴェルの挙げる 17 件の解決された国境紛争において中国が、近隣諸国に対してパワーを誇示して威圧的な交渉を行うことがあまりなかったことは事実であるが、これは、上述のとおり 1960 年代の国内の不安定や 1990 年代の国際的孤立が最大の要因であったと考える。また、未解決の国境紛争においては必ずしもフレイヴェルの主張は当たっていない。

また、中国が多くの場合、清が露、英、仏の欧州列強との間に結んだ「不平等条約」の境界線を共通の出発点とし、その後の時代の領土支配実態を検討して国境画定作業を行ったことは事実であり、これにより短期間にインドとブータンを除く全ての国との陸上国境画定を達成した中国の判断は適切であったと考える。英領と仏領のインドシナと清との境界線はほとんどの場合、英仏による植民地化以前の元々のインドシナ諸国と中国辺疆との歴史的・地理的な境界をほぼ踏襲するものであった。

一般論として、ある大国が、国境・境界画定交渉における協調的な態度により近隣国との協力的な関係を模索していることが、その大国が他の大国との関係も含む国際システム全体の中における、現状維持勢力であるか、修正主義勢力であるかを判断することは必ずしも可能ではないと考える。ただし、1960 年代と 1990 年代の国境画定交渉の行われた当時においては、中国は一般的に、近隣国に対し威圧的な姿勢で領土拡張を試みていないので、近隣国との関係において、中国はその当時、修正主義外交政策を追求していなかった評価することはできるであろう。

⁴⁰⁸ M. Taylor Fravel、前掲論文、pp.47。

第4章 トンキン湾海洋境界画定交渉

本章では、画定交渉に臨んだ両国の立場、考え方とともに、交渉の推移、交渉のために用いた方法を検証する。

トンキン湾は、西はベトナム北部海岸、北は中国広西チワン族自治区海岸、東は中国海南島に面している。海南島の北にある広東省の雷州（中国語読み：レイチョウ）半島との間には瓊州（中国語読み：チュンチョウ、日本語読み：ケイシュウ）海峡があり北の湾口となっている。トンキン湾の面積は、約13万km²で、南の湾口はベトナム中部北緯17度線付近のベトナム海岸の沖合にあるコン・コー（Côn Cỏ）島と海南島の鶯歌嘴（中国語読み：Yingge Zui）を結ぶ線である。豊富な水産資源に恵まれており古くから越中両国沿岸住民の漁業活動が盛んである。また、石油・天然ガス資源の埋蔵も予想されていた。

最初のトンキン湾海洋境界画定の試みは、1973年、トンキン湾での石油探査を目指していたベトナムが中国に対して行った提案によって開始された1974年の交渉と77～78年の交渉であるが、カンボジア情勢により越中両国間の関係が悪化する中で交渉は進展せず、79年の中国軍のベトナム侵攻により、91年まで国交断絶の状態が続き交渉は長期にわたり中断した。

1991年の国交正常化に際し、共同声明で両国は、解決すべき第一の問題として国境・海洋境界問題の解決を明示した。トンキン湾海洋境界画定は1993年から実質的な交渉が開始され、停滞した時期もあるが、最終的に2000年末に交渉が妥結してトンキン湾の海洋境界画定条約とともに、トンキン湾における漁業協力協定が締結された。

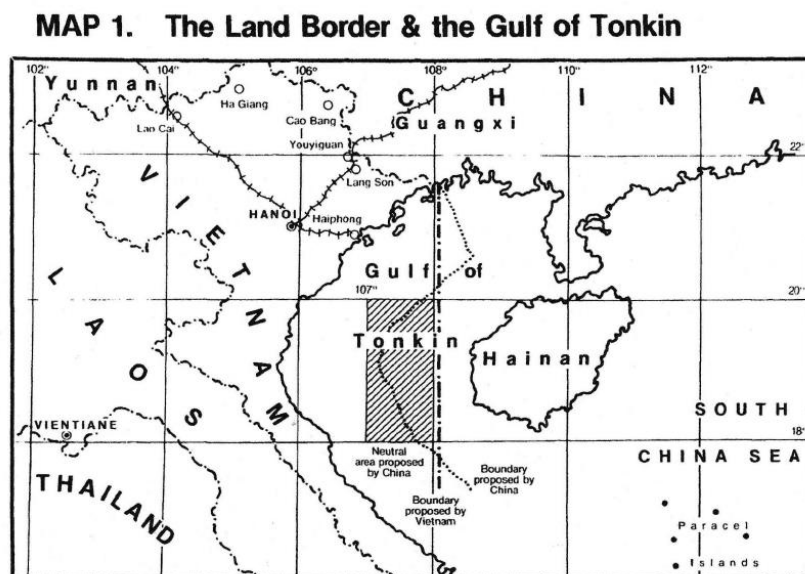
交渉については、海洋境界の画定という越中両国にとり極めて重要な国益のかかった外交交渉であるので、交渉のための会議や協議の内容は、政府の公式発表としては公表されていない。本章では、70年代の交渉については研究者の著書・論文により、90年代の交渉については、ベトナムの交渉当事者への筆者のヒアリング、当時外務次官で中国政府代表として交渉にあたった唐家璇元中国外相の回顧録、また、研究者の著書・論文などにより交渉の事実関係を可能な限り客観的に検証する。

第1節 1970年代の交渉

1973年1月27日に米国、北ベトナム、南ベトナム、南ベトナム臨時革命政府によるパリ和平協定が成立した後の1973年12月26日、北ベトナム政府は、在ハノイの中華人民共和国大使を通じて同国に対して、トンキン湾の海洋境界画定について政府間の交渉を行いたいとの要請を伝えた。この時点で、北ベトナムは陸上境界画定の交渉は提案しておらず、これが、北ベトナムが中国に対して行った最初の境界画定交渉提案であった。チャン・パオミンは「トンキン湾が最初に提案された交渉案件であったことは、領土紛争全体

にとっての中心的な重要性を明確に示していた」と見ている⁴⁰⁹。1974年1月18日、中国は、東経107度線と108度線、北緯18度線と20度線に囲まれる長方形の海域を、両国ともに開発を行わず、また第3国に対しても開発を行わせない暫定開発留保水域とすることを条件に交渉開始に同意した⁴¹⁰。

【図-4 トンキン湾地図（暫定開発留保水域）】



出典：Chang Pao-min, “The Sino-Vietnamese territorial dispute”, p.15。中国が交渉開始の条件とした暫定開発留保水域が斜線で示されている。

しかし、中国の北ベトナムへの回答と時を同じくする1月17～19日にかけて、中国人民解放軍海軍はトンキン湾の湾口に近いパラセル諸島の西半分を支配していた南ベトナムの海軍艦艇と駐屯部隊とを攻撃して同諸島の全島礁を奪取する作戦を敢行した。1月18日のトンキン湾境界面定交渉受け入れの回答は、北ベトナム、南ベトナムと国際社会に対し、中国が海洋主権問題で平和的な交渉による解決を受け入れる姿勢をアピールする狙いがあったとも推測し得る。

この事件については、ビル・ヘイトンの詳細な記述に基づく事件の概要は次のようなものである。

1974年1月19日、中国海軍と南ベトナム海軍がパラセル諸島で交戦し、中国軍が南越軍を駆逐しパラセル諸島の全島を実効支配下に置いた。それまで、パラセル諸島のウッデ

⁴⁰⁹ Chang Pao-min、前掲書、p.24。

⁴¹⁰ 同上、p.25。この海域の設定について、チャン・パオミンは、中国は「二国間合意が達成される前に、両国間の、あるいは第三国との紛争を避けたいと思ったものと思われる」と見ている。

イー島（永興島）など東部諸島は中国が実効支配し、クレセント諸島とも呼ばれる西部のパトル島（珊瑚島）、ロバート島（甘泉島）、マネー島（金銀島）、ドラモンド島（晋卿島）、ダンカン島（琛航島）など7島は、南越が支配していた。1月14日、南越海軍艦がロバート島沖300mに停泊中の中国のトロール船2隻を発見し、16日、派遣された南越海軍艦は、ドラモンド島、ダンカン島にすでに中国軍が上陸しているのを発見。17日、南越海軍艦は、マネー島に海軍特殊部隊員15名を上陸させた。南越側は海軍艦艇3隻を増派し、18日、ダンカン島に特殊部隊員らを上陸させようとしたが、中国側が海軍艦4隻に加えさらに2隻を増援したため上陸を中止した。19日朝8時、南越側は上陸して交渉することを目指して再び上陸を試みるが中国側に射撃され2名が戦死し撤退した。同日10時、南越海軍艦4隻は、中国艦隊に射撃を開始し中国艦2隻に大きな損害を与えるが、1隻は撃沈され、残る3隻も大きな損害を受け戦闘不能となり、パトル島、マネー島、ロバート島のベトナム兵と気象観測所要員を残したままダナンに撤退した。取り残された南ベトナム兵等は中国海軍艦の艦砲射撃後にトロール漁船から上陸してきた中国兵に降伏した⁴¹¹。

また、ヘイトンは1989年に北京で出されたパラセル諸島攻撃作戦公式記録に基づき、1973年、毛沢東と周恩来が下した命令であり作戦を任されたのは鄧小平であったとしている。さらに、機密解除された米軍文書によるとして「1973年12月以降、中国軍の何百名もの奇襲部隊員が北海市で目撃されている。毎日6隻のトロール漁船で港を出ていき、夕方になると戻ってくる。これが10日ほど続いた」と書いている⁴¹²。

パラセル諸島の海戦は、中国人民解放軍の初めての艦隊海戦であり。12月の中国軍演習がパラセル諸島奪取をシミュレーションしたものであったとすれば周到に訓練を行ったと考えられ10日以上行ったとされることから、中国のパラセル諸島全域を支配するとの政策決定と攻撃計画は73年12月26日の北ベトナムのトンキン湾境界面定交渉提案より前であったことになり、パラセル全島奪取は、来るべきトンキン湾海洋境界面定交渉、南シナ海海洋境界面定交渉に向けて、中国のポジションを有利にすることも目標としたものであった可能性が強い。

チャン・パオミンは、中国と南ベトナムの衝突に関する北ベトナムの立場につき「ハノイは、サイゴンの軍の敗北の直後に『多くの場合、隣国間の領土・国境をめぐる複雑な紛争では注意深く慎重な検討が必要である。関係国は交渉により良き隣人の精神で紛争を解決すべきである』と中国との意見の相違を公然と表明する前例のない公式声明を発出し、ベトコン（南ベトナム解放民族戦線）もこれを踏襲した。ハノイの立場は、暗示的に中国のパラセル諸島に対する主張への支持を取り下げ、中国の行動に深刻な留保を示唆するものであった」と書き、また、74年2月初の南ベトナムによるスプラトリー諸島6島への兵員配置による支配強化に「北ベトナムは暗黙の支持を与えた」、「パラセル諸島事件は、領

⁴¹¹ ビル・ヘイトン、安原和見訳『南シナ海』河出書房新社、2015年、pp.110-114。

⁴¹² 同上、pp.109-110。

土紛争に関する限り、中越関係の転換点を画するものであったように見える」として、海洋主権問題に関する北ベトナム・中国関係における、中国のパラセル諸島全域奪取事件の重要性を指摘している⁴¹³。

北ベトナムは、中国の海洋権益に関する意図についての猜疑心を一層高めたものと思われ、石油探査を早急に開始したかったため、境界画定完了まで開発留保海域を設けるという中国側提案の条件を受け入れ、74年8月15日に北京において外務次官レベル交渉が開始された。1887年の清仏条約の子午線により境界は画定済みと主張するベトナムの立場と、同線は島嶼の帰属を定めたもので海洋境界線ではないとする中国側の立場が対立し、妥協を見いだせなかった。ベトナムの主張は、中国側が受け入れれば、湾の約2/3がベトナムの海域となるものであった⁴¹⁴。

ベトナムの1973年のトンキン湾海洋境界画定提案は、石油探査を行うためであったことがほぼ定説になっているが⁴¹⁵、筆者は90年代の交渉に携わった越外務省幹部によれば、石油開発以上に、ベトナムの海域で操業する大量の中国漁船の取り締まりが最大の目標であったと考えるとの発言に接した⁴¹⁶。

また、ベトナムはトンキン湾を越中2国が歴史的に管理してきた「歴史的湾」とすることも提案したが、中国側は受け入れず、中国は海南島と中国本土の雷州半島の間にある瓊州海峡は自国の内水であると主張したこともあり、11月まで2か月以上にわたり交渉が行われたが進展はなかった。その後、第2回目の交渉は77年10月～78年6月に行われたが、両国関係がカンボジア問題をめぐり政治的に困難な状況下で行われたので、全く進展しなかった⁴¹⁷。

1887年清仏条約は、いずれも正文とするフランス語と中国語のテキストで作成され1887年6月26日、北京で署名されたものであるが、付属地図にパリ・メリディアン

⁴¹³ Chang Pao-min、前掲書、p.25。

⁴¹⁴ 東経108度3分13秒の子午線による境界画定の場合、湾の2/3がベトナムの海域となるとの見積もりは、ゾウ・ケユアンによる(Zou Keyuan、前掲1999年論文、p.240)。

⁴¹⁵ 例えば、Luu Van Loi、*The Essentials of Vietnamese Land, Sea and Sky*, Thế Giới Publishers, 2015, p.68。

⁴¹⁶ 越外務省幹部への筆者ヒアリング(2017年8月3日、ハノイ)：「72年に米国が南ベトナムからの撤退を決定したことから、ベトナムに国境・境界問題を考える余裕ができた。70年トンキン湾では米越間で多くの小競り合いがあり、ベトナムの漁船があまり出漁しなくなったため、大量の中国漁船がベトナムの海域でも操業するようになっており、越はこの状況を懸念していた。そのことが73年に(石油開発のためとして)トンキン湾海上境界画定交渉を提案した最大の理由である」と考える。この当時、石油開発について考えていたかもしれないが、第一義的な問題ではなかったように思う。また、74年1月に中国がパラセル諸島を南ベトナムから武力奪取したことも、越が、トンキン湾海洋境界画定を急いだ理由の一つである」。

⁴¹⁷ チャン・コン・チュック博士への筆者ヒアリング(2017年8月5日、ハノイ)などによる。

経 105 度 43 分（グリニッジ子午線の東経 108 度 3 分 13 秒の子午線にあたる）に赤い直線が引かれている。

ベトナム側は、①トンキン湾は越中両国のみが管理してきた『歴史的湾』である、②両国は湾口を定義して、清仏条約の定める東経 108 度 3 分 13 秒の子午線を境界線として湾内の海域を分割する」ことを主張した。条約締結当時、領海を超える排他的経済水域や大陸棚水域の制度は確立しておらず、この子午線がトンキン湾の海洋管轄権を越中 2 国で分割するには、トンキン湾は「歴史的湾」でなければならず、トンキン湾分割と「歴史的湾」はセットでなくてはならなかった。

これに対し、中国側は、「①トンキン湾は湾口が広く『歴史的湾』とするのは無理がある、②1887 年の清仏条約は、陸上の国境線は定めているが、東経 108 度 3 分 13 秒の線は各々の国に帰属する島嶼を定義する線であり、海洋境界を定めるものではない、③瓊州海峡は中国の内水である」と主張した。

清仏条約の東経 108 度 3 分 13 秒の線の解釈をめぐる対立については、同条約第 2 条の関連部分のフランス語と中国語のテキストの表現の違いが解釈の乖離の原因であったとする研究者が多い⁴¹⁸。1887 年清仏条約の仏語正文テキストと中国語正文テキストの表現に齟齬があったとされる関係部分について、チャン・コン・チュック博士から入手した仏語正文テキスト⁴¹⁹からのプレスコットの英訳とチャン・パオミンの英訳を参考にした筆者の和訳は次の通りである。

【フランス語正文テキスト】：パリ子午線の東経 105° 43' の線、つまり、Tch'a-Kou または Ouan-chan (Tra-Co) 島の東端を通過する南北の線で、境界を形成する線の東にある島々も中国に属する。この線の西にある Go-Tho 諸島と他の島々は、アンナンに属する。

中国語正文テキストからのチャン・パオミンの英訳⁴²⁰からの筆者和訳は次の通りである。

⁴¹⁸ チャン・パオミン、ゾウ・ケユアン、リュウ・ヴァン・ロイ、チャン・コン・チュックともに越中間の立場の相違の最大の原因としてこの点を指摘している。

⁴¹⁹ チャン・コン・チュック博士から入手した仏語テキスト：

Les îles qui sont à l'est du méridien de Paris 105° 43' de longitude est, c'est-à-dire de la ligne nord-sud passant par la pointe orientale de l'île de Tch'a-Kou ou Ouan-chan (Tra-Co) et formant la frontière, sont également attribués à la Chine. Les îles Go-tho et les autres îles qui sont à l'ouest de ce méridien appartiennent à l'Annam.

⁴²⁰ チャン・パオミンの中国語テキストからの英訳：

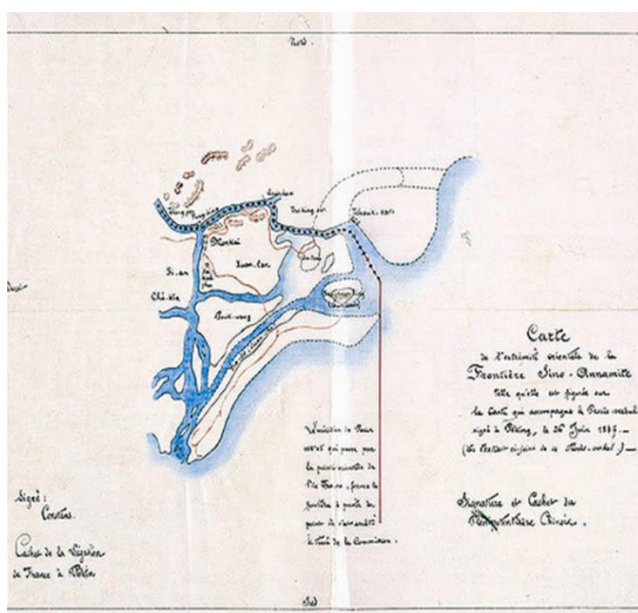
As far as the islands in the sea are concerned [italic added], the red line drawn by the officials of the two countries responsible for delineating the boundary shall be extended southward from the eastern hill-top of Chagushe [or Wangzhu in Chinese] and constitutes the dividing line. The islands lying east of this line shall belong to China. The islands of Jiutousan (*Gotho* in Vietnamese) and other small islands west of this line

【中国語正文テキスト】：海洋の島々については（As far as the islands in the sea are concerned）、両国の境界画定担当者が引いた赤い線は Chagushe(中国語で Wangzhu)の東部の丘の頂上から南に伸びて分割線を形成する。この線の東にある島々は中国に帰属する。Jiutousan（ベトナム語で Gotho）の島々とこの線の西にある他の小さな島々はベトナムに属する。」

フランス語テキストには中国語テキストにある、「海洋の島々については（As far as the islands in the sea are concerned）」との表現がないので、これにより越中間の主張に差異が生じたことが考えられる。

また、フランス語テキストは境界の子午線について「境界を形成する線（仏語正文：formant la frontière、プレスコット英語訳：which forms the boundary、チャン・パオミン英語訳：forming the boundary）」と表現しており、同条約中で、陸上国境も仏語正文では同じ「frontière」の語が用いられていることも、ベトナム側が同子午線を「海洋境界」と解釈した理由のひとつと考えられる。

【図-5 1887年清仏条約仏語正文付属地図】



(ベトナム社会科学院より入手)

グエン・ホン・タオは、ベトナムの主張の根拠として「1985年2月14日の国際仲裁裁

shall belong to Vietnam. (上記 Chang Pao-min, “The Sino-Vietnamese territorial dispute”, p.13) ゴウ・ケアンは、この英訳文についても上記の論文 (Zou Keyuan、前掲 1999年論文、p.238) でこのチャン・パオミンの英訳文を使用している。

判所のギニアとギニア・ビサウの海洋境界紛争についての裁定」⁴²¹の中で、1886年5月12日のフランスとポルトガルとの植民地境界画定条約第1条（Article 1 of a Convention of 12 May 1886 between France and Portugal for the delimitation of their respective possessions of West African states、正文はフランス語）における陸上境界を定める川（Cajet River）の最深線（talweg）の海上への延長線の意味について、ギニアは島嶼の帰属を示すものであるとしたのに対し、ギニア・ビサウは、海洋境界線であると主張した係争について「19世紀において『frontier』の語は国の境界の意味と効果を持つ」としていること、また更に、ローラン・ルッキーニとマイケル・ヴォルケルの見解を引用して、「19世紀から20世紀初頭において海洋境界画定に当たり、陸上境界を海上に延長する方法は広く行われていた」と述べている⁴²²。ただし、1985年2月14日の仲裁裁判所裁定は、「limit」の語は「境界（boundary）」の意味を持ち得るとはしつつも、フランスもポルトガルも、また、法的権利・義務の継承者たるギニアもギニア・ビサウも海洋境界紛争が生じるまで、陸上境界の延長線が海洋境界を画定していると認識していなかったこと、また、1885～1886年の境界条約交渉過程の議事録（minutes）にも海洋境界画定についての言及がなく当時の支配的国際情勢（circumstances）からしても、1885年条約は海洋境界を画定したものではないと結論している。

ベトナム側が、この主張を提案し堅持した真意は明らかではないが、1970年代当時、海底油田の探査・採掘を境界画定の目的とするなら、3海里または12海里的領海の範囲を越えて油田探査を行うために、トンキン湾を中国との間で分割して海洋境界を画定しようとしていたわけであり、境界画定交渉が行われた1974年、1977年当時の、1973年から第3次国連海洋法会議が開始され、排他的経済水域についても議論されていたが、未だ排他的経済水域の制度は成立しておらず、領海を越えた資源開発の根拠となる国際法規範は未だ確立していなかったため、交渉上の打ち出しのポジションとして、1887年の清仏条約のラインを持ち出してトンキン湾を「歴史的水域」と考えて越中二国間で分割しようとの考えを提案したのではないかと思われる。

中国側は、「歴史的水域」の考え方を否定しているので「排他的経済水域」の制度が確立していなかった当時、湾の管轄水域を両国間で分割できると考えていなかったとも受け取ることができ、さらに、清仏条約の線のベトナム側海域内に、両国および第三国に開発を認めない海域を設定することを条件にするなど、交渉することは受け入れるが、当面、交渉を妥結させる意志はなかった可能性も考えられる。

第3次国連海洋法会議は、1973年に開始されており、後の1982年に領海12海里、排

⁴²¹ “Award by the Arbitral Tribunal on the maritime Delimitation between Guinea and Guinea-Bissau, 14 February 1985”, *Delimitation Treaties Infobase*, DOALOS/OLA-UNITED NATIONS.

⁴²² Nguyen Hong Thao, “Maritime Delimitation and Fishery Cooperation in the Tonkin Gulf”, *Ocean Development and International Law*, 36:25-44, 2005, pp.27-28.

他の経済水域 200 海里、大陸棚水域の制度など現行の海洋法体制を確立した国連海洋法条約 (UNCLOS) を成立させるが、すでに 1974 年には 200 海里的「排他的経済水域」の制度の考え方は多くの国に支持され始めていた。1970 年代の越中間の交渉当時、中国側はもとより、ベトナム側にも国連海洋法会議の成り行きを見極めてからトンキン湾の海洋境界画定を行った方が良くはないかとの考えもあったと考えられる。

また、トンキン湾海洋境界を 1887 年の清仏条約で実際に画定することについては問題点も多かった。プレスコットは、同主張に基づいて実際に海洋境界画定を行う場合の問題点として 4 点を指摘している⁴²³。

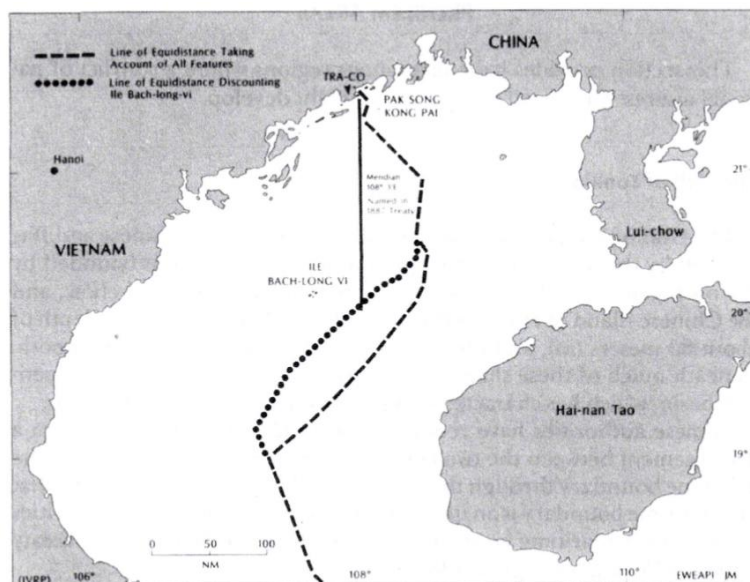
第 1 に、グリニッジ東経 108 度 3 分の子午線には最終点が印されていない。チャーコー (Tra Co) 島から北に延長すれば中国の海岸と交差し、南に延長すれば、フエ市とダナン市の間あたりのベトナムの海岸と交差する。最終点について合意することも可能であるが、条文にトンキン湾とのメンションがないので合意には困難が予想される。第 2 に、条約の子午線が海洋境界であるならば、(子午線はチャーコー島東端上を通っている) ベトナムがチャーコー島の東端沖に領海を持つことを否定することになる。第 3 に、当時は領海 3 海里と漁業専管水域の設定しか行われていなかった時代であり、この子午線を海洋境界とすることを意図していたとするならば、そのような新たな試みについて、条文に特別に言及があったであろうと考えられる。第 4 に、条約には、この子午線の使用について、英国、ドイツ、スペイン、米国などの植民地勢力が条約で島嶼群をの帰属を区分するときに全島嶼に命名することを省略するために使用していた直線と区別するものが何もない。1939 年にはフランスのインドシナ総督もタイ湾でカンボジアとコーチシナの所属島嶼の区分にこのような直線を使用している。

また、プレスコットは、中国が主張するように新たに境界線を画定する場合、ベトナムの海岸から 38 海里的の距離で湾のほぼ中央に位置するベトナム領のバック・ロン・ビー (Bach Long Vi、白龍尾) 島の扱いについて、中国は、境界画定において同島に完全な効果を与える場合には島が存在しない場合に比して、主張できる中国の管轄海域が 1,700 平方海里少なくなることから、1981 年当時、国連海洋法会議で、等距離の原則、衡平の原則の議論が進んでいる状況下で、ペルシャ湾、アドリア海、トーレス海峡における境界画定の例を引いて、ベトナム本土から遠隔のバック・ロン・ビー島の効果を減少させることを主張することもできようが、その場合、そのような立場が、中国が抱えている他の海洋境界紛争において不利にならないよう、状況をよく精査することが必要であろうとしている。またベトナムについては、隣接国、また対岸国との交渉においては、等距離線を主張

⁴²³ John Robert Victor Prescott, *Maritime Jurisdiction in Southeast Asia: Commentary and Map, Research Report No.2*, East-West Environment and Policy Institute, East-West Center, Honolulu, Hawaii, 1981, pp.11-12.

することが最大の領域確保に有利であろうと書いている⁴²⁴。

【図-6 トンキン湾地図-バック・ロン・ビー島の効果】



Map 2. The Gulf of Tonkin.

出典：Prescott, John Robert Victor, *Maritime Jurisdiction in Southeast Asia: Commentary and Map, Research Report No.2*, East-West Environment and Policy Institute, East-West Center, Honolulu, Hawaii, 1981, p.12. -----はバック・ロン・ビー島の効果を100%考慮した場合の中間線で、……は同島の効果を差し引いた場合の中間線。

北ベトナム側は「歴史的湾」として清仏条約の線によるトンキン湾海域の分割することを主張していたわけであり、そのために「湾口を定義すること」も強調している。チャン・パオミンは「北ベトナムは明らかにトンキン湾を南シナ海の水域から分けて扱いたかったが、中国はそうすることにやや消極的であったように見える」、「ハノイは明らかに将来の南シナ海の島々の問題の解決に目を向けており、1930年代に中国政府がフランスとの外交文書のやりとりで試みたように、中国が清仏条約で引かれた赤い線を海のすべての島々に適用しようとする試みを行うことに先制しようとしていた可能性は十分にある。ハノイが赤い線が南シナ海から明確に分離された歴史的湾だけを分割する海洋境界であると北京に同意させられなければ、ベトナム政府は赤い線の東側にあるパラセル諸島とスプラトリー諸島に対する法的権利を主張することは難しいであろう」と分析している⁴²⁵。

清仏条約の東経108度3分13秒の子午線に引かれた赤い線を南に延長すれば、ベトナム

⁴²⁴ 同上、p.13。

⁴²⁵ Chang Pao-min、前掲書、p.26。

ム中部ダナン市付近でベトナムの海岸と交差し、その後は内陸を通過して、南部のホーチミン市の北約 100km のファンティエット市付近で再び海岸線と交差して海に出ることとなるのでパラセル諸島、スプラトリー諸島でベトナムに所属する島礁はなくなる。

1974 年 1 月の中国の武力によるパラセル諸島全域支配の直後に南ベトナムが行ったスプラトリー諸島 6 島への進駐に黙示の承認を与えた北ベトナムは、74 年 11 月に第 1 回交渉が中断した後、75 年 4 月にはこれらスプラトリー諸島の 6 島を南ベトナムから奪取して占領した。これについて、チャン・パオミンは、「ホーチミン陥落前の 1975 年 4 月に、前年、南ベトナムによって占領されていたスプラトリー諸島の 6 島を占領し、同年 5 月末には人民軍機関誌にスプラトリー諸島全域をベトナム領とする地図を掲載し、報道によれば同時期に外国石油会社と同諸島海域での石油探査・採掘の再開についての交渉を開始したが、中国が、トンキン湾についての清仏条約のベトナムの解釈を受け入れそうもないことから、中国に対して全島礁の領有を主張するには、ベトナムは、少なくともスプラトリー諸島のいくつかの島を占領することが交渉力を増すと計算したものであろう」として来たるべき南シナ海における領有権交渉を有利に導くために行動したと見ている⁴²⁶。

北ベトナム政府は、このとき、74 年 1 月の中国によるパラセル諸島の南ベトナムからの奪取、同年 2 月の南ベトナム軍によるスプラトリー諸島の 6 島の占領を受けて、ベトナム統一の最終段階で、海上での軍事行動に割く兵力の余裕があったとも思われぬ中を、迅速に判断して行動したことがうかがえる。

1974 年 8～11 月の第 1 回交渉でも、1977 年 10 月～78 年 6 月の第 2 回交渉でも、両国ともに、交渉の方向性やトンキン湾境界画定の南シナ海の島礁の領有権主張への影響などを考慮して、中国側、ベトナム側ともに、自国が有利になるような主張を組み立てて主張し、妥協することはなく、全く交渉は進展しなかった。

1976 年に発足したカンボジア・ポル・ポト政権はベトナム国境への侵入を繰り返したため国境での軍事衝突が次第に激化し、同年 12 月には大規模な衝突が起り、越・カンボジアは国交断絶した。中国はポル・ポト政権を支持し、1978 年 5 月、中国は対越援助を打ち切り越中関係は悪化した。

カンボジア問題をめぐる両国の対立は一層厳しいものになり、1979 年 2 月には、60 万といわれる中国軍のベトナム北部一帯への侵攻から全面戦争に至り、その後も 80 年代を通し中国軍は国境地帯で繰り返し攻勢をかけており、冷戦が終了した後の 1991 年 11 月の国交正常化後の 1992 年まで、トンキン湾海洋境界画定交渉も再開することはなかった。

この間、ベトナムは、1982 年 11 月 12 日に行った同国の領海直線基線の設定についての国連に対する通報の中でトンキン湾について触れ、同湾は 1887 年の清仏条約で境界は画定しており、「歴史的湾」である同湾のベトナム側の水域は法的には内水の制度が適用

⁴²⁶ Chang Pao-min、前掲書、p.27。

される旨表明している⁴²⁷。

これに対しては、中国は、74年および77～78年の交渉において主張したとおり、トンキン湾は「歴史的湾」ではないとの立場である。米国は、同年12月6日に、ベトナムと同様にトンキン湾に面する中国が「歴史的湾」であると考えていないことを理由に「歴史的湾」と認める要件を満たしていないとの見解をベトナムに対して通報している。また、同年12月5日にフランスが、83年11月22日にタイもベトナムの主張に反対の立場を表明している。中国は、85年11月28日に、パラセル諸島およびスプラトリー諸島の領有権を主張するとともに、トンキン湾の海域については、これまでにいかなる境界画定も行われていない旨の声明を発表している⁴²⁸。

第2次インドシナ戦争もほぼ終了した73年12月、北ベトナム政府は、トンキン湾の海洋境界画定につき、経済的理由（トンキン湾での石油探査、水産業操業の安定、ベトナム北部海岸の海港からのシーレーンの安定など）、政治的理由（国民の経済・社会生活の向上への要請）、戦略的理由（安全保障、海洋主権の保全、首都ハノイを含むベトナム北部地域の防衛）などの理由から、フレイヴェルの理論でいう「協調戦略（cooperation strategy）」を採用し、中国に交渉を提案した。中国は、湾の中央部に暫定開発留保海域を設けることを条件に、ベトナム同様「協調戦略」を採用し交渉に応じることとした。しかし、ベトナム側のトンキン湾海洋境界は1887年の清仏条約で境界線は画定しているのでトンキン湾を「歴史的湾」として湾口を定めて越中間で海域を2分すべしとの立場と、中国側の、1887年清仏条約は湾内の島礁の領有権を定めているが海域の境界を定めたものではなく、トンキン湾は「歴史的湾」ではないとする立場が衝突し、双方とも、妥協点を見いだそうとはしなかった。交渉開始前の1974年1月に起った中国のパラセル諸島西部の武力奪取、交渉中に急速に悪化していったカンボジア・ポル・ポト政権への対応をめぐる

⁴²⁷ “Statement of 12 November 1982 by the Government of the Socialist Republic of Viet Nam on the Territorial Sea Baseline of Viet Nam”, *National legislation - DOALOS/OLA - United Nations asdf: The Gulf of Bac Bo (Tonkin Gulf) is a gulf situated between the Socialist Republic of Viet Nam and the People's Republic of China; the maritime frontier in the gulf between Viet Nam and China is delineated according to the 26 June 1887 Convention of frontier boundary signed between France and the Qing Dynasty of China. The part of the gulf appertaining to Viet Nam constitutes the historic waters and is subjected to the juridical régime of internal waters of the Socialist Republic of Viet Nam.*

⁴²⁸ J. Ashley Roach and Robert W. Smith, *Excessive Maritime Claims*, Leiden - Boston, Martinus Nijhoff Publishers, 2012, pp.53-54: 米国の反論は1982年12月6日付の米国国連代表部からベトナム国連代表部に対し外交文書をもって行われ、フランスおよびタイの反論は、それぞれ1982年12月5日および1983年11月22日に国連事務省庁宛の書簡によって表明された。中国の主張は、1985年11月28日の声明で行われ、11月30日付の国連サーキュラー文書（UN Doc. A/37/682-S/15505 of Nov. 30, 1982）として各国代表部に通知された。

対立により、両国はともに、トンキン湾海洋境界画定交渉に関する紛争対応政策を、「引き延し戦略(delaying strategy)」に移行させたと見ることができる。

第2節 1990年代の交渉再開

1. ベトナム・中国国交正常化と1990年代の陸上国境・海洋境界の交渉再開

第2章などで述べたように、1980年代末の冷戦終結と東欧の共産主義諸国の民主化の中で、共産主義による国家統治体制を維持することを決定した越中両国は、国際社会からの孤立を恐れたが、中でも中国は天安門事件後の西側諸国の制裁もあり、ロシアや旧ソ連の中央アジア諸国はじめ、近隣諸国との関係改善を急いだ。1979年、1988年に戦火を交えたベトナムとの敵対関係の解消も急いだ。

1991年11月の国交正常化の際の「解決すべき第一の問題として国境・境界の問題がある」として領土・海洋境界画定の問題を挙げ、交渉再開が合意された。

しかし、交渉はすぐには開始されず、1992年には各レベルの準備会合や合意がなされた。92年2月の銭其琛中国外相訪越時に、政府レベル領土・海洋境界公式交渉を準備するための専門家会議開催が合意され、同年9月18日に政府レベル領土・海洋境界公式交渉（次官レベル）が行われ、同年10月12日、領土・海洋境界専門家会議が北京で開催された。同年11月30日の李鵬中国首相訪越時にはハノイでのヴォー・ヴァン・キエト越首相との会談で、91年の国交正常化時の陸上および海洋境界問題解決についての合意が再確認され、平和的交渉による解決を合意して陸上国境画定交渉の開始とともにトンキン湾海洋境界画定交渉の早期開催が合意された。

国交正常化に伴い、越中は、フレイヴェルの理論の領土紛争対応政策の類型でいう、威嚇や武力行使を排除し、係争地区の支配権を分割することにより妥協を提案するか重要な主張を取り下げる「協調戦略 (cooperation strategy)」に移行させた。

トンキン湾の境界画定には、両国の立場の違いから、大きな対立点として、①ベトナムは、1887年の清仏条約に記された東経108度3分13秒の子午線で解決済との立場であったのに対して、中国は、同子午線は島嶼の帰属を定めたもので海域への管轄権の帰属を定めたものではないとしてトンキン湾の海域をほぼ同面積で分割することを主張していたこと、②トンキン湾の両国の領海の外の海域において操業する漁民の数が中国側の方が多かったことから、中国側は、トンキン湾の境界画定後も中国の漁民の転業までの操業継続の権利を求めて共同漁業水域の設定などを境界画定条約に盛り込むことを主張していたこと、③海南島と、バック・ロン・ビー島などの湾内の小島の効果の取り扱いの問題があったことなどがあった。

越中間の境界画定交渉のプロセスを見て行くこととするが、政府レベル正式交渉の他は交渉が行われた事実自体も公式には公表されず、政府レベル正式交渉も開催は公表される

が、交渉内容は公表された場合も概要だけであったので、主に交渉に直接携わった唐家璇元中国外相（93～98年の間、外務次官・政府代表団長、その後外相としてトンキン湾海洋境界の実質的交渉のほぼ全てに関与した）の回顧録、グエン・ジー・ニエン元越外相（2000年1月から外相として関与）の記者会見、交渉に携わった越外務省幹部、チャン・コン・チュック博士（法学者として合同専門家レベル協議の越側代表団長に任命され90年代のトンキン湾海洋境界交渉の協議・交渉に関与）、ベトナムの研究者、ジャーナリストへの筆者のヒアリング、また、ゾウ・ケユアン、グエン・ホン・タオ、リユー・ヴァン・ロイなど研究者の著書や論文の記述によって、交渉のプロセスをたどることとする⁴²⁹。

1993年7月22日、シンガポールで銭其琛中国外相とグエン・マイン・カム越外相が会談した際に、銭其琛外相が国境・領土問題を解決する原則文書として「国境・領土問題解決の基本原則合意」を作成することを提案し、グエン・マイン・カム外相が基本的に同意したことを受け、同年8月24～29日の北京での第1回政府レベル領土・海洋境界公式交渉（外務次官クラス、越代表団長はヴァー・コアン、中国代表団長は唐家璇）で、両国間の陸上・海洋境界交渉の進め方について議論し、唐家璇は「陸上国境は、1887年の清仏条約を基本に、海洋境界は、国際法・国際慣行・1982年のUNCLOS（越批准は94年、中国批准は96年）に基づき、平等の原則に従って国際的な現実を認識し、衡平な解決策を導く」との趣旨の交渉の基本原則を提案し、ヴァー・コアンも基本的に同意した。その後、両国の専門家間で合意文書を用意して、同年10月19日ハノイにおいて、唐家璇とヴァー・コアンの間で「国境・領土問題解決の基本原則合意」に署名した。基本原則合意には、「①双方は陸上・海上の領土・領海問題解決のため速やかに会合する、②この問題の解決に当たっては現実から出発し、当面陸地とトンキン湾の問題解決に努力を集中する、③南シナ海の問題については基本的かつ長期的な解決に達するため引き続き協議する、④交渉の間、紛争を複雑にするような活動は控え、武力の使用、武力による威嚇はしない」ことが書かれているとされる⁴³⁰。「基本原則合意」は公式には公表されていない。

また、3層からなる交渉メカニズムが作られた。第1は「政府レベルの交渉メカニズム」で両国の外務次官を団長とする政府代表団で、「政府レベル領土・海洋境界公式交渉」を行う。両国で交互に会合し、両国団長が交互に進行役を務める。政府級交渉メカニズム

⁴²⁹ 唐家璇、前掲書、Nhan Dan, “Agreement on the Delimitation of the Gulf of Tonkin – Interview by Foreign Minister Nguyen Dy Nien”, 1 July, 2004、越外務省幹部への筆者ヒアリング(2010年6月9日および2017年8月3日、ともにハノイ)、チャン・コン・チュック博士への筆者ヒアリング(2017年8月5日および2019年11月9日、ともにハノイ)、Zou Keyuanの前掲1999年論文、Zou Keyuanの前掲2005年論文、Nguyen Hong Thao, “Maritime Delimitation and Fishery Cooperation in the Tonkin Gulf”, *Ocean Development and International Law*, 36:25-44, 2005 および Luu Van Loi, *The Essentials of Vietnamese Land, Sea and Sky*, Thế Giới Publishers, 2015 に基づく。

⁴³⁰ 唐家璇、前掲書、pp.183-186。

は、国境・海洋境界双方にかかる重要問題の正式交渉を行い、共同作業部会と専門家部会を指導し、両部会の話し合いの成果を審査・確認する。第2は政府レベル交渉メカニズムの下に設置した「専門家レベルの協議・交渉メカニズム」で、その中には「陸上国境共同作業部会」、「トンキン湾境界画定共同作業部会」、「海洋問題専門家部会」の3つの部会がある。第3は「陸上国境共同作業部会」と「トンキン湾境界画定共同作業部会」の下に設置された「専門家部会」で、トンキン湾境界画定共同作業部会の下には、「海洋境界専門家分科会」、「測量製図専門家分科会」などのワーキング・グループが設置された。

1992年から2000年の間に、第1のレベルである政府レベルの公式交渉が7回、第2のレベルである専門家レベルの交渉が18回、政府レベル非公式会議が3回開催されている。これらについては、唐家璇、グエン・ジー・ニエン、チャン・コン・チュック、ゾウ・ケユアン、グエン・ホン・タオ、リュウ・ヴァン・ロイの記述または発言が全て一致しているが、第3のレベルである専門家レベルの協議・交渉についてはどのレベルまで、どの範囲まで数えるか、公式・非公式の度合いなどにより、数え方が異なるものと思われる。唐家璇は漁業専門家部会会合が6回と測量製図専門家部会会合が7回と書いているので計13回となる。チャン・コン・チュックは専門家による技術的・地図計測に関する会合が10回、漁業協力に関する会合が6回とっており計16回である。グエン・ジー・ニエンとリュウ・ヴァン・ロイは第1レベル、第2レベルの他の会合の回数も含めて全体で49回としているので専門家レベルの協議・交渉は計28回ということである。グエン・ホン・タオは、法務・技術専門家グループ非公式会合が9回、専門家による湾の海図作成会合が10回と書いているので計19回であり、ゾウ・ケユアンは合同専門家チームと作図チーム会合が計49回行われたと書いている。第3レベルの越中合同専門家会合については、唐家璇の13回、チャン・コン・チュックの16回、グエン・ホン・タオの19回、グエン・ジー・ニエンとリュウ・ヴァン・ロイの28回、ゾウ・ケユアンの49回と相当開きがあるが、グエン・ジー・ニエン元越外相が、2001年の批准書交換時の記者会見で「多数の共同作業チームと作図チーム（Joint Working Team and Mapping Team）の会議、合計49回の会議、平均して毎年5回の会議が行われた」と述べ、唐家璇元外相が回顧録で、「交渉の密度の高さは中国外交史上極めてまれである」と書いているように1992年から2000年にかけて、途中、両国の主張の対立や国内事情・国際情勢の影響により交渉が停滞した時期もあるが、越中両国は、非常に精力的かつインテンシブにトンキン湾海洋境界画定交渉を行ったと言える。第1レベルの外務次官級の政府間公式交渉、同非公式協議、政府代表団長（外務次官）の非公式接触および第2レベルの越中合同トンキン湾海洋境界画定専門家会議の公式会合で把握できた会合のクロノロジーは次の表の通りである。なお、各交渉、会合、協議等の内容は公表されておらず、特に各会合・協議等の「結果」は、唐家璇回顧録を基にした場合が最も多いので、若干中国側の視点に偏っている可能性がある。また、第2レベルの越中合同トンキン湾海洋境界画定専門家会議については、開催の事実も公表されていないので、日時、場所、協議内容等明らかでない場合が多い。

【表-7 政府レベル領土・海洋境界公式交渉（外務次官クラス）】

公式交渉	開催日時	開催地	代表（外務次官）	結果
第1回	1993.8.24～29	北京	唐家璇・ヴー・コアン	「国境・領土問題解決の基本原則合意」。合意文書署名は10.19、ハノイ。
第2回	1994.8.15～18	ハノイ	ヴー・コアン・唐家璇	越は清仏条約の線を主張。
第3回	1995.7.11～13	北京	唐家璇・ヴー・コアン	中国は、越が清仏条約の線を改めて提出したのは立場の後退で重大な関心を払うと批判し、越が誠意を示し漁業問題を適切に処理するよう要求。海上問題に関する実務者協議（トンキン湾以外を扱う）開催を合意。
第4回	1996.9.18～23	ハノイ	ヴー・コアン・唐家璇	中国は公平に境界画定する構想を主張。越は海南島を越の大陸と同列に論じられずと主張。
第5回	1997.8.13～15	北京	唐家璇・ヴー・コアン	双方が、主張する境界線を提示して受け入れ可能な境界線案を見いだすよう努力することを合意。
第6回	1998.9.25～28	ハノイ	ヴー・コアン・王毅	2000年までの条約署名を目指し具体策を模索。
第7回	2000.2.21～22	北京	王毅・レー・コン・フン	2000年内のトンキン湾海洋境界画定を合意。

（筆者作成）

【表-8 政府レベル領土・海洋境界非公式協議（外務次官クラス）】

非公式協議	開催日時	開催地	代表（外務次官）	結果
第1回	2000.9.6～9	ハノイ	レー・コン・フン・王毅	
第2回	2000.10.25	北京	王毅・レー・コン・フン	境界線試案で初歩的合意。
第3回	2000.12.12～14	ハノイ	レー・コン・フン・王毅	境界画定の主な問題で合意。

（筆者作成）

【表-9 政府代表団長（外務次官）レベル非公式接触】

日時	場所	接触者（外務次官）	結果
1992.9.18	不明	唐家璇・ヴー・コアン	外務次官級の領土・海洋境界に関する最初の非公式接触。内容不明。第1回公式交渉への準備会合と思われる。
1996.2.14	ランソン	ヴー・コアン・唐家璇	93年の「基本原則合意」を法的根拠とし、双方がそれぞれ主張する境界線を提出して、意見交換を続けることを合意。
1997.7	北京	唐家璇・チャン・コン・チュック（越側専門家レベル代表）	唐家璇から、交渉が難しくなっているのは、利益を概ね均衡させるという目標に一致を見ていないためと指摘。

（筆者作成）

【表-10 主な越中合同トンキン湾海洋境界画定専門家会議】

会議	開催日時	開催地	結果
第1回	1994.3.22～25	ハノイ	最初の会合
第5回	1995.6.20～22	ハノイ	越側が海洋境界は1887年清仏条約の子午線で解決済みとの主張を改めて提出し、激しい論争が起き、何ら合意に達することなく終わった。
第6回	1996.3.4～11	北京	衡平の原則を基本的で最も重要な原則と確認。
第7回	1996.8.5～7	ハノイ	主張する境界線について意見交換、違いが大きく突破口が開けず。
第8回	1997.1.29～30	北京	主張する境界線について意見交換、進展なし。
第11回	1999.1.26～28	ハノイ	遅くとも2000年の合意達成を目標と合意。
第17回	2000.12.18	ハノイ	政府レベルの合意を実行に移し、トンキン湾における中越の領海・排他的経済水域と大陸棚海域の境界を画定し、各境界点の座標と条約案文のすべてに合意した。

(筆者作成)

2. 交渉の進展と停滞

1993年の「基本原則合意」に基づいて、93年から3層の構造による交渉が開始され、問題点を、先ずテクニカル・レベルおよび専門家レベルの会合で検討し、その結果を政府レベルに上げて議論する形で交渉は進められた。双方の主張を提示して、お互いに相手の主張を確認する作業を進めたが、双方とも妥協することなく、1995年頃から交渉は、行き詰まってきた。境界の画定方法について、双方とも双方が署名しているUNCLOSを含む国際海洋法に基づく解決に同意していたが、ベトナム側が、70年代の交渉以来の1887年の清仏条約で境界線は画定済みとの立場を維持したのに対し中国側はほぼ公平な面積比の湾内海域の分割を主張していた。また、中国側が漁業問題を重視し、中国の漁民の転業までの操業を保障することを目的として境界画定条約の中に漁業協力に関する条項も盛り込むべきであると主張したのに対し、ベトナム側は漁業協力の問題は境界画定条約締結後に協議すべきであると主張した。

陸上国境、トンキン湾海洋境界、その他の海洋境界の3つのワーキング・グループの越側の長として主に法的検討にあたったチャン・コン・チュック博士は、ベトナム側が70年代の交渉以来の清仏条約の子午線による解決の主張を維持したことについて「70年代の交渉は、第1回目の交渉が1974年、第2回目の交渉が1977～78年に行われた。両国関係が政治的に困難な状況下で行われたので、全く結果が得られなかったが、両国が清仏条約に基づいて交渉したことも結果が得られなかった原因の一つである。ベトナム側は、清仏条約に陸上、海上の境界が定められているので、これを基にして交渉しようと提案したものであり、海洋境界線は東経108度3分13秒の線であるとの立場であった。ベトナムは、1977～78年の第2回目の交渉と1990年代に再開された交渉の間の1982年にこの清

仏条約のラインが法的な境界線で歴史的な境界線であるとの宣言も行っている。しかし、その後のベトナムでの専門家による研究の結果、トンキン湾の海洋境界についての越の理解よりも、中国側が主張するように清仏条約の付属地図の説明の解釈は島嶼の帰属を定めたものであり海洋境界を定めたものではないとの解釈の方が妥当であると判断された。専門家レベルから政治レベルにその旨を報告したが、政治レベルからは、清仏条約のラインを海洋境界とするとの立場を取り下げることについて承認を得られなかった。そこで、取り下げるのではなく、新たに1982年に成立したUNCLOSと衡平の原則に基づいて交渉を行うことを提案することになった」と述べた⁴³¹。清仏条約が締結された1887年の時点では、世界的に沿岸国に領海の外に一定の管轄権の及ぶ排他的経済水域や大陸棚水域を与えるという発想はなかったため、当初のベトナム側の解釈には元々無理があり、ベトナムの外交官や国際法学者がこれに気づいていなかったとも思われず、交渉テクニックとして後に妥協する余地を残すために打ち出していた可能性もあるようにも思われる。また、越中両国のUNCLOS批准までは両国間の交渉のための共通のベースは1887年清仏条約しかなかったため、越側は、無理があることは承知で、交渉の進展を期待できなくても、中国がUNCLOS批准する1996年までは敢えて清仏条約に固執した可能性もある。

ゾウ・ケユアンも、1999年の論文で、本章第1節に述べたプレスコットが指摘した清仏条約のラインで境界画定を行うことについての4点の問題（①1887年清仏条約のラインには最終点がない、②チャーコー島（Tra Co）東端を通る同ラインが海洋境界線であれば同島沖に越の領海がない、③領海3海里と漁業専管水域設定の認識しかなかった時代に同ラインを海洋境界とするならば、条文に特別のメンションがあったであろう、④この子午線の使用について、当時、英、独、西、米など植民地勢力が島嶼群の帰属を区分するときによく使用した直線と区別するものがない）から、越側も1887年清仏条約の東経108度3分13秒のラインを境界線として使用することには無理があることに気づいたと思われると指摘している⁴³²。

漁業問題については、交渉に関与した越外務省幹部は、70年代にベトナム側からトンキン湾海洋境界画定を提案した理由を「70年代、トンキン湾では米越間で多くの小競り合いがあり、ベトナム漁船があまり出漁しなくなったため、大量の中国漁船がベトナムの海域でも操業するようになっており、ベトナムはこの状況を懸念していた。そのことが73年にトンキン湾海上境界画定交渉を提案した最大の理由であったと考える。当時、石油開発についても考えていたかもしれないが、最重要な問題ではなかったように思う。また、ベトナムが中国に境界画定交渉を提案した1973年12月より後の1974年1月ではあるが、ベトナム戦争終結前に中国がパラセル諸島を南ベトナムから武力奪取したことも、北ベト

⁴³¹ チャン・コン・チュック博士への筆者ヒアリング（2017年8月5日、ハノイ）。

⁴³² Zou Keyuan、前掲1999年論文、p.239。

ナムがトンキン湾海洋境界画定を急いだ理由の一つである」と述べた⁴³³。越側が望んでいたのは、ベトナム海域で操業するようになった大量の中国漁船の取り締まりであり、越側の「漁業協力」の意味は資源保護であったので、境界を画定すれば十分であった。一方、中国側が望んでいたのは、ベトナム漁船の出漁数減少の穴を埋めて増加していた中国漁船のための転業準備期間中の操業保障という漁民救済措置であった。中国側は、漁業協力を境界画定条約に組み込むことを提案していたが、越側は交渉開始当初から境界画定条約に漁業協力を書き込む中国側提案を受け入れず、漁業の問題は境界画定後に協議すべきであるとの立場を堅持した。ベトナム側が中国側の再三の申し入れに対して、漁業協力協定を別に起草し、境界画定条約と同時に署名してもいいとの提案を行ったのは、境界画定交渉終盤の2000年2月25日の唐家璇・グエン・ジー・ニエン(Nguyễn Dy Niên)外相会談においてであった。境界を跨ぐ共同漁業水域を設けるなどにより、中国漁船の操業できる海域をできるだけ確保し、15年間(効力12年+自動延長期間3年)という時限の漁業協力協定を締結することで双方の利害を調整した。

1995年頃から、交渉に進展が見られなくなった。交渉は、両国をめぐる国際情勢や地域情勢の国際システム・レベルの要因、また、両国の国内事情や両国の二国間関係のユニット・レベルの要因の変化により、両国はその状況に対応してそれぞれ、少しでも有利な交渉結果を得るために、意図して交渉を早めたり、停滞させたりして来た面もあった。長期にわたった交渉の一進一退の状況は、両交渉当事国の政策目標実現に関わる思惑というユニット・レベルの要因と、両国を取り囲む変動する国際情勢という国際システム・レベルの要因の政策決定プロセスへのインプットによる結果としてのその時々々の両交渉当事国の政策決定によって変動している。両国はその掲げる政策目標を実現しようとするユニット・レベルの能動的な要因と、期せずして政策決定プロセスにインプットされてくる国際システム・レベルの受動的な要因によって各フェーズにおいて政策決定を行い、交渉を動かしている。

ウォマックは、1991年の中越の国交正常化から1999年2月のレー・カー・フュー書記長訪中における「長期安定、未来志向、善隣友好、全面協力」という中越関係の将来の指針としての「16語のガイドライン」の合意までの期間に両国関係が辿ったプロセスを、歴史的に非対称な両国関係の「正常化(normalization)」から安定した「正常(normalcy)」な二国間関係へ移行するプロセスであったと見ている⁴³⁴。国の領土、領海、海洋主権の交渉は国家存続の基本的な要素の一つであり、国境・海洋境界画定は国の安全保障・政治・経済の上で、また、国民生活の上で最も重要な国益をめぐる外交交渉の一つである。陸上国境画定・トンキン湾海洋境界画定は、それまで敵対していた両国が交渉の過程で相互に相手の出方を探りながら、「正常」な関係を取り戻すプロセスを象徴する事象でもあつ

⁴³³ 筆者ヒアリング(2017年8月3日、ハノイ)

⁴³⁴ Brantly Womack、前掲書、p.223。

た。

実質的なトンキン湾海洋境界画定交渉が開始された1993年当時、国連海洋法条約（UNCLOS）は1993年11月16日のガイアナによる60か国目の批准書寄託を得て、1年を経過した1994年11月16日に発効する予定になっていた。しかし、ベトナムと中国のいずれも署名はしていたが、批准していなかった。その後、ベトナムは1994年6月23日に批准して7月25日に国連事務総長に批准書を寄託し、中国は1996年5月15日に批准して6月7日に批准書を寄託した。1995年6月の第5回越中合同トンキン湾海洋境界画定専門家会議では、ベトナム側は清仏条約の線による海洋境界画定を主張していたが、中国がUNCLOSを批准した1996年6月以降、態度を変化させ始めた。1996年9月の第4回政府レベル領土・海洋境界公式交渉で、唐家璇の公平な境界画定の主張に対し、ヴァー・コアンは「トンキン湾はベトナムにとって北側の海の出口で交通の要路であり、死活的重要性を持つ。トンキン湾の境界画定にあたって中国の海南島をベトナム側の大陸と同列に論じるわけにはいかない」と主張し、これに対し、唐家璇は「海南島は中国で台湾に次ぐ第2の島であり、中国の一つの省である。南シナ海にある一つの島だが、トンキン湾に対していえば、中国の陸地領土と海岸の一部であり、国際法と国際慣例に基づき、当然ながら海南島は境界画定においてベトナムや中国の大陸海岸と同様、海洋権利の基礎条件を構成し、同等の効力を持っている」と反論している⁴³⁵。ヴァー・コアンは、境界線画定に当たり、海南島の「島の効果」をベトナム本土の大陸の「効果」に比して減少させるべきであると主張しており、この時点で、UNCLOSを含む国際海洋法に基づいて境界画定をする議論に踏み込んでいる。ベトナム側は、このとき、1887年清仏条約の子午線による境界画定からUNCLOSによる境界画定に明確に方針変更していたと考えられるが、1887年清仏条約の子午線による境界線画定の方針を放棄したことを明示的に表明することなくUNCLOSに基づく境界画定の方針に移行したということである。

ベトナム側が、境界画定交渉の基礎をいつ変更したのかについては、チャン・コン・チュック博士も話さず、もちろん公表されていない。唐家璇は回顧録で、1995年11月のドー・ムオイ・ベトナム共産党書記長訪中で「トンキン湾がすでに画定済みなのかどうかという論争はようやく決着した。両国指導者は、『これまでのハイレベル協議で一致をみた原則により、大局を重んじ、互いに配慮して譲り合い、公平にして合理的、友好的に話し合う精神で、国際法と国際慣習に基づき平和的な交渉を通じて適切に国境領土問題を解決する』と改めて強調した。また、共通認識に達し、過去の対立を乗り越え、70年代以来のトンキン湾をめぐる争いに終止符を打ち、交渉の政治的枠組みと双方の努力すべき方向を確立するとともに、国境交渉を正常軌道に乗せるよう促した」と書いている⁴³⁶。また、グエン・マイン・カム越外相は、1995年10月の国連総会演説で、南シナ海問題についてで

⁴³⁵ 唐家璇、前掲書、pp.198-199。

⁴³⁶ 同上、pp.196-197。

はあるが、南シナ海問題の1982年のUNCLOSに基づく平和的解決を主張している。しかし、トンキン湾海洋境界については、上記に述べたように交渉の流れから判断して、実際にベトナム側が、交渉の基礎としての清仏条約の子午線に基づく交渉を完全に放棄したのは、中国がUNCLOSを批准した1996年6月の後であると考えられる。

3. 交渉の基礎の変更とトップレベルの合意

UNCLOSと衡平の原則を基礎にした交渉に移行し、双方がそれぞれ主張する境界線を提示して協議を始めても、越中合同トンキン湾海洋境界画定専門家会議では、1998年前半頃までは、双方の主張する境界線の相違点が大きく突破口が開けないという状況が続いた。この間、唐家璇は、1996年2月の越中国境のランソンでの中越間の鉄道再開式典でヴァー・コアンと会合したり、1997年7月のドー・ムオイ共産党書記長に随行したチャン・コン・チュック博士と会合したり、非公式の場を利用してベトナム側への説得を続けた⁴³⁷。

膠着状態であった両国間の交渉は、両国の首脳レベルの合意で一気に加速した。1997年7月のドー・ムオイ越共産党書記長訪中時の江沢民中国共産党総書記との会談で、2000年末までに陸上国境およびトンキン湾海洋境界の画定を行うことが合意された。

この後、両国間の交渉でベトナム側は明確に1887年清仏条約の子午線に基づく境界画定の方針から離れ、UNCLOSに基づいて交渉を行う方針に転換したように見え、1998年8月の第5回政府レベル交渉で、唐家璇次官とヴァー・コアン次官の間で、双方が、それぞれ主張する境界線を提示して受け入れ可能な境界線案を見いだすよう努力することを合意しているが⁴³⁸、これは、UNCLOSに基づき、中間線を求める交渉が始まったことを意味するものと考えられる。

1998年10月のファン・ヴァン・カイ首相訪中時の江沢民国家主席および朱鎔基首相との会談で、2000年末までに、陸上国境およびトンキン湾海洋境界の画定を目指すことを再確認した。また、1999年2月のレー・カー・フュー越共産党書記長訪中時の江沢民中国共産党総書記との会談で、陸上国境画定は前倒しして1999年内に、トンキン湾海洋境界画定は、そのまま2000年内に行うとの合意を行った。こうして、両国の首脳が境界画定交渉の早期妥結を促す形で交渉はさらにスピードアップした。

唐家璇は、1998年3月に外相に就任するが、後任の政府レベル交渉責任者の王毅外務次官補とヴァー・コアン越外務次官（2000年に対外貿易相）とその後任のレー・コン・フン越外務次官との間の政府レベル正式交渉団のチャンネルの他に、2000年1月に外相に就任したグエン・ジー・ニエン越外相と密接に協議、連絡を行って交渉の促進に努めた。唐家璇外相は、中国にとっての漁業問題の重要性を主張し続けてきたが、ベトナム側の腰は重かつ

⁴³⁷ 唐家璇、前掲書、p.197、p.199。

⁴³⁸ 同上、pp.199-200。

た。唐家璇は、2000年2月のグエン・ジー・ニエン越外相訪中の際の両国外相会談で、漁業問題は境界画定問題の重要な一部で境界画定と同時解決を望む旨述べ、グエン・ジー・ニエンは、越側は中国側の漁業への関心に留意しており、漁業問題の文書を境界画定条約と同時署名してもよいと回答した。これにより同年4月に漁業専門家部会が発足した。また、唐家璇は同年9月にはニューヨークの国連総会主席の機会にグエン・ジー・ニエン外相と会談して、漁業問題に関し、越側のトンキン湾における共同漁業水域設定への同意は重要な進展であり、境界画定条約と漁業協力協定の同時署名の確保を促し、グエン・ジー・ニエンは同時署名に同意した。さらに、同年11月、唐家璇は、グエン・ジー・ニエンに漁業問題交渉の遅れを指摘して交渉を促進して年内に境界画定条約と漁業協力協定を同時署名できるよう促した。

2000年12月12日～14日のハノイにおける越中領土・海洋境界に関する非公式次官級会議で、レー・コン・フン越外務次官と王毅中国外務次官補は、境界画定の主な問題で合意し、これを、12月18日の第17回越中トンキン湾海洋境界画定専門家会議でとりまとめ、トンキン湾における中越間の領海・排他的経済水域・大陸棚水域の境界線をそれぞれ区別して考えることをせず単一の線（シングル・ライン）で両国の海域の境界を画定し、境界線を規定する21地点の緯度・経度の座標と条約案文に合意した。この結果、ベトナムが53.23%、中国が46.77%でトンキン湾の海域を分け合うこととなった。トンキン湾における海岸線の長さはベトナムが763kmで中国が695kmであり、ベトナムと中国の海岸線の長さの比率は、約1.1:1であるが、各国の海域の広さは、海岸線の広さだけでなく地形や所属する島の位置などにより影響を受けるため、ベトナムと中国の海域面積比は、1.135:1の割合となった⁴³⁹。

21地点のうち、第1地点～第9地点間の線は領海の境界線であり、第9地点～第21地点間の線は排他的経済水域（EEZ）と大陸棚の境界線とされている。しかし、トンキン湾の最大幅は310km（167海里）であるので、越中の各200海里、合計400海里的EEZだけでトンキン湾の全海域をカバーしている。21地点の決定方法については明らかにされていないが、トンキン湾内については越中ともに領海基線を定めていないとしている。唐家璇は回顧録に、中越の鉄道再開式典の機会をとらえたヴァー・コアン越外務次官との非公式会談で「双方はそれぞれが提出した主張線の根拠やその他関係要因について意見交換を続けるべきで、中国は適当な時期に中国の主張線を提出する」と提案し、1997年8月13日

⁴³⁹ TS. Do Tien Sam, “Y NGHIA LICH SU CUA VIEC KY KET HIEP UOC VE BIEN GIOI TREN DAT LIEN, HIEP DINH PHAN DINH VINH BAC BO VA HIEP DINH HOP TAC NGHE CA GIUA VIET NAM VA TRUNG QUOC”, Chu bien Do Tien Sam- Furuta Motoo, *Chinh Sach Doi Ngoai Rong Mo cua Viet Nam va Quan He Viet Nam-Trung Quoc*, pp.113-131, Trung Tam Khoa Hoc Xa Hoi va Nhan Van Quic Gia, Trung Tam Nghien Cuu Trung Quoc, Truong Dai Hoc Van Hoa Tong Hop, Dai Hoc Tokyo (Nhat Ban), Nhà Xuất Bản Khoa Học Xã Hội, Hà Nội, 2003, pp.115-116.

～15 日の政府級第 5 回国境画定交渉で、「双方は非公式に主張線を交換し、共通認識を最大限に広げて違いを少なくし、互いの主張を近づけるよう努め、共同専門家部会の非公式協議メカニズムを維持し、双方が受け入れ可能な共同境界線案を見いだすよう努力することで一致した」としている⁴⁴⁰。両国が各々主張する境界線案を出し合って議論して妥協点を見いだして行く方法をとったとのことである。しかし、領海基線がなければ、中間線を求める方法がないので、公表していないがそれぞれ内輪では自国の領海基線を策定していたと考える。因みに、両国ともトンキン湾以外の海域については、領海の決定方法は海岸の岬などの突出地点や沿岸諸島の島の突出地点を結んで直線で結んでいく直線基線を採用し公表している。

専門家会議の中で開催された漁業専門家部会会合で、境界画定によりベトナムの海域となる海域で従来操業していた中国の漁民に操業海域の変更や転職などの猶予期間を与えるためとの中国側の強い要望を受けた経過措置として、境界を挟む 3 万km²余りの「共同漁業水域」、協定発効後 4 年間に限り北緯 20 度線以北の EEZ での相手国漁船の操業を許容する「経過措置」、正確な位置計測機器などを持たない小型漁船の過誤による相手国海域侵入の罰則を軽減するベイルン川河口の領海境界線両側 3 海里幅で長さ 10 海里の「バッファゾーン設置」などを取り決める、効力 12 年間（3 年間自動延長規定付き）のトンキン湾漁業協力協定案文も作成された。この漁業協力協定交渉は 2000 年 4 月に交渉が本格的に開始され、12 か月間の間に 6 回の会議を行って、合意がなされ協定案文が起草された。

しかし、唐家璇は「2000 年 4 月トンキン湾境界画定交渉の枠組みで、漁業専門家部会を始動させた。ただ、ベトナム側の実務者が再三にわたり技術的な理由で交渉を遅らせ実質的な話し合いをしようとしなかった」として、外相であった唐自身が、漁業問題を解決して境界画定条約と同時署名できるように、10 月の北京での交渉の際に、越側交渉団長のレー・コン・フン次官に会い、11 月下旬に、グエン・ジー・ニエン越外相に書簡を書いて交渉を促したことを書いている。また、境界画定交渉でも 2000 年 9 月には、まだ、湾分割の面積比率が画定しておらず、10 月末の王毅次官・レー・コン・フン次官の非公式会談でようやく境界線試案の初歩的合意に達したこと、11 月下旬のグエン・ジー・ニエン越外相への唐家璇書簡で、政治的な高い見地から交渉を進めて、年内に境界画定条約と漁業協力条約の同時署名を可能にすべきであると伝えたこと、12 月 12 日～14 日の王毅・レー・コン・フンの非公式協議の厳しい交渉で、面積比率を含む主要問題で合意に至り、12 月 18 日、専門家部会が境界線を画定し境界の座標と条約案文に合意したと最終合意に至ったのは 12 月の後半であったことを記している⁴⁴¹。1997 年 7 月の江沢民総書記・ドー・ムオイ書記長の両国トップリーダー間の合意した 2000 年末までの署名の期限まで 13 日の 12 月

⁴⁴⁰ 唐家璇、前掲書、pp.199-200。

⁴⁴¹ 同上、pp.202-204。

18日に妥結ということであり、終盤では、特に主要問題であった湾の面積比率、共同漁業水域設置のあり方の問題では、相当厳しいやりとりが展開されたことと推定される。また、トップリーダー間の政治的決断があればこそ、両国の領土問題という大きな国益に関わる問題の解決が出来たという側面は無視できない。

同年12月25日、北京でチャン・ドゥック・ルオン越国家主席と江沢民中国国家主席の臨席の下、グエン・ジー・ニエン越外相と唐家璇中国外相が、「ベトナム社会主義共和国と中華人民共和国の間のトンキン湾の領海、排他的経済水域および大陸棚水域の境界画定に関する条約(Agreement between the Socialist Republic of Viet Nam and People's Republic of China on the Delimitation of the Territorial Sea, Exclusive Economic Zone and Continental Shelf between the Two Countries in the Tonkin Gulf)」に署名した。同時に、ター・クアン・ゴック (Ta Quang Ngoc) 越水産相と陳耀邦中国農業相が、「中華人民共和国とベトナム社会主義共和国の間のトンキン湾における漁業協力に関する協定 (Agreement on Fishery Co-operation in the Tonkin Gulf between the Government of the People's Republic of China and the Government of the Socialist Republic of Vietnam)」に署名した。

4. 中国側の漁業問題への強い関心

交渉の過程についての説明の中でも度々記述したが、トンキン湾の海洋境界画定によって影響を受ける漁民の生計の問題の解決、あるいは頻発していた漁業関係の紛争の解決については、中国側は、終始、非常に強い関心を示している。

唐家璇の回顧録には、トンキン湾海洋境界の最大の問題は境界画定そのものよりも境界画定により中国の漁民の漁場が狭められることで、その救済をどのようにするかであるかであるかのごとき記述が頻繁に見られる。

唐家璇は、その回顧録の「第6章 中越陸地国境・トンキン湾」の冒頭で、トンキン湾について「中越両国に囲まれたトンキン湾の境界問題は、両国が主権を海へ拡大することにより生じた。57年、61年、63年に漁業協定を結び、3~12カイリの領海外海域は両国漁民が自由に入出入りする伝統的漁場だった」との認識を示し⁴⁴²、交渉開始後にベトナム側が中国漁民への取り締まりを強化したとして、1993年8月の第1回政府レベル国境画定交渉と94年8月の第2回の同交渉の間の時期には、「話し合いを始めれば、トンキン湾での衝突事件は減るか避けられるようになりトンキン湾情勢は緊張緩和に向かうと思ったが、共同作業部会の話し合い開始後半年ほどの間に中越の衝突事件は激化した。越側は係争海域での管理を拡大強化し、中国漁民のトンキン湾での伝統的漁業権を否定して既成事実をつくろうとした」、「越側がトンキン湾伝統漁場で頻繁に中国漁民、漁船を捕らえていたことに手を焼いた。漁民の切実な利益にかかる問題であり解決を急ぐ必要があった」との憤り

⁴⁴² 唐家璇、前掲書、p.182。

を示し、「越での交渉前の（94年）8月初めに海南省へ行き、阮崇武海南省長から境界画定交渉への意見を聞いた。トンキン湾沿岸で調査もした。瓊海・潭門鎮と臨高調楼鎮で、漁民の家を訪れ、港に停泊中の漁船に乗り込み、先祖代々トンキン湾の漁場で仕事をしてきた様子や、最近ひどい妨害を受けている事実を漁民が話すのに耳を傾けた」と、自ら現地調査まで行う中国漁民への深い配慮を示している⁴⁴³。また、公式・非公式の交渉の場でベトナム側に対し、漁業問題の海洋境界画定との同時解決の要求を繰り返したことを書いている。96年2月の中越鉄道再開式の機会をとらえたヴー・コアン越外務次官との非公式会談では「双方は、両国の漁民がトンキン湾で正常に漁業できるよう適切、合理的な対応を取るべきである。（ヴー・コアン次官の漁業保証問題は境界画定後に配慮するとの回答に対し、）トンキン湾境界画定と中国漁民の漁業保証を分けることはできない。漁業問題自体が交渉の一重要項目であり、中国側が漁業問題に関心を持っている点をベトナム側が重視するよう望む」、「中国側の漁業問題への関心は終始真剣なものであり、境界画定によって漁民の利益を犠牲にすることはありえない」と強調したと書いている⁴⁴⁴。また、99年12月、ハノイでの、陸上国境条約署名式の機会には、レー・カー・フュー越書記長に対し、中国の指導者が漁業問題を重視していること、江沢民総書記の境界画定と漁業対応を同時解決するとの考えを伝え、レー書記長から、「漁業交渉と境界画定交渉とを同時進行させればよい」との回答を得たことが、漁業交渉開始のゴー・サインとなり境界画定と漁業問題の同時解決の条件を整えたとしている⁴⁴⁵。さらに、2000年2月の北京でのグエン・ジー・ニエン越外相との会談で「境界画定は双方の漁民の伝統的漁業に影響を及ぼし、トンキン湾地域の安定維持にかかわる。漁業問題はトンキン湾境界画定交渉の重要な一部分で、政治問題だ。ベトナム側が漁業交渉メカニズムを速やかに始動させ、境界画定と漁業問題を同時解決するよう望む」と申し入れ、グエン・ジー・ニエン外相から「ベトナム側は中国側の漁業への関心に留意しており、漁業問題について単独で一つの文書を作成し、トンキン湾境界画定協定と同時に署名してもよい」との回答を得たと書いている⁴⁴⁶。

これに対し、先に書いたようにベトナム側にとってのトンキン湾での漁業問題についての関心は、70年代に交渉を開始した時以来、第2次インドシナ戦争中、ベトナム漁民の出漁が減少したため、大量の中国漁民がベトナムの水域で操業するようになっている状況の是正であり、そのために海洋境界画定条約によりベトナムの海域を明確にして中国漁船の取り締まりを強化することであったので、1993年の本格的な交渉開始後も中国漁民の救済措置については、ベトナム側の問題ではないとの認識であった。ベトナム政府関係者によれば、交渉開始当初、中国側は境界画定条約の中に中国漁民の救済措置として漁業協力関

⁴⁴³ 唐家璇、前掲書、pp.193-194。

⁴⁴⁴ 同上、pp.197-198。

⁴⁴⁵ 同上、pp.200-201。

⁴⁴⁶ 同上、p.202。

係の条文を入れたいと提案していたが、ベトナム側は受け入れず、最終的に漁業協力に関する別の取決めを境界画定条約と同時に締結することで合意を見たとのことである⁴⁴⁷。

漁業協力協定につき、ベトナム側で交渉に携わった越外務省幹部は、「70年代トンキン湾では米越間で多くの小競り合いがあり、ベトナムの漁船があまり出漁しなくなったため、大量の中国漁船がベトナムの領域でも操業するようになっており、越はこの状況を懸念していた。そのことが73年にトンキン湾海上境界画定交渉を提案した最大の理由である」と考える。漁業協力協定で、境界線をまたいで設定された共同漁業水域は、両国の漁民の従来の操業のプラクティスを保護するため暫定的措置であり、同領域の存在は海洋境界線には影響せず、漁業協力協定は発効(2004年6月)から15年間のみ効力を持つものである」と述べ⁴⁴⁸、ベトナム側の境界画定の第1の動機として中国漁船の取り締まりを挙げている。また、同じく交渉に携わったチャン・コン・チュック博士は「中国側は、境界協定と同時に、境界が画定していない状況下で越側水域でも漁業活動を展開していた中国漁民の転職などのための期間を設けるための経過措置を設ける漁業協力協定を境界画定交渉と同時に行うことを強く主張していた。越側には、多くの省庁やセクターからの反対もあったが、専門家による世界における境界画定交渉の例の調査研究の結果、経過措置を設けた例もあることが発見された。境界画定協定交渉と漁業協力協定交渉が同時に行われ、漁業に関する移行期間を設けた形で両協定が同時に署名された。経過措置として設けられた共同漁業水域等の設定期間は、漁業協力協定発効の2004年から15年間(延長期間を含む)で2019年に終了する」と述べた⁴⁴⁹。両者とも漁業協力協定が期限付きの取決めであることを付言していたことは、ベトナム側としては国内で評判の良くない中国側の中国漁民救済の経過措置の受け入れに消極的であったことが分かる。2004年の協定発効時のニャンザン(越共産党機関紙)への記者会見でも、グエン・ジー・ニエン越外相も同協定は期限つきであることを強調している⁴⁵⁰。

また、ドー・ティエン・サム元越社会科学院中国研究所長は「漁業協力協定は、中国側が、ベトナム人漁民に比して多かった中国人漁民の生活の安定と他の職業への転職のために、漁業協力協定の交渉を望み、また、中国の漁民が転職する準備期間を設け、その間は引き続きベトナムの海域である共同漁業水域でも操業できるように、共同漁業水域等を設置することにしたものである。共同漁業水域は、同協定は発効の2004年から12年間有効で3年の延長が行われ、2019年6月13日まで有効であった」と述べ⁴⁵¹、グエン・ヴァー・

⁴⁴⁷ グエン・ヴァー・トゥン外交学院院長(当時)への筆者ヒアリング(2017年8月1日、ハノイ)。

⁴⁴⁸ 越外務省幹部への筆者ヒアリング(2010年6月9日および2017年8月3日、ともにハノイ)。

⁴⁴⁹ チャン・コン・チュック博士への筆者ヒアリング(2017年8月5日、ハノイ)。

⁴⁵⁰ “Agreement on the Delimitation of the Gulf of Tonkin – Interview by Foreign Minister Nguyen Dy Nien”, *Nhan Dan*, 1 July, 2004.

⁴⁵¹ ドー・ティエン・サム元越社会科学院中国研究所長への筆者ヒアリング(2017年7月31日、ハノイ)。

トゥン外交学院院長（当時）は、「境界画定交渉において、中国側の関心は漁業問題だけであるかのごときであった。」と述べている⁴⁵²。

5. 境界画定の法的・技術的問題点

これまでに述べた境界画定による各国の管轄海域の面積が大きく影響することとなる、交渉の依拠すべき基本的枠組みの問題、つまり、1887年の清仏条約を基礎とするか、国連海洋法条約（UNCLOS）などの国際海洋法や国際慣行により境界線画定作業を行うかという問題や、国の経済・社会問題にかかる漁業問題の取り扱いなど国益が当事国の国益が衝突する基本的な問題の他に、いくつかの法律上、技術上の問題があった。境界画定の対象であるトンキン湾の海域を正確に定義するための湾口を確定する問題、中間線画定における「島の効果」の問題、領海・排他的経済水域（EEZ）・大陸棚水域の境界線をどのように区別して画定するかなどの問題などである。

(1) 湾口の定義

画定の対象とするトンキン湾の海域を定義して合意するには湾口をどこであると認識して定義するかについて合意する必要があった。両国は、トンキン湾にある北と南の2つの湾口のうち、北の湾口は、海南島と雷州半島との間にある幅35.2km（19海里）の瓊州海峡であるとした。南の湾口については、越中間の交渉で海南島南部の岬である鶯歌嘴の最も突出した地点とベトナムの海岸近くにあるコン・コー島を結ぶ207.4km（112海里）の線とその線をベトナムの海岸まで延長した24km（13海里）の線とすることで合意した。

トンキン湾境界線の北端の地点は陸上国境の東端地点であるベイルン川河口の中心線と河口の線の交差点としたので、湾の北の出口である瓊州海峡は専ら中国の管轄海域内となるので境界画定には影響しないが、南の湾口の線上では境界を画定する最南端の地点（第21地点）が合意されている。なお、瓊州海峡については、1974年の北京における最初の交渉において、中国側は自国の内水であると宣言し、外国船の無害航行を認めていない。ベトナムの船舶は香港、広州などに行く場合も雷州半島を抜けて行くことができず海南島の南を回る航路をとっている⁴⁵³。

(2) 「島の効果」の扱い

⁴⁵² グエン・ヴァー・トゥン外交学院院長(当時)への筆者ヒアリング(2017年8月1日、ハノイ)。

⁴⁵³ Luu Van Loi, *The Essentials of Vietnamese Land, Sea and Sky*, Thế Giới Publishers, 2015, p.69 およびグエン・フン・ソン越外交学院副院長およびグエン・ラン・アイン同法学部長への筆者ヒアリング(2019年12月3日、東京)。

ベトナム側は、海南島とインドシナ半島大陸部にあるベトナム海岸に対し、島である海南島との間にあるトンキン湾の海域をほぼ均等に分けるという中国側の案は受け入れがたいとして、海南島の「島の効果」を 100% (full effect) としない案を持ち出したようであるが、中国側はこれを受け入れなかった⁴⁵⁴。

交渉で問題となったのは、トンキン湾のほぼ中央にある面積 4.5 km² (または 2.5 km²) のバック・ロン・ビー (Bach Long Vi) 島と南の湾口を定義する線上にあるコン・コー (Côn Cỏ) 島であった⁴⁵⁵。

ベトナム本土から約 110km、中国の海南島から約 130km にあるバック・ロン・ビー島と海南島との境界線については、島の面積比が非常に大きいので、両島間の距離の約 60 海里は 25% 対 75% で分けられた⁴⁵⁶。2004 年の条約発効時の共産党機関紙ニャンザンのインタビューでグエン・ジー・ニエン越外相は、バック・ロン・ビー島については、12 海里の領海に 3 海里の EEZ を与え、境界線はバック・ロン・ビー島の東 15 海里を通過することになったと説明しているが⁴⁵⁷、バック・ロン・ビー島と海南島の距離が約 130km つまり約 70.19 海里 (1 海里 = 1.852km) であれば、これから各国分の領海 12 海里を差し引くと約 46.19 海里で、このうちの 25% であれば、約 11.55 海里となる。グエン・ヴァー・トゥン越外交学院長 (当時) は、バック・ロン・ビー島に与えられた海域が領海と EEZ を合せて

⁴⁵⁴ 唐家璇、前掲書、pp.198-199。

⁴⁵⁵ バック・ロン・ビー島の面積については、トンキン湾境界画定交渉についてのベトナム側の政府関係者の発言、研究者の記述などでは全て 2.5 km² とされているが、ベトナムで最も普及している地図帳の *Tap Ban Do Hanh Chinh 63 tinh, Thanh Pho Viet Nam Administrative Atlas*, Nhà Xuất Bản Tai Nguyen-Moi Truong Va Ban Do Viet Nam, 2011 によれば、バック・ロン・ビー島の面積は 4.5 km²、人口 900 人、コン・コー島の面積は 2.2 km²、人口 100 人とされている。フレイヴェルは 5 km² としている。因みに、海南島に近いパラセル諸島最大のウッディー島には中国が南シナ海スプラットリー諸島の埋め立てにより基地化している 6 礁をサポートする重要基地があるが、バック・ロン・ビー島とほぼ同面積である (グエン・ヴァー・トゥン越外交学院長 (当時) への筆者ヒアリング (2017 年 8 月 1 日、ハノイ))。スプラットリー諸島最大のイツァーバ島 (台湾が実効支配) の面積は約 0.5 km²、第 2 番目のスプラットリー島 (ベトナムが実効支配) の面積は約 0.3 km² である (越外務省幹部への筆者ヒアリング (2010 年 6 月 3 日、ハノイ))。また、わが国の尖閣諸島最大の魚釣島の面積は 3.81 km² (笹川平和財団海洋政策研究所島嶼資料センターによる)、竹島の面積は 0.2 km² (外務省 HP による) である。

⁴⁵⁶ チャン・コン・チュック博士への筆者ヒアリング (2017 年 8 月 5 日、ハノイ) : バック・ロン・ビー島と海南島の面積比が大きいので、両島間の距離約 60 海里を 25% 対 75% で分けた。

⁴⁵⁷ “Agreement on the Delimitation of the Gulf of Tonkin – Interview by Foreign Minister Nguyen Dy Nien”, *Nhan Dan*, 1 July, 2004、その他、ベトナム側の公的発表、政府関係者、研究者の説明はすべて同様であり、中国人研究者のゾウ・ケユアンの説明も同じである。中国側の公的な発表や発言では、境界線の画定の方法についての詳細な説明はされていない。

15 海里と述べていたが⁴⁵⁸、グエン・ジー・ニエン外相の発言のように、バック・ロン・ビー島の EEZ が 3 海里ならば、実際には 25% の「島の効果」が与えられていないことになる。チャン・コン・チュック博士もグエン・ヴァー・トゥン外交学院長（当時）も、バック・ロン・ビー島に与えた 15 海里を領海・EEZ に分けては説明しなかったので、おそらく、グエン・ジー・ニエン外相の「12 海里の領海に 3 海里の EEZ」との説明は正確でなく、領海・EEZ の区別なく同島に 15 海里が与えられたものと考えられる。その場合、約 70 海里のバック・ロン・ビー島と海南島の距離のうち両国で 25 : 75 に按分して中間線を求めたとすれば、バック・ロン・ビー島を通るベトナム側の領海基線は、同島の海岸と推察されるが、中国側の領海基線は海南島の海岸から約 10 海里沖合ということになる。中国は、両国とも領海基線の設定は岬や島などの突出部分を結んだ直線基線を採用している。しかし、両国ともトンキン湾内については領海基線を作成していないとしている。先に「3. 交渉の基礎の変更とトップレベルの合意」の項で書いたように、交渉のプロセスについて、唐家璇元中国外相が回顧録で、同元外相が 1997 年 7 月のドー・ムオイ書記長訪中に随行して訪中したチャン・コン・チュック博士と釣魚台迎賓館で非公式に会談した直後の同年 8 月の第 5 回政府級交渉で、「双方は非公式に主張線を交換し、共通認識を最大限に広げて違いを少なくし、互いの主張を近づけるよう努め、共同専門家部会の非公式協議メカニズムを維持し、双方が受け入れ可能な共同境界線案を見いだすよう努力することで一致した」と書いていることから⁴⁵⁹、交渉を進めるためのテクニクとして、UNCLOS 等の国際法に基づく協議により境界を画定するのではあるが、相手の領海基線の設定方法にまで立ち入って厳格に議論することなく、それぞれの側で内々に設定している領海基線を基に描いた境界線を持ち寄って、相互に妥協しあって受け入れ可能な線を探って合意する方法をとったようであるので、境界線が海南島に接近することを嫌う中国側が、バック・ロン・ビー島付近の海南島の領海基線を約 10 海里沖合にとったことをベトナム側は受け入れた、あるいは黙認したのではないかと推測できる。本論文「第 3 章 第 2 節 中国の国境・海洋境界画定 2. 海洋境界 (6) 韓国との海洋境界」の項で述べたとおり、「(中韓) 両国の使用する領海直線基線については、米国など国際的に注目されているように、国連海洋法条約 (UNCLOS) 第 7 条の直線基線についての規定から見てかなり拡大解釈と思われる部分があり、特に中国の場合、海面下の地形を結んだ線による設定など UNCLOS の規定からかなり逸脱した直線基線の設定が行われている」という、中国の直線基線引き方の問題もあり⁴⁶⁰、中国側が海南島の海岸から約 10 海里沖合に領海基線を内部的に設定した可能性はあり得る。

⁴⁵⁸ グエン・ヴァー・トゥン越外交学院長（当時）への筆者ヒアリング（2017 年 8 月 1 日、ハノイ）。

⁴⁵⁹ 唐家璇、前掲書、pp.199-200。

⁴⁶⁰ Seokwoo Lee & Clive Schofield、前掲論文、p.4。

バック・ロン・ビー島の「島の効果」で越側が譲歩した埋め合わせとして南の湾口線上のベトナムの海岸近くにあり海南島からの距離が 207.4 km (約 112 海里) と遠いコン・コー島には同島対海南島で 50%対 50%の効果を与えたものとも考えられる。これにより、台湾海峡の最も狭い部分とほぼ同じ距離のバック・ロン・ビー島と海南島間の距離約 130 km (約 70 海里) は、実際には越側 15 海里 (約 28 km) : 中国側約 55 海里 (約 102 km) に分けられたことになる。

バック・ロン・ビー島の「島の効果」を 25%にしたことについては、グエン・ヴァー・トゥン越外交学院長 (当時) によれば、「同島の境界画定に関する効果を縮小したのは、最近の境界画定の例では、英国・仏、コロンビア・ニカラグア、エリトリア・イエメン、ウクライナ・ルーマニアの例にもあるように、「Effect of island の distortion」と呼ばれる小島の効果を減少させる海域分割が、最近の支配的な国際的慣行となっており、越が譲歩したというわけではない。なお、同島は、1957 年に中国により越に引き渡されたが、1955 年に中国が引き渡しを提案した際には、戦時下の越は、船舶もなく統治能力がないとして、引き渡しを辞退した経緯もある」とのことである⁴⁶¹。

また、ドー・ティエン・サム元越社会科学院中国研究所長の説明によれば「第 1 次インドシナ戦争中、中国が軍を送って防衛し、戦争後の 1957 年に毛沢東がベトナムに引き渡して以来、中国は一貫してバック・ロン・ビー島についてはベトナムの主権を認めて来た。その当時、同島で漁業に携わる人口は中国系の方がベトナム系より多かったが、1979 年の中国によるベトナム侵攻前の越中関係の緊張により 1978 年までに全国で約 20 万人の在越華人がベトナムを出国したが、漁業に携わっていた同島在住の中国系住民もほとんどすべて出国した。ベトナムはその後、ベトナムの青年を同島に移住させる運動を行った。トンキン湾の境界画定においては、同島に『島の効果』を 100%持たせないで境界線を引いたが、越中のどちらが言い出したわけでもなく、トンキン湾の海域分割が衡平になるように考えられたものである」とのことである⁴⁶²。

バック・ロン・ビー島についてトレグロードは、1887 年の清仏条約署名後、フランス領インドシナに譲渡されていたが、中国は 1955 年に同島を占領し、その後、1957 年 1 月 16 日に北ベトナムに返還したとしている⁴⁶³。

テイラー・フレイヴェルは、バック・ロン・ビー島は、海南島から約 70 海里、面積 5 km² としており、「ベトナムの領有権主張の時期は不明だが 1930 年代にはフランス統治下にあった。1955 年まで人民解放軍は同島を占領しなかった。小さな中国人漁村がおよそ 100 年間栄えていた」としている⁴⁶⁴。

⁴⁶¹ グエン・ヴァー・トゥン越外交学院長 (当時) への筆者ヒアリング (2017 年 8 月 1 日、ハノイ)。

⁴⁶² ドー・ティエン・サム元社会科学院中国研究所長への筆者ヒアリング (2017 年 7 月 31 日、ハノイ)。

⁴⁶³ Benoit de Treglode、前掲論文、pp.33-41、p.36。

⁴⁶⁴ M. Taylor Fravel、前掲書、p.333 および同書の日本語訳版のテイラー・フレイヴェル、松田康博監訳「中国の領土紛争」勁草書房、2019 年、p.364。

フレイヴェルは、1957年の中国によるバック・ロン・ビー島のベトナムへの引き渡しについて「①引き渡し当時、同島の価値を低く見積もったが、後のトンキン湾境界面定で越側が同島を基線として湾の2/3を要求したときに争点化した、②毛沢東が理想主義的社会主义思想によりイデオロギー上の同盟国の防衛を領土主権に優先した、③証拠はないが、バック・ロン・ビー島の引き渡しと、中国のパラセル、スプラトリー主権要求への北ベトナムによる承認を取り引きしたのではないか」との見方を書いているが⁴⁶⁵、フレイヴェルの推論のうち①および③は正確ではない。①について、フレイヴェルは、本論文でも引用しているゾウ・ケユアン (Zou Keyuan) の1999年の論文を引用しているが、ゾウはトンキン湾境界面定交渉で、越側が、1887年清仏条約の子午線による境界面定を主張したと、もしこれを中国側が受け入れれば、越側は2/3の海域が得られたであろうとのことを書いている。ゾウが「島の役割」の項で書いているのは、中越が中間線による境界面定を選択した場合を仮定して、リビア対マルタ、英対仏、フィンランド対ソ連などの紛争のケースの判例、国際慣行などをレビューして、バック・ロン・ビー島の「島の効果」を「完全な効果 (full effect)」、「部分的な効果 (partial effect)」または「効果なし (no effect)」と仮定した場合のシミュレーションを行っているものであり、同島の「効果」を理由に越側が湾の2/3を要求したとは書いていない⁴⁶⁶。③については、中国側が、北ベトナムが1958年の書簡で、パラセル諸島およびスプラトリー諸島の中国領有を認めたと主張するのに対し、ベトナム側は、同書簡は、中国の領海12海里宣言を支持したものであり、中国の主張する領土を支持するものではないと反論する、越中間の研究者や報道機関の間で展開された有名な論争で、両国政府が直接言及したことはないが、論争には政府の方針が反映しているものと見られている。

この論争の概要は、1958年の第2次台湾海峡危機に際し、アイゼンハワー大統領が出兵を命じた米国第7艦隊の脅威に直面した中国が発出した「領海12海里宣言」について、ファム・ヴァン・ドン (Phạm Văn Đồng) 北ベトナム首相が、周恩来中国首相宛に中国の「領海12海里宣言」を支持する書簡を発出した。中国の「領海12海里宣言」には、中国

⁴⁶⁵ M. Taylor Fravel, 前掲書, p.269 およびテイラー・フレイヴェル, 松田康博監訳, 前掲書, pp.279-280. 英語版原文からの松田監訳日本語版を参考にした筆者和訳次のとおり。「この譲歩はいくつかの理由で例外的なものであった。当時、中国はじめ東アジア諸国は海洋資源を守るための島嶼の重要性を十分評価しておらず、同島の経済的価値はほとんどないと考えた。この海域で石油は発見されておらず、また海洋法制度は揺籃期にあった。その後のトンキン湾の境界面定に向けた動きの中で、ベトナムが同島を基線として湾の3分の2を要求しようとしたときに争点となった。さらに、毛沢東のパーソナリティーが影響した可能性がある。理想主義的社会主义に影響された毛沢東にとっては、イデオロギー上の同盟国を守ることに比べ領土主権は重要性が低かったと信じる中国の研究者もいる。最終的に、ベトナムによるバック・ロン・ビー島の支配と引き換えに、中国のパラセル諸島とスプラトリー諸島に対する中国の主権要求への1958年の北ベトナムの承認が行われたようである。この取引が行われたとの説をサポートする資料はないが、1958年のハノイの決定は興味深い可能性である。」

⁴⁶⁶ Zou Keyuan, 前掲1999年論文, p.240, pp.245-247.

が領有を主張する全ての地域が列挙してあったため、後に中国側は、北ベトナムはファム・ヴァン・ドン書簡により、パラセル、スプラトリー両諸島の中国領有を承認していると主張した。これに対しベトナム側は、「①北ベトナムがファム・ヴァン・ドン書簡で支持したのは中国の領海12海里の主張のみで、領土、主権の語を一切使用せず、また地域名に一切言及していない。②当時パラセル、スプラトリー両諸島は、南ベトナムの管轄下であり、北ベトナムが、中国の領有の可否を議論する立場になかった。③南ベトナム政府は周恩来領海宣言に反論している」と反論している⁴⁶⁷。

当時の北ベトナムにパラセル、スプラトリー両諸島の中国領有承認の意図がなかったのであれば、フレイヴェルが言及しているバック・ロン・ビー島とパラセル、スプラトリー両諸島の交換という取引説には根拠がない。

また、フレイヴェルは、中国によるベトナムへの、バック・ロン・ビー島の引き渡しの事例を、越中間に領有をめぐる紛争があったと推定し、これを中国による海洋（領土）主権紛争における唯一の妥協（compromise）と認識して「1949年以降、島嶼をめぐる紛争において、中国はホワイト・ドラゴン・テイル（白龍尾）島をめぐる紛争においてのみ妥協を行ったが、パラセル諸島、スプラトリー諸島、尖閣諸島をめぐる紛争においては解決を引き延しするか、武力を行使してきた」、「辺境地域の国境紛争とは対照的に、外部からの脅威が島嶼部をめぐる紛争における中国の唯一の妥協の試みを説明できる。1957年中国はトンキン湾の中央部に位置するホワイト・ドラゴン・テイル島を北ベトナムに移管することに同意した。残念ながら、この紛争とその解決については分かっていることは少ない。ある内部の情報によれば、毛沢東が米国と紛争中の北ベトナムを支援するために同島の移管を命令した。当時、米国は、ゴ・ディン・ジェム（Ngo Dinh Diem）政権への支援強化と共産主義封じ込めのための多国間安全保障条約である SEATO（東南アジア条約機構）の設立を通じ、中国の南の脇腹にプレゼンスを強化していた。米国の地域におけるいくつかの二国間同盟と米国の南ベトナムへの関与強化は、中国の南方からの脅威の認識と包囲される感覚を強めた。この状況下で、領土に関する譲歩を通じて同盟国を強化することは、将来の有用性も定かでない島に固執するより重要であった」と書いている⁴⁶⁸。しかし、バック・ロン・ビー島領有をめぐる越中紛争があったとの話はベトナムでは全く聞いたことがなく、上述のとおり筆者のヒアリングでは、グエン・ヴァー・トゥン越外交学院長（当時）の「同島は、1957年に中国により越に引き渡されたが、1955年に中国が引き渡しを提案した際には、戦時下の越は、船舶もなく統治能力がないとして、引き渡しを辞退した」と

⁴⁶⁷ Lưu Văn Lợi, *The Sino-Vietnamese Difference on the Hoansa and Truongsa Archipelagos*, Thế Giới Publishers, Hanoi, 1996, pp.73-79, “Diplomatic Note 1958 with Vietnam’s sovereignty over Paracel, Spratly islands”, *VietNamNet*, 21 July, 2011 および “Công hàm 1958 với chủ quyền Hoàng Sa và Trường Sa của Việt Nam”, *Dai Doan Ket*, 29 tháng 7, 2011 (29 July, 2011)による。

⁴⁶⁸ M. Taylor Fravel, 前掲書, pp.268-269 およびテイラー・フレイヴェル、松田康博監訳、前掲書, pp.278-279。筆者和訳は英語版原文からの松田監訳日本語版を参考にした。

の発言⁴⁶⁹、同じく上述のとおり、ドー・ティエン・サム元越社会科学院中国研究所長の「第1次インドシナ戦争中、中国が軍を送って防衛し、同戦争後の1957年に毛沢東がベトナムに引き渡して以来、中国は一貫してバック・ロン・ビー島についてはベトナムの主権を認めて来た」との発言⁴⁷⁰から推定して、越中間にバック・ロン・ビー島領有をめぐる紛争があったとの認識の存在は考えられない。また、フレイヴェル自身も「ある内部の情報によれば、毛沢東が米国と紛争中の北ベトナムを支援するために同島の移管を命令した」と書いているように、ベトナムへの引き渡しを決定したのは毛沢東自身であった可能性が高い。筆者が、ベトナムの識者とバック・ロン・ビー島の話をした経験では、ほとんど誰もが、毛沢東の厚意により引き渡されたと発言する。ベトナムの識者に「毛沢東の厚意」の認識を現在まで保たせている毛沢東のソフトパワー外交は多大な成果を上げたということが出来る。さらに、紛争があったと考えることは、バック・ロン・ビー島は、1887年の清仏条約の統計 108 度 3 分 13 秒の子午線の西側にあり、トンキン湾画定交渉で、中国側が、同子午線は海洋の境界線ではなく、島嶼の帰属を定めるものであると一貫して主張していることとも矛盾する。

トンキン湾の南の湾口線上にありベトナムの海岸から約 24km (約 13 海里) の沖合にあるコン・コー島と中国の海南島の鶯歌嘴の間の 207.4km (約 112 海里) の線は、50%対50%で分割された⁴⁷¹。

(3) シングル・ラインによる境界画定

トンキン湾の越中間の海洋境界画定では、領海・排他的経済水域・大陸棚水域の境界線をそれぞれ区別して考えることをせず単一の線 (シングル・ライン) で両国の海域の境界を画定し、境界線を規定する 21 地点の座標と条約案文に合意したとされる。

1997 年 8 月 9 日に、ベトナムとタイとの間で署名された「タイ王国とベトナム社会主義共和国の間のタイ湾における海洋境界画定条約」による越・タイ間の海洋境界画定でも、タイ湾における排他的経済水域・大陸棚水域を区別せずシングル・ラインで境界を画定する方法をとった。このシングル・ラインによる海洋境界画定の方法は国際法と国際的プラクティスに基づいて行われたものである⁴⁷²。トンキン湾の境界画定でもタイ湾での境界画定の経験もあり、シングル・ラインによる境界画定方法がとられた。

ただし、トンキン湾境界画定では、第 1 地点～第 9 地点間の線は領海の境界線であり、第 9 地点～第 21 地点間の線は排他的経済水域 (EEZ) と大陸棚の境界線である。また、ト

⁴⁶⁹ 筆者ヒアリング (2017 年 8 月 1 日、ハノイ)。

⁴⁷⁰ 筆者ヒアリング (2017 年 7 月 31 日、ハノイ)。

⁴⁷¹ チャン・コン・チュック博士への筆者ヒアリング (2017 年 8 月 5 日、ハノイ)。

⁴⁷² グエン・ヴァー・トゥン越外交学院院長 (当時) への筆者ヒアリング (2017 年 8 月 1 日、ハノイ)。

ンキン湾は最も幅の広い部分でも 176 海里であるので、両国それぞれ 200 海里の EEZ の合計 400 海里に満たず、EEZ が重なり合っているため、実際には 200 海里または大陸棚の限界までという大陸棚水域について考慮する必要はなかった。

1993 年に本格的に交渉が始まったが、なかなか進展がなく、1997 年 7 月の北京でのドー・ムオイ越共産党書記長と江沢民中国共産党総書記との会談で、2000 年末までに陸上国境およびトンキン湾海洋境界の画定を行うことを合意してから、交渉が急ピッチで進められた。唐家璇は回顧録で「私は（1997 年 7 月のドー・ムオイ訪中に）随行のベトナム政府国境委員会主任のチャン・コン・チュック氏と釣魚台迎賓館で会談し、主にトンキン湾境界画定で直面している問題について意見交換した。私は、『交渉の突破口を開くのが難しくなっているのは、双方が利益を概ね均衡させるという目標についていまだに一致を見ないためである』とはっきり指摘した」と書いている⁴⁷³。また、本節の「3. 交渉の基礎の変更とトップレベルの合意」でも述べたとおり、北京における 97 年 8 月 13 日～15 日の政府レベル領土・海洋境界公式交渉において「双方は非公式に主張線を交換し、共通認識を最大限に広げて違いを少なくし、互いの主張を近づけるよう努め、共同専門家部会の非公式協議メカニズムを維持し、双方が受け入れ可能な共同境界線案を見いだすよう努力することで一致した」と書いている⁴⁷⁴。

両国間で協議しながら、領海基線の決定方法を合意して、合意された同一の方法で領海基線を引いてそこから、領海・接続水域・EEZ（・大陸棚水域）を積み上げて行くのではなく、両国間の海域の境界を短期間に決定できるよう、各自の方法で、それぞれの国の領海・接続水域・EEZ（・大陸棚水域）の領域を規定して行って、各自が考える境界線を持ち寄って、双方の主張する線の重複する海域を、画定後の両国の海域の面積がほぼ等しくなるように分割するというような方法をとったため、シングル・ラインで境界線を画定することになったのではないかと推測する。

第 3 節 「海洋境界画定条約」および「漁業協力協定」の署名・発効と内容の概要

1. 署名

2000 年 12 月 25 日、北京において、ベトナムのチャン・ドゥック・ルオン越国家主席と中国の江沢民国家主席の臨席の下で、グエン・ジー・ニエン越外相と唐家璇中国外相が「トンキン湾海洋境界画定条約（ベトナム社会主義共和国と中華人民共和国の間のトンキン湾の領海、排他的経済水域および大陸棚水域の境界画定に関する条約）」に署名した。同時に、ター・クアン・ゴック越水産相と陳耀邦中国農業相が「トンキン湾漁業協力協定

⁴⁷³ 唐家璇、前掲書、p.199。

⁴⁷⁴ 同上、pp.199-200。

(ベトナム社会主義共和国政府と中華人民共和国政府の間のトンキン湾における漁業協力に関する協定)」に署名した。

2. 批准・発効

トンキン湾海洋境界画定条約とトンキン湾漁業協力協定を同時に署名、発効させるという中国側の希望により、これら条約および協定の署名後、引き続き2001年から04年4月にかけて、双方は漁業協力協定の追加議定書につき交渉した。2001年4月から02年10月にかけて専門家レベルで11回、また、02年10月から04年4月にかけて水産次官レベルの会議8回と専門家会合数回を経て追加議定書が作成され、同年4月29日に署名された。

追加議定書の署名を受けて、トンキン湾海洋境界画定条約とトンキン湾漁業協力協定は、ベトナムでは、04年6月15日に第11期国会第5回会議により、中国では6月25日に第10期全国人民代表大会常務委員会第10回会議により批准された。6月30日、ハノイにおいて、両国の政府代表団長であるヴー・ズン越外務次官と王毅中国外務次官が、海洋境界画定条約と漁業協力協定の批准書を交換し、同条約および協定は発効した。

3. 「境界画定条約」の概要

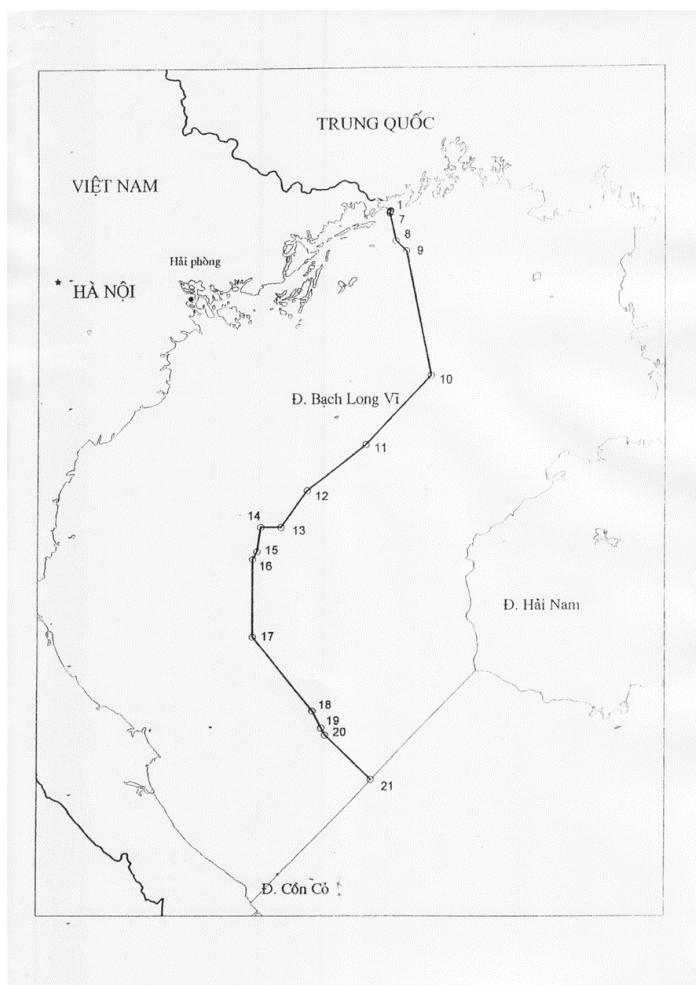
「ベトナム社会主義共和国と中華人民共和国の間のトンキン湾の領海、排他的経済水域および大陸棚水域の境界画定に関する条約(Agreement between the Socialist Republic of Viet Nam and People's Republic of China on the Delimitation of the Territorial Sea, Exclusive Economic Zone and Continental Shelf between the Two Countries in the Tonkin Gulf)」の要点は以下のとおりである。

- ①UNCLOS、国際法の原則・慣行、衡平の原則に従い、友好的交渉を通じ、領海・EEZ・大陸棚水域の境界を画定した(第1条)。
- ②トンキン湾を越中の大陸部の海岸線、雷州半島・海南島の海岸線、海南島最外端地点－コン・コー島(越)－越海岸線北緯16°57'40"、東経107°08'42"地点の直線で区切られた半閉鎖海と定義する(第1条)。
- ③領海・EEZ・大陸棚水域境界線を緯度・経度の座標で示した21地点(付属地図参照)を番号順に結ぶ直線とすることを合意した(第2条)。
- ④第1地点～第9地点の線は領海の境界である。領海境界に沿う垂直面は領空・海底・地下の境界である。別段の合意なき限り地形変動は領海境界に影響せず(第3条)。
- ⑤第9地点～第21地点の線はEEZ・大陸棚水域の境界である(第4条)。
- ⑥石油・天然ガス・鉱物の鉱脈が境界を跨ぐ場合、友好的協議を通じ、最適採掘、衡平な利益分与を行うことを合意した(第7条)。

- ⑦生物資源の適正利用・持続可能開発、保全・管理・利用の協力につき協議する（第8条）。
- ⑧境界画定は、国際海洋法に関する各締約国の立場に影響せず（第9条）。
- ⑨条約の解釈・実施に関する紛争は友好的交渉・協議を通じて解決する（第10条）。

（ベトナム語正文とグエン・ホン・タオの英訳、筆者の和文仮訳、並びに、中国語正文およびゾウ・ケュアンの英訳は本論文末尾の「資料集」参照。）

【図-8 海洋境界画定条約による海洋境界線】



出典：条約ベトナム語正文付属地図

4. 「漁業協力協定」の概要

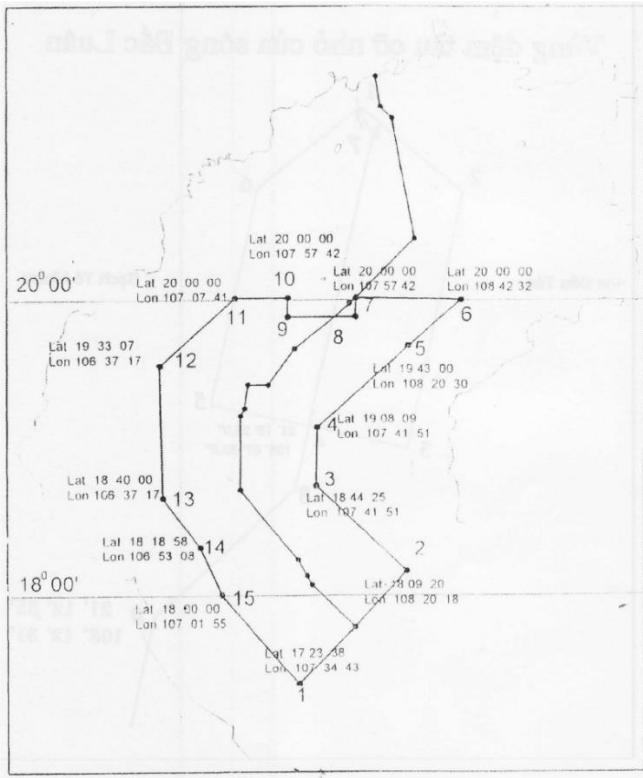
「ベトナム社会主義共和国政府と中華人民共和国政府の間のトンキン湾における漁業協力に関する協定（Agreement on Fishery Co-operation in the Tonkin Gulf between the Government of the Socialist Republic of Vietnam and the Government of the People's

Republic of China)」の要点は以下のとおりである。

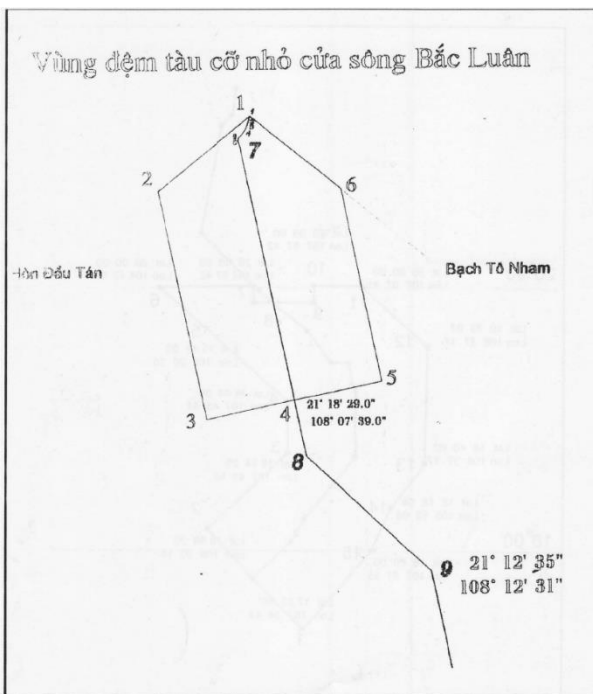
- ①両国 EEZ・領海の一部に適用する（第 1 条）。合意水域で漁業協力を実施する（第 2 条）。
- ②両国海洋境界線の両側 30.5 海里幅で緯度・経度で座標を定める 16 地点を直線で結ぶ区域を共同漁業水域とする（第 3 条）。
- ③共同漁業水域で漁業協力を行う（第 4 条）。また、生物資源保護・管理・持続的利用を行う（第 5 条）。
- ④共同漁業水域の各自の海域で両国の漁船を監視・臨検する（第 9 条）。
- ⑤発効後 4 年間、北緯 20 度線以北の EEZ で従来のとおり相手国の操業を認める経過措置を設定する（第 11 条）。
- ⑥ベイルン（北仑 Beilun、越語：Bắc Luân）川河口に小型漁船の過誤による相手国海域侵入の罰則を軽減する領海境界線の両側 3 海里幅で長さ 10 海里的緯度・経度で定める 7 地点を直線で結ぶバッファゾーンを設置する（第 13 条）。
- ⑦合同漁業委員会は、合意海域の漁業資源保護・持続的利用・漁業協力につき協議。共同漁業水域の漁業資源保護・管理規則・措置の採択、毎年の操業漁船数の決定、その他案件の協議・決定を行う。経過措置の実施、漁業紛争・事故の解決の指導、協定実施状況評価と両国への報告、協定・付属文書・追加議定書改正提案などを行う（第 13 条）。
- ⑧本協定は発効から 12 年間効力を有し、3 年間自動延長できる。失効後の継続は、両国の協議を通じて交渉する（第 22 条）。

（ベトナム語正文およびグエン・ホン・タオの英訳と筆者和文仮訳並びに中国語正文は本論文末尾の「資料集」を参照。）

【図-9 漁業協力協定による共同漁業水域およびバッファゾーン】



出典：漁業協力協定ベトナム語正文付属地図



出典：漁業協力協定ベトナム語正文付属地図

第5章 トンキン湾海洋境界画定の政策決定と交渉妥結の要因

第1節 海洋境界画定交渉を進める政策決定

1. 海洋境界画定により追求した政策目標

本論文の「第3章 ベトナムと中国の国境・海洋境界画定努力」、「第1節 ベトナムの国境・海洋境界画定努力」、「5. 境界画定決定の要因とベトナムと近隣国の境界画定を可能にした条件」と同章の「第2節 中国の国境・海洋境界画定努力」、「3. 境界画定決定の要因と中国と近隣国の境界画定を可能にした条件」において、ベトナムと中国の行った近隣各国との境界画定の例から、各国とも、画定交渉を行うことが、国益に照らして有利であるか、不利であるかを検討して境界画定交渉を進めるかどうかの政策決定を行うこと、また、政策決定の際に考慮するのは、「(I) その国をめぐる国際環境による境界画定の必要性、(II) 自国内の政治・経済・社会的な理由による境界画定の必要性、(III) 有利または衡平な境界画定の可能性、(IV) 受け入れ可能な共通ルールの存在」といった要因であることを見てきた。

国境・境界解決のために相手国と平和的な境界画定交渉を行おうとする政策決定がなされる場合は、フレイヴェルの領土紛争当事国の対外行動の3つの戦略のうち「エスカレーション戦略 (escalation strategy)」はとられず、「協調戦略 (cooperation strategy、威嚇や武力行使を排除し、係争地区の支配権を分割することにより妥協を提案するか重要な主張を取り下げる)」または「引き延し戦略 (delaying strategy、公的な宣言を通じて国家の主張を維持する以外に何もしない、または、交渉を続けながら妥協しない)」のどちらかの戦略の採用が政策決定されることになるが、1973～2000年の越中間のトンキン湾境界画定交渉でも「協調戦略」、「引き延し戦略」または両者を組み合わせた戦略がとられており、1978年6月の交渉停止後、国境・海洋境界問題自体が原因ではなく、カンボジア問題をめぐってであるが1979年2月のベトナム北部国境からの中国軍侵攻と1991年11月の国交正常化までの国境および南シナ海で断続的な交戦が行われていた期間には「エスカレーション戦略 (escalation strategy、紛争地域に関して威嚇または武力行使を行う)」が選択されていたと見ることもできる。しかし、トンキン湾においては、領土や海域をめぐる武力紛争・武力による威嚇は起っていないので、国境や南シナ海で採用された「エスカレーション戦略」から切り離して、トンキン湾海洋境界画定問題に関する限りにおいては、両国は「引き延し戦略」の政策をとっていたと見るのが妥当であるように思われる。

また、第3章で検証したように、ベトナムと中国が行った国境・海洋境界問題の解決は、国際システム・レベルとユニット・レベルの条件が国境・境界事案の解決を可能にするものになったことが理由である。特に多くの場合、米ソ冷戦が終了に向かい、ソ連・欧州の共産主義政権が崩壊して米国1強の世界システムへ移行して行った20世紀末から今

世紀初めにかけての両国、特に中国が国際社会から孤立した時期に行われている。トンキン湾海洋境界画定交渉においても、越中両国ともに真剣に解決を求めて「協調戦略」をとって、相互に妥協して境界を画定したのは、他の境界問題の解決と同様、ユニット・レベルおよび国際システム・レベルの条件が領土・境界問題の解決に適したものとなったこの時期においてであった。トンキン湾海洋境界画定交渉が本格的に行われた1993～2000年の期間において、国際環境や両国間関係の変化の中で、各交渉局面において政策決定の際に考慮する上記の4つの要因も変化しており、交渉の各局面におけるこれら要因についての両国の認識により、両国は「協調戦略」、「引き延し戦略」、あるいは両者をミックスした戦略をとる政策を選択している。

【表-11 トンキン湾海洋境界画定交渉 交渉期間全体】

トンキン湾海洋境界画定 (条約署名 2000年 12月 25日)	国際システム・レベルの条件	①冷戦終了による社会主義陣営の崩壊、世界から孤立への危惧：(I) ②中国：天安門事件による国際社会の中国への経済制裁：(I) ③国連海洋法条約 (UNCLOS) の成立：(IV)、(III) ④中国：国際的孤立・制裁脱却のため国際ルールを守るベヘービアによりイメージ改善の必要性：(I)、(III)
	ユニット (人間・国家)・レベルの条件	①両国：自国漁船操業の安全確保：(II) ②ベトナム：自国の水産資源保護：(II) ③両国：石油・ガス探査・開発の可能性確保：(II) ④両国：交渉のベースとしての清仏条約の境界線の存在：(IV)、(III) ⑤両国：新たな独立国として境界画定の必要性：(II) ⑥両国：安全保障上重要な海域を法的に曖昧な状態で放置することは両国間の関係の安定に危険：(II)

(筆者作成)

2. 国際システム・レベルとユニット・レベルの条件の変化による政策目標の変動

トンキン湾境界画定の交渉期間は、1973年から2000年という長期間に及んだため、その間にはユニット・レベルおよび国際システム・レベルの条件は著しく変動した。

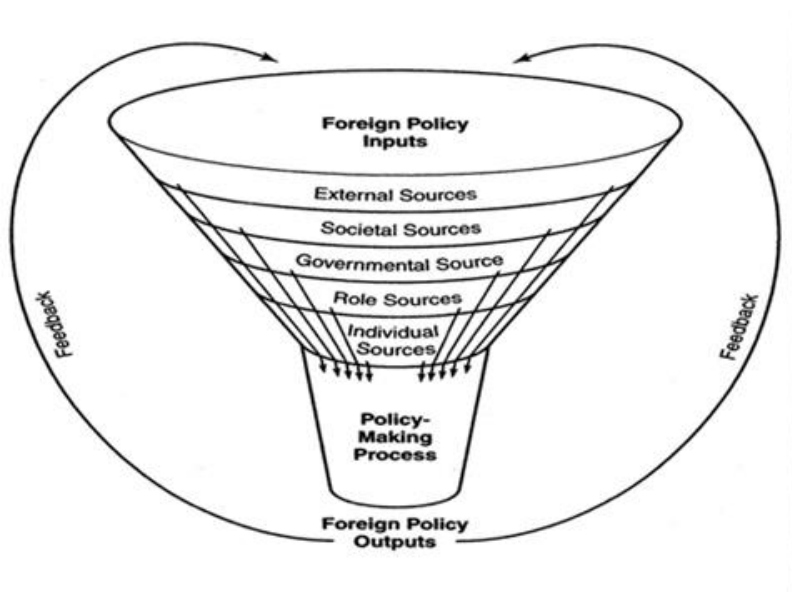
1973年からの2000年までの越中間の境界画定交渉は、交渉の提案(1973年)・開始(1974年)・停止(1978年)・再開(1992年)・停滞(1992年)・推進(1993年)・停滞(1993年)・推進(1997年)・最終締結(2000年)と紆余曲折があった。交渉の推移にしたがって、交渉の流れを変えた各局面における越中両国の政策決定を、越中両国が、「境界画定を追求した理由(ユニット・レベルの要因と国際システム・レベルの要因)」と「交渉妥結の見通し」を勘案して行った「政策決定」のメカニズムを検証することにより、

最終的にトンキン湾の境界画定交渉が妥結した要因を考察する。

分析方法としては、両国が境界画定を通じて求めた「衡平あるいはほぼ同等な面積での湾内海域の分割、漁業問題解決、安全保障・シーレーンの安全、両国間関係の安定、石油・ガス開発」といった一連の政策目標に対する国内の社会的要請や越中二国間関係というユニット・レベルの要因と、国際安全保障環境と越中の置かれた安全保障環境という国際システム・レベルの要因に着目し⁴⁷⁵、越中両国政府の政策決定メカニズムを分析し、越中政府の公式発表などの分析を合せて境界画定達成の要因を明らかにする。

⁴⁷⁵ ウォルツは「対外政策の理論」は、「人間」、「国家」のユニット・レベルと国際システム・レベルの変数を含みうるし、含むべきである、と論じている（ケネス ウォルツ、渡邊昭夫他訳『人間・国家・戦争—国際政治の3つのイメージ』勁草書房、2013年）。

【図-7 ローゼナウの政策決定過程】



出典： Eugene R. Wittkopf, Christopher M. Jones with Charles W. Kegley, Jr., *American Foreign Policy*, Thomson/Wadsworth, 2008, pp.17-23. Figure 2.1 The Sources of American Foreign Policy as a Funnel of Casuality.

トンキン湾海洋境界画定の政策決定と交渉妥結の要因を明らかにするために、交渉プロセスのフェーズごとに越中の政策決定メカニズムを検証する。それには、外交政策決定における外的要因（External Sources）、社会的要因（Societal Sources）、政府の要因（Governmental Sources）、役割要因（Role Sources）、個人の要因（Individual Sources）が、インプットされながら、政策決定プロセスの中で、対外政策が形成されていくとのローゼナウの米国の政策決定過程理論を枠組みとして応用する⁴⁷⁶。

ローゼナウの5つの要因は民主主義体制の米国の場合の分析に用いられたものであるが、ベトナム、中国のような共産主義体制国家の場合でも、下記の通り、ほぼ、これらに対応する要因（Sources）があり、それら要因の作用する働きは異なっても、同様に多層的な作用が加わって行く過程をたどって政策決定が行われると考えることができる。もちろん、米国の場合と比べて、政策決定における、トップリーダー、党、政府の比重が重いことは当然であるが、指導階層も、識者、職業団体、社会団体、大衆組織などの意見など社会の各方面の見解や利害関係の表明を聞きながら、政策決定の判断を行っている。ベトナムと中国を比較すると、ベトナムの方が党書記長、国家主席、首相、国会議長の4頭体制の集団指導体制を取っているため、党総書記＝国家主席に権力を集中させる中国の体制の場合

⁴⁷⁶ Eugene R. Wittkopf, Christopher M. Jones with Charles W. Kegley, Jr., *American Foreign Policy*, Thomson/Wadsworth, 2008, pp.17-23.

より、オープンである。中国の場合は、トップリーダーに権力が集中するので、最高指導者個人の性格によって、Role Source（役割要因）、Individual Source（個人要因）の部分で、政策決定のなされ方がかなり異なるように思われる。

【表-12 ローゼナウの政策決定過程 米国の場合とベトナム／中国の場合の比較】

ローゼナウの政策決定過程	
米国の場合	ベトナム／中国の場合
<p><u>1. External Sources(外的要因)</u></p> <p>地政学的な現実、潜在敵国の動向 国家への外部からの影響 他国がどうアメリカに行動するか</p>	<p><u>1. External Sources(外的要因)</u></p> <p>地政学的な現実、潜在敵国の動向 国家への外部からの影響 他国がどうベトナム／中国に行動するか</p>
<p><u>2.Societal Sources(社会要因)</u></p> <p>歴史と文化に根ざす国内要因→戦略文化 国内の社会・政治システム→民主主義社会、</p>	<p><u>2.Societal Sources(社会要因)</u></p> <p>歴史と文化に根ざす国内要因→戦略文化 国内の社会・政治システム→共産主義社会：党、 大衆団体（祖国戦線、婦人会、青年団など）</p>
<p><u>3. Governmental Source (政府要因)</u></p> <p>政策決定・機構→機構論 3権分立→行政府 vs. 立法府 大統領制度、議員内閣制度</p>	<p><u>3. Governmental Source (政府要因)</u></p> <p>政策決定・機構→機構論 共産党→政府（行政府、立法府） 共産党単一政党制→党内で国家主席を選出</p>
<p><u>4.Role Sources(役割要因)</u></p> <p>政府官僚の役割→官僚組織の政策決定の傾向の説明に有効 社会的に規定された役割→合衆国憲法 行動の決定は Individual Sources(個人要因)よりも Role Source(役割要因)の方が強い</p>	<p><u>4.Role Sources(役割要因)</u></p> <p>党幹部の役割 →中国：総書記兼国家主席に権力集中 →越：集団指導体制（党書記長、国家主席、首相、国会議長） 政府官僚の役割→党方針の枠内で政策決定 社会的に規定された役割→憲法、党綱領 行動の決定→越：Role Source(役割要因)が強い</p>
<p><u>5.Individual Sources(個人要因)</u></p> <p>個人の価値観、才能、過去の経験 個人の資質→熟練度、性行、心理、行動様式（傾向、癖）</p>	<p><u>5. Individual Sources(個人要因)</u></p> <p>個人の価値観、才能、過去の経験 個人の資質 →熟練度、性行、心理、行動様式（傾向、癖） 行動の決定 →中国：Individual Sources(個人要因)が強い</p>

1970年代と1990年代においては国際システム・レベルとユニット・レベルの条件が大きく変化したため、越中両国がそれぞれ、トンキン湾海洋境界画定により実現を目指した政策目標に若干の変化が見られた。ベトナム側の政策目標では、本格交渉が始まった1992年以降では、おそらく1996年に交渉の基礎を、「トンキン湾を歴史的湾と規定して1887年清仏条約の子午線により分割する方法」から「国連海洋法条約（UNCLOS）など国際法に基づいて境界画定する方法」に変更した以外は、各局面において、政策目標間の優先順位の変更はあったが、各政策項目で脱落したもの、新規に挙げられたものはなく大きく変更していない。中国側については、70年代の交渉はベトナム側に提案されて交渉を受け入れたが、境界画定で実現しようという目標を主体的に持っていたようには見えず、ベトナム側の主張に対して、自国が不利な形の境界画定にならないよう受動的に対応していたように見える。90年代の交渉では自ら実現したい目標が定まって、自国の政策目標を実現すべく積極的に交渉している。

ベトナムと中国がそれぞれ、トンキン湾海洋境界画定において追求していた基本的な政策目標を、越中交渉中の主張や姿勢、政府発表、研究者の著述、中国側の元交渉当事者の唐家璇回顧録、越側の交渉当事者や識者への筆者のヒアリングを基に、70年代の交渉時のものと90年代の交渉時のものに分けてとりまとめると以下のものであったと考える。ただし、両国ともに国家安全保障に関わる越の首都防衛、中国の重要海軍基地防衛といった機微な政策目標についての直接の言及はなく、交渉中の立場や交渉結果として発生した事象など、間接的な事実関係から地政学上の必然的な要請による政策目標として筆者が推察したものである。

（1）1970年代の交渉時の政策目標

ベトナム側が、1973年12月に中国に対してトンキン湾の境界画定を提案した時に、同国が追求していた政策目標は次のとおりであったと推定される。

①【有利な境界画定の実現】越中間でトンキン湾を歴史的に越中間でのみで使用してきた「歴史的湾」と定義して、越側に有利な1887年の清仏条約の子午線によって海域を2国間で分割し西半分、うまく行けば西2/3をベトナムの主権、主権的権利が及ぶ海域とする。

清仏条約に基づく境界画定の主張自体が有利な境界画定の実現をめざすものである。

②【水産業・水産資源の保全】1970年代、第2次インドシナ戦争中のベトナムではトンキン湾へ出漁する漁船数が減少し、空白を埋めて水産資源がより豊富なベトナム海域に大量に出漁するようになっていた中国漁船の操業を取り締まる。

越外務省幹部によれば、70年代トンキン湾では米越間で多くの小競り合いがあり越漁船の出漁が激減し大量の中国漁船が越の領域で操業するようになり越側が懸念していたこと

が73年に境界画定交渉を提案した最大の理由であるとのことである⁴⁷⁸。

③【安全保障・シーレーンの確保】ベトナム民族揺籃の地で首都ハノイの所在する紅河デルタに面するトンキン湾は、安全保障と海運の上で最重要海域であり、かつ、1974年1月に中国が南ベトナムからパラセル諸島西半分に武力侵攻し同諸島全域を実効支配したことから、中国の海洋覇権への意図が明らかになったので、早期にトンキン湾海洋境界画定を行うことを目指す。

グエン・ヴァー・トゥン越外交学院長（当時）によれば、越は常に国境・海洋境界問題を解決して安定した両国関係を望んでいた⁴⁷⁹。越外務省幹部によれば、1974年に中国が南ベトナムからパラセル諸島を武力奪取したことも越がトンキン湾海洋境界画定を急いだ理由の一つである⁴⁸⁰。

④【海底資源探査・開発】石油・天然ガスなど海底資源の探査・開発のために境界画定が必要である。

リュウ・ヴァン・ロイによれば、1973年12月の越側の境界画定交渉の提案に、中国は暫定開発留保海域設定の条件付で交渉に同意したが、越側は迅速に石油を探査・開発しなかったため中国側の条件を受け入れて1974年8月に交渉を開始した⁴⁸¹。外務省幹部によれば、73年に石油開発のためとしてトンキン湾海洋境界画定交渉を提案したが、石油開発を考えていたかもしれないが、中国漁船の取締りと比べ、第一義的な問題ではなかった⁴⁸²。

⑤【経済開発のための越中関係の安定化】海洋境界紛争を予防して中国との関係を安定的なものにし、疲弊した国の経済開発のために平和を維持する。

70年代、90年代の境界画定努力に共通した目標であり、チャン・コン・チュック博士によれば、両国とも経済開発を必要とし経済開発のために安定を望んでいた⁴⁸³。ドー・ティエン・サム元越社会科学院中国研究所長によれば、越は経済的困難から経済開発のための安定した環境を欲していた⁴⁸⁴。外務省幹部によれば、1975年の統一後、big and difficult neighbor との良好な関係維持が経済開発に必要で、越は統一直後から境界問題の解決に努力した⁴⁸⁵。

中国側については、この時期は、あくまで受け身の対応に終始し境界画定にあまり熱意

⁴⁷⁸ 越外務省幹部への筆者ヒアリング（2017年8月3日、ハノイ）。

⁴⁷⁹ グエン・ヴァー・トゥン越外交学院長（当時）への筆者ヒアリング（2017年8月1日、ハノイ）。

⁴⁸⁰ 越外務省幹部への筆者ヒアリング（2017年8月3日、ハノイ）。

⁴⁸¹ Luu Van Loi, *The Essentials of Vietnamese Land, Sea and Sky*, Thế Giới Publishers, 2015, p.68.

⁴⁸² 越外務省幹部への筆者ヒアリング（2017年8月3日、ハノイ）。

⁴⁸³ チャン・コン・チュック博士への筆者ヒアリング（2017年8月5日、ハノイ）。

⁴⁸⁴ ドー・ティエン・サム元越社会科学院中国研究所長への筆者ヒアリング（2017年7月31日、ハノイ）。

⁴⁸⁵ 越外務省幹部への筆者ヒアリング（2017年8月3日、ハノイ）。

はなかったようであるが、1887年の清仏条約のラインの西側に暫定開発留保海域を設けることを条件に交渉を受け入れた。中国が追求していた政策目標は次のとおりであったと推定される。

①【不利な境界画定の阻止】トンキン湾を「歴史的湾」として1887年の清仏条約の子午線で分割することは、中国側の海域が約1/3となり、かつ、境界線が海南島の近くを通ることになるため受け入れない。

越側の主張を拒否し、国際法に基づくほぼ均等な海洋分割を主張した。

②【越側の資源開発の阻止】暫定開発留保海域を設けることにより、境界画定前にベトナム側が石油・天然ガスなどの開発を始めることを防ぐ。

暫定開発留保海域を設けて交渉開始に応じる。

③【パラセル諸島での武力行使のイメージを和らげる】北ベトナムと平和的交渉を行う姿勢を北ベトナムと国際社会にアピールする。

北ベトナムのトンキン湾境界画定交渉提案への対応と同時期に、南ベトナムからのパラセル諸島西部諸島奪取作戦を敢行することになるため、攻撃的なイメージを和らげるために交渉に応じる。

④【トンキン湾の北側の湾口の独占】雷州半島と海南島間の瓊州海峡は中国の内水とする。

瓊州海峡は、ベトナムの主張する1887年清仏条約による境界画定でも中国の海域になるためベトナム側は敢えて議論しなかった模様で、1974年の最初の交渉で宣言して以来中国は内水として扱っており、事実上、この宣言により目的を達成した状況となっている⁴⁸⁶。

(2) 1990年代の交渉時の政策目標

1991年11月の越中国交正常化において「解決すべき第一の問題として国境・境界の問題がある」として境界画定交渉再開が合意された。

90年代の交渉においてベトナム側が追求した政策目標は次のとおりであったと推定される。

①【有利または受入可能な境界画定の実現】越中間でトンキン湾を越中のみが歴史的に使用してきた「歴史的湾」と定義して越側に有利な1887年の清仏条約の子午線によって海域を2国間で分割し西半分を越の主権のみが及ぶ海域とする。この政策目標は、1996年の中国のUNCLOS批准後は、国際海洋法、国際慣行、UNCLOSに基づき平和的交渉によって衡平な受入可能な境界画定を行うというものに変更される。

⁴⁸⁶ Luu Van Loi, *The Essentials of Vietnamese Land, Sea and Sky*, Thế Giới Publishers, 2015, p.69 およびグエン・フン・ソン越外交学院副院長およびグエン・ラン・アイン同法学部長への筆者ヒアリング(2019年12月3日、東京)。

越側は、自国に不利な境界画定にならないよう交渉のベースを、中国が 1996 年に UNCLOS を批准するまで、1887 年の清仏条約の子午線による湾の分割の方式とすることに固執しており、不利にならない画定が出来る条件が整うことを、境界画定の条件と考えていたことが推定される。

②【水産業・水産資源の保全】ベトナムの海域で操業する大量の中国漁船を取り締まることによりベトナムの水産業と水産資源を保護する。

70 年代に交渉を行った時点より状況は悪化しており、越側は取締りを強化していた。越中の公船と漁船、漁船同士の衝突事件が日常的に発生していた。

③【安全保障・シーレーンの確保】ベトナム民族揺籃の地の首都ハノイの所在する紅河デルタに面するトンキン湾は安全保障と海運の上でベトナム最重要海域であり、かつ、中国が 1974 年に南ベトナムからパラセル諸島西半分を、1988 年にスプラトリー諸島のファイアリー・クロス礁、ガヴェン礁などを密かに占領し、ベトナムからジョンソン礁を武力奪取したことにより、中国の力による海洋覇権への意図が明らかになったこともあり、早期にトンキン湾海洋境界画定を行うことを目指した。

グエン・ヴァー・トゥン越外交学院長（当時）が、越は常に国境・海洋境界問題を解決して安定した越中関係を望んでいたと述べたことは、70 年代の交渉でも 90 年代の交渉でも不変である⁴⁸⁷。

④【海底資源探査・開発】石油・天然ガスなど海底の地下資源の探査・開発のために境界画定を目指した。

越側が 70 年代の交渉時から明らかにしているとおりで、実際に 1988 年 11 月に、越石油公社と仏 TOTAL 社はトンキン湾北部での石油探査契約を結んだ。

⑤【経済開発のための越中関係の安定化】海洋境界紛争を予防して中国との関係を安定的なものにし、経済開発のために平和を維持する。

70 年代の交渉、90 年代の交渉に共通の目標として、チャン・コン・チュック博士、ドー・ティエン・サム元越社会科学院中国研究所長、外務省幹部はそろって、戦争で疲弊した経済の立て直しのための、経済開発に安定した関係維持が必要であったため、陸上・海洋の境界画定により紛争を予防することを切望していたことを理由に挙げている。

90 年代交渉では、中国側は、中国漁民の転業準備期間としての暫定措置を特に強調して、越側以上に早期の境界画定を望んでいたように見える。中国側の政策目標は次の通りであったと推定される。

①【有利または受け入れ可能な境界画定の実現】トンキン湾海域の国際法、国際慣行に基づく交渉によりほぼ均等な海域の分割を目指した。

唐家璇は回顧録において「公平の原則に従ってトンキン湾を分けるのは両国と両国人民

⁴⁸⁷ グエン・ヴァー・トゥン越外交学院長（当時）への筆者ヒアリング（2017 年 8 月 1 日、ハノイ）。

の利益となる」、『トンキン湾での政治・地理面からの中越関係は概ね均衡しており、この地政学的現実こそが境界画定にあたって考慮すべき最も基本的な状況をかたちづくり、両国のもつ海岸線が海洋権益の主張の基礎となる』と指摘した。そのうえで私は、『トンキン湾の両国の海岸が隣り合わせで向き合い、海岸線の長さにさほどの違いがないことを考慮し、双方の利益がほぼ均衡のとれたものとなることを目標にしよう』と提案した」などと書いているように交渉において、ほぼ均等な海域の分割を繰り返し主張している⁴⁸⁸。また、交渉妥結後の中国側の公式な評価で、ほぼ均等な海域で境界画定できたことを高く評価することが繰り返し表明されている。

②【中国の漁民の暫定的な操業継続】ベトナムの海域で操業していた中国漁民の境界画定後の転業までの期間の暫定的操業継続を確保するためにトンキン湾境界画定条約に暫定的な操業を可能にする合意を書き込むことを目指す。後に、これを保障する取決を別途作成し境界画定条約と同時合意することを目指す。

唐家璇が「歴史、法律、国際関係、国家的実践の見地からトンキン湾での中国漁民の伝統的漁業権について、『広西チワン族自治区、海南省、広東省で138万人に近い漁業人口を擁し、漁業権問題は漁民の生計と社会の安定に直結する』と詳しく述べた」、「私は、『中国漁民がもつ漁業権は、公平に境界画定する際に考慮しなくてはならない重要な要素の一つだ。それだけでなく、最終的には法律の形で中国漁民の権利を確定させ、境界画定後の両国の漁業協力問題に向け適切に処理する必要がある』と指摘した」と書いて、中国側にとっての漁業問題・漁民対策が非常に重要であったことを強調している。また、自ら広西の漁村を訪れ実情をヒアリングしたことも書いている⁴⁸⁹。ドー・ティエン・サム元越社会科学院中国研究所長は「中国人漁民の生活の安定と職業の移行のために漁業協力協定の交渉を望んでいた。中国側が、越側に比して多かった中国人漁民の生活の安定と職業の移行のために漁業協力協定を望み、中国人漁民の転職準備期間を設け、その間は引き続きベトナムの海域でも操業できるように共同漁業水域を設置することになった」と述べた⁴⁹⁰。

また、境界画定後の中国側の公式な発表でも漁業問題の解決は高く評価されている。中国側が当初主張していた共同漁業水域設置などの措置を境界画定条約に盛り込むとの要求は越側が受け入れず、漁業協力協定を境界画定条約と同時に締結したが、このような中国側の主張からも、中国側にとり漁業問題・漁民対策が最も重要な政策目標の一つであったことが明らかである。

③【シーレーンの安全】トンキン湾は、中国南部地域、特に広西チワン族自治区、広東省、海南省にとり重要な海への出口であり、シーレーンの安全のために境界画定が必要であっ

⁴⁸⁸ 唐家璇、前掲書、p.185、p.198。

⁴⁸⁹ 同上、pp.194-195。

⁴⁹⁰ ドー・ティエン・サム元越社会科学院中国研究所長への筆者ヒアリング（2017年7月31日、ハノイ）

た。

唐家璇は回想録に「トンキン湾は中越両国共有の海であり、ベトナムにとって重要なだけでなく、中国にとっても至って重要である。広西チワン族自治区、広東省、海南省に及ぶ45万平方kmの土地に囲まれ、3省・自治区の1億1千万人民を養い、広西、海南の地域にとっては重要な海上路となっている。トンキン湾はベトナムの地理と密接な関係があるだけでなく、中国の自然の延長でもある。公平の原則に従ってトンキン湾を分けるのは両国と両国人民の利益となる」と書いている⁴⁹¹。

④【国際法を尊重する姿勢を国際社会にアピール】1989年の天安門事件、1996年と97年の台湾危機などによる西側諸国などからの疑いの目、「領海法」公布、ガヴェン礁領土標識設置、ミスチーフ礁占拠などによるASEAN諸国からの中国脅威論を払拭するため、ベトナムと海洋境界画定問題で国際ルールに従って平和的交渉を行う姿勢を国際社会にアピールする。

ドー・ティエン・サム元越社会科学院中国研究所長への筆者ヒアリング（2017年7月、ハノイ）「中国は天安門事件で世界から孤立し状況を改善しようとしていた」と述べている⁴⁹²。トレグロードは「領土紛争（島の領有権紛争）のないトンキン湾境界画定は、南シナ海に面する他の諸国に対して中国が海洋紛争解決にあたり誠意を持って行動できることを証明するためのリスクのない方法を提供した」、「中国にとりこの問題は最優先事項ではなかったが、中国外交当局は東南アジアにおける彼らの意図のショーケースにすることを決定した」、「中国の主要目的は中越間の漁業紛争を減らすことと、中国のアジア政策の広告塔として最初の海洋境界画定条約を利用することであった。その目的は、中国は対話による妥協ができることを示し、中国とは南シナ海問題を二国間交渉できないとの批判は根拠がないと示すことであった」などと国際社会へのアピールあるいは中国のイメージ改善をこの境界画定の重要な目的であったと指摘している⁴⁹³。交渉後の、中国側の各種の公式の発表や政府関係者の発言など、例えば、2004年の批准書交換時の中国外務省発表では「中国が、厚意を持って平和的手段を通じて領土紛争を解決する立場を十分に示し、中国が公に認められた国際法に従って国際問題を処理する誠意を示し、その責任大国としてのイメージを確立した外交的実践の成功の一つである」との高い評価を表明している⁴⁹⁴。ことから、この目的を意識していたことは明らかであるが、交渉開始当初から意図していたのか、交渉が進展し始めてから広報素材として利用できると思ったのかは明らかでない。

⑤【安全保障・軍事戦略上の考慮】中越の海洋境界線を海南島から可能な限り遠ざけるこ

⁴⁹¹ 唐家璇、前掲書、p.185。

⁴⁹² ドー・ティエン・サム元越社会科学院中国研究所長への筆者ヒアリング（2017年7月31日、ハノイ）

⁴⁹³ Benoit de Treglode、前掲書、p.34、p.36、p.37。

⁴⁹⁴ 中国外交部「中越北部湾划界协定情况介绍」2004年6月。

とを目指した。もちろん、国際法上、自国の EEZ を広げても外国船舶の侵入・通行を排除できるものではないが、中国は領海や EEZ など自国の主権・主権的権利等の及ぶ海域への他国の船舶の侵入を阻止するかのごとき行動をとっており、米国その他の西側諸国が、南シナ海で行っている「航行の自由作戦 (Freedom of Navigation Operations, FONOPs)」は、そのような国際法の中国の独自の解釈を規制するために行われているものである。

安全保障上の機微な問題であるこの点については、中国側は表向き一切触れず、指摘している研究者も見当たらないが、後に説明するとおり筆者は、海南島から境界線を遠ざけることは隠れた重要な政策目標の一つであったと考える。

中国が最も重要視していた政策目標の一つであるベトナム海域で操業していた中国漁民の転業までの操業継続保障については、ベトナム側が終始冷淡な対応であったこともあり、中国側は繰り返しベトナム側に対して要求し続けた。

グエン・ヴァー・トゥン越外交学院長(当時)は、2017 年に「中国側は漁業問題にしか興味がないかのようできえあった」と話したが⁴⁹⁵、越中間のトンキン湾海洋境界画定交渉において中国側の主張には中国漁民の操業継続確保を求める非常に強い要求が目立つ。唐家璇は、その「回顧録」で同氏自身の中越間の交渉において「57 年、61 年、63 年に漁業協定を結び、3~12 カイリの領海外の海域は双方の漁民が自由に出入りする伝統的漁場だった。だが、70 年代に入り現代海洋法の発展とともに大陸棚や排他的経済水域が制度化され、中越ともトンキン湾の海洋権益を主張するようになった」⁴⁹⁶、「共同作業部会の話し合いを始めた半年ほどの間に、中越のトンキン湾での衝突事件は減るところか増え激化する傾向だった。その半年間にベトナム側はトンキン湾係争海域での管理を拡大強化し、あろうことか中国の漁民がトンキン湾で持つ伝統的漁業権を否定し、既成事実をつくろうとした」⁴⁹⁷、「手を焼いたのは、ベトナム側がトンキン湾伝統漁場で頻繁に中国漁民、漁船を捕らえていたことだった。漁民の切実な利益にかかる問題であり解決を急ぐ必要があった」⁴⁹⁸、「双方がトンキン湾の境界画定が合意に至る前においては、ベトナム側は中国漁民が係争海域を含むトンキン湾で持つ伝統的漁業権を尊重するべきだ。中国政府はベトナムの武装船が中国漁民や漁船を拿捕する事件が再び起きるの見過ごすことはできない」⁴⁹⁹、『『基本原則協定』締結以来、ベトナム側は一方的にトンキン湾の管理を拡大し、湾中間区での入札募集を公布し、中国側の伝統的漁業海域で通常の作業を行う漁民、漁船を拿捕し、中

⁴⁹⁵ グエン・ヴァー・トゥン越外交学院長(当時)への筆者ヒアリング(2017年8月1日、ハノイ)。

⁴⁹⁶ 唐家璇、前掲書、p.182。これについては、中国外交部「中越北部湾划界协定情况介绍」2004年6月でも同様に説明されている。

⁴⁹⁷ 同上、p.193。

⁴⁹⁸ 同上、p.194。

⁴⁹⁹ 同上、p.195。

国漁民の生命財産の安全にとって重大な脅威となっている」⁵⁰⁰などと交渉や非公式会合の場で繰り返し強く要求したことを書いている。さらに「ベトナムでの交渉の前、私は(1994年)8月初めに海南省へ行き、阮崇武海南省長から境界画定交渉への意見を聞いた。その際にトンキン湾沿岸で調査もした。瑣海・渾門鎮と臨高調楼鎮で、漁民の家を訪れ、港に停泊中の漁船にも乗り込み、先祖代々トンキン湾の漁場で仕事をしてきた様子や、最近ひどい妨害を受けている事実を漁民が話すのに耳を傾けた。漁港の埠頭で、浪静かな湾内と港にある無数の漁船を眺め、海のおいひのする空気を吸い込みながら、私の心は長い間静まらなかった」と自ら現地ヒアリング調査まで行って「ベトナム側への憤りを強めた」とまで情緒的に記述している⁵⁰¹。

ベトナム側は、中国側の漁業問題についての強い要求から共同漁業水域等を設定することを受け入れたが、境界線画定交渉の過程で、中国側は境界画定と並行して共同漁業水域の設定を強く求め、合意が得られなければ2000年にトンキン湾境界画定の問題を解決するのは難しいと強調したため、越側は、中国漁民救済を海洋境界条約に書き込むことは受入なかったが、漁業問題が解決できなければ、2000年のトンキン湾境界問題解決が困難になるため、国際慣行などからUNCLOSに反するものではなかったもので、境界画定問題の解決を容易にするため、共同漁業水域の設定に同意したことを説明しており⁵⁰²、中国側の越側に対する中国漁民の暫定操業保証についての要求が非常に強いものであったことは事実であろう。

もちろん、多数の漁民の就業対策が中国内政上の重要な社会的・経済的問題であったことは事実ではあろうが、筆者は、中国側が、このようにトンキン湾海洋境界画定において、漁業問題解決だけに異常に焦点を当てるバランスを逸した重要性の付与は、国民のために努力して交渉したことを国内向けにアピールするだけでなく、他の政策目標を目立たなくするためであった可能性もあると推測する。

筆者が重要な「政策目標」の一つとして「安全保障・軍事戦略上の事情」があったと推測するのは以下に理由を記すように、海南島のもつ中国の海洋安全保障戦略における極めて高い重要性からである。

海南島南端の三亜市には三亜、三亜港、榆林、亜竜湾の海軍基地があり、遅くとも1990年代末～2000年代初頭には地下潜水艦基地を含む海軍施設の建設が開始されていたと見られている⁵⁰³。2019年12月には初の国産空母「山東」が配備され、現在では、戦略核ミサ

⁵⁰⁰ 唐家璇、前掲書、p.196。

⁵⁰¹ 同上、p.194。

⁵⁰² Thứ trưởng Ngoại giao Lê Công Phụng, “Hiệp định phân định Vịnh Bắc Bộ và Hiệp định hợp tác nghề cá giữa Việt Nam - Trung quốc trong Vịnh Bắc Bộ”, *Tạp chí Cộng Sản* số 2, 1-2001 (ベトナム外務省広報資料、「トンキン湾境界画定条約および漁業協力協定」レー・コン・フン外務次官記者会見、2001年1月)

⁵⁰³ “Secret Sanya - China's new nuclear naval base revealed”, *Jane's Security News*, 21 April 2008,

イル原子力潜水艦、通常型・原子力推進型の攻撃潜水艦、新鋭駆逐艦、強襲揚陸艦などを擁する海軍基地群は中国にとり最も重要な海軍拠点となっている。中国南海艦隊（南部戦区海軍）の司令部は雷州半島東岸の湛江にあるが、戦略打撃力は海南島南部に集中して配備されている。有事において空母や戦略原潜から構成されるブルーウォーター・ネービーが、中国のいう第1列島線を突破して太平洋・インド洋に進出するには、特に隠密性が武器である潜水艦にとっては、水深の浅い黄海や東シナ海から自衛隊や在日米軍が警戒する日本の南西諸島を抜けて太平洋に出るルートをとる必要がある青島の北海艦隊や寧波の東海艦隊よりも、水深の深い南シナ海に面しバシー海峡から太平洋へ、ロンボック海峡からインド洋へ出られる湛江や海南島南部の諸海軍基地から出撃する南海艦隊の方が中国にとり重要であることは明らかである。中国が、バシー、ロンボック両海峡へのルートである南シナ海に中国が一方的に設定する「9段線」について2016年の常設仲裁裁判所の「根拠なし」との裁定さえも無視して「9段線」内の島礁の領有と全海域に対する中国の主権の権利を主張し続け、実効支配する島礁の軍事要塞化を加速するのも南海艦隊が太平洋・インド洋へ進出するルートを防衛するためであろうと考えるのが最も自然である⁵⁰⁴。

トンキン湾海洋境界画定交渉が本格的に開始された1990年代前半に、中国が、将来、空母打撃群や戦略原潜で構成されるブルーウォーター・ネービーを擁して太平洋・インド洋に進出することを計画していたかは明らかではないが、遅くとも1990年代後半には計画していたものと思われ、そのための最重要拠点は海南島であったはずである。

2004年6月のトンキン湾海洋境界画定条約発効時の中国外務省発表説明資料は「1991年の両国関係正常化後、双方は、トンキン湾を含む国境・領土問題を早期に解決する必要性を認識し、外交、防衛、地図作成、地方政府を含む部門から編成された政府の国境・境界交渉代表団を創設した後、トンキン湾第3回境界交渉を行った」として⁵⁰⁵、90年代の交渉における代表団を構成した諸分野として4部門を掲げており、そのうちの1つとして、第1の「外交」に次いで第2番目に「防衛」を挙げており、それに続いて第3番目が「地

<https://www.janes.com/news/security/jir/jir080421_1_n.shtml, accessed on 2008/04/22>は、“China is constructing a major underground nuclear submarine base near Sanya, on Hainan Island off its southern coast, Jane's can confirm. Although Asian military sources have disclosed this fact to Jane's since 2002, high-resolution commercially available satellite imagery from Digital Globe allows independent verification of the previous suggestions”としており、Damen Cook “China's Most Important South China Sea Military Base”, *The Diplomat*, March 09, 2017<<https://thediplomat.com/2017/03/chinas-most-important-south-china-sea-military-base/>, accessed on 2021/08/09>は、“Construction began by the year 2000, and though it is not yet complete, the sprawling complex reflects all of its 17 years of dedicated effort”としている。

⁵⁰⁴ 小谷哲男もその論文（小谷哲男「中国の九つの門とインド太平洋地域の海洋安全保障－日本の課題」『国際問題 No.678』、日本国際問題研究所2019年12月、p.18-19）で、中国の艦艇が太平洋に出る場合はバシー海峡を使用するケースが多く、潜水艦がインド洋に進出する場合は水深の浅いマラッカ海峡は潜水したまま通過出来ないためスダ海峡かロンボック海峡を通っている可能性が高いと推定している。

⁵⁰⁵ 中国外交部『中越北部湾划界协定情况介绍』2004年6月。

図作成」で、中国側が最も重要な問題として繰り返し要求していた漁民の操業保障問題を担当したと思われる「地方政府」は、最後の第4番目に挙げられている。境界画定交渉の中で表面には出てこない（少なくとも公表していない）「防衛」問題も重要なテーマであったと推定される。国と国の境界を画定するのであるから、国防や安全保障の問題が絡んで来ることは当然であり、必ずしも海南島の諸海軍施設への接近拒否に特に注意を払うためのものであったとは断定できないが、1992年の実質的な交渉開始、あるいは1993年の「基本原則合意」に基づいて両国間の交渉メカニズムを設定した当時からトンキン湾周辺海域の安全保障問題には、中国として十分に注意を払っていたことを示すものであろう。

また、グエン・ホン・タオは、境界画定交渉過程の説明で1887年清仏条約の子午線を境界とすることについての問題点として「湾の海洋境界として東経108度03分13秒の延長線を使用することは、双方にとり完全に好都合なわけではなかった。中国にとっては、この線は海南島近くを通過し、同島の安全保障に関する問題が生じる。ベトナムにとっては、この線に終点がないことであった」と書いており、このことも、中国側が、安全保障上の理由から境界線が海南島に接近することを嫌っていたことを示唆している⁵⁰⁶。

さらに、2007年9月には海南島の文昌市にロケット打ち上げ基地を建設することを決定し、2009年9月着工、2014年に完成し、内モンゴル自治区の酒泉、四川省の西昌、山西省の太原にある他の3つの打ち上げ場より低緯度にあるため重量の大きいものの打ち上げに運用されており、最近では2021年4月29日に大型ロケット「長征5号B」で宇宙ステーションの基幹施設「天和」が打ち上げられている。

最近、盛んに経済開発が謳われている海南島であるが、中国の軍事・安全保障の面でも非常に重要な地域となっており、このことは2001年4月の海南島沖上空での中国軍による米海軍EP-3 Aries 電子偵察機への中国軍F-8 戦闘機接触・墜落とEP-3の海南島への強制着陸の事件⁵⁰⁷や2009年3月の海南島沖での中国のトロール船多数が米海軍調査船「インペッカブル」を取り囲んで航行を妨害した事件に代表されるように海南島軍事施設への米軍による偵察に対する中国側の強い反応からも、海南島の諸軍事施設の重要性が伺われる。

越中間で本格的にトンキン湾海洋境界画定交渉が行われた1990年代には、中国側は、ベトナムとの間でトンキン湾内の海域を分割することには賛成であったはずであり、ベトナムの提案したトンキン湾を「歴史的湾」とみなし、1887年清仏条約のラインによって分割するという提案に同意すれば、自国の海域には領海と同様の主権が及ぶことになることに

⁵⁰⁶ Nguyen Hong Thao, "Maritime Delimitation and Fishery Cooperation in the Tonkin Gulf", *Ocean Development and International Law*, 36:25-44, 2005, p28.

⁵⁰⁷ 平松茂雄は、「潜水艦の太平洋進出目論む中国 注視したい活発な海洋調査活動」『産経新聞正論』2003年7月21日で、「1昨年4月、海南島近海空域で米軍の偵察機と中国の戦闘機が接触する事故が起きた。米軍機は海南島を基地とする中国の潜水艦の動向を偵察していたと当時筆者は推定したが、この推定は見当違いではなかった」と書いている。

は魅力を感じたはずであるが、おそらく1887年清仏条約のラインによる境界の線引きによる、ベトナム管轄海域の海南島西海岸への接近（最も近い地点で約70km）の回避を優先したのではないかとと思われる。唐家璇が繰り返し述べているように、中国にとって、ベトナム側の漁船の出漁の減少により、増加しすぎた中国漁民の転職までの経過措置としてベトナム水域での暫定的操業権を確保することが最大の関心事であったとしても、また、トレグロードの言うように、中国外交当局は東南アジアにおける中国の平和的・遵法的な意図のショーケースにすることが目的であったとしても、トンキン湾以外で一切の海洋境界画定を行っていない中国が90年代の交渉ではむしろベトナム側よりも交渉の早期妥結に熱心であったように見えるのは、中国側としては、交渉が妥結せず境界線が曖昧なまま残ることを避け、できるだけ境界線を海南島から遠ざける形で早期に画定したかったのではないかと推察し得る。多くの場合、外交交渉の過程でのやりとりの内容は秘密に保たれるが、トンキン湾海洋境界画定交渉においても、政府レベル会議も専門家レベル会議も交渉内容はすべて非公表であり、専門家家会議については開催の事実さえも公式には発表していない。交渉当事者も、経済的・社会的な目標に関するやりとりや結果については部分的に明らかにしているが、交渉相手に対しても第三者に対しても、自らの真の意図を隠す場合の多い政治的・軍事的な目標に関するやりとりについては明らかにすることはないので、交渉当事者も言及しないのは当然で、また、研究者の誰も指摘していない。あくまで筆者の推測の域を出るものではないが、筆者は軍事・安全保障上の理由も重要な政策目標であった蓋然性は高いと見ており、中国側を早期の交渉妥結に向かって動かしていた隠れたベクトルであったのではないかと考える。

3. 海洋境界画定交渉の政策目標と政策決定

1973年から2000年までの越中間のトンキン湾海洋境界画定交渉がどのように進められて妥結に至ったかを考察するために、国内情勢・二国間関係・国際情勢を、交渉の推移に沿って考察しながら、交渉の重要な転機毎に、越中各当事国がどのような「政策目標」（境界画定により求める国益）をもって、そして、それぞれの「政策目標」がどのようなユニット・レベルの条件（政策決定に影響を及ぼす国内事情と二国間関係）および国際システム・レベルの条件（世界あるいは地域の政治・安全保障・経済情勢）に作用あるいは影響されて、どのような「境界画定交渉に対するベクトル」（交渉を「推進」、「慎重」、「一時停止」、「停止」させる方向性と力）を生み出したのかを以下に整理してみる。また、それら「政策目標」に対するベクトルが、トンキン湾境界問題に対する各国の戦略をどのように形成したかを見て行くこととする。

（1）1970年代の交渉

イ. 北ベトナムの交渉提案（1973年12月）と中国の条件付き受け入れ（1974年1月）

（イ）北ベトナムの交渉提案の政策決定

1973年12月26日、北ベトナム(ベトナム民主共和国)は、中国に対してトンキン湾の海洋境界の画定を提案した。1973年1月、米・北ベトナム・南ベトナム・臨時革命政府が和平協定に署名し、同年3月南ベトナムから米軍が撤退し、北ベトナムは世界各国との外交関係を樹立して行き、国際社会から認知され始めていた。その北ベトナムにとって大きく改善された国際システム・レベルの条件の下で、北ベトナムは、トンキン湾において、

「①1887年清仏条約の東経108度3分13秒の子午線に基づく境界画定の実現、②ベトナムの海域で操業する大量の中国漁船の取り締まり、③海底油田・ガス田探査、④国際社会に国の領域を明確に示す」ことを目標にトンキン湾の海洋境界画定を目指す政策決定を行ったものと思われる。

境界画定交渉提案の政策決定に至るベトナムの追求した政策目標あるいは国益、考慮したユニット・レベル、国際システム・レベルの条件と交渉推進の政策決定のプロセスを推察・整理すると下記の表のとおりである。北ベトナムが「協調政策」をとり海洋境界画定を中国に提案する政策決定を行ったことに決定的な影響を与えた条件あるいは要因は、国際システム・レベルのベトナム和平成立、米軍撤退、各国との外交関係樹立であったと考えられる。

【表-14 政策決定プロセス図：1973年12月 北ベトナム】

政策目標	国際システム・レベルの条件	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	交渉へのベクトル
1887年清仏条約に基づく境界画定を実現	ベトナム和平成立	1887年清仏条約の存在	推進（「歴史的湾」と規定し1887年清仏条約の子午線で画定）
北ベトナム海域で操業する大量の中国漁船の取り締まり、水産資源の保護	南ベトナムから米軍撤退	70年代の越米の小競り合い頻発による越漁船出漁見合わせにより中国漁船が越の海域で大量操業	推進
海底油田・ガス田探査	南ベトナムから米軍撤退		推進
国際社会に国の領域を明確に提示	和平成立、米軍撤退、各国との外交関係樹立		推進
トンキン湾海洋境界画定交渉	北ベトナムに対する国際的認知度の向上	米中接近後の越中関係悪化は未だ決定的ではない	協調戦略（交渉開始を提案）

（筆者作成）

(ロ) 中国の交渉受け入れの政策決定

北ベトナムの提案を受けて、1974年1月18日、中国外務省は、暫定開発留保海域を設けることを条件に交渉を受け入れる返答を行った。同時に、1月16日から19日にかけて、人民解放軍海軍はパラセル諸島西部を実効支配していた南ベトナム（ベトナム共和国）の海軍艦船と駐留部隊を攻撃してパラセル諸島全域を武力奪取した。北ベトナムはこれを非難する声明を発出したが、交渉の開始には同意した。

中国は「①公平な（ほぼ均等な海域面積で）境界画定を実現する、②中国漁船の操業の安定を確保する、③北ベトナムとの平和的交渉の受け入れにより、国際社会に対し南ベトナムからのパラセル諸島西部武力奪取による好戦的イメージを和らげる、④北ベトナムに対し南ベトナムからのパラセル諸島西部奪取をカウンターバランスする」ことを目標にトンキン湾の海洋境界画定交渉を受け入れる政策決定を行ったものと思われる。

境界画定交渉受け入れの政策決定に至る中国の追求した政策目標、考慮したユニット・レベル、国際システム・レベルの条件と交渉受け入れの政策決定のプロセスを推察・整理すると下記の表のとおりである。中国の態度は終始受け身で、実際に境界画定を行う強い意思は感じられず、政策目標が達成できない場合は、交渉を続けながら妥協しない「引き延し戦略」に移行する考えであったものと思われる。海洋境界画定を受け入れる政策決定を行ったことに決定的な影響を与えた条件あるいは事象は、国際社会に対してパラセル諸島西部武力奪取による好戦的イメージを和らげることが最大の目標であった可能性もある。

【表-15 政策決定プロセス図：1974年1月 中国】

政策目標	国際システム・レベルの条件	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	交渉へのベクトル
公平な（ほぼ均等な海域面積で）境界画定を実現		1887年清仏条約の存在／越側は1887年清仏条約の子午線による境界画定を主張	抑制 （中越双方の主張の相違）
中国漁船の操業の安定確保		北ベトナムによる同国海域で操業する中国漁船の取り締まり	推進 （暫定開発留保海域設定を交渉の条件とする）
国際社会に対しパラセル諸島西部奪取の好戦的イメージを緩和	国際社会による中国のパラセル諸島西部奪取非難		推進
北ベトナムに対しパラセル諸島西部奪取をカウンターバランス		北ベトナムの中国のパラセル諸島西部奪取非難	推進
トンキン湾海洋境界画定交渉	国際社会による中国のパラセル諸島西部奪取	米中接近後の越中関係悪化は未だ決定的では	協調戦略/引き延し戦略 （暫定開発留保海域設

	非難	ない	定の条件付き交渉受け入れ)
--	----	----	---------------

(筆者作成)

ロ. 交渉開始 (1974年8月15日)

(イ) 北ベトナムの交渉開始の政策決定

北ベトナムは、中国のパラセル諸島全域の武力奪取の後、「領土・国境紛争は交渉により隣人の精神で解決すべし」との批判的声明を発出したが、中国は交渉受け入れを取り消さず、また、中国の海洋権益追求の強い姿勢が顕わになったことから、トンキン湾の海洋境界画定を急ぐべきであると判断して、中国の暫定開発留保海域設定の提案を受け入れて、「①1887年清仏条約に基づく境界画定を行う、②中国の暫定開発留保海域設定の条件受け入れても、北ベトナム海域で操業する大量の中国漁船取り締まりを行うため、また、海底油田・ガス田探査を行うために早期に交渉を開始する、③(パラセル諸島西部奪取により中国の海洋覇権の意図が表面化したため)境界の早期画定を目指す、④国際社会に国の領域を明確に示す」を目指して交渉を開始した。

境界画定交渉開始の政策決定に至る北ベトナムの追求した政策目標、考慮したユニット・レベル、国際システム・レベルの条件と交渉受け入れの政策決定のプロセスを推察・整理すると下記の表のとおりである。

北ベトナムが「協調政策」をとり海洋境界画定交渉を速やかに開始する政策決定を行ったことに決定的な影響を与えた条件あるいは事象は、ユニット・レベルの中国によるパラセル諸島西部武力奪取であったと考えられる。

【表-16 政策決定プロセス図：1974年8月15日 北ベトナム】

政策目標	国際システム・レベルの条件	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	交渉へのベクトル
1887年清仏条約に基づく境界画定の実現		1887年清仏条約の存在 ／中国はほぼ均等な海域面積で境界画定と暫定開発留保海域設定を主張	推進 (暫定開発留保海域設定は受け入れるが、「歴史的湾」と規定し1887年清仏条約の子午線で画定を主張)
北ベトナム海域で操業する大量の中国漁船取り締まり、水産資源の保護	南ベトナムから米軍撤退	70年代の越米の小競り合い頻発による越漁船出漁見合わせにより中国漁船が越の海域で大量操業	推進
海底油田・ガス田探査	南ベトナムから米軍撤退	パラセル諸島西部奪取により中国の海洋覇権の意図表面化	推進
境界の早期画定を目指す		パラセル諸島西部奪取に	推進

指す		より中国の海洋覇権の意図表面化	
国際社会に国の領域を明確に提示	和平成立、米軍撤退、各国と外交関係樹立		推進
トンキン湾海洋境界画定交渉	北ベトナムに対する国際的認知度の向上	米中接近後の越中関係悪化は未だ決定的ではない。	協調戦略：暫定開発留保海域設定を受け入れて交渉開始

(筆者作成)

(ロ) 中国の交渉開始の政策決定

中国のパラセル諸島全域の武力奪取の後、北ベトナムは、「領土・国境紛争は交渉により隣人の精神で解決すべし」との声明を行ったが、敵対関係に至るほどのものではなく、中国が提案した暫定開発留保海域を設ける条件を北ベトナムが受け入れたので交渉を開始する。

中国は「①中国漁船の操業の安定を確保する、②中国側に有利か受け入れ可能な（ほぼ均等な海域面積での）境界画定を達成する、③北ベトナムに対し南ベトナムからのパラセル諸島西部奪取をカウンターバランスする、④中国は南ベトナムからパラセル諸島西部を武力奪取したが、海洋主権問題で平和的交渉を受け入れる姿勢を国際社会にアピールする」ことを目指して交渉を開始した。

境界画定交渉開始の政策決定に至る中国の追求した政策目標、考慮したユニット・レベル、国際システム・レベルの条件と交渉受け入れの政策決定のプロセスを推察・整理すると下記の表のとおりである。

パラセル諸島全域の武力奪取後の北ベトナムの声明も、敵対関係に至るようなものではなく、中国の提案した暫定開発留保海域を設ける条件を北ベトナムが受け入れたので交渉を開始したが、中国側が受け入れ可能な境界画定を目指し、目的が達成できない場合は、交渉を続けながら妥協しない「引き延し戦略」に移行する考えであったのではないかと推察される。

【表-17 政策決定プロセス図：1974年8月15日 中国】

政策目標	国際システム・レベルの条件	ユニット（人間・国家）・レベルの条件	交渉へのベクトル
公平な（ほぼ均等な海域面積で）境界画定を実現		1887年清仏条約の存在／北ベトナムは「歴史的湾」と規定し1887年清仏条約の子午線で画定を主張	抑制 （ほぼ均等な海域面積の境界画定を目指す）
中国漁船の操業の安定確保		北ベトナムによる同国海域で操業する中国漁船の取り締まり	推進 （北ベトナムが暫定開発留保海域設定を受け入れたため）

国際社会に対しパラセル諸島西部奪取の好戦的イメージを緩和	国際社会による中国のパラセル諸島西部奪取非難		推進
北ベトナムに対しパラセル諸島西部奪取をカウンターバランス		北ベトナムによる中国のパラセル諸島西部奪取非難	推進
トンキン湾海洋境界画定交渉	北ベトナムに対する国際的認知度の向上	米中接近後の越中関係悪化は未だ決定的ではない。	協調戦略：交渉を開始

(筆者作成)

ハ. 1978年6月の交渉停止

(イ) ベトナムの交渉停止の政策決定

ベトナム側は、トンキン湾を「歴史的湾」と定義することと1887年清仏条約の子午線による境界画定を目指したが、中国側は受け入れず交渉は行き詰まった。

1976年に発足したカンボジアのポル・ポト政権が、カンボジア在留ベトナム人を迫害・殺害し、カンボジア軍がベトナム国境に侵入を繰り返したため、ベトナムはこれに反撃してポル・ポト政権と敵対した。77年12月のベトナム軍のカンボジア侵攻により、越・カンボジアは国交断絶し、中国はポル・ポト政権を支持して78年5月には対越援助を打ち切った。また、中国とカンボジア・ポル・ポト政権の対外宣伝によりベトナムがカンボジアに武力干渉しているとの印象が国際社会に拡がったため、中国との関係は険悪になり、トンキン湾境界画定交渉は78年6月に停止した。その後79年2月、中国軍は60万の兵力をもって越中陸上国境全域から侵攻し、越軍はこれに反撃し越中は全面戦争に至った。大規模/小規模の散発的な陸上国境付近での軍事衝突が1980年代末まで続き、1988年3月には中国軍艦船はスプラトリー諸島でベトナム軍艦船を攻撃してジョンソン礁を武力奪取した。

ベトナム側は1974年の交渉開始時以来、「①1887年清仏条約に基づく境界画定を行う、②中国の暫定開発留保海域設定の条件受け入れても北ベトナム海域で操業する大量の中国漁船取り締まりを行うため、海底油田・ガス田探査を行うために境界の早期画定を目指す、③(パラセル諸島西部奪取により中国の海洋覇権の意図が表面化したため、)境界の早期画定を目指す、④国際社会に国の領域を明確に示す」という一貫した政策目標の実現を目指して交渉を行ったが、両国をめぐる各種条件とくに、主にカンボジアのポル・ポト政権を支持する中国との関係の決定的悪化というユニット・レベルの条件により目標追求が困難となった。

境界画定交渉停止の政策決定に至るベトナムの追求した政策目標、考慮したユニット・

レベル、国際システム・レベルの条件と交渉停止の政策決定のプロセスを推察・整理すると下記の表のとおりである。

【表-18 政策決定プロセス図：1978年6月 ベトナム】

政策目標	国際システム・レベルの条件	ユニット（人間・国家）・レベルの条件	交渉へのベクトル
1887年清仏条約に基づく境界画定の実現	中国とカンボジア・ポル・ポト政権の宣伝工作で国際社会は越がカンボジアに武力介入と誤解し対越経済制裁	1887年清仏条約の存在／中国は、ほぼ均等な海域面積の境界画定を目指す	停止 （境界画定の方法について共通の基礎がなく双方の間に歩みよりは見られず／カンボジアをめぐる中越対立で推進は不可能）
北ベトナム海域で操業する大量の中国漁船取り締まり、水産資源の保護	中国とカンボジア・ポル・ポト政権の宣伝工作で国際社会は越がカンボジアに武力介入と誤解し対越経済制裁	70年代の越米の小競り合い頻発による越漁船出漁見合わせにより中国漁船が越の海域で大量操業	停止 （推進が望ましいがカンボジアをめぐる中越対立で推進は不可能）
海底油田・ガス田探査	中国とカンボジア・ポル・ポト政権の宣伝工作で国際社会は越がカンボジアに武力介入と誤解し対越経済制裁	パラセル諸島西部奪取により中国の海洋覇権の意図表面化	停止 （推進が望ましいがカンボジアをめぐる中越対立で推進は不可能）
境界の早期画定を目指す	中国とカンボジア・ポル・ポト政権の宣伝工作で国際社会は越がカンボジアに武力介入と誤解し対越経済制裁	パラセル諸島西部奪取により中国の海洋覇権の意図表面化	停止 （推進が望ましいがカンボジアをめぐる中越対立で推進は不可能）
国際社会に国の領域を明確に示す	和平成立、米軍撤退、各国と外交関係樹立		停止 （推進が望ましいがカンボジアをめぐる中越対立で推進は不可能）
トンキン湾海洋境界画定交渉	中国とカンボジア・ポル・ポト政権の宣伝工作で国際社会は越がカンボジアに武力介入と誤解し対越経済制裁	中国はカンボジアのポル・ポト政権を支持し、78年5月、対越援助打ち切り	「引き延し戦略」→「エスカレーション戦略」 （交渉停止後の79年2月、中国軍は越に大規模侵攻、国交断絶）

（筆者作成）

（ロ）中国の交渉停止の政策決定

ベトナム側は、トンキン湾を「歴史的湾」とみなすことと、1887年清仏条約の線による境界画定の主張を取り下げず、中国は、これに反対して、中国にとり受け入れ可能な（ほぼ均等な海域面積での）境界画定の見通しが立たず。中国が、ポル・ポト政権を支持して

ベトナムがカンボジアに武力介入していると世界に宣伝したため、両国間の対立は決定的となり、1978年6月に交渉は停止した。その後1979年2月、中国は60万の兵力をもってベトナム国境全域から侵攻した。

【表-19 政策決定プロセス図：1978年6月 中国】

政策目標	国際システム・レベルの条件	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	交渉へのベクトル
公平な(ほぼ均等な海域面積で)境界画定を実現	中国とカンボジア・ポル・ポト政権の宣伝工作で国際社会は越がカンボジアに武力介入と誤解し対越経済制裁	1887年清仏条約の存在／越は1887年清仏条約の子午線による画定を主張	停止 (中越の主張に歩みよりなし／カンボジアをめぐる中越対立で推進は不可能)
中国漁船の操業の安定確保	中国とカンボジア・ポル・ポト政権の宣伝工作で国際社会は越がカンボジアに武力介入と誤解し対越経済制裁	越による同国海域で操業する中国漁船の取り締まり／カンボジアをめぐり厳しく対立	停止 (推進が望ましいがカンボジアをめぐる中越対立で推進は不可能)
国際社会に対しパラセル諸島西部奪取の好戦的イメージ緩和	国際社会は、中国のパラセル諸島西部奪取を非難		停止 (推進が望ましいがカンボジアをめぐる中越対立で推進は不可能)
北ベトナムに対しパラセル諸島西部奪取をカウンターバランス	中国とカンボジア・ポル・ポト政権の宣伝工作で国際社会は越がカンボジアに武力介入と誤解し対越経済制裁	北ベトナムは、中国のパラセル諸島西部奪取を非難／カンボジアをめぐり厳しく対立	停止 (推進が望ましいがカンボジアをめぐる中越対立で推進は不可能)
トンキン湾海洋境界画定交渉		中国はカンボジアのポル・ポト政権を支持し、78年5月、対越援助打ち切り	「引き延し戦略」→「エスカレーション戦略」 (交渉停止後の79年2月、中国軍は越に大規模侵攻、国交断絶)

(筆者作成)

(2) 1990年代の交渉

イ. 1991年交渉再開合意(1991年11月10日)

1991年の国交正常化の際に「解決すべき第1の問題として国境・境界の問題がある」として境界画定交渉開始が合意された。

(イ) ベトナムの交渉再開の政策決定

ベトナムは、再開が合意されたトンキン湾海洋境界画定交渉において、1970年代の交渉時と同様、「①1887年清仏条約のラインに基づく境界画定を行う、②ベトナムの海域で操業する大量の中国漁船の取り締まりを行う、③海底油田・ガス田探査を行う、④経済開発のために陸上国境・海洋境界を画定して中国との関係を安定させる、⑤中国との陸上国境・海洋境界を画定して国際社会に国の領域を明確に示す、⑥1974年のパラセル諸島、1988年のスプラトリー諸島における軍事行動により中国の海洋覇権の意図が明らかになったので、国交正常化した中国と速やかにトンキン湾境界画定を行う、⑦冷戦終了後、残存する共産主義政権同志の中国との敵対関係を終了させ国交を回復したので関係の安定化のために陸上国境・海洋境界を画定する」ことを目指して交渉再開を政策決定した。

境界画定交渉再開の政策決定に至るベトナムの追求した政策目標、考慮したユニット・レベル、国際システム・レベルの条件と交渉再開の政策決定のプロセスを推察・整理すると下記の表のとおりである。

冷戦終了で越中ともに孤立感を感じていたが、天安門事件により厳しい目で見られていた中国と、第3次インドシナ戦争が終了してジェノサイトが明らかになったポル・ポト政権の実態が暴かれ、それに抵抗して戦っていたことで国際世論が一変して好意的になったベトナムとで明暗が分かれた。この時期ベトナムは急速に国際社会に受け入れられて行った。

【表-20 政策決定プロセス図：1991年11月10日 ベトナム】

政策目標	国際システム・レベルの条件	ユニット（人間・国家）・レベルの条件	交渉へのベクトル
1887年清仏条約に基づく境界画定の実現	1982年にUNCLOS（国連海洋法条約）成立（両国とも署名済・未批准）	1887年清仏条約の存在／中国は国際法・国際慣行に基づく公平な境界画定を主張	推進 （「歴史的湾」と規定し1887年清仏条約の子午線で境界画定）
越の海域で操業する大量の中国漁船の取り締まり	ポル・ポト政権の残虐行為が明らかになり国際世論は一変し越に好意的／天安門事件後中国は孤立	中国の越海域で操業する中国漁民の操業継続保障を境界画定条約に盛り込むとの主張を受け入れる用意なし	推進
海底油田・ガス田探査	ポル・ポト政権の残虐行為が明らかになり国際世論は一変し越に好意的	中国は天安門事件後の国際的孤立のため両国関係の安定を必要	推進
経済開発のために海洋境界を画定して中国との関係安定化	ポル・ポト政権の残虐行為が明らかになり国際世論は一変し越に好意的／天安門事件後中国は孤立	中国は天安門事件後の国際的孤立のため越以上に両国関係安定を必要	推進
国際社会に国の領域を明確に提示	ポル・ポト政権の残虐行為が明らかになり国際世	中国は天安門事件後の国際的孤立のため越以	推進

	論は一変し越に好意的／ 天安門事件後中国は孤立	上に両国間関係安定化 を必要	
国交正常化した中国 と速やかにトンキン 湾の境界を画定	74年パラセル諸島、88 年スプラトリー諸島での 軍事行動で中国の海洋覇 権の意図が明確化し ASEAN 諸国に中国脅威 論	中国は天安門事件後の 国際的孤立のため越以 上に両国間関係安定を必 要	推進
越中関係安定のため に陸上国境・海洋境 界を画定	中国は湾岸戦争における 米国の圧倒的軍事力に脅 威感	冷戦終了後残存する共 産主義政権同志の敵対 関係を終了させ国交を 回復	推進
トンキン湾海洋境界 画定交渉	中国との境界画定交渉を 進めるには有利な環境が 整ったので交渉推進	国交正常化に際し、国 境・境界の問題を「解 決すべき第1の問題」 として交渉開始を合意	協調戦略

(筆者作成)

(ロ) 中国の交渉再開の政策決定

冷戦終了で越中ともに孤立感を感じていたが、特に中国は天安門事件により国際社会から非難され西側諸国から経済制裁を受け、孤立脱却のために微笑外交を展開していた。その一環としてベトナムとの国交正常化、陸上国境・トンキン湾海洋境界画定交渉が進められた。トンキン湾海洋境界画定において中国は「①公平な（ほぼ均等な海域面積で）境界画定を達成する、②中国漁民の操業の安定を確保する、③天安門事件後の孤立脱却のため展開した微笑外交の一環として平和的交渉でトンキン湾海洋境界画定を行う姿勢を国際社会、特に ASEAN 諸国にアピールする」ことを目標として交渉を再開する政策決定を行った。

境界画定交渉再開の政策決定に至った中国の追求した政策目標、考慮したユニット・レベルと国際システム・レベルの条件、交渉再開の政策決定のプロセスを推察・整理すると下記の表のとおりである。

この時期、中国は天安門事件により国際社会から非難されて孤立し、湾岸戦争において示された米国の圧倒的軍事力に対する脅威感と中国の軍事力の脆弱性を痛感しており、孤立脱却のためにベトナムを含む東南アジア諸国をはじめ、世界に対し微笑外交を展開していた。中国の国際的孤立という国際システム・レベルの条件が中国のトンキン湾海洋境界画定交渉再開の政策決定に最も大きく影響したと考える。

【表-21 政策決定プロセス図：1991年11月10日 中国】

政策目標	国際システム・レベル の条件	ユニット（人間・国 家）・レベルの条件	交渉へのベクトル
------	-------------------	------------------------	----------

公平な（ほぼ均等な海域面積で）境界画定を実現	1982年UNCLOSの存在（両国とも署名済・未批准）	1887年清仏条約の存在／越は1887年清仏条約の子午線による境界画定を主張	推進 （国際法・国際慣行に基づく公平な境界画定を目指す）
中国漁民の操業の安定を確保（操業継続保障を境界画定条約に盛り込む）	中国は天安門事件により国際社会孤立／米国の圧倒的軍事力に対する脅威感	越側は中国人漁民の越の海域での操業保障を境界画定条約に盛り込む用意なし	推進 （操業保障の暫定措置を求める）
平和的交渉によるトンキン湾海洋境界画定を国際社会にアピール	中国は天安門事件後の国際的孤立脱却のため微笑外交展開／米国の圧倒的軍事力に対する脅威感	共産主義諸国の大部分の消滅で両国とも孤独感	推進
トンキン湾海洋境界画定交渉		国境・境界の問題を「解決すべき第1の問題」として交渉開始を合意	協調戦略 （受け入れ可能な妥協点が見いだせない場合は引き延し戦略に移行）

（筆者作成）

ロ. 1992年の交渉停滞

70年代の交渉で、「①越側が1887年清仏条約の子午線で境界は解決済との立場であるのに対し、中国側は、同子午線は湾内の島嶼の帰属を定めたもので海域の帰属を定めたものではなく湾の海域をほぼ同面積に分割すべきであるとの立場であること、②中国側は境界画定条約に共同漁業水域設定などを盛り込み、湾内の領海外の海域で操業している中国漁民の操業継続権を保障すべきとの立場であること」などの対立点は洗い出されていた。

しかし、91年11月の国交正常化の際に合意された陸上・海洋境界画定交渉はなかなか手をつけられず、92年9月の越中外務次官級会議、10月の第1回陸上・海洋境界専門家会議を経て、11月の両国首相会談で91年合意を再確認した後に、ようやく陸上国境画定交渉とトンキン湾海洋境界の画定交渉が再開された。

（イ）ベトナムの交渉遅延の政策決定

91年11月の国交正常化とともにトンキン湾海洋境界画定交渉の再開も合意されたが、越側は70年代の主張を維持して境界線は1887年清仏条約の子午線で画定済みとの立場を継続し、中国側はトンキン湾の海域をほぼ同面積で分割することを主張していたため妥協の見通しが立たず。越側はベトナムの海域で操業する中国人漁民の操業継続保障を境界画定条約に盛り込むとの中国の主張を受け入れる用意はなかった。

ベトナムは、再開されたトンキン湾海洋境界画定交渉において、70年代の交渉時と同様、「①1887年清仏条約の子午線に基づく境界画定を行う、②ベトナムの海域で操業する

大量の中国漁船の取り締まりを行う、③海底油田・ガス田探査を行う、④未画定の中国との陸上国境・海洋境界を急ぎ、国際社会に国の領域を明確に示す、⑤冷戦終了後、国際社会との関係改善に努力する中で陸上国境とともにトンキン湾海洋境界を画定し、隣接する大国であり残存する共産主義国同志の中国との敵対関係を終了させて両国間の関係を安定化する、⑥74年のパラセル諸島、88年のスプラトリー諸島における武力による島礁の奪取により中国の海洋覇権の意図が明らかになったので、トンキン湾の海洋境界を速やかに画定する」ことを目指して交渉開始を政策決定した。

92年2月に両国外相は、陸上国境とトンキン湾に関する交渉開始の準備を行うことを合意したが、中国は、92年2月の「領海法」制定と7月のガヴェン礁上陸・領土標識設置事件により、ASEAN諸国との関係が悪化していたが、ベトナムとの関係でも、5月に南シナ海のベトナムに近い海域で米国クレストン・エナジー社と石油探査の契約を結んだ⁵⁰⁸。ベトナムはオブザーバー出席した7月のASEAN外相会議でASEAN諸国とともに中国を強く非難した。中国はさらに9月にはトンキン湾で地質調査を行った。

こうした情勢の中、ベトナムにとってはトンキン湾境界の早期画定が望まれたが、相互妥協による交渉促進の機運があるとは認められず、当面、交渉を推進する「協調戦略」の立場を維持しながらも、同時に、中国の出方を観察する「引き延し戦略」も選択する政策決定をしていたと推定される。

【表-22 政策決定プロセス図：1992年 ベトナム】

政策目標	国際システム・レベルの条件	ユニット(人間・国家)・レベルの条件	交渉へのベクトル
1887年清仏条約に基づく境界画定の実現	1982年UNCLOS(両国とも署名済み・未批准)	1887年清仏条約の存在、中国は国際法・国際慣行に基づく公平な境界画定(湾をほぼ均等に分割)を主張	推進 (「歴史的湾」と規定し1887年清仏条約の子午線で境界画定の立場堅持)
越の海域で操業する大量の中国漁船の取り締まり	中国は92年2月の「領海法」と7月のガヴェン礁上陸・領土標識設置により、ASEAN諸国は猜疑心	中国漁民の越の海域での操業継続保障を境界画定条約に盛り込むと中国の主張を受け入れる用意なし	推進/抑制
海底油田・ガス田探査実施		中国は南シナ海の越に近い海域で米社と石油探査契約/トンキン湾で地質調査	推進
国際社会に対し国の領	越は、米国との国交樹		推進

⁵⁰⁸ 村野勉はベトナムの領海基線から160km(約86海里)の海域であったとしている(村野勉「1992年憲法公布：1992年のベトナム」『アジア動向年報1993年版』アジア経済研究所、1993年、p.202)。

域を明確化	立への動きが進展し ASEAN、日、仏などと 急速に関係緊密化		
陸上国境・トンキン湾 海洋境界を画定し、隣 接する大国で残存する 共産主義国同志の中国 との関係を安定化	越は、米国との国交樹 立への動きが進展し ASEAN、日、仏などと 急速に関係緊密化		推進
中国の海洋覇権の意図 が明らかになったので 速やかにトンキン湾境 界を画定	中国の92年2月の 「領海法」と7月のガ ヴェン礁上陸・領土標 識設置により、ASEAN 諸国は猜疑心／越・ ASEAN 接近	中国は74年パラセル・ 88年スプラトリー諸島 で軍事行動／92年米社 と南シナ海の越近海で の石油探査契約／同年 トンキン湾での地質調 査	推進
トンキン湾海洋境界面 定交渉	越は、米国との国交樹 立への動きが進展し ASEAN、日、仏などと 急速に関係緊密化	中国側は、トンキン湾 海域をほぼ同面積で分 割することを主張し妥 協の見通しが立たず	協調戦略/引き延し戦略 交渉妥結見通しの立た ない中、トンキン湾、 南シナ海での中国の強 硬な態度が目立ち、交 渉を継続しながら中国 の出方を観察

(筆者作成)

(ロ) 中国の交渉遅延の政策決定

中国の微笑外交の展開が功を奏し、天皇陛下御訪中の行われた92年10月頃までには、西側諸国との関係は概ね正常化して来ていた。西側諸国との関係正常化への流れに自信を持ったためか、上記(イ)にも記したように、中国は、92年には2月の「領海法」制定、5月の南シナ海のベトナム近海での米国クレストン・エナジー社との石油探査契約、7月のガヴェン礁への上陸と中国の領土標識設置、9月のトンキン湾における地質調査など、南シナ海やトンキン湾で強硬な政策を打ち出した。このため、中国のASEAN諸国とベトナムとの関係は緊張した。

中国は、中国漁民の操業保障の問題、資源探査の問題、安全保障の問題などからトンキン湾海洋境界画定を基本的には進めたかったはずであるが、ベトナムが譲らない1887年清仏条約のラインによる海域分割の主張は中国としては受け入れられず、「引き延し戦略」の一種のバリエーションとして実力行使に至らない緩やかな圧力を加えてベトナム側の出方を見る政策をとったのではないかと思われる。

トンキン湾海洋境界画定において中国は、この時期「①公平な(ほぼ均等な海域面積で)画定を達成する、②中国漁船の操業の安定を確保する」ことを目指す政策決定していたと推定される。

【表-23 政策決定プロセス図：1992年 中国】

政策目標	国際システム・レベルの条件	ユニット（人間・国家）・レベルの条件	交渉へのベクトル
公平な（ほぼ均等な海域面積で）境界画定の実現	1982年 UNCLOS（両国とも署名済み・未批准）	1887年清仏条約の存在 ／中国は南シナ海の越近海での米社と石油探査契約・トンキン湾での地質調査実施により強い姿勢をアピール	抑制 （中国は国際法・国際慣行に基づく公平な境界画定を主張するが、越は1887年清仏条約の子午線による画定を主張）
中国漁民の転職準備期間の操業継続保障措置確保	中国は国際社会での孤立から脱却の流れを確信	中国漁民の越の海域での操業継続保障を境界画定条約に盛り込むとの中国の主張を受け入れる用意なし	推進 （操業保障の暫定措置を求める）
トンキン湾海洋境界画定交渉	中国は国際社会での孤立から脱却の流れを確信	越は1887年清仏条約の子午線による画定を主張し妥協せず	引き延ばし戦略 （見通しの立たない中、主張を維持して、強硬な行動により圧力をかけながら、越の出方を観察）

（筆者作成）

ハ．1993年の交渉進展

1991年国交正常化で解決が合意された越中間の陸上国境、トンキン湾海洋境界画定問題は実質的な交渉はなかなか始まらず、1993年も南シナ海をめぐる摩擦は継続した。4月にはチャン・ドゥック・ルオン国家主席ほかベトナム政府視察団がスプラトリー諸島を視察し、5月には中国石油探査船がベトナムの大陸棚石油鉱区第6区および第12区を侵犯する事件が発生した。8月5日にはベトナム外務省は改めてパラセルおよびスプラトリー両諸島の領有権再確認を声明し、同月20日には中国のパラセル諸島永興島での港湾設備拡充が衛星画像で確認された。

1993年7月、シンガポールでのグエン・マイン・カム越外相・銭其琛中国外相会談で国境・領土問題を解決する基本原則を作成することが合意され、8月のヴー・コアン外務次官と唐家璇外務次官による第1回政府レベル（外務次官級）交渉で基本原則が議論・合意された。10月、ヴー・コアン・唐家璇両次官は「越中間の国境・領土問題解決の基本原則」に関する合意に署名した。同合意の本文は公表されていないが、①問題解決のため速やかに会合する、②現実から出発し陸上国境とトンキン湾境界に努力を集中する、③南シナ海問題は協議を継続する、④交渉期間中、紛争複雑化を招く活動・武力使用・武力による威嚇を自粛することなどが合意されたとされる。

唐家璇元外相は回顧録に、この93年8月の第1回政府レベル交渉において、ヴー・コアン外務次官が「ベトナム側はトンキン湾問題で中国と交渉することに同意し、これ自体がベトナム側の最大限の柔軟性を示すもの」と発言し⁵⁰⁹、また、「トンキン湾とベトナムは母と子のようなものでベトナム10省1千5百万人民を養っており大変重要だ。越側は公平の原則に従ってトンキン湾を分けるという中国側意見を受け入れがたい」とも表明した⁵¹⁰と書いている。これら発言の真意は当事者以外には分からないが、越側は、70年代の交渉当初からの主張は、海洋境界線は1887年清仏条約に記されている東経108度3分13秒の子午線で画定済であり、越中両国でトンキン湾が「歴史的湾」であると定義し、湾口の位置の定義など技術的問題について交渉を行うとの立場であった。この発言が境界線自体について交渉の余地を与えることを意味するものであるのかどうかは、明らかではないが、ベトナムの従来立場からの若干の修正は受け入れる用意はあるが、中国側の主張する湾内海域のほぼ均等な分割には同意できないということであったかも知れない。この93年8月の時点においては越中両国とも未批准であったが、既に1982年に国連海洋法条約(UNCLOS)は成立しており、排他的経済水域(EEZ)、大陸棚水域の制度も確立されていた。「歴史的湾」として分割する場合のように領海と同様の主権は得られないが、UNCLOSをはじめ国際法と国際慣行に基づいて越中で湾内の海域をEEZとして分けて境界を画定した場合も排他的な経済活動の権利は得られる。ベトナムのトンキン湾を「歴史的湾」とするとの主張には中国が同意せず、また国際的にも支持も得られそうではない状況であったためUNCLOSに基づく交渉によるEEZとして湾のおよそ半分に越の管轄権の及ぶ領域を得るという形での境界画定のあり方も視野に入れはじめていた可能性もある。この後、ベトナムは翌1994年7月25日に国連にUNCLOSの批准書を寄託し、中国は1996年6月7日に国連にUNCLOSの批准書を寄託する。

また、唐家璇次官は、この時の交渉でヴー・コアン次官が「越中間の国境・領土問題解決の基本原則合意」にスプラトリー諸島とパラセル諸島の問題も含めるように要求したが中国側は受け入れなかったことも書いている⁵¹¹。

越中間の「基本原則合意」により、政府レベル(外務次官級)、専門家レベル、実務レベル分科会の3層の交渉メカニズムなど交渉のための制度は確立されたが、越中両国ともに従来主張を維持しており、境界画定問題が解決に向かって進み出したというわけでもなかった。93年11月にレー・ドゥック・アイン越国家主席が訪中し、江沢民国家主席と会談したが、そこでは、国境・領土問題の解決に関する「基本原則合意」を高く評価し、速やかに協定に達するよう努力することで両者は一致した。

⁵⁰⁹ 唐家璇、前掲書、p.184。

⁵¹⁰ 同上、p.185。

⁵¹¹ 同上、p.185。

(イ) ベトナムの協調戦略の政策決定

ベトナムは、1992年、93年当時、東南アジア諸国との関係の構築と米国との国交樹立を最も重視し、対米、対ASEAN外交に精力を注いでいた。第2次インドシナ戦争、第3次インドシナ戦争の期間を通じてベトナムを敵視していたASEAN諸国に対して、初めて自国をそのグループの一国として認識する立ち位置を追求し始めた。東南アジア友好協力条約に加盟し、ASEAN正式加盟に向かって動いていた。ASEAN諸国は、対中警戒感からベトナムを防波堤と考え始め、この後95年にはASEANへの加盟が認められる。湾岸戦争以後、国際システムの一極化が進み、米国のパワーが突出していたが、93年1月発足のクリントン政権は、ジョージ・H・W・ブッシュ政権下で始まった米越外交関係樹立への動きを加速化した。ベトナム側は米国との交樹立への努力に引き続き精力を傾注し1995年に米越外交関係が樹立されることとなる。

ベトナム側は、陸上国境とトンキン湾海洋境界をできるだけ早期に画定したいと考えており、交渉推進のための道筋をつける「基本原則」を合意したが、未だこの時点では「①1887年清仏条約の子午線に基づく境界画定を行う、②ベトナムの海域で操業する大量の中国漁船の取り締まりを行う、③海底油田・ガス田探査を行う、④中国との陸上国境・海洋境界を早期に画定して国際社会に国の領域を明確に示す、⑤冷戦終了後、国際社会との関係改善に努力する中で、隣接する大国である中国との陸上国境、海洋境界を画定し二国間関係を安定化する、⑥74年のパラセル諸島・1988年のスプラトリー諸島における軍事行動、92年の『領海法』とガヴェン礁上陸・領土標識設置により中国の海洋覇権の意図が明らかになったので、中国と速やかにトンキン湾境界を画定する」との基本的な政策目標は維持しながら交渉を推進する政策決定を行っていたと推定される。

【表-24 政策決定プロセス図：1993年 ベトナム】

政策目標	国際システム・レベルの条件	ユニット（人間・国家）・レベルの条件	交渉へのベクトル
1887年清仏条約に基づく境界画定を実現	82年UNCLOSの存在（両国とも署名済み・未批准）／越は国際海洋法に則って82年にカンボジアと歴史水域条約、92年にマレーシアと大陸棚共同開発条約を締結	1887年清仏条約の存在、93年10月「国境・領土問題解決の基本原則合意」署名／中国は湾のほぼ均等な分割を主張	推進 （「歴史的湾」と規定し1887年清仏条約ラインで画定するが、交渉には応じる）
越の海域で操業する大量の中国漁船の取り締まり	中国は92年の「領海法」とガヴェン礁上陸・領土標識設置により、ASEAN諸国は猜疑心	中国漁民の越海域で操業継続保障を境界画定条約に盛り込むとの中国の主張を受け入れる用意なし	推進／抑制
海底油田・ガス田探査		93年5月中国石油探査	推進

を行う		船がスプラトリー諸島の越の大陸棚石油鉱区第6区および第12区を侵犯	
国際社会に対し国の領域を明確化	米越国交樹立の動きが進展し、越はASEAN加盟へ向けて準備		推進
隣接する大国である中国との関係を安定化	米越国交樹立の動きが進展し、越はASEAN加盟へ向けて準備		推進
中国の海洋覇権の意図が明らかになったのでトンキン湾境界を早期に画定	92年の「領海法」とガヴェン礁上陸・領土標識設置により、ASEAN諸国は中国に猜疑心／越・ASEAN接近	中国の74年パラセル・88年スプラトリー諸島での軍事行動／92年南シナ海の越の海域で米社と石油探査契約／同年トンキン湾での地質調査	推進
トンキン湾海洋境界画定交渉	越は、米国との国交樹立への動きが進展しASEAN、日、仏などと急速に関係緊密化	中国側は、トンキン湾海域をほぼ同面積で分割することを主張し妥協の見通しが立たず	協調戦略（3層の交渉メカニズムが確立し定期的に会議／交渉には応じるが、1887年清仏条約の子午線に基づく境界画定を取り下げた場合に衡平な境界画定が行われる確証はなく、従来主張を維持しながら中国側の出方を観察）

(筆者作成)

(ロ) 中国の協調戦略の政策決定

中国は、境界画定を政策目標として求めるが、中越間の交渉において、唐家璇が「広西チワン族自治区、海南省、広東省で138万人に近い漁業人口を擁し、漁業権問題は漁民の生計と社会の安定に直結する」などと、繰り返し要求しているように⁵¹²、多数の中国の漁民の操業継続を確保するため中国側が受け入れ可能な湾の面積をほぼ均等に分割する境界画定を主張し、また、境界画定後も、中国の漁民が越側の水域で操業が続けられる何らかの措置を合意するよう強く求めていたのに対してベトナム側がこの問題を真剣に受け止めていないと繰り返しベトナム側に立場の変更を促している。

⁵¹² 唐家璇、前掲書、p.195。

天安門事件後の孤立から微笑外交により国際社会に復帰した中国は、ASEAN 諸国との関係では、92年の「領海法」制定、同年のガヴェン礁への領土標識の設置により、ベトナムとの関係でも同年の中国石油探査船によるベトナムの大陸棚石油鉱区侵犯事件やパラセル諸島永興島での港湾設備拡充などにより、再び猜疑心を持ってみられるようになっていた。

中国は、「①公平な（ほぼ均等な海域面積で）画定を達成する、②中国漁船の操業の安定を確保する」との政策目標を維持して交渉を推進する政策決定を行っていたと推定される。

【表-25 政策決定プロセス図：1993年 中国】

政策目標	国際システム・レベルの条件	ユニット（人間・国家）・レベルの条件	交渉へのベクトル
公平な（ほぼ均等な海域面積で）境界画定を実現	1982年 UNCLOS の存在（両国とも署名済み・未批准）	1887年清仏条約の存在／越は1887年清仏条約の子午線による画定の立場であるが、境界画定交渉自体には応じると表明	抑制 （中国は国際法・国際慣行に基づく公平な境界画定を主張するが、越は1887年清仏条約の子午線による画定を主張）
中国漁民の転業準備期間の措置を確保	中国は国際社会からの孤立脱却の流れを確信／ASEAN 諸国は中国に猜疑心／越・ASEAN 接近	越は中国漁民の転業準備期間の越海域での操業継続保障を境界画定条約に盛り込むことを受け入れず	推進 （中国漁民の越海域での操業保障の暫定措置を求める）
トンキン湾海洋境界面 定交渉	中国は国際社会からの孤立脱却の流れを確信、ASEAN 諸国は猜疑心、越・ASEAN 接近	越は1887年清仏条約の線による画定を主張し妥協せず、パラセル諸島の港湾設備拡充や越の海域での石油探査など強硬な行動で圧力	協調戦略 （確立した交渉メカニズムにより、国際法・国際慣行に従って公平な解決策を求め圧力をかけながら、越の出方を観察）

（筆者作成）

二. 1994年～97年の交渉停滞

93年10月の「国境・領土問題解決の基本原則合意」署名により、交渉のメカニズムが構築されたが、その後、両国間の交渉は行き詰まる。ベトナムは、境界線について、交渉は受け入れるとしながらも、1887年清仏条約のラインを基礎に境界画定を行うべきであるとの主張は維持し、中国の国際法・国際慣行に基づく公平な（ほぼ均等な面積での）境界画定の主張と平行線をたどり、94年8月の第2回政府レベル交渉、95年7月の第3回政府レベル交渉、96年9月の第4回の政府レベル交渉まで、境界画定問題における進展は全く

見られなかった。唐家璇によれば、95年6月の第5回合同専門家会議で、ベトナム側が海洋境界は1887年清仏条約の子午線で解決済みとの主張を改めて提出して激しい議論となり、95年7月の第3回政府レベル交渉で、唐は、越が清仏条約の線を改めて提出したのは立場の後退で重大な関心を払うと批判したとしている⁵¹³。94年7月にベトナムは国連にUNCLOSの批准書を寄託し、同年11月には同条約は発効したが、中国は96年5月まで批准せず、この2年間、ベトナム側は、国際法、国際慣習に基づく公平な境界画定を主張しながらUNCLOSを批准しない中国側の態度に疑いを抱き、95年6月の第5回合同専門家会議でベトナム側の当初の立場に立ち返る姿勢を示すことにより、中国側の態度の変化を促して、出方を見守っていた可能性があると考えられる。中国の96年6月のUNCLOS批准書寄託後の同年9月の第4回政府レベル領土・海洋境界公式交渉において、唐家璇の公平な境界画定の主張に対し、ヴァー・コアンは「境界画定に当たって海南島をベトナムの大陸と同列に論じられず」と主張し⁵¹⁴、境界画定に当たり、海南島の効果を大陸の効果に比して減少させることを主張して、「島の効果」の議論に踏み込んでおり、UNCLOSに基づく境界画定を排除しない可能性を示唆していることは興味深い。

この時期、中国の95年2月のミステーフ礁事件に代表される南シナ海での強硬な行動、急速な軍備増強と核実験、95年と96年の台湾危機などは、東アジアの安全保障環境を緊迫させており、米国は、台湾危機では96年3月、2個空母戦闘群の台湾近海派遣を行う対応をしており、95年2月の「東アジア太平洋安全保障戦略」(ナイ・レポート)96年4月のクリントン・橋本「日米安全保障共同宣言」、97年9月の「日米防衛協力のための指針」と中国の行動に対して断固とした対応を示しており、中国はじわじわと安全保障上の脅威を感じていたはずである。米中の緊張関係は、97年10月の江沢民訪米、98年6月のクリントン訪中による小康状態まで続く。前述のように⁵¹⁵、フレイヴェルの領土紛争において「国家は自国の安全に対する国内もしくは外部の脅威に直面しているときに、妥協しやすい」とする説に従えば、中国の米国の脅威への認識は、トンキン湾境界画定交渉が停滞していた1994-97年の時期にはまだ影響していないが、1997年7月のドー・ムオイ・江沢民の2000年末までに陸上国境およびトンキン湾海洋境界を画定するとの合意は、中国が感じ始めた安全保障上の脅威の影響が要因の一つであった可能性が強い。

中国側が、繰り返し求めている中国漁民の操業保障の問題については、唐家璇が『基本原則協定』を締結し交渉を始めれば、トンキン湾での衝突事件は減るか避けられるようになりトンキン湾情勢は緊張緩和に向かうと思っただが、交渉開始後、半年ほどの間に中越の衝突事件は激化した。越側は係争海域での管理を拡大強化し、中国漁民のトンキン湾での伝統的漁業権を否定して既成事実をつくらうとした。越側がトンキン湾伝統漁場で頻繁

⁵¹³ 唐家璇、前掲書、pp.195-196。

⁵¹⁴ 同上、p.198-199。

⁵¹⁵ 本論文 p.228 【表-6 領土紛争における協調とエスカレーション】参照。

に中国漁民、漁船を捕らえていたことに手を焼いた」としているように⁵¹⁶、ベトナム側は、交渉が始まったにもかかわらずベトナム海域で操業を続ける多数の中国漁船の取り締まりを強化したようである。96年2月にランソン国境での中越間の桂越鉄道の再開式典に出席した唐家璇とヴー・コアンの間の非公式会談で、唐の「交渉の全過程において双方は、両国の漁民がトンキン湾で正常に漁業できるよう適切、合理的な対応を取るべきである」との主張に対し、ヴー・コアンは「中国漁民の漁業を保証する問題については、トンキン湾の境界画定後でなければ配慮できない」との立場を示したとのことであり⁵¹⁷、中国側の再三の要求にもかかわらず、ベトナム側は、素っ気ないと言えるくらい漁業問題はマイナーな問題であるとの立場をとり、海洋境界画定後に検討する問題との立場を堅持している。

(イ) ベトナムの引き延し戦略の政策決定

1994年～96年の時期はベトナムにとり、95年7月に米国との国交樹立とASEAN正式加盟が行われた国際社会に広く認知されていった時期である。

米国との関係では、94年2月の対越経済制裁の全面解除、95年8月のクリストファー米国务長官訪越と米越間の外交関係樹立に関する文書交換・米国の駐越大使館開設が行われ正常な国交が開かれた。ASEANとの関係では、ベトナムは「東南アジア友好協力条約」に署名した92年からASEAN関係会議にゲストとして出席していたが、94年にはオブザーバーとして出席、95年に正式加盟国となった。

95年には、ロシアと78年の「友好条約」に代わる「国家間基本原則条約」も締結した。

中国との関係では、トンキン湾の境界画定交渉は淡々と続けられていたが、双方の基本的立場の違いから、政府レベルの交渉では94年の第2回交渉から96年の第4回交渉まで、また、合同専門家会議では94年の第1回会議から97年の第8回会議まで、ほとんど進展はなかった。しかし、会議のメカニズムが構築されて定期的に会合して議論を重ねていたことは、双方が、境界画定の両国の国益にとっての問題点と技術的問題点、さらに相手国の国内事情や海洋境界画定の及ぼす影響などについて理解が深まり、このことは後の交渉を進展のために大きな意味を持った。

ベトナムは基本的には、早期に境界画定を行うことを望んでいたが、中国側の出方を見守る姿勢であった。この時期にはベトナムは既に内部的には1887年清仏条約に依拠した境界画定の立場から、UNCLOSに依拠した境界画定の立場への変更を決定していたはずで、自らは94年に批准書を国連に寄託して、同年11月のUNCLOS発効後の中国の批准への動きを見ながら、UNCLOSに依拠して境界を画定するとの立場への変更を行う時期

⁵¹⁶ 唐家璇、前掲書、pp.193-194。

⁵¹⁷ 同上、p.197-198。

を見極めていたのではないかと思われ、96年6月の中国の批准書寄託後に徐々に UNCLOS に基づく境界画定の方法を受け入れて行く形をとっている。

この時期ベトナムは、「①1887年清仏条約に基づく境界画定の実現（中国の UNCLOS 批准後は黙示的に UNCLOS に基づく衡平な境界画定へ移行）、②ベトナムの海域で操業する大量の中国漁船の取り締まりを行う、③海底油田・ガス田探査を行う、④中国との陸上国境・海洋境界を画定して国際社会に国の領域を明確に示す、⑤国際社会との関係改善が進む中で、隣接する大国の中国と陸上国境とともにトンキン湾海洋境界を画定し両国間関係を安定化する、⑥74年のパラセル諸島・88年のスプラトリー諸島における軍事行動、92年の『領海法』とガヴェン礁事件、93年のパラセル諸島永興島での港湾設備拡充、95年のミスチーフ礁事件、度重なるベトナム海域での石油探査などにより中国の海洋覇権の意図が明らかになったので速やかにトンキン湾境界を画定する」の目標を維持して交渉を続けながら、中国側の出方の変化を観察する「引き延し戦略」をとる政策決定を行ったものと推測できる。

【表-26 政策決定プロセス図：1994年～97年 ベトナム】

政策目標	国際システム・レベルの条件	ユニット・レベルの条件	交渉へのベクトル
1887年清仏条約の子午線に基づく境界画定を実現（越中の UNCLOS 批准後は UNCLOS に基づく衡平な境界画定）	1982年 UNCLOS の存在（越批准94年、中国批准96年）／越は82年にカンボジアと歴史水域条約を、92年にマレーシアと大陸棚共同開発条約を締結／92年にタイとタイ湾大陸棚境界画定交渉開始（越は UNCLOS に基づく交渉を提案）	1887年清仏条約の存在／93年10月「国境・領土問題解決の基本原則合意」署名／中国は湾のほぼ均等な分割を主張、中国の UNCLOS 批准の遅れ	抑制 （95年に1887年清仏条約子午線で画定済との立場を改めて主張。→1996年の中国の UNCLOS 批准後は、交渉に応じる立場）
越の海域で操業する大量の中国漁船の取り締まり	92年「領海法」・ガヴェン礁事件、93年永興島の港湾設備拡充、95年ミスチーフ礁事件などで ASEAN 諸国は中国に猜疑心	越は、中国人漁民の越海域での操業継続保障については境界画定後に配慮との立場／中国漁船の取り締まり強化	推進／抑制
海底油田・ガス田探査を行う	94年、フィリピンは米社に南シナ海での石油探査許可・米比合弁会社設立	94年、南シナ海の越海域で中国は米社と石油探査／越露合弁会社も同海域で石油探査	推進
国際社会に国の領域を明確に示す	95年、越は米国と国交樹立、ASEAN に正式		推進

	加盟		
隣接する大国である中国との関係を安定化する	95年、越は米国と国交樹立、ASEANに正式加盟		推進
中国の海洋覇権の意図が明らかになったので速やかにトンキン湾境界を画定する	92年「領海法」・ガヴェン礁事件、93年永興島の港湾設備拡充、95年ミスチーフ礁事件などでASEAN諸国は中国に猜疑心／越・ASEAN接近	中国は74年パラセル・88年スプラトリーで軍事行動／92年トンキン湾で地質調査／94年南シナ海の越海域で米社と石油探査	推進
トンキン湾海洋境界面 定交渉	越は、95年に米国と国交樹立／ASEAN、日、仏などと急速に関係緊密化	越は95年に1887年清仏条約子午線で画定済との立場を改めて主張／中国側はトンキン湾海域をほぼ同面積で分割することを主張し妥協の見通しが立たず／両国のUNCLOS批准後は交渉の可能性	引き延し戦略（3層の交渉メカニズムにより定期的に会議／交渉は行うが、1887年清仏条約の子午線に基づくとの立場を放棄した場合に衡平な境界画定が行われる確証がなく従来主張を維持し中国側の出方を観察）

(筆者作成)

(ロ) 中国の協調／引き延し戦略の政策決定

中国は、92年「領海法」・ガヴェン礁事件、93年永興島の港湾設備拡充、95年ミスチーフ礁事件や一方的な石油探査など南シナ海での強硬な行動と、95年5月の核拡散防止条約(NPT)無期限延長決定後から包括的核実験禁止条約(CTBT)採択前に向け、3度の駆け込み核実験を行ったことから、ASEAN諸国に中国脅威論が再燃していた。さらには、95年と96年の台湾危機により米国との関係も緊張していた。

中国は、漁民の操業継続の問題を繰り返し説明して、公平な境界画定、つまりほぼ均等な海域面積での境界画定と境界画定後もベトナム海域での操業継続の確保を強く要求している。

中国は、この時期には、「①公平な（ほぼ均等な海域面積で）画定を達成する、②中国漁船の操業の安定を確保する、③UNCLOSに基づいて平和的交渉で海洋境界問題を解決する姿勢をアピールする」との目標を追求して交渉を推進する政策決定を行っていたと推定される。

【表-27 政策決定プロセス図：1994年～97年 中国】

政策目標	国際システム・レベルの条件	ユニット（人間・国家）・レベルの条件	交渉へのベクトル
------	---------------	--------------------	----------

公平な（ほぼ均等な海域面積で）境界画定を実現	1982年 UNCLOS の存在（越批准 94 年、中国批准 96 年）	1887 年清仏条約の存在／93 年 10 月の「国境・領土問題解決の基本原則合意」	推進／抑制 （中国は国際法・国際慣行に基づく公平な境界画定を主張するが、越は 1887 年清仏条約の子午線により画定済との立場に後退→96 年の中国の UNCLOS 批准後は、交渉に応じる立場）
中国漁民の転業準備期間の措置の確保	92 年「領海法」・ガヴェン礁事件、93 年永興島港湾設備拡充、95 年ミスチーフ礁事件、南シナ海での一方的な石油探査、核実験などで ASEAN 諸国に中国脅威論／越・ASEAN 接近	越は中国漁民の越海域での操業継続保障を境界画定条約に盛り込むことを受け入れず／越の海域で操業する中国漁船の取り締まりを強化	推進 （越側に越の海域での中国漁船の操業保障の暫定措置を求める）
国際法に従って海洋境界画定を行うことで中国のイメージを改善	92 年「領海法」・ガヴェン礁事件、93 年永興島港湾設備拡充、95 年ミスチーフ礁事件、南シナ海での一方的な石油探査、核実験などで ASEAN 諸国に中国脅威論	中国の核実験、95 年・96 年の台湾危機で米国との関係が緊張	推進
トンキン湾海洋境界画定交渉	95 年と 96 年の台湾危機で米国との関係緊張、ASEAN 諸国に中国脅威論／越・ASEAN 接近	越は 1887 年清仏条約の子午線による画定を主張し妥協せず／パラセル諸島港湾設備拡充や越海域での石油探査など強硬な行動で圧力	協調戦略 （確立した交渉メカニズムにより、国際法・国際慣行に従った公平な解決を主張して越の出方を観察）

（筆者作成）

ホ. 1997 年（7 月 14 日～18 日）のドー・ムオイ・江沢民会談以降の交渉加速から妥結へ

この時期にはベトナムは、ASEAN や国際社会に急速に受け入れられて行き、97 年には仏語圏首脳会議をホストし、98 年には ASEAN 議長国を務めるなど、次第に地位を確立して行った。中国も 97 年～99 年のアジア通貨危機では人民元切り下げを行わず、米国はじめ国際社会から高く評価され、中国の南シナ海での島礁の領有権、漁業問題、海底資源

探査・開発問題での強硬な態度によりフィリピン、インドネシアはじめ ASEAN 諸国との対立が深まり中国脅威論が再燃していたが、アジア通貨危機での対応により中国・ASEAN 関係は若干回復した。米中関係は、97年のクリントン訪中、98年の江沢民訪米で小康状態となった。しかし、98年11月のクリントン政権の「東アジア・太平洋地域における安全保障戦略(EASR 1998)」は、米国の前方展開の軍事プレゼンスにより東アジアに恒久的に関与する必要性を強調するものであった。99年5月のNATO軍米軍機の在ベオグラード中国大使館誤爆事件と、これに抗議する中国での激しい反米デモにより米中関係は緊張した。2000年11月の大統領選挙では、ジョージ・H・W・ブッシュが当選し人権問題や政治的自由に厳しいネオコンと呼ばれる新保守主義者たちが政府の重要ポスト占めることが予想されていた。2000年10月の「米国と日本：成熟したパートナーシップに向けて（アーミテージ・レポート）」は超党派の影響力のある研究者グループが提案したもので、アジア政策で日米同盟を中心に据え、日本における米軍プレゼンス再構築、ミサイル防衛拡大などを提案するものであった。ブッシュ政権の対中政策が中国にとり厳しいものになりかねないことが予想された。トンキン湾海洋境界画定交渉が大詰めとなった1999年、2000年の時点で米中関係は悪化しており、中国は安全保障上の脅威を強く認識していた。

96年6月の中国のUNCLOS批准書寄託により、ベトナム側は既に内部的には了承済みであった1887年清仏条約に基づく境界画定の方針からUNCLOSに基づく境界画定の方針への移行を特にアナウンスすることなく、96年9月の第4回政府レベル交渉でのヴァー・コアン次官の海南島の「島の役割」に関する発言に見られるように、徐々に方針転換して行っていた。一大転機となるのは97年7月のドー・ムオイ越共産党書記長の訪中における、江沢民総書記・ドー・ムオイ書記長会談におけるトップレベルの決断として、2000年末までの陸上国境およびトンキン湾海洋境界の画定を行うことが合意された。この合意直後の97年8月の第5回政府レベル交渉で、唐家璇次官とヴァー・コアン次官の間で、双方が、それぞれ主張する境界線を提示して受け入れ可能な境界線案を見いだすよう努力することを合意しているが、⁵¹⁸ これは、UNCLOSに基づく交渉が始まったことを意味するものである。

中国は、97年4月の中ロ共同声明で、米国に対抗して「新安全保障観」を打ち出した、7月のARF会議の銭其琛外相演説でも言及され、12月のASEAN成立30周年祝賀会で銭其琛により初めて内容が明らかにされたが、3本柱の1つとして「対話と協力による相互理解の増進と平和的な方式による相互理解の増進と国家間の不一致や紛争の解決」を謳っているため、7月の陸上国境およびトンキン湾海洋境界の画定の促進についての江沢民・ドー・ムオイ合意も中国の新安全保障観の文脈に沿った方針であった可能性がある。

江沢民・ドー・ムオイ合意により、トンキン湾の海洋境界画定交渉は一挙に加速され、

⁵¹⁸ 唐家璇、前掲書、pp.199-200。

UNCLOS に基づいて、陸上国境の東端を起点にトンキン湾を囲む両国の陸地の領土の中間線を求める方法で、領海・EEZ・大陸棚海域（条約でもこのような言い方がされているが、トンキン湾は最も幅の広い部分でも 176 海里であるので、全域が EEZ に含まれるため、領海の外の全海域は EEZ でもあり大陸棚水域でもあると言える）をまとめてシングル・ラインで区切って線引きする方法で海洋境界画定の協議が進められた。99 年 2 月のレー・カー・フュー越共産党書記長訪中における江沢民総書記との会談で、陸上国境は 99 年末までに、トンキン湾海洋境界は 2000 年に画定するとの合意がされ、陸上国境画定のスケジュールは 1 年前倒しされ、1999 年 12 月 30 日、ハノイで越中国境画定条約が署名された。トンキン湾海洋境界の画定のスケジュールは変更なく進められ、2000 年 12 月 25 日にチャン・ドゥック・ルオン国家主席訪中時に署名された。中国が再三要求していた中国漁民の転業までの操業継続の問題は、2000 年 2 月、唐家璇中国外相・グエン・ジー・ニエン越外相会談で、グエン・ジー・ニエン越外相が、漁業問題について文書を作成し、境界画定条約と同時に署名してもよいと、交渉の境界画定交渉の最終段階になって、ようやく同意し、急いで漁業協力協定を合意して 2000 年 12 月 25 日に海洋境界画定条約と同時に署名した⁵¹⁹。

(イ) ベトナムの協調戦略（交渉加速）の政策決定

越側は、96 年 6 月の中国の UNCLOS 批准書寄託以後は、UNCLOS に基づく交渉であれば、1887 年清仏条約に基づく交渉でなくても衡平な境界の画定が達成できるであろうと考えたものと思われ、徐々に UNCLOS に基づいて境界画定交渉を行う方針に変更していったが、97 年 7 月のドー・ムオイ・江沢民合意によりその方針は確定した。ベトナム側が境界画定により求める政策目標は、「①UNCLOS に基づく衡平な境界画定を行う、②ベトナムの海域で操業する大量の中国漁船の取り締まりを行う、③海底油田・ガス田探査を行う、④中国との陸上国境・海洋境界を画定して国際社会に国の領域を明確に示す、⑤隣接する大国の中国と陸上国境とともにトンキン湾海洋境界を画定し両国間関係を安定化する、⑥74 年のパラセル諸島・88 年のスプラトリー諸島における軍事行動、92 年の『領海法』とガヴェン礁事件、93 年のパラセル諸島永興島での港湾設備拡充、95 年のミスターフ礁事件、度重なるベトナム海域での石油探査などにより中国の海洋覇権の意図が明らかになっているため速やかにトンキン湾の境界を画定する」ということであった。

【表-28 政策決定プロセス図：1997 年 7 月-2000 年 12 月 ベトナム】

政策目標	国際システム・レベルの条件	ユニット（人間・国家）・レベルの条件	交渉へのベクトル
UNCLOS に基づく衡平な境界画定)	97 年 8 月にタイとタイ湾海洋境界画定条約署	96 年 6 月の中国による UNCLOS 批准	推進

⁵¹⁹ 唐家璇、前掲書、p.202。

	名(UNCLOS に基づくシングル・ラインによる画定)		
越の海域で操業する大量の中国漁船の取り締まり	92年「領海法」・ガヴェン礁事件、93年永興島の港湾設備拡充、95年ミスチーフ礁事件などでASEAN諸国は中国に猜疑心	越は、中国の中国人漁民の越海域での操業継続保障の要求には境界画定後に配慮との立場→2000年2月、境界画定条約と同時に漁業問題合意の署名を提案	推進 (別途漁業関係協定締結)
海底油田・ガス田探査を行う	94年、フィリピンは南シナ海で米社に石油探査許可、米比合弁会社設立	94年、南シナ海の越海域で、中国は米社と石油探査／越露合弁会社も同海域で石油探査	推進
国際社会に国の領域を明確に示す	越は95年の米国との国交樹立・ASEAN正式加盟後、国際社会で次第に地位を確保		推進
隣接する大国である中国との関係を安定化する	越は95年に米国と国交樹立、同年ASEAN正式加盟し98年には議長国、97年には仏語圏首脳会議をホスト／中国は95年と96年の台湾危機で米国との関係緊張／97年～99年のアジア通貨危機では国際社会から評価	中国は、中国漁民の操業継続問題を前面に出して境界画定と漁業問題解決を急ぐ／海軍基地として重要性を増していた海南島をめぐる安全保障上の考慮の可能性も	推進
中国の海洋覇権の意図が明らかになったので速やかにトンキン湾境界を画定する	92年「領海法」・ガヴェン礁事件、93年永興島の港湾設備拡充、95年ミスチーフ礁事件、中比の公船・漁船間の衝突事件頻発などでASEAN諸国は中国に猜疑心／越・ASEAN接近	中国は74年パラセル・88年スプラトリーで軍事行動、92年トンキン湾で地質調査、94年南シナ海の越海域で米社と石油探査／中国武装漁船の越海域進入／99年以後毎年一方的に禁漁期設定	推進
トンキン湾海洋境界画定交渉		越中ともにトンキン湾海域をUNCLOSに基づき衡平な境界画定を行うとの考えで一致	協調戦略 (97年7月、江沢民・ドー・ムオイの2000年中に画定の合意→交渉加速)

(筆者作成)

(ロ) 中国の協調戦略（交渉加速）の政策決定

97年7月の江沢民総書記とドー・ムオイ書記長が、中越の陸上国境とトンキン湾海洋境界の画定交渉を加速化することを合意した時点では、中国の南シナ海での島礁の領有権、漁業問題、海底資源探査・開発問題での強硬な態度により ASEAN 諸国の間で中国脅威論が再燃していた。また、米国との関係も、後に97年7月にタイで始まったアジア通貨危機対応での中国の協力的な態度により好転し97年のクリントン訪中、98年の江沢民訪米の小康期を経て99年5月の NATO 軍米軍機の在ベオグラード中国大使館誤爆事件で再度緊迫する。97年7月の時点では、95年と96年の台湾危機以来の緊張した米中関係が続いていた。

中国は、ベトナムとの関係安定化のため陸上国境とトンキン湾海洋境界の画定を急ぎ、清仏条約の境界線を国境地域の両国の国民の土地利用状況の実態に合わせて変更する形で国境線の画定を行った中越陸上国境画定よりも、ASEAN 諸国はじめ国際社会に国際的に中国の国際法を遵守・尊重する姿勢をアピールし易いトンキン湾海洋境界問題を最新の国際海洋法である1994年に発効したばかりの UNCLOS に基づいて平和的交渉によって解決し、トレグロードの指摘するように広告塔として利用しようと考えたと推定される。

中国は、この時期には従来通り「①国際法に基づく公平な（ほぼ均等な海域面積で）画定を達成する、②中国漁船の操業の安定を確保する、③UNCLOS に基づいて平和的交渉で海洋境界問題を解決する姿勢をアピールする」との境界画定により求める政策目標を維持して交渉を推進する「協調戦略」を選択する政策決定を行ったものと推定される。

【表-29 政策決定プロセス図：1997年7月-2000年12月 中国】

政策目標	国際システム・レベルの条件	ユニット（人間・国家）・レベルの条件	交渉へのベクトル
国際法に基づく公平（ほぼ均等な海域面積）な境界画定を実現	1982年 UNCLOS の存在（越批准94年、中国批准96年）	越も、96年6月の中国による UNCLOS 批准以降同じ立場	推進
中国漁民の転業準備期間の措置を確保		2000年2月、境界画定条約と同時に漁業問題の合意署名を提案	推進
国際法に従って海洋境界画定を行うことで中国のイメージを改善	92年「領海法」・ガヴェン礁事件、93年永興島港湾設備拡充、95年ミスチーフ礁事件、南シナ海での一方的な石油探査、核実験などで ASEAN 諸国に中国脅威論	中国は、核実験、台湾危機で米国との関係も緊張／アジア通貨危機では国際社会から評価／NATO 軍米軍機の在ベオグラード中国大使館爆撃事件で米国との関係緊迫	推進
トンキン湾海洋境界画定交渉	台湾危機、中国大使館誤爆事件で米国との関	中越ともに UNCLOS に基づく衡平な境界画	協調戦略（確立した交渉メカニズムにより、

	係緊張。EASR1998、 アーミテージ・レポートは米軍前方展開、日米安保体制の中心性を強調／ASEAN 諸国では中国脅威論	定／中越関係は安定化	UNCLOS に基づく衡平な境界画定)
--	---	------------	---------------------

(筆者作成)

へ. 交渉最終盤の政策決定

96 年の中国の UNCLOS 批准を待って、ベトナムは 1887 年の清仏条約子午線による境界画定の方針を UNCLOS に基づく衡平な境界画定を求めるとの方針に変更したため、交渉進展の条件が整ったところで、97 年 7 月の江沢民・ドー・ムオイ合意は決定的な役割を果たし交渉が加速した。前述の通りフレイヴェルが、領土紛争において「国家は自国の安全に対する国内もしくは外部の脅威に直面しているときに、妥協しやすい」しているが⁵²⁰、冷戦終了による国際システム変動の中で、90 年代、中国はしばしば安全保障上の脅威に見舞われた。91 年にベトナムと国交正常化して国境とトンキン湾の境界画定を解決する合意を行った時は、中国にとり国内体制危機であった天安門事件の余波と西側諸国の制裁も完全に解除されていない時期であったし、旧ソ連圏諸国が共産主義体制を離れていく孤立感を感じていた時期である。90 年代前半は、湾岸戦争で米国の強大な軍事力に脅威感を持ち、南シナ海での強硬な姿勢のため ASEAN 諸国の間では中国脅威論が再燃しており、95 年、96 年の台湾危機では米国と対立し、米軍前方展開と日米安保体制を基軸とするクリントン政権の 95 年「東アジア太平洋安全保障戦略」(ナイ・レポート)、97 年の「日米防衛協力のための指針」、98 年の「東アジア・太平洋地域における安全保障戦略(EASR 1998)」に続く、99 年の在ユーゴ中国大使館誤爆事件で、米国一強の世界における自国の安全に対する脅威を感じていたことが、江沢民政権時代にベトナムや東南アジア諸国への接近を志向した理由であり、90 年代に近隣国との国境画定を急いだ要因の一つでもある。

交渉終盤におけるベトナムの政策目標である「UNCLOS に基づく衡平な境界画定」、「水産業・水産資源の保全」、「海底資源探査・開発」、「経済開発のための越中関係の安定化」、「安全保障・シーレーンの確保」、および中国の政策目標である「ほぼ均等な面積での海域分割」、「中国の漁民の暫定的な操業継続」、「安全保障・軍事戦略上の考慮（海南島への接近拒否）」、「国際法を尊重する姿勢を国際社会にアピール」に対して、(I) その国をめぐる国際環境による境界画定（または重要な政策目標実現）の必要性 [国際システム・レベルの条件]、(II) 自国内または相手国との関係での政治・経済・社会的な理由による境界画定（または重要な政策目標実現）の必要性 [ユニット・レベルの条件]、(III)

⁵²⁰ 本論文 p.228 【表-6 領土紛争における協調とエスカレーション】参照。

有利または衡平な境界画定（または重要な政策目標実現）の可能性（見通し）[国際システム・レベルの条件]/[ユニット・レベルの条件]、(IV) 受け入れ可能な共通ルールの存在 [国際システム・レベルの条件]/[ユニット・レベルの条件]が作用する。

ローゼナウの米国の政策決定過程を参考にすれば、ベトナム、また、中国においても、境界画定に関連する重要政策目標に関する対処方針がローゼナウの政策決定のロートに投入され、「Social Sources（社会要因）：業界団体・大衆団体」→「Governmental Sources（政府要因）：外交・法務・水産・軍・公安当局」→「Role Sources（役割要因）：党中央（中央委常務・政治局）」→「Individual Sources（個人要因）：党トップ（越では党書記長+国家主席+首相+国会議長、中国では党総書記=国家主席）」の各層（要因）で、フィルターされ、政策目標実現のための交渉を推進、抑制などどのように進めるかという政策決定が行われると想定できる。こうして政策決定された個々の重要政策目標の進め方についての対処方針のベクトル（方向性）の総和が、境界画定自体をどのように進めるかを左右することになる。すなわち、重要政策目標の対処方針のベクトルが総合的に検討された結果を伴った境界画定自体の推進の方法についての判断と政策決定が、フレイヴェルの想定するところの領土紛争において国家の取り得る戦略の類型である①「引き延し戦略」、②「エスカレーション戦略」、③「協調戦略」のうち、どの戦略を選択するかの対処方針が再びローゼナウの政策決定のロートに投入され、各層でフィルターされ、議論・決定されて最終的に国家の方針として政策決定される。次ページの表 30 は越中のトンキン湾海洋境界画定の最終決着におけるプロセスをイメージした概念図である。

【表 30 政策決定プロセス図：交渉最終盤 ベトナムおよび中国】

要因 政策目標	(Ⅰ) 自国をめぐる国際環境による境界画定(政策目標)実現の必要性 [国際システム・レベルの条件]	(Ⅱ) 国内・相手国との関係で政治・経済・社会的に境界画定(政策目標)実現の必要性 [ユニット・レベルの条件]	(Ⅲ) 有利または衡平な境界画定(政策目標)実現の可能性(見通し) [国際システム・レベル/ユニット・レベルの条件]	(Ⅳ) 受け入れ可能な共通ルールの存在 [国際システム・レベル/ユニット・レベルの条件]	政策決定過程: 社会要因(業界団体・大衆団体)→政府要因(外交・法務・水産・軍・公安)→党中央(中央委常務・政治局→党トップ)	推進・抑制ベクトル	ベクトル総和
【越】UNCLOSに基づく衡平な境界画定	△→○ 94UNCLOS 発効、96 中国批准	△→○ 96 中国 UNCLOS 批准	△→○ 96 中国 UNCLOS 批准、97 トップ合意	△→○ 94UNCLOS 発効、96 中国批准	△→○ 96 中国 UNCLOS 批准、衡平な画定確保: 推進	推進→	→ ↓ ↓ ↓
【越】水産業・水産資源の保全	△→○ 水産資源保護/環境保護のため境界画定必要	△→○ 中国漁船取り締まり、中国は別取決受入	△→○ 96 中国 UNCLOS 批准、97 トップ合意	△→○ 96 中国 UNCLOS 批准	△→○ 画定により守るべき水産業・水産資源明確化: 推進	推進→	→ ↓ ↓ ↓
【越】海底資源探査・開発	○ 石油・ガス開発を希望	△→○ 中国との摩擦なく安全に石油探査	△→○ 96 中国 UNCLOS 批准	△→○ 96 中国 UNCLOS 批准	○ 画定により探査・開発可能海域明確化: 推進	推進→	→ ↓ ↓ ↓
【越】経済開発のための越中関係の安定化	○ 世界との関係でも中国との関係安定重要	○ 経済開発に安定した環境が必要	×→○ 1996 中国 UNCLOS 批准、97 トップ合意	○→○ 清仏条約→UNCLOS	○ 経済開発には関係の安定が必要: 推進	推進→	→ ↓ ↓ ↓
【越】安全保障・シーレーンの確保	○ 中国の海洋覇権の意図が表面化し脅威認識上昇	○ 領海法、永興島設備拡充、ミスチーフ礁事件等で脅威認識上昇	×→○ 96 中国 UNCLOS 批准、97 トップ合意	○ 清仏条約→UNCLOS	○ 境界がない場合、摩擦常態化で安保、国境管理に脅威: 推進	推進→	→ ↓ ↓ ↓
【中】ほぼ均等な面積での海域分割	×→○ 越の清仏条約主張放棄	×→○ 越の清仏条約主張放棄	×→○ 越の清仏条約主張放棄	×→○ 越の清仏条約主張放棄	×→○ 越の清仏条約主張放棄	推進→	→ ↓ ↓
【中】中国の漁民の暫定的な操業継続	×→○ 漁民の転業対策	×→○ 越は漁業問題は境界画定後→漁業取決同時署名受入	×→○ 越は漁業問題は境界画定後→漁業問題取決同時署名受入	×→○ 越の清仏条約主張放棄/漁業取決同時署名受入	△→○/△ 越の清仏条約主張放棄/漁業取決同時署名なら推進	推進 (条件付)→	→ ↓ ↓ ↓ ↓
【中】安全保障・軍事戦略上の考慮(海南島への接近拒否)	△→○ 対米脅威認識上昇により海南島海軍基地群の重要性上昇	×→○ 清仏条約→UNCLOS、バック・ロン・ビー島の「島の効果」削減	×→○ 清仏条約→UNCLOS、バック・ロン・ビー島の「島の効果」削減	×→○ 清仏条約→UNCLOS	△→○/△ UNCLOS による画定は確保、海南島接近拒否確保なら推進	推進 (条件付)→	→ ↓ ↓ ↓ ↓
【中】国際法を尊重する姿勢を国際社会にアピール	△→○ 中国脅威論払拭のソフトパワー外交展開の可能性	×→○ 清仏条約→UNCLOS で国際法に従い平和的交渉による解決可能	×→○ 清仏条約→UNCLOS で国際法に基づく平和的交渉による解決可能	×→○ 清仏条約→UNCLOS で国際法に基づく平和的交渉による解決可能	△→○ 中国脅威論払拭のソフトパワー外交展開の可能性	推進→	→ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓
トンキン湾海洋境界画定交渉	両国とも推進	両国とも推進	両国とも推進 (UNCLOS による衡平な画定)	両国とも推進 (UNCLOS 越中批准)	推進 (中国は漁業問題と、海南島を様子見)	推進→	協調戦略

(筆者作成)

4. 越中両国の政策目標の達成度

越中両国間のトンキン湾海洋境界画定交渉は、92年の開始後、変化するユニット・レベルと国際システム・レベルの条件に影響されて停滞、進展を繰り返しながら、最終的に2000年末の海洋境界画定交渉妥結により達成を目指していたそれぞれの政策目標についても相互に妥協し合って均衡点を見つけて、海洋境界画定条約交渉を妥結し、署名を達成した。以下に両国がそれぞれの政策目標をどの程度達成できたかを分析する。

(1) ベトナム側の目標達成度

ベトナム側は、漁業問題での、またおそらく境界線が海南島に接近しないようにしようとする中国側の圧力に対し、巧みな交渉により対応し、相互に利益となる方向に議論を導くことに成功し、越側としては、全体として満足できる、あるいは受け入れ可能な形で政策目標の大部分を達成したのではないかと考える。項目毎に見て行くと次の通りである。

①【受け入れ可能な境界画定の実現】

越側は、1970年代の交渉において、また1990年代の交渉でも当初は、「有利な境界画定の実現」を目指して、越中間でトンキン湾を越中のみが歴史的に使用してきた「歴史的湾」と定義して越側に有利な1887年の清仏条約の東経108度3分13秒の子午線によって海域は画定済みである（トンキン湾の約2/3程度が越の海域となる）と主張した。しかし、ある時点で同条約の子午線が島礁の所属を定めるもので、海域の境界線を示すものではないとの中国側の解釈の方が正しいことに気づき、1996年6月の中国によるUNCLOS批准を待って、UNCLOSに基づき平和的交渉によって境界を画定するとの立場をとることにした。これにより中国側と同じ交渉の基盤に立つこととなり、境界画定問題はUNCLOSはじめ海洋国際法の解釈と適用の問題となった。北の湾口は瓊州海峡であることは明白であるが、南の湾口をどこで定義するか、湾のほぼ中央に位置する越のバック・ロン・ビー島（本件条約関係の越外務省説明では面積2.5 km²、ベトナムで最もスタンダードなアトラスでは4.5 km²）と中国の海南島（面積33,572 km²）の「島の効果」をどの程度の割合にするか、湾口のベトナム大陸部に近いコン・コー島（面積2.2 km²）と海南島との「島の効果」をどの程度の割合にするかというUNCLOSはじめ国際海洋法の解釈と適用の法技術上の問題となった。南の湾口はベトナム海岸諸島の最突出点であるコン・コー島と海南島の最突出点の鶯歌嘴岬を結ぶ線と合意した。第4章第2節5.（2）に書いたとおり、バック・ロン・ビー島対海南島を25%対75%とし、コン・コー島対海南島を50%対50%とすることで合意が達成された。これにより湾の海域はベトナム対中国で53.23%対46.77%の割合で分けられた。これについては、1996年までは、越側が、海域の約2/3を越側の海域とできる清仏条約に固執するかの姿勢を示し、ようやく1996年に至って中国

側に譲歩する印象を与えて中国側が主張していた UNCLOS を含む国際海洋法と国際慣行に基づく境界画定の立場に変更したため、中国側は、海南島対コン・コー島の対比（50%対50%）ではかなり譲歩した形になったように思われる。しかし、前章で書いたとおり、海南島対バック・ロン・ビー島の対比では、両島間の距離は約70海里（約130km）のうち、後者に15海里の海域しか与えられていないので、公式説明では75%対25%で分割したと説明されるが、実際には55海里対15海里となっている。

境界画定による海域の割合については、ベトナム国内には、あくまで1878年の清仏条約の子午線で境界を画定すべきであった、また、越側が譲歩しすぎたとの批判もあったとのことであるが⁵²¹、ベトナム交渉団の達成した交渉結果は、非対称な関係における大国の中国側からこれ以上の譲歩を望むのは難しいと考える。ベトナムとしては、十分に政策目標を達成したと評価できる。

②【水産業・水産資源の保全】

効力12年と3年の自動延長により15年間の時限取決めである「漁業協力協定」の締結により、協定の有効期間をとおして有効な海洋境界を跨ぐ「共同漁業水域」と陸上国境であるペイルン川河口で操業する小型漁船のための過誤による越境の罰則を軽減する「バッファゾーン」を設け、また、北緯20度線以北の海域で従来の操業を認める期限4年の経過措置を設けたことは、越側の譲歩ではあるが、中国側の非常に強い漁民の転職までの経過措置としての暫定的な操業継続の要求に対して何らかの妥協を行わなければ、境界画定自体が行えなくなる可能性が高く、中国側の境界画定条約自体の中に書き込むようにとの要求は断固として受け入れず、2000年の最終段階で、外相間の話し合いで境界画定条約と同時署名・同時発効の協定をつくり中国漁民の転業準備のための措置を行うことを合意し、漁業協力協定で大筋を合意し、4年間かけて2004年に追加議定書を合意した。経過措置水域では協定発効の2004年から4年間で2008年まで、共同漁業水域では、2019年まではベトナム海域での中国漁船の操業を認めることを受け入れた。その期間、中国漁船の操業を取り締まることが出来ないわけであるが、漁業資源の保護を行う共同漁業委員会が共同漁業海域での操業を希望する両国の漁船にライセンスを与える仕組みが設けられたので、15年の期間中も一定の操業規制と水産資源の保護は行うことが出来るので、取決めがなく中国漁船が無秩序にベトナム海域で操業していた状態よりは数段の進歩である。

ベトナムの海域での操業する大量の中国漁船を取り締まることにより水産資源を保護するとの政策目標は、中国側の強い要求により境界画定を実現するために、効力12年+自動延長3年の時限的なものとはいえ漁業協力協定を受け入れざるを得なかったもので、短期・中期的には操業海域を限定できたものの、漁業協力協定は中国側への配慮から譲歩を行ったもので、中国漁船の取締りという越側の政策目標から見れば、70%程度の達成と考えられるが、長期的に見れば、最小限の譲歩により非対称関係の大国である中国側と穏便

⁵²¹ グエン・ヴァー・トゥン越外交学院長（当時）への筆者ヒアリング（2017年8月1日、ハノイ）。

に漁業問題を解決できたので、100%政策目標を達成出来たと評価できる。

なお、2019年に漁業協力協定が失効した後、中国側は2000年の協定の再延長を希望して、越中間で交渉が行われているが、越側は、再延長の提案は受け入れず、協定を結ぶなら新たな協定を結ぶことを主張しており、2021年現在、交渉妥結の見通しは立っていない。

③【安全保障・シーレーンの確保】

首都ハノイの所在する紅河デルタが面するトンキン湾には、海軍司令部、海洋警察司令部が所在し、ハノイの主要な外港であるハイフォン港もあり、ベトナムにとり政治・安全保障・海運の上で死活的に重要な海域である。中国の1974年のパラセル諸島、1988年のスプラトリー諸島での武力行使、南シナ海での実力行使を伴う強引な海洋権益主張から、早期にトンキン湾海洋境界画定を行うことを目指し、安全保障・シーレーンの安全確保という政治・安全保障上の目標は、境界画定条約の締結により実現した。

ただし、シーレーンについては、中国はトンキン湾の北の出口である瓊州海峡は中国が内水であると主張しており、越側は敢えて議論していないので、ベトナムの船舶は海南島の東にある広州や香港などに向かう場合には同海峡を通過せず大回りして海南島を迂回している。しかし、ベトナム船が湾内のベトナム管轄海域を通過して、南シナ海から太平洋、インド洋に航行することが確保された。

政策目標は、95%以上達成されたと評価できる。

④【海底資源探査・開発】

湾内の境界が画定し、自国のEEZ内での石油・天然ガスなど海底の地下資源の探査・開発が可能になった。鉍脈などが境界を跨ぐ場合の友好的な協議により、資源の最適利用と衡平な利益分与を行うとの原則が境界画定条約で定められている。政策目標は基本的に達成された。

⑤【経済開発のための越中関係の安定化】

海洋境界が合意されたので、トンキン湾の境界をめぐる争から越中関係が緊張する恐れは、ほぼなくなった。その後も、漁船の操業をめぐる拿捕事件や漁船同士・公船と漁船の実力衝突事件は断続的に発生しているが、越中関係を不安定化するような性質の事件には発展することはないので、経済開発のために平和な環境を維持するとの政策目標は十分達成されたと評価できる。

(2) 中国側の目標達成度

①【有利または受け入れ可能な境界画定の実現】

ベトナム側が主張していたトンキン湾海域の約2/3がベトナムの管轄する海となる1887年清仏条約の子午線東経108度3分13秒に基づく境界線画定を取り下げさせることに成功し、国際法、国際慣行に基づく交渉によりほぼ均等なトンキン湾海域の分割という中国

側の主張に沿って境界を画定できた。「島の効果」を、海南島対バック・ロン・ビー島を75%対25%、海南島対コン・コー島を50%対50%とすることで合意し、湾の海域を中国対ベトナムで46.77%対53.23%の割合で分けた。中国側が若干少ないが、トンキン湾における海岸線の長さは中国が695km、ベトナムが763kmで中越の海岸線の比率は約1:1.1であるが、湾の中央にあるバック・ロン・ビー島の影響などで、中越の海域面積比は、1:1.135の割合となった。最終的に両国の主張した国際海洋法の精神に基づく公平な境界画定が行われたので、中国側としては十分政策目標を達成したと言える結果であったと評価できる。ただし、海域面積比率は中国国内では公表されなかった⁵²²。

②【中国の漁民の暫定的な操業継続】

中国側は、ベトナムの海域で操業していた中国漁民の転業までの暫定的操業継続を確保するためトンキン湾境界画定条約に暫定的な操業を可能にする合意を書き込むことを繰り返し強く要求したが、越側は全く受け付けず、この問題は境界画定後に協議すべきであるとの立場を堅持して譲歩しなかった。境界画定の目処が立った2000年2月グエン・ジー・ニエン越外相が唐家璇中国外相に境界画定条約と同時に漁業問題についての別の合意文書を同時署名してもよいと表明し中国漁民の転業準備期間の救済措置の受入を認めた。急遽、中越間で漁業協力協定案を起草し、詳細は追加議定書に委ねて2000年12月、海洋境界画定条約と同時に漁業協力協定を締結した。自動延長期間を合せて15年間の時限取決めであるが、増加し過ぎていた中国側漁民の転業準備期間を確保することが出来たので政策目標は十分達成されたと評価できる。

③【国際法を尊重する姿勢を国際社会にアピール】

境界画定交渉開始当時から90年代末までの時期において、89年の天安門事件の余波による国際的孤立、96年と97年の台湾危機などによる西側諸国の疑いの目、「領海法」公布、ガヴェン礁上陸と領土標識設置、ミスターフ礁占領などによるASEAN諸国の中国脅威論は、97年～99年のアジア金融危機に際する中国の協力的態度でかなり緩和されたが、99年5月のNATO軍所属米軍機による在ユーゴ中国大使館誤爆事件とその後の中国各地での激しい反米デモにより米中関係は緊張した。また、中国は91年の湾岸戦争、在ユーゴ中国大使館誤爆事件により、米国に対して強い脅威認識を持っていた。このような国際システム・レベルの条件下で中国は、ASEAN関係のフォーラムなどを利用して、東南アジア諸国に対して接近すべく努力していた。

中国と南シナ海においてトラブルを抱えるベトナムを含むASEAN諸国に対しては、ベトナムとのトンキン湾海洋境界画定交渉は、「海洋境界画定紛争を国際ルールに従って平和的交渉を通じて解決する中国の姿勢」をアピールする絶好の機会であった。このことが、交渉開始当初から意識されていたかどうかは明らかではないが、国際法に従って平和的交渉によりトンキン湾海洋境界問題を解決することは、元々目指していた目標であり、

⁵²² グエン・ヴァー・トゥン越外交学院長（当時）への筆者ヒアリング（2017年8月1日、ハノイ）。

これをプレイアップして宣伝することにほとんどコストはかからず、対中イメージ改善というソフトパワー外交としての広報効果は小さいものではなく、政策目標は100%以上達成されたと言える。

④【安全保障・軍事戦略上の考慮】

筆者は中越の海洋境界線を海南島の海軍基地群から可能な限り遠ざけるとの政策目標があったと推定するが、境界を画定して、最も境界線が海南島に接近するベトナム領のバック・ロン・ビー島との間の海域で、境界線を海南島の西約100km（約55海里）を通過する形で遠ざけることができ、政策目標は達成されたと評価できる。

第2節 越中双方の交渉妥結の評価

1. ベトナムと中国の公式評価

(1) ベトナム側の公式評価

ベトナム側のトンキン湾海洋境界画定交渉と条約の署名についての公式な評価を、署名時の2001年1月のレー・コン・フン越外務次官の発言（「共産雑誌」誌に発表された談話を越外務省が広報資料としてHPに掲載）⁵²³と、条約発効時の2004年7月のグエン・ジー・ニエン越外相の発言（2004年7月1日共産党機関紙ニャンザンの単独記者会見記事）⁵²⁴を整理すると次の通りである。

【交渉過程】

①トンキン湾境界画定条約締結は、越中双方の努力と友好関係を反映する長い交渉の結果である。両国は交渉で各々の国の利益を満たすことに十分な注意を払った。境界画定は、国際法に従ってトンキン湾に特有の状況を考慮して達成された。（2004年7月、グエン・ジー・ニエン越外相記者会見）

【境界画定結果】

①越中陸上国境画定条約とトンキン湾海洋境界画定条約は、国境・領土管理のための強固な法的根拠を確立した。（2001年1月レー・コン・フン越外務次官記者会見）
②ベトナムは湾の面積の53.23%、中国は46.77%の権利を有することとなった。ベトナムの海岸線は中国より長く、湾内に中国より多くの島があり、特に湾の中心部にベトナム領

⁵²³ Thứ trưởng Ngoại giao Lê Công Phụng, “Hiệp định phân định Vịnh Bắc Bộ và Hiệp định hợp tác nghề cá giữa Việt Nam - Trung quốc trong Vịnh Bắc Bộ”, *Tạp chí Cộng Sản* số 2, 1-2001（ベトナム外務省広報資料、「トンキン湾境界画定条約および漁業協力協定」レー・コン・フン外務次官記者会見、2001年1月）。

⁵²⁴ “Agreement on the Delimitation of the Gulf of Tonkin – Interview by Foreign Minister Nguyen Dy Nien”, *Nhan Dan*, 1 July, 2004

のバック・ロン・ビー島があるというトンキン湾に特有の状況を考慮し、国際法に基づいて達成された衡平な結果である。(2004年7月、グエン・ジー・ニエン越外相記者会見)

【石油・ガス探査・採掘について】

①両国は条約で、各々の領海・EEZ・大陸棚水域に対する主権・主権的権利・管轄権を尊重することを約束しており、それぞれの大陸棚で鉱物資源の探査・採掘を独自に行うことができる。石油、天然ガス、その他鉱物の鉱脈が境界線をまたぐ場合、両国は、最も効果的な採掘方法と採掘による利益の衡平な分配方法を合意するために友好的な協議を行うことになっている。(2004年7月、グエン・ジー・ニエン越外相記者会見)

【漁業協力協定の受け入れ】

①中国側は境界画定と並行して共同漁業水域設定を強く求め、合意できなければ2000年の境界画定問題解決は難しいと強く主張した。経済や漁業の技術的問題を境界画定という長期的・戦略的問題にリンクさせることには賛成できなかったが、境界画定問題の解決を容易にするため、二国間関係と国際慣行のあらゆる側面を考慮した上で、共同漁業水域の設定に同意した。境界画定条約署名に貢献した漁業協力協定署名は「善隣友好、全面協力、長期安定、未来志向」というモットーに基づく相手国の利益への相互の理解と譲歩である。(2001年1月、レー・コン・フン外務次官記者会見)

②越中両国は、1982年UNCLOSの関連規定とトンキン湾の調査・利用・水産資源状況を慎重に検討して、両国の漁民の正当な利益を満たすことを目的として、境界画定交渉と並行した漁業協力交渉の開始に合意し、漁業協力協定を境界画定条約と同時署名した。しかし境界画定条約と異なり、漁業協力協定は効力に期限(12年と3年の自動延長)がある。(2004年7月、グエン・ジー・ニエン越外相記者会見)

【ベトナムの国家建設】

①海洋境界画定条約締結は、ベトナムをめぐる平和で安定した環境の強化と国の建設・開発のために好ましい条件の創出に大きく貢献した。(2004年7月、グエン・ジー・ニエン越外相記者会見)

【越中関係に対する影響】

①海洋境界画定は、1991年の関係正常化以来、越中関係が最良の時期に実現した。越国民は、境界画定条約・漁業協力協定の署名を、越中関係の強化・増進、また、地域の平和・安定・協力の維持・強化のための重要ファクターと考え、2000年の党と国家の外交における大きな成功として歓迎した。(2001年1月、レー・コン・フン外務次官記者会見)

②1999年陸上国境画定条約に続くトンキン湾海洋境界画定条約の署名は、両国間の長期にわたる3つの領土・境界問題のうち2つを解決した非常に重要な出来事である。(同上)

③境界画定は、両国にトンキン湾の海域と大陸棚の保護・管理・使用・利用・開発の範囲を明確に定義し、明示的な国際的・法的枠組みを設定し、同時に持続可能な開発のための二国間協力を促進し、安定を保証し、越中間の相互信頼と関係を深めるために役立つ。

(2004年7月、グエン・ジー・ニエン越外相記者会見)

【地域の平和・安定への貢献】

①条約署名はベトナムが国家として、領海・大陸棚を含む国境・領土問題を解決する際には、当事国の独立・主権・領土保全の尊重に基づき、他国との友好・協力の発展、地域と世界全体の平和と安定の維持への貢献を旨とし、国際法と国際慣行に従って交渉を通じて行うという、正しい政策と善意・意欲を示すものである。(2004年7月、グエン・ジー・ニエン越外相記者会見)

(2) 中国側の公式評価

中国側のトンキン湾海洋境界画定交渉と条約の署名についての公式な評価について、交渉のほぼ全期間交渉当事者であった唐家璇元中国外相が2009年に出版した回顧録における記述⁵²⁵、2004年6月の中国外交部広報資料「中越北部湾划界协定情况介绍」および2004年6月30日新华社記事「中越北部湾划界协定生效 王毅谈首条海上边界」における王毅外務次官発言を整理すると次の通りである。

【交渉過程】

①顧みればトンキン湾交渉は苦難に満ち、紆余曲折があった。1992年から、交渉は8年を費やした。2度の専門家級交渉、7度の政府級交渉、3度の政府代表団長非公式協議、18度のトンキン湾区分共同作業部会会合、3度の共同専門家部会非公式会合、6度の漁業専門家部会会合と7度の測量製図専門家部会会合が行われた。交渉の密度の高さは中国外交史上極めてまれである。(2009年、唐家璇回顧録)

②トンキン湾の問題は国の領土主権に関する問題であり、中国政府と中国指導部は、常に重視し、様々な部署の参加を得て交渉チームを編成し、慎重かつ科学的な研究の後、実践的かつ実現可能な計画を策定した。それはベトナム側も同様であった。実質的な交渉に入った後、両国指導者の個人的な指導と促進をはじめ、UNCLOS他の国際法の原則に基づき、トンキン湾のあらゆる条件を十分に考慮し、公平の原則と相互理解・相互調整の原則に従い、友好的協議により、長期にわたる複雑で忍耐強い交渉を経て、最終的に境界画定が完了した。(2004年6月、王毅中国外務次官記者会見)

【境界画定結果】

①トンキン湾での利益と全体面積を概ね均衡させることができた。(2009年発行、唐家璇回顧録)

②境界条約は、我が国最初の海洋境界画定であり、中越関係における大きな出来事である。トンキン湾における中越の領海・EEZ・大陸棚水域の境界線を画定し、中越両国が新海洋法秩序に適応して、海洋境界を公平に解決した成功事例である。中国側が提案した両国の政治・地理的關係の全体的バランスに関する基本的見解に基づき、双方の海域面積が

⁵²⁵ 唐家璇、前掲書、p.204。

ほぼ等しい公平な結果をもたらした。(2004年6月、中国外交部広報資料)

③海洋境界画定条約は、中越間の領海・EEZ・大陸棚水域の境界を画定しているが、中国の提案により、両国の全体的な政治・地理の両面のバランスから見て、両国の海域面積が概ね公正な結果となっただけでなく、湾内の資源の合理的配分も実現した。(2004年6月、王毅中国外務次官記者会見)

【漁業協力協定締結】

①両国の長期的漁業協力の原則を確定し、3万km²以上にわたる境界線を跨ぐ共同漁業水域と過渡的水域も画定した。(2009年、唐家璇回顧録)

②境界画定条約は、双方が漁業資源の保全・管理・利用等について協力するとの原則のみ規定している。漁業協力協定に基づき、両国は、15年の期限で両国漁船が入漁できる境界線を跨ぐ共同漁業水域(30,000 km²以上)を設定し、共同漁業水域の北に期限4年で越境入漁できる過渡的水域を設定し、両国漁船の操業を許可した。我が国は新海洋法制度に従って漁業管理を進めるという大きな文脈の中で、水産業の調整と漁民の転業を行うための時間的猶予を得るために努力した。中越両国は、水産資源管理のための協力メカニズムを確立し、両国の漁業関係を合理化しトンキン湾沿岸の両国漁民の操業上の良好な秩序の確立に貢献し、湾内の水産資源の持続可能な利用と生態系の環境保護に貢献する。それはわが国水産業の長期的利益であり、われわれの子孫のためである。(2004年6月、中国外交部広報資料)

②水産資源の配分・利用と、多数の漁民の重要な利益に直接関係するものであり、交渉の当初から、中国政府は漁民の正当な権利と利益を守ることを特に重視し、境界画定と同時に漁業問題を適切に解決し、境界画定条約と漁業協力協定の同時署名・同時発効が必要であると明言した。境界画定とともに、新海洋秩序に基づく水産分野における長期的協力の確立が必要であった。ベトナム側も完全に理解し、最終的に、境界画定条約と漁業協力協定に同時に署名した。漁民の正当な利益を最大限にし、新しい中越間の漁業協力モデルの開始と新海洋法制度への移行を示した。トンキン湾の水産資源は豊富であるが有限であり、長年の大規模漁獲は資源再生に影響を与えていた。協定署名は、漁業資源の持続可能な利用にも役立つ。(2004年6月、王毅中国外務次官記者会見)

【石油・ガス探査・採掘】

①双方は、相手国の領海・EEZ・大陸棚水域に関する利益の尊重に合意し、各々の大陸棚で石油・ガス・鉱物資源を独自に探査・採掘する。境界を跨ぐ石油・ガス・その他鉱物の鉱床がある場合、諸外国の境界条約と慣行を参考にして取決めを結び友好的協力を進め、協力して開発するための協議を行う。(2004年6月、中国外交部広報資料)

【中越関係に対する影響】

①境界画定条約は双方にとりウィン・ウィンの取決めであり、中越関係にとり、長期的安定的発展(「長期穩定发展」)の上で重要な意義を持つ。境界画定条約と漁業協力協定は、両国と両国人民の共通の利益に合致し、両国には、中長期に渡る両国間の関係における歴

史的懸案であった問題を、友好的協議を通じて解決するために十分な能力と智慧があることを示した。両国が築いた「長期安定、未来志向、善隣友好、全面協力（長期穩定、面向未来、睦邻友好、全面合作）」関係は、極めて大きな推進力となり、両国間の政治的相互信頼と緊密な協力を増進するものである。（2004年6月、中国外交部広報資料）

②境界画定条約と漁業協力協定の署名と発効は、両国指導者の関心と両国政府の指導の下、両国当事者が共同で努力した結果であり、中越国境地域の平和と安定に寄与し、湾岸地域の長期安定に資するもので、中越関係の一層の発展に資するものである。境界画定条約は中国が近隣国と締結した最初の海洋境界画定条約であり、中越人民の平和・友好・協力の絆でなければならない。双方が海洋法の新秩序に順応して境界画定を公正に解決した成功例であり双方に十分な能力があり賢明であることを示し、友好的協議を通じ両国間関係の中長期の懸案を解決できることを示した。短期間での中越国会による条約審議と批准は境界画定結果が各界人民により広く理解され支持されたことを示す。境界画定条約・漁業協力協定署名は、1999年の陸上国境画定条約締結後、歴史に残された問題を解決するもので、中越が達成した重要な成果の一つである。漁業協力協定は両国共通の関心事でトンキン湾地域の長期的安定に資するものであり、中越の長期的・安定的な発展促進に重要な意味を持つ。（2004年6月30日、王毅中国外務次官記者会見）

【地域の平和・安定への貢献】

①境界画定条約署名は、中国の厚意を持って平和的手段を通じて領土紛争を解決する立場を十分に示し、中国の国際法に従って国際問題を処理する誠意を示し、その責任大国としてのイメージを確立した外交実践の成功の一つである。中国と近隣国との相互信頼を増進し、地域の安全・安定の維持に積極的な役割を果たすであろう。（2004年6月、中国外交部広報資料）

②境界画定は、地域の平和と安定への新たな貢献でもある。中国は近隣8カ国と海域が隣接するか対面して接し、海洋境界問題に直面している。トンキン湾境界画定は、中国と近隣諸国の間で初めて画定された海洋境界であり、平和的交渉を通じて海域の境界を解決する中国の誠意を明確に示し、中国が将来の周辺諸国との海洋境界交渉のために経験を蓄積したことは、中国と近隣諸国との間の相互信頼を強化するだけでなく、地域の平和と安定に貢献するものである。（2004年6月30日、王毅中国外務次官記者会見）

（3）越中公式評価に見る認識の一致点と相違点

ベトナム側と中国側の公式評価では、ほぼ評価が一致する項目と評価が相当異なる項目があり、交渉結果に対する両者の目的達成度の認識の違いが見られる。ただし、結果に対する評価がそれほど異ならない場合でも、国内あるいは国際社会への印象を考慮して説明の仕方が異なっている場合もある。

イ. 交渉過程

交渉過程を中国側では、唐家璇外相が回顧録で「苦難に満ち、紆余曲折があった。交渉の密度の高さは中国外交史上極めてまれである」と書き、王毅次官は「公平の原則と相互理解・相互調整の原則に従い、友好的協議により、長期にわたる複雑で忍耐強い交渉を経て、最終的に境界画定が完了した」と離しているように、厳しい交渉であったとの認識を示している。

これに対し、ベトナム側は、グエン・ジー・ニエン外相が「越中双方の努力と友好関係を反映する長い交渉の結果」と述べ、レー・コン・フン次官は「海洋境界画定は、1991年の関係正常化以来、越中関係が最良の時期に実現した」と話しているように、特に厳しい交渉であったと評価していない。

中国側は、中国漁民の転職準備期間のための「共同漁業水域」の設定などの措置を強硬に迫り、漁業問題が解決しなければ境界画定を行えないとまでの圧力をかけたとのことであるが（レー・コン・フン）、越側は、中国側も境界画定を急いでいることが分かっていたのか、2000年2月の最終段階まで中国側の要求を受け流し漁業交渉を受け入れなかった。

ロ. 境界画定結果

ベトナム側は、グエン・ジー・ニエン外相が「湾内の海域面積でベトナム：中国＝53.23%：46.77%で境界線を引いたが、ベトナムの海岸線は中国より長く、湾内に中国より多くの島があり、特に湾の中心部にベトナム領のバック・ロン・ビー島があるというトンキン湾に特有の状況を考慮し、国際法に基づいて達成された衡平な結果である」と説明している。国内には、1887年清仏条約の子午線で境界画定すべきであった、バック・ロン・ビー島の「島の効果」25%に抑えたのは譲歩し過ぎである等と強硬派からの批判もあったが、おおむねうまく交渉して「国際法に基づく衡平な結果としてベトナム側が若干多めの海域を得られた」との認識が受け入れられている。実際、無理難題を迫るのが常の大国中国に対して譲歩出来るところは譲歩して、譲歩を高く売って他の部分で有利な条件を得たと思われ、ベトナム国内では、概ね満足な交渉結果であったと認識されている。バック・ロン・ビー島対海南島を25%対75%にする譲歩をしたこと（前章に書いたように実際には、それより大きい15海里対55海里とする譲歩であった模様である）については詳細な説明を避けている。また、政府の公式評価ではないが、ベトナム政府関係者や研究者に対する筆者のヒアリングで、同島は第1次インドシナ戦争中、中国人民解放軍が占領・守備し、1957年に毛沢東がベトナムに返還したものでその後一貫してベトナムの領有権を認めて来ていることを付け加えて説明するのが常で、通常、中国の対ベトナム政策には批判的な場合が多いベトナムの識者も、この件に関しては、毛沢東のホーチミンへの友情を

高く評価しているためか、バック・ロン・ビー島の「島の効果」を制限したことについての批判は聞かれない。

中国側では、唐家璇外相は「トンキン湾での利益と全体面積を概ね均衡させることができた」としており、中国外交部広報資料は「中越両国が新海洋法秩序に適応して、海洋境界を公平に解決した成功事例である。中国側が提案した両国の政治・地理的關係の全体的バランスに関する基本的見解に基づき、双方の海域面積がほぼ等しい公平な結果をもたらした」とし、王毅次官は「中国の提案により、両国の全体的な政治・地理の両面のバランスから見て、両国の海域面積が概ね公正な結果となっただけでなく、湾内の資源の合理的配分も実現した」として、中国のイニシアティブにより、国際法と湾内の実情を勘案して海域面積がほぼ等しい公平な結果を導き出した成功例であると評している。中国側は、やや少ない面積の比率については公式発表では公表していない。境界画定により、境界線を海南島から少しでも遠ざけるという政策目標があり、それには成功したのではないかと思われ、そのことを勘案すれば、中国側は、交渉結果について十分に政策目標を達成したと評価していたと推定される。

ハ. 石油・ガス探査・採掘

ベトナム側、中国側ともに、境界画定の結果、両国はそれぞれの海域の大陸棚で石油、天然ガス、その他の鉱物の探査・採掘を独自に行えるようになったことと、鉱脈が境界線をまたぐ場合は協議して採掘方法と利益の衡平な分配方法を合意することになったとの事実關係の説明だけ行っている。自国海域での探査・採掘が問題なく出来るようになったのは境界画定に付随する利益のようなものであり、境界を跨ぐ鉱脈の場合は協議することを定めたことも当然のことではあるが、条約に明文化したことは成果と思われるが、双方とも強調していない。

ニ. 漁業協力協定

この問題が主要テーマであるとしていた中国側は、唐家璇外相回顧録と中国外交部広報資料では、漁業協力協定を締結して期限 15 年の両国漁船が入漁できる境界線を跨ぐ 3 万 km²以上の共通漁業水域と期限 4 年の経過水域を設定したと交渉の成果を詳細に説明し、王毅次官は、交渉当初から中国側は境界画定と漁業問題の同時解決、境界画定条約と漁業協力協定の同時署名・同時発効を主張し、境界画定条約と漁業協力協定の同時署名を達成したこと、漁民の正当な利益を極大化し、中越間の新漁業協力モデルの開始と新海洋法制度への移行を示したと成果を強調している。中国外交部広報資料は、水産業の調整と漁民の転業のための時間的猶予を得るために努力したなどと中国側の努力によりベトナム側が共同漁業水域や経過水域の設定を受け入れたことを強調している。

ベトナム側では、レー・コン・フン越外務次官が、中国側が、境界画定と並行して共同漁業水域設定を強く求め、合意できなければ2000年の境界画定問題解決は難しいと強い圧力をかけて来たことを示唆し「境界画定問題の解決を容易にするため、二国間関係と国際慣行のあらゆる側面を考慮した上で、共同漁業水域の設定に同意した」として、境界画定条約の締結のためのやむを得ない妥協であったことを説明している。ベトナム側海域の方が水産資源に富んでおり、元々中国側より数が少ないベトナム側の漁民が共同漁業水域の中国側水域まで出漁することはほとんどないので、この措置は、中国側の強い要求によりベトナム側が一方的に中国の漁民の転職準備の期間を設けて救済するものであり、ベトナム国内では不人気である。レー・コン・フンは「漁業協力協定署名は『善隣友好、全面協力、長期安定、未来志向』という16字のモットーに基づく相手国の利益への相互の理解と譲歩である」と説明している。グエン・ジー・ニエン外相は「境界画定条約と異なり、漁業協力協定は効力に期限（12年と3年の自動延長）がある」と15年間という時限の取決であることを強調している。

ホ. ベトナムの国家建設への好影響（越側の評価のみ）

グエン・ジー・ニエン外相が「ベトナムをめぐる平和で安定した環境の強化と国の建設・開発のために好ましい条件の創出に大きく貢献した」と強調している。

ヘ. 越中関係に対する影響

越中双方ともに、海洋境界画定を、越中関係の強化に好影響を与えるものであると高く評価している。境界画定の越中共通の評価としては、「①陸上国境、トンキン湾海洋境界、南シナ海問題の3つの領土・国境問題のうち、南シナ海問題を残し2つが解決できたのは重要な成果であること（レー・コン・フン越外務次官、王毅中国外務次官など）、②各国の領域を明確に定義し法的枠組みを与えたことは、協力を促進し、安定を保証し、相互信頼を深めること（グエン・ジー・ニエン越外相など）、③1991年の関係正常化以来、越中関係が最良の時期に実現したもので、越国民は、越中関係の強化・増進の重要ファクターと考え、大きな外交的成功として歓迎したこと（レー・コン・フン次官など）」が挙げられている。

また、中国側は、王毅中国外務次官と中国外交部広報資料が「中越両国が海洋法新秩序に順応し、歴史的懸案を友好的協議を通じて公正に解決し、両国に十分な能力と智慧があることを示した」とし、更に、中国外交部広報資料は「双方にとりウィン・ウィンの取決めであり、中越関係にとり長期的安定的発展（長期穩定发展）の上で重要な意義を持ち、両国の『長期安定、未来志向、善隣友好、全面協力（長期穩定、面向未来、睦邻友好、全面合作）』関係は大きな推進力となり政治的相互信頼と緊密な協力を増進する」として境

界画定を達成した中越両国を高く評価している。

ト．地域の平和・安定への貢献

越中両国ともに自国が国際法に基づいて平和的交渉で領土・境界問題を解決する姿を世界にアピール出来たと評価しているが、特に中国外交部は自国の「責任大国としてのイメージを確立した」と自賛している。

ベトナム側では、グエン・ジー・ニエン外相が「当事国の独立・主権・領土保全を尊重し、他国との友好・協力の発展、また、地域と世界の平和・安定への貢献を旨とし、国際法と国際慣行に従い交渉を通じて領土・国境問題を解決する政策と善意・意欲を示すものである」と自国が国際法を遵守する平和国家であることをアピールしている。

中国は側では、中国外交部広報資料と王毅中次官が「中国の厚意を持って平和的手段を通じて領土紛争を解決する立場、国際法に従って国際問題を処理する誠意を十分に示した」とし、さらに、中国外交部広報資料は「責任大国としてのイメージ（責任大国的形象）を確立した外交実践の成功の一つで、中国と近隣国との相互信頼を増進し、地域の安全・安定の維持に積極的な役割を果たすであろう」とこの交渉における自国の行動を極めて高く評価し対外的にアピールしようとしている。また、王毅次官は「近隣8カ国との海洋境界問題に直面する中国が、初の境界画定で経験を蓄積したことは、近隣諸国との相互信頼を強化し、地域の平和と安定に貢献する」との認識を示している。

第3節 交渉妥結の要因

「本章第1節」で、越中両国が、トンキン湾境界画定を行うことに付随して実現しようとした一連の政策目標の「推進」、「抑制」あるいは「停止」する方向性が集合として、トンキン湾境界画定交渉自体に対するベクトルとして作用し、トンキン湾海洋境界画定交渉について、フェイヴェルの理論でいう「協調戦略 (cooperation strategy)」、「引き延し戦略 (delaying strategy)」、「エスカレーション戦略 (escalation strategy)」のどの戦略を採用する政策決定を行わせたかを検証し、「本章第2節」で、越中両国が、交渉の結果、政策目標を達成できたかを分析した。

交渉を妥結させる動機、要因となった越中それぞれの一連の政策目標を検証し、また、海洋境界画定交渉そのものの妥結を可能にした越中の意志と両国に作用するユニット・レベルと国際システム・レベルの条件、また、越中の交渉推進の努力を法的・技術的な面からも検証する。

1. 政策目標実現の追求

(1) ベトナム側が求めた政策目標

境界画定によりベトナム側が追求した政策目標は、「①UNCLOS はじめ国際海洋法、国際慣行に基づき平和的交渉による衡平な境界画定（1996年の中国のUNCLOS批准以前は、1887年清仏条約の子午線による有利な境界画定）、②水産業・水産資源の保全（ベトナム海域で操業する大量の中国漁船の取り締まりと水産資源保護）、③安全保障・シーレーンの安全確保（ハノイのある紅河デルタに面するトンキン湾の安全保障とシーレーンの安全確保）、④海底資源探査・開発（石油・天然ガスなど地下資源の探査・開発）、⑤経済開発のための越中関係の安定化」であった。

ベトナムの場合、一連の政策目標はいずれも実現を真剣に望んでいたものではあるが、①の国際法に基づく境界画定が実現すれば、その他の②、③、④、⑤の政策目標は①の実現に付随して実現される性質のものであった（ただし、④の海底資源については、鉱脈が境界線を跨ぐ場合は協議して開発することや利益の分配法などは条文に書き込んだ）。したがって、ベトナム側は、交渉過程において境界線の線引きをめぐる駆け引きに精力を集中すれば良かった。

(2) 中国側が求めた政策目標

境界画定により中国側が追求した政策目標は、「①トンキン湾海域の国際法、国際慣行に基づく交渉によりほぼ均等な海域の分割、②中国の漁民の暫定的操業継続（ベトナム海域で操業していた中国漁民の転業準備期間の確保、③国際法を尊重する姿勢を国際社会にアピール（西側諸国の制裁、ASEAN諸国の中国脅威論を払拭する）、④安全保障・軍事戦略上の考慮（中越の海洋境界線を海南島から可能な限り遠ざける）」ことであった。

中国側は、①「トンキン湾海域の国際法、国際慣行に基づく交渉によりほぼ均等な海域の分割」という境界線の引き方についての交渉以外に、②「中国の漁民の暫定的操業継続」の問題解決への真剣さが際立ち、境界画定条約に書き込むよう主張したが、越側が漁業問題は境界画定後に話し合うとの立場を崩さず、境界画定交渉が概ね決着した2000年2月ようやく境界画定条約とは別に漁業協力協定を締結して同日署名・同日発効させることに応じるまで、問題が解決しなければ境界画定条約を締結できないとの脅しまでかけて主張し続けた。また、公表されることはないであろうが、東洋一とも言われる海南島海軍基地群への「接近拒否」を確保する④「安全保障・軍事戦略上の考慮」のために、「第4章第2節(2)」の項で述べたとおり、バック・ロン・ビー島とコン・コー島の「島の効果」の扱いをめぐるUNCLOSはじめ国際海洋法から逸脱した取引を行ったと推定される。中国側は、境界画定交渉そのもの以外に、これら交渉に努力しなければならなかったことが推定される。③「国際法を尊重する姿勢を国際社会にアピール」については、国際法を尊重して境界画定を実現すれば、それに付随して実現するので、交渉中に多大なエ

エネルギーが割かれる性質のものではない。

前述（「第5章第2節1.（3）」の通り、中国側は、交渉過程を「苦難に満ち、紆余曲折があった（唐家璇外相）」、「長期にわたる複雑で忍耐強い交渉を経て、最終的に境界画定が完了した（王毅外務次官）」と厳しい交渉であったとの認識を示しているのに対し、越側は「友好関係を反映する長い交渉（グエン・ジー・ニエン外相）」、「1991年の関係正常化以来、越中関係が最良の時期に実現した（レー・コン・フン外務次官）」と厳しい交渉とはしていないのは、中国側は境界線の画定と並行して実現しなければならない困難な任務があったことが影響していると考えられる。

2. 交渉妥結の要因

（1）ユニット（人間・国家）・レベル

イ. ベトナム

ベトナムにおいては、78年のカンボジアとの紛争が端緒となり79年の中国の侵攻を招いたが、クメール・ルージュの国境付近のベトナムの村落への攻撃は、国境線が画定していなかったことも一因であったとの認識があり、冷戦終了、第3次インドシナ戦争終了により91年に中国との国交が正常化した機会に、画定が出来ていなかった中国との国境、海洋境界の画定を早期に行いたいと望んだ。

前述（第3章第1節）のとおり、ベトナムは、中国以外とも、タイとのEEZ・大陸棚境界画定（条約署名97年）、インドネシアとの大陸棚境界画定（条約署名2003年）、マレーシアとの大陸棚共同開発合意（条約署名92年）、カンボジアとの歴史水域合意（条約署名82年）と近隣国との海洋境界画定交渉を進めていた。

ベトナム側は、第3次インドシナ戦争終了後、精力的に未画定であった陸上国境国境、海洋境界の画定を進めていたので、トンキン湾の境界画定においても、他の境界画定同様に交渉妥結を強く望んでいたと考えられる。

ロ. 中国

中国はこのトンキン湾海洋境界画定以外、南シナ海を含め海洋が隣接する9カ国・地域との海洋境界画定を全く行っていない。中国が、唯一の例外としてトンキン湾の境界画定だけを進め交渉妥結が実現したということは、トンキン湾の海洋境界画定を急いだ例外的に重要な政策目標があったという特別の理由が考えられる。

まず、第1に漁業問題である。長い間、戦時下にあったベトナムの漁民の出漁が減少したため、中国側の出漁漁民数が激増したが、第3次インドシナ戦争終結後、ベトナムの漁

民が復帰しつつある中で、ベトナム政府は明らかにベトナム領となるべき海域での取り締まりを強化し始めた。また、UNCLOS による新海洋法制度がスタートすれば、12 海里の領海を越えた EEZ や大陸棚の制度が始動し、トンキン湾は、いずれ、中越両国のどちらかが管理する 2 つの海域に分けられてしまうため、増加しすぎた中国側漁民の転業を進める必要に迫られていた。そのため、転職準備期間中ベトナムの海域で操業することをベトナム側に認めてもらう切実な必要性があった。

そして、おそらくもうひとつ、公表されていないが安全保障上の問題があったものと推測される。すでに、遅くとも 1990 年代後半には、重要海軍基地群の建設が計画されていたであろう海南島への他国の船舶・航空機、特に米軍などの偵察艦・偵察機の接近拒否のために、同島から出来るだけ離れたかたちで海洋境界線を引き中国の管轄権のある EEZ の範囲を少しでも広く確保しておきたいとの国家安全保障上の要請があったと考える。

ハ、越中関係

90 年代、越中二国間関係はウォマックのいう、1991 年の「正常化」から 1999 年の「正常な関係」への移行プロセスの時期であったこと、2000 年 12 月の条約署名時のレー・コン・フン越外務次官の「1991 年の関係正常化以来、越中関係が最良の時期に実現したもの」との記者会見発言にも見られるように、トンキン湾、南シナ海での漁業問題、石油探查問題などでの日常的に波風は続いていたが、概ね関係は良好であった。

グエン・ヴァー・トゥン越外交学院長（当時）は、陸上国境、トンキン湾海洋境界画定が可能となったのは「江沢民のパーソナルファクターにも注目すべきで、指導者間特に江沢民とレー・カー・フュー間の良好な関係も重要なファクターであった⁵²⁶」と指摘したが、江沢民が一般的にベトナムに対して友好的であったことは、ベトナムの識者が誰も認めるところである。権力が集中する中国の党総書記兼国家主席のパーソナルファクターは、中国の政策決定過程において、非常に重要な要因であったことは間違いない。また、90 年代中盤、膠着状態にあった境界画定交渉を促進すべく、1997 年 7 月の江沢民総書記・ドー・ムオイ書記長の「2000 年までの陸上国境・トンキン湾海洋境界画定達成合意」と 1999 年 2 月の江沢民総書記・レー・カー・フュー書記長の「陸上国境の同年末までの前倒し妥結合意（トンキン湾については引き続き 2000 末まで）」両国共産党トップの合意によって交渉が加速された。

トンキン湾では、1887 年清仏条約の子午線で島嶼の帰属が決着していたことは越中ともに同意しており、南シナ海の場合と異なり島嶼の領有権問題がなかったため、比較的容易に境界画定が行われた。また、同条約の子午線により、境界線の起点についての合意も容易であった

⁵²⁶ 筆者ヒアリング（1917 年 8 月 1 日、ハノイ）。

(2) 国際システム・レベル

イ. UNCLOS

国連海洋法条約（UNCLOS）は、1982年に成立、1994年に発効し、国際的に広く受け入れられるようになり、両国にとり交渉の共通のベースを提供し、大変重要な役割を果たした。ベトナムは1994年、中国は1996年に批准書を寄託した。中国の批准書寄託後、当初1887年清仏条約に基づく境界画定を主張していたベトナムもUNCLOSに基づく境界画定に方針を変更し交渉のための共通の法的基盤が出来た。

ロ. 越・タイ海洋境界画定条約

また、ベトナム側研究者などは、1997年8月のタイ湾における越・タイ海洋境界画定条約が、トンキン湾での交渉のためのモデルになったことを指摘する場合が多い⁵²⁷。タイ湾における排他的経済水域（EEZ）と大陸棚水域の重複部分について境界を画定した条約であるが、双方が中間線と考える線を提出して双方の線の中間線で境界を画定する方法、EEZと大陸棚水域を区別せずに合わせて考え「単一の境界線（single line）」で境界を画定する方法を採用したもので、トンキン湾境界画定でも双方が中間線と考える線を提出して双方の線の中間線で境界を画定し、また、トンキン湾では領海も合せて領海・EEZ・大陸棚水域を合せて考えて「単一の境界線」で海洋境界を画定した。

3. 交渉技術上の要因

(1) 交渉メカニズム

1993年10月の「国境・領土問題解決の基本原則合意」により、①外務次官をヘッドとする政府代表団、②専門家レベルの合同専門家会議、③国境線画定・測量など部門毎の専門家部会の3段階の交渉メカニズムを設置し、定期的に会議を行ったことは、越中双方の専門家が、技術的問題について習熟し、交渉が進展する際には迅速に対応出来たことが挙げられる。

そして、両国共産党トップ間の政治的決断により、妥結のタイムリミットを設定したことは、交渉妥結への決定的要因であった。

⁵²⁷ グエン・ヴァー・トゥン越学院長（当時）、グエン・ラン・アイン同法学部長他に対する筆者ヒアリング（2017年8月1日、ハノイ）。

(2) 柔軟な国際法運用

交渉に当たって、国際法を厳格に遵守するのではなく、UNCLOS 他国際海洋法の精神に則りながらも、柔軟な法解釈によりお互いに妥協的な合意方法をとった。トンキン湾の海洋境界線は、UNCLOS を含む国際海洋法と国際慣行に基づいて衡平に境界線を定めるとの方針にもかかわらず、実際にはこれらに厳格に依拠して中間線を求めたものではなく、両国が、トンキン湾における現実を考慮して作成したとしており、双方ともトンキン湾に関しては領海基線を設定していないとしているためどのようにして線引きしたのか正確なところは不明である。双方がそれぞれ中間線と考える境界線を引いて持ち寄って、互いに妥協し合って境界線を求める方法をとったようである。アイザック・カードンは「トンキン湾条約の境界線は、他の境界紛争にも適用できる基準を厳密に適用したものではない。合意された境界線は、両国の海岸線の間で等距離線に基づいているように見えず、境界画定のために相互に合意できる出発点を提供した 1887 年の清仏条約に基づいているように見える」と書いている⁵²⁸。1887 年清仏条約は、湾内の島礁の帰属を決定しているが、それから先は、国際法の精神に則り、双方間の交渉で妥協し合って境界線を求めたものということであろう。合意した境界線はバック・ロン・ビー島の「島の効果」とコン・コー島の「島の効果」で取引を行うなど政治的思惑を取り入れた線であることは間違いない。国際海洋法の精神から逸脱しない範囲で、双方の政治・安全保障・経済などの国益を考慮した政治的な考慮による駆け引き・相互妥協の結果として越中の海域面積比を 53.23%対 46.77%とした全般的に見れば絶妙なバランスの上に立つ境界線である。

(3) ベトナム側に有利な条件下での巧みな交渉

ベトナム側は、衡平な境界画定の一点に集中すれば良く、また、交渉の依って立つ基盤としていた「1887 年清仏条約に基づく境界画定」については、ある時点で内々には「UNCLOS に基づく境界画定」に切り替えていたので、96 年 6 月の中国の UNCLOS 批准後は中国側の出方を見ながらタイミングを測って、徐々に方針転換して交渉を進めた。もう一点は、中国側が繰り返し強く要求した越の海域で操業していた中国漁民の「転業までの経過措置」の受け入れを如何にして最小限に抑えるかであった。中国側は境界画定を人質にして共同漁業水域を迫る場面もあったようであるが、ベトナムは、非対称関係の弱い方の国でありながら、唐家璇を度々苛立たせたように、明らかなベトナムの水域では、

⁵²⁸ Isaac B. Kardon, *The Other Gulf of Tonkin Incident: China's Forgotten Maritime Compromise*, Asia Maritime Transparency Initiative (AMTI), CSIS, October 21, 2015

(<https://amti.csis.org/the-other-gulf-of-tonkin-incident-chinas-forgotten-maritime-compromise/>)

操業する漁船に対しては淡々と取り締まりを強化して、境界線が引けなかった場合の将来の紛争を想像させて中国側に圧力をかけながら、境界画定が概ね固まった2000年2月の段階まで、共同漁業水域などの漁業関係措置の交渉は境界画定後に行うとの立場を崩さなかった。中国側は、転業漁民救済のための経過措置をベトナム側から何としても獲得しなければならず、また、この時点でベトナム側が認識していたかどうかは明らかでないが、おそらく海南島の将来の海軍基地群への接近拒否を獲得するという目標もあって不自然な提案をしながら境界画定を急いでいた姿がベトナム側には見えていたように思われる。ベトナム側には交渉を有利に進めるレベレッジとして、交渉のベースを1887年清仏条約からUNCLOSに切り替える譲歩、共同漁業水域を受け入れる譲歩、また、海南島近くを境界線が通るのを嫌がる中国に対してバック・ロン・ビー島の「島の効果」を小さくする譲歩という「降りしろ」を持っていたので、これらを譲歩する代わりに何をとるかという交渉であったと考えられる。非対称関係における弱い国とはいえ、この交渉においては、中国側より有利な立場で臨むことが出来たのではないかと考える。さらに、1990年代において、中国はしばしば国際社会から孤立する事態に見舞われたことも、ベトナム側に有利に働いた。

終章 トンキン湾海洋境界画定の持つ意義

第1節 越中両国にとっての意義

1. ベトナムにとっての意義

ベトナムは、タイとの排他的経済水域・大陸棚境界画定(1997年)、インドネシアとの大陸棚境界画定(2003年)、マレーシアとの大陸棚共同開発合意(1992年)、カンボジアとの歴史水域合意(1982年)と隣接諸国との境界境界画定を行い、タイ湾でのカンボジアとの海洋境界と南シナ海のパラセル諸島関係とスプラトリー諸島関係の島礁領有権・海洋主権・管轄権問題に関連する6カ国・地域との海洋境界問題を除く、海洋境界画定を終了している。このうち、マレーシアとの関係ではフィリピンの主張とオーバーラップする海域を残しているが、越馬両国間では問題は解決しており、2009年には国連大陸棚委員会にマレーシアと調整済みの大陸棚海域主張線を両国間で共同提出している。このようにベトナムは対外的には南シナ海全域の島礁の領有を主張していることになっているが、これは、中国への対抗上の主張と思われ、実際にはマレーシアやフィリピン近海の島礁まで領有主張しているわけではない。なお、ベトナムは実効支配し軍の部隊や支援民間人数十人が居住している、大スプラトリー島も含め南シナ海の全ての島礁を「人の居住またはそれ自体経済生活を維持できない岩」(UNCLOS 第121条2項)であるとして領海のみをもち、排他的経済水域も大陸棚水域も持たないとの立場をとっている。

ベトナムにとって、ベトナム民族・ベトナム国家の発祥の地であり、首都ハノイの所在する政治の中心地であり、経済においても南部のホーチミンと並ぶ2大中心地をなす紅河デルタに面するトンキン湾の境界画定は、第5章第2節の「越中双方の交渉妥結の評価」で検証したとおり、ベトナムにとり、中国との間で海洋境界が不明確なことによる水産資源や海底の鉱産資源の開発・利用、また、船舶・航空機などの運航をめぐる発生し得る不必要な摩擦を予防して、平和な環境での経済発展に必要な越中関係の安定に寄与したことが最も重要な成果であろう。この他に、ハイフォン港をはじめベトナム北部・北中部の港湾からの東は中国の広西、広東、香港等や台湾、日本方面へ、そして南は、南シナ海からベトナム南部の港へ、さらにはタイ湾、アンダマン海からインド洋方面への歴史的なシーレーンの安全に寄与したことも重要な成果である。ベトナムは、この交渉で、時限的なものとはいえ漁業協力協定による「共同漁業水域設定」等の受け入れを行い、中国側への譲歩あるいは中国漁民への配慮のための措置をとったように見えるが、境界を画定しなければ、ベトナムの漁民は、先進的な漁船でベトナムの水域で操業する中国の漁民に太刀打ちできなかったのであるから、15年間の猶予を与えても、転業を促す方がベトナムの水産業界には有益であったと考えられる。また、境界がなければ、中国側の漁民は、中国側の水域より水産資源が豊富なベトナム側水域に入漁しようとして、漁業をめぐる紛争が後を

絶たない状況になっていった可能性が高い。現在、越中間の漁船関係、石油採掘リグや石油探査船関係の摩擦が多発しているのはパラセル諸島近海の「トンキン湾湾口」の領有権係争海域である。また、境界が画定していなければ、トンキン湾内で安心して海底の石油・天然ガス等の鉱産資源を探査することも困難であったはずである。バック・ロン・ビー島の「島の効果」は25%に縮小して譲歩したが、その分を小さなコン・コー島に50%対50%と海南島と同等の「島の効果」を得ているので、境界線の線引きで越側が一方的に譲歩しているわけではなく、越中間でほぼ衡平な画定を行ったと見る事が出来る。

また、北の非対称な大国と過去13回の戦争を経験したベトナムには、トンキン湾境界画定条約は、越中陸上国境条約とともに、中国との国の領域を明確化したトンキン湾海洋画定条約は、間違いなく、ベトナムの安全保障上最も重要な条約の一つである。

2. 中国にとっての意義

トンキン湾境界画定は、中国にとっては、唯一の海洋紛争解決の事案である。戦争が続き出漁数が減少していたベトナム漁民の穴を埋めてトンキン湾のベトナム海域で操業していた中国漁民に転業を促して適正な数まで調整するための準備期間をベトナム側から得るといふ差し迫った政策目的を負っていた中国側交渉団にとり、海洋境界を跨ぐ約3万km²の共同漁業水域を設定する漁業協力協定をベトナム側に受け入れさせるのは困難なミッションであったと推察される。自動延長期間も含めて期限15年の時限的な措置とはいえ、ベトナム側が中国側に一方的に恩恵を与える形の漁業協力協定の締結を、境界画定条約と同時に行うことが出来たことは大きな成果であったと考えられ、中国外務省はこの海洋境界画定条約と漁業協力協定の同時締結を「双方に取りウィン・ウィンの取決めであり、中越関係にとり、長期にわたる安定的な発展（長期穩定发展）の上で重要な意義を持つ。」と評価している。

中国外務省が「(中越) 双方が海洋法の新秩序に順応して境界画定を公正に解決した成功例であり双方に十分な能力があり賢明であることを示し、友好的協議を通じ両国間関係の中長期の懸案を解決できることを示した」、「中国の厚意を持って平和的手段を通じて領土紛争を解決する立場を十分に示し、中国の国際法に従って国際問題を処理する誠意を示し、その責任大国としてのイメージを確立した外交実践の成功の一つである」と、中国が国際ルールを守り平和的交渉で領土・境界問題を解決する「責任大国」であるとのイメージを強調して大いに宣伝したように、折しも2000年1月には江沢民総書記が「宣伝思想工作と精神文明建設に対する重要コメント」を公表してソフトパワー外交を本格的に打ち出したところであり、格好の宣伝素材を提供することにもなった。トレグロードは「中国外交当局は東南アジアにおける彼らの意図のショーケースにすることを決定した」と指摘してい

る。⁵²⁹ また、バック・ロン・ビー島の「島の効果」の調整によって、海洋境界線を出来るだけ遠ざけて重要海軍基地群を建設予定であった海南島への可能な限りの「接近拒否」も達成したと考える。

外洋への南の出入り口に不要な摩擦を避けることによるベトナムとの関係安定化は、東南アジア方面に勢力を拡大したいと考えていた中国にとっては、ベトナムを ASEAN への入り口と定義づけ、陸上国境、海洋境界を画定させ、広西チワン族自治区、雲南省、海南省、広東省の南部地域とベトナムとの安定した関係を維持して南部地域の経済開発に精力を注ぐことが可能になった。⁵³⁰ 当時、関係地方政府を中心にトンキン湾をめぐる地域の経済開発が謳われるようになり、2004年ファン・ヴァン・カイ首相訪中の際に温家宝首相との間に認識が共有されて2006年に覚え書きが署名されて「2回廊1経済帯 (Two Corridors, One Economic Belt)」構想がうち出された。これは、昆明-ハノイ-ハイフォン、南寧-ランソン-ハノイ-ハイフォンの鉄道網とトンキン湾沿岸地域一帯を包含する地域を一つの経済圏として開発を進めようという構想であり、広西チワン族自治区、雲南省、海南島、広東省の中国側の地方政府は熱心で、毎年広西チワン族自治区の南寧で中国・ASEAN 博覧会を毎年実施しているが、ベトナム側の警戒感のため進展は遅く、「一带一路」が打ち出されてからは精彩を欠いた感がある。⁵³¹

3. 越中関係にとっての意義

漁業協力協定は2019年6月30日に12年+自動延長期間3年の期限が終了して失効するところであったが、中国側が同一内容での協定の延長を求めて交渉が行われたが、ベトナム側は締結するなら新たな内容の協定とすべきであると応じず、その間、両国の合意で、1年間の延長が行われたが、2020年6月30日をもって完全に失効した⁵³²。漁業協力協定に基づく共同漁業水域が設定されても、漁船の越境操業はなくなったわけではなく、水産

⁵²⁹ Treglode、前掲論文、pp.33-41、p.35。

⁵³⁰ Do Tien Sam and Le Van Sang, “Vietnam-China: How to Strengthen the Efficacy of Bilateral Relations” 他、Ed. Do Tien Sam, *ASEAN-China How to Improve Cooperation Effectiveness?*, Vietnamese Academy of Social Science, Center for ASEAN and China Studies (CACs), Thế Giới Publishers, 2007 所蔵の諸論文。

⁵³¹ Do Tien Sam, “Vietnam-China Relations and Building the “Two Corridors, One Economic Belt”、Daisuke Hosokawa, “Pan-Beibu Gulf Economic Cooperation: Vietnam’s Perspective and China’s Challenges” 他、Ed. Do Tien Sam, *Cooperation for the Development of Vietnam-China, Two Corridors and One Economic Belt: Current Situation and Prospects*, Vietnamese Academy of Social Science, Institute of Chinese Studies, Encyclopedia Publishing House, 2009 所蔵の諸論文。

⁵³² “Vietnam - China agreement on fishery cooperation in Tonkin Gulf expires”, *Quan Doi Nhan Dan*(ベトナム人民軍機関紙), 9/1/2020 (<https://en.qdnd.vn/economy/international-cooperation/vietnam-china-agreement-on-fishery-cooperation-in-tonkin-gulf-expires-521942>)

資源に富むベトナム側水域への中国漁船侵入は 2004 年の条約発効から 2014 年の 10 年間で 9,500 件以上（検挙 1,800 件、退去命令 7,781 件）発生している。⁵³³

海洋境界画定条約にも漁業協力協定にも規定されたものではないが、越境したベトナム漁船への銃撃で漁民が死亡した事件を受けて、2006 年から行われている両国の海洋法執行機関の船舶が参加するトンキン湾の海洋境界線沿いに行われる共同パトロールが年 2 回実施され、終了後にはいずれかの国の港に寄港し交流行事が行われている。年 2 回のうち 1 回は両国海軍艦艇も参加している。2014 年のパラセル諸島近海での中国海洋石油オイルリグ掘削活動事件では両国の法執行機関の船舶間の摩擦やベトナム全国で反中デモの嵐が吹き荒れたが、その中でも、トンキン湾共同パトロールは淡々と実施された。このことは、ルーティーン化された共同パトロールが、両国法執行機関と海軍の間の信頼醸成措置として寄与していることを物語っている。

また、1993 年の「国境・領土問題解決の基本合意」に基づいて設定された交渉のメカニズムは、陸上国境、トンキン湾海洋境界の他に南シナ海問題を中心にトンキン湾以外の海洋問題を扱う「海洋問題専門家部会」も設置されており、Covid-19 の影響か 2019 年 12 月以降は開催について報道がないが、トンキン湾湾口海域の境界画定と南シナ海における協力についての会議を定期的に行って来ている。トンキン湾湾口海域は、パラセル諸島に隣接する海域で極めてホットな海域であるので交渉は進展していないが、両国の広範な分野の専門家が定期的に会合して意見交換することは一種の信頼醸成措置でもあり、法律・安全保障・地学・地政学・地経学などあらゆる分野の問題を洗い出しておくことは、国際安全保障環境が好転して両国のトップレベルの政治的な決断が下ったときには一気に交渉を進めることが出来るであろう。

第 2 節 地域の未解決海洋紛争についての意義

トンキン湾の境界問題の特徴を見ていくと、まず、この海洋境界問題においては、島嶼の領有権問題は 1887 年の清仏条約で解決済みで、解決する必要があったのは領海・排他的経済水域・大陸棚水域の境界の問題だけであった。南シナ海問題や尖閣・東シナ海問題では島礁の領有権についての紛争もあるため、まずその問題を解決する必要があり、トンキン湾の海洋境界より数段困難なものである。

それでは、何も参考になるものがないかと言えば、アイザック・カードンが、2015 年に、肯定的な教訓として、「最も重要なことは、中国が海洋紛争に関する交渉の場に出ることがあるということ」であるとしながら、「1990 年代、中国にはより妥協的な雰囲気があっ

⁵³³ “Over 9,500 Chinese ships illegally fish in Tonkin Gulf in last decade: report”, *Tuoi Tre*, September 20, 2014(<https://tuoitrenews.vn/news/society/20140920/over-9500-chinese-ships-illegally-fish-in-tonkin-gulf-in-last-decade-report/34462.html>)

た。1991年から1999年の間に、中国は11の境界画定条約に署名し、7つの陸上国境紛争を完全または部分的に解決した。その一つがベトナムとの陸上国境で海洋境界とも関連するものであった。中国の近隣諸国にとって残念なことに、それは懐かしい記憶となってしまった。今日の中国は、1989年の天安門事件後の外交上の孤立に続き1991年のソ連崩壊が起こった頃のように脆弱ではなく、対立的姿勢をとるようになってきているように見える」。「中越の海洋境界と漁業協力の取り決めは、海洋紛争において中国が実質的に妥協することもあり得ることを示す好ましい兆候である」と書いており⁵³⁴、中国が、海洋紛争に関する交渉の場に出ることがあり、実質的に妥協することもあり得ることを示す好ましい兆候であるが、現在の中国は当時のように脆弱ではなく、対立的姿勢をとるようになったと指摘している。現在の中国は2015年当時以上に相互妥協・譲歩などしそうななくなっている。1973年のベトナムによる最初のトンキン湾海洋境界画定交渉の提案から2000年の交渉妥結までの期間において、中国は国際的に孤立したり、対中脅威論が強まったりした時には妥協的な対外対応をとっていることが分かる。前述の（第3章第2節3）とおり、これまでに中国が行った13件の境界画定は、全て安全保障上の脅威に直面していた1960年代初頭（6件、58～61年の大躍進政策失敗と59年のチベット動乱とその後の中印対立による）か、1990年代（7件：2000年のトンキン湾境界画定を含む、89年天安門事件、91年の冷戦終了、95-96年の台湾危機などによる）に集中している。

中国を取り囲む国際情勢という国際システム・レベルの条件に大きな変化があれば、中国の他国に対する対応が変化し得るということである。

また、我が国のような民主主義諸国や、共産主義国であっても、党書記長・国家主席・首相・国会議長に権力と役割を分散する集団指導体制のベトナムと異なり、中国の場合は党総書記兼国家主席に権力が集中しているので、最高指導者の考え方や性格により対外姿勢も大きく左右される。日本に対しては融和的であった鄧小平がベトナムに対しては歴代で最も厳しい態度を取ったトップリーダーであり、歴史問題を唱えて日本に極めて厳しく当たってきた江沢民はベトナムに対しては非常に融和的であった。トンキン湾海洋境界画定が達成できたことについて「中国のトップリーダーの性格と相性、特にレー・カー・フュー越書記長と江沢民総書記の良好な関係も重要な要素であった」との話も興味深い⁵³⁵。また、「中越の深い歴史的不信にもかかわらず、両国共産党間の長年の関係は、交渉プロ

⁵³⁴ Isaac B. Kardon, "The Other Gulf of Tonkin Incident: China's Forgotten Maritime Compromise", *Asia Maritime Transparency Initiative (AMTI)*, CSIS, October 21, 2015 (<https://amti.csis.org/the-other-gulf-of-tonkin-incident-chinas-forgotten-maritime-compromise/>)

⁵³⁵ グエン・ヴァー・トゥン越外交学院長（当時）への筆者ヒアリング（2017年8月1日、ハノイ）：江沢民のパーソナルファクターも考慮する必要がある。指導者間特に江沢民とレー・カー・フューの良好な関係も重要なファクターであった。

セスへの大きな助けとなった」との指摘も示唆に富んでいる⁵³⁶。過去13回とされる戦争⁵³⁷から不信感の強い越中関係でも、世界に数少ない共産主義国として運命共同体的な面もあり、党、政府、軍といった複数のチャンネルが存在することは領土問題といった国家の根幹にかかわる事柄の交渉では特に物を言ったように見える。トンキン湾海洋境界画定交渉においても1997年の江沢民・ドー・ムオイ会談、1999年の江沢民・レー・カー・フュー会談が交渉を加速化する力になった。中国のトップリーダーの考え方、政策方針、さらに性格にも注意して対応を判断することが大切である。

トンキン湾海洋境界画定に中国が真剣に向き合った大きな理由としては、達成しなかった政策目標が、自国にとり死活的に重要なものであったためではないであろうか。それは、唐家璇が広西チワン族自治区、海南省、広東省で138万人に近い漁業人口としているトンキン湾沿岸の中国漁民の生活を守るという内政上の重要な課題であり⁵³⁸、またおそらくは、重要軍事基地への接近拒否であり、国際的な孤立からの脱却のための対外イメージ改善といったことであったのではないであろうか。

最も重要な点は中国政府のトンキン湾のケースの取り扱いにおいては、尖閣・東シナ海問題、南シナ海問題とは異なり、中国側の主張は国際法から逸脱してはおらず通常の海洋境界問題であったが、南シナ海や尖閣問題での中国の主張は国際法から大きく逸脱している。それでも、相違点を慎重に分析・評価して、トンキン湾海洋境界の交渉において行ったような広範な分野の専門家をメンバーとする交渉団による定期的な会合を通じて信頼醸成措置を進めるなどの技術的な側面などには、参考に出来ることがあるのではないだろうか。

1. 尖閣・東シナ海

尖閣諸島の問題は、中国は尖閣諸島という島嶼の領有権を主張していることである。トンキン湾においては島の領有権は主張していない。これは、中国が1887年清仏条約に基づく境界画定交渉はしないと言いつつも、同条約付属地図に描かれた東経108度3分13度の子午線は島の帰属を定めた線であるとの立場をとったことは、仏清両国が、同条約により湾内の島の領有については合意していたことを認めたことを意味するものである。中国の領有権主張の根拠は明らかでなく、歴史的に中国のものであると主張する場合と大陸棚自然延長の原則を主張する場合があるが、前者の主張は中国自身にも尖閣を日本領とする文書や地図もあることから維持できないものであることは分かっているはずである。また、

⁵³⁶ Isaac B. Kardon、前掲評論記事。

⁵³⁷ ドー・ティエン・サム越社会科学院中国研究所長（当時）への筆者ヒアリング（2011年11月21日、ハノイ）。13回というのは越社会科学院の説であり、中国との戦争の回数は数え方により諸説ある。

⁵³⁸ 唐家璇、前掲書、p.195。

無主の地でなく所有者がいる島に大陸棚延長論は適用できないことも明らかである。国際システム・レベルの条件や二国間関係というユニット・レベルの条件が変化すれば、主張を変更する可能性もある。それまでは、南シナ海でベトナムやフィリピン、マレーシアなどが国際法上の根拠を持って領有を主張し実効支配している島礁には軍を駐留させているという通常国際慣行を参考にして、国際法・国際慣例に基づいて、我が国も領有権を示す行動をとるべきであろう。南シナ海において1974年にパラセル諸島で1888年にスプラトリー諸島で起きた事例のように、一旦、実効奪取されて実効支配されれば、パラセル諸島の島礁やスプラトリー諸島の6礁よりもはるかに大きい尖閣諸島の島嶼が軍事基地化された場合、沖縄本島も含む南西諸島の他の島々に対する深刻な脅威になることを真剣に考えるべきであろう。少なくとも我が国の領土に対し領有権を主張する相手にわが国と本格戦争する覚悟がなくてもグレーゾーン事態で奪取が可能と思わせるような対応は自ら危険を増大させる行為である。

現在の中国の状況では蓋然性は低いだが、中国の指導者の交代により、尖閣の領有権の要求を取り下げた場合でも、海洋境界画定問題は残る。その場合、トンキン湾で行ったように中間線での境界画定の場合でも「島の効果」の縮小を要求することも考慮しておくべきであろう。また、中国はわが国の中間線の主張に対して、沖縄トラフまでの海域は中国の大陸棚であるとの主張を行っているが、尖閣諸島の領有権主張を取り下げても、尖閣諸島に排他的経済水域や、大陸棚水域を認めず、12海里の領海だけ認め周辺海域は全て中国の大陸棚海域であるとの主張を行う可能性もある。国際海洋法を踏まえて理論的にあり得る主張だけでなく、「9段線」の主張のような中国の国際法を逸脱したプラクティスの例も考慮し、あり得る主張に対しても反論するために理論的に備えておくべきであろう。

2.南シナ海

南シナ海については、中国は、中華民国時代の民間の地図に描かれた南シナ海海域面積の約90%を占める「9段線」の図を根拠にその内側の全ての島礁と海域を歴史的に中国のものであると主張している。この主張に対しては、フィリピンの訴えに対し、2016年に常設仲裁裁判所の中国の主張に根拠はないとの裁定が出ているにもかかわらず中国は主張を変えようとせず、実効支配している6岩礁を埋め立てて軍事基地化している。

法学者のチャン・コン・チュック元合同専門家会議越側団長は「トンキン湾の海洋境界の問題と南シナ海のパラセル諸島、スプラトリー諸島の海域の問題は全く異なった問題である。中国は、トンキン湾では、UNCLOSと衡平の原則に基づく交渉を主張したが、南シナ海では、南シナ海の約90%を自国の海域とする「9段線」を自国の歴史的な領域であると主張しながら、「9段線」の根拠を明らかにしていない。また、スプラトリーについては話し合うが、パラセルについては交渉しないとしている。トンキン湾交渉の教訓としては、ベトナムがトンキン湾交渉では、清仏条約に基づく主張の誤りに気づいて、この主

張を取り下げたように、中国も『9段線』の誤りに気づいて取り下げるべきである」と話した⁵³⁹。現在の中国の政権下では困難であろうが、中国の対ベトナム政策は鄧小平時代と江沢民時代では非常に大きな変化があったように、指導者の交代により政策が変化することはあり得る。また、国際システム・レベルの条件の変化により中国の政策が変化することもあるので、ASEAN 諸国側は、有利な条件が整うまで団結して対応することが最も大切であろう。しかし、中国が「9段線」を取り下げた場合には、南シナ海に領域を主張する各国は、相互にまた場合によっては中国と境界画定交渉を行うことになるので、ベトナムとマレーシアのように主張線を調整しておくことが必要であろう。

第3節 まとめ

本論文では、越中両国の行った領土・海洋境界問題への全般的な対処のあり方に触れながら、トンキン湾海洋紛争解決のために行った境界画定交渉を分析した。領土・境界問題は、近代以降の世界に現存する「人民・領土・政府・主権を持つ主権的領土国家 (L. オープンハイム)」の存在の要件の一つにかかわる問題であり、単なる安全保障上の1案件ではなく、ましてや、単なる1外交案件ではない。世界各国は、国の存立に関わる領土・境界問題には国の総力を挙げて対処している。

本論文で検証した越中のトンキン湾海洋境界画定は、ウォマックのいう非対称関係の弱者と強者の関係にあっても、一定の条件が整った場合には、両者、特に弱者の側でも、条件が整ったことを迅速、適切に察知し、迅速・適切な交渉を行うことができれば、国境・境界紛争を国際法に基づいて衡平に解決することが可能であることを示す事例である。

整うべき一定の条件とは、第1に、交渉を行おうとする時点での、自国と相手国のおかれた「ユニット (人間・国家)・レベル」と「国際システム・レベル」の安全保障環境がもたらす影響でこれを的確に認識することである。

第2に、紛争をめぐる自国および相手国について、フレイヴェルのいう、「係争地域の価値や重要性」、「主張維持力の強さ」、「紛争当事国を取り巻く安全保障環境」の3つの変数 (valuable) を要因 (source) として、自国にとり、領土・境界紛争で、「協調戦略」、「引き延し戦略」「エスカレーション戦略」のどれを選択するのが最適か、また、相手国がどれを選択するかを的確に推定することである。

第3に、国家が、国境・境界紛争の解決を目指す場合、「境界画定」という主目標に付随して、例えば越中のトンキン湾海洋境界画定の場合、ベトナムの「水産業・水産資源の保全」、「海底資源探査・開発」など、中国の「中国の漁民の暫定的な操業継続」などの政策目標の実現も目指す。これら自国にとっての政策目標の「必要性」と「実現可能性」を適切に評価し、また、相手国にとっての評価も的確に推定することである。

⁵³⁹ 筆者ヒアリング (1917年8月5日、ハノイ)。

越中両国間にある 2 千年以上の長い対立の歴史によって培われた相手国の思想、行動パターン、交渉方法などに対する深い理解と知識は他の国が容易に真似られるものではない。また、非対称関係の弱い側として、常時中国の動向に注視してきたベトナムの中国に出現する強大な統一帝国に対する習熟した対応振りは、他国の追随を許すものではない。

トンキン湾海洋境界画定交渉では、1990 年代、しばしば世界から孤立した中国に対し、世界から歓迎されて国際社会への受入が急速に進んだ自国の国際社会における立場の相対的優位性、中国が転業漁民対策、そしておそらく計画が進んでいた海南島基地群への接近拒否という課題を背負って、境界画定を急いでいた状況を迅速に察知して的確に評価し、1996 年の中国の UNCLOS 批准により国際法に基づく衡平な境界画定が担保されるまで、おそらく無理があることを早い時期から承知していたと思われる 1887 年清仏条約の子午線による境界画定に固執し、中国の転業漁民対策のための措置の要請には、中国側の強い怒りに直面してもそれが爆発して交渉決裂に至らないよう柔軟に要求をかわし、境界画定自体の合意がほぼ固まった 2000 年 2 月に至るまで交渉開始に応じないという交渉テクニックも他国が容易に真似出来るものではない。相手国についての深い研究や相手国政府の動向の詳細な観察などがあってこそ、交渉を行う機会が訪れたとき、あるいは、逆に、グレーゾーン事態や偶発的な衝突による武力紛争事態が発生したときの対処の準備が出来ている態勢を維持することができる。

また、非対称関係の強国側に侮られないだけの断固たる決意とその決意の相手国と世界に対する発信については、見習うべきものが多々あることは間違いない。

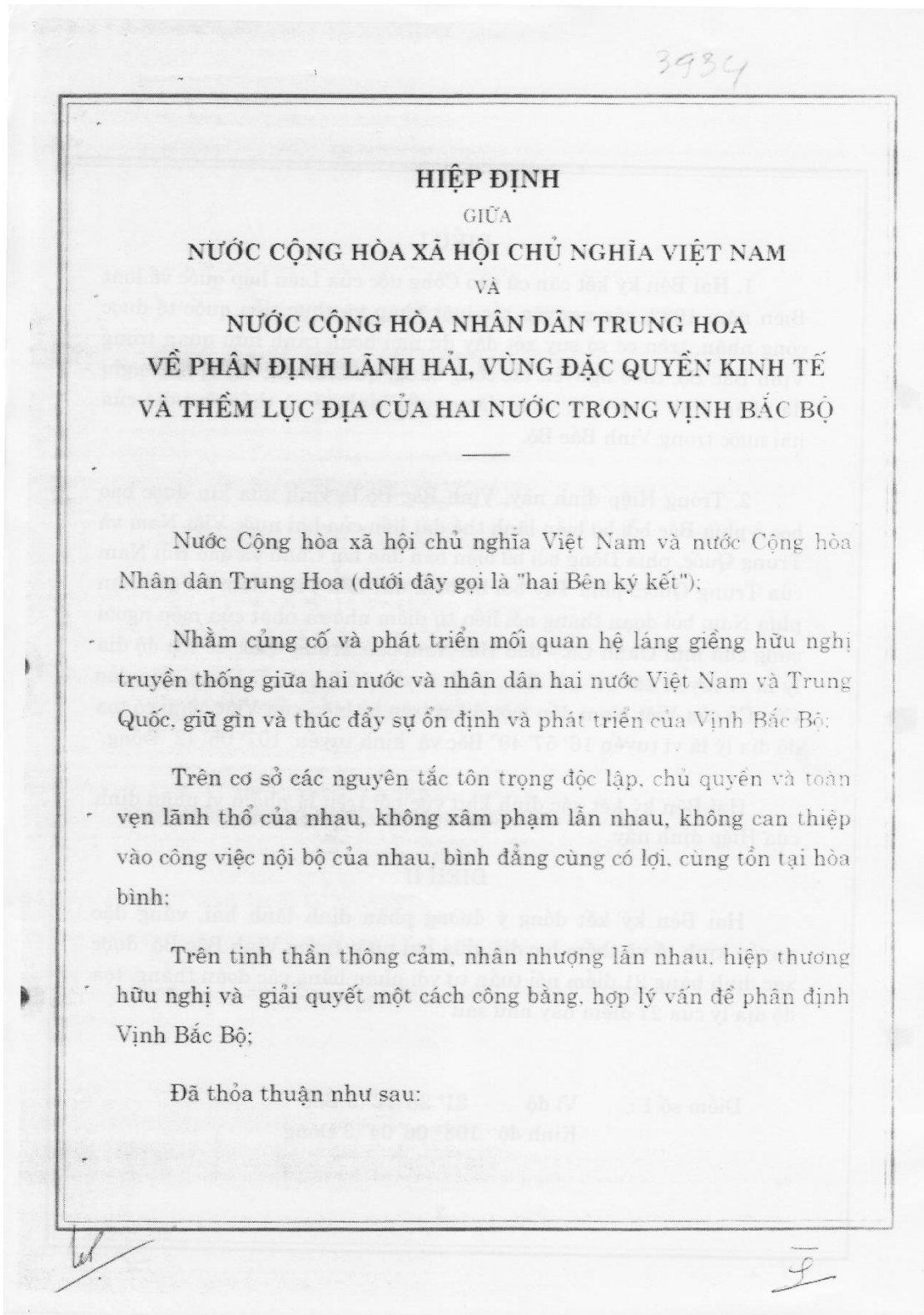
ベトナムは、中国最初の統一帝国である秦の侵略以来 13 回とされる侵略を受け、漢、隋、唐には支配されたが、秦、南漢（地方王国）、宋、元、明、清、中華人民共和国という強大な諸帝国の侵略を粘り強い抵抗戦により退けてきた。このことが、非対称の強者である中国をして、弱者であるベトナムに対して強硬な態度を採ることを躊躇させていることは明らかである。中国漁船の領海、EEZ 等への侵犯に対し、頻繁な拿捕と拘束、時には撃沈という対応をとっているフィリピンやインドネシアと比べ、ベトナムは、拿捕漁船に対しベトナム海域への侵入の事実を認める文書に署名させて退去させるというソフトな対応をとっている。しかし、中国公船によるベトナムの海域侵犯には、その都度必ず、外務省スポークスマンが「国家主権に対する重大な侵犯であり受け入れられない」と強い抗議の声明を中国と世界に対して発信している。筆者は、ベトナムのある次官級高官の「領土問題では、最後は誰も助けてはくれず自国だけで対処しなければならない。ベトナムは必要なら、いつでも戦争する用意が出来ている」との発言に接したことがある。断固たる決意を維持し、発信し続けることこそが、紛争のエスカレートを防ぐ最良の方法であり、しばしば、武力紛争にエスカレートする領土・境界紛争を、武力紛争化させないための地道な努力である。クラウゼビッツの言う「戦争は他の手段をもってする政治の延長」となる事態を防ぎ、領土・境界の防衛戦を「政治・外交という他の手段をもってする戦争」に止めおく環境を維持するために自国の立場と覚悟を発信し続けるソフトパワー外交は、相

手国への深い知識・理解と不断の観察とともに、領土・境界紛争をエスカレートさせず、解決に向かわせるために不可欠な平素の努力であり、こうした努力によって非対称な二国間関係における弱い側のベトナムが強い側の中国と対等に交渉を行い衡平な境界画定を行ったという事実に注目すべきであろう。

付属資料

1. トンキン湾境界画定条約ベトナム語・中国語原文と英語・日本語仮訳

(1) ベトナム語正本



ĐIỀU I

1. Hai Bên ký kết căn cứ vào Công ước của Liên hợp quốc về luật Biển năm 1982, các nguyên tắc luật pháp và thực tiễn quốc tế được công nhận, trên cơ sở suy xét đầy đủ mọi hoàn cảnh hữu quan trong Vịnh Bắc Bộ, theo nguyên tắc công bằng, qua thương lượng hữu nghị đã phân định lãnh hải, vùng đặc quyền kinh tế và thềm lục địa của hai nước trong Vịnh Bắc Bộ.

2. Trong Hiệp định này, Vịnh Bắc Bộ là vịnh nửa kín được bao bọc ở phía Bắc bởi bờ biển lãnh thổ đất liền của hai nước Việt Nam và Trung Quốc, phía Đông bởi bờ biển bán đảo Lôi Châu và đảo Hải Nam của Trung Quốc, phía Tây bởi bờ biển đất liền Việt Nam và giới hạn phía Nam bởi đoạn thẳng nối liền từ điểm nhô ra nhất của mép ngoài cùng của mũi Oanh Ca - đảo Hải Nam của Trung Quốc có tọa độ địa lý là vĩ tuyến $18^{\circ} 30' 19''$ Bắc, kinh tuyến $108^{\circ} 41' 17''$ Đông, qua đảo Côn Cỏ của Việt Nam đến một điểm trên bờ biển của Việt Nam có tọa độ địa lý là vĩ tuyến $16^{\circ} 57' 40''$ Bắc và kinh tuyến $107^{\circ} 08' 42''$ Đông.

Hai Bên ký kết xác định khu vực nói trên là phạm vi phân định của Hiệp định này.

ĐIỀU II

Hai Bên ký kết đồng ý đường phân định lãnh hải, vùng đặc quyền kinh tế và thềm lục địa giữa hai nước trong Vịnh Bắc Bộ được xác định bằng 21 điểm nối tuần tự với nhau bằng các đoạn thẳng, tọa độ địa lý của 21 điểm này như sau :

Điểm số 1 : Vĩ độ $21^{\circ} 28' 12''.5$ Bắc
 Kinh độ $108^{\circ} 06' 04''.3$ Đông

Điểm số 2 :	Vĩ độ	21° 28' 01".7 Bắc
	Kinh độ	108° 06' 01".6 Đông
Điểm số 3 :	Vĩ độ	21° 27' 50".1 Bắc
	Kinh độ	108° 05' 57".7 Đông
Điểm số 4 :	Vĩ độ	21° 27' 39".5 Bắc
	Kinh độ	108° 05' 51".5 Đông
Điểm số 5 :	Vĩ độ	21° 27' 28".2 Bắc
	Kinh độ	108° 05' 39".9 Đông
Điểm số 6 :	Vĩ độ	21° 27' 23".1 Bắc
	Kinh độ	108° 05' 38".8 Đông
Điểm số 7 :	Vĩ độ	21° 27' 08".2 Bắc
	Kinh độ	108° 05' 43".7 Đông
Điểm số 8 :	Vĩ độ	21° 16' 32" Bắc
	Kinh độ	108° 08' 05" Đông
Điểm số 9 :	Vĩ độ	21° 12' 35" Bắc
	Kinh độ	108° 12' 31" Đông
Điểm số 10 :	Vĩ độ	20° 24' 05" Bắc
	Kinh độ	108° 22' 45" Đông
Điểm số 11 :	Vĩ độ	19° 57' 33" Bắc
	Kinh độ	107° 55' 47" Đông

lsp

Đ

Điểm số 12 :	Vĩ độ	19° 39' 33" Bắc
	Kinh độ	107° 31' 40" Đông
Điểm số 13 :	Vĩ độ	19° 25' 26" Bắc
	Kinh độ	107° 21' 00" Đông
Điểm số 14 :	Vĩ độ	19° 25' 26" Bắc
	Kinh độ	107° 12' 43" Đông
Điểm số 15 :	Vĩ độ	19° 16' 04" Bắc
	Kinh độ	107° 11' 23" Đông
Điểm số 16 :	Vĩ độ	19° 12' 55" Bắc
	Kinh độ	107° 09' 34" Đông
Điểm số 17 :	Vĩ độ	18° 42' 52" Bắc
	Kinh độ	107° 09' 34" Đông
Điểm số 18 :	Vĩ độ	18° 13' 49" Bắc
	Kinh độ	107° 34' 00" Đông
Điểm số 19 :	Vĩ độ	18° 07' 08" Bắc
	Kinh độ	107° 37' 34" Đông
Điểm số 20 :	Vĩ độ	18° 04' 13" Bắc
	Kinh độ	107° 39' 09" Đông
Điểm số 21 :	Vĩ độ	17° 47' 00" Bắc
	Kinh độ	107° 58' 00" Đông

ĐIỀU III

1. Đường phân định từ điểm số 1 đến điểm số 9 quy định tại Điều II của Hiệp định này là biên giới lãnh hải của hai nước trong Vịnh Bắc Bộ.

2. Mặt thẳng đứng đi theo đường biên giới lãnh hải của hai nước quy định tại khoản 1 điều này phân định vùng trời, đáy biển và lòng đất dưới đáy biển của lãnh hải hai nước.

3. Mọi sự thay đổi địa hình đều không làm thay đổi đường biên giới lãnh hải hai nước từ điểm số 1 đến điểm số 7 quy định tại khoản 1 Điều này, trừ khi hai Bên ký kết có thỏa thuận khác.

ĐIỀU IV

Đường phân định từ điểm số 9 đến điểm số 21 quy định tại Điều II của Hiệp định này là ranh giới giữa vùng đặc quyền kinh tế và thềm lục địa của hai nước trong Vịnh Bắc Bộ.

ĐIỀU V

Đường phân định lãnh hải của hai nước quy định tại Điều II từ điểm số 1 đến điểm số 7 được thể hiện bằng đường màu đen trên bản đồ chuyên đề của sông Bắc Luân tỷ lệ 1:10.000 do hai Bên ký kết cùng nhau thành lập năm 2000. Đường phân định lãnh hải, vùng đặc quyền kinh tế và thềm lục địa của hai nước từ điểm số 7 đến điểm số 21 được thể hiện bằng đường màu đen trên Tổng đồ toàn diện Vịnh Bắc Bộ tỷ lệ 1:500.000 do hai Bên ký kết cùng nhau thành lập năm 2000. Các đường phân định này đều là đường trắc địa.

Bản đồ chuyên đề của sông Bắc Luân và Tổng đồ toàn diện Vịnh Bắc Bộ nói trên là bản đồ đính kèm Hiệp định. Các bản đồ trên sử dụng

Handwritten signature

Handwritten signature

hệ tọa độ ITRF-96. Các tọa độ địa lý của các điểm quy định tại Điều II Hiệp định này đều được xác định trên các bản đồ nói trên. Đường phân định quy định trong Hiệp định này được thể hiện trên các bản đồ kèm theo Hiệp định chỉ nhằm mục đích minh họa.

ĐIỀU VI

Hai Bên ký kết phải tôn trọng chủ quyền, quyền chủ quyền và quyền tài phán của mỗi Bên đối với lãnh hải, vùng đặc quyền kinh tế và thềm lục địa trong Vịnh Bắc Bộ được xác định theo Hiệp định này.

ĐIỀU VII

Trong trường hợp có các cấu tạo mỏ dầu, khí tự nhiên đơn nhất hoặc mỏ khoáng sản khác nằm vắt ngang đường phân định quy định tại Điều II của Hiệp định này, hai Bên ký kết phải thông qua hiệp thương hữu nghị để đạt được thỏa thuận về việc khai thác hữu hiệu nhất các cấu tạo hoặc mỏ khoáng sản nói trên cũng như việc phân chia công bằng lợi ích thu được từ việc khai thác.

ĐIỀU VIII

Hai Bên ký kết đồng ý tiến hành hiệp thương về việc sử dụng hợp lý và phát triển bền vững tài nguyên sinh vật ở Vịnh Bắc Bộ cũng như các công việc hợp tác có liên quan đến bảo tồn, quản lý và sử dụng tài nguyên sinh vật ở vùng đặc quyền kinh tế hai nước trong Vịnh Bắc Bộ.

ĐIỀU IX

Việc phân định lãnh hải, vùng đặc quyền kinh tế và thềm lục địa hai nước trong Vịnh Bắc Bộ theo Hiệp định này không gây bất kỳ ảnh

hường hoặc phương hại nào đến lập trường của mỗi Bên ký kết đối với các quy phạm luật pháp quốc tế về luật Biển.

ĐIỀU X

Mọi tranh chấp giữa hai Bên ký kết liên quan đến việc giải thích hoặc thực hiện Hiệp định này phải được giải quyết thông qua hiệp thương và đàm phán hữu nghị.

ĐIỀU XI

Hiệp định này phải được hai Bên ký kết phê chuẩn và có hiệu lực kể từ ngày trao đổi các văn kiện phê chuẩn. Các văn kiện phê chuẩn được trao đổi tại Hà Nội.

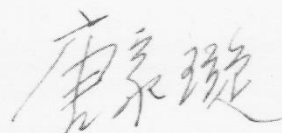
Hiệp định này được ký tại Bắc Kinh, ngày 25 tháng 12 năm 2000 thành hai bản, mỗi bản bằng tiếng Việt và tiếng Trung, cả hai văn bản đều có giá trị như nhau.

ĐẠI DIỆN TOÀN QUYỀN NƯỚC
CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA
VIỆT NAM

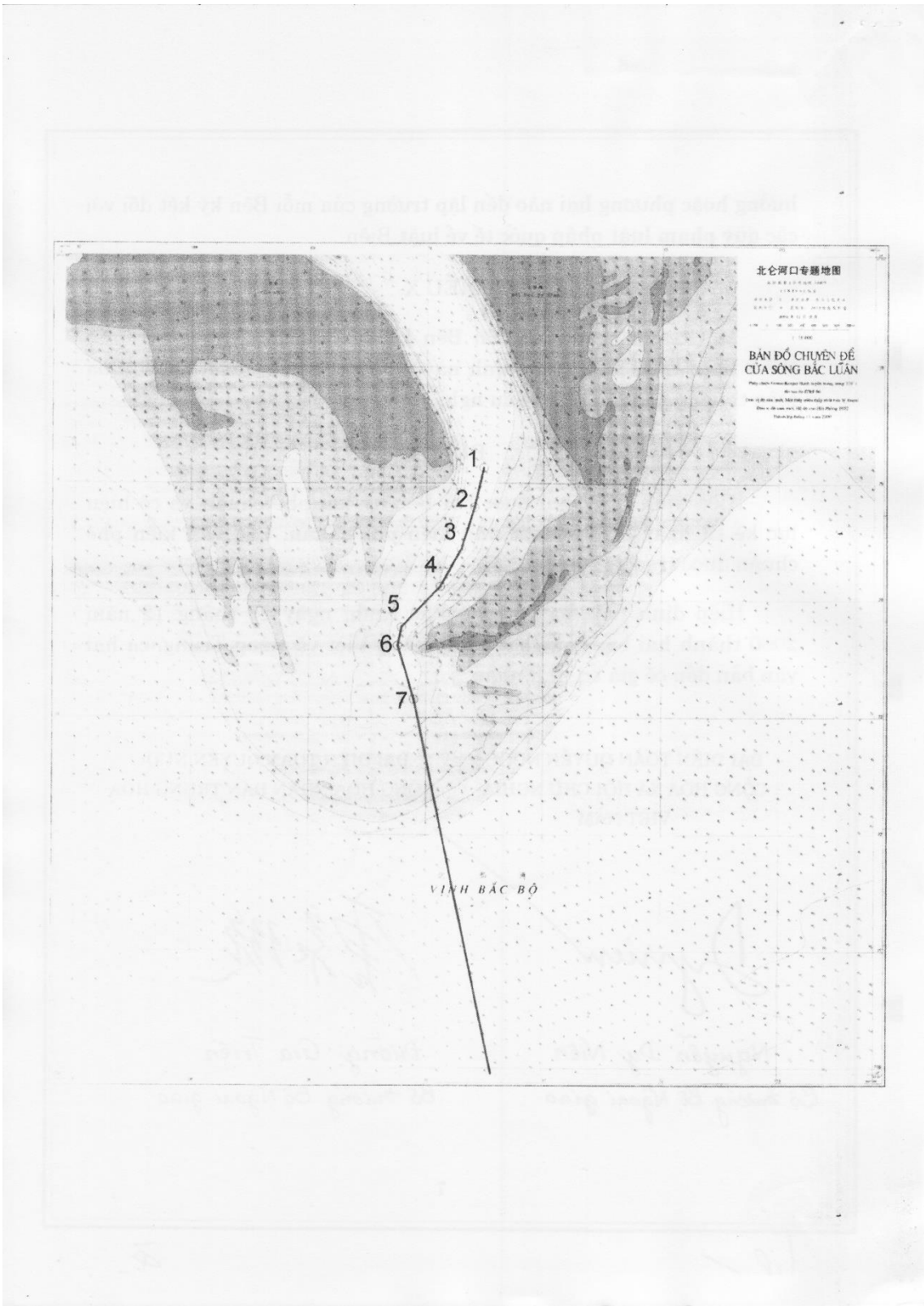
ĐẠI DIỆN TOÀN QUYỀN NƯỚC
CỘNG HÒA NHÂN DÂN TRUNG HOA

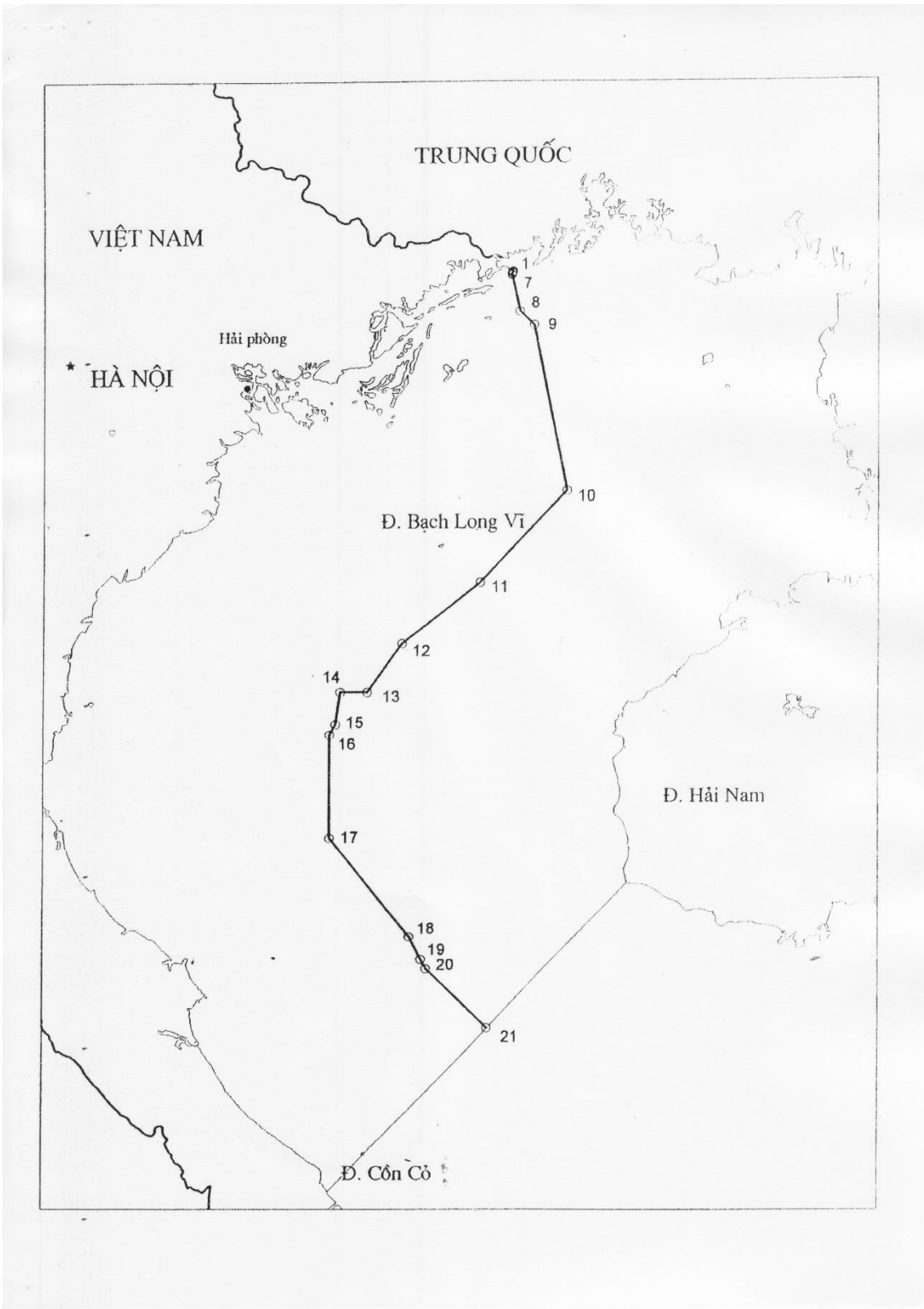


Nguyễn Duy Niên
Bộ trưởng Bộ Ngoại giao



Đương Gia Triền
Bộ trưởng Bộ Ngoại giao





(2) ベトナム語正本からのグエン・ホン・タオによる英訳および右からの筆者和訳

(グエン・ホン・タオによる英訳)

Agreement between the Socialist Republic of Viet Nam and the People's Republic of China on the Delimitation of the Territorial Sea, Exclusive Economic Zone and Continental Shelf between the Two Countries in the Tonkin Gulf

(English translation annexed to N. Hong Thao's Article "Maritime Delimitation and Fishery Cooperation in the Tonkin Gulf")

The Socialist Republic of Viet Nam and the People's Republic of China (hereinafter referred to as "the two Contracting Parties");

Desiring to strengthen and enhance the traditional bonds of friendship and neighborliness between the two countries and the peoples of Viet Nam and the peoples of China, maintain the stability and promote the development of the Tonkin Gulf;

Basing themselves on the principles of mutual respect for independence, sovereignty and territorial integrity, nonaggression, no-interference into one another's internal affairs, equality, mutual benefit, and peaceful coexistence;

In the spirit of mutual understanding and accommodation and friendly consultations for an equitable and reasonable solution to the delimitation of the Tonkin Gulf;

Have agreed as follows :

Article 1

1. The two Contracting Parties, taking into account the 1982 United Nations Convention on the Law of the Sea, internationally recognized legal principles and practices, considering all relevant circumstances in the Tonkin Gulf, following the equitable principle and through friendly negotiations, have delimited the territorial sea, exclusive economic zone and continental shelf between the two countries in the Tonkin Gulf.

2. In this Agreement, the Tonkin Gulf is a semi-enclosed gulf bordered by the continental coastlines of Viet Nam and China to the North, by the coastlines of the Lei Zhou peninsula and Hainan island of China to the East, by the continental coastline of Viet Nam to the West and by the straight lines connecting the outermost point of the outer edge of the Yieng Ge cape, Hainan island of China defined by the geographical coordinates of latitude 18° 0' 19" North, longitude 108° 41' 17" East, crossing Con Co island of Viet Nam to a point situated on the coastline of Viet Nam specified by the geographical coordinates of latitude 16° 57' 40" North and longitude 107° 08' 42" East. The two Contracting Parties identify the above-mentioned area as the area to be delimited under this Agreement.

Article II

The two Contracting Parties agreed on the delimitation line of the territorial sea, exclusive economic zone and continental shelf between the two countries defined by the straight lines connecting the following 21 points specified by coordinates and in the sequence given below :

- Point 1 : Latitude 21°28'12".5 North Longitude 108° 06'04". 3 East
- Point 2 : Latitude 21°28'01".7 North Longitude 108° 06'01".6 East
- Point 3 : Latitude 21°27'0".1 North Longitude 108° 05'57".7 East
- Point 4 : Latitude 21°27'39".5 North Longitude 108° 05'51".5 East
- Point 5 : Latitude 21°27'28".2 North Longitude 108° 05'39".9 East
- Point 6 : Latitude 21°27'23".1 North Longitude 108° 05'38".8 East
- Point 7 : Latitude 21°27'08".2 North Longitude 108° 05'43".7 East
- Point 8 : Latitude 21°16'32" North Longitude 108° 08'05" East
- Point 9 : Latitude 21°12'35" North Longitude 108° 12'31" East
- Point 10 : Latitude 20°24'05" North Longitude 108° 22'45" East
- Point 11 : Latitude 19°57'33" North Longitude 107° 55'47" East
- Point 12 : Latitude 19°39'33" North Longitude 107° 31'40" East
- Point 13 : Latitude 19°25'26" North Longitude 107° 21'00" East
- Point 14 : Latitude 19°25'26" North Longitude 107° 12'43" East
- Point 15 : Latitude 19°16'04" North Longitude 107° 11'23" East
- Point 16 : Latitude 19°12'55" North Longitude 107° 09'34" East
- Point 17 : Latitude 18°42'52" North Longitude 107° 09'34" East
- Point 18 : Latitude 18°13'49" North Longitude 107° 34'00" East
- Point 19 : Latitude 18°07'08" North Longitude 107° 37'34" East
- Point 20 : Latitude 18°04'13" North Longitude 107° 39'09" East
- Point 21 : Latitude 17°47'00" North Longitude 107° 58'00" East

Article III

1. The delimitation line from point 1 to point 9 defined in Article II of this Agreement shall be the border of territorial sea between the two countries in the Tonkin Gulf.

2. The vertical surface running along the border of the territorial seas referred to in Paragraph 1 of this Article shall delimit the air spaces, seabeds, and subsoils of the two countries' territorial seas.

3. Any topological changes shall not affect the territorial sea border from point 1 to point 7 referred to in Paragraph 1 of this Article, unless otherwise agreed by the two Contracting Parties.

Article IV

The delimitation line from point 9 to point 21 defined in Article II of this Agreement shall be the boundary of the exclusive economic zone and the continental shelf between the two countries in the Tonkin Gulf.

Article V

The territorial sea delimitation line defined in Article II of this Agreement from point 1 to point 7 is illustrated by the black lines in the thematic map of the Bei Lun estuary, on 1 : 10,000 scale, established by the two Contracting Parties in 2000. The territorial sea, exclusive economic zone, and continental shelf delimitation line from point 7 to point 21 is illustrated by the black lines on the Overall Map of the Tonkin Gulf, on 1 : 500,000 scale, established by the two Contracting Parties in 2000. All the delimitation lines are geodetic lines.

The above-mentioned thematic map of Bei Lun estuary and the Overall Map of the Tonkin Gulf are attached to this Agreement. These two maps are based on ITRF-96 system. Geographical coordinates of the points defined in Article II of this Agreement are specified in the above-mentioned maps. The delimitation line defined in this Agreement as shown on the maps attached to the Agreement is for illustrative purpose only.

Article VI

The two Contracting Party shall respect the sovereignty, sovereign rights, and jurisdiction of each other over their respective territorial sea, exclusive economic zone, and continental shelf in the Tonkin Gulf as provided for in this Agreement.

Article VII

If any single petroleum or natural gas structure or field, or other mineral deposit of whatever character, extends across the delimitation line defined in Article II of this Agreement, the two Contracting Parties shall, through friendly consultations, reach agreements as to the manner in which structure, field, or deposit will be most effectively exploited as well as on the equitable sharing of the benefits arising from such exploitation.

Article VIII

The two Contracting Parties shall conduct consultations on the proper use and sustainable development of the living resources in the Tonkin Gulf as well as on cooperative activities relating to the conservation, management, and use of the living resources in the exclusive economic zones of the two countries in the Tonkin Gulf.

Article IX

The delimitation of the territorial sea, exclusive economic zone, and continental shelf between the two countries in the Tonkin Gulf in accordance with this Agreement shall not affect or prejudice each Contracting Party's positions on provisions of international law of the Sea.

Article X

Any dispute between the two Contracting Parties arising out of the interpretation and implementation of the Agreement shall be settled through friendly negotiations and consultations.

Article XI

The Agreement shall be ratified by the two Contracting Parties and shall enter into force on the date of the exchange of the instruments of ratification. The instruments of ratification will be exchanged in Ha Noi.

Done at Beijing, this 25th day of December, 2000, in duplicate, in each of the Vietnamese and Chinese languages, both texts being equally authentic.

Plenipotentiary Representative of the
Socialist Republic of Vietnam

(signed)

Nguyen Dy Nien

Minister of Foreign Affairs

Plenipotentiary Representative of the
People's Republic of China

(signed)

Tang Jiaxuan

Minister of Foreign Affairs

(筆者による和訳)

「ベトナム社会主義共和国と中華人民共和国の間のトンキン湾の領海、排他的経済水域及び大陸棚水域の境界画定に関する条約」

ベトナム社会主義共和国及び中華人民共和国（以下「締約国」という）は、

ベトナムと中国両国、また、両国国民の間の伝統的な友好と善隣の絆を強化することを望み、トンキン湾の安定を維持し、開発を振興する。

独立、主権、領土の保全、非侵略、互いの内政への不干渉、平等、相互利益、平和共存のための相互尊重の原則に基づき、

トンキン湾の海洋境界画定についての衡平で合理的な解決のための相互の理解と調整と友好的な協議の精神で、
次のとおり合意した：

第1条

1. 両締約国は、1982年の国連海洋法条約、国際的に認められた法的原則および慣行を考慮し、トンキン湾のすべての関連状況を考慮し、衡平の原則に従い、友好的な交渉を通じて、トンキン湾における両国間の領海、排他的経済水域及び大陸棚の境界を画定した。

2. 本条約では、トンキン湾は、北はベトナムと中国の大陸部の海岸線により、東は中国の雷州半島 (Lei Zhou peninsula) と海南島の海岸線により、そして、西はベトナム大陸部の海岸線により、そして中国海南島の鶯歌嘴 (Yieng Ge Cape)の外縁の最も外側の地点、つまり北緯 18°0'19"、東経 108°41'17"の地点から、ベトナムのコンコー島 (Con Co Island) を横断してベトナムの海岸線の北緯 16°57'40"、東経 107°08'42"の地点に至る直線で区切られた半閉鎖海とする。両締約国は、上記の海域を本条約に基づいて境界を画定する領域と指定する。

第2条

両締約国は、両国間の領海、排他的経済水域及び大陸棚の境界を、下記の緯度・経度で示された 21 の地点を、下記の順に結ぶ直線で規定される線とすることを合意した。

第1地点：北緯 21°28'12".5、東経 108°06'04".3

第2地点：北緯 21°28'01".7、東経 108°06'01".6

第3地点：北緯 21°27'0".1、東経 108°05'57".7

第4地点：北緯 21°27'39".5、東経 108°05'51".5

第5地点：北緯 21°27'28".2、東経 108°05'39".9

第6地点：北緯 21°27'23".11、東経 108°05'38".8

第7地点：北緯 21°27'08".2、東経 108°05'43".7

第8地点：北緯 21°16'32"、東経 108°08'05"

第9地点：北緯 21°12'35"、東経 108°12'31"

第10地点：北緯 20°24'05"、東経 108°22'45"

第11地点：北緯 19°57'33"、東経 107°55'47"

第12地点：北緯 19°39'33"、東経 107°31'40"

第13地点：北緯 19°25'26"、東経 107°21'00"

第14地点：北緯 19°25'26"、東経 107°12'43"

第 15 地点：北緯 19°16'04"、東経 107°11'23"

第 16 地点：北緯 19°12'55"、東経 107°09'34"

第 17 地点：北緯 18°42'52"、東経 107°09'34"

第 18 地点：北緯 18° 3'49"、東経 107°34'00"

第 19 地点：北緯 18°07'08"、東経 107°37'34"

第 20 地点：北緯 18°04'13"、東経 107°39'09"

第 21 地点：北緯 17°47'00"、東経 107°58'00"

第 3 条

1.本協約の第 II 条で規定された第 1 地点から第 9 地点までの境界線は、トンキン湾における両国間の領海の境界となるものとする。

2.本条第 1 項に規定する領海の境界に沿って走る垂直面は、両国の領空、海底・地下の領域の境界となるものとする。

3.いかなる地形上の変動も、両締約国が別段の合意がない限り、本条第 1 項の第 1 地点から第 7 地点までの領海の境界に影響を与えるものではない。

第 4 条

本条約第 2 条で規定された第 9 地点から第 21 地点までの境界線は、両国間のトンキン湾における排他的経済水域と大陸棚の境界である。

第 5 条

本条約第 2 条の第 1 地点から第 7 地点によって規定される領海の境界線は、2000 年に両締約国によって画定された縮尺 1 万分の 1 のベイルン (Bei Lun) 川河口地図の黒線で示されている。第 7 地点から第 21 地点によって規定される領海、排他的経済水域、大陸棚水域の境界線は、2000 年に両締約国によって確定された縮尺 50 万分の 1 のトンキン湾全体地図の黒線で示されている。すべての境界線は測地線である。

上記のベイルン川河口地図とトンキン湾全体地図は、本条約に添付される。これら 2 つの地図は、ITRF-96 システムに基づくものである。この協定の第 2 条に規定されている地点の座標は、上記の地図に示されている。本条約に添付された地図に示されている本条約の規定する境界線は、単に見て理解しやすくするためのものである。

第 6 条

両締約国は、本条約が規定するトンキン湾における、相手国の領海、排他的経済水域及び

大陸棚に関する主権、主権に伴う相手の権利及び管轄権を尊重するものとする。

第7条

両締約国は、石油または天然ガスの鉱脈、または油田・ガス田、あるいはその他のいかなる性質の鉱物の鉱床であっても、本条約第2条に規定される境界線を跨いで広がっている場合には、友好的な協議を通じて、鉱脈、油田・ガス田、あるいは鉱床が最も効果的に採掘され、採掘から生じる利益が衡平に分与される合意が得られるようにする。

第8条

両締約国は、トンキン湾の生物資源の適正な利用及び持続可能な開発について、また、トンキン湾の両国の排他的経済水域における生物資源の保全・管理及び利用に関する協力活動について協議を行う。

第9条

本条約によるトンキン湾における両国間の領海、排他的経済水域及び大陸棚の境界画定は、国際海洋法の規定に関する各締約国の立場に影響を及ぼし、または、害するものではない。

第10条

本条約の解釈と実施から生じる両締約国間の紛争は、友好的な交渉と協議を通じて解決される。

第11条

本条約は、両締約国によって批准され、批准書交換の日に発効するものとする。批准書の交換はハノイにおいて行われるものとする。

2000年12月25日、北京において、ひとしく正文であるベトナム語と中国語により各2通を作成した。

ベトナム社会主義共和国全権代表

中華人民共和国全権代表

(署名)

(署名)

外務大臣

外務大臣

グエン・ジー・ニエン

唐家璇

(Nguyen Dy Nien)

(Tang Jiaxuan)

(3) 中国語正本

中华人民共和国和越南社会主义共和国关于两国在北部湾领海、 专属经济区和大陆架的划界协定

中华人民共和国和越南社会主义共和国(以下简称“缔约双方”),为巩固和发展中越两国和两国人民之间的传统睦邻友好关系,维护和促进北部湾的稳定和发展,在相互尊重独立、主权和领土完整,互不侵犯,互不干涉内政,平等互利和和平共处的原则基础上,本着互谅互让、友好协商和公平合理地解决划分北部湾问题的精神,达成协议如下:

第一条

一、缔约双方根据 1982 年《联合国海洋法公约》,公认的国际法各项原则和国际实践,在充分考虑北部湾所有有关情况的基础上,按照公平原则,通过友好协商,确定了两国在北部湾的领海、专属经济区和大陆架的分界线。

二、在本协定中,“北部湾”系指北面为中国和越南两国陆地领土海岸、东面为中国雷州半岛和海南岛海岸、西面为越南大陆海岸所环抱的半封闭海湾,其南部界限是自地理坐标为北纬 18 度 30 分 19 秒、东经 108 度 41 分 17 秒的中国海南岛莺歌嘴最外缘突出点经越南昏果岛至越南海岸上地理坐标为北纬 16 度 57 分 40 秒、东经 107 度 08 分 42 秒的一点之间的直线连线。

缔约双方确定,上述区域构成本协定的划界范围。

第二条

缔约双方同意,两国在北部湾的领海、专属经济区和大陆架分界线由以下 21 个界点以直线顺次连接确定,其地理坐标如下:

第 1 界点北纬 21 度 28 分 12.5 秒,东经 108 度 06 分 04.3 秒;

第 2 界点北纬 21 度 28 分 01.7 秒,东经 108 度 06 分 01.6 秒;

第 3 界点北纬 21 度 27 分 50.1 秒,东经 108 度 05 分 57.7 秒;

第 4 界点北纬 21 度 27 分 39.5 秒,东经 108 度 05 分 51.5 秒;

第 5 界点北纬 21 度 27 分 28.2 秒,东经 108 度 05 分 39.9 秒;

第 6 界点北纬 21 度 27 分 23.1 秒,东经 108 度 05 分 38.8 秒;

第 7 界点北纬 21 度 27 分 08.2 秒,东经 108 度 05 分 43.7 秒;

第 8 界点北纬 21 度 16 分 32 秒,东经 108 度 08 分 05 秒;

第 9 界点北纬 21 度 12 分 35 秒,东经 108 度 12 分 31 秒;

第 10 界点北纬 20 度 24 分 05 秒,东经 108 度 22 分 45 秒;

第 11 界点北纬 19 度 57 分 33 秒，东经 107 度 55 分 47 秒；

第 12 界点北纬 19 度 39 分 33 秒，东经 107 度 31 分 40 秒；

第 13 界点北纬 19 度 25 分 26 秒，东经 107 度 21 分 00 秒；

第 14 界点北纬 19 度 25 分 26 秒，东经 107 度 12 分 43 秒；

第 15 界点北纬 19 度 16 分 04 秒，东经 107 度 11 分 23 秒；

第 16 界点北纬 19 度 12 分 55 秒，东经 107 度 09 分 34 秒；

第 17 界点北纬 18 度 42 分 52 秒，东经 107 度 09 分 34 秒；

第 18 界点北纬 18 度 13 分 49 秒，东经 107 度 34 分 00 秒；

第 19 界点北纬 18 度 07 分 08 秒，东经 107 度 37 分 34 秒；

第 20 界点北纬 18 度 04 分 13 秒，东经 107 度 39 分 09 秒；

第 21 界点北纬 17 度 47 分 00 秒，东经 107 度 58 分 00 秒；

第三条

一、本协定第二条所规定的第 1 界点至第 9 界点的分界线是两国在北部湾的领海分界线。

二、本条第一款所规定的两国领海分界线沿垂直方向划分两国领海的上空、海床和底土。

三、除非缔约双方另有协议，任何地形变化不改变本条第一款所规定的第 1 界点至第 7 界点的两国领海分界线。

第四条

本协定第二条所规定的第 9 界点至第 21 界点的分界线是两国在北部湾的专属经济区和大陆架的分界线。

第五条

本协定第二条所规定的第 1 界点至第 7 界点的两国领海分界线用黑线标绘在缔约双方于 2000 年共同测制的比例尺为一万分之一的北仑河口专题地图上，第 7 界点至第 21 界点的两国领海、专属经济区和大陆架分界线用黑线标绘在由缔约双方于 2000 年共同测制的比例尺为五十万分之一的北部湾全图上。上述分界线均为大地线。

上述北仑河口专题地图和北部湾全图为本协定的附图。上述地图采用 ITRF-96 坐标系。本协定第二条所规定各界点的地理坐标均系从上述地图上量取。本协定所规定的分界线标绘在本协定附图上，仅用于说明的目的。

第六条

缔约双方应相互尊重按照本协定所确定的两国各自在北部湾的领海、专属经济区和大陆架的主权、主权权利和管辖权。

第七条

如果任何石油、天然气单一地质构造或其他矿藏跨越本协定第二条所规定的分界线，缔约双方应通过友好协商就该构造或矿藏的最有效开发以及公平分享开发收益达成协议。

第八条

缔约双方同意就北部湾生物资源的合理利用和可持续发展以及两国在北部湾专属经济区的生物资源养护、管理和利用的有关合作事项进行协商。

第九条

两国根据本协定对北部湾领海、专属经济区和大陆架分界线的划定对缔约各方有关海洋法方面国际法规则的立场不造成任何影响或妨害。

第十条

缔约双方对本协定的解释或适用所产生的任何争议，应通过友好协商和谈判予以解决。

第十一条

本协定须经缔约双方批准，并自互换批准书之日起生效。批准书在河内互换。

本协定于 2000 年 12 月 25 日在北京签订，一式两份，每份都用中文和越南文写成，两种文本同等作准。

和国	中华人民共和国	越南社会主义共
	全权代表	全权代表
	唐家璇	阮怡年

<http://www.mfa.gov.cn/chn/gxh/zlb/tyfg/t556665.htm>
中华人民共和国外交部 版权所有

(ゾウ・ケユアンによる英訳)

Agreement on the Delimitation of the Territorial Seas, Exclusive Economic Zones and Continental Shelves in the Beibu Gulf between the People's Republic of China and the Socialist Republic of Vietnam

(English translation by Zou Keyuan)

The People's Republic of China and the Socialist Republic of Vietnam (hereinafter referred to as the Parties), in order to consolidate and develop the traditional neighboring and friendly relations between the two countries and the two peoples, to maintain and enhance the stability and development of the Beibu Gulf, based on the principles of mutual respect for each other's sovereignty and territorial integrity, nonaggression, noninterference in each other's internal affairs, equality and mutual benefit, peaceful coexistence, and in the spirit of resolving the Beibu Gulf delimitation issue through mutual compromise, friendly consultation and fairness and reasonableness, have agreed as follows:

Article 1

1. The Parties have determined the demarcation line for the territorial seas, exclusive economic zones and continental shelves of the two countries in the Beibu Gulf in accordance with the 1982 United Nations Convention on the Law of the Sea, generally accepted principles of international law and international practice, based on the full consideration of all relevant circumstances of the Beibu Gulf and on the equitable principle, and through friendly consultation.

2. The Beibu Gulf, in this Agreement, refers to the area where to the north are coasts of the land territory of China and Vietnam, to the east are coasts of China's Leizhou Peninsula and Hainan Island, to the west is the semi-enclosed bay surrounded by Vietnam's mainland coasts, and its south limit is a straight line connected by the most outer point of Yingge Zui of Hainan Island of China with the coordinates of 18030'19"N, 108041'17"E, through Con Co Island of Vietnam, to the seashore of Vietnam with the coordinates of 16057'40"N, 107008'42"E.

The Parties have decided that the above area constitutes the scope of delimitation in this Agreement.

Article 2

The demarcation line for the territorial seas, exclusive economic zones and continental shelves between the two countries in the Beibu Gulf, as agreed by the Parties, is determined by straight lines connecting the following 21 points, for which the geographic coordinates are as follows:

- Point 1: 21°28'12.5"N, 108°06'04.3"E;
- Point 2: 21°28'01.7"N, 108°06'01.6"E;
- Point 3: 21°27'50.1"N, 108°05'57.7"E;
- Point 4: 21°27'39.5"N, 108°05'51.5"E;
- Point 5: 21°27'28.2"N, 108°05'39.9"E;
- Point 6: 21°27'23.1"N, 108°05'38.8"E;
- Point 7: 21°27'08.2"N, 108°05'43.7"E;
- Point 8: 21°16'32"N, 108°08'05"E;
- Point 9: 21°12'35"N, 108°12'31"E;
- Point 10: 20°24'05"N, 108°22'45"E;
- Point 11: 19°57'33"N, 107°55'47"E;
- Point 12: 19°39'33"N, 107°31'40"E;
- Point 13: 19°25'26"N, 107°21'00"E;
- Point 14: 19°25'26"N, 107°12'43"E;
- Point 15: 19°16'04"N, 107°11'23"E;
- Point 16: 19°12'55"N, 107°09'34"E;
- Point 17: 18°42'52"N, 107°09'34"E;
- Point 18: 18°13'49"N, 107°34'00"E;
- Point 19: 18°07'08"N, 107°37'34"E;
- Point 20: 18°04'13"N, 107°39'09"E;
- Point 21: 17°47'00"N, 107°58'00"E.

Article 3

The demarcation line from Point 1 to Point 9 as provided in Article 2 of this Agreement is the line to divide the territorial seas of the two countries in the Beibu Gulf.

The division of the space above and the seabed and subsoil under the territorial seas of the two countries follows the vertical direction of the demarcation line for the territorial seas of the two countries as provided in Paragraph 1 of this Article.

Unless otherwise agreed by the Parties, no topographical change shall change the

demarcation line for the territorial seas of the two countries from Point 1 to Point 7 as provided in Paragraph 1 of this Article.

Article 4

The demarcation line from Point 9 to Point 21 as provided in Article 2 of this Agreement is the line to divide the exclusive economic zones and continental shelves of the two countries in the Beibu Gulf.

Article 5

The demarcation line to divide the territorial seas of the two countries from Point 1 to Point 7 as provided in Article 2 of this Agreement is drawn in block on the special map of the Beilun River estuary jointly surveyed and prepared by the Parties in 2000 with the scale of 1:10,000; the demarcation line for territorial seas, exclusive economic zones and continental shelves of the two countries from Point 7 to Point 21 is drawn in block on the complete map of the Beibu Gulf jointly surveyed and prepared by the Parties in 2000 with the scale of 1:500,000. The above demarcation lines are all geodesic lines.

The above special map of Beilun River estuary and the complete map of the Beibu Gulf are the maps attached to this Agreement. The ITRF-96 Coordinate System has been adopted for the above maps. Coordinates for all the demarcation points as provided for in Article 2 of this Agreement are measured on and taken from the above maps. The drawing of the demarcation line as provided for in this Agreement on the attached maps to this Agreement is only for the purpose of illustration.

Article 6

The Parties shall mutually respect their respective sovereignty over, sovereign rights to and jurisdiction in the territorial seas, exclusive economic zones and continental shelves between the two countries in the Beibu Gulf as decided by this Agreement.

Article 7

In case that any single geophysical structure of oil and gas or other mineral deposits should straddle the demarcation line as provided in Article 2 of this Agreement, the Parties shall, through friendly consultation, reach an agreement on the development of the structure or deposit in a most effective way as well as on equal sharing of the profits resulting from the development.

Article 8

The Parties have agreed to consult on matters of cooperation in respect to the rational use and sustainable development of living resources in the Beibu Gulf, and the conservation, management and use of living resources in the exclusive economic zones of the two countries in the Beibu Gulf.

Article 9

The delimitation of the territorial seas, exclusive economic zones and continental shelves of the two countries in the Beibu Gulf in accordance with this Agreement shall in no means affect or hamper the position of either Party on rules of international law in the area of the law of the sea.

Article 10

Any dispute resulting from interpretation or application of this Agreement between the Parties shall be settled through friendly consultation and negotiation.

Article 11

This Agreement shall be subject to ratification of the Parties and enter into force from the date of the exchange of ratification instruments between the Parties. The exchange of ratification instruments shall be carried out in Hanoi.

This Agreement, in duplicate and in both Chinese and Vietnamese, was signed in Beijing on 25 December 2000, and the Chinese and Vietnamese texts are equally authentic.

(signed)

Representative Plenipotentiary for
the People's Republic of China
Tang Jiaxuan

(signed)

Representative Plenipotentiary for
the Socialist Republic of Vietnam
Nguyen Dy Nien

(This is an unofficial English version translated by Zou Keyuan from the Chinese version of the Agreement.)

(筆者による和訳)

北部湾における領海、排他的経済水域および大陸棚の境界画定に関する中華人民共和国と

ベトナム社会主義共和国との間の条約 (Zou Keyuan による英訳からの和訳)

中華人民共和国とベトナム社会主義共和国（以下、締約国と呼ぶ）は、両国と両国民の間の伝統的な近隣関係と友好的関係を強化し発展させるために、北部湾の安定と発展を維持・強化するため、それぞれの国の主権・領土保全、不可侵、内政不干涉、平等と相互利益、平和的共存、相互妥協、友好的協議、公正さと合理性を通じた北部湾境界画定問題解決の精神をもって、以下の通り合意した：

第1条

1. 両締約国は、1982年の国連海洋法条約、一般に受け入れられた国際法の原則および国際慣行に従って、北部湾に関連するすべての状況と衡平の原則に基づき、友好的な協議を通じて、北部湾の両国の領海、排他的経済水域および大陸棚の境界線を決定した。

2. 本条約でいう北部湾とは、北は中国とベトナムの陸上領土の海岸、東は中国の雷州半島と海南島の海岸、西はベトナム本土の海岸線に囲まれた半閉鎖湾で、南端は、北緯 18° 0'19"、東経 108°41'17"の中国の海南島の鶯歌嘴 (Yingge Zui) の最西端地点と昏果島 (Con Co Island) を横断してベトナムの海岸線の北緯 16°57'40"、東経 107°08'42"の地点を結ぶ直線である領域である。

両締約国は、上記の領域が本条約における境界画定の対象を構成するものと決定した。

第2条

両締約国が合意した、北部湾の両国間の領海、排他的経済水域および大陸棚の境界線は、次の 21 地点を結ぶ直線によって定められるもので、その地理的座標は以下のとおりである。

- 第1地点：北緯 21°28'12.5"、東経 108°06'04.3"
- 第2地点：北緯 21°28'01.7"、東経 108°06'01"
- 第3地点：北緯 21°27'50.1"、東経 108°05'57.6.7"
- 第4地点：北緯 21°27'39.5"、東経 108°05'51.5"
- 第5地点：北緯 21°27'28.2"、東経 108°05'39.9"
- 第6地点：北緯 21°27'23.11"、東経 108°05'38.8"
- 第7地点：北緯 21°27'08.2"、東経 108°05'43.7"
- 第8地点：北緯 21°16'32"、東経 108°08'05"
- 第9地点：北緯 21°12'35"、東経 108°12'31"
- 第10地点：北緯 20°24'05"、東経 108°22'45"

- 第 11 地点：北緯 19°57'33"、東経 107°55'47"
第 12 地点：北緯 19°39'33"、東経 107°31'40"
第 13 地点：北緯 19°25'26"、東経 107°21'00"
第 14 地点：北緯 19°25'26"、東経 107°12'43"
第 15 地点：北緯 19°16'04"、東経 107°11'23"
第 16 地点：北緯 19°12'55"、東経 107°09'34"
第 17 地点：北緯 18°42'52"、東経 107°09'34"
第 18 地点：北緯 18° 3'49"、東経 107°34'00"
第 19 地点：北緯 18°07'08"、東経 107°37'34"
第 20 地点：北緯 18°04'13"、東経 107°39'09"
第 21 地点：北緯 17°47'00"、東経 107°58'00"

第 3 条

本条約第 2 条に規定される第 1 地点から第 9 地点までの境界線は、北部湾の両国の領海を分かつ線である。

両国の領海上の空間と海底および地下の境界は、本条第 1 項に規定されているように、両国の領海の境界線の垂直方向に延長される。

両当事者の別段の合意がない限り、いかなる地形的な変更も、本条第 1 項に規定する第 1 地点から第 7 地点の両国の領海の境界線を変更することはない。

第 4 条

本条約第 2 条に規定される第 9 地点から第 21 地点までの境界線は、北部湾における両国の排他的経済水域と大陸棚を分ける線である。

第 5 条

本条約第 2 条が規定する両国の領海を画定する第 1 地点から第 7 地点の境界線は、2000 年に両締約国によって共同調査され作成された縮尺 1 万分の 1 のベイルン (Beilun) 川河口の特別地図に黒線で描かれている。第 7 地点から第 21 地点までの両国の領海、排他的経済水域および大陸棚の境界線は、2000 年に両締約国によって共同調査され作成された縮尺 50 万分の 1 の北部湾の全体地図上に黒線で描かれている。上記の境界線はすべて測地線である。

上記のベイルン (Beilun) 川河口の特別地図と北部湾の全体地図は、本条約に添付されている地図である。上記の地図には ITRF-96 座標システムが採用されている。本条約第 2 条

に規定されるすべての境界点の座標は、上記の両地図で測定されて得られたものである。本条約に添付された地図上に描かれた本条約が規定する境界線は、説明の目的のためだけのものである。

第6条

両締約国は本条約により決定された、北部湾における両国の領海、排他的経済水域および大陸棚に対する主権、主権的権利および管轄権を相互に尊重するものとする。

第7条

石油・ガスまたはその他の鉱物の鉱床の単一の地球物理学的構造が、本条約第2条が規定する境界線をまたぐ場合、両締約国は、友好的な協議を通じて、構造または鉱床の最も効果的な方法により開発し、また、開発から得られる利益の平等な共有につき合意するものとする。

第8条

両締約国は、北部湾における生物資源の合理的使用および持続可能な開発、ならびに北部湾における両国の排他的経済水域における生物資源の保護、管理および利用に関する協力の問題について協議することに合意した。

第9条

本条約に基づく北部湾の両国の領海、排他的経済水域および大陸棚の画定は、決して海洋分野における国際法の規定に関する両締約国の立場に影響を及ぼし、また、妨げるものではない。

第10条

本条約の解釈または適用に起因する両締約国間の紛争は、友好的な協議および交渉を通じて解決されるものとする。

第11条

本条約は、両締約国の批准を必要とし、締約国間の批准書の交換の日に発効するものとする。批准書の交換はハノイで行う。

本条約は、中国語とベトナム語の各2通が、2000年12月25日に北京で署名された。中国とベトナムのテキストは等しく正本である。

(署名)

(署名)

中華人民共和国全権代表
唐家璇

ベトナム社会主義共和国全権代表
グエン・ジー・ニエン

(本条約テキストは Zou Keyuan によって中国語版の条約文からから翻訳された非公式の英語版である。)

2. トンキン湾漁業協力関協定ベトナム語・中国語正本と英語・日本語仮訳

(1) ベトナム語正本

Hiệp định hợp tác nghề cá ở Vịnh Bắc Bộ giữa Chính phủ nước
Cộng hoà xã hội chủ nghĩa Việt Nam
và Chính phủ nước Cộng hoà nhân dân Trung Hoa

Chính phủ nước Cộng hoà xã hội chủ nghĩa Việt Nam và Chính phủ nước Cộng hoà nhân dân Trung Hoa (dưới đây gọi tắt là “hai Bên ký kết”);

Nhằm giữ gìn và phát triển mối quan hệ láng giềng hữu nghị truyền thống giữa hai nước và nhân dân hai nước Việt Nam và Trung Quốc;

Nhằm bảo tồn và khai thác bền vững tài nguyên sinh vật biển trong Vùng nước Hiệp định ở vịnh Bắc Bộ;

Nhằm mục đích tăng cường hợp tác nghề cá giữa hai nước trong vịnh Bắc Bộ;

Căn cứ theo luật pháp quốc tế, đặc biệt là các quy định liên quan trong “Công ước của Liên hợp quốc về luật biển” ký ngày 10 tháng 12 năm 1982 cũng như Hiệp định giữa nước Cộng hoà xã hội chủ nghĩa Việt Nam và nước Cộng hoà nhân dân Trung Hoa về phân định lãnh hải, vùng đặc quyền kinh tế và thềm lục địa của hai nước ký ngày 25 tháng 12 năm 2000 (dưới đây gọi tắt là “Hiệp định phân định vịnh bắc Bộ”);

Qua hiệp thương hữu nghị, trên cơ sở tôn trọng chủ quyền, quyền chủ quyền và quyền tài phán của nhau trong vịnh Bắc Bộ, bình đẳng cùng có lợi;

Đã thoả thuận như sau:

PHẦN I: CÁC QUY ĐỊNH CHUNG

ĐIỀU 1

Hiệp định này áp dụng cho một phần vùng đặc quyền kinh tế và một phần vùng giáp giới lãnh hải của hai nước trong vịnh Bắc Bộ (dưới đây gọi tắt là “Vùng nước Hiệp định”).

ĐIỀU 2

Hai bên ký kết tiến hành hợp tác nghề cá trong Vùng nước Hiệp định trên cơ sở tôn trọng chủ quyền, quyền chủ quyền và quyền tài phán của nhau. Việc hợp tác nghề cá này không ảnh hưởng đến chủ quyền lãnh hải của mỗi nước và các quyền lợi khác mà mỗi Bên ký kết được hưởng trong vùng đặc quyền kinh tế của mình.

PHẦN II: VÙNG ĐÁNH CÁ CHUNG

ĐIỀU 3

1. Hai bên ký kết nhất trí thiết lập Vùng đánh cá chung trong vùng đặc quyền kinh tế của mỗi nước, nằm về phía Bắc của đường đóng cửa vịnh Bắc Bộ, về phía Nam của vĩ tuyến 20⁰ Bắc và cách đường phân định được xác định trong Hiệp định phân định vịnh Bắc Bộ (dưới đây gọi tắt là “Đường phân định”) 30,5 hải lý về mỗi phía.

2. Phạm vi cụ thể của Vùng đánh cá chung là vùng nước nằm trong các đoạn thẳng tuần tự nối liền các điểm sau đây:

Điểm 1: Vĩ độ 17 ⁰ 23'38'' Bắc	Kinh độ 107 ⁰ 34'43'' Đông
Điểm 2: Vĩ độ 18 ⁰ 09'20'' Bắc	Kinh độ 108 ⁰ 20'18'' Đông
Điểm 3: Vĩ độ 18 ⁰ 44'25'' Bắc	Kinh độ 107 ⁰ 41'51'' Đông
Điểm 4: Vĩ độ 19 ⁰ 08'09'' Bắc	Kinh độ 107 ⁰ 41'51'' Đông
Điểm 5: Vĩ độ 19 ⁰ 43'00'' Bắc	Kinh độ 108 ⁰ 20'30'' Đông
Điểm 6: Vĩ độ 20 ⁰ 00'00'' Bắc	Kinh độ 108 ⁰ 42'32'' Đông
Điểm 7: Vĩ độ 20 ⁰ 00'00'' Bắc	Kinh độ 107 ⁰ 57'42'' Đông
Điểm 8: Vĩ độ 19 ⁰ 52'34'' Bắc	Kinh độ 107 ⁰ 57'42'' Đông
Điểm 9: Vĩ độ 19 ⁰ 52'34'' Bắc	Kinh độ 107 ⁰ 29'00'' Đông
Điểm 10: Vĩ độ 20 ⁰ 00'00'' Bắc	Kinh độ 107 ⁰ 29'00'' Đông
Điểm 11: Vĩ độ 20 ⁰ 00'00'' Bắc	Kinh độ 107 ⁰ 07'41'' Đông
Điểm 12: Vĩ độ 19 ⁰ 33'07'' Bắc	Kinh độ 106 ⁰ 37'17'' Đông
Điểm 13: Vĩ độ 18 ⁰ 40'00'' Bắc	Kinh độ 106 ⁰ 37'17'' Đông

Điểm 14: Vĩ độ 18°18'58" Bắc Kinh độ 106°53'08" Đông

Điểm 15: Vĩ độ 18°00'00" Bắc Kinh độ 107°01'55" Đông

Điểm 16: Vĩ độ 17°23'38" Bắc Kinh độ 107°34'43" Đông

ĐIỀU 4

Hai Bên ký kết tiến hành hợp tác nghề cá lâu dài trong Vùng đánh cá chung trên tinh thần cùng có lợi.

ĐIỀU 5

Hai Bên ký kết căn cứ theo điều kiện môi trường tự nhiên, đặc điểm của tài nguyên sinh vật, nhu cầu phát triển bền vững và bảo vệ môi trường, cũng như những ảnh hưởng đối với hoạt động nghề cá của mỗi Bên ký kết trong Vùng đánh cá chung, cùng đặt ra những biện pháp về việc bảo tồn, quản lý và khai thác bền vững tài nguyên sinh vật trong Vùng đánh cá chung.

ĐIỀU 6

Hai Bên ký kết tôn trọng nguyên tắc bình đẳng cùng có lợi, căn cứ vào sản lượng được phép đánh bắt được xác định trên cơ sở kết quả điều tra liên hợp định kỳ về nguồn lợi thủy sản và những ảnh hưởng đối với hoạt động nghề cá của mỗi Bên ký kết cũng như nhu cầu của sự phát triển bền vững, thông qua Ủy ban Liên hợp nghề cá vịnh Bắc Bộ Việt - Trung được thành lập theo điều 13 của Hiệp định này, hàng năm xác định số lượng tàu cá của mỗi Bên ký kết vào hoạt động đánh bắt trong Vùng đánh cá chung.

ĐIỀU 7

1. Mỗi Bên ký kết thực hiện chế độ cấp phép đánh bắt đối với tàu cá Bên mình tiến hành hoạt động nghề cá trong Vùng đánh cá chung. Việc cấp phép đánh bắt phải căn cứ theo số lượng tàu cá hoạt động đánh bắt mà Ủy ban Liên hợp nghề cá vịnh Bắc Bộ Việt - Trung định ra cho năm đó, đồng thời thông báo cho Bên ký kết kia tên, số hiệu tàu cá được cấp phép. Hai Bên ký kết có nghĩa vụ giáo dục và đào tạo những ngư dân vào tiến hành hoạt động nghề cá trong Vùng đánh cá chung.

2. Tất cả những tàu cá vào tiến hành hoạt động nghề cá trong Vùng đánh cá chung đều phải xin phép cơ quan được trao thẩm quyền của Chính phủ nước mình và sau khi nhận được giấy phép đánh bắt mới có thể vào tiến hành hoạt động nghề cá trong Vùng đánh cá chung. Tàu cá của hai Bên ký kết vào hoạt động nghề cá trong Vùng đánh cá chung cần phải được đánh dấu theo qui định của Ủy ban Liên hợp nghề cá vịnh Bắc Bộ Việt - Trung.

ĐIỀU 8

Khi tiến hành hoạt động nghề cá trong Vùng đánh cá chung, công dân và tàu cá của mỗi Bên ký kết phải tuân thủ những quy định về bảo tồn và quản lý nguồn lợi thủy sản của Ủy ban Liên hợp nghề cá vịnh Bắc Bộ Việt - Trung; phải viết chính xác nhật ký đánh bắt theo yêu cầu của Ủy ban Liên hợp nghề cá vịnh Bắc Bộ Việt - Trung, đồng thời phải nộp cho cơ quan được trao thẩm quyền của Chính phủ nước mình trong thời gian quy định.

ĐIỀU 9

1. Căn cứ vào các quy định do Ủy ban Liên hợp nghề cá vịnh Bắc Bộ Việt - Trung đặt ra trên cơ sở phù hợp với đặc điểm của Vùng đánh cá chung cũng như phù hợp với luật pháp của mỗi nước về bảo tồn và quản lý nguồn lợi thủy sản, cơ quan có thẩm quyền của mỗi Bên ký kết thực hiện việc kiểm tra, kiểm soát đối với công dân và tàu cá của hai Bên ký kết ở Vùng đánh cá chung thuộc vùng nước của mình.

2. Khi cơ quan có thẩm quyền của một Bên ký kết phát hiện công dân và tàu cá bên ký kết kia vi phạm các quy định của Ủy ban Liên hợp nghề cá vịnh Bắc Bộ Việt - Trung ở Vùng đánh cá chung thuộc vùng nước của mình thì có quyền xử lý các hành vi vi phạm đó theo các quy định của Ủy ban Liên hợp nghề cá vịnh Bắc Bộ Việt - Trung, và nên thông báo nhanh chóng cho bên ký kết kia tình hình liên quan và kết quả xử lý theo đường do Ủy ban Liên hợp nghề cá vịnh Bắc Bộ Việt - Trung thoả thuận. Các tàu cá và thuyền viên bị bắt giữ cần phải được phóng thích nhanh chóng sau khi có sự bảo lãnh thích đáng hoặc những bảo đảm khác.

3. Khi cần thiết, cơ quan có thẩm quyền của hai Bên ký kết có thể phối hợp với nhau cùng kiểm tra, kiểm soát và xử lý các hành vi vi phạm các quy định về bảo tồn và quản lý

nguồn lợi thủy sản của Ủy ban Liên hợp nghề cá vịnh Bắc Bộ Việt - Trung trong Vùng đánh cá chung.

4. Mỗi Bên ký kết có quyền căn cứ vào luật pháp của nước mình xử phạt những tàu cá chưa được cấp phép mà vào Vùng đánh cá chung thuộc vùng nước của mình tiến hành hoạt động nghề cá, hoặc tuy được cấp phép vào Vùng đánh cá chung nhưng có các hoạt động bất hợp pháp ngoài hoạt động nghề cá.

5. Mỗi Bên ký kết nên tạo thuận lợi cho những tàu cá đã được cấp phép của Bên ký kết kia được vào Vùng đánh cá chung. Cơ quan có thẩm quyền của mỗi Bên ký kết không được lạm dụng chức quyền, cản trở những công dân và tàu cá đã được cấp phép của Bên ký kết kia tiến hành hoạt động nghề cá bình thường trong Vùng đánh cá chung. Nếu một Bên ký kết phát hiện cơ quan có thẩm quyền của Bên ký kết kia tiến hành thực thi pháp luật không theo biện pháp quản lý chung do Ủy ban Liên hợp nghề cá vịnh Bắc Bộ Việt - Trung đặt ra thì có quyền yêu cầu cơ quan có thẩm quyền đó giải thích, khi cần thiết, có thể đưa ra thảo luận và giải quyết tại Ủy ban Liên hợp nghề cá vịnh Bắc Bộ Việt - Trung.

ĐIỀU 10

Mỗi Bên ký kết có thể áp dụng bất kỳ một phương thức hợp tác hoặc liên doanh quốc tế nào trong khuôn khổ quy mô đánh bắt của Bên mình trong Vùng đánh cá chung. Tất cả tàu cá được cấp phép hoạt động nghề cá theo các phương thức hợp tác hoặc liên doanh nói trên trong Vùng đánh cá chung đều phải tuân theo những quy định về bảo tồn và quản lý nguồn lợi thủy sản do Ủy ban Liên hợp nghề cá vịnh Bắc Bộ Việt - Trung đặt ra, treo quốc kỳ của Bên ký kết cấp phép đó và tiến hành đánh dấu theo quy định của Ủy ban Liên hợp nghề cá vịnh Bắc Bộ Việt - Trung, hoạt động nghề cá trong Vùng đánh cá chung tại Vùng nước của Bên ký kết cấp phép đó.

PHẦN III: DÀN XẾP QUÁ ĐỘ

ĐIỀU 11

1. Mỗi Bên ký kết nên đưa ra dàn xếp quá độ đối với hoạt động nghề cá hiện có của Bên ký kết kia trong vùng đặc quyền kinh tế nước mình nằm về phía Bắc Vùng đánh cá chung (tính từ vĩ tuyến 20⁰ Bắc). Việc dàn xếp quá độ bắt đầu được thực thi kể từ ngày

Hiệp định này có hiệu lực. Bên ký kết kia nên áp dụng biện pháp giảm dần hàng năm hoạt động nghề cá nói trên. Việc dần xếp quá độ sẽ kết thúc trong vòng bốn năm kể từ ngày Hiệp định này có hiệu lực.

2. Phạm vi vùng nước dần xếp quá độ và biện pháp quản lý đối với việc dần xếp quá độ sẽ do hai Bên ký kết quy định bằng hình thức Nghị định thư bổ sung. Nghị định thư bổ sung đó là bộ phận không thể tách rời của Hiệp định này.

3. Sau khi dần xếp quá độ kết thúc, trong điều kiện giống nhau, mỗi Bên ký kết nên ưu tiên cho phép Bên ký kết kia vào đánh bắt theo chế độ vùng đặc quyền kinh tế trong vùng đặc quyền kinh tế nước mình.

PHẦN IV: VÙNG ĐỆM CHO TÀU CÁ NHỎ

ĐIỀU 12

1. Để tránh xảy ra tranh chấp do việc tàu cá loại nhỏ của hai Bên ký kết đi nhầm vào lãnh hải của Bên ký kết kia, hai Bên ký kết thiết lập vùng đệm cho tàu cá loại nhỏ ở vùng giáp giới lãnh hải của hai nước, chiều dài tính từ điểm đầu tiên của đường phân định kéo về phía Nam theo đường phân định 10 hải lý, chiều rộng lùi về mỗi phía 3 hải lý tính từ đường phân định, phạm vi cụ thể được tạo thành bởi các đoạn thẳng tuần tự nối các điểm sau đây:

Điểm 1: Vĩ độ 21 ^o 28'12.5" Bắc	Kinh độ 108 ^o 06'04.3" Đông
Điểm 2: Vĩ độ 21 ^o 25'40.7" Bắc	Kinh độ 108 ^o 02'46.1" Đông
Điểm 3: Vĩ độ 21 ^o 17'52.1" Bắc	Kinh độ 108 ^o 04'30.3" Đông
Điểm 4: Vĩ độ 21 ^o 18'29.0" Bắc	Kinh độ 108 ^o 07'39.0" Đông
Điểm 5: Vĩ độ 21 ^o 19'05.7" Bắc	Kinh độ 108 ^o 10'47.8" Đông
Điểm 6: Vĩ độ 21 ^o 25'41.7" Bắc	Kinh độ 108 ^o 09'20.0" Đông
Điểm 7: Vĩ độ 21 ^o 28'12.5" Bắc	Kinh độ 108 ^o 06'04.3" Đông

2. Nếu một Bên ký kết phát hiện tàu cá loại nhỏ của Bên ký kết kia vào hoạt động nghề cá trong vùng đệm cho tàu cá loại nhỏ thuộc vùng nước của mình có thể cảnh cáo

và áp dụng các biện pháp cần thiết để buộc tàu đó rời khỏi vùng nước đó, nhưng nên kiềm chế: không bắt bớ, giam giữ, xử phạt hoặc dùng vũ lực; nếu xảy ra tranh chấp liên quan đến hoạt động nghề cá thì nên báo cáo Ủy ban Liên hợp nghề cá vịnh Bắc Bộ Việt - Trung để giải quyết; nếu xảy ra những tranh chấp ngoài hoạt động nghề cá thì do các cơ quan có thẩm quyền liên quan của mỗi nước giải quyết theo luật pháp của nước mình.

PHẦN V: ỦY BAN LIÊN HỢP NGHỀ CÁ VỊNH BẮC BỘ VIỆT - TRUNG

ĐIỀU 13

1. Để thực thi Hiệp định này, hai Bên ký kết quyết định thành lập Ủy ban Liên hợp nghề cá vịnh Bắc Bộ Việt - Trung (sau đây gọi tắt là “Ủy ban Liên hợp nghề cá”). Ủy ban Liên hợp nghề cá gồm mỗi Bên ký kết một đại diện do Chính phủ Bên ký kết đó bổ nhiệm và một số uỷ viên.

2. Ủy ban Liên hợp nghề cá sẽ đặt ra những quy định cụ thể về cơ chế hoạt động của mình.

3. Ủy ban Liên hợp nghề cá có chức trách như sau:

3.1 Hiệp thương những vấn đề liên quan đến bảo tồn và khai thác bền vững nguồn lợi thủy sản trong Vùng nước Hiệp định, đồng thời đề xuất kiến nghị với Chính phủ hai nước.

3.2 Hiệp thương về những việc liên quan tới hợp tác nghề cá của hai nước ở Vùng nước Hiệp định, đồng thời đề xuất kiến nghị với Chính phủ hai nước.

3.3 Căn cứ theo Điều 5 của Hiệp định này đặt ra những quy định về bảo tồn và quản lý nguồn lợi thủy sản trong Vùng đánh cá chung cũng như các biện pháp thực thi các quy định đó.

3.4 Căn cứ theo Điều 6 của Hiệp định này hàng năm xác định số lượng tàu cá của mỗi Bên ký kết vào hoạt động đánh bắt trong Vùng đánh cá chung.

3.5 Hiệp thương và quyết định những việc khác liên quan tới Vùng đánh cá chung.

3.6 Thực hiện chức năng của mình theo các quy định của Nghị định thư bổ sung về dàn xếp quá độ.

3.7 Giải quyết tranh chấp liên quan đến hoạt động nghề cá xảy ra trong Vùng đệm cho tàu cá loại nhỏ.

3.8 Tiến hành chỉ đạo việc xử lý đối với những tranh chấp nghề cá và sự cố gây thiệt hại trên biển trong phạm vi chức năng của mình.

3.9 Tiến hành đánh giá tình hình chấp hành Hiệp định này và báo cáo Chính phủ hai nước.

3.10 Có thể kiến nghị với Chính phủ hai nước về việc bổ sung, sửa đổi Hiệp định này, Phụ lục của Hiệp định này và Nghị định thư bổ sung của Hiệp định này.

3.11 Tiến hành hiệp thương những công việc khác mà hai Bên ký kết cùng quan tâm.

4. Tất cả mọi kiến nghị và quyết định của Ủy ban Liên hợp Nghề cá đều phải được sự nhất trí của đại diện hai Bên ký kết.

5. Ủy ban Liên hợp nghề cá mỗi năm họp một đến hai lần và luân phiên tổ chức tại hai nước. Khi cần thiết, có thể triệu tập hội nghị bất thường sau khi có sự nhất trí của đại diện hai Bên ký kết.

PHẦN VI: NHỮNG ĐIỀU KHOẢN KHÁC

ĐIỀU 14

Để đảm bảo an toàn hàng hải, giữ gìn an ninh và trật tự hoạt động đánh bắt trên biển, xử lý kịp thời, thuận lợi các tai nạn trên biển trong Vùng nước Hiệp định, mỗi Bên ký kết nên có sự chỉ đạo, giáo dục pháp luật và áp dụng các biện pháp cần thiết khác đối với công dân và tàu cá của nước mình.

ĐIỀU 15

1. Khi công dân và tàu cá của một Bên ký kết gặp nạn hoặc tình hình khẩn cấp khác tại vùng biển của Bên ký kết kia cần cứu giúp thì Bên ký kết kia có nghĩa vụ tiến hành việc cứu trợ và bảo hộ, đồng thời nhanh chóng thông báo tình hình liên quan cho cơ quan hữu quan của Bên ký kết đó.

2. Khi công dân và tàu cá của một Bên ký kết do thời tiết xấu hoặc gặp tình hình khẩn cấp khác phải lánh nạn, thì có thể thông qua liên hệ với cơ quan hữu quan của Bên ký kết kia căn cứ vào Phụ lục của Hiệp định này và các quy định của Ủy ban Liên hợp nghề cá

3.7 Giải quyết tranh chấp liên quan đến hoạt động nghề cá xảy ra trong Vùng đệm cho tàu cá loại nhỏ.

3.8 Tiến hành chỉ đạo việc xử lý đối với những tranh chấp nghề cá và sự cố gây thiệt hại trên biển trong phạm vi chức năng của mình.

3.9 Tiến hành đánh giá tình hình chấp hành Hiệp định này và báo cáo Chính phủ hai nước.

3.10 Có thể kiến nghị với Chính phủ hai nước về việc bổ sung, sửa đổi Hiệp định này, Phụ lục của Hiệp định này và Nghị định thư bổ sung của Hiệp định này.

3.11 Tiến hành hiệp thương những công việc khác mà hai Bên ký kết cùng quan tâm.

4. Tất cả mọi kiến nghị và quyết định của Ủy ban Liên hợp Nghề cá đều phải được sự nhất trí của đại diện hai Bên ký kết.

5. Ủy ban Liên hợp nghề cá mỗi năm họp một đến hai lần và luân phiên tổ chức tại hai nước. Khi cần thiết, có thể triệu tập hội nghị bất thường sau khi có sự nhất trí của đại diện hai Bên ký kết.

PHẦN VI: NHỮNG ĐIỀU KHOẢN KHÁC

ĐIỀU 14

Để đảm bảo an toàn hàng hải, giữ gìn an ninh và trật tự hoạt động đánh bắt trên biển, xử lý kịp thời, thuận lợi các tai nạn trên biển trong Vùng nước Hiệp định, mỗi Bên ký kết nên có sự chỉ đạo, giáo dục pháp luật và áp dụng các biện pháp cần thiết khác đối với công dân và tàu cá của nước mình.

ĐIỀU 15

1. Khi công dân và tàu cá của một Bên ký kết gặp nạn hoặc tình hình khẩn cấp khác tại vùng biển của Bên ký kết kia cần cứu giúp thì Bên ký kết kia có nghĩa vụ tiến hành việc cứu trợ và bảo hộ, đồng thời nhanh chóng thông báo tình hình liên quan cho cơ quan hữu quan của Bên ký kết đó.

2. Khi công dân và tàu cá của một Bên ký kết do thời tiết xấu hoặc gặp tình hình khẩn cấp khác phải lánh nạn, thì có thể thông qua liên hệ với cơ quan hữu quan của Bên ký kết kia căn cứ vào Phụ lục của Hiệp định này và các quy định của Ủy ban Liên hợp nghề cá

đề tới Bên ký kết kia lánh nạn. Công dân và tàu cá trong thời gian lánh nạn cần phải tuân thủ pháp luật và quy định liên quan của Bên ký kết kia, đồng thời phải phục tùng sự quản lý của cơ quan hữu quan của Bên ký kết kia.

ĐIỀU 16

Mỗi Bên ký kết căn cứ theo các quy định của “Công ước của Liên hợp quốc về luật biển” ngày 10 tháng 12 năm 1982 bảo đảm quyền đi qua vô hại và đi lại thuận lợi cho tàu cá của Bên ký kết kia.

ĐIỀU 17

1. Hai Bên ký kết nên tiến hành hợp tác nghiên cứu khoa học về nghề cá và bảo tồn tài nguyên sinh vật biển trong Vùng nước Hiệp định.
2. Mỗi Bên ký kết có thể tiến hành hợp tác quốc tế về nghiên cứu khoa học nghề cá trong Vùng nước Hiệp định thuộc Bên mình.

PHẦN VII: CÁC ĐIỀU KHOẢN CUỐI CÙNG

ĐIỀU 18

Bất cứ tranh chấp nào nảy sinh giữa hai Bên ký kết trong việc giải thích hoặc áp dụng Hiệp định này nên được giải quyết thông qua thương lượng hữu nghị.

ĐIỀU 19

Những Phụ lục của Hiệp định này và Nghị định thư bổ sung của Hiệp định này là bộ phận không thể tách rời của Hiệp định này.

ĐIỀU 20

Hiệp định này, những Phụ lục của Hiệp định này và Nghị định thư bổ sung của Hiệp định này có thể được bổ sung, sửa đổi thông qua thương lượng giữa hai Bên ký kết.

ĐIỀU 21

Các tọa độ địa lý của Vùng đánh cá chung được quy định trong khoản 2 điều 3 của Hiệp định này và các tọa độ địa lý của Vùng đệm cho tàu cá nhỏ được quy định trong

khoản 1 Điều 12 của Hiệp định này được xác định trên Tổng đồ toàn diện vịnh Bắc Bộ và Bản đồ chuyên đề cửa sông Bắc Luân, là các bản đồ được đính kèm theo Hiệp định phân định vịnh Bắc Bộ.

ĐIỀU 22

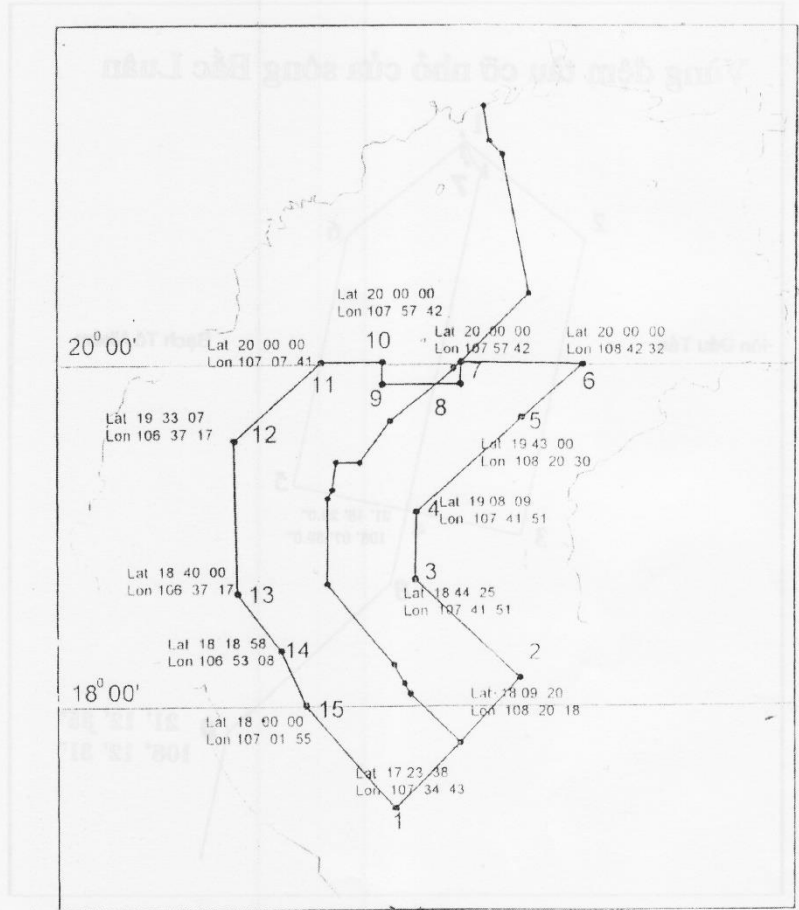
1. Hiệp định này, sau khi được hai Bên ký kết hoàn thành trình tự pháp luật của mỗi nước, sẽ có hiệu lực vào ngày được thoả thuận trong văn kiện trao đổi giữa Chính phủ hai nước.

2. Hiệp định này có hiệu lực trong vòng 12 năm và mặc nhiên gia hạn thêm ba năm. Sau khi thời gian gia hạn kết thúc, việc hợp tác tiếp theo do hai Bên ký kết hiệp thương thoả thuận.

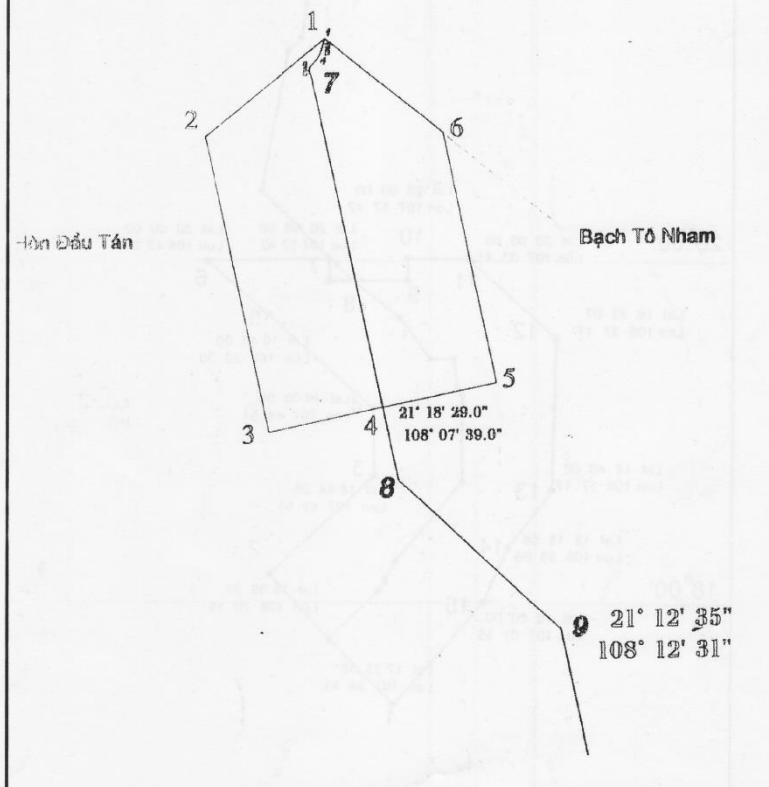
Hiệp định này được ký tại Bắc Kinh ngày 25 tháng 12 năm 2000, thành hai bản, mỗi bản bằng tiếng Việt và tiếng Trung, cả hai văn bản đều có giá trị như nhau.

**ĐẠI DIỆN CHÍNH PHỦ
NƯỚC CỘNG HOÀ XÃ HỘI CHỦ NGHĨA
VIỆT NAM**

**ĐẠI DIỆN CHÍNH PHỦ
NƯỚC CỘNG HOÀ NHÂN DÂN
TRUNG HOA**



Vùng đệm tàu cỡ nhỏ cửa sông Bắc Luân



Nguồn: Ủy ban Biên giới quốc gia

(2) 漁業協力協定英訳-グエン・ホン・タオ (Nguyen Hong Thao) によるベトナム語正文からの英訳および同英訳からの筆者和訳

(グエン・ホン・タオによる英訳)

Agreement on Fishery Co-operation in the Tonkin Gulf between the Government of the People's Republic of China and the Government of the Socialist Republic of Vietnam

(English translation annexed to N. Hong Thao's Article "Maritime Delimitation and Fishery Cooperation in the Tonkin Gulf")

For the purpose of maintaining and developing the traditional neighboring and friendly relationship between the two countries and between the two peoples, and of preserving and sustainably utilizing the marine living resources in the Agreed Water Area in the Tonkin Gulf,

In accordance with international law, particularly relevant provisions in the United Nations Convention on the Law of the Sea concluded on 10 December 1982, and the Agreement on Delimitation of Territorial Seas, Exclusive Economic Zones and Continental Shelves in the Tonkin Gulf between the People's Republic of China and the Socialist Republic of Vietnam (hereinafter referred to as the Delimitation Agreement on the Tonkin Gulf) signed on 25 December 2000,

Based on mutual respect for sovereignty, sovereign rights, and jurisdiction of the two countries in the Tonkin Gulf, The Government of the People's Republic of China and the Government of the Socialist Republic of Vietnam, have agreed, through friendly consultation, as follows:

Part I. General Provisions

Article 1

This Agreement applies to parts of the exclusive economic zones and parts of the adjacent territorial seas of the two countries (hereinafter referred to as "Agreed Water Area") in the Tonkin Gulf.

Article 2

The Contracting Parties shall undertake fishery cooperation in the Agreed Water Area based on the mutual respect for sovereignty, sovereign rights, and jurisdiction. Such fishery cooperation shall not affect the sovereignty of the two countries over their respective territorial seas and other rights and interests enjoyed by the two countries in their respective exclusive economic zones.

Part II. Common Fishery Zone

Article 3

1. Both Contracting Parties have agreed to establish the Common Fishery Zone in the respective areas of 30.5 nautical miles of the exclusive economic zones of the two countries from the demarcation line determined in the Delimitation Agreement on Tonkin Gulf, north to the closing line of the Tonkin Gulf,

and south of 20° N.

2. The actual extent of the Common Fishery Zone is the water area encircled by straight lines connecting in order the following points:

- (1) 17° 23'38"N., 107° 34'43"E.
- (2) 18° 09'20"N., 108° 20'18"E.
- (3) 18° 44'25"N., 107° 41'51"E.
- (4) 19° 08'09"N., 108° 41'51"E.
- (5) 19° 43'00"N., 108° 20'30"E.
- (6) 20° 00'00"N., 108° 42'32"E.
- (7) 20° 00'00"N., 107° 57'42"E.
- (8) 19° 52'34"N., 107° 57'42"E.
- (9) 19° 52'34"N., 107° 29'00"E.
- (10) 20° 00'00"N., 107° 29'00"E.
- (11) 20° 00'00"N., 107° 07'41"E.
- (12) 19° 33'07"N., 106° 37'17"E.
- (13) 18° 40'00"N., 106° 37'17"E.
- (14) 18° 18'58"N., 106° 53'08"E.
- (15) 18° 00'00"N., 107° 01'55"E.
- (16) 17° 23'38"N., 107° 34'43"E.

Article 4

Both Contracting Parties shall undertake long-term fishery co-operation in the Common Fishery Zone in the spirit of mutual benefits.

Article 5

Both Contracting Parties shall jointly make measures in relation to preservation, management and sustainable utilization of the living resources in the Common Fishery Zone in accordance with the natural conditions, characteristics of the living resources, the need of sustainable development and environmental protection, and the impact on the respective fishery activities of the two parties.

Article 6

The Contracting Parties shall respect the principle of equality and mutual benefit and shall determine annually the quantity of operating fishing vessels for each party in the Common Fishery Zone through the Sino-Vietnamese Joint Committee for Fishery in the Tonkin Gulf established pursuant to Article 13 of this Agreement, based on the allowable catch determined on the basis of the results from joint

regular surveys on fishery resources and the impact on respective fishing activities of both parties, and the need of sustainable development.

Article 7

1. Both Contracting Parties shall carry out the licensing system for fishing activities conducted by their own fishing vessels in the Common Fishery Zone. Fishing permits shall be issued in accordance with the quantity of fishing vessels in the current year determined by the Sino-Vietnamese Joint Committee for Fishery in the Tonkin Gulf, and the names of the fishing vessels granted permits shall be notified to the other party. Both Contracting Parties shall be obliged to educate and train their fishermen who conduct fishing activities in the Common Fishery Zone.

2. Fishing Vessels which intend to enter the Common Fishery Zone for fishing activities shall apply for the permit from the competent authorities of their own countries and may enter the Common Fishery Zone for fishing activities only after they have obtained the permit. The fishing vessels of the Contracting Parties for fishing activities in the Common Fishery Zone shall mark themselves in accordance with the regulations set forth by the Sino-Vietnamese Joint Committee for Fishery in the Tonkin Gulf.

Article 8

Nationals and fishing vessels of both parties for fishing activities in the Common Fishery Zone shall comply with the regulations on preservation and management of fishery resources laid down by the Sino-Vietnamese Joint Committee for Fishery in the Tonkin Gulf, and shall write the fishing log correctly in accordance with the requirements by the Sino-Vietnamese Joint Committee for Fishery in the Tonkin Gulf and submit it to the competent authorities of their own countries within the prescribed time.

Article 9

1. The competent authorities of the Contracting Parties shall monitor and inspect the nationals and fishing vessels of both parties in their own water areas of the Common Fishery Zone in accordance with the regulations laid down by the Sino-Vietnamese Joint Committee for Fishery in the Tonkin Gulf based on the characteristics of the Common Fishery Zone and in line with the domestic laws of both parties on preservation and management of fishery resources.

2. The competent authorities of one Contracting Party, having found any breach of the regulations laid down by the Sino-Vietnamese Joint Committee for Fishery in the Tonkin Gulf by nationals or fishing vessels of the other Contracting Party in the Tonkin Gulf in its own water area of the Common Fishery

Zone, shall have the right to deal with such breach in accordance with the regulations laid down by the Sino-Vietnamese Joint Committee for Fishery in the Tonkin Gulf, and shall notify the other party promptly of the relevant circumstances and the handling result through the consultation mechanism established by the Sino-Vietnamese Joint Committee for Fishery in the Tonkin Gulf. The detained fishing vessels or crew shall be released promptly after the appropriate bond or other kind of security has been posted.

3. The competent authorities of both parties, if necessary, may coordinate to conduct joint monitoring and inspection and to handle any breach of the regulations laid down by the Sino-Vietnamese Joint Committee for Fishery in the Tonkin Gulf concerning preservation and management of fishery resources.

4. Each Contracting Party shall, in accordance with its domestic law, have the right to impose punishment on fishing vessels which enter its own water area in the Common Fishery Zone without a permit, or with a permit but conduct illegal activities other than fishing activities in the Common Fishery Zone.

5. Each Contracting Party shall provide facilities for the permitted fishing vessels of the other Contracting Party in the Common Fishery Zone. The competent authorities of each Contracting Party shall not abuse its power, or hamper normal fishing activities conducted by the permitted nationals and fishing vessels of the other party in the Common Fishery Zone. Each Contracting Party, having found that the competent authorities of the other Contracting Party has conducted law enforcement in contravention against the common management measures adopted by the Sino-Vietnamese Joint Committee for Fishery in the Tonkin Gulf, shall have the right to request this authorities to render explanations, and to submit, if necessary, the matter to the Sino-Vietnamese Joint Committee for Fishery in the Tonkin Gulf for discussion and settlement.

Article 10

Each Contracting Party may adopt any form of international cooperation or form of joint venture within the framework of operational scale in its own area in the Common Fishery Zone. All the vessels under the above cooperative or joint venture forms permitted to conduct fishing activities in the Common Fishery Zone shall comply with the regulations on preservation and management of fishery resources adopted by the Sino-Vietnamese Joint Committee for Fishery in the Tonkin Gulf, hoist the national flag of the Contracting Party who has granted them the permit, mark them in accordance with the regulations of the Sino-Vietnamese Joint Committee for Fishery in the Tonkin Gulf, and operate within the area of the Contracting Party who has granted them the permit in the Common Fishery Zone.

Part III. Transitional Arrangements

Article 11

1. Each Contracting Party shall make transitional arrangements for the existing fishing operations of the other Contracting Party in its exclusive economic zone north of the Common Fishery Zone (measured from 20°N.). The transitional arrangements shall be implemented from the date of the entry into force of this Agreement. The other Contracting Party shall take measures to reduce such fishing operations year by year. The transitional arrangements will end within four years from the date of the entry into force of this Agreement.

2. The extent of the water area and management measures for the transitional arrangements shall be made by the Contracting Parties in the form of a supplementary protocol, which shall constitute an integral part of this Agreement.

3. Each Contracting Party, upon the end of the transitional arrangements, shall give priority, under the same conditions, to the other party for fishing operations in its exclusive economic zone.

Part IV. Buffer Zone for Small Fishing Boats

Article 12

1. The Contracting Parties shall establish the buffer zone in order to avoid disputes caused by illegal entry by mistake of small fishing boats of one party to the territorial sea of the other. The actual extent of the buffer zone is the water area circled by the straight lines connecting the following points:

- (1) 21°28'12.5"N., 108°06'04.3"E.
- (2) 21°25'40.7"N., 108°02'46.1"E.
- (3) 21°17'52.1"N., 108°04'30.3"E.
- (4) 21°18'29.0"N., 108°07'39.0"E.
- (5) 21°19'05.7"N., 108°10'47.8"E.
- (6) 21°25'41.7"N., 108°09'20.0"E.
- (7) 21°28'12.5"N., 108°06'04.3"E.

2. Each Contracting Party, if it finds that small fishing boats of the other party conduct fishing activities in its water area in the buffer zone, may send a warning, or take necessary measures to order them to leave that water area, but by so doing the Contracting Party shall restrain its action not to detain or arrest the vessels in question, nor to use force. If there is any dispute relating to fishing activities, it shall be reported to the Sino-Vietnamese Joint Committee for Fishery in the Tonkin Gulf for

settlement; if there is any dispute beyond fishing activities, it shall be settled by relevant and respective competent authorities of the two countries in accordance with their domestic law.

Part V Sino-Vietnamese Joint Committee For Fishery in the Tonkin Gulf'

Article 13

1. The Contracting Parties have decided to establish the Sino-Vietnamese Joint Committee for Fishery in the Tonkin Gulf (hereinafter referred to as the Joint Fishery Committee) in order to implement this Agreement. The Joint Fishery Committee shall consist of two representatives respectively appointed by both Governments and several committee members.

2. The Joint Fishery Committee will make detailed regulations on its operational mechanism.

3. The functions of the Joint Fishery Committee are as follows:

(1) to consult on relevant matters relating to the preservation and sustainable utilisation of fishery resources in the Agreed Water Area, and to make proposals for the two Governments;

(2) to consult on relevant matters relating to fishery cooperation between the two countries in the Agreed Water Area, and to make proposals for the two Governments;

(3) to adopt regulations and implementing measures on preservation and management of fishery resources in the Common Fishery Zone in pursuance to Article 5 of this Agreement;

(4) to determine the quantity of fishing vessels of each party entering into the Common Fishery Zone annually in pursuance to Article 6 of this Agreement;

(5) to consult and decide on other matters relating to the Common Fishery Zone;

(6) to carry out the functions in accordance with the supplementary protocol on transitional arrangements;

(7) to settle disputes of fishing activities occurring in the buffer zone for small fishing boats;

(8) to guide the settlement of fishery disputes and maritime accidents within its prescribed capacity;

(9) to evaluate the situation of implementing this Agreement and report to the two Governments;

(10) to propose to the two Governments any amendment or revision of this Agreement, annexes to this Agreement, and supplementary protocols to this Agreement; and

(11) to consult on other matters within common concern of the two parties.

4. Any proposal and decision of the Joint Fishery Committee shall be subject to unanimous agreement of the representatives of the Contracting Parties.

5. The Joint Fishery Committee shall hold one or two meetings annually, and the venue is made by

turn between the two countries. Meetings ad hoc may be held with the agreement of both parties when necessary.

Part VI. Miscellaneous Provisions

Article 14

The Contracting Parties shall provide their own nationals and fishing vessels with guidelines, legal education, and adopt other necessary measures so as to ensure the safety of navigation, maintenance of the order and safety of fishing operations at sea, and the smooth and timely handling of maritime accidents in the Agreed Water Area.

Article 15

1. When the nationals and fishing vessels of one Contracting Party need assistance due to distress or other emergencies in the sea area of the other Contracting Party, the other Contracting Party shall be obliged to render salvage and protection, and notify in the meantime the relevant department of the counterpart Contracting Party of the relevant matters.

2. When the nationals and fishing vessels of one Contracting Party seek refuge due to bad weather or other emergencies, they may take refuge in the area of the other Contracting Party in accordance with the annex to this Agreement and the regulations of the Joint Fishery Committee, and after the contact with the other Contracting Party. During the refuge, the nationals and fishing vessels of that Contracting Party shall abide by the relevant laws and regulations of the other Contracting Party, and obey the management of the relevant department of the other Contracting Party.

Article 16

Each Contracting Party shall ensure the right of innocent passage and navigational convenience of fishing vessels of the other Contracting Party in accordance with the provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea concluded on 10 December 1982.

Article 17

1. The Contracting Parties shall cooperate for fishery scientific research and preservation of marine living resources in the Agreed Water Area.

2. Each Contracting Party may have international co-operation for fishery scientific research in its own water area of the Agreed Water Area.

Part VII. Final Provisions

Article 18

Any dispute resulting from interpretation or application of this Agreement between the two parties shall be settled through friendly consultation.

Article 19

Any annex or supplementary protocol to this Agreement shall constitute an integral part of this Agreement.

Article 20

Both Contracting Parties may amend or revise, through consultation, this Agreement, any annex to this Agreement, or any protocol to this Agreement.

Article 21

The geographical coordinates of the Common Fishery Zone stipulated in Article 3(2) of this Agreement and the geographical coordinates of the buffer zone for small fishing boats are measured from the complete map of the Tonkin Gulf and the special map of the mouth of the Beilun River annexed to the Delimitation Agreement on the Tonkin Gulf.

Article 22

1. This Agreement shall enter into force from the date of the exchange of notes between the two parties after having carried out necessary domestic legal procedures by both parties respectively.
2. The term of validity of this Agreement shall be 12 years, and extend to another 3 years automatically afterwards. The continuation of cooperation after the expiry of the extension shall be negotiated between the two parties through consultation.

This Agreement is signed in Beijing on 25 December 2000, and written in Chinese and Vietnamese, both of which are equally authentic.

_____ (signed) Representative for the Government of the People's Republic of China

_____ (signed) Representative for the Government of the Socialist Republic of Vietnam

(筆者による和訳)

中華人民共和国政府とベトナム社会主義共和国政府の間の
トンキン湾における漁業協力に関する協定

両国間および両国民間の伝統的な善隣友好的関係の維持および発展、ならびに、トンキン湾における合意された水域における海洋生物資源の保全および持続可能な利用を目的として、

国際法、特に 1982 年 12 月 10 日に締結された国連海洋法条約の関連規定、および 2000 年 12 月 25 日に署名された「ベトナム社会主義共和国と中華人民共和国の間のトンキン湾の領海、排他的経済水域及び大陸棚水域の境界画定に関する条約」(以下、「トンキン湾境界画定条約」と呼ぶ)に従い、

トンキン湾における両国の国家主権、主権的権利、および管轄権に対する相互の尊重に基づき、中華人民共和国政府とベトナム社会主義共和国政府は、友好的な協議を通じて以下のとおり合意した。

第 1 部 一般規定

第 1 条

本協定は、トンキン湾の両国の排他的経済水域の一部および隣接する領海の一部(以下「合意水域 (Agreed Water Area)」と呼ぶ)に適用される。

第 2 条

両締約国は、国家主権、主権、および管轄権に対する相互尊重に基づき、合意水域で漁業協力を行う。そのような漁業協力は、それぞれの領海に対する両国の主権および両国がそれぞれの排他的経済水域で享受するその他の権利および利益に対して影響を及ぼすものではない。

第 2 部 共通漁業水域 (Common Fishery Zone)

第 3 条

1. 両締約国は、トンキン湾湾口線から北、北緯 20 度から南の両国の排他的経済水域に「トンキン湾境界画定条約」で定められた境界線から 30.5 海里の幅の水域を共通漁業水域とすることに合意した。

2. 共通漁業水域の実際の範囲は、次の点を順に結ぶ直線で囲まれた海域とする。

(1) 17° 23'38"N., 107° 34'43"E.

(2) 18° 09'20"N., 108° 20'18"E.

- (3) 18° 44'25"N., 107° 41'51"E.
- (4) 19° 08'09"N., 108° 41'51"E.
- (5) 19° 43'00"N., 108° 20'30"E.
- (6) 20° 00'00"N., 108° 42'32"E.
- (7) 20° 00'00"N., 107° 57'42"E.
- (8) 19° 52'34"N., 107° 57'42"E.
- (9) 19° 52'34"N., 107° 29'00"E.
- (10) 20° 00'00"N., 107° 29'00"E.
- (11) 20° 00'00"N., 107° 07'41"E.
- (12) 19° 33'07"N., 106° 37'17"E.
- (13) 18° 40'00"N., 106° 37'17"E.
- (14) 18° 18'58"N., 106° 53'08"E.
- (15) 18° 00'00"N., 107° 01'55"E.
- (16) 17° 23'38"N., 107° 34'43"E.

第4条

両締約国は、相互利益の精神の下に、共通漁業水域において長期的な漁業協力を行う。

第5条

両締約国は、自然条件、生物資源の特性、持続可能な開発および環境保護の必要性、ならびに、両当事者の漁業活動への影響に応じて、共通漁業水域における生物資源の保存、管理および持続可能な利用に関して共同で措置をとる。

第6条

両締約国は、平等と相互利益の原則を尊重し、本協定第13条に従って設立された中越トンキン湾合同漁業委員会を通じて、漁業資源に関する共同定期調査の結果および両当事者の漁業活動への影響ならびに持続可能な開発の必要性によって決定された漁獲許容量に基づいて、毎年、共通漁業水域で操業する各当事国の漁船の数量を決定する。

第7条

1. 両締約国は、共通漁業水域においてそれぞれ自国の漁船が行う漁業活動への認可制度を運用する。中越トンキン湾合同漁業委員会が決定した当該年の漁船数に応じて漁獲許可証が発行され、許可証を受けた漁船名が他の締約国に通知される。両締約国は、共通漁業水域で漁業活動を行う漁業従業者を教育し訓練する義務を負う。

2. 漁業活動のために共通漁業水域に入ろうとする漁船は、自国の管轄当局に許可を申請

し、許可を得た後に限り、漁業活動のために共通漁業水域に入域できる。共通漁業水域で漁業活動を行う締約国の漁船は、中越トンキン湾合同漁業委員会によって定められた規則に従って標識を掲げなければならない。

第8条

共通漁業水域で操業する両当事国の国民および漁船は、中越トンキン湾合同漁業委員会により定められた漁業資源の保存および管理に関する規則を遵守しなければならない。中越トンキン湾合同漁業委員会の要件に従って漁獲記録を作成し、所定の期間内に自国の管轄当局に提出する。

第9条

1. 両締約国の管轄当局は、中越トンキン湾合同漁業委員会によって定められた規則に従い、共通漁業水域の特性に基づき、漁業資源の保存と管理に関する両当事国の国内法に従って、共通漁業水域の自国の水域における両当事国の国民および漁船を監視し、検査する。

2. 一方の締約国の管轄当局が、トンキン湾の共通漁業水域の自国の海域で、他の締約国の国民または漁船による中越トンキン湾合同漁業委員会によって定められた規則の違反を発見した場合は、中越トンキン湾合同漁業委員会によって定められた規則に従ってそのような違反に対処する権利を有するものとし、他の締約国に対し、関連の状況と中越トンキン湾合同漁業委員会によって設立された協議メカニズムを通じて行った処理結果を速やかに通報する。拘束した漁船または乗組員は、適切な保証金またはその他の種類の担保が課された後速やかに解放しなければならない。

3. 両当事国の管轄当局は、水産資源の保存および管理に関して、必要であれば、中越トンキン湾合同漁業委員会によって定められた規則の違反を処理するために、監視および検査の共同実施を調整することができる。

4. 各締約国は、その国内法に従い、共通漁業水域の自国海域に許可なく進入する漁船、または許可を得て進入し漁業以外の違法行為を行う漁船に対し処罰する権利を有する。

5. 各締約国は、共通漁業水域内において、許可を有する他の締約国の漁船のために施設を提供する。各締約国の管轄当局は、その権限を濫用し、または、共通漁業水域において、許可を有する他の締約国の国民および漁船によって行われる通常の漁業活動を妨げてはならない。各締約国は、他の締約国の管轄当局が中越トンキン湾合同漁業委員会によって採択された共通管理措置に違反する法執行を行ったと考える場合、同管轄当局に対し説明を求め、また、必要であれば、同事案を中越トンキン湾合同漁業委員会、同事案を協議し解

決するために、中越トンキン湾合同漁業委員会に諮る権利を有する。

第 10 条

各締約国は、共通漁業水域の自国の海域において、実施可能な事業規模の枠組みの中で、いかなる形の国際協力または合弁事業を行うこともできる。前述の国際協力または合弁事業の下で共通漁業水域において漁業活動を行う許可を有するすべての船舶は、中越トンキン湾合同漁業委員会によって採択された漁業資源の保存および管理に関する規則を遵守し、許可を与えた締約国の国旗を掲げ、中越トンキン湾合同漁業委員会の規則に従って標識を掲げ、共通漁業地帯内の許可を与えた締約国の海域内で活動する。

第 3 部 経過措置 (Transitional Arrangement)

第 11 条

1. 各締約国は、他の締約国の既存の漁業活動について、共通漁業水域の北側の排他的経済水域（北緯 20° を起点として測定）で経過措置をとるものとする。経過措置は、本契約の発効の日から実施されるものとする。他方の締約国は、その漁業活動を年々削減するための措置をとるものとする。経過措置は、本協定の発効の日から 4 年以内に終了する。
2. 経過措置のための水域の範囲と管理措置は、両締約国によって本協定の一部を構成する付属議定書の形で定められる。
3. 各締約国は、経過措置の終了後、同じ条件のもと、他の締約国が自国の排他的経済水域で行う漁業活動に優先権を与えるものとする。

第 4 部 小型漁船のための緩衝海域 (Buffer Zone for Small Fishing Boat)

第 12 条

1. 両締約国は、一方の国の小型漁船が他方の国の領海に誤って不法侵入したことによる紛争を回避するために、緩衝海域を設定する。緩衝海域の範囲は、次の点を結ぶ直線で囲まれた水域とする。

- (1) 21°28'12.5"N., 108°06'04.3"E.
- (2) 21°25'40.7"N., 108°02'46.1"E.
- (3) 21°17'52.1"N., 108°04'30.3"E.
- (4) 21°18'29.0"N., 108°07'39.0"E.
- (5) 21°19'05.7"N., 108°10'47.8"E.
- (6) 21°25'41.7"N., 108°09'20.0"E.
- (7) 21°28'12.5"N., 108°06'04.3"E.

2. 各締約国は、相手方の小型漁船が緩衝海域で漁業活動を行っていることを発見した場合、警告を発するか、または必要な措置を講じてその海域からの撤退を命じることができる。締約国がそのような措置をとるとき、締約国は、当該船舶に対し、拘束または拿捕、あるいは、実力の行使を行うことを抑制するものとする。漁業活動に関して紛争がある場合は、和解のために中越トンキン湾合同漁業委員会に報告するものとする。漁業活動以外の紛争がある場合は、両国の関連の管轄当局により、国内法に従って解決される。

第5部 中越トンキン湾合同漁業委員会 (Sino-Vietnamese Joint Committee for Fishery in the Tonkin Gulf)

第13条

1. 両締約国は、本協定を試行するために、中越トンキン湾合同漁業委員会（以下、合同漁業委員会と呼ぶ）を設置することを決定した。合同漁業委員会は、それぞれ政府が指名する各2名の代表と複数の委員により構成される。

2. 合同漁業委員会は、その運営メカニズムにつき詳細な規則を作成する。

3. 合同漁業委員会の権能は次のとおりである。

(1) 合意された水域における漁業資源の保全と持続可能な利用に関する事項について協議し、両政府に提案を行う。

(2) 合意された水域における両国間の漁業協力に関する事項について協議し、両国政府に提案を行う。

(3) 本協定第5条に従い、共通漁業水域における漁業資源の保存および管理に関する規制とその施行措置を採択する。

(4) 本協定第6条に従い、毎年の各国の共通漁業水域への入漁漁船数を決定する。

(5) 共通漁業水域に関するその他の事項について協議し、決定する。

(6) 付属議定書に従って経過措置に関する権能を実施する。

(7) 漁業活動に関する小型漁船のための緩衝海域で発生する紛争を解決する。

(8) 規定された権能の範囲内で漁業紛争および海難事故が解決できるよう導く。

(9) 本協定の履行状況を評価し、両国政府に報告する。

(10) 本協定の修正または改正、本契約の付属書、および本契約の付属議定書を両政府に提案する。また、

(11) 両当事国が共通に関心を有する他の事項について協議する。

4. 合同漁業委員会のいかなる提案および決定も、両締約国の代表者の全会一致の合意によるものとする。

5. 合同漁業委員会は、年に1回または2回の会議を行う、開催地は両国で交代とする。必要に応じて、両当事国の合意により臨時会議を開催することができる。

第6部 その他の規定

第14条

両締約国は、航行の安全、海上での漁獲作業の秩序と安全性の維持、ならびに合意水域における海上事故の円滑かつ適時対処を確保するために、自国の国民および漁船に指針、法的教育を提供し、その他の必要な措置を講ずる。

第15条

1. 一方の締約国の国民および漁船が他方の締約国の海域における困難やその他の緊急事態により援助を必要とするときは、他の締約国は、救難と保護を行い、同時に、他の締約国の関連部署に連絡する義務を負う。

2. 一方の締約国の国民及び漁船が悪天候その他の緊急事態のために避難を求めた場合は、本協定の付属書及び合同漁業委員会の規則に従って、他の締約国へ連絡の後、他方の締約国の海域に避難することができる。避難中、その締約国の国民および漁船は、他の締約国の関連法令を遵守し、他の締約国の関連部局の管理に従わなければならない。

第16条

各締約国は、1982年12月10日に締結された国連海洋法に関する条約の規定に従い、他の締約国の漁船の無害航行権および航行のための便宜を確保する。

第17条

1. 締約国は、合意された水域における漁業科学上の調査および海洋生物資源の保全のために協力する。

2. 各締約国は、合意された水域の自国の水域で漁業科学研究のための国際協力を行うことができる。

第7部 最終規定

第18条

本協定の解釈または適用に起因する両当事国間の紛争は、友好的な協議を通じて解決される。

第19条

本協定のあらゆる付属書または付属議定書は、本協定の不可分な部分を構成する。

第20条

両締約国は、協議を通じて、本協定、本協定の付属書、または本協定の議定書を改正または修正することができる。

第21条

本協定第3条第2項に規定する共通漁業水域の地理上の座標、および、小型漁船のための緩衝海域の地理上の座標は、トンキン湾海洋境界画定条約に付属するトンキン湾の完全な地図、および、ペイルン（Beilun）川河口区分地図から測定される。

第22条

1. 本協定は、両当事国がそれぞれ、国内の必要な法的手続を行った後、両当事国間で公文を交換する日に効力を発する。

2. 本契約の有効期間は12年であり、その後、さらに3年まで自動的に延長される。延長期間満了後の協力の継続については、協議を通じて両当事国間で交渉する。

本協定は2000年12月25日に北京で署名され、ひとしく正本である中国語およびベトナム語で作成された。

_____（署名付き）中華人民共和国政府代表

_____（署名入り）ベトナム社会主義共和国政府代表

(中国語正本)

中华人民共和国政府和越南社会主义共和国政府北部湾渔业合作协定

中华人民共和国政府和越南社会主义共和国政府（以下简称“缔约双方”），为了维护和发展中越两国和两国人民之间的传统睦邻友好关系，养护和持续利用北部湾协定水域的海洋生物资源，加强两国在北部湾的渔业合作，根据国际法，特别是一九八二年十二月十日《联合国海洋法公约》的有关规定以及二〇〇〇年十二月二十五日签订的《中华人民共和国和越南社会主义共和国关于两国在北部湾领海、专属经济区和大陆架的划界协定》（以下简称“北部湾划界协定”），经友好协商，在相互尊重各自在北部湾的主权、主权权利和管辖权、平等互利的基础上，达成协议如下：

第一部分 总则

第一条

本协定适用于北部湾两国专属经济区的一部分和两国领海相邻水域的一部分（以下简称“协定水域”）。

第二条

缔约双方在相互尊重主权、主权权利和管辖权的基础上，在协定水域进行渔业合作。这种渔业合作不影响两国各自的领海主权和两国各自在专属经济区享有的其他权益。

第二部分 共同渔区

第三条

一、缔约双方同意在北部湾封口线以北、北纬 20 度以南、距北部湾划界协定所确定的分界线（以下简称“分界线”）各自 30.5 海里的两国各自专属经济区设立共同渔区。

二、共同渔区的具体范围为下列各点顺次用直线连接而围成的水域：

- 1、北纬 17 度 23 分 38 秒，东经 107 度 34 分 43 秒之点
- 2、北纬 18 度 09 分 20 秒，东经 108 度 20 分 18 秒之点
- 3、北纬 18 度 44 分 25 秒，东经 107 度 41 分 51 秒之点
- 4、北纬 19 度 08 分 09 秒，东经 107 度 41 分 51 秒之点
- 5、北纬 19 度 43 分 00 秒，东经 108 度 20 分 30 秒之点
- 6、北纬 20 度 00 分 00 秒，东经 108 度 42 分 32 秒之点
- 7、北纬 20 度 00 分 00 秒，东经 107 度 57 分 42 秒之点

- 8、北纬 19 度 52 分 34 秒，东经 107 度 57 分 42 秒之点
- 9、北纬 19 度 52 分 34 秒，东经 107 度 29 分 00 秒之点
- 10、北纬 20 度 00 分 00 秒，东经 107 度 29 分 00 秒之点
- 11、北纬 20 度 00 分 00 秒，东经 107 度 07 分 41 秒之点
- 12、北纬 19 度 33 分 07 秒，东经 106 度 37 分 17 秒之点
- 13、北纬 18 度 40 分 00 秒，东经 106 度 37 分 17 秒之点
- 14、北纬 18 度 18 分 58 秒，东经 106 度 53 分 08 秒之点
- 15、北纬 18 度 00 分 00 秒，东经 107 度 01 分 55 秒之点
- 16、北纬 17 度 23 分 38 秒，东经 107 度 34 分 43 秒之点

第四条

缔约双方本着互利的精神，在共同渔区内进行长期渔业合作。

第五条

缔约双方根据共同渔区的自然环境条件、生物资源特点、可持续发展的需要和环境保护以及对缔约各方渔业活动的影响，共同制订共同渔区生物资源的养护、管理和可持续利用措施。

第六条

缔约双方尊重平等互利的原则，根据在定期联合渔业资源调查结果的基础上所确定的可捕量和对缔约各方渔业活动的影响，以及可持续发展的需要，通过根据本协议第十三条设立的中越北部湾渔业联合委员会每年确定缔约各方在共同渔区内的作业渔船数量。

第七条

一、缔约各方对在共同渔区从事渔业活动的己方渔船实行捕捞许可制度。捕捞许可证须按照中越北部湾渔业联合委员会确定的当年作业渔船数量发放，并将获得许可证的渔船船名号通报缔约另一方。缔约双方有义务对进入共同渔区从事渔业活动的渔民进行教育和培训。

二、凡进入共同渔区从事渔业活动的渔船均须向本国政府授权机关提出申请，并在领取捕捞许可证后，方可进入共同渔区从事渔业活动。缔约双方进入共同渔区从事渔业活动的渔船应按照中越北部湾渔业联合委员会的规定进行标识。

第八条

缔约各方进入共同渔区从事渔业活动的国民和渔船在进行渔业活动时须遵守中越北部湾渔业联合委员会关于渔业资源养护和管理的规定，依照中越北部湾渔业联合委员会的要求正确填写捕捞日志并在规定时间内上交本国政府授权机关。

第九条

一、根据中越北部湾渔业联合委员会在符合共同渔区特点以及符合两国各自关于渔业资源养护和管理的国内法的基础上制订的规定，缔约各方授权机关对进入共同渔区内己方一侧水域的缔约双方国民和渔船进行监督检查。

二、缔约一方授权机关发现缔约另一方国民和渔船在共同渔区内己方一侧水域违反中越北部湾渔业联合委员会的规定时，有权按中越北部湾渔业联合委员会的规定对该违规行为进行处理，并应通过中越北部湾渔业联合委员会商定的途径，将有关情况和处理结果迅速通知缔约另一方。被扣留的渔船和船员，在提出适当的保证书或其他担保后，应迅速获得释放。

三、必要时，缔约双方授权机关可相互配合进行联合监督检查，对在共同渔区内违反中越北部湾渔业联合委员会关于渔业资源养护和管理规定的行为进行处理。

四、缔约各方有权根据各自国内法对未获许可证进入共同渔区内己方一侧水域从事渔业活动或虽获许可证进入共同渔区但从事渔业活动以外不合法活动的渔船进行处罚。

五、缔约各方应为获得许可证进入共同渔区的缔约另一方渔船提供便利。缔约各方授权机关不得滥用职权，妨碍缔约另一方获得许可证的国民和渔船在共同渔区内从事正常渔业活动。缔约一方如发现缔约另一方授权机关未按照中越北部湾渔业联合委员会制订的共同管理措施进行执法，有权要求该授权机关做出解释，必要时，可提交中越北部湾渔业联合委员会予以讨论和解决。

第十条

缔约各方在共同渔区己方作业规模框架内，可采取任何一种国际合作或联营方式。所有获许可证在共同渔区内以上述合作或联营方式从事渔业活动的渔船均须遵守中越北部湾渔业联合委员会制订的渔业资源养护和管理的规定，悬挂向其颁发许可证的缔约一方的国旗，按中越北部湾渔业联合委员会的规定进行标识，在共同渔区向其颁发许可证的缔约一方一侧水域从事渔业活动。

第三部分 过渡性安排

第十一条

一、缔约各方应对共同渔区以北（自北纬 20 度起算）本国专属经济区内缔约另一方的现有渔业活动做出过渡性安排。自本协定生效之日起，过渡性安排开始实施。缔约另一方应采取的措施，逐年削减上述渔业活动。过渡性安排自本协定生效之日起四年内结束。

二、关于过渡性安排水域的范围和过渡性安排的管理办法，由缔约双方以补充议定书形式加以规定，该补充议定书为本协定不可分割的组成部分。

三、过渡性安排结束后，缔约各方应在相同条件下优先准许缔约另一方在本国专属经济区入渔。

第四部分 小型渔船缓冲区

第十二条

一、为避免缔约双方小型渔船误入缔约另一方领海引起纠纷，缔约双方在两国领海相邻部分自分界线第一界点起沿分界线向南延伸 10 海里、距分界线各自 3 海里的范围内设立小型渔船缓冲区，具体范围为下列各点顺次用直线连接而围成的水域：

- 1、北纬 21 度 28 分 12.5 秒，东经 108 度 06 分 04.3 秒之点
- 2、北纬 21 度 25 分 40.7 秒，东经 108 度 02 分 46.1 秒之点
- 3、北纬 21 度 17 分 52.1 秒，东经 108 度 04 分 30.3 秒之点
- 4、北纬 21 度 18 分 29.0 秒，东经 108 度 07 分 39.0 秒之点
- 5、北纬 21 度 19 分 05.7 秒，东经 108 度 10 分 47.8 秒之点
- 6、北纬 21 度 25 分 41.7 秒，东经 108 度 09 分 20.0 秒之点
- 7、北纬 21 度 28 分 12.5 秒，东经 108 度 06 分 04.3 秒之点

二、缔约一方如发现缔约另一方小型渔船进入小型渔船缓冲区己方一侧水域从事渔业活动，可予以警告，并采取必要措施令其离开该水域，但应克制：不扣留，不逮捕，不处罚或使用武力。如发生有关渔业活动的争议，应报告中越北部湾渔业联合委员会予以解决；如发生有关渔业活动以外的争议，由两国各自相关授权机关依照国内法予以解决。

第五部分 中越北部湾渔业联合委员会

第十三条

一、为实施本协定，缔约双方决定设立中越北部湾渔业联合委员会（以下简称“渔委会”）。渔委会由两国政府各自任命的一名代表和若干名委员组成。

二、渔委会将对其活动机制做出具体规定。

三、渔委会的职责如下：

- (一) 协商协定水域渔业资源养护和可持续利用的有关问题，并向两国政府提出建议；
- (二) 协商两国在协定水域渔业合作的有关事项，并向两国政府提出建议；
- (三) 根据本协定第五条，制订共同渔区的渔业资源养护和管理规定及其实施办法；
- (四) 根据本协定第六条，每年确定缔约各方进入共同渔区的作业渔船数量；
- (五) 协商和决定与共同渔区有关的其他事项；
- (六) 根据过渡性安排补充议定书的规定履行其职能；
- (七) 解决发生在小型渔船缓冲区内有关渔业活动的争议；
- (八) 在其职能范围内对渔业纠纷和海损事故的处理进行指导；
- (九) 对本协定执行情况进行评估并向两国政府报告；
- (十) 可就本协定、本协定附件和本协定补充议定书的补充和修改向两国政府提出建议；
- (十一) 对缔约双方共同关注的其他事项进行协商。

四、渔委会的一切建议和决定均须经缔约双方代表一致同意。

五、渔委会每年举行一至二次会议，在两国轮流举行。必要时，经缔约双方同意可举行临时会议。

第六部分 其他条款

第十四条

为确保航行安全，维护海上捕捞作业秩序和安全，并顺利及时处理协定水域海上事故，缔约各方应对本国国民和渔船进行指导、法律教育并采取其他必要措施。

第十五条

一、缔约一方国民和渔船在缔约另一方一侧海域遭遇海难或发生其他紧急事态需要救助时，缔约另一方有义务予以救助和保护，同时迅速将有关情况通报缔约一方的有关部门。

二、缔约一方的国民和渔船因天气恶劣或其他紧急事态需要避难时，可按本协定附件和渔委会的规定，经与缔约另一方有关部门联系，到缔约另一方避难。该国民和渔船在避难期间须遵守缔约另一方的有关法律和法规，并服从缔约另一方有关部门的管理。

第十六条

缔约各方按照一九八二年十二月十日《联合国海洋法公约》的规定确保缔约另一方渔船的无害通过权和航行便利。

第十七条

- 一、缔约双方应在协定水域就渔业科学研究和海洋生物资源养护进行合作。
- 二、缔约各方可在协定水域己方一侧进行国际渔业科研合作。

第七部分 最后条款

第十八条

缔约双方之间对本协定的解释或适用而产生的任何争端，应通过友好协商予以解决。

第十九条

本协定附件和本协定补充议定书为本协定不可分割的组成部分。

第二十条

经协商，缔约双方可对本协定、本协定附件和本协定补充议定书进行补充和修改。

第二十一条

本协定第三条第二款规定的共同渔区的地理坐标和本协定第十二条第一款规定的小型渔船缓冲区的地理坐标均从作为北部湾划界协定附图的北部湾全图和北仑河口专题地图上量取。

第二十二条

- 一、本协定经缔约双方履行各自国内法律程序后，自两国政府换文商定之日起生效。
- 二、本协定有效期为十二年，其后自动顺延三年。顺延期满后，继续合作事宜由缔约双方通过协商商定。

本协定于一九八〇年十二月二十五日在北京签订，一式两份，每份均用中文和越文写成，两种文本同等作准。

中华人民共和国政府

越南社会主义共和国政府

代 表

代 表

陈耀邦

谢光玉

附件：

关于紧急避难的规定

为实施本协定第十五条第二款的规定：

一、中华人民共和国政府指定的联络部门为农业部南海区渔政渔港监督管理局。越南社会主义共和国政府指定的联络部门为水产部水产资源保护局。

二、紧急避难的联络办法由缔约双方在渔委会上相互通报。

三、紧急避难的联系内容应包括：船名、呼号、当时船位（纬度、经度）、船籍港、总吨位、全长、船长姓名、船员数、避难理由、请求避难的目的地、预计到达时间和联络方法。

<http://www.mfa.gov.cn/chn/gxh/zlb/tyfg/t556668.htm>

参考文献

【一次資料】

(国連)

Agreement between the People's Republic of China and the Socialist Republic of Viet Nam on the delimitation of the territorial seas, exclusive economic zones and continental shelves of the two countries in Beibu Gulf/Bac Bo Gulf (with maps). Beijing, 25 December 2000; No. 41860. China and Viet Nam, Treaty Series, Treaties and international agreements registered or filed and recorded with the Secretariat of the United Nation, VOLUME 2336, 2005, Nos. 41846-41883, p.171-199.

Award by the Arbitral Tribunal on the maritime Delimitation between Guinea and Guinea-Bissau, 14 February 1985, Delimitation Treaties Infobase, DOALOS/OLA-UNITED NATIONS.

Decree by the Central People's Committee establishing the Economic Zone of the People's Democratic Republic of Korea, 21 June 1977, National legislation - DOALOS/OLA - United Nations.

Joint Submission to the Commission on the Limits of the Continental Shelf pursuant to Article 76, paragraph 8 of the United Nations Convention on the Law of the Sea 1982 in respect of the southern part of the South China Sea, Part I: Executive Summary, Malaysia Socialist Republic of Vietnam, May 2009.

Statement of 12 November 1982 by the Government of the Socialist Republic of Viet Nam on the Territorial Sea Baseline of Viet Nam, National legislation - DOALOS/OLA - United Nations.

(ベトナム政府)

Bộ Ngoại giao, “Hiệp định phân định Vịnh Bắc Bộ và Hiệp định hợp tác nghề cá giữa Việt Nam - Trung quốc trong Vịnh Bắc Bộ, Thứ trưởng Ngoại giao Lê Công Phụng - Tạp chí Cộng Sản số 2, 1-2001.”

Ministry of Foreign Relations of Vietnam, General Information about Countries and Regions, List of countries which maintains diplomatic relations with the Socialist Republic of Vietnam (as April 2010).

Nhan Dan, “Agreement on the Delimitation of the Gulf of Tonkin-Interview by Foreign Minister Nguyen Dy Nien, about the Agreement on the Delimitation of the Gulf of Tonkin”, July 1, 2004.

Preliminary result of Vietnam population and housing census 2019, GENERAL STATISTICS OFFICE of VIET NAM (https://www.gso.gov.vn/default_en.aspx?tabid=515&idmid=5&ItemID=19281).

TỔNG CỤC THỐNG KÊ (General Statistics Office of Vietnam), Niên giám thống kê, 1997.

TỔNG CỤC THỐNG KÊ (General Statistics Office of Vietnam), Niên giám thống kê, 2000.

VIETNAM NATIONAL DEFENCE, HANOI, 12 - 2009.

(中国政府)

中国外交部『中越北部湾划界协定情况介绍』、2004年6月

新华社『中越北部湾划界协定生效 王毅谈首条海上边界』、2004年6月30日王毅外交副部长谈话記事

(米国政府)

“The United States and Japan: Advancing Toward a Mature Partnership”, INSS Special Report, Institute for National Strategic Studies, National Defense University, October 11, 2000.

“United States Security Strategy for the East Asia-Pacific Region”, U.S. Department of Defense (Nye

Report) , February 27, 1995.

(日本政府)

外務省『APEC フィリピン会合、APEC の際の日中首脳会談 (概要)』平成 8 年 11 月 24 日。

外務省『橋本総理の中国訪問の概要と評価』平成 9 年 9 月 9 日。

外務省『要人来日日程 (平成 9 年) 日中首脳会談』

外務省『要人来日日程 (平成 9 年) 李鵬総理の訪日 (全般的概要及び評価)』

外務省『江沢民国家主席訪日 (訪日全体の概要)』平成 10 年 12 月

外務省『日本の領土をめぐる情勢』、『尖閣諸島』

内閣府世論調査『世論調査報告概要』、平成 27 年 10 月調査、『中国に対する親近感』、2015 年

【英語文献】

Anderson, James A., “Chapter 5, ‘Slipping through Holes’: The Late Tenth- and Early Eleventh-Century Sino-Vietnamese Coastal Frontier as a Subaltern Trade Network”, Cooke, Nola, Tana Li & Anderson, James A., Ed, *The Tonking Gulf Through History*, University of Pennsylvania Press, 2011.

Chan, Minnie, “First made-in-China aircraft carrier, the Shandong, officially enters service”, *South China Morning Post*, 17 Dec, 2019.

<<https://www.scmp.com/news/china/military/article/3042469/chinas-second-aircraft-shandong-carrier-officially-enters>, accessed on 2022/01/01 >

Chang Pao-min, “New Opportunities and Challenges”, *Contemporary Southeast Asia*, Vol.2, September 1997.

Chang Pao-min, *The Sino-Vietnamese territorial dispute*, The Washington Papers, CSIS, Praeger Publishers, 1986.

Churchman, Michael, “Chapter 4, The People in Between”: The Li and Lao from the Han to the Sui”, Cooke, Nola, Tana Li & Anderson, James A., Ed, *The Tonking Gulf Through History*, University of Pennsylvania Press, 2011.

Cook, Damen “China’s Most Important South China Sea Military Base”, *The Diplomat*, March 09, 2017.

<<https://thediplomat.com/2017/03/chinas-most-important-south-china-sea-military-base/>, accessed on 2021/08/09 >

CSIS/AMTI, *Island Features of South China Sea*.

<<https://amti.csis.org/scs-features-map/>, accessed on 2022/01/01 >

Do Tien Sam, “Vietnam-China Relations and Building the Two Corridors, One Economic Belt”, Ed. Do Tien Sam, *Cooperation for the Development of Vietnam-China, Two Corridors and One Economic Belt: Current Situation and Prospects*, Vietnamese Academy of Social Science, Institute of Chinese Studies, Encyclopedia Publishing House, 2009.

Do Tien Sam and Le Van Sang, “Vietnam-China: How to Strengthen the Efficacy of Bilateral Relations”, Ed. Do Tien Sam, *ASEAN-China How to Improve Cooperation Effectiveness?*, Vietnamese Academy of Social Science, Center for ASEAN and China Studies (CACs), Thế Giới Publishers.

FAS, *Nuclear Weapon Tests*.

<<https://fas.org/nuke/guide/china/nuke/tests.htm>, accessed on 2022/01/01 >

Fravel, M. Taylor “Regime Insecurity and International Cooperation: Explaining China's Compromises in Territorial Disputes”, *International Security*, Vol. 30, No. 2, pp. 46-83 Published by The MIT Press, Fall, 2005.

Fravel, M. Taylor, *Strong Borders, Secure Nation: Cooperation and Conflict in China's Territorial Disputes*, Princeton University Press, 2008.

Global Security, *Territorial claims in the Spratly and Paracel Islands*.

<<https://www.globalsecurity.org/military/world/war/spratly-claims.htm> accessed on 2022/01/01 >

Gomà Pinilla, Daniel, “Border Disputes between China and North Korea”, *China Perspectives* 52, March-April 2004,

<<https://journals.openedition.org/chinaperspectives/806> 2022年1月1日アクセス>

Grimes, William. W., “The Asian Monetary Fund Reborn? Implications of Chiang Mai Initiative Multilateralization”, *The National Bureau of Asian Research “Asia Policy No.11*, Seattle, U.S.A. January, 2011.

<https://www.bc.edu/content/dam/files/schools/cas_sites/economics/pdf/Seminars/SemS2011/Grim.es.pdf accessed on 2022/01/01 >

Hosokawa, Daisuke, “Pan-Beibu Gulf Economic Cooperation: Vietnam’s Perspective and China’s Challenges” Ed. Do Tien Sam, *Cooperation for the Development of Vietnam-China, Two Corridors and One Economic Belt: Current Situation and Prospects*, Vietnamese Academy of Social Science, Institute of Chinese Studies, Encyclopedia Publishing House, 2009.

Huth, Paul H., *Standing Your Ground, Territorial Disputes and International Conflict*, University of Michigan Press, 1996.

IISS, *The Military Balance*, 1995/1996, 1997/1998, 1999/2000.

Ikenberry, G. John, “Chapter 2, America in East Asia, Power, markets, and Grand Strategy”, Krauss, Ellis S. and Pempel, T.J., Ed., *Beyond Bilateralism: U.S.-Japan relations in the new Asia-Pacific*, Stanford University Press, 2004.

Ioka Naoko, “Chapter 7, The Trading Environment and the Failure of Tongking’s Mid-Seventeenth-Century Commercial Resurgence”, Cooke, Nola, Tana Li & Anderson, James A., Ed, *The Tonking Gulf Through History*, University of Pennsylvania Press, 2011.

Jane's Security News, *Secret Sanya - China's new nuclear naval base revealed*, 21 April 2008, <https://www.janes.com/news/security/jir/jir080421_1_n.shtml, accessed on 2008/04/22>

Kardon, Isaac B., *The Other Gulf of Tonkin Incident: China's Forgotten Maritime Compromise*, Asia Maritime Transparency Initiative (AMTI), CSIS, October 21, 2015.

<<https://amti.csis.org/the-other-gulf-of-tonkin-incident-chinas-forgotten-maritime-compromise/>, accessed on 2022/01/01 >

- Lee, Seokwoo & Schofield, Clive, “The Law of the Sea and South Korea: The Challenges of Maritime Boundary Delimitation in the Yellow Sea”, *Analysis from the Maritime Awareness Project*, National Bureau of Asian Research, U.S.A., April 23, 2020.
 <https://map.nbr.org/wp-content/uploads/2020/09/analysis_lee_schofield_42320.pdf, accessed on 2022/01/01 >
- Li Tana, “Chapter 2, Jiaozhi (Giao Chi) in the Han Period Tongking Gulf”, Cooke, Nola, Tana Li & Anderson, James A., Ed, *The Tonking Gulf Through History*, University of Pennsylvania Press, 2011.
- Li Tana, “Introduction, The Tongking Gulf Through History: A Geopolitical Overview”, Cooke, Nola, Li Tana & Anderson, James A., Ed, *The Tonking Gulf Through History*, University of Pennsylvania Press, 2011.
- Luu Van Loi, *50 Years of Vietnamese Diplomacy 1945-1995*, Nhà Xuất Bản Thế Giới, 2000.
- Luu Van Loi, *The Essentials of Vietnamese Land, Sea and Sky*, Thế Giới Publishers, 2015.
- Luu Văn Lợi, *The Sino-Vietnamese Difference on the Hoansa and Truongsas Archipelagos*, Thế Giới Publishers, Hanoi, 1996
- Mochizuki, Mike M., “Chapter 4, Terms of Engagement, The U.S.-Japan Alliance and the Rise of China”, Krauss, Ellis S. and Pempel, T.J., Ed., *Beyond Bilateralism: U.S.-Japan relations in the new Asia-Pacific*, Stanford University Press, 2004.
- Nguyen Hong Thao, “Maritime Delimitation and Fishery Cooperation in the Tonkin Gulf”, *Ocean Development and International Law*, 36:25-44, 2005.
- Nguyen Hong Thao, “Vietnam’s First Maritime Boundary Agreement”, *Boundary and Security Bulletin*, IBRU, Centre for Borders Research, Durham University, Durham, UK, Autumn 1997.
 <https://www.durham.ac.uk/media/durham-university/research-/research-centres/ibru-centre-for-borders-research/maps-and-databases/publications-database/boundary-amp-security-bulletins/bsb5-3_thao.pdf, accessed on 2022/01/01 >
- Nguyen Khac Vien, *Vietnam, a Long History, Seventh revised and Expanded Edition*, Thế Giới Publishers, Hanoi, Vietnam, 2007.
- Nguyen Vu Tung, “Vietnam’s Security Challenges: Hanoi’s New Approach to national Security and Implications to Defense and Foreign Policies”, *Asia Pacific Countries’ Security Outlook and Its Implications for the Defense Sector, NIDS JOINT RESEARCH SERIES No. 5*, The National Institute for Defense Studies, Japan, 2010.
 <http://www.nids.mod.go.jp/english/publication/joint_research/series9/pdf/08.pdf, accessed on 2022/01/01 >
- Niu Junkai and Li Qingxi, “Chapter 8, Chinese ‘Political Pirates’ in the Seventeenth-Century Tongking Gulf”, Cooke, Nola, Tana Li & Anderson, James A., Ed, *The Tonking Gulf Through History*, University of Pennsylvania Press, 2011.
- Pham Quang Minh, *Vietnam’s Foreign Policy and External Relations*, Thế Giới Publishers, Hanoi, 2018.

- Prescott, John Robert Victor, *Maritime Jurisdiction in Southeast Asia: Commentary and Map, Research Report No.2*, East-West Environment and Policy Institute, East-West Center, Honolulu, Hawaii, 1981.
- Quang Minh, Ed., *Some Historic Battles in Viet Nam*, Thế Giới Publishers, 2013.
- Roach, J. Ashley and Smith, Robert W., *Excessive Maritime Claims*, Leiden • Boston, Martinus Nijhoff Publishers, 2012.
- Sutter, Robert G., *China's Rise in Asia, Promises and Perils*, Rowman & Littlefield Publishers, INC, Lanham, Maryland, U.S.A., 2005.
- Thayer, Carlyle A., "VIETNAM AND RISING CHINA: The Structural Dynamics of Mature Asymmetry", *Southeast Asian Affairs 2010*, pp. 392-409, ISEAS - Yusof Ishak Institute.
- Tran Cong Truc, Dr., Chief Editor *Evidences of Vietnamese Sovereignty on the Bien Dong Sea*, Information and Communications Publishing House, Hanoi, 2014.
- Tran Cong Truc, "Measures for Maintenance for Peace, Stability and Enhancement of Cooperation on the South China Sea" presentation text of the Diplomatic Academy of Vietnam and Vietnam Lawyers' Association International Workshop on "the South China Sea: Cooperation for Regional Security and Development" Hanoi, November, 2009.
- Tran Truong Thuy and Le Thuy Trang, Ed., *Power, Law and Maritime Order in the South China Sea*, Lexington Books, 2015.
- Treglode, Benoit de, *Maritime Boundary Delimitation and Sino-Vietnamese Cooperation in the Gulf of Tonkin (1994-2016)*, Publisher Centre D'étude Français sur la Chine Contemporaine, Printed version Date of publication: 1 September 2016, pp.33-41.
- Vũ Đường Luân and Nola Cooke, "Chapter 9, Chinese Merchants and Mariners in Nineteenth-Century Tongking", Cooke, Nola, Tana Li & Anderson, James A., Ed, *The Tonking Gulf Through History*, University of Pennsylvania Press, 2011.
- Whitmore, John K., "Chapter 6, Vân Đồn, the 'Mạc Gap', and the End of the Jiaozhi Ocean System: Trade and State in Đại Việt, Circa 1450-1550", Cooke, Nola, Tana Li & Anderson, James A., Ed, *The Tonking Gulf Through History*, University of Pennsylvania Press, 2011.
- Wittkopf, Eugene R., Jones, Christopher M., with Kegley, Charles W. Jr., *American Foreign Policy*, Thomson/Wadsworth, 2008.
- Womack, Brantly, *China and Vietnam, The Politics of Asymmetry*, Cambridge University Press, NY, USA, 2006.
- Zou Keyuan, "Maritime Boundary Delimitation in the Gulf of Tonkin", *Ocean Development and International Law*, 30:325-224, East Asian Institute, National University of Singapore, September,1999.
- <https://www.researchgate.net/publication/237518285_Maritime_Boundary_Delimitation_in_the_Gulf_of_Tonkin, accessed on 2022/01/01 >
- Zou Keyuan, "The Sino-Vietnamese Agreement on Boundary Delimitation in the Gulf of Tonkin", *Ocean Development and International Law*, 36:13-24, , East Asian Institute, National University of Singapore, 2005.

<https://www.researchgate.net/publication/254320520_The_Sino-Vietnamese_Agreement_on_Maritime_Boundary_Delimitation_in_the_Gulf_of_Tonkin, accessed on 2022/01/01 >

【日本語文献】

- 青山利勝『ラオス、インドシナ緩衝国の肖像』中公新書、中央公論新社、1995年
- 阿部純一「第4章 改革開放から建国60周年まで－1982～2010」浅野亮、河合悟編著『概説近現代中国政治史』ミネルヴァ書房、2012年
- 天児慧『現代アジアの肖像4 鄧小平、富強中国への模索』岩波書店、1996年
- 飯島健「アジア通貨危機の背景とその影響」『RIM 環太平洋ビジネス情報 1997年10月 No.39』日本総研 1997年10月01日
- <<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=15914> 2022年1月1日アクセス>
- 飯田将史「南シナ海における中国の新動向」『防衛研究所紀要第10巻第1号』防衛研究所、2007年9月
- <http://www.nids.mod.go.jp/publication/kiyo/pdf/bulletin_j10_1_4.pdf 2022年1月1日アクセス>
- 石井米雄・桜井由躬雄編『東南アジア史I 大陸部、新版世界各国史第1版第3刷』山川出版社、2008年
- 今井昭夫・岩井美佐紀編著『現代ベトナム知るための60章』明石書店、2004年
- 石田暁恵「深刻化するアジア経済危機の影響：1999年のベトナム」『アジア動向年報 2000年版』アジア経済研究所、2000年
- 井出敬二『中露国境交渉史』作品社、2017年
- ケネス・ウォルツ、渡邊昭夫他訳『人間・国家・戦争－国際政治の3つのイメージ』勁草書房、2013年
- 海老根量介「第7章 歴史の中の中国の南向政策－漢と南越の関係についてのケーススタディー」中居良文編著『中国の南向政策』学習院大学東洋文化研究叢書、御茶の水書房、2020年12月8日
- 大西康雄、小林昌之「改革・解放の全面復活を模索：1991年の中国」『アジア動向年鑑 1992年版』アジア経済研究所、1992年
- 岡田英弘『中国文明の歴史』講談社現代新書、2004年
- 奥田宏司「ワシントン・コンセンサスに対する日本政府の対応－アジア通貨危機の中で－」『立命館国際研究 17-2, October 2004』2004年10月
- <http://www.ritsumeai.ac.jp/ir/isaru/assets/file/journal/17-2_okuda.pdf 2022年1月1日アクセス>
- 小倉貞夫『物語ヴェトナムの歴史、一億人国家のダイナミズム、第3版』中公新書、2006年
- 小高泰「中国の攻勢に戸惑うベトナム」『海外事情 2017年10月号』拓殖大学海外事情研究所、2017年
- 川上高司『国際秩序の解体と統合』東洋経済新報社、1995年
- 木村陸男「ASEAN 地域フォーラムと東南アジアの『軍拡競争』」『アジア動向年鑑 2005年版』アジア経済研究所、2005年
- 桐山昇・栗原浩英・根本敬著『東南アジアの歴史』有斐閣アルマ、2003年
- 栗原浩英『コミンテルンシステムとインドシナ共産党』東京大学出版会、2005年
- 小谷哲男『中国の九つの門とインド太平洋地域の海洋安全保障－日本の課題』日本国際問題研究所『国際

問題 No.678』2019 年 12 月

- 斉藤国雄「アジア通貨危機への対処—その真相」『外交フォーラム 1998 年 11 月号』1998 年
- 斎藤道彦「南シナ海問題総論」『中央大学学術図書 97』中央大学出版部、2019 年
- 坂口賀朗・間山克彦「中露の国防政策に与えたコソボ戦争の影響」『防衛研究所紀要第 4 巻第 1 号』2001 年 8 月
- 坂田正三「経済は停滞から脱出、しかし安定成長には懸念材料も：2000 年のベトナム」『アジア動向年報 2001 年版』日本貿易振興会アジア経済研究所、2001 年
- 佐々木智弘・今井健一「政治的引き締め強化と経済体制転換の進展：2000 年の中国」『アジア動向年鑑 2001 年版』アジア経済研究所、2001 年
- 佐々木智弘・今井健一「新政権一波乱の船出：2003 年の中国」『アジア動向年鑑 2004 年版』アジア経済研究所、2004 年
- 佐藤考一「ASEAN 諸国の対中認識—『中国脅威論』の虚と実—」『ASEAN 全体像の検証 - 国際政治 第 116 号』日本国際政治学会編、1997 年 10 月
- 佐藤考一『中国脅威論と ASEAN 諸国 安全保障・経済をめぐる会議外交の展開』勁草書房、2012 年
- J・フランケル、田中治男訳『国際関係論』東京大学出版会、1772 年
- 下斗米伸夫『アジア冷戦史』中公新書、2004 年
- ジョゼフ・ナイ、米国国防次官補「米国の東アジア安全保障戦略と日米安保同盟—サンフランシスコ会議講演録（抄訳・仮訳・外務省日米安全保障課、日本国際問題研究所及びパシフィック・フォーラム共催のシンポジウム『変化と再生—21 世紀に向けた日米安全保障関係』における講演）」『外交フォーラム 1995 年 7 月号』都市出版株式会社、編集協力外務省、1995 年
- 白石昌也「1990 年代日本のインドシナ 3 国(カンボジア,ベトナム,ラオス)に対する援助政策:『ODA 白書』の記述を中心に」『アジア太平洋討究、No11(October 2008)』早稲田大学アジア太平洋研究センター、2008 年
- 銭其琛、濱本良一訳『回想録・中国外交 20 年の証言』東洋書店、2006 年
- 添谷芳秀「第 3 章 ASEAN 地域フォーラムと中国」高木誠一郎編『脱冷戦期の中国外交とアジア・太平洋』国際問題研究所、2000 年
- 高木誠一郎「中国の『新安全保障観』」『防衛研究所紀要防衛研究所創立 50 年記念特別号（2002 年 3 月）』防衛研究所、2003 年
- 高橋邦夫「第 8 章 90 年代の中露関係」高木誠一郎編『脱冷戦期の中国外交とアジア・太平洋』国際問題研究所、2000 年
- 土山實男『安全保障の国際政治学 焦りと傲り 第 2 版』有斐閣、2020 年
- 恒川潤「第 5 章 日中関係安定化に向けて—二国間アプローチから多国間アプローチへ」飯田将史編『転換する中国—台頭する大国の国際戦略—国際共同研究シリーズ 3 平成 21 年 7 月』防衛研究所、2009 年
- テイラー・フレイヴェル、松田康博監訳『中国の領土紛争』勁草書房、2019 年
- 寺本実「厳しい状況の下、新指導部が船出：1997 年のベトナム」『アジア動向年報 1998 年版』アジア経

- 済研究所、1998年
- 寺本実「経済が伸び悩むなか、政治は引き締めへ：1998年のベトナム」『アジア動向年報 1999年版』アジア経済研究所、1999年
- 唐家璇、加藤千洋訳『唐家璇外交回顧録・颯雨煦風』岩波書店、2011年
- 中居良文「第5章 日中関係」高木誠一郎編『脱冷戦期の中国外交とアジア・太平洋』国際問題研究所、2000年
- 仲居良文・今井健一「改革の突破と軋轢：1998年の中国」『アジア動向年報 1999年版』アジア経済研究所、1999年
- 中内康夫「尖閣諸島をめぐる問題と日中関係―日本の領土編入から今日までの経緯と今後の課題―」『立法と調査 2012.11 No.334』参議院事務局企画調整室編集・発行、2012年
- 浜勝彦、浅野幸穂、野副伸一、佐藤寛、村野勉、深町宏樹共著「1990年のアジア」『アジア動向年報 1991年版』アジア経済研究所、1991年
- ビル・ヘイトン、安原和見訳『南シナ海』河出書房新社、2015年
- 藤原帰一「東南アジアにおける冷戦と国家形成」五百旗部真編著『アジア型リーダーシップと国家形成』TBSブリタニカ、1998年
- 古田元夫「ドイモイ下ベトナムの意思決定」五百旗部真編著『アジア型リーダーシップと国家形成』TBSブリタニカ、1998年
- 松岡完『ベトナム戦争（第5版）』中公新書、2006年
- 松本三郎・川本邦衛編著『東南アジアにおける中国のイメージと影響力』大修館書店、1991年
- 村瀬信也「巻頭エッセイ 日中大陸棚境界画定問題」『国際問題 No. 565』日本国際問題研究所、2007年10月
- 村野勉「『ドイモイ』路線の定着：1988年のベトナム」『アジア動向年報 1989年版』アジア経済研究所、1989年
- 村野勉「経済界改革で前進、政治は引き締めへ：1989年のベトナム」『アジア動向年報 1990年版』アジア経済研究所、1990年、
- 村野勉「『脱ソ連・東欧』路線を模索：1990年のベトナム」『アジア動向年報 1991年版』アジア経済研究所、1991年
- 村野勉「対外環境が激変：1991年のベトナム」『アジア動向年報 1992年版』アジア経済研究所、1992年
- 村野勉「1992年憲法公布：1992年のベトナム」『アジア動向年報 1993年版』アジア経済研究所、1993年
- 村野勉「国際的経済支援再開へ：1993年のベトナム」『アジア動向年報 1994年版』アジア経済研究所、1994年
- 村野勉「経済制裁解除で外資導入にはずみ：1994年のベトナム」『アジア動向年報 1995年版』アジア経済研究所、1995年
- 村野勉「対外関係で画期的成果：1995年のベトナム」『アジア動向年報 1996年版』アジア経済研究所、1996年
- 村野勉、寺本実「『工業国』入りを目指して：1996年のベトナム」『アジア動向年報 1997年版』アジア経

済研究所、1997年

横田喜三郎『国際法Ⅱ 新版』有斐閣、1972年

吉田修「インドの対中関係と国境問題」『境界研究 No.1』北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター、
2010年

李国強「中国と周辺諸国の海上国境問題」『境界研究 No.1』、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター
-2010年

【ベトナム語・中国語文献】

Dang Dinh Quy, *Tim Kiem Giai Phap vi Hoa Binh va Cong Ly o Bien Dong*, Hoc Vien Ngoai Giao, Nhà Xuất Bản Thế Giới, 2015

Do Tien Sam, TS., “Y NGHIA LICH SU CUA VIEC KY KET HIEP UOC VE BIEN GIOI TREN DAT LIEN, HIEP DINH PHAN DINH VINH BAC BO VA HIEP DINH HOP TAC NGHE CA GIUA VIET NAM VA TRUNG QUOC”, Chu bien Do Tien Sam- Furuta Motoo, *Chinh Sach Doi Ngoai Rong Mo cua Viet Nam va Quan He Viet Nam-Trung Quoc*, Trung Tam Khoa Hoc Xa Hoi va Nhan Van Quic Gia, Trung Tam Nghien Cuu Trung Quoc, Truong Dai Hoc Van Hoa Tong Hop, Dai Hoc Tokyo (Nhat Ban) , Nhà Xuất Bản Khoa Hoc Xa Hoi, Ha Noi, 2003.

Hoc Vien Ngoai Giao, *Tim Kiem Giai Phap vi vi Hoa Binh va Cong Ly o Bien Dong*, Nhà Xuất Bản Thế Giới, 2015.

Nguyen Van Huy TS, Nguyen Quy Thao TS., Le Duy Dai TS., Vu Xuan Thao, PGS., *Dai Gia Dinh Cac Dan Toc Viet Nam(The Great Family of Ethnic Groups of Viet Nam)*, Nhà Xuất Bản Gioc Duc Cong Ty Co Phan Ban Do va Tranh Anh Giao Duc, 2007

Tap Ban Do Hanh Chinh 63 tinh, Thanh Pho Viet Nam Administrative Atlas, Nhà Xuất Bản Tai Nguyen-Moi Truong Va Ban Do Viet Nam, 2011

-吳士存『南沙争端的起源与發展』中国經濟出版社、2010